

沖縄県公報

定期発行日 毎週火・金曜日

当日が県の休日に 当たるときは休刊とする。

目 次

監査委員会事項

- \circ 包括外部監査人からの監査の結果に基づく措置の通知に係る事項の公表 \cdots 1

監查委員会事項

沖縄県監査委員公表第1号

平成13年5月11日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置、平成14年6月11日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置、平成16年5月14日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置、平成17年5月17日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置、平成18年5月16日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置、平成19年5月18日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置、平成21年5月22日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置、平成21年5月22日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置のが下で、知事から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年6月28日

沖縄県監査委員 又 吉 春 三 地 啓 子 沖縄県監査委員 沖縄県監査委員 嘉 陽 宗 儀 沖縄県監査委員 具 志 孝 助

ー平成12年度包括外部監査報告にかかる分ー <女性総合センター>

監査結果

- 1 施設管理委託料のあり方
 - (1) おきなわ女性財団に関する本来の計画は、平成12年までに10億円の基本財産を造成し、その基金の運用により得られた資金を財源にして、財団の人件費を賄い、自主事業等を行っていくというものであったが、バブルの崩壊により、民間企業はおろか県も予定通りの出捐金負担をすることが出来ず、平成11年度末までに集まったのは、3億6,164万9,835円にすぎない。平成11年度の基金運用による利息は、19万7,949円でしかない。当然、これでは、自主事業どころか、人件費にもまったく足りない状況である。その意味で、当初の構想は大きく狂っており、まずこのことがはっきりと県民に示されなければならない。
 - (2) しかし、おきなわ女性財団の目的とする男女共同参画社会に向けた取り組みの必要性、また、「ているる」の男女共同参画社会の実現を目指す諸活動の拠点としての必要性には、いささかも変わりがないのであって、これをいかにして維持していくのかということが議論されなければならない。
 - (3) この点、沖縄県では、おきなわ女性財団に対して、以下のとおりの補助金及び委託料を支払ってきている。(以下は省略)

平成11年度の委託料は総額で1億1,164万3,000円であるが、そのうちの7,866万1,000円(70.45%)が施設管理費となっている。

(4) そもそも委託料というのは、本来一定の業務の対価として支払われるものである以上、そこには内実

のある業務というものが存在しなければならない。

本来予定されている施設管理委託とは、ホールや会議室などの賃貸や管理業務であって、これだけの費用を要するものではない。この施設管理費には、不足するおきなわ女性財団の人件費などの赤字補填としての意味を持つものである事は明らかである。

- 2 実質としての「ているる」施設管理のあり方
 - (1) 「ているる」の運営管理については、沖縄県から財団法人おきなわ女性財団に委託されており、おきなわ女性財団は、管理者として利用者から「ているる」の施設使用料を徴収するが、この使用料はすべて県に帰属するという形になっている。
 - (2) 「ているる」の賃貸等に得られる収入は以下のとおりである。(以下は省略) 収入のうち、建物使用料は、施設内の食堂、公衆電話、売店、複写機の使用料として収受している金額であり、センター使用料は、ホール、会議室、研修室の使用料収入として利用者から収受する金額である
 - (3) これを沖縄県として、管理委託料(支出)と収入と言う形で対比してみると次のとおりとなる。
 - ①管理委託料と収入の対比(省略)
 - ②歳出の内訳(省略)

先に述べた通り「管理委託費」に実質人件費の補助が含まれているために、これが適正なのかどうか 直ちに判断することが出来ない。

- (4) もっとも「管理委託費」の使途明細から、間違いなく施設管理費として使用されているものに、日本ホールサービス株式会社に対する女性総合センターホールの舞台操作管理業務に対する委託料として、毎年1,461万6,000円が支払われており、そこだけをとらえたとしても、赤字になる計算である。
- (5) この施設が30億円以上の費用で建設されたということも併せ考慮すると、採算性向上についての真剣な努力がされなければならない。
- 3 利用率の向上
 - (1) 「ているる」の賃貸可能施設の平成11年度の使用件数及び利用者数は、下表1のとおり決してよい利用状況であるとは言い難い。(下表1は省略)
 - (2) しかも、この利用状況について過去3年間を比較してみると、毎年使用件数、利用者数共に減少の一途を辿っている。
 - (3) 利用者数向上のため、より一層の努力は不可欠であると考える。

<監査結果に係る措置>

文化環境部平和・男女共同参画課 財団法人おきなわ女性財団

- 1 施設管理委託料のあり方
 - (1) おきなわ女性財団の事業費は、基本財産運用収入で賄うこととなっているが、目標とする基本財産の額に到達していないことや近年の利率の低迷により基本財産運用収入が少なく、事業費の大部分を県からの補助金収入、受託収入等で賄っている状況である。
 - (2) しかしながら、当財団の目的とする男女共同参画社会の実現に向けた取組の必要性は、これまで以上に大きくなっており、平成20年度中に施行される公益法人改革関連法の趣旨も勘案しながら、今後の財団のあり方について議論を進めているところである。
 - (3) 地方自治法の一部改正を機に、より一層の効率的・効果的なサービスを提供することを目的として沖縄県男女共同参画センターの施設管理業務は、平成18年4月1日より「管理委託制度」から「指定管理者制度」へ移行した。
 - (4) 平成22年度現在、指定管理者制度が導入され、施設管理の経費は、指定管理料と貸館料で賄われている。 指定管理部門(貸館業務・図書情報業務)に係る人件費は、指定管理料から支弁されている。また、県 から委託を受けて行っている啓発学習事業及び相談事業に係る人件費は、別途センター事業費から支弁 されている。また、財団組織の管理業務を行う職員は、運営補助金から支弁されている。
- 2 実質としての「ているる」施設管理のあり方
 - (1) 平成18年度からの指定管理者制度の導入に伴い、施設の効率的な活用、適正な管理運営を図る上から、指定管理者の経営努力を促すために、施設の利用料金を管理者の収入とする利用料金制を採用した。

- (2) 平成18年度より、類似施設の利用料金と均衡を図るため、利用料金の改定を実施したが、男女共同参画センターは、採算性が低く、施設利用料金のみでは、管理運営経費を賄うことは困難であるため、管理運営経費にかかる支出との収支差の見込額の範囲内で県が指定管理料を支出している。
- (3) 平成22年度現在において、①使用料については、時間単位の使用料とし、②ホールの移動式客席については、客席を収納している催事は、年間数件でありその為の保守点検料金との費用対効果を検討した結果、平成23年度からは、客席を固定することにした。指定管理者制度が導入されて会議室等の利用件数が増加しているのは、利用対象者を広げた効果が大きいと考える。(平成21年度:5,024件、平成20年度:4,635件、平成19年度:4,224件)
- 3 利用率の向上

利用率の向上を図るため、平成13年2月に女性総合センター「ているる」のホームページを開設し、これまでよりリアルタイムで的確な情報提供に務めている。

また、以前から活用していた県で行っている広報媒体である電光広告塔及びラジオ県民室に加えて、うまんちゅひろば (テレビ) で年2回、美ら島沖縄 (広報誌) で年1回事業の事前告知に務めた。

平成13年度まで同センターの休館日は水曜日であったが、利用者の利便性を考慮し、休館日を水曜日から月曜日へ変更することとして、平成13年12月に条例施行規則の一部を改正し、平成14年4月1日から施行している。

監査意見

1 援助の方法

おきなわ女性財団の行っている業務は、本来、沖縄県の行うべき業務であるから、バブル崩壊により資金造成計画どおりでない現時点において、その人件費等を沖縄県が負担することは已むを得ないことと考えるが、「施設管理委託費」の中にその分を含めるという現在のやり方では、実質としての管理委託費がどれだけで、いくらが援助であるのか、県民に対して明らかではない。その意味で、援助の方法について、県民に明らかになるような方法に改められるべきである。

2 採算性の向上

「ているる」の採算性の向上のため、以下の方法についても検討してもらいたい。

- (1) 使用料の値上げ。ただし、「ているる」の本来の目的を阻害しない程度にしなければならない。
- (2) 舞台操作管理委託契約の見直し。これだけの費用をかけてまで客席の収納システムを維持する必要があるのか再検討すべきである。
- (3) 会議室などの利用方法の見直し。前述したとおり会議室などは全く利用されていない状況にある。新たな県の施設を建設する際には、安易に箱もの施設を建設するのではなく、その会議室などを改築し、県の施設として利用することも含めて検討がなされるべきである。
- 3 利用率の向上

現に建物がある以上、最終的には利用率を向上させることが不可欠である。具体的には、①PRの方法、②利用状況の改善(現在、複合施設になっているため、ホール等を借り受けた際に、看板等を出そうとすると、複数機関の許可が必要である。)、③駐車場の確保などが検討されるべきだと思われる。

4 資金造成の努力

当初計画10億円の資金造成計画の達成に向けて、なお一層の努力をなすべきである。

<監査意見に係る措置>

文化環境部平和・男女共同参画課 財団法人おきなわ女性財団

1 援助の方法

地方自治法の一部改正を機に、より一層の効率的・効果的なサービスを提供することを目的として沖縄 県男女共同参画センターの施設管理業務は、平成18年4月1日より「管理委託制度」から「指定管理者制度」へ移行した。

平成22年度現在、指定管理者制度が導入され、施設管理の経費は、指定管理料で賄われている。指定管理部門(貸館業務・図書情報業務)に係る人件費は、指定管理料から支弁されている。また、県から委託を受けて行っている、啓発学習事業及び相談事業に係る人件費は、別途センター事業費から支弁されている。財団組織の管理業務を行う職員は、運営補助金から支弁されている。

2 採算性の向上

- (1) 平成18年度からの指定管理者制度の導入に伴い、施設の効率的な活用、適正な管理運営を図る上から、指定管理者の経営努力を促すために、施設の利用料金を管理者の収入とする利用料金制を採用した。
- (2) 平成22年度現在において、「使用料」については、時間単位の使用料とし、「舞台操作管理」については、ホールの移動式客席を収納している催事は、年間数件でありその為の保守点検料金との費用対効果を検討した結果、平成23年度からは、客席を固定することにした。また、「会議室などの利用状況」については、指定管理者制度が導入されて会議室等の利用件数は増加している。(平成21年度:5,024件、平成20年度:4,635件、平成19年度:4,224件)

3 利用率の向上

施設の利用料収入はこれまで県の歳入となっていたが、平成18年度からは指定管理者の収入となっている。利用料の向上がそのまま指定管理者である財団の収入につながるため、経営努力による利用率の向上が期待される。具体的には以下のとおりである。

- ① PRについては、自主事業を積極的に展開し、施設の情報提供を行うほか、ホームページの充実を図っているところである。
- ② 利用状況の改善については、施設玄関や敷地入り口等の看板等掲示の依頼が、利用者からあった場合は、消防法の抵触や他施設の利用者への妨げがないような看板等であれば、利用者との打ち合わせ時に許可している。
- ③ 平成18年度から、庁舎地下駐車場は、職員の利用を禁止し、利用者及び公用車のみを対象とし、利用者のための駐車場として配慮しているほか、自主事業を開催する際、近隣の駐車場(無料)を確保し、多くの来館者が駐車出来るよう工夫している。

4 資金造成の努力

平成16年度第1回理事会において、基本財産を確実かつ有利に管理・運用する観点から、金融機関への預け入れの他に、国債や政府保証債、地方債等の債権を購入した。また、財産の管理運営を適正に行うための「財団法人おきなわ女性財団基本財産管理基準」を制定した。

現在は、この基準に従い国債や地方債等の購入に向け、調査中である。平成22年度現在、基本財産の増資を図るため、これまでどおり募金活動を行っている。

-平成13年度包括外部監査報告にかかる分-

<沖縄県営住宅>

監査意見

企業会計的手法により県住宅の採算の明確化を

<監査意見に係る措置>

土木建築部住宅課

ご指摘のとおり「公営住宅整備事業」についても、事業の効率的な執行及び透明性の観点から費用対効果の検証が必要であると考えられる。しかしながら、企業会計的手法による評価の目的が基本的に企業営利の最大化であり、公営住宅の目的である住宅セーフティーネット(外部不経済の是正)とは異なること。企業会計的手法による評価は、貨幣換算できない効果 例えば、公営住宅が有する福祉的な側面や市場における外部不経済の補完という観点を有することなどから検討することが求められる。同評価に基づく判断・数値が安易に用いられることにより(一人歩きをして)社会的公平性を損なう結果をもたらす事も思量される。

また、同事業が、他の公共事業と異なり「市場テスト」に馴染まないことや県全体の足並み(単独に先行して作成すること)を考慮すると、現時点の行政コスト計算書等の作成は困難であると考えられる。なお、事業経営の視点から企業会計的手法は、事業の最適化を図る上で効果的な経営手法であると考えるが、その適用については、ファシリティーマネジメント手法の活用を含めて今後の検討課題としたい。

<沖縄県信用保証協会について>

監査意見

1 部分保証制度について

保証協会の保証により金融機関の融資は無リスクとなり、また、保証協会も信用保険により2割のリスクしか負わないため審査は甘くなりがちな面は否めない。また、依然として不良債権の増加に苦しむ金融機関による安易な保証利用も考えられる。一般には、銀行等の金融機関の方が中小企業との普段の接触が

あるため、情報収集力がある。また、人員も揃っているため、融資審査力もあり、延滞債権の回収能力も あると思われる。部分保証により金融機関にもリスク負担を残し、相互の連携による審査能力の強化を図 り、債権回収も強化する必要がある。

2 信用リスクに応じた保証料率の設定について

現状の保証料の基本料率1パーセントが、低金利下では必ずしも低いというわけではないが、日本の金融機関もやっと格付けを利用し信用リスクに対応した金利設定に動き出してきており、保証料もある程度は信用リスクに対応した料率設定が必要と思われる。低金利時代であるからこそ、さらに柔軟な設定が必要であろう。

<監査意見に係る措置>

沖縄県信用保証協会

- 1 部分保証制度については、緊急保証制度等一部の保証制度を除き、金融機関が2割のリスクを負う責任 共有制度が平成19年10月1日から全国的に適用された。また、信用保険については、引き続き保証協会の リスク負担の内8割をカバーしていることから、当制度の導入により、最終的なリスク負担割合は金融機 関20パーセント、日本政策金融公庫64パーセント、信用保証協会16パーセントとなったところである。
- 2 信用リスクに応じた保証料の設定については、緊急保証制度等一部の保証制度を除き、平成18年4月から9段階のリスク考慮型の保証体系が全国的に適用された。また、「中小企業の会計に関する指針」に沿った財務諸表(公認会計士又は税理士が確認したもの)を作成している中小企業者又は保証実行に際して物的担保を提供する中小企業者については、それぞれ保証料率が0.1パーセント割り引きされる。
- -平成15年度包括外部監査報告にかかる分-

<補助金に関する事務の執行>

監査結果

共通の問題点

1 補助金の「ゼロ精算」について

補助金の交付について、要綱に「基準額」(利用者・規模等から一定の基準により算出した額)と「対象経費の実支出額から寄附金その他収入の額を控除した額」(以下、実支出額という。)を比較して、いずれか少ない方の額に○分の1を乗じて得た額以内の額とされているものが多い。これは、効率的な事業遂行により補助金額を抑制するための定め方である。しかしながら、基準額と実支出を同額のものとして精算している補助金がある。元々、県の基準額自体を交付された市町村から社会福祉団体等への委託金額としていれば一致することにはなる。この場合には、県としては委託契約書及び委託先の当該補助金に係る収支計算書を吟味していれば足りるであろう。一括委託でない場合も、基準額と実支出額が同一の場合があるが、積み上げた実支出額が基準額と同額になるということは考え難く、基準額に合わせたと考えるのが自然であろう。福祉団体等においては、種々の事業があるため、間接費等で対象補助金の「帳尻合わせ」をしていることも考えられる。県としては、実支出額について合理的に集計されたものかどうか吟味する必要がある。

また、市町村が社会福祉団体等へ一括して委託している場合には、同額の精算を明確にするためには、委託契約書を審査する必要がある。

2 補助金の検査について

補助金額の確定について、県補助金規則において以下のように定められ、確定に先立ち調査することになっている。

第12条 (実績報告)

補助事業者は、知事の定めるところにより、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に知事の定める書類を添えて知事に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

第13条 (補助金等の額の確定等)

知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると

認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該事業者等に通知するものとする。 福祉保健部所管の抽出した補助金について、以下の質問により調査の状況を質問した。

- (1) 審査・検査要領等の有無
- (2) 審査・検査日程(日数など)
- (3) 書類審査のみでなく、補助金交付事業者を呼び出して実施した場合は、その割合。部分的に実施した場合は、抽出の基準など。
- (4) 交付先に出向いて実施した場合は、その割合。部分的に実施した場合は抽出の基準など。
- (5) 審査・検査の結果の記録方法 (一定の書式の有無など)
- (6) 結果、交付事業者に対して是正を求めた内容

その結果、全体として調査は不十分である。調査要領(チェックリスト)等は大部分においてなく、担当者の経験によって調査され、調査結果の記録は明確な形では残されていない。補助金の性質により検査の難易度はかなり異なるが、福祉保健部においては、各市町村を通じて共通の方法でなされるものが多く、多くの市町村を迅速・正確・適切に検査し、その証拠とするためには、チェックリストの作成によることが必要であり有効である。

今後、三位一体改革により地方自治体の自主的な判断による補助金等が増加してきた場合には、 特に補助金に対する県自体の審査はより重要なものになると思われる。

<監査結果に係る措置>

福祉保健部福祉保健企画課

1、2について

平成22年度においては、本庁各課の予算総括班長及び出先機関の総括班長及び事務担当者を対象に、「予算執行事務の適正化に係る部内担当者会議」を開催し、補助金の適正な執行に努めるよう呼びかけた。

<沖縄県立病院の財務に関する事務の執行及び経営管理について>

監査結果

1 医療費収納に係る事務について

(八重山病院)

修正したあとの伝票が残っているだけで、修正前の伝票は廃棄されていた。赤字伝票が作成されていない。

2 未収金について

(全体の問題点)

納入通知書発行不要先については、規則第36条の過誤納金の還付を類推適用する(金額は0)ことによって、当年度中に未収金から削除することが可能かと思われる。

(南部病院)

未収金システム上の差異について

3 材料費について

(全体の問題点)

- (1) たな卸しの実施及び書類作成は、病院を通して規則に沿った運用が必要である。薬品等のたな卸しや受払いについての管理事務は規則に沿って行われていないものが多い。そのため、規則に沿った運用を行う必要がある。
- (2) たな卸しの範囲を統一的に定めることが必要である。

(南部病院)

- (1) 規則第85条のたな卸し表が作成されていない。
- (2) 規則様式45号でのたな卸し表の様式は現在の薬品管理システムから出力できない。システムの見直し、あるいは規則の改廃が必要である。
- (3) 医薬品のたな卸し表として代替している受払管理システムの出力帳票は、たな卸し書類の用件を満たしていない。
- (4) 規則第88条に基づくたな卸し結果の修正について
- (5) たな卸しの方法について
- (6) 薬品の払出し事務手続について

規則第79条の物品請求伝票が作成されていない。

(7) 薬品の実数と帳簿(システム)残高との差違について 実数を帳簿(システム)残高と突合し確かめる頻度を高め、可能な限り正確を期す努力が必要である。

4 院内規則の整備と運用について

(南部病院)

薬事委員会の運営について

<監査結果に係る措置>

病院事業局県立病院課

1 医療費収納に係る事務について

現在は適正に処理を行っており、伝票の破棄は行っていない。

2 未収金について

(全体の問題点)

指摘のとおり処理している。

(南部病院)

システム上の差異は平成17年度末までに解消している。

3 材料費について

(全体の問題)

- (1) 沖縄県病院事業財務規則第85条から第88条の規定に基づき、実地たな卸しを行い、規則様式に基づき 書類作成を行う。
- (2) 対象範囲の統一を図る必要があり、県立病院全体の課題として平成25年度までに対象範囲の検討を進めていきたい。

(南部病院)

- (1) 一部病院では作成されているものの、全病院で作成するまでには至っていないことから薬品・診療材料システム等の見直しや規則様式の改廃を含め、県立病院全体の課題として平成25年度までに作成を図っていきたい。
- (2) 県立病院全体の課題として平成25年度までにシステムの見直し及び規則様式の改廃を図っていきたい。
- (3) 県立病院全体の課題として平成25年度までにシステムの改善を図っていきたい。
- (4)及び(6) 改善を図る必要があり、県立病院全体の課題として平成25年度までに検討していきたい。
- (5) 改善を図る必要があり、県立病院全体の課題として平成25年度までに実施方法等について検討していきたい。
- (7) 県立病院全体の課題として実数とシステムとの突合頻度を高め、差異を小さくするよう努力したい。
- 4 院内規則の整備と運用について

(南部病院)

規則どおり開催を行った。

-平成16年度包括外部監査報告にかかる分-

<県立芸術大学について>

監査結果

- 1 人件費の割合及び各種手当の検討
 - (1) 私立大学及び国立大学と比較しても人件費の割合が71.7パーセントと異常に高いことから、県立看護大学との統合による職員、教員の削減効果、及び独立行政法人化による人件費の見直しを図るべきである。
 - (2) 管理職手当について、本来は管理職という職務に対する手当であるにもかかわらず、本人の給料月額の何パーセントという支給になっているには不合理である。
- 2 建物等の施設管理について

公有財産である県立芸術大学の施設について、専門家のアドバイスを受けながら、継続的、計画的な管理体制を確立することが急務である。

- 3 工事請負に関する事務執行状況について
- (1) 工事請負契約について、随意契約について相見積の異議が形骸化しており、金額基準により相見積業

者数を比較させて多くする等自主ルールを設けてコスト意識を持たせるべきである。

(2) 指名競争入札制度において、競争原理が働いているのか疑問であることから、談合防止のための諸施策を再度検討する必要がある。

<監査結果に係る措置>

文化環境部文化振興課

- 1 人件費の割合及び各種手当の検討
- (1) 県立芸術大学においては、人件費の適正化の観点から、大学の自主的な取組による非常勤講師の報酬 単価の見直しを行っており、平成23年度からの適用を予定している。
- (2) 県立芸術大学の職員給与は、県の給与制度の中でその見直しが図られているものであるが、管理職手当については、管理職の職務・職責は端的に反映されるよう、定額制の支給に移行している。
- 2 建物等の施設管理について

県立芸術大学においては、平成21年度から技術職の再任用職員を配置している。その専門知識を十分に活用し、土木建築部等の関係団体とも連携の上、維持・管理のための点検、修繕等を適時、適切に実施している。

- 3 工事請負に関する事務執行状況について
 - (1) 随意契約できる工事請負費の執行にあたっては、沖縄県財務規則に則って公平公正に実施する中で、必要に応じて見積もり数を考慮している。
 - (2) 委託費の指名競争入札の執行については、談合防止の観点から、一括して行っていた現場説明は廃止し、仕様書の送付等、書類送付による説明に改めている。

< 重要港湾である中城湾港を中心とする沖縄県港湾・埋立事業の財務に関する事務の執行及び事業の管理状況について>

監査結果

賃貸工場の収支状況の検討

賃貸工場の増設の必要性と効果について疑問があり、賃貸工場の増設については事前に十分な需要把握が必要であり、明確に需要が見込めるまでは当面中止すべきである。

<監査結果に係る措置>

観光商工部企業立地推進課

平成21年度事業である素形材産業賃貸工場の整備にあたっては、沖縄県工業連合会を通じ、県内における 金型等の需要調査を行った。

-平成17年度包括外部監査報告にかかる分-

<高齢者対策事業に関連する事業の管理運営について>

監査結果

首里厚生園について

1 収支について

首里厚生園の収支は、直近3年は、毎年赤字決算となっている。

赤字額は、県の一般会計から補填されているが、県の厳しい財政状況下にあって、毎年1億円超の一般 会計からの持ち出しは県財政を圧迫する要因となる。

赤字の大きな要因は、人件費の高さにあることは明かであるが、現行法の下では給与削減ができない。 従って、県の財政軽減の観点からみると、早急な民営化の導入が求められる。

- 2 首里厚生園の民営化問題について
 - (1) 民営化を推進する際に、まず、職員の公務員としての身分の処遇が問題となるがその対処法は次のようにすべきである。
 - ① 一般事務職等は県職員の一般行政職として配置転換可能である。
 - ② 現業職の処遇方法

一般行政職への転用試験制度を採用する(計画的に推進し、積極的にチャレンジさせる…民営化までに全員受験させる。)転用試験で合格できなかった職員に対しては、県として現業部門の廃職という現実の下で、勧奨退職制度及び論旨退職制度等の活用、あるいは地方公務員法第28条の降任、免職、休職等の四の条項を採用して対処する。

(2) 民営化の時期については、県としても平成21年度を目途に民営化を検討しているようであるが、現況の財政状況の中で今後(平成18年度以降)平成21年度までの4年間、一般財源から毎年1億4千万円(平成16年度の持ち出し分)程の持ち出しを続けることは非常に厳しいと言わざるを得ない。試算上黒字化が予測される中では一年も早く前倒しで民営化を推進すべきである。

<監査結果に係る措置>

福祉保健部高齢者福祉介護課

1、2について

首里厚生園については、民間の介護サービス事業所が充実し、県立の介護老人福祉施設は設立当初の先導的役割は終えたことなどを背景として、平成15年3月に策定された「新沖縄県行政改革大綱」の中で県立施設のあり方が位置づけられ、廃止、民間移譲等について検討されてきた。平成18年3月に策定した「沖縄県行財政改革プラン」で首里厚生園の民間移譲を決定、民営化の作業が進められた。

首里厚生園に勤務していた寮父母については、①現業職から行政職への職種変更試験による転用、②職種変更を希望しない者又は能力の実証が得られない者への意向調査等を実施し、本人の意向を踏まえ、他の現業業務に職種変更することが調整された。平成17年度から平成20年度までの職種変更試験による寮父母の合格者は19名となっている。

平成19年度に、首里厚生園は平成21年4月を目途に民間移譲するとの方針を決定し、当該方針に基づき、譲渡に係る課題の解決、議会手続き、譲渡先法人の公募、選定等を進め、譲渡先法人とのスムーズな運営引継ぎに向けた作業を行なってきた。

その後、首里厚生園は、公募により選定された民間の社会福祉法人へ平成21年4月に譲渡、民営化された。

監査意見

いきいきふれあい財団の人員配置について

専門的ノウハウの蓄積による業務の効率化という観点から、プロパー職員を採用するように人事政策を改める必要があると考えられる。また、プロパー職員に業務が集中するという問題も、プロパー職員の新規採用によって緩和されていくと考えられる。同財団は平成18年度より県社協に統合される予定であるため、統合にあたってこの問題を十分に検討し、統合後の組織体制の構築に反映させることが必要と考える。

<監査意見に係る措置>

福祉保健部高齢者福祉介護課

沖縄県社会福祉協議会と統合したことにより協議会職員の活用ができるようになった。しかしながら、プロパー職員の新規採用については、その必要性は認められるものの財政的な負担が大きいため臨任職員で対応している状況である。

統合により、法人管理にかかる業務が集約され、「いきいき長寿センター」の高齢者施策にかかる執行体制は向上したと考えている。

監査結果

いきいきふれあい財団と沖縄県社会福祉協議会との統合について

統合には多くのメリットがあるが、デメリットとして財団の高齢者福祉政策が埋没してしまう危険性がある。このデメリットを克服するために、旧財団の機能は1つの独立した部署として設置することが必要と考えられる。

<監査結果に係る措置>

福祉保健部高齢者福祉介護課

統合後、旧財団は沖縄県社会福祉協議会内の独立した部署、「いきいき長寿センター(旧財団事業課)」 及び「高齢者総合相談センター(旧財団総合相談課)」として組織された。(「高齢者総合相談センター」は 平成20年度をもって廃止された。)

監査意見

財団法人沖縄県老人クラブ連合会

現状では、公共性、財団性という理論的・理念的な問題点のほかに、会員数の低下という現実的・実践的な問題点がある。これらの解消のための一案として、中間法人の新設や、会員制を廃し、誰でも研修や行事等に参加できる制度へ移行が必要と考える。会費に代わる収入源は、寄付金を募ること等で賄えるはずである。

<監査意見に係る措置>

福祉保健部高齢者福祉介護課

沖縄県老人クラブ連合会においては、組織財政検討委員会を立ち上げ、今後の組織のあり方や自主財源の 強化にかかる検討を行っているが、なかなか奏功していない。現法人としての存続等については、公益法人 制度改革の趣旨や、団体内部での十分な検討を踏まえ、対応を考えていくこととしている。

-平成18年度包括外部監査報告にかかる分-

<沖縄県男女共同参画センター>

監査結果

1 施設利用について

施設の利用状況向上はもちろん図らなければならない。

しかし、問題となるのは利用の中身であり、設置目的達成のためにどれだけ有効かつ効率的に利用されているかについて、実態を把握し公表する工夫が求められる。

2 リスクのある金融商品の取得について

この商品は期間30年という超長期で設計されており、財団の今後の運営状況等を考慮した場合、このような長期の債権を保有することにメリットがあるのかどうか、あるとすればどの程度のメリットがあるのか充分に検討されていない。また、期間30年のものを取得後数年で解約したときのリスク等の把握もなされていない。証券会社等から充分な説明を受け、事前にどの程度のリスクが発生するのか、発生するとすれば額はいくらになるのか検討しておく必要がある。

3 随意契約の妥当性

安易に随意契約によることなく、原則としてすべての契約につき入札を実施し、競争原理を働かせた上で、効率的な業務運営を目指すべきである。

また、指名競争入札の指名業者選定方法が明確に文書等に定められておらず、選定過程を示す資料を閲覧したが分かりにくいものであった。入札の効果をより高め、入札手続を透明にするためにも、指名業者選定方法も含めて文書化すべきである。

4 県派遣職員の人件費支給方法について

しかし、県派遣職員人件費相当額が補助金、委託金の中に実質的に含まれており、しかも財団で支給される人件費が財団での業務内容等を勘案したものでなく、県での給与相当額がそのまま100パーセント支払われている現状では、実質的には、県派遣職員の給与を県が支給していることと同じであるから、派遣法の趣旨を勘案し、財団を経由しないで直接支給できる場合は直接派遣職員に対して支給すべきである。

また、委託料として給与相当額を県が負担する場合は、消費税が加算されるので、負担が増す結果となり不当である。

5 施設の設置目的と利用について

施設の設置目的が、女性の地位向上と男女共同参画社会の形成促進にあるとすれば、本来は、施設の利用もこのような設置目的に沿ったものでなければならない。しかし、利用状況を検討してみると、設置目的に沿った利用かどうか明確でない状況も見られた。

上述したように、利用率が極めて高いフィットネスルームが、どれだけ設置目的達成に寄与しているのか明確でない。これに関連して、指定管理者からの利用料金承認申請を受け県が承認した利用料金には、従来の条例にはなかった施設利用者が入場料を徴収する場合の利用料金も新たに設定されている。

設置目的達成のための施設利用は公益目的に限定されるべきであると考えるが、利用者が入場料を徴収する場合というのは、利用者にとって営利行為に当たらないのかどうかが問題となる。

県所管課(男女共同参画課)から入手した「沖縄県女性総合センター使用許可受付等留意事項」(平成12年4月1日)では、原則として、営利を目的とする利用はできないことになっており、(1)ア「収支予算書により、収益性が高いもの」、イ「会社等の事業の一つとなっているもの」などの条件がついているものの、規定が曖昧である。設置条例との関連も含め利用を制限する場合を明確にすべきである。

<監査結果に係る措置>

文化環境部平和・男女共同参画課 財団法人おきなわ女性財団

1 施設利用について

沖縄県男女共同参画センターのホームページから利用の予約状況が確認できるようにした。また、利用 団体ごとの利用実態は、おきなわ女性財団の業務概要の冊子で公表している。

2 リスクのある金融商品の取得について

当財団の事業は主に県からの管理運営補助金と啓発事業に伴う委託料で賄っている状況であり、財団独自の自主事業を計画するための財源が乏しく、自主財源の確保が課題であった。

そのことから、自主財源の確保に向け充分検討を重ね今後の財団の運営等を考慮し長期で設計されている債権を購入したものである。健全な運用を第一に、元本保証の外国債を購入しており、財団法人おきなわ女性財団基本財産管理基準(平成16年5月26日施行)に基づき運用している。今後、基本財産の運用にあたっては、リスクの発生しない債権を購入するなど、健全な運用に努めたい。

3 随意契約の妥当性

現在、三重城合同庁舎全体に関わる委託に関しては、毎年入札を行っている。

ホール舞台関連に関しては、設置メーカー独自の機器及び部品も扱っているため、他社での点検による 業務委託では、最終的に他社メーカーの機器及び部品等は保証ができないという理由があることから、設 置業者による保守点検を随意契約で行っている。

4 県派遣職員の人件費支給方法について

県から財団への職員の派遣は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律及び沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に基づき行われている。財団における派遣職員の給与は財団法人おきなわ女性財団の役員及び職員の給与及び旅費に関する規程により、沖縄県職員の給与に関する条例に準ずると定められている。

平成23年度から、県派遣職員の給与は、同条例の規定に基づき県から直接支給するもの以外の諸手当等 については財団が負担して支給することとなっている。

5 施設の設置目的と利用について

平成18年度からは「沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例」に基づき、当財団が指定管理者となり、施設利用の許可については、「正当な理由がない限り、施設利用を拒むことはできない。」とあるほか、「施設を利用することについて、特定な個人や団体等に対して有利あるいは不利になるような不当な差別的な取り扱いをしないこと」となっており、これらを踏まえ、財団においては、利用者が公平に施設を利用できるよう周知を図っているところである。平成21年度から当該センターの指定管理者は、沖縄県男女共同参画センター管理運営団体であり、当財団はその一構成員である。

また、平成18年度の指定管理制度を導入した際、利用料金設定の見直しを行い、適切に対応している。

監査意見

センターの今後の管理運営のあり方について

貸し館に相当する業務は民間に委ね、財団自身は本来の男女共同参画推進事業に特化する方向で検討する ほうが、施設利用の公益性確保や効率的な利用の面でむしろ財団の存在意義、役割分担が明確になるのでは ないかと考える。

<監査意見に係る措置>

文化環境部平和・男女共同参画課財団法人おきなわ女性財団

当財団としては、設立目的の推進と財団経営を念頭に置きながら、株式会社エーシーオー沖縄と共同で管理運営団体を組織して同センターの指定管理者に応募し、指定管理者として施設管理を行っている。男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設である同センターを管理することは、男女共同参画事業の効果的、効率的な推進に必要であると考える。

また、当財団としては、県から別途男女共同参画センター事業を受託し、基金運用収益等を利用した自主事業を実施している。

< 公の施設の管理及び施設管理者との取引等>

監査結果

沖縄県は公金を財源として外郭団体である沖縄観光コンベンションビューローに受託事業あるいは補助事業を行なわせている以上、執行結果について形式的な検証を行なうにとどまらず、実態を検証するところまで監査を踏み込んで行なうべきである。

<監査結果に係る措置>

観光商工部観光企画課

財団法人沖縄観光コンベンションビューロー

沖縄県観光コンベンションビューローに対しては、補助金や委託金の執行手続きで定められた報告書の検査のほか、毎年度必要に応じて実地調査を行なう等の措置を講じている。

- 平成20年度包括外部監査報告にかかる分-

<離島航路補助金について>

監査意見

経営改善を求める趣旨は、各事業者の自助努力を促し、結果的には補助金の削減を図ろうとするものであるから、実効性あるものにする必要がある。計画の履行状況が思わしくない航路業者には、経営の専門家を派遣するなど県の支援も必要であろう。

<監査意見に係る措置>

企画部交通政策課

経営改善5か年計画は、航路補助を受けるための要件として、その作成及び進捗状況報告を事業者に義務付けており、経営改善を促す効果はある。

なお、離島航路事業者の経営環境は悪化していることから、事業者の経営改善を図る新たな取組として、 財務会計専門家による経営診断、航路改善計画の策定等を行う航路改善協議会が、国により設置されたとこ ろである。(平成21年度は栗国〜泊航路、船浮〜白浜〜網取航路、平成22年度は久米島〜渡名喜〜泊航路、 伊平屋、伊是名航路が開催され、以下、平成25年まで順次設置予定)

航路改善協議会では、国、県、市町村、航路事業者、利用者、地域経済界等の合意のもとに、具体的な経営診断、航路改善計画等に基づき航路運営合理化の取組を進めていくことから、より実効性が期待できる。 今後とも関係機関と連携して航路事業者の経営改善に取り組んでいく。

監査意見

標準化の根拠は国に確認しておくべきではないかと思われる。また、このような標準化の考え方も、上述した国の「中間報告」では、引き続き堅持するものとされているが、地域によりさまざま状況が異なるのに、全国一律の方式を探ることは理解し難い。県としてもこの点については強く国に求めていく必要があると思われる。

<監査意見に係る措置>

企画部交通政策課

標準欠損額は、全国の航路事業者の平均賃率や経費の平均単価等を用いて算出しており、これらは毎年確認している。また、平成21年6月、政府に対し、標準単価、船員数、標準賃率等の数値やこれらを用いた各種収入や費用の算出方法を、赤字の離島航路も含む数値とするなど、離島航路の実態や運航形態に応じたものへの見直すよう、九州地方知事会を通して要望を行なったところである。

さらに、平成21年7月に国の要綱が改正され、補助対象航路を含む全国の離島航路のデータにより標準欠損額を算出することとなった。

監査意見

離島航路損益計算書には店費(てんぴ)という一般には聞き慣れない科目があるが、これは、一般の企業会計でいう一般管理費のような性格の科目であり、当該航路事業特別会計で処理される伊是名村の職員の人件費等管理費が含まれている。結果として、県の補助金が村職員の退職金の原資になっていると言え、村としてもより一層の経営合理化が強く求められる。

<監査意見に係る措置>

企画部交通政策課

欠損額の算定においては、離島航路事業に従事する職員の給料、手当、保険料、退職手当等が運航経費として認められており、離島航路の維持確保のために必要なものと考えている。また、店費については、県独自のチェックリストにより監査を行っている。

また、伊是名航路においても平成22年に航路改善協議会が開催されたところであり、今後とも関係機関と 連携して航路事業者の経営改善に取り組んでいく。

<運輸振興助成補助金について>

監査意見

全国及び地方のバス協会、トラック協会とも国OBの天下りがある団体である。さらに、沖縄県トラック協会へも沖縄総合事務局からの天下りが行われている。また、バス協会、トラック協会では、それぞれ県からの補助金の2割、2割5分が、同協会の上部団体である全国団体に出捐されている。また、この補助金は、「交付金特別会計基金運営要綱」に基づき、県トラック協会への建物取得に充てられている。しかし、そもそも、この団体のみ特別に補助することに意味があるとは思えない。県民の税金が、バス協会、トラック協会の全国団体へ出捐されていることや、同協会の建物取得に充てられていること自体、公平性に欠けると言わざるを得ない。また、補助の根拠も当時の自治事務次官及び運輸省自動車局長通達に基づき実施しており、法律で定められたものでもない。暫定税率の問題は今後のこともあり未定であるが、このような補助金は廃止すべきである。

<監査意見に係る措置>

企画部交通政策課

出捐金は、社団法人全国トラック協会が、全国単位において実施しなければ効果を発揮し得ない事業のため活用されるものであり、主な事業として、適正化事業(適正化指導員による巡回指導、街頭パトロールや安全運転講習会、労働セミナーの開催などの実施に対する助成)、環境対策(低公害車(ハイブリット車)導入促進事業実施に対する助成、EMS(エコドライブ管理システム)機器導入促進事業実施に対する助成)、近代化基金運営事業(利子補給事業)などがあり、本県のトラック協会には、これらの事業を実施するための助成金が全国トラック協会から交付されている。

「九州沖縄トラック研修会館」は、旧会館の老朽化が激しいことから、トラック協会は、建設資金の充当のため、「交付金特別会計基金運営要綱」を定めて、建設を計画し、特別基金を造成してきた。同会館は、運転者、運行管理者、整備管理者その他の従業員に対する交通安全対策、環境対策、経営改善対策及びその他の研修の実施を目的としており、これらの事業の実施により、会員の資質の向上のみならず、交通安全、環境保全等運輸サービスの向上が図られている。

平成23年度税制改正大綱において、軽油引取税の税率を当分の間継続するにあたり、これと一体と措置である営業用トラック、バスに対する運輸事業振興助成交付金については、これに関する地方交付税措置を含め、継続するとされ、交付金制度の透明性の向上を図るとともに、交付金基準額の確実な交付を確保するため、法整備を受け所要の措置を講じると閣議決定された。

県においては、国の動向等を踏まえつつ、事業目的に沿った、より効果的な事業の実施のために、改善していきたい。

<航空機購入費補助金>

監査意見

5か年計画作成は、補助事業者の自助努力を促すことにより、結果として補助金の削減を図ろうとするためであり、制度の実効性を高めるためにも、今一度重要性を再認識するべきである。

<監査意見に係る措置>

企画部交通政策課

経営改善5か年計画の作成については、事業者の事業計画にしっかり反映し収支の改善が図れるよう、提出にあたり事業者のヒアリングを実施している。平成18年度から、久米島路線の搭乗率の低いJTA便(150名乗り機材)をRAC便(39名乗り機材)に振替える等により収支の改善を図っている。平成21年度に提出のあった計画により、さらに久米島路線の夏場の搭乗実績の悪いJTA便をRAC便に振替え、収支の改善を図っている。

<石油製品輸送等補助金について>

監査意見

輸送費減額分が離島業者の過度な利益になっていないかなどの検証は担当課では行っていないが、そのような観点での検証も必要であろう。

<監査意見に係る措置>

企画部地域·離島課

県では、補助金の算定において、県が算定した補助単価と事業者が実際に負担した輸送経費を比較し、低い方を補助金額としており、当該補助金が目的以外に流用されていることは考えられない。

類似県である長崎県や鹿児島県の離島のガソリン小売価格と本県の離島のガソリン小売価格を比較した場合、本島離島の小売価格が安く、また、本島と離島間の価格の格差も両県より小さくなっており、補助事業の効果が発現し、適正な価格水準になっていると考えている。

また、離島のガソリン価格が本島より高くなっている要因は、離島の市場規模や事業者数、貯蔵施設等の設備投資や維持管理に経費がかかること等、事業者の経営環境によるものであると考えている。

今後とも、事業の趣旨の周知を図り、また、小売価格の動向を確認する等、適正な事業執行に努めていく。

<沖縄県亜熱帯学術研究等振興費補助金について>

監査意見

人件費については、確かに、県職員が出向することで、各研究機関との連携が円滑に進むということも考えられ、財団法人沖縄科学技術振興センターに県職員を出向させる意義は認められる。しかし、職員を派遣することと、当該職員の給与分を補助するかは別問題であり、県出向職員が派遣されたからといって、補助金支出の目的を達成するために、県が給与を支給する必然性は全くない。財団の活動成果が県民の利益になるのであれば、むしろ、県派遣職員以外の職員の給与分まで補助金を支出するということも考えられるところ、県職員分の給与を支給するということの合理性について、より一層の検討が必要である。

<監査意見に係る措置>

企画部科学技術振興課

県は、平成21年12月に当財団と協議を行い、職員人件費の縮減等を図るため、県派遣職員を平成22年度には6名から5名へ、平成25年度には5名から4名へ減らす計画を策定した。

また、派遣職員の給与については、平成22年10月に「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」第6条第2項に基づき「沖縄県公益法人等への職員の派遣等に関する条例」第4条により、平成23年度以降は県の人件費として直接支給する対応方針が出された。なお、県が直接支給できる給料等を除く部分については、派遣先団体が支給するものとしている。

この方針により、財団法人沖縄科学技術振興センターの派遣職員の給与については、平成23年度以降は県からの直接支給となり、当該補助金からの支出がなくなる。

監査意見

限られた財源の中で補助金を支出する以上、予算の都合に配慮せざるを得ないのは当然としても、財団の活動実績、事業の収支、経済的効果等をより丁寧に吟味し、費用対効果の視点で補助対象事業、補助金額を決めるべきである。

<監査意見に係る措置>

企画部科学技術振興課

費用対効果の視点で補助対象事業や補助金額を決める場合、「効果」の指標の設定が重要な課題である。 活動実績、事業の収支、経済効果等が指標として想定されるが、どの指標をどう数値化するかについては慎 重な検討が必要であると考える。

県としては、当財団において新公益法人制度における法人への移行に向けて今後の財団運営のあり方の検討を行っていることから、その中で補助対象事業、補助金額の決定方法についても検討を行うこととしている。

監査意見

本件補助金がなくとも財団の自助努力により事業運営していくことが可能ではないか、検討すべきである。 **<監査意見に係る措置>**

企画部科学技術振興課

財団法人沖縄科学技術振興センター

県は、当財団の自立を促すために、平成22年度には県派遣職員を1名引き揚げ、平成25年度には県派遣常 勤役員を廃止する計画を策定している。

県としては、当財団において新公益法人制度における法人への移行に向けて今後の財団運営のあり方の検討を行なっていることから、その中で当財団の自立に向けた検討を行うこととしている。

<独立行政法人福祉医療機構借入金利子補給金について>

監査意見

一律に補給(補助)するのではなく、経営実態を踏まえて補助する方法が望ましい。限度額を引き上げた

場合であっても、財務内容等経営内容も検討して補助すべきである。例えば、純資産の観点で言えば、自己資本比率がいくらを超えたら補助しないとか、利子控除後(補助金は含まない実績)収支がプラスの場合には補助しないなどの基準を設けることも考えられる。また、補助率についても、支払金利に対して一律3分の2が妥当かどうか。他の部署、県全体の利子補給金制度のあり方も踏まえ検討するべきある。また、補助金申請時に収支内訳書等を提出させているが、経営の実体面に踏み込んで検討していない。既述したように経営の実体面を考慮して補助する仕組みにすべきである。また、現在、借入金の条件変更等があった場合も補助基準が定められていないが、経営悪化時やその他の理由で条件変更があった場合も当初の基準をそのまま適用するのではなく、予め取り扱いを定めておくべきである。なお、補給対象額そのものは機構からの支払証(領収書等)の添付を求め、支払の事実を確かめた上で決定している。

<監査意見に係る措置>

福祉保健部高齢者福祉介護課

独立行政法人福祉医療機構借入金利子補給金について、平成21年度には、下記により補助金交付要件の限度額の引き上げと補助率縮小の改正を行い、平成22年度には、法人の経営状態を踏まえ、経営状態が比較的に安定している入所定員31名以上の特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人を交付対象者から除外し、交付対象の縮小を図った。

※平成21年度改正内容

交付要件:利子年額10万円超→利子年額30万円超 補助率 :利子額の3分の2→利子額の5分の3

対象法人:23法人 ※平成22年度改正内容

交付対象:入所定員31名以上の特別養護老人ホームを経営する社会福祉福祉法人以外の社会福祉法人

対象法人:8法人

<地域福祉基金補助金について>

監査意見

- 1 補助実施形態を変更したにもかかわらず、沖縄県地域福祉基金事業補助金交付規程(以下「規程」という。)の見直しを行っていなかったため、現行の規程上は、各種民間福祉団体が行う事業に対し県が直接補助できることとなっており、実態にそぐわない状況となっている。現行の規程によれば、著しく業務に支障を来たすなどの不都合があれば、実態に沿うような見直しも必要であろう。
- 2 補助率について、規程第3条によると、補助金の交付対象となる経費は、補助事業に要する経費の合計額から寄付金その他の収入額を控除した額に補助率5分の4を乗じて算出することとなっている。例外として知事が特に必要と認めるときは、補助率を5分の5までの範囲で変更することができることとなっている。しかし、過去の事業実績を確認すると、社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会いきいき長寿センターとして実施している事業に関しては、ほとんどが5分の5の割合で補助金が交付されていた。財政の厳しい中、いきいき長寿センターだけなぜ常時例外的な取扱いが行われているのか、県からは明確な回答は得られなかった。民間福祉団体への助成事業と取り扱いに差異を設けることのないよう、今一度、規程にのっとり、県社協との摺り合わせが必要であると思われる。

<監査意見に係る措置>

福祉保健部高齢者福祉介護課

1 本補助事業は、高齢者等の在宅福祉の向上、健康・生きがいづくり、社会参加の促進やボランティア活動等の民間福祉活動の活発化を図るため沖縄県地域福祉基金の運用益を活用し実施するものであり、当初は、県において社会福祉法人等の福祉活動を行う団体へ補助を実施していたが、その後、社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会いきいき長寿センターが行う高齢者の健康・生きがいづくり等の事業及び民間福祉活動への助成事業について補助の対象としている。

規程第9条に基づく県への実績報告については、補助事業の実施主体である県社協の事業完了時又は補助金の交付決定のあった会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに行うことを求めている。

2 本補助事業は、県社協が行う高齢者の健康・生きがいづくり等の事業及び民間福祉活動への助成事業について補助の対象としている。対象事業のうち民間福祉活動への助成事業については、県社協の助成業務規程で、1件当たりの助成額は対象事業費の75パーセント以内の額とされている(ただし、特に必要があ

ると認めるときは100パーセントの助成可)ことから、一義的には事業実施主体の判断するところである。 県社協は、地域福祉の推進を目的に社会福祉法に基づき設立され、市町村社協等とのネットワークや専 門性を活かした事業を県と協同して実施しており、また、県社協が実施する補助対象事業は、沖縄県高齢 者保健福祉計画に基づく施策・事業を推進する上で重要なものであり、高齢者等の福祉の向上に大きく寄 与していると判断して規程第3条ただし書を適用している。

<ハワイ沖縄プラザ建設補助事業>

監査意見

- 1 本件補助金については、交付要綱が存在しない。期間限定の補助金交付であっても補助金交付の適正 性を担保するため、交付要綱を定めるべきである。
- 2 証憑等による経費等の確認を行っておらず、実績報告が十分なものとは言い難い。 連合会がどのような活動を行っているのか、その事業内容を詳細に書面で確認し、併せて本件補助事業の進捗状況などについても随時検証すべきである。

<監査意見に係る措置>

観光商工部交流推進課

- 1 今後同様な場合交付要綱を定める予定としており、平成22年度に他事業にて実施済である。
- 2 実績報告の検証は、証憑による経費確認等を実施している。 また、連合会における活動状況及び事業内容についても書面で確認しており、本件補助事業と併せて今後も随時確認、検証する予定である。

<沖縄県小規模事業経営支援事業費補助金>

監査意見

しかし、すでに県単独事業になっているのであるから、国庫補助事業であった際の単価を基準とする必要はない。また、人件費単価についても、中小企業庁が総務省に提示する単価による必要性はなく、沖縄県の 実情(県内の民間給与水準など)にあった単価とするべきである。

地方自治法第2条第14項の規定によるまでもなく、自治体は、最少の経費で最大の効果を挙げることが義務付けられているわけであるから、沖縄県の実情にあった単価で積算することに改め、補助費用を最小限度に抑える必要がある。

<監査意見に係る措置>

観光商工部経営金融課

平成22年度には、沖縄県人事委員会勧告に基づき、賞与の補助単価を削減した。

また、事業費についても、国庫補助事業当時からの事業の見直しを行った結果、一部事業の廃止を実施した。(小規模企業振興委員会活動費、大都市対策特別施策普及振興事業費)

<沖縄県組織化指導費補助金>

監査意見

県は、従来からある事業だからと言って、そのまま継続するのではなく、すでに県単事業となっているのであるから、その必要性、有効性の観点から見直しを進めるべきである。

<監査意見に係る措置>

観光商工部経営金融課

平成21年度に事業効果測定の必要性および有効性の観点から、沖縄県中小企業団体中央会が行う事業に対するニーズ調査を実施し、事業効果の精査を行った。

その結果を受け、平成22年度よりパソコン教室の常設の廃止、研修会数の減、受講人数の減等に伴う経費 節減等を含め約7,333千円削減した。

今後も、当該補助事業のあり方について事業者の視点から事業内容を精査し、事業規模の適正化と業務の 効率化を図りつつ、支援サービスの質の向上により利用者の満足度を高め、会員増及び会費収入の増額を図 ることで中央会の自主財源率を高めていきたい。

-平成21年度包括外部監査報告にかかる分-

<沖縄県平和祈念資料館>

監査結果

情報ライブラリーの有効活用策を考える必要がある。

<監査結果に係る措置>

沖縄県平和祈念資料館

ライブラリー活用策の一つとして、ライブラリー入口に立ち読みコーナーを作った。また、館内に「情報ライブラリー活性化プロジェクト委員会」を立ち上げ、来館者への案内サインの掲示、ライブラリーでの企画展の開催等、種々の有効活用策を検討中である。

監査意見

- 1 運営協議会を原則公開していることは意義深く、評価できるが、更なる情報開示が望ましい。
- 2 県民への取組を積極的に行う必要がある。
- 3 戦争体験証言の聞き取りや編集について、その方針や方法を明らかにする必要がある。

<監査意見に係る措置>

沖縄県平和祈念資料館

- 1 平成22年度第1回運営協議会は、県のホームページで会議開催を公表し、公開して開催した。 また、会議結果を県のホームページ、資料館ホームページ、県行政センター(紙文書)で公開した。 今後も会議開催、結果を積極的に公表していく。
- 2 県政広報誌(美ら島沖縄)、県広報テレビ番組(うまんちゅひろば)、NHKラジオ(ふるさとラジオ)、 資料館ホームページへの登載、県内新聞社、旅行雑誌への情報提供、観光関連業者へのリーフレットの送 付、企画展のポスター配付等、色々な媒体、機会を利用して、県民へ資料館の事業を周知している。
- 3 「県民個々の戦争体験を結集する」という設立理念に基づき、個々人の戦争体験の特徴がでるよう、聞き取り調査を実施している。

年度ごとに収集の地域を定め、当該遺族会や市町村史の編集者などの情報を総括し、当時の年齢、所属、 記憶の確実性などを総合的に勘案し、証言者を絞り込んで、収録を実施している。

これらの方針等を当館『年報』に掲載するとともにホームページで公開する。

<平和の礎>

監査意見

モニタリング制度を活用した指定管理者制度のチェック態勢構築及びディスクロージャーを推進する必要がある。

<監査意見に係る措置>

文化環境部平和・男女共同参画課

所管課においては、指定管理者より提出を受ける月報等の定期報告に加え、平成21年度より、実際に施設へ赴き現地モニタリングを実施することにより、指定管理者による施設の管理運営状況を確認している。

また、指定管理者制度運用委員会において、現地モニタリングの実施状況及び実施結果について議論し、 承諾を受けることで、外部チェック態勢を確保している。

現地モニタリングの結果を記入した「平和の礎指定管理モニタリングシート」及び指定管理者制度運用委員会において出された意見は、県行政改革推進課ホームページにおいて公表し、情報公開を行っているほか、参考意見等を指定管理者へ提供することで情報共有を図り、よりよい施設管理を目指している。

<沖縄県立農業大学校>

監査結果

- 1 設置目的及び基本方針にある農業経営者やリーダー育成のためには現状の教育内容では不十分であると考えられるため、教育内容の見直しが必要である。
- 2 農業大学校と農業改良普及センターの主要業務に重複が多いため、両機関の機能のあり方を含め調整が必要である。
- 3 教育施設である体育館の位置づけの見直しが必要である。

<監査結果に係る措置>

農林水産部営農支援課

1 県立農業大学校では、平成18年に策定した改革プランに基づき教育カリキュラムを改正し、農業経営者 の育成に必要な科目設定を実施した。

特に、経営感覚に優れた農業経営者の育成のため、「農業簿記」、「農業経営分析・設計」などの専門科目や、就農計画の作成演習を行う「農業計画」の科目により、講義内容の充実化に努めている。

また、本校教育の特色である「農業経営プロジェクト学習」は、学生による農業経営シミュレーションとして、せり市場の動向や消費者の購買行動を考慮した農産物の生産から販売、収益性の分析までを実施している。

今後、農産物のマーケティングや財務管理など教育内容の強化を図るため、卒業生や関係機関からの意見を踏まえ、教育カリキュラムの見直しを検討する。

2 県立農業大学校は、就農を希望する学生を対象に、専門的な栽培技術及び経営技術の習得を図る実践的な「教育機関」となっている。

また、各地域の農業改良普及センターは、就農している者に対して、巡回指導や講習会、実証ほ場の設置などを通じた新技術の普及などを実施する「指導機関」となっている。

このようなことから、指導対象や教育・指導方法の異なる両機関の機能統合は難しいが、農業改良普及センターとの連携を強化し、農業大学校卒業生の円滑な就農定着に努める。

3 農業大学校の体育館は、体育の授業のみならず放課後のサークル活動や各種イベント、式典行事など「多目的施設」として活用している。また、地域住民のレクレーション活動など、施設を一部開放しているところであるが、本校学生以外の利用者は少ない状況にある。

今後、施設の運用方法については、地元名護市や地域住民などの要望・意見を踏まえて、より効果的な 活用方法を検討する。

監査意見

- 1 設置目的・基本方針を重要視した改革プランのさらなる取組が必要である。
- 2 教授陣及び指導者のノウハウ蓄積が必要である。

<監査意見に係る措置>

農林水産部営農支援課

1 県立農業大学校では、平成18年に策定した「農業大学校改革プラン」の取組みにより、一定の成果を挙げている。

当改革プランでは、

- (1) 養成部門1年課程(短期養成科)の新設
- (2) カリキュラムの見直し(全授業数に占める実習時間の拡充)
- (3) 入学対象年齢の引き上げ(35歳→60歳)
- (4) 一般県民を対象とした夜間講座の開設

などを実施し、就農率も平成17年の32パーセントから平成21年には61.5パーセントに向上している。

今後とも、農業大学校の設置目的及び教育方針に基づき、次代の農業を担う経営感覚に優れた農業後継者の育成及び地域の農業振興を先導するリーダーの養成など、県民ニーズに即した実践的な研修教育の強化に努める。

2 農業大学校の教授陣及び指導者は、他の部署に比べ比較的長いローテーションにより配置され、学生に対する効果的な教育・指導を行っている。

今後とも、指導者の人材育成を円滑に推進する観点から、部内調整を行う。

<沖縄県平和創造の森公園>

監査意見

- 1 必要な修繕を行い施設の適切な維持管理に努めるべきである。
- 2 老朽化した遊具の撤去費用など大規模修繕の財源に不安があり、本施設の規模を現状のままとするかあるいは一部縮小するかについて、本施設の存在意義を踏まえたうえで県民を交え広く議論すべきである。

<監査意見に係る措置>

農林水産部森林緑地課

1 施設の修繕については、基本協定書に基づき、小規模修繕は指定管理者で処置し、大規模修繕は県が費用を措置することとなっている。

今回、意見のあった小規模修繕については、県が指定管理者に対し指導を行い、適切に改善が図られている。

大規模修繕については、今年度、遊具を含め下記業務について予算を措置しており、年度内に改修することとしている。

- (1) 施設東側の門扉のアルミ台車引き戸の修繕
- (2) 転落防止柵の修繕
- (3) 曝気ブロワー (廃水処理で、有機汚濁物質を分解する微生物の働きを促す機器) の撤去・設置
- 2 公園施設の適正規模については、当公園が全国植樹祭の開催跡地であることや、中南部地域の緑化推進の拠点であること等の設置目的を踏まえ、縮小ではなく、公園利用者の増加に向けて、その活性化を検討したところである。今後は、指定管理者を含め協議し、活性化に向け取り組んでいく。

<沖縄県立職業能力開発校>

監査意見

- 1 訓練内容を長期的視野で根本的に見直すべきである。
- 2 建物等の大修繕・改築等を考慮した施設整備計画を策定すべきである。
- 3 長期的視野で、事業の縮小と2校体制の見直し、さらに民間への委譲の検討を行うべきである。

<監査意見に係る措置>

観光商工部雇用労政課

- 1 県では平成22年8月に、平成22年度から5か年間の第2次沖縄県立職業能力開発校再編整備計画(以下「再編整備計画」という。)を策定したところである。同計画においては、社会ニーズの変化に的確に対応するため、訓練科目及び規模の見直しなどに取り組むこととしている。また、必要性は高いが民間実施が困難な訓練は県が実施し、民間で可能な科目は民間委託することなどを定めた。
- 2 再編整備計画においては、施設整備に関する年次計画を策定の上、耐震化構造への改修等も含め、施設 の改修・改築を進めることとしている。
- 3 再編整備計画においては、県立職業能力開発校における施設内及び委託訓練の応募状況、修了生の就職 率等を総合的に勘案し、現在の訓練定員の規模を維持する必要があると判断されるため、現行の2校体制 を維持することとなっている。

また、民間への委譲の検討については、同計画において、平成23年度中に指定管理者制度についての検討を行うこととなっている。

<沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター>

監査意見

指定管理者制度導入後に入居用研究室の入居率が向上した点は評価できる。ただし、全研究室が入居している現状において、特定の者に限らず広く利用されることを想定している公の施設としての性質上、新たな入居希望者が現れた際にはこの者を一定程度配慮するような入居者選考基準を設けるべきである。

<監査意見に係る措置>

観光商工部新產業振興課

これまで、新規入居希望者及び更新対象入居者の入居審査については、入居者選考委員会において一括して行っていたが、平成22年度より両者を区分して審査を行うこととした。

また、新規入居希望者については従来の審査基準を適用しているが、更新対象企業に対しては、平成22年 5月に入居者選考要領の一部改正を行い、新たに審査基準を追加し、研究の進捗状況や今後の研究の具体的 内容等について明示させた上で審査を行っている。

<沖縄自由貿易地域>

監査意見

- 1 償還金完済後の事業のあり方について、今から検討をはじめるべきである。
- 2 沖縄県自由貿易地域那覇地区の事業のあり方については、情報を広く沖縄県民に提供して、管理のあり 方や存廃については、幅広く、かつ公平な論議がなされる必要がある。

<監査意見に係る措置>

観光商工部企業立地推進課

- 1 那覇空港に隣接する用地のうち、産業用に供されるものは沖縄県自由貿易地域那覇地区の2.7ha程度である。しかしながら平成21年10月、全日本空輸株式会社による国際コンテナターミナル運営事業がスタートし、那覇空港の国際物流拠点形成に向けた取組が始まる等、周辺の物流環境が大きく変化している。今後はそうした新たな動きを踏まえ、同地区のあり方について検討していく。
- 2 沖縄自由貿易地域那覇地区については、現行法の期限をむかえる平成23年度末までに現行制度を検討す

るとともに、特別自由貿易地域の管理機構制度を本地区に適用させるなど、管理手法もセットで検討していく。検討手法については、パブリックコメント等を用意している。

<平和祈念公園>

監査意見

- 1 平和祈念公園内施設等との一体的管理の必要性を評価し、平和祈念公園の管理に関し、非公募による指 定管理を検討する必要がある。
- 2 自主事業強化による利用者ニーズへの対応力向上が求められる。

<監査意見に係る措置>

土木建築部都市計画・モノレール課

- 1 「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」第4の1の(1)の公募の例外として、隣接又は併設される施設の指定管理者と同一の者を指定することで、利用者サービスの向上など効率的、効果的な運営が見込まれる場合に該当するものと考えられるが、公募を行わないことに相当の理由があるかを含めて、非公募による指定管理の妥当性について、引き続き検討するとともに、関係課と調整していく。
- 2 月の友苑を再整備し、老朽化した売店の建て替え、休憩所の併設など来園者の利便性向上を図っている。 また、公園利用者へのサービス向上を図るため、従来から実施している車椅子・ベビーカーの無料貸し 出しに加え、沖縄県平和祈念資料館友の会(ボランティア団体)と連携した案内・ガイド業務の充実やレ ンタサイクルの導入についても財団法人沖縄県平和祈念財団と調整しながら検討していく。

<宜野湾港マリーナ>

監査意見

- 1 施設の存在意義・公益性についてあらためて検討する必要がある。
- 2 施設固有の特質に応じた料金制度を検討する必要がある。
- 3 旧管理棟の有効利用を検討するべきである。

<監査意見に係る措置>

土木建築部港湾課

- 1 港湾課としては、以下のとおり高い公共性を有しているものと考えている。
 - (1) 県民の海洋性レクリエーション拠点、教育の場としての公共性 宜野湾港マリーナは、「広く国民に開かれた低廉な利用料金の施設を提供する」公共マリーナネット ワークの拠点施設として整備されており、県民が気軽に海洋性レクリエーションに親しめる場として、 また、児童・生徒や学生等によるヨット訓練の場として教育的利用がなされている。
 - (2) 観光リゾート拠点としての役割

平成21年度観光統計実態調査(県観光商工部)において、観光客が体験した活動の中で最も印象に残った活動として、海水浴・マリンレジャーが49.6パーセントと突出しており、ついでダイビングが19.5 パーセントとなっており、海洋性レクリエーションが沖縄観光の最大の魅力となっていることがわかる。 宜野湾港マリーナは、このような沖縄の魅力をさらに充実させ、観光・リゾート産業の活性化を図るため、政策的に整備された公共マリーナであり、現在もその役割を果たしていると考える。

また、知事の選挙公約に「世界規模の海洋性リゾート拠点の整備を目指して、景観や自然環境に配慮したヨットハーバー機能を本島と各離島に整備します」とあり、沖縄観光のさらなる飛躍へ向けて公共マリーナとして宜野湾港の果たす役割は大きいと考える。

- (3) 防災拠点としての公共性
 - 宜野湾港は、地方港湾の一つとして、沖縄県の緊急輸送道路ネットワーク計画の防災拠点施設として 位置づけられており、災害時には救急物資等の備蓄拠点又は集積拠点としての役割を担う。
- 2 次期(平成24年度以降)指定管理者の公募時には、利用料金制の採用を検討中であり、新沖縄県行政改革プラン(平成22年3月)においてもその旨が明記されている。
- 3 旧管理棟の利用状況については、現在、1階部分は、艇庫及び船具室等として当該建物の供用開始から 現在に至るまで継続利用されており、2階部分は、平成22年度より会議・研修室及びマリーナ利用者の休 憩室として利用されている。

また、自主事業の第三者委託については、原則として、マリーナの包括的な管理者である指定管理者自らがその運営にあたるのが好ましいが、基本協定書に「施設の設置目的に合致し、かつ指定管理業務の実

施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を行うことができるものとする。」と規定されているとおり、第三者への委託自体を禁止しているものでなく、県と協議し、承認を得れば、実施可能と考える。

監査結果

モニタリングの実施・公表が行われていない。また、モニタリングを行うときにはその方法を工夫する必要がある。

<監査結果に係る措置>

土木建築部港湾課

平成22年度より、従来の年度報(県行政改革推進課のホームページにて公表)に加え、月報の提出とアンケート実施を指定管理者に求めている。また、モニタリングマニュアルに則って定期的に連絡調整会議を実施しており、情報・意見交換、指定管理者への指導・助言等を行っている。

<西原マリンパーク>

監査意見

- 1 ビーチ利用者から駐車場利用料金を徴収したうえで、県への納付金制度を採用すべきである。
- 2 本施設が西原・与那原地区活性化の中核施設としての意義を有していることから、維持管理及び利用の あり方等について地元住民の積極的な参加を促すためにも、市町村への移譲(譲与)を視野に入れるべき である。

<監査意見に係る措置>

土木建築部港湾課

1 同施設は、利用料金制度が導入されており、駐車場利用の有料化及びその金額設定については、指定管理者の判断に委ねられている。

平成21年度に第2期(平成22年度~平成24年度)の指定管理者の公募が行われ、現在の指定管理者が選定されたが、「より多くの県民に気軽に利用できる施設として運営していきたい」という現指定管理者の考えにより、駐車場料金を無料とする措置がとられている。

また、平成22年度包括外部監査における現指定管理者へのヒアリングにおいても、「公園施設として利用している県民が(来園者)が多いこと、また、有料化により県民の利用頻度、来園者数が減少するおそれがあることから、現在の運営方針のままとしたい」旨の意見が指定管理者から監査人に対し表されている。

2 同施設は、沖縄県、西原町、与那原町が共同で海辺のアメニティ豊かなまちづくりを推進する「中城湾港マリンタウンプロジェクト」の中核施設として、平成19年の開園以来、指定管理者による管理運営のもと、多くの県民に利用されているところである。

同施設は、3年前に県が国庫補助事業を活用して設置したばかりの施設であり、また、「中城湾港マリンタウンプロジェクト」の中核をなす、西原町及び与那原町にまたがる広大な面積を有する施設であることなどの理由から、県において維持管理を行うのが適当と考えているところであるが、監査人の意見をふまえ、同施設の維持管理の主体や利用のあり方について、今後検討していきたい。

<宇堅海浜公園>

監査結果

- 1 開発計画の妥当性に疑問がある。
- 2 指定管理者の評価のあり方に疑問がある。
- 3 選定委員の構成の見直しが必要である。

<監査結果に係る措置>

土木建築部海岸防災課

- 1 当初設計では、年間利用者見込みを32,000人としており、平成21年度の年間利用者数は46,000人であり、 施設の開発計画は妥当と判断される。
- 2 平成22年度の次期指定管理者公募でも1法人のみの応募であったが、判断が甘くならないよう制度運用 委員会で審査し候補者を選定した。
- 3 平成21年度より委員4人すべてが外部者の構成となっている。

監査意見

- 1 沖縄県とうるま市の事業への関わり方の見直しが必要である。
- 2 指定管理者の財務体力からみて早期の危険性除去ないし、指定管理業務の継続への対応が必要である。
- 3 モニタリングの適正な実施を行う必要がある。

<監査意見に係る措置>

土木建築部海岸防災課

- 1 指定管理者が行う事業やイベントに対して、沖縄県とうるま市が今後も地域活性化及び地域振興のために指定管理者と共に協力していけるよう平成22年度中に協議する。
- 2 指定管理者から提出される毎月の利用状況報告、上半期報告及び年次報告により施設の管理運営状況を 把握し、施設の巡視や面談を行い施設における問題点などの情報を共有化し事業困難に陥らないよう対応 している。

平成21年度の収支は1,011,804円の黒字となっている。

3 管理運営状況を現場巡視や意見交換などで情報を共有化し助言や指導を継続していく。

<情報公開>

監査結果

- 1 沖縄県情報公開条例に指定管理者の管理情報の開示に関する規定がないのは適当でない。
- 2 業務監査の際に、個人情報の侵害がなされていないかを不断に留意する必要がある。プライバシーマークの取得を選定要素のひとつに入れるのが望ましい。

<監査結果に係る措置>

総務部総務私学課

- 1 平成17年の条例一部改正時の議論において、指定管理者の管理情報の開示に関する規定を検討したもの の、指定管理者との基本協定書に開示義務を設けることが可能であり、特に条例化の必要はないと判断し た経緯がある。
- 2 個人情報の漏えい防止対策を講じる措置として、沖縄県個人情報取扱事務委託等の基準の周知について (平成20年2月13日付け総総第3507号)により通知を行っている。

個人情報取扱事務の監査の充実を図るため、指定管理者制度導入施設所管課に対し、当該通知の周知を 定期的に行う。

プライバシーマークについては、その付与事業者(平成22年12月17日現在)は全国的にも県内においても、情報サービス・調査業の事業者が約55パーセントを占めているのが実情である。また、付与認定の申請・更新時には事業規模に応じた費用が必要である(新規のとき:小規模30万円、中規模60万円、大規模120万円、更新のとき:小規模22万円、中規模45万円、大規模90万円)。

以上のことから、プライバシーマークの取得を指定管理者の選定要素とするべきかどうかについて検討 しているところである。

監査意見

- 1 指定管理者の情報開示規定を条例に新設すべきである。
- 2 条例改定に至るまでの間は、協定書に定めを設けることにより対応すべきである。沖縄県だけでなく、 指定管理者、専門家、県民等広く交えてその内容を決めていく必要がある。

<監査意見に係る措置>

総務部総務私学課

- 1 各県の指定管理者の情報公開制度を参考とし、規定の新設等について検討中である。
- 2 指定管理者の指定管理に係る情報公開の推進について、指定管理者制度導入施設所管課への周知等を検討中である。

沖縄県監査委員公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人照屋俊幸から監査の結果に関する報告書の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成23年6月28日

沖縄県監査委員 又 吉 春 三

T 75,25 - 0 7120 H	У Ф. Д.	Д	+1X				(7/17	
				油烟 目 卧 木 禾 吕	+	地	古ケ	7.
				沖縄県監査委員	幸		啓	子
				沖縄県監査委員	嘉	陽	宗	儀
				沖縄県監査委員	具	志	孝	助
				口門和加里女只	~	76	7	-51
		_						

電話 098-866-2074



沖縄県公報

定期発行日 毎週火・金曜日

当日が県の休日に当たるときは休刊とする。

平成22年度 包括外部監査結果報告書 「過去の包括外部監査の措置状況について」

.,	
v	
يو	
ĸ	
ĸ	
幺	
×	
×	
聚	
於	
×	
ĸ	
×	
×	
目状	

各章を読むまえに 1 本書の構成

	2		本報告書の特徴
	က	謝辞	\$ 1.
	4	用語	
	5	略部	境中
無	I	御	包括外部監査の概要5
	1	猸	監査の種類
	2		選定した特定の事件(テーマ)
	3		監査の実施期間
	4		監査の体制
	5		利害関係
	9		監査テーマの選定理由
	2		包括外部監査の手続・経過
箫	01	御	過年度(平成 11 年度から平成 21 年度)の措置状況とそれに対す
		•	る評価
	П	苹	措置状況一覧表の構成
	2		坦
	3		措置状況等の評価を通して顕著に認められる事項
箫	$\mathcal{C}\mathcal{D}$	神	沖縄県における包括外部監査の結果に対する対応21
	Т	迴	過年度の措置状況一覧表からみえてくる問題
	2		措置をとりまとめる部署
	3		行政改革推進課に対する監査
	4	•	包括外部監査報告を受けた後の対応に関する制度が極めて粗雑
	5	•	包括外部監査人が心がけること
	9		議会による監視
	7		包括外部監査の危機
	∞		危機を脱する方策
	6		措置状況に関する自治体アンケート
	10		先進自治体の取組
無	4	神	前年度包括外部監査の指摘・意見に対する宇堅海浜公園関係諸当
			事者の対応73

1		,
í		1
100		
1	è	

- 指定管理者について
- 平成21年度の包括外部監査による指摘事項及び意見に対する措置状況 က
- 措置後の運営状況
- 前年度包括外部監査に対する措置の現状を検証する 2

82 第 5 章 財団法人おきなわ女性財団に関する監査上の問題点

- 2 平成12年度の包括外部監査結果
- 3 平成18年度の包括外部監査結果
- 本年度の包括外部監査の結果
- 第 $oldsymbol{b}$ 章 教育支援のあり方と、中間的自治体である沖縄県の果たすべき役

割(財団法人沖縄県国際交流·人材育成財団)

- 2 沿革
- 3 事業内容
- 4 過去の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況で問題があると考 える事項
- 5 施設の今後のあり方について
- 6 平成 22 年度包括外部監査人による評価

第 7章 県立病院(県直営)に関する監査上の問題点

- 1 沖縄県立病院の概要
- 2 過去の包括外部監査の指摘・意見に対して、沖縄県はどう対応したか
- 3 県立病院のあり方について、過去にどのような検討がなされ、沖縄県は検 討結果に対して具体的にどのような取り組みをおこなったか
- 4 病院事業の会計についての問題点
- 5 一般会計繰入金の恣意的運用と、その結果としての病院事業の業績数値の 恣意的操作

第 8章 過去の全包括外部監査(平成 11 年度~平成 21 年度の計 11 年度

188 分)の分析と評価・

- 1 過去の包括外部監査の全監査テーマを分類して分析する
- 2 監査リスクの大きい監査対象(外郭団体、部局等も含む)の検討
- さらに追加的な外部監査が早急に必要と考えられる監査対象(外朝団体・部局 3 本年度の包括外部監査(過去の措置状況の検証)で、完全にはカバーできず、

等も含む)

- 4 過去の包括外部監査では、監査対象とされていなかったか、十分な監査がなされたと思われない分野(外郭団体・部局等を含む)
- 5 過去の包括外部監査に対する沖縄県(長及び議会を含む)の対応を分析す る
- 6 現行の措置(監査の指摘・意見に対する行政側からなされる改善への取り組み)に関する沖縄県の公表制度の内容面・手続面の重大な欠陥
- 7 沖縄県包括外部監査に関する問題点と課題

あとがき ------

211

各章を読むまえに

本書の構成

沖縄県に包括外部監査制度が導入されたのは平成 11 年度である。12 年経過した今、包括外部監査制度の意義を総点検する時期に来ている。包括外部監査人の仕事ぶりほどうであったか、行政、議会は包括外部監査報告をどう活用したのか、県民のためにどの程度役立ったのか、他府県の実情はどうか等々、検討するデーマは数多い。折しも、包括外部監査制度の存続を疑問視する総務省の動きもある。当包括外部監査人は、包括外部監査制度の存続を疑問視する総務省の動きもある。当包括外部監査人は、包括外部監査制度は今なお必要なのかを頭の片隅で考えながら、監査にあたった。今後の意識共有と問題整理に向け、本報告書が活用されることを期待している。

第1章は、テーマ選定理由、監査日程など監査の概要を整理している。なお、 対象部局のほとんど全てに対してヒアリングを実施したこと、他の地方自治体 から直接情報を収集したことに注目されたい。 第2章は、平成 11年度から平成 21年度まで、包括外部監査人による監査結果・意見の内容とそれに対する措置状況の調査結果を掲げた。そして、それに対する当包括外部監査人の評価を整理している。

第3章は、包括外部監査報告を受けた後の行政の対応の現状を検証し、今後、包括外部監査を機能させるために行政側に新たな枠組作りが必要であることを、先進事例を踏まえて整理している。

第4章から第7章までは、宇堅ビーチ(平成21年度監査対象)、外郭団体である(財)おきなわ女性財団(平成12年度、平成18年度監査対象)、(財)沖縄県国際交流・人材育成財団(平成20年度監査対象施設)、県立病院(平成15年度監査対象)を取り上げ、包括外部監査がどのように機能したかを整理している。

第8章は、平成 11 年度から平成 21 年度までの監査テーマの分析を通して監査リスクの大きな対象を浮き彫りにし、監査対象として残されたテーマを整理している。

<u>|</u>

本報告書の特徴

行政、議会に止まらず、一般市民にとっても分かりやすい普通の言葉による表現を心がけた。一般市民向けとは高校2年生が読んでも理解できる水準を急頭に置いた。これは、単に読みやすさというためだけでなく、普通の言葉を使うことにより、行政側だけでなく、議会、県民側にも違った視点による気づきをもたらすと考えたからである。「業界用語を脱却し一般的な言葉を使用することは、単に言葉の問題ではなく行政の行動様式や意思決定のプロセス、そして質を変えることを意味する。」(宮脇淳編集代表・著「自治体戦略の思考と財政健全化」ぎょうせい(2009年3月25日)118ページ)。

また、できるだけ言葉を曖昧に使用しないよう心がけた。「コスト」という言葉ひとつとっても、地方自治体では、部局毎に分断されたコストだけが把握され、人件費等の間接費を事業毎に配分する方法がとられなかったりして、民間と地方自治体とでは、その意味内容自体が異なっているからである。

執權

本報告書を作成するにあたって、東京都と青森市に、情報提供及びヒアリングを依頼したところ、快諾していただけた。両地方自治体の担当者には、本報告書について非常に有益な情報の提供及びご指摘をして下さった。両地方自治体の担当者が、多忙な公務のかたわら貴重な時間と労力を割いて下さったことについては、感謝の言葉もない。また、両地方自治体は、阪神大震災を超える戦後最悪の自然災害に見舞われた直後の時期にも、本報告書のために情報提供をして下さった。両地方自治体には、本書に記して心からの感謝を申し上げる。

4 用語

- 〇監査の結果に関する報告(地方自治法 252条の 37 第 5 項)
- 連法又は不当な事項の指摘とその改善措置を求めること
- 違法な事項: 法令、条例、規則等の違反
- ・不当な事項:自治法2条第 14 項及び第 15 項の趣旨に著しく反する事項、すなわち、著しい不経済事項、著しい不効率事項及び当初の目標・成果を達成しない有効性に著しく欠ける事項

(鈴木豊編著 日本監査研究学会リサーチ・シリーズ面「政府監査基準の構造」同文館出版(2005年5月)204、207ページ、原典雄著「監査委員監査の基礎知識」ぎょうせい(平成14年7月10日)59ページ)

-)監査の結果報告書に添えて提出する意見 (自治法 252条の 38 第2項)
- 違法性または不当性の著しくないもの、または組織・法令等に欠陥があり 早急には改善し得ないが、現状は明らかに満足しえない状態にあるもの等 (鈴木豊編著 日本監査研究学会リサーチ・シリーズⅢ「政府監査基準の 構造」同文館出版(2005年5月)212ページ)
- 〇措置(自治法 252 条の 38 第 6 項)
- ・監査結果を踏まえて、なんらかの改善を講じたこ。
- ・研究・調査中等の検討段階であり、結論の出ていないもの、予算執行の意思決定がなされていない予算要求、予算計上の段階のものは措置には当たらない。

(池田昭義「地方自治監査質疑応答集」学陽書房 (2007年7月10日) 368ページ、東京都八王子市の「包括外部監査の結果及び結果に添えて提出する意見に対する事務処理要領、東京都町田市の「包括外部監査の結果に対する事務処理要領」「監査結果のうち「意見要望事項」等に係る監査委員への通知の取扱いについて(通知)」(平成 20年1月 24日))

5 略語

- ○地方自治法→自治法
- ○財団法人→ (財)
- ○社団法人→ (社)
- ○社会福祉法人→(福)
- ○特殊法人→ (特)

第1章 包括外部監査の概要

1 監査の種類

- 地方自治法(以下「自治法」という。) 252 条の 37 第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件 (テーマ)

過去の包括外部監査の措置状況について

平成 21 年度。ただし、必要に応じて前後の年度も監査の対象とする。

監査の実施期間

က

平成 22 年 4 月 1 日から同 23 年 3 月 3 1 日まで

4 監査の体制

東 孫 ## 海 **沙俊 沙南 ジ宗 八喜パー** パー ₽Щ 経験 お陽 は里 松内 赤幕 は西 松林 公認会計士 公認会計士 企業診断士 \mathcal{H} 瓣 攤 # # 抻 भ ≁ भ 包括外部監査人 田 田 由 由 無 乗 無 無 ĪΠ 叵 ī ĪĪ

5 利害関係

包括外部監査人及び各補助者は、いずれも監査の対象とした事件について自治法 252 条の 29 に規定する一切の利害関係を有していない。

6 監査テーマの選定理由

包括外部監査は、平成 11 年度から実施され、今年で 12 年目を迎える。この間、歴代の包括外部監査人によって、沖縄県の行財政運営に関して貴重な指摘や意見が数多くなされた。自治法 252 条の 38 第 6 項において、「前条第 5 項の規定による監査の結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた包括外部監査対象団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員会、は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合において

別紙1

は、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。」と規定されている。監査結果の報告の提出を受けた行政、議会などは、指摘された点について真摯に受け止め、対応措置を講じるなどして実際の行政に活かして初めて、包括外部監査は有効に機能するといえる。

ところが、沖縄県においては、措置結果の公表が数年経って行われた例があるようであり、外部監査報告書における指摘、意見が行政や議会にどのように受け止められたのか、沖縄県の行財政運営にどのように活かされたのかについては、必ずしも明らかであるとは言い難い。

このような中、過年度の指摘事項の措置状況を確認するとともに、未措置の事項についてはどのような取扱いになっているかを検証する必要性は高い。このことは、沖縄県の財政運営や組織マネジメントにも資すると考えられる。

そこで、過去の包括外部監査に対する措置状況を監査の対象とすることとした。

7 包括外部監査の手続・経過

- (1) 包括外部監査契約の締結
- (2) 包括外部監査人の選定
- (3) 予備調査の実施
- (4) 監査テーマの選定
- (5) 調査の実施
- (6) 監査報告書の作成
- (7) なお、本包括外部監査の詳細な日程は、別紙1「日程表」のとおりで

日程表

ı

|

担当課からとアリング 担当課からとアリング 担当課からとアリング 担当課からとアリング 担当課からとアリング 資料検討 資料機計 現地調査: (財) 国際交流・人材育成財団、県芸術大学 現地調査: (計) 国際交流・人材育成財団、東芸術大学 現地調査: (計) 国際交流・人材育成財団、東芸術大学 現地調査: (計) 国際交流・人材育成財団、東芸術人会会 現地調査: (計) 国際交流・人材育成財団、東芸術人会会 現地調査: (計) 国際公式・イオテクノロジー研究 市が高公園、具地開鍵を、可用が高質料館、 江町高差: (計) 国際公式・石利が会資料館、 江町高差・「利利が会資料館、 江町が念公園、具志川職業業能力開発校、平和が会資料館、					平和祈念公園、具志川職業能力開発校、平和祈念資料館、字堅	掩砾公園																		
盟	¥	*	¥	*	H	*	×	*	メ	剱	×	*	Н	*	*	K	:	п	Ę	+	(-	¥	
ш	5	7	13	14	18	21	26	28	2	5	6	11	15	18	23	25		S	67	c	7		∞	
H	10						'		11											12				
争	H22											-												

松	監査委員へヒアリング及び意見交換	現地調査:おきなわ女性財団・ているる・沖縄県立図書館、国	際交流・人材育成財団	視察:青森市、現地調查:沖縄県住宅供給公社、天久高層住宅、	浦添職業能力開発校、泡瀬団地	現地調査:農業改良普及センター(南部・中部・北部)、沖縄	自由貿易地域、平和創造の森公園、沖縄県立農業大学校	資料検討	討論・報告書起案	討論·報告書起案	討論・報告書起案	討論・報告書起案	討論·報告書起案	討論・報告書起案	報告書起案	討論・報告書起案	報告書起案									
靨		*		ڍ	K	+	K	H	④	¥	*	Я	*	¥	*	×	*	¥	金	×	K	×	*	金	月	بد
Ш		6		7	14	9	9	20	7	12	13	17	27	1	10	15	17	23	25	1	3	8	10	11	14	15
H	12								1					2						က					_	-
#	H22								H23																	

谷谷	討論・報告書起案	討論・報告書起案	報告書起案	討論・報告書起案
橊	¥	*	倒	+1
ш	91	17	18	19
В	3			
サ	H23			

第2章 過年度(平成11年度から平成21年度)の措置状況 とそれに対する評価

1 措置状況一覧表の構成

沖縄県における平成 11 年度から平成 21 年度の包括外部監査の要点とそれに対する措置状況を別紙 1 ないし 18 に整理した。

そのうえで、当包括外部監査人の立場から沖縄県の措置状況を評価した。 評価対象は、まず、対象部局の措置の有無・内容、時期、公表の有無・時期である。対象部局は、特定の行動が「措置を講じた」ことに該当するかどうかの判断(評価)を行っている。その評価結果が妥当かどうかを当包括外部監査人が監査したものである。次に、過去の包括外部監査の監査結果・意見の明確性や妥当性も評価の対象としている。これらの評価結果を上記別紙の「措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価」の欄に記載した。

2 評価

- (1) 書面やメールによる照会結果、対象部局からのヒアリング、現地調査、 先進自治体の視察結果等に基づいて意見を形成した。
- (2) 監査の視点は次のとおりである。

第末そのものの存続認義			監査の視点	
1942の94時意義			#	探算性(注1)
	が記	ひものの存続意義 876一略甲)		
「	¥ +6 4		・目的を達成し、現在は意義なし、近年によってはもます。	押
	3	/で見が見らる/		性(注2)
有			言義なし(事業の必要性と担い	
有				→
		III .		
	**	İ		
	1	探算性(注1)	†	間売却
		#		つ、引き続き実施
		事業手法の選択(注3)		
		→ 完全民営化・民間	間売却	
		→ 上下公籍	A	
			■ 運営民間(指定管理者、委託その他)	
	1 1	債務調整を	:実施(再生)した上で、第三セクター等で引き続き積極的な経営	改革を実施
		経営体制の	111	攻革を実施
	1 1	★ 地方公共団	B体(直営)	
			1	
		基	刊(税金)対効果(行政目的)が確保されているかの最終判断	
{{··································			最終判断等の結果、清算を選択することもあり得る	
·	7	採算性とは、経常利益ページにも留意する必要がある	ースで黒字か赤字かを判断する指標である。また、想定された事 る。	業計画との乖離状
	5	事業性とは、単純に毎年	度の事業と収支状況を判断する指標である。	
	ලි	地方公共団体が、補助金企業等の経営に伴う収入 な経営を行ってもなおその に限って、補助金を投入す	を投入する前接で事業手法の選択を行うべきではない。ただ。 をもって死てることが強当でない後費及い当該公営企業等の事 の経営に伴う収入のみをもって充てることが客類的に困難である。 することはあり得る。	性質上、地方公営 業の性質上能率的 上認められる経費等
	#	宮脇淳編集代表・著「自治 外部監査人において編集	台体経営改革シリーズの第1巻「自治体戦略の思考と財政健全化	:JJP. 201の図表を

- (3) 評価にあたって特に留意したのは以下の点である。
- ① お役所体質からの脱却を認識しているか

対象部局が、前例踏襲主義(過去の事例をベースに将来に向けた意思決定を正当化すること)、依法主義(法令の条文に形式的かつ過度に依拠すること)に止まっているのか、それとも包括外部監査の指摘・意見を契機に 縦割りに制約されない開かれた論理を追求しているか。

② リスク対応の活動を目指しているか

社会経済環境の変化にもかかわらず、抽象的な公共性や政策性を理由に不採算事業を存続させたり、沖縄県の財政負担を積み上げたりする行動になっているのでは困る。リスク対応のためには、組織内にリスクマネジメントサイクルを作ることが必要である。つまり、リスクの識別・分析 (CHECK) →リスク対応 (ACTION) →リスク対応計画の策定 (PLAN) →リスクの監視・コントロール (DO) のサイクルを継続的に続けていく必要がある。排置の内容は、このような改善活動を目指すものであるべきである。継続性とともに、スピード感が求められる。

③ 外郭団体・地方公営企業等については、次の点が重要である。

外郭団体等では、ややもすると、公共的目的を達成しているのであるから、赤字でもよいという誤解が生まれやすい。しかし、赤字体質を許すことは、外郭団体等の主体的な故事の妨げになるばかりか、沖縄県による限度のない人的・財政的支援を引き出し、沖縄県の財政にも悪影響を与える。 外郭団体・地方公営企業等は、いかに政策性が高い事業を行っている場合であっても、沖縄県から分離した組織である以上、リスクを沖縄県から分離認識しなければならない。

そこで、外郭団体・地方公営企業のリスクをその組織自体のリスクとして自らが律する枠組みを作っているか、経営状況に関する正確な情報が適時適切に開示されているか、沖縄県から独立した経営機能を発揮できるような体制となっているか、場合によっては出資金回収や解散等、外郭団体等からの撤退の基準をあらかじめ計画に盛り込んでいるか等を明確にする

必要がある。

(4) 価値観を異にする他者との協力関係を積極的に形成しようとしているか立場が異なれば考え方や価値観も異なる。しかし、異なる価値観を排除するのではなく、価値観の違う他者を認識し、その他者が自分にとって有用な存在であるとして積極的な協力関係を築くことが大事である。他者とは地域住民、民間企業、民間団体等などである。包括外部監査人であることもあろう。これらの者との間で、「議論」し「対話」する場を形成する方向に向かわなければならない。このことは、基礎自治体優先の原則(自治法1条の2第2項、2条2項、3項、5項)の底流に流れている思想でもある。

(以上は、宮脇障編著「自治体戦略の思考と財政健全化」ぎょうせい 81ページ以下、宮脇障編集代表「外郷団体・公営企業の改革」ぎょうせい 28ページ以下、102ページ以下に負うところが大きい。)。

措置状況等の評価を通して顕著に認められる事項

(1)「措置を講じた」とはどういう時点の行動を指すのかとらえ方がバラバラ① 「努めていきたい。」「取り組む予定である。」といった程度で、措置を講

じたとする扱いがある。たとえば、次の例である。

- ・平成 11 年度措置状況一覧表(沖縄県における平成 10 年度の貸付金の管理事務について)No.3
- ・平成16年度措置状況一覧表(重要湾港である中城湾港を中心とする沖縄 県港湾・埋立事業の財務に関する事務の執行及び事業の管理状況について) M-10
- ・平成18年度措置状況一覧表(公の施設の管理及び施設管理者との取引等 について) No.21
- ・平成19年度措置状況一覧表(沖縄県土地開発公社の財務に関する事務の 執行及び事業の管理について)Ne6
- ・平成 20 年度措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について) No.3-4

この程度の抽象的な表現では、何ら客観的がない。官僚答弁とでも言うべきものであり、行政外の者との意思疎通において大きな障害となる。最低限、行動計画の内容や道筋を示すことが必要である。これと外部監査人の指摘・意見と付き合わせることなくして、措置を講じたかどうかの判断はできない。

- ② 外部監査人の指摘・意見の内容とは全く違う行動をとっていながら、 置済みとしたケースもある。たとえば、次の例である。
- ・平成 11 年度措置状況一覧表 (財政的援助団体等の債権管理及び効率的な資金調達、運用等について) No.25・・・・現地調査では、工事台帳は存在しなかった
- ・平成 18 年度措置状況一覧表 (公の施設の管理及び施設管理者との取引等について) Nv48・・・・現地調査を行ったところ、通帳と印鑑は依然として同一の金庫に置かれていた。責任者の説明によると、従来からそうしてきたとのことである。
- ③ 外部監査人の提示した論点を回避したり、根拠を節約した説明を行ったものも多い。たとえば、次の例である。
- ・平成12年度措置状況一覧表(公の施設の管理に関する事項)№8
- ・平成 16 年度 措置状況一覧表 (沖縄県立大学等の経営管理状況について) No.1
- ・平成18年度措置状況一覧表(公の施設の管理及び施設管理者との取引等 について)No.20
- ・平成19年度措置状況一覧表(沖縄県土地開発公社の財務に関する事務の 執行及び事業の管理について)Ne6、7、8
- ・平成 20 年度措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について) Nb44、112、116
- ④ 対象部局への照会やヒアリングの際、措置状況一覧表の中の「措置を講じた」に入れるのか「措置を講じていない」に入れて回答すればよいのか迷っていた。包括外部監査を所掌する部署(総務部行政改革推進課)の保

有する事務マニュアルにも、何をもって措置というのか、措置を講ずる時 期をどう考えるのかについては規定されていない。したがって、行政内部 には措置について統一した理解がない。

(2) 措置を講じた場合でもその対応時期が遅い

包括外部監査の指摘・意見の内容が明確であるにもかかわらず、何か年 も経過してようやく指摘・意見の趣旨に沿った対応がとられているケース が多い。しかも、その間、検討がなされたかどうかすら不明なものもある。 たとえば、次の例である。

- ・平成 11 年度措置状況一覧表 (財政的援助団体等の債権管理及び効率的な 資金調達、運用等について)No.22
- ・平成13年度措置状況一覧表(県営住宅の運営管理及び建設の契約事務に ついて) №1
- ・平成15年度措置状況一覧表(補助金に関する事務の執行)Na.13
- ・平成19年度措置状況一覧表(沖縄県土地開発公社の財務に関する事務の 執行及び事業の管理について) No.5

(3) 表面的には措置率が高い

沖縄県において、外部監査を所掌する部署は総務部行政改革推進課であ る。同課は、措置状況に関する対象部局からの報告をとりまとめ、措置を した割合を年度毎に集計している。これによると、以下に示すとおり、比 較的高い措置率となっている。

年度別の措置状況

大次 報告																							\$	3	97%
株式 200	ıştıca	#1000	0	0	0	0	0	-	0	7	=	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	15	4	ల్ల
(大)		事品 計画	14	0	12	74	=	~	23	21	æ	8	49	9	99	ω	ಜ	<u>چ</u>	52	==	0	76	352	111	窭
(大) () () () () () () () () ()	平配作廣	報告	1	'	'	7	1	0	'	7	-	~	1	~	1	1	~	-	1	1	1	36	4	**	8
(大) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	來如作	靶	1	ı	-	-	1	7	1	-	12	ക	ı	-	1	ı	0	1	72	<u></u>	1	1	37	8	19
(大)	平成19年度	誓	,	,	,	7	١.	-	'	-	=	12	1	ı	2	ı	æ	9	1	'	1	1	98	77	88
大い記載古春東 12 14 15 15 15 15 15 15 15	平成1年度	響	1	ı	7	ھ	'	-	1	4	-	-	S	-	==	9	1	1	-	ı	1	1	22	22	4
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	來作意	聖	ı	1	0	2	'	0	. 1	2	12	0	#	9	ı	1	í	1	·	1	1	1	88	01	99
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	平東1年度	幸伝 財画	7	ı	0	ع	~	0	-	2	\$	23	1	ı	1	1	1	ı	'	'	1	1	54	~	æ
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	平成5年度	ᄤ	0	ı	-	7	7	-	ස	ç.	ı	,	1	ı	1	ı	1	,	1	1	1	1	19	13	7
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	平成性度	糧	-	1	ß	-	7	4	,	-	1	1	1	1	ı	1	1	1	-	1	ı	1	9	2	花
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	平成1年度	地面	3	-	4	_	•	'	1	-	1	1	1	ı	-	1	1	1	ı	1	1	1	-		~
The	平成12年度	押甲	35	'	'	1	1	1	1	-		'	1	1	-	1	1	1	'	ı	ı	ı	33	0	æ
The The	3 1	品調作数	41	0	12	24	#	5.	23	23	88	49	49	0	16(34)	(91)9	57(75)		52	82	0	9/	367	221	88
			監査結果	部分	監査結果	音点	監査結果	金号	監査結果	金号	野査結果	智念	監査結果	部分	監査結果	音点	野蛮枯果	音感	野査結果	部	監査結果	音吸	野がおお	曹炎	
福	措置状	監査実施年度	41	±	中华10年中	十四七十万一	E-134	122	44	±	40,42	10.3	40.4	1			年40年	L 以 以 以	10 年 40 年	⊤飛13牛度	- 40	メルルル	al	ā	

※ H17指摘件数欄の()内の数値は警察本部、H18指摘件数の()内の数値は数音庁を含めた件数

包括外部監査の監査結果又は意見に対する未措置一覧

品名	監査実施年度	監査結果、 意見の別	監査対象	監査結果、意見の内容
福祉保健部	平成15年度	(監査結果)	補助金に関する事務の執行	権助金の検査について
	平成1/4年	御	委託料及び公の施設の管理	商工労働部の人事面・予算面の弾力化が必要
	KIT-KIT-	(B)	委託団体に関する事務執行	OCVBにおける適正な原価管理が必要
観光商工部	平成15年度	(意見)	補助金に関する事務の執行	遂行状況報告書の提出についての取扱を統一する必要がある。
	平成18年度	(監査結果)	沖縄観光コンペンション ビューローの財務状況の分 析	沖縄ほな金を財源として外期団体である沖縄観光コンペンショ ンピューローに受託業あるい活権師事業を行わせている以上、 執行結果について移近的な検証を行うにとどまらず、実態を検証 するところまで監査を踏み込んで行うべきである。
土木建築部	平成13年度	(意見)	沖縄県営住宅	企業会計的手法による県営住宅の採算の明確化
				修正伝票について(八重山病院)
				納入通知書発行不要先について
				未収金のシステム上の差異について (南部病院)
				たな卸の実施及び書類作成は、規則に沿った運用が必要。
				たな卸の範囲を統一的に定めることが必要。
				規則85条のたな卸表が作成されていない。
病院事業局	平成15年度	(監査結果)	沖縄県立病院の財務に関する事務の執行及び経営管理	規則様式45号でのたな卸表の様式は現在の薬品管理システムから 出力できない。システムの見直し、あるいは規則の改廃が必要。
) idC-1	医薬品のたな卸麦として代替している受払管理システムの出力帳 景は、たな卸書類の要件を満たしていない。
				規則88条に基づくたな卸結果の修正について
				たな即の方法について
				薬品の払出し事務手続きについて
				薬品の実数と帳簿(システム)残高との差異について
				薬事委員会の運営について(南部病院)

未措置件数19件のうち、監査結果に対するものが15件、意見に対するものが4件である。

末指置の内訳

19	4	91	柚
13		13	病院事業局
9	4	2	知事部局
ii ii	馬光	正正的木	

(出典) 総務部行政改革推進課

しかし、前記(1)で指摘したとおり、何をもって措置を講じたとりうのか統一的な理解がない。加えて、対象部局が措置を講じたと自己診断すれば、措置済みとして行政改革推進課に報告される。その内容が、措置を講じたというに値するのかの評価を行政改革推進課は行う権限を有していないし、実際行っていない。措置したとされたことについての確認を監査委員が行っている自治体もある(新潟市、長崎県)。しかし、沖縄県においては監査委員はそのようは職責を負っていない。したがって、措置率の集計には、「措置を講じた」とは評価できないものが相当混入している。

(4) 措置を講じた、あるいは講じないという結論を出すに至った過程が不透明である。

これも多数ある。たとえば、次の例である。

- ・平成18年度措置状況一覧表(公の施設の管理及び施設管理者との取引等について) No.13、14
- ・ 平成20年度措置状況一覧表(補助金等に関する財務事務の執行について)N-38

対象部局から措置状況一覧表について回答をもらう過程において、措置済みあるいは未措置という結論は書いてあるものの、どのような検討過程を経てそのような結論に至ったのか明らかにする例が少なかった。これでは、いつ行動を起こしたのか、どのように進行していったのか、客観的に追跡することができない。過去の包括外部監査で指摘された事が、別の年度で再び指摘されている場合、議論や検討のプロセスが明確にされていないため、同じ議論を繰り返していたり、同じ内容の主張が形を変えて繰り返されている感がある。

(5)制度の改訂を要する事項、高度の政策判断を要する事項については、すれ違いの対応が多い

包括外部監査では、監査の結果を踏まえ、制度や規則類の改訂、新設を 求める意見がなされる。これを受けた対象部局、地方公営企業、外郭団体

は、自己の権限の及ばない事項であることから、勢い、措置を講じること はできず、制度の内容を改めて説明するしかなかったと思われるケースが ・平成13年度措置状況一覧表(沖縄県信用保証協会の事務の執行及び経営管

多い。たとえば、次の例である。

・平成 16 年度措置状況一覧表 (重要湾港である中城湾港を中心とする沖縄県

・平成15年度措置状況一覧表(補助金に関する事務の執行)No.5

期について) No.4

港湾・埋立事業の財務に関する事務の執行及び事業の管理状況について)

・ 平成 17 年度措置状況一覧表 (高齢者福祉事業及び障害者福祉事業の事業評

・平成20年度措置状況一覧表(補助金等に関する財務事務の執行について)

(6) 外部監査報告の表現、趣旨が不明瞭

No.31, 41, 86

価) No.18

No. 1

県を中心とした組織的対応を 東めるという平成11年度でのも回 を意見が平成22年度になっても回 をできるものがない状況である。 を行りな調整をいました。 が関盟の組織のそれぞれの経営の効率性・自律性を確認するの が節であり、平成11年度の が節であり、平成11年度の 常見は妥当とは思われない。	
帯置がなされたといえる。	
排置がなされたといえる。	
措置がなされたといえる。	

番し	38.0.7	100000000000000000000000000000000000000		THE IT THE	20 18	2018年と終りた場合	Calvail! U.S.	指版を映りてA.代A.発見	」措置状況等に対する平成22年
3	大デーマ	項目	指摘・意見の内容	のペー ジ数	の有 無	詳じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	度包括外部監査人による評価
	監查の結果及び意見 【物格部】	意見	要金魚網団体から資金不足団体〜貸付を行うことにより 今団体の財務改善が図られるので、県を中心とした組織的 対応が望まれる。	1-7					推置を課じたとは評価を会 ・ 平規22年度免疫外離整査人 と総務部行政を推進した。 ・ 大力、同価を表示。 大力、同価を表示。 大力、同価を表示。 大力、同価を表示。 大力、同価を表示。 大力、同価を表示。 大力、同価を表示。 大力、同価を表示。 は、まからというでは、 は、まからというでは、 は、まからというでは、 なったのかかない。 があるというなら趣味がない。 が関いの起始をも形でいる。 が関いの起かをよれている。 が関いの起かをよれている。 が関いの起かをよれている。 が関いの起かをよれている。 が関いの起かをよれている。 が関いの起かをよれている。 第月は安当とは違われない。 第月は安当とは違われない。
Į,	(社)沖縄県野菜価格安定基金額会 格安定基金額会 【團芸振興課】	監査の結果	果実生産出荷安定基金との間で、総費負担については合理的挑脱に基づき旅分することが必要であり、負担額については両基金で取り洗めをしておく必要がある。	1-10	有	要用の蘇要負担について、両基企間において 実施管理費負担に関する契約1の契約前 結を行った。 [公報(平成12年12月26日火曜 日付け) 号外第67号]	有		措置がなされたといえる。
	(特) 沖縄県漁業信用基金協会	監査の結果	(1) 保証債務に対する延滞額の把握については、延常分の元金だけでなく、保証先に対する債権全額を延滞とし、 将来の負担額(関金発生)の見境りを行って、業務計画に 反映すべきである。	1-12	有	・保証債務にかかる将来の負担額(損失の 発生)に備えるものとして、保証責任停備金の の引当を行っている。保証責任停備金の引 は、当総会超基基性にあづいて行っている が、金融庁、水産庁通遣(信義保用基金総会 の監督に当たっての留意事項(平等がイドテ イン)」に応うたものである。連続引当の発 環境、近上(学成12年3月30日付水庫庁長官 通過第一が行立い、平成11年実施からた。保 通過第一が行立い、平成11年実施からた。成 い基準での引きを発している。	有		排置がなされたといえる。
1	(特) 沖縄県漁業信 用基金協会	監査の結果	(2) 法人 (株式会社) からの保証委託の申込に禁して、 財務請表に対する審査を十分に行い、より厳密な審査を実 施して、延滞債権の発生を未然に防止すべきである	1-12	有	・平成12年度より、法人(株式会社)から の保証申込条件については、同社直近の決算 審等を徴水し、投稿書表の分等を行うと仲 に、同社の総合債選計画等について、より厳 正な審査を実施している。	有		措置がなされたといえる。
	(特) 沖縄県漁業信用基金協会	監査の結果	(3) 将来の損失発生に対する備えとしての引当金は、 様に引き当てむすべきではなく、命債勤者の状況を創業 し、個別の回収率能を参加した上で、回収不能免込額に ついて引当金を設定する必要がある。	1-12. 13	有	・東横橋の引当金については、平成12年5月 万度百適瀬に基づき、平成11 年度次第より東債権復知引き当て代22.3.31 現在:40,484,594円)を実施している。	有		措置を講じたとは評価できない。 各債務者の状況を勘案して6 別の回収可能性を検討している のかどうか不明であり、措置と しては不十分である。

別紙1

金調達、運用等について) No.1

No.12, 13, 14

平成11年度 措置状況一覧表 財政的援助団体等の債権管理及び効率的な資金調達、運用等について

番	監査テー	y Kaliman		報告書		措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年
号	大デーマ	項目	指摘・意見の内容	のペー ジ数	の有 無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	度包括外部監査人による評価
	(財) 沖縄県産業援 異公社	監査の結果	(1) 回収可能性Eランクと評価した未収金については早期 に便却する必要がある。	1-18	有	保証金充当等を行い、債却した。	有		措置を講じたといえる。整査 当時のランク付けの基準は不明 ではあるが、措置がなされたも 措置の公表方法については、 回答がなく不明である。
	(財) 沖縄県産業援 異公社	監査の結果	(2) 保険金が特別情談させるようなことが生じないよう に、担当者から上司への報告及びチェックシステムを整備 選用していく必要がある。	1-19	有	保険請求リストを作成し、請求もれがない よう改善した。	有		措置を講じたといえる。ここでいう保験とは、機械類信用保 験とのことである。 措置の公表方法については、 回答がなく不明である。
	(財) 沖縄県産業振 興公社	監査の結果	(3) 公社には、機模類貸与事業・股偏貸与事業の契約結 結前に貸与先の実態把握を正確に行うなどの慎重なお応が 望まれる。県には、損失補償の事実を十分に認識し、審査 体制の充実、回収方法の強化を図る必要がある。	1-19	有	公庫や保証協会からの信用情報の強化や事後フォローの強化を行っている。	有		措置がなされたといえる。 措置の公表方法については、回答 が無く不明である。
	(財) 沖縄県産業振 異公社	監査の結果	(4) 実質的な未収金が把握できるような明練表の作成が 必要である。	1-19	有	貸倒引当金算出時に実質未収明編を作成している。	有		措置がなされたといえる。措置の公表方法については、回答が無く不明である。
	(財) 沖縄県産業振 興公社	監査の結果	(5) 企業化促進事業(創造的中ル企業創出支援事業) に より投資した企業の株式の評価を認識切にすべきであ り、投資先の健康によるリスクを供と公社のどちらが負担 するのか取り取めが必要であり、損失発生の可能性が高い 場合には予想損失に対する引当計上が必要である。	1-19	有	資創引当金を灣額計上しており、株式の時 儒評価を行っている。	有		措置がなされたといえる。措 置の公表方法については、回答 が無く不明である。
	(財) 沖縄県私学教 育振興会	監査の結果	①外貨預金の運用体(預金のうち参係または参川までの外 貨預金運用を認める等の枠)の設定 ②運用単位・運用券 ・運車会への含み損益の報告・損火が生じた場合の対応 等、の2点についての明確な定めが必要である。	1-22	有	運用基準策定済 (H13) 指摘の外貨預金についてはすべて処分済 (H17)	有		措置がなされたといえる。措 置の公表方法については、回答 が無く不明である。
	(財) 沖縄県私学教育振興会	意見	管理費及び負担金の見直しを行った上で、リスクのある外 賃預金の運用を見直す必要がある。	1-22	有	管理費の削減に取り組み、指摘の外貨預金 は廃止した。	有		措置がなされたといえる。措置の公表方法については、回答 が無く不明である。
	(財) 沖縄県畜産坂 興基企公社:	監査の結果	(1) 事弦観告集につき、・日付の影像の無いものが多い、海が自事の景を観客を観音書は原本を微文すべき、・網 総性の確認のため一覧差(年度実施)の作成をすべきである。また、肥育状況確認のための現基確認につき、実施状況の把握、事故状況確認のための現金確認につきる報告者を作成すべきである。	1-25	有	・事故報告審の日付韓謀を行い、その後 は、記載編礼がないように留意し事務を行っ いる。 ・教医師の診断書は、原本または農脇長の 原本証明を部付することに改めた。 ・事故の発生一覧波を作成し、処理状況を 回議することとした。 ・児育状況の現場確認を肥育牛管理台帳で 展合し、生産者へ指導を行っている。	有		措置がなされたといえる。桁 質の公表方法については、回答 が無く不明である。
	(財) 沖縄県畜産振 潤基金公社	監査の結果	(2) 退職給与引当金に不足があり、早急に解消する必要がある。	1-25	有	平成11年度の理事会において、不足分を 補正措置し積み増しを行った。	有		措置がなされたといえる。措置の公表方法については、回答が無く不明である。

平成11年度 措置状況一覧表 財政的援助団体等の債権管理及び効率的な資金調産、運用等について

監査テー	-7		報告書		措置を講じた場合	措置を講じていない場合	」措置状況等に対する平成22年
大テータ	項目	指摘・意見の内容	のペー ジ数	の有無	講じた指置の具体的内容 有無	措置を講じていない理由	度包括外部監査人による評価
(特) 沖縄泉漁業信 用基金金会	監査の結果	(4) 協会理事の自己取引について、監事の追認を得ていない取引が見られたので手続きの適正化を図る必要がある。	1-13	有	・協会理事の自己契約に係る事務手続きに 有のいては、徒払漁業使用基金中央会の指導の もと、代表証の追撃という法に対応して いる。しかし、平成、8 年度以降は、平成1 8年3月2日付け、同中央の相導文書に基づき、代表監事名で契約を行っている。		措護を禁じたと呼を止めていたことは、人生の主ないない。 ことは、人生の地震をの指すの追加にないない。 そもに思すがないでいた。 そもに思すがないではなった。 とも、のではならを含めたはない。 ではなくやたればできなかっかい。 ではなくやたればできない。 アンス のにはなくかとればいません。 アンス のにはない をいました。 アンス のにない ない な
7 (財) 沖縄県農業開 発公社	監査の結果	(1) 長期保有機逆を早期に売り渡すことにより、公社の 損失を防止する必要がある。	1-15	有	長期保有地については、H17年度までは通 有常売額による処分を実施し、損失が発生しな いように努力した。 H18年度からは、国県の助成による緊急刑 買事業を活用して、減額処分による解消に努 り、122年度現在残害では1400、3ha 8,680千 円となっている。 この結果、長期保有地の処分による公社の 損失を権力抑えることができ、H21年度末の 正映財産は3k1,104千円となっている。 [H14.4.30、H19.5.18公報]		推置がなされたといえる。 平成11年度から平成17 度までの間、具体的にいかな 計画のもとにいかなる処分でいい。 だのような成果を塗逸皮跡 さるがにしておく必要がある。 これなくして、県兵へのらな にしたことにはならない。
3 (財) 沖縄県農業開発公社	監査の結果	(2) 農業生産法人への用地売渡については、公社独自に 次募簿を入手するなどして審査をする必要がある。また、 解約の結果、損失を扱る可能性があるため、償還計画につ いても十分な検討が必要である。	1-15	有	法人・個人を問わず、買入にあたっては売 有 胃書査委員会を開催して受け手を決定すると もに、売買力契則を解論し、保証金10% を輸入させることとしている。 また、制度金資付好定後に、買入等の手 続きを実施している。 [土地売買等審査委員 会 設置要買 平成6年1月24日施行] [II12.12.26 公帳]		用地売渡の審査については 措置を講じたといえる。 優潔計画については措置を じたとは評価できない。 のように検討をしていたかが 明である。
) (財) 沖縄県農薬開発公社	意見	金利の土地購入価格への算入方法を再検討する必要があ る。	1-16	有	H1年度以降、土地離入価格への金利の算 入を止めた。 平成18年度から価格変動等引当金を用地 担欠引当金に改めた。 また、平成20年度から時価評価額を計上 し、必要に応じて評価損を計上している。		措置がなされたといえる。
0 (財) 沖縄県農業開 発公社	意見	優権保全上の排置について一部不偏な点が見られた。売買 契約締結から優権回収に至るまでの一連の手続について再 検討する必要がある。	1-16	有	分割徴収により回収実績の向上と刊級時効 無 に掛からないようにしている。また、債権管 理部局線を同成な勤金記録している。 音産事業については計町村を含めた三者契 約により、債権回収の相手方を市町村長に変 更した。		措置がなされたといえる。

平成11年度 措置状況一覧表 沖縄県における平成10年度の貸付金の管理事務について

番	監査テー	7		報告書		措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年
号	大テーマ	項目	指摘・意見の内容	のペー ジ数	の有無	誰じた措置の具体的内容	公表の 有類	措置を講じていない理由	度包括外部監査人による評価
1	中小企業高度化資金 【経営金融課】	監査の結果	貸付対象の経営計画についてより慎重な判断が必要である。	2-4	有	事業計画のあらゆる角度から検討を行い 管薬体制の強化や収益構造の改善等を指摘 し、それが改善されるものとして判断した。 (出3以降、企業・起合等への貸付実績な し)	有		措置されたと評価できない。 環プの実績が思い状況で、 のような対策を具体的に静じ のかみえてこない。 公表有りとなっているところ。 方法・時期は不明である。 なお、H13年以降の気付が無いのであれば、当資金の存続業ま に疑問が生じる。
2	中小企業高度化資金 【経営金融課】	監査の結果	延滞債権について、期限未到来分を含めた債権全額の金額、件数、構成員別の集約をして、延滞状況を把握、分析する必要がある。	2-4, 5	有	期限未到来分を含めた價権全額の價権管理 を実施している。また、個別組合員の状況と 全体状況との両方を把握する。	有		措置を講じたといえる。した し、措置がいつなされたか不明 であり、適時に改善されたかれ からない。 公表有りとなっているとこ ろ、方法・時期が不明である。
3	中小企業高度化資金【経営金融課】	監査の結果	定期的な迫傷評価の見直しにより回収見込額・損失見込 額の把機が必要である。		有	適時担保評価の見度しを行い、回収見込額・損失見込額の算定ができるよう努める。	有		措置されたものと認めること はできない。「努める。」では 全く客観性がない。 公表有りとなっているとこ ろ、方法・時期は不明である。
4	中小企業高度化資金【経営金融課】	意見	包括外部整強結果報告審上はA社と匿名になっている債務 者については、整査当時32億円の貸付金があり、より厳 重な債権管理が必要である。	2-6	有	現状と今後の経営方針等を把握するととも に、経営参新を実施し経営改善得導を行っ た。	有		措置を排じたといえる。 座査結果報告等でいう「厳責 な債権管理」が具体的にどのうなことを指すのか明確では古 よので、治理を排じたした一分なさ 場合は直ちに独削終行しるるも 繊を作ることが検討されたから うか疑問が残る。
5	中小企業高度化資金【経営金融課】	意見	利用状況報告書の徴求を厳格にする必要がある。	2-6	有	各組合等への連絡を強化し、貸付規則に基づく報告書を確実に徴求できるよう講じた。	有	,	措置を講じたといえる。
6	中小企業高度化資金 [蘇賞金融課]	意見	債務者の不誠実な動機が明確な場合を除いて進約金の關 定は控える方がよい。	2-6	有	H12以降はH15年に1件調定したのみで、連 約金の調定は行っていない。	無		措置を標じたといえる。しかし、容楽的に発生している。 実験的に発生している 海外金貨機も 場の財産である ところ、賃機者の小研旋火作動が という 製化水基準 門間でする などうか を判断するの はれて選当である。 平成11年度の包括外報度 査人の意見には検験できない。 元命の支払が罪り、違治をいる。 発になるような場合は、選切になるような場合は、選切になるような場合と。 できない またが はんしょう はいました いっぱん アンドラ はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいま
7	中小企業高度化資金【経営金融課】	意見	事業計画の見直し等により一定の手続を経て、最終期限 の延長を認め返済条件を明確にすることが確実な回収につ ながると思われる。	2-7	有	随時償還計画の変更を行い、確実な回収に 努めている。	無		措置を請じたといえる。ただ、回収状況について、具体的に説明すべきである。

平成11年度 措置状況一覧表 財政的援助団体等の債権管理及び効率的な資金調達、運用等について

番	施査テー	7		報告書				措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年
号	大テーマ	項目	指摘・意見の内容	のペー ジ数	の有 無	講じた排置の具体的内容	公表の 右無	措置を講じていない理由	度包括外部監査人による評価
20	(財) 沖縄県畜産振 興基金公社	意見	他の団体または県事業に対する資金提供等による運用の検 割が望まれる。	1-25	有	運用財産の一部を利率が高い国債を購入した。 			排置がなされたといえる。ただし、資金運用は継続的なものであるから、金利・リスク等を 勘案して適時適切な運用をすることが望まれる。
21	(比) 沖縄県保健医 療福祉事業団	監査の結果	原の事業として診断のための体制をフルに備えた施設が必要かどうか、他の病院との連携により、プールトレーニング施設等を有効に利用する方法はないか等の抜本的な対策を構じるべきである。	1-29	有	「経営改善計画」を策定し、組織・定数の 見直し(役員の減、出向職員減、ブロバー職 員の返職者不補末、非常動職員の減)、不契 資事業の整理額が、(後康茲、強康展廃止、 各種イベントの廃止)等、種々の経費節減を 行った。【平成12年12月26日公朝(号外第67 号)】また、状況の経過として、平成17年4月か らデ・ナ・レージグ等の運動施設は民営化をし、 (健診事業は平成19年度で終了した。	有		措置がなされたといえる。
22	(財) 沖縄県保健医療福祉事業団	意見	摂益計算を反映した事業報告を異民に開示する必要がある。	1-29	有	公益法人会計基準(平成18年度)に則り正味 財産増線計算書を作成し、平成18年度から (平成17年度決算状況等) ホームページで公 著している。	無	,	措置がなされたといえる。 だし、報告された措置は平成1 8年度についてのものである。 平成11年度を整金で指摘されたことについて平成18年度に 対応したというのは、遅すぎて ある。そうでないというのであれば、その検討追称をのよう。
23	(財) 沖縄県保健医療福祉事業団	意見	組集事業につき舞の外駅団体として実験するにはどういう 意義があるのかを明確にし、既存施設での有効利用、民間 への委託等を含めて、より慎重に検討すべきである。	1-29, 30	有	展系字楽に関しては、新たな施設を建設せず、平成17年9月から既存施設を民間へ賃貸し、温泉の供給事業を実施している。			措置がなされたといえる。ただし、平成11年度の監査で17 焼されたことについてことについてのは、通 すぎである。そうでないという のであれば、その検討過程を明 示すべきである。
24	(特)沖縄県住宅供 給公社	監査の結果	住宅分譲事業の抜本的な見直しを検討する必要がある。	1-33	有	平成12年度から住宅分譲事業については、 供給戸数を縮小し、平成14年度を最後に完売 終了した。	無		措置がなされたといえる。
25	(特)沖縄県住宅供 給公社	監査の結果	各現場の損益が把握できる明確な工事分級を備え付けるべきである。	1-34	有	平成11年度決算から工事台機を作成し、各 現場別の損益を把握できるようにした。	無		措置が講じられたとは認められない。実地監査によれば、技 益の分かる工事台帳の存在は領 認できなかった。
26	(特) 沖縄県住宅供 給公社	監査の結果	長期事業未収金の相手先別の明細を作成すべきである。	1-34	有	平成11年度決算から相手先別の明網を作成 した。	無		措置がなされたといえる。
	(特)沖縄県住宅供 給公社	意見	公表財務諸表につき、会計基準及び原価計算基準を早期に 改定する必要あり、改訂前であっても事業運営の状況を民 間企業との比較を含めて明確に把握できるよう工夫し開示 を検討する必要がある。	1-35	有	平成14年度決算から地方住宅供給公社新会 社基準(平成14年4月1日改正)によって、会 計処理を行った。	有		措置がなされたといえる。

平成11年度 措置状況一覧表 沖縄県における平成10年度の貸付金の管理事務について

番	監査テー	7	ERRORS OF STATE OF FEET ALE STEEL OF STATE OF ST	報告書	措置	措置を講じた場合	Horaco Joseph	措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年
号	大テーマ	項目	指摘・意見の内容	のページ数	の有無	謀じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	度包括外部監査人による評価
18	沿岸漁業改善資金 【水産課】	意見	延ř者にかかる書類に関しては、1 作書類として整理することが必要であり、当該1 件書類は債選光了まで保存すべきである。	2-14	有	対象機器等1件につき1件書類として整理 することとし、復選完了するまで保存とす る。			措置されたものとしたいえない。 平成11年度を指外部数当の意見は、延齢等者(健務者)とにまとめて当場できといて債権者のよう。 一般の表現を対して債権管理するといこには、京後の事業を発生しました。 一般の表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表
19	沿岸漁業改善資金 【水産課】	意見	依権の回収可能性について、延帯期間・信受者の現況・ 連帯保証人の現危の観点から分類を行い、分類された債権 ごとに対処法を検討し、実行する必要がある。	2-14	有	平成17年底に価権管理要領を頻定して、 管理債権の分類と分類債権等の管理方法を定 めた。	無		措置を講じたといえる。しか 平成11年度の包括外部監 意による指摘に対し、平成17 年8月に措置したというのは、 あまりに対応が遅すぎる。 いつ、どのような方法で、何 を公表したのかは不明である。
20	沿岸漁業改善資金 【水産課】	意見	水揚げについて強傷を通す者と通さない者に分け、それ ぞれについて対処策が必要である。	2-15	有	年賦償還に充てるため、漁協を通す者については水揚げの一部を積み立てるとし、漁協 を通さない者については漁協で定期的に口座 積立を行う。	無		措置を講じたといえる。しか し、措置された時期が不明であ る。
	農業改良資金【農政 経済課】	監査の結果	具体的な手続による連帯保証人の意思確認が必要である。	2-18	有	現在は、保証人と事前に面談を行ってい る。 債務保証承諾書と併せて印鑑登録証明書を徴 求している。	無		措置を講じたといえる。しか し、措置された時期が不明であ る。
22	農業改良資金【農政 経済課】	監査の結果	連帯保証人の返済能力の判定について所得証明書の提出 の無い場合は他の保証人を要求する必要がある。	2-18	有	連帯保証人の返済能力の判定資料として所 得証明書提出を要求し、保証能力基準を最低 限、借受者の年賦金以上の所得を有するもの とした。	有		措置を講じたといえる。しか し、措置された時期が不明であ る。
23	農業改良資金【農政 経済課】	監査の結果	連帯保証人の欠格事項について強化または緩和の検討が 必要である。	2-18	有	連帯保証人は同一世帯人であっても返済能力があれば保証人とすることができるようにした。	有		措置を講じたといえる。しか し、措置された時期が不明であ る。
24	農業改良資金【農政 経済課】	監査の結果	農業改良等及員による実現可能な農業経営の事業計画者の作成のため助当をすることが必要であり、この段階で信入を断念させる助言も必要である。	2-19	有	借入申請時の普及員の指導強化として、経 営に導入する作物について的確な市場情報を 提供するとともに、借受者の熱営実績に基づ いた適正な経営改善計画作成指導を行ってい る。	有		措置を譯じたといえる。しかし、措置された時期が不明である。借入斯念の助言についても言及すべきであった。
	農業改良資金【農政 経済課】	監査の結果	新規/借入については、申請時に宣警書等による媒簿づけ をすること及び指導を受けることについての承認をもらい、 設信受者については、 縦簿づけの必要性及び患業改良 普及員のもつ情報を利用した指導の有効性を理解させる。	2-19	有	貸付実行後における普及員の指導強化として、借受者に農業経営簿記候を配布し、記帳 指導及び経営分析指導を行っている。	有		措置を講じたといえる。しか し、措置された時期が不明であ る。
	農業改良資金【農政 経済課】	意見	運営会議申し合わせ事項の変更及び追加事項に関して記 載漏れがないように適時に更新することが必要である。	2-19	有	法改正に伴う制度改正に合わせて、運営会 議の申し合わせ事項等も、更新する。	無		措置を講じたといえる。しか し、措置された時期が不明であ る。
27	農業改良資金【農政 経済課】	意見	運営会議議事録の作成が必要である。	2-19	有	運営委員会を開催した際は、随時議事録を 作成している。	無		措置を講じたといえる。しか し、措置された時期が不明であ る。
28	農業改良資金【農政 経済課】	意見	延滞者に係る書類に関しては1件書類として整理することが必要である。	2-20	有	貸付台帳により、債務者本人、連帯保証 人、償還状況を管理している。	無		措置を講じたといえる。しか し、措置された時期が不明であ る。

平成11年度 措置状況一覧表 沖縄県における平成10年度の貸付金の管理事務について

番	監査テー	٠٧		報告書		措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年
号	大テーマ	項目	指摘・意見の内容	のペー ジ数	の有無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	度包括外部監査人による評価
8	中小企業設備近代化 資金【経営金融課】	監査の結果	貸付審査について、売掛金の経常的な残高であれば毎期 において残高として残るものであり、その分は売上と重複 して収入に計上されたことになるので資金調通に算入すべ きではない。	2-9	有	今後の貸付審査についてはより慎重に対応 する。 (H15より事業休止中)			措置されたものと認められない。「慎重な対応」だけでは、いつ、どのような行動をとったのか、不明である。
	中小企業設備近代化 資金【経営金融課】	監査の結果	回収不能分は、回収コスト等を考慮して、不納欠損処分 も検討する必要がある。	2-9	有	H16に7件、H17に1件等、随時不納欠損処理 を行っている。	有		措置を講じたといえる。い つ、どのような方法で、何を公 表したのは不明である。
10	中小企業設備近代化 資金【経営金融課】	監査の結果	延滞分の貸付台帳を整備すべきである。	2-9	有	企業毎の台模を作成し、債権管理を行って いる。	有		措置を謀じたといえる。 いつ、どのような方法で、何 を公表したのは不明である。
	中小企業設備近代化 資金【経営金融課】	監査の結果	設備代金支払完了後の直近の決算後には、完了検査を行う必要がある。	2-9	有	完了検査を速やかに行った。(H16より事 業休止中)	有		措置を講じたといえる。 いつ、どのような方法で、何 を公表したのかは不明である。
	中小企業設備近代化 資金【経営金融課】	意見	債務者の不識実な動機が明確な場合を除いて進約金の霰 定は控える方がよい。	2-10	有	造約金を含め、債権はすべて調定済み。 (田15事業休止中)	無		来措置。進約金を含め、價値 平成1年定分・100円 ・ 100円 ・
13	沿岸漁業改善資金 【水産製】	監査の結果	例えば、偃別基準を廃止して、合計基準として600万円 圧圧準を設定する。	2-12	有	平成17年度8月より貸付規則を一部改正 し、個別基準を廃止して600万円を基準とす る合計基準(原に貸付を受けた貸付金の債還 機制を含む)を設定した。	有		措置を購じたといえる。しか し、平成11年生度の包括外部監査 による指揮に対し、平成17年月 月に持置したというのは、あま りに対応が遅すぎる。 いつ、どのような方法で、何 を公表したのかは不明である。
14	沿岸漁業改善資金 【水産課】	監査の結果	具体的な手続による連帯保証人の意思確認が必要であ る。	2-13	有	平成11年度第3回貸付分から、漁協の担当者が連帯保証人と面談して意思確認を行っている。保証承替書に意思確認を行った日付、方法、場所及び確認者名を配入する機を設け、漁協の担当者に記入させている。	有		措置を講じたといえる。 いつ、どのような方法で、何 を公表したのかは不明である。
15	沿岸漁業改善資金 【水產課】	監査の結果	連帯保証人の返済能力の判定基準は不十分である。	2-13	有	平成12年度第1回貸付申請分より、連帯 保証人の返済能力を判定する基準として、所 得証明書、資産証明書の提出をするよう漁政 課長名で各漁協へ通知した。	有		措置を講じたといえる。 いつ、どのような方法で、何 を公表したのかは不明である。
16	沿岸漁業改善資金 【水産課】	監査の結果	条件付適合の場合について、条件には具体例を示し軽微 なものに疑る旨を選営協議会指に加えること、条件成就 の判定は過数課において行うのではなく選営協議会におい て行うようにすることが必要である。	2-13	有	貸付申請案件の条件付の場合の「条件」は 軽微なものとし、その具体例は運営協議会で 審議する。	無		措置を講じたといえる。 いつ、どのような方法で、何 を公表したのかは不明である。
17	沿岸漁業改善資金 【水産課】	監査の結果	運営協議会においては、収支計両書審議の目的を再確認 し、計画の段階において延滞が予想される申請は却下する ことが必要である。	2-13, 14	有	収支計画書において予想利益より予定返済 額が多いものは却下する。 信受者の家族の所 得を計上している場合には、その家族の収支 も明らかにさせる。	無		措置を講じたといえる。 いつ、どのような方法で、何 を公表したのかは不明である。

平成11年度 措置状況一覧表 沖縄県における平成10年度の貸付金の管理事務について

番	監査テーマ		報告書	排置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年
号	大デーマ 項目	指摘・意見の内容	- のページ数	の有無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	度包括外部監査人による評価
36	母子・寡錦福祉資金 監査の結果日青少年・児童家庭課別	連帯保証人の収入基準額に満たない保証人については、 例外とする根拠を引機にする必要がある。	2-26	有	保証人の更添いについては、基準に満たすことを要件とすることについて、申請以前に徹 底して指導してきたところでもり、兼査保 で基準に満たない保証人については、差し帶 大をしている。[平成12年12月26日 公報 (号 外第67号)] 現在は審査会の基準規定を定めて対応している。			搭置されたものといえる。
1	母子・寡婦福祉資金 監査の結果 【青少年・児童家庭 課】	各福祉事務所での書式の統一が望まれる。	2-26	有	平成12年度からは、各福祉事務所とも「連帯 保能力・機能書」を提出させ紙・を関ってい る。【平成12年12月26日公報 (号外第67 号)】 書式については統一している。(福祉保健所 担当者会職でも随時調整)	有		推置されたものといえる。
	母子・実験福祉資金 監査の結果 でである。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	経・経済保権類の定場については、償連期限が未刻来の分も含めて把握すべきである。	2-26	無			については、貨権として把握している。 【平成14年4月30日公報】	来特配 平格1年東包括外部監査人 財務の報告は、延衛が発生期足 競務者についても、復適が発生期度 競務者についても、復適が課金す限 力ない危険をしてみるして、 大到乗党も延告になるといえ、そのも が見りではなどなど、を獲得となるといる。 がりではなどないないようとに収 の生じた分についても返れまり、他に に注音と思わないよ。その に注音と思わないよ。と には音と思わないよ。 との生じな分にないようと には音と思わないよ。 との生じないないようと には音と思わないよ。 との生じな管理でなど、 には音と思わないようと には音と思わないようと には音と思わないようと には音と思わないようと なる。 で成立と が見りにはなる。 で成立と が見りにはなる。 ではなり、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では
39	母子・寡婦福祉資金 (青少年・児童家庭 課)	コンピューターによる債権管理システム導入も検討されたい。	2-27	有	平成14年度から債権管理システムを購入し、平成19年度に、再度新システムを開発運用している。	有		排置を譲じたといえる。 公表についていつどのように なされたか不明である。
1	母子・実績福祉資金 [寄少年・児童家庭 誤】	無需値権については、不納欠損処分することも是認されて良いのではないか。	2-28	有	平成13年度に、不納欠損処分平度基準を 即定し、平成17年度に福祉保御市るで為外、 担処分の提出依頼したところ。8年の案件が 提出された。内容を検討した結果、平成19年 度に、うちら件の不納欠損処理(5,046,242 円)をした。 州線計省の輸送の提用書をとること、また行方 不明省の追跡等に時間を変したことと、行方 不明者の返放が図の通知ある「みなし数 用」が、浜の内部で認められないなど決義に も時間がかかった。	有		増産を謀じたといえる。 公妻についていつどのように なされたか不明である。

平成11年度 措置状況一覧表 沖縄県における平成10年度の貸付金の管理事務について

	監査テーマ				報告書	報告書	措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22
番号	大テーマ	項目	指摘・意見の内容	のページ数	の有無	鎌じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	度包括外部監査人による評価		
	農業改良資金【農政 経済課】	意見	申請時から見況まで延滞者に関する書類は上記の保存期 関を超えて、その消滅 (回収あるいは不納欠損処理) まで 保存する必要がある。	2-20	有	貸付台帳により、債務者本人、連帯保証 人、債週状況を管理している。	無		排置されたものと認めるこ はできない。的はずれの回答 あり、包括外部監査に対する 応に問題がある。		
30	農業改良資金【農政 経済器】	意見	債権の回収可能性について、延滞期間・借受者の収況・ 連帯保証人の現況の観点から分類を行い、分類された債権 ごとに対処法を検討し、実行する必要がある。	2-20	有	農業改良資金債権管理捐針を制定し、債務 者区分を実施。一部の債務者については民間 債権回収会社へ、未収金の回収を委託してい る。	無		措置を講じたといえる。し し、措置された時期が不明で る。		
	農業改良資金【農政 経済課】	意見	全債権について、年賦債選に充てるため集協で定期的に 口摩頼立を行い、農協借入も行っている者については、農 協へ協力依頼を行い農協借入金債選予定分の一部を農協で 積み立てる。	2-20	有	債務者から償還について相談がある場合 は、JAと連携し、償還計画を立てている。	無		措置を購じたといえる。し し、措置された時期が不明で る。		
32	看護婦等修学資金 【医務課】	監査の結果	免験報当者に対しては、早期に免除の手載を行って債権 を継かさせる必要があり、今後は、要体を満立した者は修 学費金の全額免除ができる旨を周知徹底する必要がある。	2-22	有	勤務先の判明している者には勤務先の長め でまとめて返還免除申請の板板を行った。 所在不明の者については各者振揚等業成所に所 な部隊を依頼し、所在の職隊できた者にいい で都際を依頼し、所在の職隊できた者にいい で新しないては本薬時に返職着事申請をの を成れて、 を成れて、 との親して、 との親しな薬時に返還免除の手続き について周知権度と図っている。 【学成12年 12月26日公報(号外第67号)]	有		措置されたものといえる。		
		-				現在、債務者に電話連絡を行い、放業状況を確認した上で、免除要件に該当している者は 免除申請を提出するよう呼びかけている。					
33	看護婦等修学資金 【医務課】	監査の結果	漆帯保証人には資与申請書に自署を求める必要がある。	2-22	有	連需保証人の業息確認を明確にするため、 目署を求めている。[平成12年12月26日 公報 (另外第5円)] 現在も、連帯保証人には自署、及び印鑑登録 した印の押印を求め、保証の意志確認をして、 いる。なお、平成22年度の質付からは、1年 間の貸付終了後にも、運帯保証人と連名で借 用証書を提出することとしている。	有		排置されたものといえる。		
	母子・寡婦福祉資金 【青少年・児童家庭 課】	監査の結果	貸付審査について、審査過程が不明確なものが見受けられた。	2-26	有	平成12年度以降の審査会では、基準となる 所得の算出方法を明記し、必要な資料の総付 で聞き取り調査の日時、確認済み等の補足記 入を行っている。【平成12年12月26日公報 (号外第67号)】	有		措置されたものといえる。		
						現在は審査会の基準規定を定めて対応している。					
- 1	母子・寡婦福祉資金 【青少年・児童家庭 課】	監査の結果	例外的な貸付については、その根差を明確にする必要が ある。	2-26	有	平成12年度以降性、例外的な貸付について は、その機能について記録することとした い。[平成12年12月26日公報(号外第67 号)] 現在は審査会の基準規定を定めて対応して いる。	有		措置されたものといえる。		

平成12年度 措置状况一覧表 財政援助団体

番						措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年
号	大テーマ	項目	指摘・意見の内容	のベー ジ数	の有	誰じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	度包括外部監査人による評価
3	神輿都市モンレール		易有効な需要施工策は、パークルラブド整備事業及びバス溶験再編成にあると思われるので、東、回のインフラ教 信本業化及びバス事業者との路線再編成作業を早急に検 割・実施すべきである。	20	有	・首里駅付近民間の遊休地(H16:28台)	有 ・平成 17年5月 17日公 報(第 3357号)		措置がなされたものといえる。
4	沖縄都市モノレール 様式会社	監査意見	機底したコスト削減対策として、賃金体系についての客 体附をすべきである。	20		・就業規則並びに賃金規程については、同 素他社の規則、規特報を調査・比較検討し、 平成12年2月21日の第1回政務後の会務を必合業を て、同年4月1日に制定した。その際に、賃金 体系(本統定)の変定に当たっては、沖縄民内 の金菓の平均給予を参うとした。 - 別業直前の少成15年7月25日に、放業規 別並びに賃金機能を一部改正した。 - 要長計画については、平成18年3月に との調整を経っ道正規模の人員但重を行っ との調整を経っ道正規模の人員但重を行っ ・平成20年9月5日、平成21年2月3日に歐業 規則、平成21年1月27日に賃金規経を一部改 工した。 ・現在、賃金規程及び要員計画について は、見直しの作業中である。	· 平年5月公 2日第3154号) · 平年5月公 20年5月公 422号)		措置がなされたものといえ る。

平成12年度 措置状况一覧表 財政援助団体

*	監査テーマ		報告書	措置	措置を謀じた場合	100/100	措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年
号	大テーマ 項目	指摘・意見の内容	のペー ジ数	の有無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	度包括外部監査人による評価
	評機都市でノレール 監査意見 株式会社	「モノレールや素質性化が度素負金」のようなものを設置し、実効があるの解整地域を検討し、実現の無性のあるも解整地域をを持立し、実現の無性のあるものについては平急な実施をなすべきである。	20	有	・平成3年10月に、都市交流に精進する者 精整条、第12最大学院保護院、関係行政機関 及びモノレール等集後電客を関政委員とする には、1000年の10年の10年の10年の10年の10年の10年の10年の10年の10	キャー・平成 14年4月 14年4月 3065号) ・平年5月 2日 (公 3154号)		措置がなられたものといえ る。包括外部監査が興機となっ て、事業の効率性を複雑的に検 配していくシステム作りが向け れたものといえる。今後は、前 参をより過ぎのとし、道筋可能性 をする要になる。 する要になる。
					【循頭機能解除】 ・ キノレール需要をはアクションプログラム の策定及対策効性ある施済を継続して実施し で、そので、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、			
2	神縄都市モノレール 監査禁見 株式会社	専門家・有監者等と協議するなどして運賃体系につき専 検討を加えてみるべきである。	20	有	・影響市内バス運貨、平均東車距離、他都市 モナノレールの運賃設定状況等の時下申請率か モナノレールの運賃設定状況等の時下申請率か 原設を企業を加速では25kmの70加減。9kmを通 投2.9 maまでは2017加減。9kgを図 設定した。 支注者負担の原則及び収支の観点から、対 マロ医側部を採用した。 ・11 更要等(2~3 目乗車券も含む) につ いても影可等み、	・平成 16年5月 14日公 報(第 3257号)		指量がなされたものといえる。
					・バス乗線券については、バス事業者とで塩 器が進められてきたが、別引節の負担制化。 部別乗車参加販売力法、結算業務の変数い等 に検討を乗することや、各バス事業者の事情 により協発は中断している。 - 運賃改定については、現在、沖縄総合事務 別に成立の実施に向けて調整中である。 ・ 1 日乗車等 (2 ~ 3 日乗車券を含む) については、便下げを整備した。 (117.4)			
					- バス受車券については、現在、那覇バスと 共通1日乗車券の実施に向けて調整中であ る。		* 1	

平成12年度 措置状况一覧表 財政援助団体

B	監査テー	7		報告書		措置を謀じた場合		措置を講じていない場合	指置状況等に対する平成22年
う 大デ・	-4	-70 E	指摘・意見の内容	ジ数	の有無	謙じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を謀じていない理由	度包括外部監査人による評価
0 財団法人神 交流・人材		監査意見	財団の事業が広く県民の知るところとはなっておらず、 公共の利益を適切に避元するための広報活動が十分ではな い。	44	有	当財団事業については、沖縄県広報縣の広報縣の広報鉄体、新聞、テレビ等のマスコミ、当財団のホームページ等を活用して事業の紹介等を行っている。	' '		措置がなされたものといえ る。
I 財団法人神 技術センタ	·		海外研修・提繋について、研修・提繋対象者を絞り込む か、自敷を減らす等の措置が必要ではないか。		有	派遣人員を2名以内としている。	無		措置はないまた。 ・ いた、 ・ いたが、 ・ いたが、 ・ は、 ・ いた、 ・ に、 ・ に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に
2 財団法人神 技術センタ		監査意見	本来沖縄県が行うべき業務を、沖縄県と店金く別の団体 である林辺町に任せるメリットがあるかどうか再検証され るべきである。	50	有	新沖縄県行財政改革プランの養定を通じて 検討している。	有		指置がなされたと認められない。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3 財団法人神 技術センタ		監査意見	政益率票の利益によって公益率票の損失を構成した場合 に、税金が発生しないようで大をすべきである。その処理 が不可能である場合には、材料試験干費料の均額による見 直し、収益事業の委託費の減額による見直しが検討される べきである。	50	有	収益事業から公益事業への繰出を行っている。	有		排置がなされたものと認められない。税金問題になんら回答しておらず、包括外部監査に対 する県の対応に問題がある。 措置の公表方法や時期につい ては、不明である。
4 財団法人神 技術センタ		監査意見	お字・注願企規題の見面しや、多様な展用形態を考えて 独自の職員を増やすことを検討すべきである。	50	有	・単にない「業務手当」は、平成18年度から廃止。 ・ 三主幹級の管理機手 当」も平成13年度で廃止。 - 平成23年度で廃止。 - 平成22年4月1日東在 - 正難員31名 (うちプロパー2名) 臨時職員32名、賃金職 長11名。 な お、公共事業軽減等でプロパー採用の予定はな			措置がなされたものといえる。 措置の公表方法については、 不明である。
5 財団法人神 技術センタ		監査意見	名登庫ごとに沖縄県からの職員派遣の必要性があるか否かについて具体的に検討すべきである。	50	有	- 平成16年度から常務選事を廃止。 ・新神鶴県行制改改革プランで、平成25年度 までに呉州遠職員を9名削減予定	有		措置がなされたとはいえない。 常務理事以外の者について、いかなる検討がなされたのか (なされなかったのか) 説明すべきである。 措置の公麦方法については、 不明である。
5 財団法人沖 技術センタ		監査意見	施設利用料等の増額後収(有價利用施設価額の拡大)も 検討すべきである。	50	無			センターは公益事業を実施しており、平 成19年度は赤字となったこともあり、安定 した経営を行う観点から施設の利用料等に ついては、慎重に検討すべきと考える。	未措置。慎重に検討すべきと して結論を出さずに、平成12年 度の包括外部監査の後、放置し ていると言わざるを得ない。

平成12年度 推置状况一覧表 財政援助団体

平成12年度 措置状況一		خنو بند ا		Dimini di marini di di A			San
監査テーマ	お権・意見の内容	報告書	措置の右	指置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年
大ラーマ 項目	AIR 157071110	ジ数	無		表の 有無	措置を講じていない理由	度包括外部監査人による評価
沖縄都市モノレール 整重意見 株式会社	将来の資金不足平当の方策につき、長期的な対策業を検 對しておくべきである。	21	有	・平成17年12月の経営に関する専門の調査報告 限による「中・東東経営計画策定に関する調 意報告書」並びに平原10年3月に中・長期経 言計画策定委員会からなされた「中・長期経 15計画策定法おける機雷」を受けて、平成18 日本8月に計構票、原順市、計構延度研究金融 収益原の第2分等で「中・長期経営計画」を預31 定した。会社自ちの収入場加対策、経費部域 対策を盛り込み、険・那覇市に対して無利子 13 貸付等の行政支援を要請していく。	平年日第4年日 成月公 (54号) 成月公 (54号) 成月公 (15号)		措置がなされたものといえ る。
沖縄マリンジェット 観光株式会社【行政 改革課】	本事業類似の事業化の是非を論ずる零議会・第議会等を 設置した場合には、可能な限りその審議内容を公開してい くべきである。	34	有	平成13年10月31日に「附属機関等の会籍の 有 公開に関する指針」を策定し、審整会及び秘 記会等の会際やその資料、金剛終果について 原則として公開するように義務づけている。	•		措置がなされたものといえる。 者置の公表方法については、 不明である。
沖縄マリンジェット 整金業見 報光株式会社 [行政 改革[[]]	第三セクターの設立運営等に関する指針を明確に制定しておくべきである。	34	有	平成13年3月に「公社等外郭団体の財政支 資等に関する指針」を第定し、県と連携・線 力して公共的サービスを提供する公社等外期 団体に対する財政支援等について、統一的か つ適切な対比に努めている。 また、当該指針の他、「公社等の指導監督 契領」(平成16年1月31日 知事決定)に基づ き年上記団体のうち、出資比率等の一定の基 的支援のありた。出資比率等の一定の基 的支援のありた。経営評価、情報公開の配端 等について、所管的において能一的な指導監督 を実施している。			増置がなされたものといえる。 者遺の公表方法については、 不明である。
財団法人沖縄県国際 整査意見 交流・人材育成財団	人件費の削減をはじめとする行政コストの削減を第一に 検討すべきである。	44	有	平成12年4月1日の財団統合に伴い、人件費 で対前年比41,103千円、光需水等や維持管 理費で740千円のコスト削減が図られた。今 後とも効率的な事務の執行による行政コスト の軽減に努力したい。			措置がなされたものといえる。 る。 措置の公表方法については、 不明である。
財団法人神橋県国際 安流・人材育成財団	貸付金回収にさらなる努力が必要である。	44	有	貸付金の早期回収を図るため、滞納者対策 として平成11年10月から頻能員を採用している 平成13年度からは、漢学金ロ屋原特制度を 導入している。 「現立を設備結構をの分割返還の管理を 頻に員の機能として明視に位置づけ、開発員 による電話、服装的問等を致化し、回収率の 向上に努めている。	-		措置がなされたものといえる。 回収の成果を数値で示すべき である。 措置の公表方法については、 不明である。

平成12年度 措置状況一覧表 公の施設の管理に関する事項

※ 監査デー	-7		報告書	措置	指置を禁じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年
サナテーマ	項目	指摘・意見の内容	ジ数	の有 無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	度包括外部監査人による評価
4 沖縄県公文書館 【総務私学課】	監查意見	受益者負担の原則も強く導入し、県美の税金によるコスト負担の適正化を進めるべきである。 ・	58	有	种郷県出先機関の見直しに関する県方針 (学成17年9 別の担本等決定)により、指定 (学成17年9 第2の担本等決定)により、指定 管理者制度を導入することが適当とおれ、神 網具公文書館については、中郷県で財政改立 プランにおいて、集中的に改革を行う項目と して、「平成1944 4月1 日から文字書館の 理及び選案に係る事務を指定管理者に行わせ ること」が次定された(推進の資金を持つ 18)。 指定管理者制度導入に先立ち、沖縄県公文 考知公文書等管理規則第19条の規稿により、 様子新1 投口、20 20日と定め、公案年成1 年8 月30日 号外第23号音示第93号、 使来か 5 使収していたが、明文化した。)。	有 (平年19 年月18年 日 月 日 日 日 日 日 日 年 日 日 年 日 月 日 年 日 月 日 年 日 有 日 年 日 百 日 百 日 百 日 日 百 日 日 日 日 日 日 日 日 日		措置したものと評価すること はできない。 右の回答は、平成12年度の包 統分解医金融を実践職をは、 統果として措置したことにして いるようである。 平成12年度の整金による指揮 がこれまで数要されている。 主た、交接者負担の原則の よ、次支替額及び用13際の整金 に対する認識不正である。 また、交接者負担の原則の とび足りるとするのは、不十分 である。
5 沖縄県公文書館 【総勝私学課】	監査意見	アンケート結果に基づき改善点及び改善施策を明確化した上で、情報公開を図ること、飲力から常飲店を工夫すること、別業生徒の社会科別学の利のなが日本広く広報すること、別業等を対し、観光を受けれない。 とは、利用効率改進のための諸越策を実施し、ニストに見合う利用が実現されるよう努力することが求められる。	58	有	これまで企画展、移動展、講演会、映写会などを開催し当類所編製料のドルを図るなどを開催し当類所編製料のドルを図るなどを用程に通いための広報活動を実施してきたと、今後ともホームページの実実を推進し、来知できない利用者へのサービスの被式を図っ 指定管理者制度導入後の諸絶製については、毎年度神縄東ボームページにより公表している。(村江)/www.pref.okinawa.jp/sita/view/contview.jsp/catci/d-校社は-21975版page=1 平成21年度事業報告書(その5))。	(公報平 成15年 5月2 日第		推復したものと評価すること はできない。 はできない。 はできない。 では、学年度の包括外部監査結果を認識せずに、結果として相 度したことにしているようであ る。
6 沖縄风公文書館 [総務私学課]	施金潔見	展開からの委員を店用した検討委員会を新たに設置する などして民意を適切に反映するように配置して、施設利用 影響を再検討して、コストに見合った県民の利用を検討す べきである。	58	有	平成13年12月12日に第8回沖縄県公文事館 運営機能会を帰催し、所減物のPR方法を検 別した。 規定管理を必乗結者選定に当たっては、 相定管理を必要結者選定に当たっては、 相定管理を必要結者選定に当たっては、 の会の意見を避まえて、視定管理者(展出) 表書館の管理を対し、より県氏の意見を反映した公 ところである。 その結果・非該団体が提案する事業計画 は、公文書館の本来的目的に沿ったのとし 反開整音子状の導入にあり、公文書館の設置 自動にからから機構的な運営が開催とが優示される。 相定管理者側接導人後の民間からの委員の 第2長巻聴まな人衆民の利用の設建しついて は、毎年度沖縄東ホームページにより会会し により、「会会を関係を関係として、 相定管理者側接導人をの民間からの委員の 第2長を聴まる人衆民の利用の記述とついて は、毎年度沖縄東ホームページにより公表し (http://www.pref.okinawa.jp/site/view/ cotview.jp/catei/de/kinawa.jp/site/view/ cotview.jp/catei/de/kinawa.jp/site/view/ のに対すに対している。	有 (平成19 平45 18日第 4 4 5 6 7 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9		措置したものと認められない。

平成12年度 措置状況一覧表 公の施設の管理に関する事項

番	監査テー	-4		報告書		措置を講じた場合	133	措置を謀じていない場合	措置状況等に対する平成22年
号	大テーマ	項目	指摘・意見の内容	のベージ数	の有無		表の	措置を講じていない理由	度包括外部監査人による評価
1	沖繩界公文書館 【檢務私学課】	監査結果	県が毎年負担している財団出向職員に係る人件費が県の 決算上は「委託料」に合めて支出されているため、公文書 館選書に係る人件費相当額を判別しにくい。	55	無			ら調査協力依頼があり、平成15年度から平	共議電 整金線製について対象部局 が推躍したかどうか高線する線 部を担う解幕が無に無かった たか、機能していなかったことが 根本的に問題である。
	SLATING OF LAND	91. 1. 24. 03		55	銋		-	吃	未排價。
2	沖縄界公文書館 【総務私学課】	監査結果	併任職員(県の職員としての寿か金保持したま主公文青 館の業務にかる職員)に関する体費が公文書館管理選 営費に含まれていない。併任職員の人件費も含めて把握す べきである。	55	#k			講じていない。 なお、平成18年9月19日付け総人第885号 により、総務部長(人事課行政管理班)か ら調査協力依頼があり、平成15年度から平	監査結果について対象部局 が措置したかどうか点検する役 割を担う部署が当県に無かった
3	神縄県公之書館 【総務私学牒】	監査結果	何会計年度の実質的コスト気温額を捏強するためには、 公文書館(布形固定資源)の放価賃却費及び問題財源(地 方債)に係る金利も考慮に入れるべきである。	55	無				来指便。 素在結果について対象部局 が指置したかどうかな検するの 物を担う病毒が当果に振わった 、機能してなかったことが 技术的に問題である。

平成12年度 措置状況一覧表 公の施設の管理に関する事項

悉	監査テー	7		報告書	措置	措置を講じた場合		推慢を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年
号	犬デーマ	項目	指摘・意見の内容	のページ数	の有無	謀じた措置の具体的内容	公表の 有無	捜責を講じていない理由	度包括外部監査人による評価
	神順東女性贈合センク【平布・男女共同参	藍 金章見	使用料の値上げ、舞台操作管理委託料の見直し、会議室 などの利用方法の見直し、について検討されるべきであ る。	73	有	(1) 平成19年度からの指定管理を対象を図字 に対しています。 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	有		使用がいたが、

平成12年度 措置状況一覧表 公の施設の管理に関する事項

監査テー	-7		報告書	措置	措置を講じた場合	54515	措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成224
大デーマ	項目	指摘・意見の内容	のページ数	の有無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	度包括外部監査人による評価
福雄・沖縄友好会館 【産業収貨額】	監査意見	シンガポール事務所(計機県の港外事務所の一つ)のように、現地において有能な人材を嘱託として採用する等の 力法を検討していくべきである。	66	有	H17年度から興託環員を配置している。	有		持置したものと認められない。
沖縄馬女性総合セン クー ア和・男女共阿参 画牒】	验企 意見	実質としての管理委託費がどれだけで、いくらが援助で あるのか、県民に対して明らかではないので、援助の方法 について現民に明らかになるような方法に改められるべき である。	73	有	地方自治法の一部改正を機能に、よりことを 関連的。効果的なサンスを使性に、よりことを 目的として作動展外女共同を観生を 取管部制度、から、12を を関する。	有		措置した。

平成13年度 措置状況一覧表 神縄県信用保証協会の事務の執行及び経営管理について

		子譲の		報告書の	措置の	措置を講じた場合	措置を謀じていない場合	措置状況等に対する
00,133	項目	数・項・目	指摘・意見の内容	ページ数	有無	課じた指置の具体的内 公 容 オ	表の 滑畳を講じていない理由	平成22年度包括外部監査人による評
	(極変量見) 回収実務の強化について (経質金融課)		金融改在代原証については、燥量の実行は低に終了しているため、今後の管理 私化よりでは非常を飲めさせるか、代位が労権の回政策が必要である。 <対策シ ・金融機関との法辨を認め、保証先の経営実施把握に努める。 ・金融機関との法辨を認め、保証先の経営実施把握に努める。 が建帯で が理帯で、条件変更の申出先についての適切な対応が必要である。	1-27	有	全種代本語が表示。 全種代金素を表示表示。 全種代金素を表示表示。 全種代金素を表示表示。 全種代金素素を表示。 全種代金素素素素素素素素素素素素素素素素素素素素素素素素素素素素素素素素素素素素	观兵 吸	機能を構じたといえる。 内容的にも適切なቸ置といえる。
96	審査当情の精緻化につい て (経営金融課)		「代位弁務の場別による、係証拠金の経営悪化を回避するためには、金融機関との連携強化が必要である。そのためにも、審定基準の精酸化と機員の影育研修により、保証総合物自の審定能力の向しを図る必要がある。また、信用保証総合社会上が自体を考か、通りな経営相談・企業診断等を可能が解析を整える必要がある。 共和規制に関係を整える必要がある。 大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1-28	有	審査支援システム」有については、平成14年4月から導入の信用。 により、審査の第単人の信用。 により、審査の第単 により、審査の第単 により、審査の第単 は、平等性・リスク管 間の向上等に努めてい 35。	报	措置を課じたといえる。 その後保証協会の経営状況が改き れている。

平成12年度 措置状況一覧表 公の施設の管理に関する事項

番 監査テーマ にはははは		報告書	措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年
号 大デーマ 項目	指摘・意見の内容	のペー ジ数	の有 無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	度包括外部監査人による評価
10 沖縄長女性総合セン 監査意見 ケー (早和・男女共 同参剛樂)	PRの方法・利用状況の改善・駐車場の確保、などが検討されるべきである。	73	有	施設の利用製造入社とれまで県の産人と かっていました。平均18年度からは社座で 理者の収入となりました。利用料の向上がそ のまま排定管理者である財団の以入につなが るため、軽微勢力による利用地の向上が形 (1) PRについては、自主事業を積極的に 展別し、施設の機器機歩を13を19では、 を設め、100で表表と図っているところです。 関別し、施設の改善については、施設が、利 用者からあった場合は、刊的なな経験等ので が、利用者ないあった場合は、利力なな経験をであ ます。100では、 130で	有		接電したものはいえない。 構造で開業が良くが表入された 現在18年度までの間、サービ、 現在18年度までの間、サービ、 の前上と実務が東へ向ってCAナ くりけていかなるながい。野かを行うため、 が野性を確保とするが表示してがある。 は、環境でするが表示して、 の形とは、遺様でするが表示で、 、現底の目 、の視点なで、 、現底の目 、ので、 、の間、 、で、 、の間、 、で、 、の間、 、で、 、の間、 、で、 、の間、 、で、 、で、 、の間、 、で、 、で、 、で、 、で、 、で、 、で、 、で、 、で、 、で、 、
11 沖縄県女性線合セン 監査意見 クー 【平和・男女共同参 順課】	当初計画10億円の資金進成計画の達成に向けて、なお 一層の努力をなすべきである。	73	有	地方自治尿の一部改工を機に、よりことを が本的・効果的なサービスを提供することを に関する。 に関する。 に関する。 に関する。 に関する。 に関する。 に関する。 に関する。 に関する。 に関する。 に関する。 に関する。 に関する。 に関する。 に関する。 に関する。 に関する。 に関する。 に関係された指定管理を引きる。 に対しての施設を開発があった。 に対しての施設を発表で発表である。 に、指定管理者としての施設を発表で発表である。 に、指定管理者としての施設を表表で終まる。 に、指定管理者としての施設を表表で終まる。 に、指定定理者としての施設を表表で終まる。 に、指定定理者としての施設を表表である。 に、指定定理者としての施設を表表である。 に、指定定理者と、 に、指定定理者と、 に、対して、 に、対して、 に、対して、 に、対して、 に、対して、 に、対して、 に、対して、 に、対して、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に			措置で基本がある。 構造で埋着をはいる。 構造で埋着をはいる。 構造で埋着をはいる。 はに向けていないなら見えない情報をと見えないできたのかくのようない情報をと見えない。 できたのかクルに、連携をする。 でもながりでなく見えない。 は、選携をする。 制度明かる。 もってのいてのいる。 制度明かる。 もってのいてのいる。 もっているが解析を展示と表示された。 制度明かる。 もっている。 もっている。 は、そのでもからない。 は、そのでもからない。 もっているのでものいてのいる。 もっているが解析のできない。 もっているがある。 もっているができるとからいているがの。 もっているができるとからいている。 もっているができるようによって、 もっている。 もって

平成13年度 措置状況一覧表 県営住宅の運営管理及び建設の契約事務について

吞		予算の	[18] [18] - [18]	報告書の	排置の	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	11 直外の大手に対する	
号	項目	款・項・目	指摘・意見の内容			講じた措置の具体的内 2 容	公表の 有無	措置を講じていない理由		
1 1	- 吳翔珊時者の塔加に対す る対策 (住宅課)		「産業者が多で、(約4,00名)、新に回収に予明のかから12ヶ月以上の階約 者が870名であたいのほとため事務が継大になっている。果めたは数く分長する手 続きを探ることにより、長期精神者を被かさせるための理案。 (影楽1) ①最後他信者は、形式的質当者のすべてに送付しその能に、一定の条件に合当する る の を送め措置対象者から除みする方法。この場合、除外の侵勢を文書により 男解にする。 (現長は12ヶ月無結者)。 ②回収が見込めない措施については不納欠損処理をする。 「異構」にはか精度があるを対象する時点の定めがない、そのため、結果的に 「実施」とはおりにより得成れていては、3年1月13日)の時点まで制定を使ける 代電が行われているが、選金委員負債権でで限ますることは実施と関係がある。 (現代といているが、選金委員負債権でで限ますることは実施を終わる 財際的にも数ヶ月前の状態を基準に制定を始め、その後の変更を加映することが行まれている。 (選案2) 選者委員会領権の受験を基準に制定を始め、その後の変更を加映することが行まれている。 (選集2) 選者委員会領権の数ヶ月前(例えば10月1日)を基準日として定め、その時点 での前納者を判定対象とする。すなわち、それ以後の3ヶ月間に整約12ヶ月を整 まることとなるものは有定対象としない。		有	勝処理業額(以応予要合金技 無限制度額(以応予要合金技 利用 2 第分表と 2 表 3 表 3 表 3 表 3 表 3 表 3 表 3 表 3 表 3 表	116. 5. 4 第3257 号 118. 5. 6		指電機 即とた に評価できない。 対処することによって表演 対処することにあることにあること。 対処することにあることにあること。 など、は不利火を見 とのとせる必配が補一体を を担した。 を担した。 を担した。 を担した。 を担した。 を担いる。 を担いる。 を担いる。 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、	

平成13年度 措置状況一覧表 沖縄県信用保証協会の事務の執行及び経営管理について

The Fift and History	予算の	PR. 240.05	報告書の	措置の	着置を薄じた場	INTERNATION OF THE PARTY OF THE	措置を講じていない場合	措置状況等に対する
男 項目	数・項・目	指摘・意見の内容	ページ数	有無	講じた措置の具体的内 客	公表の 有無	措置を講じていない理由	平成22年度包括外部監査人による評価
3米優離に対する実際に応じ た別を当でについて (経営会謝額)		金融機関は資産査配により債務者なり、证常先、要注意先、故庭総会先、実質 複数化、破験し、ことの機体な資料の当、信息が要求されている。 相用保証協会の場合は、信用保験により70~80%はカバーされていること、保証限度を発機関の影響値に基づらからいため、当中で会額が起理できるような機関の最終である機関の最初になった。しかしながら、この方法だと保証協会の実施が決算事に反映されるのようにはは、国の対応が遅れることになる。 3 年間には異、国の対応が遅れることになる。 3 年間には異、国の対応が遅れることになる。 3 年間には異、国の対応が遅れることになる。 道書とは思われない。今後、永慎健疾高が増加すると、賃借制商金と実態の赤龍 渡さらに大きくなる。「信用集正整会経理系術」の見重しにより、実態に応じた 引当の必要があると思われる。	1-28	有	東に できない できない できない できない できない できない できない できない	有 沖縄県 公報 H21.5. 22 号外		措置を課じたといえる。 や後と貨物制度と実施を照合したがら 適切に対応することが頑まれる。
4部分保証制度について (経営金融機)		保証協会の保証により金融機関の融資は無リスクとなり、また、保証協会も信用保険により2割のリスクしか負むないため審査ははくなりがちな店は否めない。また、依然として不良権働の増加に苦しむ金融機関の担心ました金融機関による安易な保証利用も考えられる。一般には、銀行等の金融機関の方が中小企業との特級の接触があるため、情報電池がある。また、人員も揃っているため、機な審金力もあり、延滞者他の回収施がある。また、人員も揃っているため、機な審金力もあり、延滞者他の回収施がある。また、人員も揃っているため、機な審金力もあり、延滞者他の回収施がある。また、人員も揃っているため、機な事を入り入り負担を残し、相互の連携による審金能力の強化を減り、債権回収も強化する必要がある。	1-29	有	かったため、導入する	沖縄県 公報 H15.5. 2 第3154		措置を際じたといえる。 しかし、指摘されてから5年以上経 しかし、指摘されてから5年以上経 短が表な、ほどなり、結果をして包 筋がある。法的に関することという。 で根本的が解決は主暴ではないと思わ がある。大きなが解決してどのよう。 はなるが、大きなである。ま からない、大きな一様のである。 は、全国一体のがはボットさきである。ま れたではたるかり、評価果拠目のウステ (代担を人と、全国一体のととは るを作るいことは理解できる)。
5 信用リスクに応じた保証料 率の設定について (経営金融額)		現状の保証料の基本料率1%が、低金利下では必ずしも低いというわけではないが、日本の金融機関もやっと格付けを信用リスタに対応した料料設定が必要と思われる。低金利時代であるからこそ、さらに柔軟な設定が必要であろう。	1-30	有	国において、信用用事 スクに対いて、信味和大 スクに定くを は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	沖縄 県 公報 H15.5. 2 第3154		措置を際じたといえる。 しかし、指摘されてから5年以上経 通した他のことであり、全国一層の保 証体業不整備されたものであって、結 表として包括外部監査の指摘通りに なったという面がある。

平成13年度 措置状況一覧表 県営住宅の運営管理及び建設の契約事務について

#	予算の		報告書の	排置の	措置を講じた場合	Y	措置を講じていない場合	措置状況等に対する	
有 有目	蒙・項・目	指摘・意見の内容	ページ数		課じた措置の具体的内 容	公表の 有無	措置を講じていない理由	H22年度包括外部監査人による評価	
3.無酸コストについて(住宅環)		近年に協業された東京住宅の1戸当りの原保は、影響市内で2,700~3,600万円とかなり高級となっている。民間の分離マンシッ23 LD Kの30,000~3,600万円とかなり高額となっている。民間の世界と言える。住宅に抵離した仏跡、港されていることと対比すると、かなり高額の仕宅と書える。住宅に経難した仏跡、神者のための住宅ということを考えると、中級の所得者が対象となるであるう分額マンション等の価格が4年本下落していることと対比して疑問を感じる。異智則は当大松的大規模の整定あることを考えるとといむにコストは可能であり、設サイベをお扱い当たり国から振翔建設費が示され、その枠内に収まっているとはいえ、裁験に当たり国から振翔建設費が示され、その枠内に収まっているとはいえ、裁験的には県民・国民の負担になるものである。			・ 間不のでは、大きな、 ・ 間不のでは、大きな、 ・ では、 ・ でいた。 ・ では、 ・ では、 ・ では、 ・ では、 ・ では、 ・ では、 ・ では、 ・ では、 ・ でいた。 ・ では、 ・ では、 ・ では、 ・ では、 ・ では、 ・ では、 ・ では、 ・ では、 ・ でいた。 ・ では、 ・ では	#		措置を辞じたとは特をできない。 民間労働でショッの労働はり、」 戸当たり現任の高い場合性能が襲め、 戸当たり現任の高い場合性能が襲め、 スト度権助決められていることを閲覧 しなければなが、 さらに、担情されてから呼以上経 過じた、関係であり、鉄優であ	
4 将来的な果習団地の方向性について (住宅課)		全体としては住宅ストックの戸敷は水足され、原間質管アベートもおいものから 空家が増え、季が化マンションの今後、春郷川、漁輸されているが氏の中で、使い 同じく、低所得者向けに民間が働マンションよりも高額な住宅を維材えるというだけでなく、今後の公営住宅の整備方法については、多様な方法の模策が必要であ る。			・ 原語・ では、	無		措置を解じたとは評価できない。 今後の公童とどの魔団が注い。 多様な方法を地震する必要があること を指摘しており、必ずしも、間外地域、 ありきしてはないと言える。 民営住宅の力時を、他所知野に入た ながら、総合的に判断することも必要 であろう。	

平成13年度 措置状況一覧表 県営住宅の運営管理及び建設の契約事務について

*		予算の		報告書の	指置の	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	排費状況等に対する
号	項目	献・項・目	指摘・意見の内容	ベージ数	有無	詳じた措置の具体的内 容	公表の 有無	措置を講じていない理由	H22年度包括外部監査人による評価
	企業会計的手法により現営 住宅の共興の財政大院 (1) 沖縄馬の財政大院 (住宅課)		「暴行政システムな並太陽」(実施期間:平成12〜14年度)の極要 県営団地について、事務率是重しの一つとして、先行政争を除き、原則として 新規団地の用地取得及び造成に認めない。新規の建設は行業期間中は当面行わない (用地取得済み及び造替え除く)こととしている。	2-32~33				から要な、サービーを表しています。 から要な、サービーを表しています。 一型では、サービーを表しています。 一型では、サービーを表しています。 では、サービーを表しています。 では、サービーを表しています。 では、サービーを表しています。 では、サービーを表しています。 では、サービーを表しています。 では、サービーを表しています。 では、サービーを表しています。 では、サービーを表しています。 では、サービーを表しています。 では、サービーを表しています。 では、サービーを表しています。 では、サービーを表しまする。 では、サービーを表しまする。 では、サービーを表しまする。 では、サービーを表しまする。 では、サービーを表しまする。 では、サービーを表しまする。 では、サービーを表しまする。 では、サービーを表しまする。 では、サービーを表しまする。 では、サービーを表しまする。 では、サービーを表しまする。 では、サービーを表しまする。 では、サービーを表しまする。 では、サービーを表しまする。 では、サービーを表しまする。 では、サービーを表しまする。 では、サービーを表しまする。 では、サービーを表しまする。 では、サービーを表しまする。 では、サービーをまする。 では、サービーをまする。 ・は、サービーをまする。 ・は、サービーをまする。 ・は、サービーをまする。 ・は、サービーをまする。 ・は、サービーをまする。 ・は、サービーをまする。 ・は、サービーをまする。 ・は、まする。 ・は、まする。 ・は、まする。 ・は、ま	らないための口実として受け止めざる を得ず、果財政の厳しさからみた祝点 が霧い。 行政コストが過大になっていること を考慮すると、もっと真摯に受け止め
	(2) 東僧住宅部門の行政コ スト計算書等の作成 (住宅製)		環状では、原管化性についての東支料算するなく、土木機繁節性性難の農人漁社 接資がそれに応いという次階のみる。また、その民資料業をの入出金のみによる分 計「現金主義会計」であり、場合度の資金機のを変すのみで、支別的なプロシェク の収算性性気化投資判断の変型性の判断に対象に立たから、企業会計的手 送により、その事業に係る行数サービスに要した支別対象であるから、企業会計的手 送により、その事業に係る行数サービスに要したコストと収入、事業に係る公 負担額を明確にし、制度の趣料に限らした費別対効果を検証することが、中来規約 な販労業化定つものと見知れる。さらに、関係別のコストを列能にすること (郵門別計算)により、老朽化した団地の職業え方法の判断に有効である。 ①収支計算書 ②損益計算書 等による費用対効果の検証が必要。					離である。なお、事業務 所で視点から企業会計 手法は、事業の受験適化を 受る上で強度的な経営を 設であると考えるが、その 検討課題としたい。 後の 機関課題としたい。	
	(3) 県営住宅部門のバラン スシートの作成 (住宅業)		行政の決策は現金主義により収支計算しか行われず、ストック情報としてのバランスシートの作成も義務付けられていない。そのため、地方自治体の財政状態は、さわめて不可能であり、近年 行財政政事が最くく問われるようになってから、核務省から研究報告としてバランスシート(中原手法が取りまとめられた。こうしたが、12年度末止作成されていない)、イランスシートにより財政状態の問題点を繰り、改善策を練るためには、各事策別に作成する必要がある。		The state of the s				
	(4) 団地別の長期収支計算 の作成 (住宅課)		各団地は、用地・建設費で約数億円~数十億円の多額のプロジェクトであり、長 期的に固定したものであるため、団地別の技術的な収支計画を作成する必要があ る。	2-40					

平成14年度 措置状況一覧表 沖縄県企業局(木道事業)の財務に関する事務の執行及び経営管理

#	予猟の	The state of the s	報告書の	###	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する
号項目	数・項・目	指摘・意見の内容	类二 <u>罗数</u>		講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	H22年度包括外部監査人による評価
3) 共同企業体 (JV)によ ろ入社書加条件の 再検討 (総務企画課)		共同企業体 (川)を入札を除たすると、大手で表コンないして事業者の おれた組み合わせによる別しか参加できず、議合を誘奏とは、数合に参 加しないと別を組んでくれる相手がいないため、酸合に加わらなければな たかい状況を必み出しやすいと言われている。酸合に加わらなければな らかい状況を必み出しやすいと言われている。酸合に加わらなければな らかい状況を必み出しやすいと言われている。な業局では、原則的に個同 リ系による人札を無関としているが、早板が時の課券は当場か ので高く、単純業者では対応することができない例分的な工事であって真 に別によるこまが変要の可欠な場合に限立すべきである。 担当限は、別は入力活として一定の評価を受け定者したものとなって おり、また、料理具は「県内企業への優先発し及び原金で見内企業をけず 分配できない場合においても、共命企業へ有限と記ませて事をの内企業だけず 発注する」皆を属ではおり、県内企業の育成を目的として共同企業体発化 対応できない場合においても、より商会、現代とは、日本のよりな事が別、制度にあ 発注する」皆を属ではおり、県内企業の育成を目的として共同企業体発化 力なを実施しているとしている。しかし、上回のよりな事が別、制度にあ ることは明らかであり、昭和59年の方針に固執するのは、果財政の悪化や 国連補助金の政策の方面性から、より商く、異り担の整数が別、制度にな でいる中令の状況を照表するもの世界のも、信仰に対している中令の状況を照表するのが展別である。 様のない。 本もも、公共工事の発性は、単純企業(個人)に乗性するのが展別で そもも、公共工事の発性は、単純企業(個人)に乗性するのが展別で そもたも、公共工事の発性は、単純企業(個人)に乗性するのが展別で 後ない。 まり、アドによる場合は別外的な場合、美国企業体に発在するものからと 特ないる。 もり、アドによる場合は対象のである。 は、日本のでは、日本ののでは、日本のからと 特別となるでいるにもかからもず、請負工事金額1億円以上の工事 別外的な取扱ととなっているにもかからもず、請負工事金額1億円以上の上事 を注かけまり、原列を経りまり、単位とのような を注かけまり、原列を表しているのは、平成を終めまり発定の 発生方針」) 原則や規則と実際の運用が事業していると書わなるを得ない。	1-42	無		無		措度は韓じら九でおらず、歌合 助止やコスト間機能点から発注方 式の再度の検討が求められる。
4) 指名美者の公表中 止、 更恭秘明会の廃止 (総務企画課)		入礼制の入札参加者の公表、現場配明会の実施は、入札参加者にとって、嵌合が極い容易になると言われている。また、現場配別会については、校計医審の配布・税寛により当該正事の内容は民間可能であると言われている。教会を設定するため、入札寮者の事前公表を中止したり、現場配明会の実施を取っやめたりなどしている。企業前では非常競争人権を強力人権を決断する場合・新作用格を募者を必要ないこと、現場配明会の実施をしないにより鍛合をしにくくするシステムを構奏する努力をすべきである。	1-43	有		沖縄県 公報 H18.5. 16 第3455 号		持震を講じたといえる。

平成14年度 措置状況一覧表 沖縄県企業局(木道事業)の射務に関する事務の執行及び経営管理

- AND TOTAL PROPERTY.	予算の		報告書の	Me est an	措置を課じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する
項目	旅 · 項 · 目	指摘・意見の内容	報告番のページ数			公表の 有無	措置を講じていない理由	指導の広号に対する H22年度包括外部監査人による評
ストにおいて始争入礼の 相似が機能していない実態 がある。 《太澄賞の娘争入 1 第名敬の神和 (修務企画觀)	(目) 拡張事業費	企業局では、具他部局と同様に、当該工事における指名要者数について、請食金館にとって8本から近名の業者を培養していたとこへ、呼食」5、「中食」6、「中食」5、「中食」6、「中食」6、「中食」6、「中食」6、「中食」6、「中食」6、「中食」6、「中食」6、「中食」6、「中食」6、「中食」	1-41	有	平成15年1月上り指名黨著版と 2 本増 10名から14名)とした。また、平成18年1月上り指名 と常立た、平成18年1月上り指名 を指名することとし、公募型集者 数を 2 年名とする等、改和の対象 現在は、一般型を対象を対象を対象を対象をは、一般型を対象が 現在は、一般型を対象が 現在は、一般型を対象が 10、平の2 2 9年度を対象が 10、平の2 2 9年度を対象が 11、11、11、11、11、11、11、11、11、11、11、11、11、	#		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
0) 60.866.7 11.0.44.1		人物目 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 40	_	Land Land Awellians	T.		措置はされているが、H14:
2) 一般競争入礼の並大 (総務企画機)		企業局では、「企業局発社の無数工事に係る一般競争力共実施業例」を 並為、一般競争人利の対象工事を7億回007月以上としている。この朝は上 だ金属的に高いわけではないが、第五県、静岡県等のように「金属旧以上 工事の金融を下げ、一般競争人人の支援特別を支持である。 大型の金融を下げ、一般競争人人の支援特別を支持である。 の金融を下げ、一般競争人人の支援特別を支持である。 の金融とでは、一般競争人人の支援特別を支持である。 の金融・デンング電社の関連を加ましているが、入見参加業者が30社 ないし100社程度となるようにしている情報資前で中が実着さら入札可能としている原間内、三重原外局市において、担当者からの関連を改進では 「発注者の負担が重くて図る」とか「不良工事が増えて図る」との意見は 「発注者の負担が重くて図る」とか「不良工事が増えて図る」との意見は 特にないた場合されたおり(「人利助度改革に対する要言と人社教育技 報告書、日本弁護士部合会)、発音者の負担対に制度の支援で解決できる のと考えるが、不行自首体とならい一般競争人社教大に同じた努力を解 得と、「不良工事が増える」との系については、能入私の機能変強性 を表している。「不良工事が増える」との系については、能入私の機能変強性 を生態がある。「不良工事が増える」との系については、能入私の機能変強性 を生態がある。「不良工事が増える」との系については、能入私の機能変強性 を生態がある。「不良工事が増える」との系については、能入私の機能変強性 を生態がある。「不良工事が増える」との系については、能入れの機能変強性 をしていていていていていていていていていていていていていていていていていていてい	1-42	有	上記のとおり、企業局においう。 でも土水線薬部に企作する形で入 机制度改革を実施しており、一 数勢今人れの対象をと関った。 ・現在とい、一般等や人れの対象 ・対象を関った。 ・対象を観示の全でのごを ・行った。	700		措置はされているか、1114 仮の情報に対し日20年度の ということで対応が速く、適切 特置とは言い難い。
							- X	

平成14年度 措置状況一覧表 沖縄県企業局 (水道事業) の財務に関する事務の執行及び経営管理

番		予算の		報告書の	HERE OF	指置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する
另	項目	歌・瑛・目	指摘・意見の内容	ページ数	有無	講じた指置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	行員人に守た別りる H22年度包括外部監査人による評価
	7)両人社後の随意契約 の廃止 (総務企画課)		企業局では、2回目の入札でも最低機格が予定価格に高かず案礼者が出かい場合、「不解例」(結び条数例)としているが、そうすると、相念業者が談合を行っている場合、鉄合を行って最低価格を提示した業者と協定契約としている。そこで2回目の入札により推出が出ない場合、業者を入札替えて、後日再入札を実施することも検討すべきであると考える。 担当際は、業者を入札替えて、後日再入札を実施することも検討すべきであると考える。 担当際は、業者を入札替えて、後日再入札を実施することは、予定価格に達するまた。 担当際は、業者を入札替えて、後日再入札を実施することは、予定価格に達するまた。 で入札を繰り返すことになり、無果として一欄の指信発注となることである。 から適関でないとされており、国土交通名標準工等を出土事務と活った。 工事は入札回業を用則として2回までとしている。第1回目の入札日本工期 別始から十分時間をとって行い、第1回目の入札日を1ま工業格と有がいないときば、集者を入札替えての所入札を行うことを検討すべき	1-44	有	選選、1回目の入札で篠利者 が決定しており、人札制度が に取り組む中で、改善は図られ ているものと思われる。	無		十分な活度とは言い趣い。 1回目の入社で全て決定すると は言い切れず、対策は必要であ る。
P	8) 鉄合業者に対する損 「 貯賃の規定化 (総務企罰課)		企業局は、入末に難し、各人机業率に対し、「入れ飲合が判別した場合、酸合した各人私業者は、発示を行力し、選帯して高礼契約金帳の10%の損害賠債をする。」との響約書を提出させることを検討すべきである。 の、の損害賠債をする。」との響約書を提出させることを検討すべきである。 法体上も、無礼者のみならず、落礼者以外で数合に加わった入札参加者 についても共同不法行為者として、選帯責任を負う場合があると考えられる るし、民法第719条1項)、刊明しも、大阪府原前市中学校校会建設工事に かかる住民労務の判決(大政総裁員士給12年以)にはいて、「霧札者へ入 利参加業者されぞれが相通じ、人私の不正を導する目的で融合した事命に は、数倍ら与しばが大けても総合の目的は認めされない。とした上で、「電 台方が総合に契定したを製制に機合がよりまして、発生者の基本となる 整合の全部といて「電料者間は、他の入人場かがも必然をして、通信する単 が置める場合といて「電料者の関係」、他の入場のでも機成員に対して基備する責 が値をすることを認めているのであって、企業側においても、その必を十 分理解した上で、各人私参加業者に対して、予め、数合行為が明らかに なった場合は、と	1-44	有	平成:19年1月より、繋合等に よる不正行動が駅立された場合 に、発気制の10%を避償金をし で支払う旨の条項を契約的家に 加えた。			措置を課じたといえる。

平成14年度 構置状況一覧表 沖縄県企業局(水道事業)の財務に関する事務の執行及び経営管理

番		予算の		報告書の	+11:200 (7)	措置を講じた場合	ete in the	措置を講じていない場合	措置状況等に対する
母号	項目	漱・項・目	指摘・意見の内容	報告書の	有無	誰じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を謙じていない理由	措置状況等に対する H22年度包括外部監査人による評値
T	5) 工事設計の民間委託 に関する情報漏洩		企業局では、工事設計書の作成を民間コンサルタント業者に依頼してい るが、その場合、民間コンサルタント業者から工事設計書の内容が指名業	1-43	無	現在も民間コンサルタント業 者に工事設計書の作成を依頼し	無		措置を講じたとは評価できない
Attended	(総務企画課)		等に高吹きる場合があるとも含われている。 本して、予定体料は、工事の計事に需要された管材・人体要勢の積算額を もして、予定体料は、工事の計事に需要された管材・人体要勢の積算額を 基礎として定かられている以上、工事部計事の内容の参前調像は、予定値 林が強機することとはぼ可能の状況となると思われる。全乗見としては、 民間コンサルクシト、美者に対し、工事部計事の内容の接触しないような訪 計計を記測として自前で作成し、民間コンサルクシトへの変形を取りや一 か、やむを発見、工事で作成し、民間コンサルクシトへの変形を取りや一 か、やむを発し、関目のよりをいたは、適正ンサルクシトへの変形を取りや一 か、やむを展別として見間コンサルクシトに方の場合を表現約解除に関う 中で、荷線機皮が明らかになったほかいの損害賠償金券や契約解除に関う 本項を引度に渡して指線を設け、一部が多数には企立コンサルクシー トに対しては実際を発明といましている。 は、一部では、一部では、一部でも観視とは多くない。 は、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、 は、一部では、一部では、一部では、一部では、 は、一部では、一部では、一部では、 は、一部では、一部では、一部では、 は、一部では、一部では、 は、一部では、一部では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、			"いたるが、設計図及び飲食の原 原である。 であるのは担当のであり、設計システ であるのは担当のであり、設計システ 大学を利用しており、 はいるのでは、 はいるのでは、 である。 はいるのでは、 である。 はいるのでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、			・相震を課じたとしているが、不 正防止のための最大の対策を課す る必要があるといえる。
	6) 積集内訳・下請契約 書の提出 (総務企画課)		映合防止や変考の工事担当能力を最新に知るために、各人私業者に対し、詳しい見境が写「横薄内駅」の機出を義務づけたべきであるとの指摘がなされておおったが上し、人札に参加した業者が、既合のし、常札業者の下職力によったことがない。人札に参加した大力を含め、民業者に対してどの業者を使うのと確認する必要性があるとの指摘もなさけなった。企業局でも、人札に素し、有人机業者に対し、その人札金の評価となった。一次表ので「計業者との契約者の機力を変力として対けべきである」と人札は工期間台の直部に行われているのであるから、人札参加業者は、当然に下請業者との契約者の優小を求めることは可能であるとおり、その時期に下請業者との契約者の優示を求めることは可能であるとおり、その時期に下請業者との契約者の優示を求めることは可能であるとおりれる。	1-44	有	第1回の入札金額に対応した 構算内取書を、工事の場合は職 行入札システムの人札響に断付して、受託の場合して、 受託の場合に、 原化自の 利力 10円 までに提出を求め 構算内訳書の提出に関しては 【平成18年5月15日企戦 (第34 50分) 及 及企業局日上に でつき、 関東的に表した後 に解析するものと考えるの発出 は不可能であると思われる。	沖縄県 公報 H18, 5. 16 第3455		措置を課じたとは評価できない。 下請業者の確認力法は検討する必要がある。

平成14年度 措置状況一覧表 沖縄県企業局 (水道事業) の財務に関する事務の執行及び経営管理

番		予算の		報告書の	機器の	措置を終じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する
号	項目	鉄・項・目	指摘・意見の内容	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	H22年度包括外部監査人による評価
4.5	の力乗の避然について (配水管理類)	(数) 水道事業費 (別) 宗教費用 (目) 原水及び待水費	田宮に提出された。 動力費提高調整報告前、においては3条件が需査を 実施しているが開設があるわけではない。企業局においても、動力費は最近低価の13.3%を あるわけではない。企業局においても、動力費は最近低価の13.3%を 占め、企業用が803倍強、水道用火債率率率の中で最も高いと膨動されている。 実現可能性も含めて、今後の自標期間を散定する必要が思われる。	1-47		た。(2) カス・マース・マース・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・	(11) (① H1 / F.) (② H1 / F.) (③ H1 / F.) (⑤ H1 / F.) (⑤ H1 / F.) (⑤ H1 / F.) (⑥ H1 / F.)		措度を禁したといえる。

平成14年度 指置状況一覧表 神縄県企業局 (木道事業) の財務に関する事務の象行及び経営管理

	予算の		報告書の	40.00	推置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する
AND AND	数・項・目	指摘・意見の内容	報告書の		講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	措置収収率に対する H22年度包括外部監査人による評
9) 談合訪止の意識改革		版合防止のための対策として、企業部では、平成13年度に「枠縄県企業 局数合情的がボーニップルーを薄定しており、入札装合に関する情報が あった場合のボヤッカが広と数合の別立と図ったとピッカーの には、大きないました。 から、14年のボーマンが広と数合の別立と図ったとしているで、今、現 のが、明ら、14年のでは、から、14年のでは、14年の企業が、14年のでは、14年のでは、14年のでは、14年のでは、14年のでは、14年のでは、14年のでは、14年の企業が、14	1-45	有	大学一マ1の4項回答のとおり、現場に16年7月)の現場に16年7月)り原規機上引きを平成16年7月)り原規機上引きを平成16年7月1日。中枢・大学など、大学など、大学など、大学など、大学など、大学など、大学など、大学など、			措置を譲じたといえるが、対応が遅い。
10)企業局の実施している設計金額の入札削公表の数 行について (総務企訓練)		企業局は、「公共工事入札、契約手続きにおける予定価格の事前公表については、透明性、公正性の一層の確保ともに、不正防止を図る観点から、有効であると思慮される。このため、特無免金薬局はかいては、万定価格にかえて設計を観の事前公表を後勤的に導入することとする。」として、平成14日月から同15年73まで、競争人札に付する態設工事で設計会報が250万円以上の全ての工事を対象として試行することとしている。平成14年末までに2件の入札があったが、その予定係に対する際付金額が250万円以上の全での工事を対象として試行することとしている。平成150万円以上の全での工事を対象として試行することとしている。平成15年末までに2件の入札があった。その予定係に対する場合は対しまた間観があると思われる。上記で観声した後輩が、とくに第4条名の公共中止、現場银州会の廃止、指名業者数の増加等の改善策を同時に試行することを強く要望する。	1-45	有	入札制度改革の流和の中で、 委託業務とは、 を事前公表し、積算の日本の設立を を事前公表し、積算の日本の設立を を事前公表とし、積度の日本の を事前公表と取らして、 260万以上の工率や 力に、260万以上の工率や 力に、320万以上の工率や 力に、320万以上の工率や 力に、320万以上の工率や が、320万以上の工率や が、320万以上の工率を が、320万以上の工本を が、320万以上の工本を が、320万以上の工本を が、320万以上の工本を が、320万以上の工本を が、320万以上の工本を が、320万以上の工本を が、320万以上の工本を が、320万以	**		措置は難じているが対応が選 い。
2 修繕費(保存工事)についても、競争入札の制度が機能していない実態がある (総務企画課)		柏出した保存工事についての契約に関しても、高奪札乗、権数回入利 (7年)において企作第1回目の低品権業者が終札しており、競争入札の 制度が機能していない実態がある。また、契約変更による追加工事も多い ことから競争人札の意味を得める結果になっている。	1-46	有	入札制度改革に取り組む中で、改善は図られているものと思われる。	無		十分な特置とは言い難い。 変更等の追加工事への対応もす められる。
3 香飲料についても、競争入 れの剛度が機能していない 実態がある (総務企画際)		高落札率、復襲回入札(5件)において全て第1回目の低値格楽者が落 札していることから、数争入札の制度が機能していないじったがある。ま た、相見積りをとった場合、予算の100%の金額による契約というの は、原価低減の努力がなされていないと思われる。	1~47	無			設計金額の事前公表により商係利率をなっている。 平成22年度より、工事は260万以上の工事は事前公表を助ぐめた。 委託についても現在検討中(土木)との事であ	

平成14年度 措置状況一覧表 沖縄県企業局(水道事業)の財務に関する事務の執行及び経営管理

8	予算の		報告書の	Hat Mile Co.	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する
号 項目	数・項・目	指摘・意見の内容	報告者の		誰じた措置の具体的内容	公表の 有無	指置を講じていない理由	滑重状況等に対する H22年度包括外部監査人による評価
6 特殊動勝手当の選正化を はかるの。 (総務企画課)		神興風企業局の給中の種類及び基件に関する条例第9余によれば、特殊動物手当に、①審社で免疫、不快、不健、医療と動物を対象で、②給生上特別な考慮を必要とし、③かつ、その特殊性を給すなることが適当でないと認められるのうに改革があり、仲執動物での選が適当でないとと認められるの多つの要ががあり、かつ、結婚性での考慮が適当でないとと思められる。著しいかどかの判断は自己のでは、企業等等による。一般な動場であり、年間による方が当時による。一般な動場には一般な要素を手間である。「一般な事態に受ける事態に受ける事態に必要があり、早期に発展を実験等を与し、ののでは、企業等に従事した職員全員に支給する手間、2分割を持ちませた。「一般な事態を負うことからくる業務の特殊性に着目」としているが、その事業の金板的な特殊性とは、どの事業・企業でもあるものであり、個別義務の特殊性を集手当に、公司業務に従事した職員全員に支給することになっており、不成の条件を負うことからくる業務の特殊性に着目」としているが、その事業の金板的な特殊性とは、どの事業・企業でもあるものであり、個別義務の特殊性な事がする。「一般な性を実があるが、作業現場における危険性・国難性」についての支給で表別を対しまれば、不可能とではない。といいので、一般特質理手当(月額4、400円、旧3家職の、164千円)は、不道無定性事等所の規制作業の危険性・国難性」についての支給で表別を対しまれば、一般な性はあると思われるが、くまで言えるか疑問である。用地交渉業務手当(日額600円、ただし、ときで言えるか疑問である。用地交渉機構を手当(日額300円 特殊現場、允许は一般な異なが、特別な負担、を引きない。特別な負担、を引きないのでは、特別な負担、を引きないのでは、対しているが、特別な負担があるとまでは言えないが発現場を実施を発生となる。		②の2) は無	①企業の基本の (1) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		2月 直由 の で	措置を課じたといえるが、抒摘を5年後の対応は違いと言わざるを得ない。 2)に関しては未措置であるが、不当とは言えない。

平成14年度 措置状況一覧表 沖縄県企業局 (木道事業) の財務に関する事務の執行及び経営管理

	予算の		報告書の	(A) (417)	措置を講じた場合	0010000	措置を講じていない場合	a an allocation in the state of the state o
91	款 • 項 • 目	抱摘・意見の内容	報告書の		講じた搭置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	- 措置状況等に対する H22年度包括外部監査人による評
聚品目について、 薫参入札 の促進により低減化が必要 (総務企画談)	(族) 水道事業費 (項) 営業費用 (目) 原水及び神 水費 (目) 原水及び神 水費	水道事業にとって、聚島の是期的な安定供給は重要であり、短期的な花 点からのかての競争の使達が、長期的な安定供給につながる必然性はない 市がらう。しかしながら、逆に安定供給という名の下で、惰性に陥り、 能が便宜することは、農物的に現民の負担制を意味することは、現金 是新安定性熱のために特定の供給業分と随意契約をとわすことも重要な をおかしなない。しかしながら、等なの企業には、の適等を外による実 を持ちしなない。しかしながら、等なの企業には、の適等を外による実 をは、ここの、6年間価格に変せます。要素がある。近に8年から、毎年に は1870年の場合に対して「株実っている大道用ポリアッリルアミドなどは、 このできる方との場合である。 のできる方となる。 のできる方となる。 のできる方となるの。 のできる方となるの。 のできる方となくの業者が指名業者になってもらえるように積極的に低 の常に繋化の全国的な動向を研究し、随業契約先とも適度な緊囲感を保 かける。 の常に繋化の全国的な動向を研究し、随業契約先とも適度な緊囲感を保 のまに対して、近下がある。 の常に繋化の全国的な動向を研究し、随意契約先とも適度な緊囲感を保 のかまりましたが、 の常に繋化の全国的な動向を研究し、随意契約先とも適度な緊囲感を保 をかける。	-	有	平成16年度より、一括調薄・ 財入薬品に関しては、排発網県発 入札を実施しており加棒権県発 内の「競争スポードルです。東京の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の	無		指置を禁じたといえる。

平成14年度 措置状況一覧表 沖縄県企業局 (木道事業) の財務に関する事務の執行及び経営管理

	予算の		報告書の	増費の	措置を講じた場合	es de	措置を講じていない場合	措置状況等に対する
号 項目	放 ・項・目	指摘・意見の内容	ページ数		講じた措置の具体的内容	公表の 有無	掛置を講じていない理由	H22年度包括外部監査人による評価
9 工装用水送車業の供給散 情遇制について (総務企画集)		現在の人志冷水場の工業用水設備について、設備能力が過剰であることが関わられたのた。 が関わられたのた。 結果的に冷水電力に対する工水需要の制合は焼く20%であった。かなりの供給能力造動機能についている。 なお、この供給能力力は、1994年3月の「神縄圧棄立地基本が針」 (6五 労働的)に基づき工業用水について、目標やみを組3として68、0 0 の 間とし、最終的には旧郎において1 0 5,000 の1の需要を見込み、選 に立れたものである。 「工業用水遺液解毒薬計画」は128~H170 1 0 年間でみ恋冷水場の改築を 相心として2 6 4 億円の内の5 7 億円ときた、国産権制御4 0 億円、異令 相が1 7 億円と 8 込まれている。 大売水画影構とれている中で、中域無荷工業団池等の対策需要に向けて改 大売水画影構とれている。また、計画の10 6,000円/16 の地域として 大売水画影響をはいる中で、中域無荷工業団池等の対策需要に向けて改 大売水画影響をはいる中で、中域無荷工業団池等の対策無要に向けて改 大売水画影響をはいる中で、中域無荷工業団池等の対策無要に向けて改 大売水画影響をはいる中で、中域に対したのが、場合にの単心にの地域に に向けた検討が必要であるとしていたが、最近において、見近すの回環と に向けた検討が必要であるとしていたが、最近において、見近すの回環と 底が企業のであるとしているが、最近において、見近すの回環と を発生ないる状況にある。 変好企業をはする需要見込みアンケート(旧13/10)においても、120まで 交別水量見込みもほぼ現状の機相等のの模ぱいにすぎない。 及別にわたり難量としているが、そろそろ具体的な方針が必要であると 思われる 工水需要量 : 20,729	1-62	有	15年12月、学識経験者等の第三 者からなる事業再評価委員会か ら、事業規模を縮小し、事業を	有 沖縄県公 1116.5.14 第3257 号 H17.5.17 第3357		措配を課じたといえる。
10間接給門敷の適正規模について (総務企画課)		公営企業は、晋うまでもなく独立採集制を原則として、受益者負担から 採生する負担線(公共特金)は結合富正原他から算定さればれなない。 間接部門も当然に無駄を省を存储的などき適正は模が図らなければない たいのは言うまでもない。 沖縄県企業局の間接部門人員は他の自指体の水道局と比較しても多いと応 等により単純な上数は挟物だが、季務職員や管理部門はそれほど大きな非 態を発生させるものではないあうう。出3の水疗部門人員は沖縄県計 14 4名、埼玉県・67名、兵庫県・62名、広島県・54名等) 沖縄県の物性として、大海県部・10名は、東中に、重要な消費地である 中南部へ造水するために必然的に並水距離が長くなり、これが開設人員の 数が相対的に係とと設むした場合が、地球に乗り、原文な消費地である 中南部へ造水するために必然的に並水距離が長くなり、これが開設人員の 数が相対的は係とと設むした場合が、地球に対しながら、 管証離と総分部門へ会を通りませました。 全型は、10名は、10名は、10名は、10名は、10名は、10名は、10名は、10名	1-53		事務事業の見直し等により、定 員管理の適正化を図ってきた。 その結果、本庁部門の職員数 は、平成14年の114人から平成22	沖縄県 公報 H19.5. 18		特優を課じたといえる。

平成14年度 措置状況一覧表 沖縄県企業局(木道事業)の財務に関する事務の執行及び経営管理

	予算の		報告書の	10 MB (T	措置を講じた場合	or and	措置を講じていない場合	LIP OR LEAST AND IN BLUE W
項目	款:項:目	指摘・意見の内容	報告書い		謂じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	措置状況等に対する H22年度包括外部監査人による評
神間外職務手当の運用の飲 根化が必要企画課 (総務企画課)	水費 (目)配水及び給水費 (目)総係費	時間外・休日勤務手当に、水道事業会計の結与(絵巻・手当)の1、8%を占め、旧31は182百万円(時間外1416万円187%、依日41百万円42.0%)の 支払いがあり、時間外勤務手当ては、沖縄県職員の平均1.9% しては2、8007、564,000、「平成10年地方公募競争をつ実態」)にくらべてもかなり多額となっている。 内部別事業等半では、沖縄県企業周職員の給与の標類及び基準に関する を例第11条において、以下のように規定されている。 の正規の勤務時間を結えて動務した全時間について支給する。 の正規の勤務時間を越えて動務した全時間について支給する。 の正規の勤務時間を越えて動務した全時間にの助務所で開発は、大きの一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の	1-50	有	日子年 底 近 の 時期 外・ 外 の 時期 外・ 外 の 時期 条 外 の 時期 条 会 所	沖縄県 公報 H19.5. 18 号外 第26号		接償を課じたとは評価できない。 動務管理システムとして措度を 関じたのは比20年度であり、 対応が選い。 今後制度として定着させる必要 がある。
温職給付債務について (総務企訓製)		展企業局では、H14より今後の退職金給付額を平準化する目的で、H 50まで予定される追議金合計額の260百万円を修削引当正原傾の方を とのことできた。この処理はは、党来と比較して、一層 返正原傾の算定 をめらずものと目より。の一般に対して、一般に対して、一般に関心策では、一般に対して、一般に対し、一般に対して、一般に対し、一般に対して、一般に対して、一般に対し、一般に対		有	退職約与金については、用4年 度よりが1年間である。 原本の場合の関係では、 原本の場合のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、	沖縄県 公報 H16.5. 14. 第3257 号		措置を講じたといえる。

	予算の		報告書の	48 M A	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する
項目	數・項・目	指摘・意見の内容	ポージ数	有無	落じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	相談の表示によりる H22年度包括外部監査人による評
(対象政策: 第正労働等: 福 社保操館 (工事関連の委託件 除く)) 、 第二労働部 第二労働部の人事語・予算面 の労力(信が最大策報)	an'i Calai Vino. 2007 (445)	観光空解製設造や打製造金無料放送地などに、目的は財産であるが、そのための可能 は多額を締め、一地で放化性資本化、少しの実化物にして、影響を受けてすい事業 である。よって、人事事及どす事面で以下の投業をしたい。 (a) 超越とも気味かっ迅速な対方ができ、専門他を有する人材を育てていりる組織に していくが契約あるが、現分の人等組織では、定当的(大体3年)人事を開かからに していくが契約あるが、現分の人等組織では、定当的(大体3年)人事展的がからい もか、内側で専門者を育てていく方法によって、表像かつ有効な対応が可能な組織作り を辿さないく。 (b) 目的の方向性は明確であるが、そのための観路や製剤は影節かつ不構造である 場合、予算面での努力化しませた。、具体的には、機が振興解的カース構造である は、下算面での努力化しませた。、具体的には、機が振興解のような記念的なアク により製造物量の大きが必要)の機関化している。、機関を表現 により製造物量の大きが必要)の機関化している。機関を表現 により製造物量の大きが必要)の機関化している。機関を表現。	2-58	無		**	観光庁) との人事交流等は 行っているが、総務部人事 課における基本的な人事方	(b) に関して措置を譲じたとり評価できず対応が遅い。
適正・公正な価格のためには 見限合わせた必要 (鉱漁災常額)		強電実的による場合のいわゆる見積をせについては、00%をその他異出質団体については違うとおいても、これは治令の思めになかいが、果物物規則等139条で、情報を 別をとよりとうともは、契約等をのの見が見けないが、果物物規則等139条で、情報を 別をというとうともは、契約等をのの見が見けなる文字単元をして入しまから では、「収集な行政法人、公社、及びの間を含む)。更しく14位の場か公別間体と契約 を締結するとをとは後第152条列、現状現在するが、と思うとは需要粉を維持をときし 「治路24条列では26年352条列、現状現在するが、と思うとは需要粉を維持をときし 「治路24条列では26年352条列を上されていることを想象としている。 いることによる。でから、異常できるとされていることを想象としている。 している近くについては、場響できるとされていることを想象としている。 している近くについては、影響できるとされていることを想象としている。 しているが、見がありまから、単一のでは、大きののと、単二を対している。 「果等の対象規則においても、団体の空間によりを見刺が不要という定めはなく、場略の 関索と対象規則においても、団体の空間によりを見刺が不要という定めはなく、領格の 最終を削りまする。「単一のでは、対しているのが場合からできる」を 最終を削りまする。「単一のでは、対しているのが場合からできる」を 素が発射においても、見りを確め公正を押すためには、沖縄系においても、財務規則の次 定をし、見積合せを積極的に行うことが必要であると思われる。	2-58		神縄県財務展開第130条第3項に見 債害が際に関する季型が明定されているが、本名の人はから見 があるが、本名の人はから見 が は 関連 関連 関連 が が な が な た の で の で の で の で の で の で の で の で の で の	**		排煙を揮じたといえる。
(財) 神難観光コンペンション ビューローにおける選正 な原体管理が必要 (観光企画報)		現行の00円への包括金託力式の場合、予算主義協有の技術から、受託者側に自我所原 価管理の影化や冗異対議を創削することは回顧であるう。たって、これに対して、報利 出当を登付回り返にとの再業事をかわしとしたコストを理点が保険分析を創定した。 の基础システムの指導が促進する。 では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、 からの目立な、力をは、一般では、一般では、一般では、一般では、 からの目立な、一般により成果の制度でない。 では、そのための単映は影響が上げたまっている。 が、中央に重要でもり、国内からの場果を習受に持怖に重要な問題であることはいうま った。したし、一方で現在からだされ、程を相反派に対抗事業に対抗事業に対してある。 と、別心の質では、大の条準に、世界事業とが影響する。とれては大変要があるといる。 も、し、一方で現在からだされ、程を相反派派に対抗事業に対抗事業に対抗事業に対し、 一個なる数据が見なかの無を受性により、分響では、一般では、この主義が影響が はなく、デザース集団が企業となど生化を主義といる、子供となる はない、し、したなが与、気がとし、大量や大速等の本事等の必要が無別などに はなく、デザース集団が企業とし、手事と支援をした表現が無別は になった。 またしたい。 し、し、したなが与、気が全性し、主事業とは、「でのでは当ませた場合」とない。 またしたい。 またい。 またい。 またい。 またい。 またい。 またい。 またい。 ま	2-59					措置は除じられておらず放便 類であり、早急な対応が求めら る。

		予算の		報告書の	推聯办	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	48 88 48 St 46 t - 44 3 - 4
項[数 · 項 · 目	指摘・意見の内容	ベージ数	有無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	旧22年度包括外部監査人による評価
香子子 項。 1 長期延衞末集金 (総務企	について	表 ,項:目		ベージ数	有無有	課じた措置の具体的内容 長期末収金 3件 6,514千日 について 1、(株) Aに対する工事負担 1、(株) Aに対する工事負担 2を刊島部分の未収金 (3,600千間 例 医には対解し、 整計の 機能により登配部動動 閉鎖されせ このいても消滅会が現場にある完成してき、 い金第月27日 付けで不動大損処 現金では、10,814千円の、10,814千円のが、10,814千円のが、10,814千円のが、10,814千円のが、10,814千円のが、10,814千円のが、10,814千円のが、10,814千円のが、10,814千円のが、10,814千円のが、10,814千円の第一位、10,814千円の第一位、10,814千円の第一位、10,814千円の第一位、10,814千円の第一位、10,914千円分差して、3. (4) にに対することをで230 千円円の変形が、10,814年の対象により、20,814年ので330 千円の変形が、10,814年の対象により、20,814年ので330 千円の変形が、10,814年の対象により、20,814年の対象により、20,814年の対象により、20,814年の対象により、20,814年の対象により、20,814年の対象により、20,814年の対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対	有無 有 沖縄蝦 H16.5. 14. 第3257 号	給養を跳じていない 連由	措置状況等に対する 配2年度の紹介施整電人による評 措限を譲じたといえる。 A社に関する指置は基溢的観察 が必要なため、H22年度になっ たのはやむを得ない。

平成14年度 措置状況一覧表 委託料及び公の施設の管理委託団体に関する事務執行

	予算の		報告書の	HEER ON	指置を講じた場合		推釁を講じていない場合	措置状況等に対する
9	敷・項・目	指摘・意見の内容	ページ数		諱じた措置の具体的内容	公表の 有無	捨撒を練じていない理由	相重い几号に対する H22年度包括外部監査人による評価
7 事業目が連載されたかとう かの事業所も、例をが必要 (観光経典制) (産業兆実報)		本的事業はそれぞれ自動をもって実施されたためであり、 当然にその報告になられている。わしながら、その機能は実際の行動変化費油した機能についての優別でいる。といれながら、その機能は実際の行動変化費油した機能を必要である。 現としても、そのような評価を求め、目的に限らし合わせた事業実施の評価が必要である。 東京の最小は事業を受けない。 一般の最小は事業を受けない。 一般の最小は事業を受けない。 一般の最小は事業を受けない。 一般の最小は事業を受けない。 一般の最小は事業を受けない。 一般の最小は事業を受けない。 一般の最小は一般の最小は一般の最小に対していない。 一般に変しない。 一般に変しないない。 一般に変しない。 一般に変しないない。 一般に変しない。 一般に変しない。 一般に変しない。 一般に変しない。 一般に変しない。 一般に変しない。 一般に変しない。 一般に変しないない。 一般に変しないない。 一般に変しないない。 一般に変しないない。 一般に変しないないない。 一般に変しないない。 一般に変しないない。 一般に変しないない。 一般に変しないない。 一般に変しないない。 一般に変しないないない。 一般に変しないないない。 一般に変しないないないないないないないないないないないないないないないないないないない		有	・統の案内人事業: 毎月色前の人好 がも報告集を開出させている。(年) 成19年度に事業終力 成19年度に事業終力 月に「観光空乗員判奪3項」中等級 月に「観光空乗員判奪3項」中等級 時間、2000年の大学 が19年間、19年間、19年間、19年間、 を書に繰りませませませませませませませませませませませませませませませませませませませ	沖縄県 公報 H16.5. 14 第3257		事業終了のため事業報告で対応 済であるが、事業の継括は必要で ある。
8 会計模権等の電算化が必要 (沖縄コンペンションセン ケー) (観光振興課)		OCPBにおいて、個品購入品費・修購費の補助権を適査したが、いまだ手書・手計算で 行われている。 また、裏機書級りの目次についても、手書であった。市販の表計算ソフトを用いれ ば、能率よく正確に同様の業務を行うことができると思われる。事務効率等のための電 算化が必要である。		有	使用申し込みから利用料金額水及 び特質等にかかる事務について、電 算化し効率化を図った。	有 沖縄県 公報 H16.5. 14 第3257 号		措置を轉じたといえる。
9 委託料の減額交渉及びその過程の明確化が必要 (商工板乗業)		大郎分の東洋事業において、契約金額と見積金額が担ぼ用じであり、東北先が予算に合わた数様がそのまま反映されている。また、相見積りを取るのが本来であるが、情別の時間により一つの見積りの場合では、通常は2度機を利用の検討した砂した結果として実的金額をよるものである。実際には交渉が行われたケースもあり、患権のな見積りを書類として残しているのかもしたがが、機能交渉の避妊り規能とのこで、子等からいうことで、途線交渉が行われていないとしたと同間である。一旦失まった「子葉でも、その窓洞内で強化をとり物等するからいが最近は変であるう。民間の場合、実出予算はどう形象したから精密など、から、自然の場合、実出予算はどう形象したから精密などの場合である。民間の場合によったい。 窓頭が強く、そのことが呼吸が高いないでいると言われており、是正すべきである。それ情質も同様である。			源新の超過額については、受託 国外である(社)・沖縄県工業連合会 の負担となることから、県への実績 報告を実際の板道機を明示して実績 報告を実際の板道機を明示して実績 報告を行うよう改善する。	沖縄具		商工級興票は指置を講じていると いえるが、他の際は未対応となっ ている。
10 事業の展現委託の改造が必要 (商工製製業)		正要主の自接事業業(代) 沖縄派工業基合会 14、940 千円)については25年 総いている事業である。果としても多形費を建設。開催者物のより程度となり、実施 業等による形態負担が3分の2以上となっているようであるが、ここい9年程は、景気の 影響も受け、入場者教も造法に比べると減少している。この種のイベントの発見計数 的に明確でない場合からが、過去に比べると類似のイベントが増加したことや、見別 に同じ形で表面することのマンキノ化による低かま考えられ、に向いが、定義を対していると、 に同じ形で表面ということだけでなく、アンケートの支持や表彰したことによる効果の計団等、 ま変効果を表がに同様にする努力をし、事業の運営方法や事業そのものの実施の見直 し等を検討する必要があると思われる。		有	産業主の「については、圧倒店な を実施としたり、一個火力を 実実施を図る必要があるとの報めたが 会実施生もため、関係機関によったと の表が生たもない、関係機関によったは、 についてはから関係機関によったは、 についてはから呼吸というにでは中国よったは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	沖縄県 公報 H16.5. 14 第3257		措置を課じたといえる。

平成14年度 帯優状況一覧表 委託科及び公の施設の管理委託団体に関する事務執行

	予算の		40 At 45 A	HO MI C	措置を講じた場合		指置を講じていない場合	## ## 40 51 ## 1 - W *
項目	款 - 項 - 目	指摘・意見の内容	報告書のページ数		群じた搭置の具体的内容	公表の 有無	搭量を繰じていない理由	措置状況等に対する H22年度包括外部監査人による評
施政管理の再委託契約して利 について部争性が疑わしい実 脂がある (観光振興器)		90、190 所参託契約の外、1 件4、900千円以上の季節後勝氏でかて、指を競争人札の実 解状況を発射した結果、特徴として下配の支充が場所であれ、酸辛性が疑わしいものと かっており、原価低額のためには改善すると繋がある。 ①露料に痛や予定値所に対する特計は注とより59%以上である。 ②歌回入札を行った場合は、必ず1回目に最低価格の札を入れた業者が契約している。	2-59	有	競争入私の原則を推定するのは当名人 松であるが、正推摘のとおり現由によいを がであるが、正推摘のとおり現由によいを は、一般では、一般では、 の	沖縄県 公報		(1) 及び(2) に関しては横 を漂じたといえる。 (3) 及び(4) に関しては横 を振じたとは評価できず現在候様 中であり対応が遅い。
神構コンベンションセンター の利用状弦の向上が 必要 (報光程興報)		計画コンペンションセンターに採卵の2年間接以降、他別学数は15-円11まで約400年前 学で推多し、III、2131500年を始えた、一大は、7金機置を2が第20年5月11年間 したためである。また、入場客数は、12以第70-807人で標準し、III3は3万人、III4 は20万人と参議金新設にもからして対象している。原外人場客数は5%で降料と り、かなり低い状況にあると思われる。稼働率は全体(協致1件でも輸動の場合は報金) とみたした場合)では約9割前後であるが、個別の建金では304 c 9 1年でも とみたした場合、ドルター の、中小会議盤は中や低く4款担近となっている。最大規則率収入(低めに算定)から みと、約508、8、%なる。もつではないが、現光等数の大幅がに比して、そって 観光客数で単純にだけていました。また。 観光器は1単純にだけていました。また。 の、日本のものは10年である。 の、日本のは10年である。 の、10年である。 の、日本のは10年である。 の、日本のは10年である。 の、10年である。 の、10年である。 の、10年である。 の	2-60	有	・利用率の所上を図るため、現外・ 国外利用者の確性目標を使取されたともに、銀刊料金を設定する物、調整 設活動を製化する体制仕組みを構築 した。 ・線像率の要定方式について、見直 した。 ・月2回の体配日(第2、4 火順 日)を廃止した。	沖縄県 公報		措限を除じているが制度の定さ までさらなる努力が求められる。
施設(神縄コンベンションセンター、万国津柴館)の収支 改善が必要 ①神縄コンベンションセン ター (観光振典製)		支出が収入により平分も崩えない状況にあり、多額の支出磁過と、さらに投資額108 億円を考慮すると、多額の県氏・国民負担となっている。非者利等薬のため組を包用 必要はないが、支出の大衛分を収入によりカバーする勢力が必要さる。 取入については国際公職等の誘致されるとより東内利用の機能的結晶、東加 国験任務 等の機能、対明をおけていると、東海区保安のなるから移動の不足が引える。 第一個の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の	2-61	有	・収支均衡を実現するため、経営改善計画の質定を行った。 ・中成は6年成らは、指定管理者例 度 接続用した適倍を行ってあり、位1 現在、収支率は改善している。	沖縄県		搾껱を跳じたといえる。
②万国神樂館 (観光服興興)		同館は、関業から2年目であり、日数からみた線像率は45%。なお、使用料の対象となっているのは会議後のみである。最大使用料を全有利用の単値で計算してあると62、630千円、実際の使用料 (協免的) は241、139千円であり、38.5 5%と若すならなるが電報と流はない。しかしたから、収支次及は出3で107,633千円の支出拠慮で、季乾料支出の2割額をカバーしているにすぎない。日は13年20歳以及込みとのことであり、13年30歳機関にかから14億点後と6月から50条人及込みとのことであり、1支出については、外部委託の経過性がありました。と目から50条人が表しないます。外部委託の設定者が、実施の機員に敷い見返し、また、指名競争入礼の実施等を通じた支なるコスト、洗練が必要である。		有	・収支均衡を実現するため、経営改善計画の質定を行った。 ・平成18年成功らは、指定管理者制度所用した運管を行ってあり、旧1 現在、収支率は改善している。	沖縄県		接種を課じたといえる。

平成15年度 措置状況一覧表 沖縄県立病院の財務に関する事務の執行及び経営管理について

28-	alle a participat	予算の	BORNO DE LOS COMOS DE LA COMOS DEL COMOS DE LA COMOS DEL COMOS DE LA COMOS DEL COMOS DE LA COMOS DEL COMOS DE LA COMOS DEL COMOS DE LA COMOS DE LA COMOS DE LA COMOS DEL C	報告書		措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措備状況等に対する平成22年度
号	項目	款・項・目	指摘・意見の内容	のページ数	の有 無	薛じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を謀じていない理由	包括外部監査人による評価
	いて 【県立病院課】	項:医業収益	の異類所的な影響して、回旋率が確隔に低下 する1年半~年を基準した情報を示とかいて は、病療質局で一括管理・回収(伝統計量 を含む)を、外部委託を含めて行った力が能 率的である。	1-57	無	外類参照 については、平成19年度2月 から情報の関サービス乗を全体契約を結結し、平成19年度は全界立病院で回収委託をおよなっている。 また、平成20年7月から米ル金発生初別の際により、平成21年度と大きないでありたは中期所院で実施しており、平成21年度の場所に実施しており、平成21年度の場所にもいる。「最近19年度から上年期所に、平成19年度から上年期では、平成19年度から大量が開催されている。「最近20年7月末までは41分かの大量、19年度から大量が開催されて、北側11年度から大量が開催されて、北側1年度から大量が開催されて、北側1年度が最大量を大量には1分の大量が開催されて、北側1年度がある。「東近19年度20年度20年度20年度20年度20年度20年度20年度20年度20年度20	無	一括常馴については、を病院が効率的に 業務を行ううえで困避と考えている。	推慢を排じたといえる。しかし、タイミングが選い。 公表がなされていない。 指籍・意思の趣情は、実効性ある回収措置を連びまっている以上、 ・力だとせると、便秘回以委託・ ・対管理を受けることにある。 ・対管理を対したかったしかし、 が、不当とはいえない。しかし、 一指管理を利しなかった。しかし、 が、不当とはいえない。しかし、 のでは、何も回答していないは、 に関係していない。 が、のでは、 のである。
2			②曼努蒂納者に関して、未入が死亡しており、保佐人がいない場合でも、時効期間のより、保佐人がいない場合をしていない例が見たした。この様な機大の世間のが望めない場合者に、年期に不能大機処理をすることを検討する必要がある。	1-57	有	当致権権については、沖縄県政務規則 53条第6号により、不能欠機处理を実施している。 下中成1平度の最高機制法により、公立病 50つ個人医薬料収金4の債権の消滅時効の 規え方が、公益上の債権(6年、時効の費 用の必要なかから、私法上の債権(8 年、時効の種用が必要)、と変更以な場が、 減少している。 【平成21年5月22日号外第19号】公妻			措置を購じたといえる。 心変が含わめて選小、平成15年 度の指摘・電見に対する措置公妻 が、何と5年後になされている。 も紹外部監査への対応に問題がある。
3		項:医業費用	①医師の初任熱爾整手当に関して、神縄県全 体を解論・む他へき地とする根拠は見いだし がたく、再像料の余地がある。	1-57	なし			医館不延奪の中、初任絵蘭繁手当のエリ ア区分に焼を設けることは選難と考えてい ます。	
4		歌:病院事業費用 項:医業費用 目:給与費	の動処手当に関して、結算条例、期末手当等 美期では、在の機器が一定の範囲やで定める と規定されている。ところが、実際上全員同 に収載率が返囲されている。条例等に沿った 連用ができるのではないか。	1-57	なし			包括外部医療業別も参考に、動物手近の 級解率の選用ができるとう解析できると は具体的な適用できるよう取り組みま す。	

平成14年度 措置状況一覧表 委託科及び公の施設の管理委託団体に関する事務執行

34:		予算の		報告書の	世帯の	措置を譲じた場合		措置を講じていない場合	指置状況等に対する
号	WE A	数・項・目	指摘・意見の内容	ベニジ数	有無	誰じた措置の具体的内容	公表の 右無	措置を講じていない理由	H22年度包括外部監査人による評価
	I 類社保護等 県立福祉経際に係る県の今担 を明確にする必要がある (領社・鋳譲奪)		異立権計量的について、異注業期間に対して勤託剤を支払っており、一方、その筋助に係る収入は異に拡強、民生費食品金・民生使用料・民生費国庫食品最高等の歳入として計上されている。よって、果今外性額は支出した姜純料からこの歳入販を控除した額となり、「大田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	2-65					民質化で精質済。
	県立福柱施設の民活化の促進 を (福祉・擁護課)		社会福祉施設は金国的に公常よりも民産の方が多いようであり、沖縄県も県常施設 (事業団委託を合計)の民営化の促進を使的すべきである。 公常による最大の久成は、経営の事化による民籍を追求するという復点が無いこと、 便直的と必需員給も物度により、件費の偏勝がそのまま設置されるため、かなりのコス ・局となるととである。からよめを得たは、と一て供まする職員の給与算に返事が、 用機長に関していることや年齢構造の高さなどにある。最悪的経費である人作等の高さ は、運営を収慮など出いており、施設の修練等、必受項目に対節を使り付けられて は、運営を収慮など出いており、施設の修練等、必須項目に対節を使り付けられて を添すたが見期化し民間の会社管では経営基化となんとかしようと、大リストラ時代 となっている。 経済不定が見期化し民間の会社管では経営基化となんとかしようと、大リストラ時代 となっている。その中心的な対策に人件費削減であり、雇用確保のためには給与カット も当然のこととなってきている。果の財政状況も悪化している中で、民間社会法人への 委託を促進する必要があると思われる。	2-69		* 2			民営化で措置済。

平成15年度 措置状況一覧表 沖縄県立病院の財務に関する事務の執行及び経営管理について

番	eco som handalid	予算の		報告書		措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度
号	項目	款・項・目	指摘・意見の内容	のページ数	の有無		公表の 有無	措置を講じていない理由	包括外部監査人による評価
8	【県立病院課】	款:病院事業費用 項:医業費用 目:材料費	の楽島の階盤がある。網路管理局において、 各県立病院の情留に関する情報を共存化し、 必要に応じた転送、間費が望まれる。	1-59	有	悪品のቸ留への対抗については、整金の 技術に基づき、単位の年度から各単立病診 間において、期限切れ見込み要品、不要薬 品の情報を共有し、必要に応じて転送。消 なる、平成20年度には、更立病診臓によっ なる、平成20年度には、更立病診臓により が一端とかでは、全県立病診の翼 用品目一覧数を行成しているため、当験一 類変を信用さることにより、他県立病院が 採用品目を把握でき、よりメムーズな転送 が可能となっている。 【平成20年5月23日号外第22号】公表			推廣を博じたといえる。推摘に 対して、すみやかに推廣がとられ ている。 ただし、この点について公表は なされていない(または平成20年 公表?)。
9		· 項:医魏費用 目: 材料費	②散波材料の購入に繋し、単途の見積もり提 がなっているものがある。単独見積もりだ 例外とし、それしか得られない場合は合理的 連由を検討すべきである。	1-59	有	を病院における見積もりや、平成13年度から県立病院課において実施している一部に入れにおいては、発見り積色り、人れの超ったを必要を見られたため、教育を一を図ったたため、教育を一を図った。一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、	有 一	内部検討の結果、適年度との比較分析の	指置を輩じたといえる。 ただし、対応はやや選い(平成19年 ただし、対応はやや選い(平成19年 方。 2数もやや選い、と思われ 方。 指置の内容については、具体的 かつわかりやすい説明がなされて いる。
10	減価債却の開始時期 について 【県立病院課】	款:病院事業費用項: 医葉費用目: 減価償却費	養盛を取得した年から月朝 侯 却するよう会計方針を変更することが望まれる。	1-60	無			内部検討の結果、適中度との比較分析の 網点から、財務規則は高づいて取得の翌年 度からの減価償却を機続することとし、会 計ルールの変見は実施していないが、今後 は、新公営企業会計基準の導入に合わせ て、月割償却する方針で検討している。	ν ₀

平成15年度 措置状況一覧表 沖縄県立病院の財務に関する事務の執行及び経営管理について

ж		予算の		報告書		措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度
5	項目	款・項・目	指摘・意見の内容	のペー ジ数	の有無	講じた措置の具体的内容 公	表の 有無	措置を講じていない理由	包括外部監査人による評価
5		款:病院事業費用 項:医業費用 目:給与費	②特殊勤務手当に関して、たとえば夜間看護 前等手当が給与条例第21条の販件を充たす ものか、再検討する必要がある。	1-58	なし	4			接置を課じたとは評価できない。 検討プロセスが示されている し、時期についても明示している し、時期についても明示している に接当である。 しかし、対応がき、わめて選い (平成15年度特集、平成2年度に なっても排置なし。公表な し。)。
6		家:病院事業費用 項:授業費用 目:給与費	④館与に関して、一定以上の効果に貢献した 担当者又は組線に対して、相応の見返りを与 える仕組みを作るべきである。たとえば、能 率絶の導入、動処手当の専力的運用、総 系の技本的変更。地方公常企業法全面適用も 検討課題である。	1-58	なし			なお、県病院事業は平成19年4月1日から、いわゆる全適企業へ移行した。	地方公営企業法を全面適用した のだから、その平成18年度で、こ の点には措置があったとして、公
-	逃職給付債務について 【県立病院課】	款:病院事業費用 項:医業費用 目:給与費	①地方公営企業法施行令第9条第6項には健全な会計処理がうたわれている。 県所院事業 財務規則第13条には、遺務4年引当金の事上について規定がある。 神縄県病院事業会計に ないて、退職給与引当金を計上すべきである。	1-58 1-59	無				い。これは指摘事項である。この 指摘事項に対する対応がきわめて 遅い(平成15年度指摘。平成224

平成15年度 措置状況一覧表 沖縄県立病院の財務に関する事務の執行及び経営管理について

番号	48	予算の		報告書	措置	措置を請じた場合	DESERTED	措置を講じていない場合	措置状况等に対する平成22年度
号		数・項・目	指摘・意見の内容	のペー ジ数	の有 無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	包括外部監査人による評価
12	【県立病院課】	項:医業外収益	①早急に一般会計線入基準(積算基準)と財 攻製による管定基準制の一一致及び不確実性 を解消し、一般会計が負担すべき負担金や輔 助金を明確化する必要がある。	1-61	有	監査の結果に基づき、平成16年度当初繰入金から、財政限と協議の上、総務省繰出 基準の解釈について一定のルールを定め た。	有		公表の時期等詳細の記述がない。 包括外部監査への対応は迅速である。
									しかし、指置を辨じたとは呼価できない。監査手続においてことが、監査手続においてことが判明した。これでは正見が骨抜きになっている。 国本事項であり、内部のテェック権体制が大幅に問題がある方が、組織していない。 東京を記している。 東京をいる。 東京をいる
13		項:医業外収益 目:他会計補助金 等	②数17条の3に基づく補助金は、消除非義 (特別金計) にとって不可抗力的、臨時的そ して異常な原因から発生した費用であり、理 由は農林に解されなければならない、よっ て、監査の結果に配したように、統括管理費 として一指して措置化された補助金は避ける 必要がある。	1-61	有	平成16年度線入金から、それまで一括して措置されていた統括管理費は廃止した。	有		措置を講じたといえる。実質的 には、包括分部監査への対応は迅 速である。 公表の時期等の詳細の記述がな い。

平成15年度 措置状況一覧表 沖縄県立病院の財務に関する事務の執行及び経営管理について

#	予算の		報告書		措置を講じた場合	oliolidad Stockery	措置を購じていない場合	- 措置状況等に対する平成22年度
号 項目	歌・項・目	指摘・意見の内容	のペー ジ数	の有 無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	包括外部監査人による評価
11 医療機器の稼儀状況管理に有限。	項: 医業収益 目: 入院収益・外 来収益等	各有院の責任者は、高額区療機器と関して 定期的に経験が視を把握することが望ましい。そして、利用率の向上を力策を検討する とが有用のある。具体的には、高額が変機 かファレスの場で、現実が変化が、 とが有力である。は、 とが有力である。 とが有力である。 とが有力である。 とが有力である。 とが有力である。 とが有力である。 とが有力である。 とが有力である。 とが有力である。 とが有力である。 とが有力である。 とが成下している場合は、 迅速な対応を考える。	1-60	有	1 平成19年11月に「今後業じる特置の子 2 高級医族機器については、次年度の子 2 高級医族機器については、次年度の子 5 実実において、縦動計画(年間○○件、 ○○時間)等を報告することとした。 5 変表に対して、縦動が、 1 を報告が、 1 を報告が、 1 を報告が、 2 の一部が、 2 を報告が、 2 を報告が、 2 を報告が、 2 中部が、 2 を報告が、 2 中部が、 2 中部が、 2 中部が、 2 中部が、 2 中部が、 2 中部が、 2 中部が、 2 を報告としては、高額医療機器についている。 2 から、 3 医療としては、 3 医療としては、 2 を報告を多くかかえている。 2 から、 2 の上のが、 2 のといる。 2 から、 3 といるは、 2 が、 3 といるは、 2 が、 2 が、 2 が、 3 といるに、 2 が、 3 に関い、 2 が、 3 に対いている。また、 3 利用目標をとデリック、 2 が、 3 に対いている。また、 3 の、 3 は、 3 に対いている。また、 3 が、 3 が、 4 が、 4 が、 4 が、 4 が、 5 が、 5 が、 4 が、 4 が、 5 が 5 が			措置を課じたといえる。各病院の 値に具体的な対応がとられている。 しかし、包括外部監査への対応 がやや選い(平成15年度→平成18 年11月)。 措置が、実質上なされているのな ら、公表すべきである。

平成15年度 措置状況一覧表 沖縄県立病院の財務に関する事務の執行及び経営管理について

8		予算の		報告書				措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度
番号	項目	蒙・項・目	指摘・意見の内容	のペー ジ数		講じた措置の具体的内容	公表 (7. 有無	措置を講じていない理由	包括外部監査人による評価
15	参陳終列原価計算の 強人が必要である 【県立病院課】	(平成22年度予算 には該当なし)	診療科別原価計算の導入が必要である。	1-63 1-64				院、言古病院の場所に調査に入り最終的 に北部病院・宮古病院について診療科別原 備計算を行なった。 現在、医療センターについては、 システムに関連システムが附属している が、他の県立病院については、新たにシス テムを導入する必要がある。 当験指権事項を実施するためには、調査内	い。包括外部監査に対する対応 は、一応なされた。と思われる。 しかし、欄アプリシアの成果に 対して、なぜ括置をおこなわない。 ととにしたのか、その理由が理解 できない。公表もなし。 コンサルを社が原価計算ができ たなら、外注委託さえしたら、発 なといえないにしる。原価計算ができる。 ※す解院の実情を分析 ができる。果有院の実情を分析

	予算の	Late Andrews and the company of the	報告書		措置を講じた場合		措置を講じていない場合		
項目	款・項・目	担摘・意見の内容	のペー ジ数		講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	包括外部監査人による評価	
	項: 医囊外収益 目: 他会計補助金 等	②本定基準と積算基準との整合性は必要である。 おが、同時にそれぞれの日本とれぞれの日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	1-61~ 1-63	有	平成16年度 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東	有		公変の時期等の記載に い。一見対応は迅速のように見 した。 し、排量を離じたとは記述 できない。等かりはで特徴した。 に、でいっスタを影響の、②、高速変響の、②、高速変響の、②、高速変響の、②、高速変響の。②、③、「動産の 対応のでは、またのでは、またのでは、一般である。 が発生要や、②、高速変響の、②、高速変響のを要して、②、高速変響の、②、③、「本では、またのでは、 が高速のは、一般である。 が高速の特徴が、またが、一般である。 が高速が、できまれた。 がある。 が。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 が。 がある。 が。 がる。 がる。 が。 が。 がる。 が。 がる。 がる	

番	項目		報告書の	措置の	措置を講じた	と場合	措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成2 2年度包括外部監査人によ	
号	【所管課】	指摘・意見の内容	ページ数	有無	課じた指置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	2年度包括外部監証人によ	
5	[産業貿易報]	1 産業振興公社・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2-24	無	合社事務所においては課税対象から 動具 動具 が外されているた成の始記を で	韓第3357号 P 39]		指機を譲じたといえる。 が開いていては、 が開いても類別にも類ける点が を関い、 ではいえない。	

零	項目		報告書の	接置の	措置を講じた	と場合	措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成2
号	【所管課】	指摘・意見の内容	ページ数		講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	2年度包括外部監査人によ る評価
1	商工労働部	1 交付規程等に定める様式で書類を作成することが必要である	2-16~	有	交付規程に定める様式を使用し改善 した。	有 【平成17年5月17日付沖縄県公 報第3357号 P 37~38】	iliyalisiyetin (2007) — ilidania k	措置を講じたといえる。
		2 実績報告書と検査調書の停収順序を規則等に合わせることが必	2-17	有	英編等を書と地面製造の中成項原序については、植物を規制等に沿った対応 に努めている。 (ヤ度に対している。 (ヤ度に対しまとり検証) (ヤ度に対しまとり検証) (中度に対しまとり検証) (特別所の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の	有 「果成17415月17日付沖縄県公 報第3357号P37~39]		措置を課じたといえる。
					(平成19年度より検証) 007時制助事業費(平成17年度に現在の 所管課(観光企画課)へ移管) ※別添資料参照			
		3 検査調書の日付が実態に即していない		有	検査調告は、実態により作成するよう配慮している。	有 【平成17年5月17日付沖縄県公 報第3357号 P 37】		措置を講じたといえる。
		4 消費税に対する取扱いが明確でない (精算による返還、交付 規程等への明記)		有	補助金の交付先の状況に応じて、補 助金交付要綱等に適切な取扱いを定め るよう配慮している。	有 【平成17年5月17日付沖縄県公 報第3357号 P 37】		措置を講じたといえる。
2	【観光企画課】	1 遂行状況報告書の提出が必要である	2-19~	有	4半期ごとに遂行状況報告書を提出 している。	有 【平成17年5月17日付沖縄県公 報第3357号 P 37】		措置を謀じたといえる。
		2 補助金で購入した固定資産について現物確認を行う必要がある。		有	備品台級を整理し確認を行なっている。また、今年度についても年度末に 任意で行なう現地検査において、確認 を予定している。	有 【平成17年5月17日付沖縄県公 報第3357号 P 37】		措置を薄じたといえる。
3	【観光振興課】	1 観光イベント振興事業費、クリーン推進事業について、観光 振興事業補助金交付規程においては、四半期ごとに遂行状別報告 諸を知事に提出することになっているが、提出されていない。交 付規程に従った遂行状況報告書の提出が必要である。	2-20~	有	平成16年度より交付規程どおり四半 期ごと遂行状況報告書を提出させ改善 した。	有 【平成17年5月17日付沖縄県公 報第3357号 P 38】		措置を謀じたといえる。
4	【工業・工芸振奥課】	1 行の研究発表を: 医皮娑迦について、固定資産管理台帳に 従った管理がなされていない。		有	園定資産管理台観を作成し、適切に 資産管理を行っている。 研究月偏高等の園定資産に対する保険 については、平成17年度より火災保険 に加入している。また、高額機器につ いては保守契約を締結している。			排置を擽じたといえる。
		伝統工芸産業振興事業費: 交行規種に従い補助事業着手層を提出 する必要がある。		有	補助事業者手扇の提出については、 今後提出するよう改善を図る。 当該事業については、財団法人神縄 県工芸振興センターが所管していた 、同財団は、平成18年4月28日付け で新した。1平成17年5月17日付神 縄県公戦第3357号p38]			措置を講じたとは評価できない。 措置をするのにさほど時間を会するとは考えられないから、事実上放置に等しい。

4		報告書の	措置の	措置を請じた	場合	措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成2
【所管課】	相撲・意見の内容	ページ数	有無	講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	2 年度包括外部監査人によ る評価
福祉保健部	1 補別金の「ゼロ精算」:実支出額について合理的に集計されたものか吟来する必要がある。						措置を講じたとは評価できない。
	2 補助金の検査:補助金額確定に先立つ調査が不十分 (チェックリストの作成が必要)						措置を講じたとは評価で きない。
【医務福社課】	1 臨床研修医費学金等補助金: 研修期間終了後中・長期的に県内に定着している者をベースに県内定着率を計算すべきである。	2-29	有	異立生品に残り、	無		措置を飾りた221々2の作りたる。 学成20年5月23度すって、 は、「定着事を禁止するで、 あの調査が強いて、 なる。」とない。 では、「なるから、 では、「なるから、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では
	2 死腺関係者兼成療保対策費等補助金:県が補助を行うことを 明乱した要輔がない。		有	医療服务者養成確保対策等維助金の うち、指摘のあった君護師等美成所運 質事業に関して、県の交付要額を制定 し、平成17年10月25日施行。	有 【H17.5.17付第3357号P42】		措置を講じたといえる。
	平成14年度の本補助金の実績報告についての決裁書の日付の誤	 り等					措置を講じたとは評価でき ない。

	項目	措置状況一覧表 補助金に関する事務の執行	Language Co.	Liver	措置を詳じ7	と場合	措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成2
番号	【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数		群じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	2年度包括外部監査人によ る評価
	177 in 1862	海外活動側登費の熱費日当の支給が不合理であり、精質する必要がある。	2-24	有	沖縄県産業製製企社では、平成17年 4月に廃棄物製企整備し下記のとおり 第5条、億分事務所職員が在動地域内 で出張する第60日台の販店、旅費規則 で出張する第60日台の販店、旅費規則 で出張する第60日台の販店、旅費規則 いて、日帰り出張を行う際の日当の販店が 第60日台の販店を設めていて、日帰り出版を行う際の と2 海外事務所職員が在動地域内 日当たり700日とする。 3 海外事務所職員が信労を参加日は 日当たり700日とする。 1 海外事務所職員が信費を適用は行 力を行う際は、外側保費を適用は行 力というにより、一般によっておれば、 展当時は、沖縄県保費を利にで之え 展出時は、沖縄県保費を列にで之え場 同一地域内になる。当該をされてい発し 同一地域内にある。 1 日本の大学の場合となる 日本の大学の場合となる。 1 日本の大学の場合となる 日本の大学の場合となる 日本の大学の場合となる。 日本の大学の場合となる 日本の大学の場合となる。 日本の大学の表の大学の場合となる。 日本の大学の場合となる。 日本の大学の場合となる。 日本の大学の場合となる。 日本の大学の場合となる。 日本の大学のは、 日本の大学のは、 日本の大学のは、 日本の大学のは、 日本の大学のは、 日本の大学のは、 日本の大学のは、 日本の大学のは、 日本の大学のは、 日本の大学のは、 日本の大学のは、 日本の大学のは、 日本の大学のは、 日本の大学のは、 日本の大学の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本	有 【單成17年6月17日付沖網県公 續第3357号 P38】 【單成18年6月16日付沖網県公 續第3455号 P17】		推したとは評価では、 はでは、 はでは、 ができる。 はでる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 はでる。 ができる。 はでる。 ができる。 はでる。 はでる。 はでる。 はでる。 はでる。 はでる。 はでる。 はでる。 はでる。 はでる。 はでる。 はでる。 とでる。 はで。 はで。 はでる。 はでる。 はでる。 はでる。 はでる。 はでる。 はでる。 はでる。 はでる。 はでる
		2		有	権助金の対象を整理し、現在は各事 務所採および現地スタップのみの人件 費を100条負担でおおり指摘の あった麻薬振興部長の人件費は負担し ていない。	有 【平成18年5月16日付沖繩県公 報第3455号P17】		排壓を謀じたといえる。
6	[雇用対策製]	周用開発推進機構運営費:基金の取り崩し (執行) について、実 繊報告を行い、審査を受ける必要がある。	2-25	有	平成17年3月に、平成14年度分 及び平成15年度分の取り勝しによる 級が平成15年度分の取り勝しによる ころであり、平成16年度分について に、例年提出される財団の事務としたと と作せて報告書の提出があり審査した ととろである。平成17年度分以降に ついても引き機き実績報告させ審査し ている。	【平成18年5月16日付沖縄県公 報第3455号 P 17】		接置を講じたといえる。
7	【産業政策線】	産業振興公社運営費: 事務所使用料等を面積によって接分しているが、負担関係の積極が判別しなかった。	2-26	有	面積の複分による支払い方法を改 め、現在は、公社運営費から、事務所 使用料等を一括して支払っている。	無		措置を講じたといえる。

番 項目		報告書の	措置の	措置を講じた	と場合	措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成2
号【所管課】	提摘・意見の内容	ベージ数	有無	講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	2年度包括外部監査人によ る評価
	4 市町村留書書社会参加促進事業:交付申請、交付通知等が交付要欄に従っていない。	2-46	有	交付申請の無計類限については、株 無物金を付整額第6条で16月末日」 と定めているが、ただし事で「知事が 時に必要と認めるとされての提出期限 を変更することができる」と記してい る。国内内示が遅れた場合は、このた だし事により対応しいくは、このた を必要が投入報告でいては、平成16年2 月にその規定を一部見直して、実態に 即した要綱に改めた。		有 [平成17年月17日付沖縄県 公報第3357号P42]	接要を博じたといえる。 ただし、表しの趣味とは、 ただし、最近の趣味とは、 交付中間が19月になされているものか多いが、それも、 が常態化しないるのでのの。 は、交付要ではないかの。 について検討されたかが明 らかにこれていない。
	5 身体障害者福祉工場運営費補助金:従業員の要件が本来の趣旨から外れる傾向にある。	2-46	有	当該施設での従業員については雇用	【平成17年月17日付沖縄県公		措置を認定したとは評価でで、 ・ を は は は が は が は が は が は が は が は が は が は
	平成14年度の実績報告の精算書の計算に限りがある。	2-47	有	平成15年度実績報告は下記のとおり 材質し、基準額にあわせた確定を是正 した。 松事業費 65,671,347円 収入額 9,410,200円 髪引数 56,261,147円 要果補助金 47,514,000円	有 【平成17年月17日付沖縄県公 複第3357号 P 43】		措置を講じたといえる。

	報告書の	排置の	措置を講じた	E場合	措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成
指摘・意見の内容			誰じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	2年度包括外部監査人に る評価
1 軽費老人ホーム事務費補助金:緑維会の運営規定が改定されていない。入居条件を書面に具体的に記載する必要がある。	2-36		1. 遅営規定の改定→平成16年11月1 日付で、運業規定を改定した。2. 利 用希望の事情の明記→「軽費老人杰— 人外部被新爆發し、日談の 容欄に「(入所条件を記載)」と追記 した。			措置を課じたといえる。
1 沖縄県身体障害者デイサービス事業補助金:事業実施内訳書 の記載方法が市町村により区々である。	2-43~	有				措置を課じたといえる。 かし、その実施状況につ て検証がなされているか 答がない。
2 沖縄県身体臨宵書等社会活動推進事業補助金:沖縄県難職・ 中途失明者協会に対する個人県達支護事業は、事業費を超えた支出となっている。			は、当団体が実施した補助事業総額か	【平成17年月17日付沖繩県公 報第3357号 P 42】	,	神黴を露じたといえる。
3 児童福祉事業等県費補助金: 交付規程の改定がなされていな	b'o	有	程」(昭和48年10月9日告示) につい	【平成17年月17日付沖縄県公報第3357号 P 42】		措置を講じたといえる。 連やかな対応をしている
	ていない。人居条件を書面に具体的に記載する必要がある。 1 沖縄県身体障害者デイサービス事業補助金:事業実施内配書の記載方法が市町村により区々である。 2 沖縄県身体障害者等社会活動権准事実補助金:計縄県耀環・中途失明者協会に対する個人派遣支援事業は、事業費を超えた支出となっている。	1 軽費者人ホーム事務費補助金:経維会の運営規定が改定され 2-36 ていない。入居条件を書面に具体的に記載する必要がある。 2-36 でいない。入居条件を書面に具体的に記載する必要がある。 1 沖縄県身体障害者デイサービス事業補助金:事業実施内訳書 2-43~の記載方法が作町村により区々である。 2 沖縄県身体障害者等社会活動推進事業補助金:沖縄県灘庫・中途失明者協会に対する個人派堂支援事業は、事業費を超えた支	○ 1 郵要老人ホーム事務費補助金:操権会の選別規定が設定されていない。入胎条件を書面に具体的に記載する必要がある。 1 沖縄県身体障害者デイサービス事業補助金:事業実施六款書 2~43~ 有の記載方法が市町村により区々である。 2 沖縄県身体障害者等社会活動権進事業輔助金:沖縄県醴暉・ + 治条明者協会に対する個人派遣支援事業は、事業費を超えた支出となっている。	指摘・意見の内章	1 軽異老人ホーム事務費補助金 緑樹会の運営規定が改定されていない。 入居条件を書面に具体的に記載する必要がある。	#報告の表別の内容 (本学) 報道の (本学) 報告の 「選問規定の設定で収益の時間 1、 「選問規定の設定で収益の時間 1、 「選問規定の設定で収益の時間 1、 「選問規定の設定で収益の時間 1、 「選問規定の設定で収益の時間 1、 「選問規定の設定で収益の時間 1、 「提問規定の設定で収益の時間 1、 「提問規定を設定 1 日付で、選問報度を設定 1 日付で、選問報度を設定 1 日付で、選問報度を設定 1 日付で、選問報度を認定 1 日付で、選問報度を認定 1 日前 1 日

番	項目		報告書の	増置の	措置を講じ	た場合	措置を課じていない場合	措置状況等に対する平成2
8		指摘・意見の内容	ポージ数	有無	講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	2年度包括外部監査人に。 る評価
14	[燕樂政策課]	2 遂行状規模告書の提出についての取扱を統一する必要がある。	2-74	無		無	遂行状況報告書の提出について、統一的な考え方のまたか、これたか、これたか、これを削が放為は担理が異なることか名別金での経過をそれを研究を表することが名別金での経過をできませた。 では、一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一	
15		3 白馬斯観光客対策事業に対する補助金の使途について適切に 対応する必要がある。例、台區等拠光を対策目的のみとは言い切 れない預施局の中度末における購入。現実的で妥当性の高い執 行計画を策定する必要がある。	2-75	有	執行計画等について十分に検討し、 適切な事業を実施している。	有 【H17.5.17付沖縄県公報第 3357号P40】		措置を謀じたといえる。
16	[観光企画課]	4 追嫌保達機員の給与等に対する100%補助は見直す必要がある。	2-75	有	平成17年度限りで当該団体に対する 補助金を廃止したところである。	有 【平成22年12月24日付沖縄県 公報号外第38号 P 2~3】		措置を除じたとは評価の きない。2年経過して結婚の 2年経過して結婚の 2年経過して結婚を 2年2年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3
17		5 観光イベントの補助継続が長期にならないように信意する必要がある。	2-75 2-76	有	交付基準を「原則として最長3年間を 限度として」を、「最長3年間とし て」に改正し、同一イベントに対し長 期間継続した補助金交付を行わないこ ととした。	【H20. 5. 23付沖縄県公報号外 第22号P8】		措置を講じたといえる。
18	【柳光振興課】	6 観光イベント補助の00VBに対する実績報告審拠出等の手続を 迅速に行う必要がある。	2-76 2-77	有	○CVBの事務の遊痧をよく把類 し、また迅速な事務処理を行うよう促 すなど、適切な事務処理に努めてい る。	有 【H20.5,23付許縄県公報号外 第22号P8】		措置を譲じたとは評価で きな、表 実績報告書等の提出が要 がとうか、確認するだけわれている 解とおりに行われている とうか、確認するだけの変 料の提出がなされていな い。

項目		報告書の	措置の	指魔を講じ	た場合	措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成は
【所管課】	指摘・意見の内容	ページ数	有無	講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	2年度包括外部監査人に る評価
2 農林水産部 [みどり推進課]	1 補助率70%が実施要領に明確に定められていない。	2-68	有	監査の対象となった補助金について は、事業名称を「縁からるさとづくり 事業」に変更するととも、終化推 事業」に変更なととして、 に補助事業実施要領を廃止し、 だに補助事業が施度のよるさ とづくり事業補助金之付要編を定め、 収成15年4月1日から旅行とが、 収成20年度をもって事業が廃止となっ た。			措置を講じたといえる。
唐工労働部 【観光企画牒】	1 補助対象経費に対する補助率・補助額の基準について明らかにする必要がある。①観光振興事業 (0078運営費)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2-74	有	○製光振興事業交付企要網を定めて、 製光振興事業補助金交付規程第3線 表に規算する対象経費の詳細を明確人 するとと管理、当時間の場合をは 費した。また、19時間、19時間、19時間、19時間、19時間、19時間、19時間、19時間	【平成20年6月23日付沖輔県公報号外第22号 P7】		措置を講じたといえる。 しかし、改等措置を講じまでの期間が養すぎる。
【観光振興課】			有	②OCYB李漢費:平成15年度事業実施に おいては、交付申請時に補助率は290% だったが、決算において事業費が表 数を下する。 相手事業をを致っ た。(当該事業は、現在観光企園製の 所管である)	【H17.5.17付沖繩県公報第 3357号P38】		「補助対象経費の削減か 補助金額の削減な もうな補助金を行の仕組 み」については対応措置 とられていない。 意見の内容が抽象的であ り、対応措置を課じない と自体不当とは言えない
【雇用労政課】		1	有	③ (財) 雇用開発推準機構に対する基金流成のための相助は、平成13年度までに終すしている。また、東花、新行財政改革プランに基づき機構に対する。 東陽ちの際よも含め、技本が充足点しを図っているところである。しかしから、 ・令後基金造成が予定される場合 は権助率・相動額の基準を明確にしたい。	【平成20年5月23日付号外第 22号沖縄県公報】		特価を禁じたといえる。

*	項目		報告書の	措置の	措置を講じた	:場合	措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成2
号	【所管課】	指摘・意見の内容	ページ数	有無	講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を鎌じていない理由	2年度包括外部監査人によ る評価
24	[旅業政策課]	12 交付規程、交付要綱について必要に応じて定めることが望ましい。	2-78 2-79	有	観光振興事業においては、平成16年5 月16日に「観光振興事業補助金交付票 期」を制定したおり、補助対象経費等 について明確に示している。 また、その補助事業についても同 様に、独自の補助金交付規程、交付票 欄を定めている。	【平成22年12月24日付沖縄県		措置を課じたといえる。 ち延くも基って公表の の取りをしている点は社会 による監視機能という点か らすると、問題である。
25	【企業立地推過課】	13 補助対象や構助効果をモニタリング又は事後評価をすることが望ましい。	2-79	有	植助対象者へのモニタリングについず 体制助発作を急促とすめた影的 な、推引的効果については、全度不断を診め る。推引的効果があたった。 用することが植物の実形もある。 ので、具体の効果がある。 ので、具体の効果がある。 が動脈について、変化が効果がある。 で表力は年に要解を応し、財産生化。 が動脈についてがかり、 が動脈についてがかり、 ので、具体の効果がある。 が動脈についてがかり、 がした、植物の果がある。 が動脈についながすることが要が があるといませんが、 をあより削砂を使用した機能とする。 をあまり削砂を使用した機能とする。 を発力していたいと考えまり を発力していたいと考えまり を発力していたいと考えまり			措置を構じたといえる。 しかし、対なが選い。 5年は近くも整めてて公住の 反取しまして機能である。 はよる整復をして機能である。

25	項目		報告書の	排骨の	措置を隣じた	:場合	措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成2
\$	【所管課】	指摘・意見の内容	ページ数	有無	業じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	2年度包括外部監査人に。 る評価
9	[経営金融課]	7 TQM促進事業への補助は見直す必要がある。	2-77	有	当該事業については、事業実績として一定の成果を得たこと、事業主体である財団法人沖縄外産業類の公社の等務を見直したこと及び当該意見を踏まえ絵台的に勤業したを開ま、平成16年度をもって終了となった。			指置を講じたといえる。
0	【経営金融課】	8 TQM支援委員会のメンバーを見直す必要がある。	2-77	有	当該事業については、事業実績として一定の成果を得たこと、事業主体で で一定の成果を得たこと、事業主体で ある財団法人沖縄共産業援興へ社の事 務を見直したこと及び診察見を踏ま え続合的に脚葉した結果、平成16年 度をもって終了となった。	【平成21年5月22日付沖繩県公		持쮵を謀じたといえる。
ī	【情報産業振興課】	9 情報関連産業支援事業については予定どおり、速やかに終了 する必要がある。	2-77	有	情報関連産業支援事業については、 平成15年度で終了した。	有 【平成17年5月17日付沖縄県広 報第3357号】		措置を講じたといえる。 平成15年度で終了することは既定の方針であった。 過年度の包括外部監査人に その後押しをしたものとり える。
22	[新産業振興陳]	10 権助事業者の代表者に知事が就任していることについては 見直しが必要である。	2-78	有	のTTCの代表取締役社長に知事が就任していることについて、今後見直しに向けて検討を行う。 の構成会社トロビカルテクノセンターの代表者については到底しを行い、早成18年12月をもって知事は退任している。	【平成17年5月17日付沖縄県公 報第3357号 P 40】 ②無		措置を課じたといえる。 丁丁Cについても、現在に 知事は代表取締役の地位に はない。 しかし、措置を課じるま での時間が長すぎる。
:3	【新座業振興課】	11 研究開発への180%補助は、委託研究への転換などの見直 しを検討することが望ましい。	2-78	有	○TTCにおける研究開発推進のあり 力について、効果的な実施及び研究成 果の帰属を含かて検討する。 ②研究開発への支援とついては委託事 業も採用し、事業成果は委託者に帰属 することとしている。	【平成17年5月17日付沖縄県公報第3357号P40】 ②無		措置を講じたといえる。 しかし、TTCについい は、具体的な検討状況が らかでない。検討に要する 時間が長すぎる。

悉	項目		報告書の	措置の	措置を謀じた	と場合	措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成2
号	【所管課】	指摘・意見の内容	ページ数		講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	2年度包括外部監査人によ る評価
28	【陈吉保健福祉課】	3 利子権助については、借り換え等により、念記の見重し等も可能にする必要がある。①社会補袖医療事業団資金借入金利子補給金			当該事業は、日14年度から新規は、 相助対象としていない、そのため、 り換え等を行うと対象がとなる。 しかし、現在、相応者等の相助率や補 助下限額の見度し等を行っており、平成 221年度交行からまがしい。 正成21年度交行を行う予定である。【平成21年5 月22日本後(号外第19号)】 平成21年度、月相助対象を10万円と り30万円以上、相助率を2/3から3/5に 月虚し、蘇州を平成23年度と設定して いる。		・当様率鉄は、日14年度 から新規は補助対象としていない。そのため、借り換 でいない。そのため、借り換 え等を行うと対象外とな る。	排礎を謀じたといえる。
29	慶林水産部 【糖巣農産課】	1 泰字権填の補助金額の算定方法(配分方法)には、経営努力 を使す工夫が必要である。①合みつ糠挺興対策費補助金	2-81	有	平成15年度より、含みつ精製造事業者 の自主努力が反映されるような算定方 法となるよう措置した。	有		特麗を誰じたといえる。
30	【農村整備課】	2 施設の整備等は、計画政策で長期的な維持コストも試算し 事業完了後もその利用状況を把握する必要がある。①農業集落排 水工事・・・下水道施設、農村装集部水配設、合併排水施設の総 持費の比較保持を行った上で、設備の選択を行う必要がある。② 角材総合整備章集、③動山村展集等対策事業・・・整備後の利 用状況を調査し、問題があれば指導監督し、有効利用を促進して いくべきである。	2-82		①・本事業の施設計画は、供用後の維 持管理コストも考慮したものとなって いる。 事業地区完了後は毎年度後続状 祝園金を実施しており、接続率の低い 地区については、原業集落排水促造進 務会議。博を指用し指導を行ってい	有		情觀を課じたといえる。
	【行づくり計画課】				る。 ②・本事業の施設計画は、供用後の維 均管理コストも考慮したものとなって、 いる。元度20年度から利用状況の関番 を官制的に事施しており、より一層の ③事業完了の評価については、完了後 5年間まで利力状況を発していては、第一 5年間まで利力状況を発動があり、計画未達成地区については改善指 場を行っている。			

8	項目		報告書の	措置の	措置を講じた	- 場合	措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成2
	【所管課】	指摘・意見の内容	ベージ数	有無	譚じた指置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	2年度包括外部監査人にJ る評価
		1 補助金額の第定方社に合憲性が乏しいものに見恵す必要がある。 の心の事業者小規模作業所相助金、②本縄県身体障害者等社 会活動権進事業相助金	2-79 2-80		の細郎企育定の東東となる可能を算定していません。 を開いていません。 他間の相談のは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、			本色について、コメント すらい、剥や書では、両途 すらい、剥や書では、両途 と変動に分ける方式を繋 して出しているが、興は、 れに直接回答していない。 検討縁果がどうなったのか を尋ねるか。
[E \$		2 補助対象者の要件(所得制限)を見底す必要がある。①乳効 児医療費助成事業補助金	2-80		補助金交付要欄を改正し、平成19年 10月1日より児童手当法に準した所得 制限を助成要件に加えた。【平成20年 月23日公職(号外第22号)、補助金 交付要額を改正し、平成19年10月1日 より児童手当に補した所得制限を助 成要件に加えた。	有		情優を講じたといえる。 しかし、情優を講じるま の期間が長すぎる。

平成16年度 措置状況一覧表 重要落港である中城湾港を中心とする沖縄県港湾・埋立事業の財務に関する事務の執行及び事業の管理状況について

番	項目		報告書の	措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	平成22年度包括外部監查
号	【所管課】	指摘・意見の内容	ページ数	の有 無	講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	人による評価
3 3	企業立地推進]	(3) 土地の船分計画を促進していくためには、①製造業以外の産業等の要数も含めた積極的優遇策を積極的にまするべきであり、さらに②韓国、台湾、香港等の外国企業を誘致するための積極的な優適相置も講するべきでき	1-39	1	投資環境の改善については制度改善や税制要求 等、これまで圏に要望を行っているところであ る。 台湾、中国、香港においては、沖縄県産業振	【平成18 年5月16日 付沖縄県公 報第3455号 P18】【平 成20年5月 23日付神 第3公報号外 第22号 P		構置を講じたといえる
4	企業立地推進]	(4) 質貸工場の増設の必要性と効果について疑問があり、賃貸工場の増設 については事前の十分な需要把握が必要であり、明確に需要が見込めるまで は当面中止すべきである。		有	H21年度事業であるサポーティング産業務委員 賃貸工場施設にさきがけ、工業連合会を通じ需 要の確認を行った。(平成21年度)	有 【平成18年 5月16日付 沖縄県公頼 第3455号 P 19】【平成 20年5月23	1	措置を課じたといえる ただ、意無を出まれて も4か年も無線をあわれていなかったとすれば りません。 題がある。
				TOTAL SECTION AND ADDRESS OF THE PARTY OF TH		日公司 日公司 日公司 日公司 日公司 日公司 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本		
						-		

平成16年度 措置状況一覧表 重要満港である中娘湾港を中心とする沖縄県港湾・埋立事業の財務に関する事務の執行及び事業の管理状況について

項目		報告書の	措置	措置を講じた場合		措置を誰じていない場合	平成22年度包括外部數型
号 【所管課】	指摘・意見の内容	ページ数	の有 無	講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を謀じていない理由	人による評価
1 中城衛德爾維姆区 における治傳 立事業 【挫濟額】		1-28~	有	○中級常務所達地区の近る頭は、コンテナ資 物を主として取り費から原として管備を進めまい がもが、北部及び泊地が大整備となったにより利 用できない状況にある。企業の近極で進りが 投資物金の増加を図ったの、関係採開と多れり、 ののでは、東本の大学を表生するコンテナ列 用を会かを表生が自然のである。 のでは、東本の大学を表生するコンテナ列 用を会かを表生が、歴上輸送更から発生するコンテナ列 用を会かを表生が、歴上輸送更から見したこと質 用を会を成くされ、歴上輸送更かり地により、 中間かの原因とない。 中間かの原因とない。 中間かの原因とない。 中間かの原因とない。 では、東本の大学はよび特別自由である。 は、東本の大学学をのは自由である。 では、また、中級情報への企業はもの改支発をより カリコンテナ資物等の出自自覚を被していまり が、また、中級情報への定義はもの改支発をより 第3歳として、また、中級情報への定義とを決す 第3歳として、また、中級情報のない。 は、日本の大学学を表し、 は、日本の大学学を表し、 は、日本の大学学を表し、 は、日本の大学学を表し、 は、日本の大学学を表し、 は、日本の大学学を表し、 は、日本の大学学を表し、 は、日本の大学学を表し、 は、日本の大学学を表し、 は、日本の大学学を表し、 は、日本の大学学を表し、 は、日本の大学学を表し、 は、日本の大学学を表し、 は、日本の大学学を表し、 は、日本の大学学を表し、 は、日本の大学学を表し、 は、日本の大学学を表し、 は、日本の大学学を表し、 は、日本の大学学を表し、 は、日本の大学学学を表し、 は、日本の大学学学を表し、 は、日本の大学学学学を表し、 は、日本の大学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学	K		措置を排じたい、注 ©については、具体が 行動がみえない、ただ、 反の内容が場合である め、沖縄県が措置を譲じ いないとまではいえない
2	(2) 新港地区には、中域海港(新港地区)整備事業特別会計と中級湾港 (新港地区) 臨停部に地流成事業物別会計の二つの物別会計が設けられているが、この物別会計が経営を表という位置づけから他立実操作が求められているが、のの物別会計が表されているが、ののかりの事性を必須によいて特別会計をは、アラン・ト等を作成ティさった。ナインの、カーシャン・カー・リー・サステにより一般会計及は発酵・大きで、サインの大きでは、アート・サストン・カー・リー・サストン・カー・リー・サストン・カー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー		無			当該特別会計は、能方公公公公 業法を適用する事業で計算を 表決を当まりませます。 技術特象、パランスンがたな会 技術特象、パランスンがたな会 は、1000年の場大化等がある。 新度のは現今性の人を等がある。 が最近に増加会性がある。 がある。 現在した人員のある。 現在した人員のある。 現在した人員のある。 現在した人員のある。 現在していたの場大とのは、 の場大の場大の場大のは、 を会していたのでは、 の場大のは、 の場大のでは、 の場大のでは、 の場大のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	を ない

項目	投辦,會見の协会	報告書の	措置	措置を譲じた場合		措置を講じていない場合	平成22年度包括外部監3
【所管課】	指摘・意見の内容	ページ数	の有 無	謀じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	人による評価
	(2) 県債の機上債適により利息負担部分を節約すべきである。	1-5 1-65	有	平成15年度の置査結果を受けて、平成17年度 126億年400万円、平成18年度に43億100万円の結 上價運を行った。 平成開業額を上回る土地外払代があ おば、適時かつ適切に繰上價運を行い、利息負 程の軽減を関りたい。	無		措置を講じたといえる。
泡瀬マリンシ ディー (港湾・埋 文事楽) 【港湾課】	(1) 現計画における「梅洋性レクレーション既点」「国際交流リゾート表点」が成の根拠が明確でなく、また需要予測が甘い、当物でさるを得ない。また、事実制画未完結集的であり、このような状況であり1億円の参り変を投ずべきか引き続いて検討する必要があり、場合によっては事業的勢の数本的な変更や見直しも必要であると考える。	1-76	有	沖縄市長は平成19年12月に「区域についての 土地利用計画見直しを印象に推進を表明した。 与該表明を急に、市は土地利用計画の見した。 号が平成22年3月沖縄担当大臣へ報告し、「承お 持られたところである。 沖縄県としては、今後、市において策定され 大地利用列電を基に、港海計画や埋立免許 等の変更手続き行っていく予定である。	5		措置を課じたといえる。 ただし、需要にいましたのにつさて指摘された点が成分がであり、 がある。 がある。 がある。
	(2) 治瀬マリンシティーは、本格的な事業開始には至っていないが、事実の財源として高度を行うことから、一令後の処分状況即何にとっては、新市社区、画館、与頭をリンタウンと四酸の酸しい対路状況に向から可能性が上分配に当れることから、コスト意識を持った財務分析と情報開示を十分に行う必要がある。	4	有	今回の土地利用計画の見底しにおいて、県が 民間に直接発却する土地は無い計画となってい 。 現は民間の土地間人者が決定した後、国から 土地を購入し、地程改換を守わたうえで、 離市に売却し、沖縄市が民間へ先却する予定で 事業の実施に当たっては、今後も効率的な運 用に努めていきたい。			持確を課じたとは評価を課じたとは評価を課じたとは評価を課じたとは評価を課題を必要を決定を認定する場合を必要をあってはならないといの理解もあるとと、輸金に対しています。 のであるるとないといの理解を表されていません。 事業を必要をとないといの理解を表されていません。 事業を必要をとないました。 事業のである。 ないまないました。 のである。 ないまないました。 のである。 をはないまないました。 のである。 をはないまないました。 のである。 をはないまないました。 のである。 をはないまないました。 のである。 をはないまないました。 のである。 をはないまないました。 のである。 のでる。 のである。 のでな。 のである。 のである。 のである。 のである。 のである。 のである。 のである。 のである。 のである。 のである。 のである。 のである。 のである。 のでる。 のである。 ので。 のでる。 のでる

平成16年度 措置状況一覧表 重要消継である中址消継を中心とする沖縄県港湾・埋立事業の財務に関する事務の執行及び事業の管理状況について

番	項目		報告書の	措置	措置を講じた場合		推價を講じていない場合	平成22年度包括外部監査
易	【所管課】	指摘・意見の内容	ページ数	の有無	講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	人による評価
	【企業立地推進 觀】	(5) 質賞契の報付方法について、現在の金額前納制度を廃止し、 保 力的な 使用料做収方法に変更すべきである。	1-4 1-48	有	平成16年度までは賃貸工場の使用料を1年原金総金約としてきた3・平成17年3月30日付けで「使用許可期間及び使用料機収に関する場面と設定を18年2日で16年3月3日付けで16年3日で16年3月7日で16年3月7日で16年3日で16年3月7日で16年3日で16年3日で16年	有【平成18年 5月16日付 沖縄県公長5月月8 1月18日 第3455号P 120年5月23 日付年5月23 日付報号外第 22号P10】		措置を課じたといえる。
	【企業立地推進 課】	(6) 新港地区埋立地の有効活用方法の一提業としてエコタウン構態等があ けられる。	1-4 1-49	有	新港地区内の都市機能用地に関しては、住宅 用地としての土地利用の可能性を検討し、平成 19年度に土地利用機対薬を多託実施したころ住宅用地としての活用は困難であるという前 能に至った。しかし、その後、都市機能用地に 内閣所からの補助を受けて1丁(情報技術)関 速企業の一大類便域である。1沖縄1丁森県 バーク」を平成20年度より建設している。	有 【平成19年 5月18日付 神外殊第二 下 161 下 172 下 161 下 173 下	-	措置を譲じたといえる。 包紹外部監査の意見の機 目が生かされた事例といえ る。
7	西原・与那原マリンクウン 「港湾珠】	(1) マリンタウンプロジェクトについても、損益計算書、貸借対照表、 キャッシュフロー計算書の作成が必要である。	1-5 1-61	無			当該を対象を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	きない。 意見の概言は、公共的なっ 意見の概言は、場合で効率に 時を施定学ない。 を対しても、 を対しても、 を対しても、 を対しても、 を対しても、 を検索への必要 をを検索への必要 をを検索といるとさき性やニストー を表しても、 を表して、 をまた、 を表して、 をまた、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 をまた、 を表して、 をまた、 をまた、 をまた、 をまた、 をまた、 をまた、 をまた、 をまた

番項目		報告書の	推置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	平成22年度包括外部監查
号 【所管課】	指摘・意見の内容	ページ数		講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	人による評価
13 【用地額】	(2) 漁業補償のあり方について、港商、埋立事業のために漁業情値交渉を して補債費を支出していることは直ちに違法とは解されないが、補債報算 政策的配慮から加算したのなら、そのとおりに限明すべきであり、辻楼 合わせの内容成偽の漁業権取や漁費商を記載するのは違法である。 また、漁業協同組合化活の漁業権の労強及で事後的な損失補償による解決方法と、漁業法 39条の知事による漁業権の消滅及で事後的な損失補償による解決方法をリ ンタさせた新たなルール作りが必要である。		無				きない (20年) を発表しています。 (20年) 外形態金の意見のよう。 (20年) 外形態金の意見による違いによる。 (20年) 外形態金の意見による。 (20年) 外形 (20年) 外形 (20年) 外形 (20年) 外形 (20年) (20

平成16年度 措置状況一覧表 重要湾港である中娘湾港を中心とする沖縄県港湾・埋立事業の財務に関する事務の執行及び事業の管理状況について

盤 項目		数体業の	措置	措置を講じた場合	THE RESIDENCE OF THE PERSON	措置を講じていない場合	平成22年度包括外部監査
号 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	の有無	護じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	人による評価
	(1) 那覇機衛管理組合は一部事務組合であるが、事業費の6割を異が負担することになっており、県は平成15年、同10年度は年間約11億円も負金を、企業の無知限ニンデナターミナル運営事業構想、前路を現地区の埋立。事業等の巨大プロジェクトを計画しており、今後より一層の負担金を負うとが認定と、実が環境的に影響操管理組合の経営に関与するとともに、経営、次化を能えずチェックする必要がある。	1-87		那覇雅管理解合の股立に伴う協定書第5条の 第3項規定に基づき、実は「神海整備の年度 計画及び帰う事に関すると」の協議を行う こととなっており、今後とも、これに基づき管 理解合の経営状況をゲェックを行っていく。	有	Aut. Ali: Add to Alia Aut.) Su processor con	排置を練じたとは評価で をない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。
	(1) 中級マリンタウンの平成12年の県債の償還について、換上償還を適時かつ選別に実施していれば、最大で約4,000万円の利息を節約することができたと考えられる。 従って、施上償還のタイミングについては、担当部署が道時に償還計画を立てて、財務額と運携し、最短で繰上償還が可能となる仕組み作りを早急に構築することが望まれる。		有	平成16年度の整套結果を受けて、平成17年度 に6億6,400万円、平成18年度に43億100万円の制 上債運を行った。 今後も、定期債運額を上回る土地売払代があ れば、適時かつ適切に帰上債運を行い、利息負 担の軽減を図りたい。			措置を講じたといえる。

番	項目	CONTROL OF THE CONTRO	報告書の	措置	措置を講じた場合	MINDS NEEDS OF	措置を講じていない場合	平成22年度包括外部監査
- 15	【所管課】	指摘・意見の内容	ペニジ数	の有無	藤じた推慢の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	人による評価
16	[港商裝]	(2) 港湾審議会の店性化・・・現行の審議会のあり方は、重要事項の審議が不十分。人員の独立性、専門性の強化、審職内容について、より探算性、経済性の視点を入れるべき。		有	・	H		推修 の
177	【土木企阙粿】	(3) 独立委員会等の役置・・・一定規模以上の事業を対象に事業評価基準の作成、評価、公表など。	1 1-6 1-125	無			本件は、 本件は、 を では、 では、 を では、 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 を のでいる。 のでいる。 を のでいる。 を のでいる。 を のでいる。 を のでいる。 を のでいる。 を のでいる。 を のでいる。 を のでいる。 ので、 のでいる。 のでいる。 のでいる。 のでいる。 のでいる。 のでいる。 のでい。 のでいる。 のでいる。 のでいる。 のでいる。 のでいる。 のでいる。 のでいる。 のでいる。 のでいる。 のでいる。 のでいる。 のでいる。 のでいる。 のでい。 のでい。 のでい。 のでい。 のでい。 のでい。 のでいる。 のでい。 のでい。 のでいる。 のでい。 のでい。 のでい。 のでい。 のでい。 のでい。 のでい。 のでい。 のでいる。 のでいる。 のでい。 のでい。 ので、 のでい。 のでい。 のでい。 のでい。 ので、 のでい。 のでい。 のでい。 のでい。 のでい。 のでい。 のでい。 のでい。 のでい。 のでい。 のでい。 のでい。 のでい。 のでい。 ので、 のでい。 のでい。 のでい。 のでい。 ので、 のでい。 のでい。 のでい。 のでい。 のでい。 のでい。 のでい。 のでい。 のでい。 のでい。 のでい。 のでい。 ので、 ので、 のでい。 のでい。 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、	ただ、「措置を講じるま での期間が長すぎないか。

平成16年度 措置状況一覧表 重要商港である中娘湾港を中心とする神飆県港湾・埋立事業の財務に関する事務の執行及び事業の管理状況について

番	項目		報告書の	措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	平成22年度包括外部監査
号	【所管課】	指摘・意見の内容	ページ数	の有無	講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	一 人による評価
14	【士木企画製】	(3) 実際の入札に関する資料を基礎にして、①予定価格に対する落れ価格の非維率と同機体に対する依託以下入札価格の名類権の関係、②離未満者以外の入札価格の合金状に持かたら時間に、改合の値、を持たさるを持ない。 東低制度価格及が予定価格の研示が、酸合の値束になっている可能性が 開い、そこで、この機能制限価格と予定価格の研示について再検制する必要があると考える。	1-118	有	最低制限係は、公共工事の適定及立品質・施 類似機、建設業の経営金融の確定されていません。 は受性の動物を促出場けるというには、「公会共工事及び契約 数に適正化化の登場というには、「公会共工事及び契約 を確認正化化の登場というには、「公会共工事及び契約 を確認正化化の登場を持ている。 の連絡のため必要である。 は、「公会共工学者を対象の連絡のため必要である。 は、「公会共工学者を対象の連絡のため必要である。 よりす予定価格の別等がある。 は、「公会共工学者を対象の連絡のため必要である。 は、「公会共工学者を対象の連絡のため必要である。 は、「公会共工学者を対象のである。 を担まれている。 は、「公会共工学者を対象のである。 を担まれている。 を担まれている。 を対象のである。 は、「公会共工学者を対象のである。 を、を、を、を、を、を、を、を、を、を、を、を、を、を、を、を、を、を、を、		COAL TO BROWN SHE SUPPLY OF THE STATE OF THE	措置を講じたといえる。
1	について事情の変	(1) 貿易振興マスタープランの見面しの必要性・・・平成6年3月作成の 関査報告書では、10年後に見直す旨別言。関査委員会を発足させて、従来 の計画の検証及び見面しを平急に行うべき時期である。	1-6 1-124	有	平成10年3月に幹別自由貿易地域削度が治剤化 が特別自由貿易地域指定されるなインスタール が特別自由貿易地域指定されるなインスター プランの目標は単成とおよりなインスター で、アリーに自身別の域域に関する高流策について で、中編起製物が開催がにある。 では、中編起製物が開催がにある。 が開発製物が開催がにある。 が開発製物が開催がにある。 が開発製物が開催が、100年度は用限がの機 備や使用料の低減、物質支援事業に別え、特別 自由貿易地域が現時、100年度は用限が300 備や使用料の低減、物質支援事業に別え、特別 を対象が表現が、100年度は用限が300 にある。 では、100年度に関係が、100年度に関係がある。 では、100年度に関係が、100年度に関係が、100年度に関係をは、100年度に関係が、100年度に	【平成18年 5月16日付 沖縄県公報 第3455号P 19】【平成 20年5月23 日付沖縄県 公報号外第		措置を講じたといえる。

別組	
€ 12	
	_

恶	項目		報告書の	措置			措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年	
易	【所管課】	指摘・意見の内容	ページ数	の有 無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	度包括外部整査人による評価	
	(明) 在城门 业器情大学 里,见立芸情大学	(1) 具立義修大学という――の事業体の収交状況を遵切に把握し、その活動が代を把握するために同大学を――の会計単位とす。 べきである。 ――のの会計単位とすることによって、経営責任の明確化、コント意識の偏差を関ることができ、安泉な一般対談からの補填を防ぐことができる。	2-3 2-34~	**		無	【H18.5.18公報(第3455号)】 沖縄県行財政改革プラン(平成18年 3月策定)において、大学の活性 化、地域社会の要請に応えられる人 材の育成に向け大学のあり方を検討	を発えるできない。 を受けています。 をは受けて大きない。 もは、強しない。 もは、強しない。 もは、強しない。 もは、強しない。 もな、 もない。 もない。 もない。 もな、 もな、 もな、 もな、 もな、 もな、 もな、 もな、	

平成16年度 措置状況一覧表 重要高継である中城高港を中心とする沖縄県港湾・埋立事業の財務に関する事務の執行及び事業の管理状況について

28	項目	指摘・意見の内容	報告書0	措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	
号	【所管課】		報告書の	の有 無	講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
18		(4) 人事ローテーションの工夫による専門性の向上・・・県財政に重要な影響を及ぼす重要事業に関しては長期間の勤務を命じる(処遇もそれなりに蒙選する)。	1-6 1-126	有	の人事無関いる場合の選挙を表示のは、 現場の主義をものは複数を存在し、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は			排層を講じたといえる。 選用の効用の検証をい 行うかを今から計画に書 込むことが必要ではない

H16年度 措置状況一覧表 沖縄県立大学等の経営管理状況について

44 項目		報告書の	措置	推倒を謙じた場合	ilin (SH)	措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年
号 【所管課】	指摘・意見の内容	ページ数		講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	度包括外部監査人による評価
	(4) 人件費のなかの①管理機挙当について、本来は管理機という職務に対する手当であるにもかからもず、未人の給料月棚の何パーセントという支給になっているのは不合理である。②動物型当について、成件処分、総件が、場所を分を受ける場合となるとになっているのも不合理である。③取務段階別の加算措置について、行政職では主任(4級−6号以上)以上になされておが、加算の検乳が不明である。以上の①~③について検討して見直すべきである。	2-3 2-38~	一部	[118.6.16公報(第3455号)] 管理理事当については、人事委員会報告においても、 管理理の職務・職責を始めに反映できるよう定額制への終行を検討する必要があると報告されているため、 これらを確まえ検討する。 【その後の状況等】 管理題手当については、管理職の職務・職責を傾的に 反映できるよう、平成19年度から定額制に移行している。	一部有	で検討したい。 【#21.5.22公報(号外第19号)】 後「指摘・意見の内容」(1)に対する「措置を課じていない理由等」の中段を参照。法人化足送り、その理由等が記載されている。 【その後の状況等】 大学の独立行政法人化見送りによ	管理験手当に関しては、指置を講じたといえる。ただ、改響までに時間がかかりすぎている。 それ以外に呼ばできない。 は指数を構造したとはない。 改等に向けてきないというのでは、指数したと言かれているかっては、社優しない。 大田東山 大田
5	(5) 年間15億円の一般財源が投入され、また、建設コストを考慮した学生一人当たり一般財源投入額は4年間で約1,100万円に連ずるが、これだけの税金を投入して東立大学を運営し、沖縄の否め、後では、コスト間域による場本に及び基本業の機能による。まずは、コスト間域による動本に及び成本業の機能による収入アップ策、授業料の受益者負担を理由とする値上げ等を検討すべきである。		無		無	【田3.5.16公室等(第3456号)連。 は 3456号)連。 3456号)	卒業生の追跡制金を行って、 ないの不用性なを限りてるので改 大学のの用性にを提りてるので改 方か、側定できないものにはない あうか。側定で基本のとめにはない を呼びない。

H16年度 措置状況一覧表 沖縄県立大学等の経営管理状況について

番項目		報告書の	措置	推置を講じた場合	rijeri)	措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年
号 【所管課】	指摘・意見の内容	ベージ数			公表の 有無	措置を講じていない理由	度包括外部監査人による評価
2	(2) 県立芸術大学において、現金主義会計ではなく、発生主義に基づく権式機能を終入し、損益計算書等に基づく財務分析を行ったが、では、対象計算書のといって資用対象を評価するツールとしての評価基準に基づき、事前評価、事後評価を行うための「公共サービス評価検討委員会」(仮称)を設置すべきである。	2-3 2-34~	無		##	旧18.5、16公報(第34555) 東立大学会と、 東立大学会と、 東立大学会と、 東立大学会と、 東立大学会と、 東立大学会と、 東立大学会と、 東立大学会と、 東立大学会と、 東立大学会と、 東立大学会と、 東立大学会と、 東立大学会と、 東立大学会と、 東立大学会と、 東立大学会と、 東立大学会と、 東京大学会と 東京大学会 東京大	果立大学は公共を協力・ を提供する役割を連絡する役割を連接 が、その一方 7 零率 2 である が、その一方 7 零率 2 である がには、 2 での 3 である がには、 3 である ・ 3 等差を評価し、 改善 ・ 5 である ・ 5 である ・ 7 である ・ 8 である ・ 7 である ・ 8 である ・ 7 である ・ 8 である ・ 7 である ・ 8 である ・ 7 である 7 で 7 でる 7 でる 7 でる 7 でる 7 でる 7 でる 7 でる 7 でる 7 でる
3	(3) 私立大学及び国立大学と比較しても人件費の割合が71.7 パーセントと異常に高いことから、異立希護大学との統合による 機関、教員の削減効果、及び独立行政佐人化による人件費の見能 しを図るべきである。	2-3 2-36~	一有	【田思.5.16公權(第3465号)】 県立芸術大学の人件費は、各専門分野に関する細かな。 材料日の選供、金の網かな技術活動等を伴う技術系大学 の物性から、他大学に比べ調査な傾向があるが、厳し い刻或状況等を議主、人での郵金度の必要があると 考える。 人件費の削減については、大学の自主的な取り組みに 人とみ非常調節の報酬見直とを実施しており、平成23 年度からの施行を予定している。		設置予定の「県立大学改革検討委員 会」により調査検討する。 [120.5.23公報(号外第22号)] 県立署護大学との総合については、 平成21年4月の独立行政法人化に向 けた成り組みを行っている。 [121.5.22公報(号外第19号)] ※ 指籍施美良の内容」(1)に対	評価できない。 人件費を他の芸術系公立大学 と比較することは、ペンチマー ク分析として評価できる。 し、人件費以外にも輩良数、職 員構成等の人材予資源に関する情 報等もペンチマー 歴史と、経常の機全性を検証す

H16年度 措置状況一覧表 沖縄県立大学等の経営管理状況について

据 項目		報告書の	措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年
号【所管課】	指摘・意見の内容	ページ数	の有 無	謙じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	度包括外部監査人による評価
8	(8)公有財産である県立芸術大学の施設について、専門家のアドバイスを受けながら、継続的、計画的な管理体制を確立する事が急務である。	2-4 2-44~	有	[318.5.16公験 (第3455号)] 超数管理については、管理委託を含か、担当職員が推 持・管理のための点像、修締を継続的に行っており、 今後とも適時、適切に維持管理を実施する。 【その後の状況等] ・平成21年度から技術職の再任用職員を配置し、その 専門知職も十分に活用のうえ推持・管理のための点 後、修練等を通り、送がに実施している。 ・ 截しい予算のなかで滞っていた旋旋の整備、改修等 については、平窓20~22年にかけて、保持対策臨時 交付金を活用のうえ全額国費により実施している。	有		措置を講じたといえる。
	*						
							-
9	(9) 工事請負契約について、随意契約について相見稽の意義が	2-4	有	【H18, 5, 16公報(第3455号)】	有		措置を講じたとは評価できな
	形核化しており、金額基準により相見機業者敷を均隔させて多く する等自主ルールを設けてコスト 営職を持たせからをかある。 変形契約について、ほぼ予定体体に近い金額で88パーセント以 上の高い確率で称礼されている参の点からして、指を競争人形 度において、競争所理が傷いているのか、数合が行われているの ではないかという疑問がある。 そこで、談合防止のための諸施策を再検討する必要がある。	2-46~		・随意契約できる工事請負費の核行とあたっては、沖縄県財務規則に則って公平公正に実施する中で、迅速性、効率性を崩壊に見積もりを使する業者敷を設定していく。 ・委託費の指名監外、抵抗して行っていた規範明を領別に行うか、書類送付による説明に改める等を検討する。 ・西意製約できる工事請負責の執行にあたっては、コスト解域に配慮すべく必要に応じて見積りり数を考慮している。 ・委託費の指名監令人私の執行については、一括して行っていた支援を削り、			い。 工事精負費については、自主 ルールの設定を包括外部整確人 は求めるいるのであり、それを 採用しないのなら、その理由を 明示すべきである。

H16年度 措置状況一覧表 沖縄県立大学等の経営管理状況について

番 項目 号 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置 の有 無	措置を講じた場合	措置を講じていない場合	一 措置状況等に対する学成と2年
				講じた措置の具体的内容 公表の 措置を講じていない	ク 措置を講じていない理由	
	(6) 東立葉特大学の施設整備に関して約964億円の具債が発行され、平成18年度までに20億円が譲渡されて残粛は44億円となっている。そして、開学から平成15年度までに13億円の具億利子が支払われている。この具像について、安い利率への借り幾え登録をしたところ、約46億円の金利負担の軽減できた可能性がある。後つて、側度上可能な限り借り換えを実施して金利負担の軽減を図る必要がある。	2-3 2-4 2-41	無	## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	【明8.5.日公報 (第3:455号) 博り強大財政の対象となっている平 原令年度発行の2つの具度は、旧大橋 省資金加州の現政を通常強分から 5.借り入れた政府資金である。当情 入分については、平成15年度の財政 投船資改革後も、借り換えによる繰 た償還が開走。提助られていないた もの後の大阪・ 生の変の状態。 信り換えの実施は難しい。 その後の大阪・ との変の大阪・ もいため、行っていない。	包括外部監査の意見も「制度 上可能な限り」と留保を付して いる以上、措置をしないこと
	(ア) 図書の管理について、収慮の書に関する情報を展現に広く 提供して、図書列用を高める工夫が必要である。また、彫刻等の 表帯作品等が地下倉庫に多板化管されているが、これらの収譲品 についても展示会を多く開催する等して活用すべきである。		無	**************************************	【田18.5.16公園(第3265号) ・大学図書館の受事管理に限して は、神縄、財務、大学の関係を通常を 類は、中縄、財務、大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大	指置を講じたとは評価できな

B16年度 措置状況一覧表 沖縄県立大学等の経営管理状況について

· 項目		報告書の	排置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年
^要 【所 管課 】	指摘・意見の内容	ページ数	の有無	講じた措置の具体的内容 ²	公表の 有無	措置を講じていない理由	度包括外部監査人による評価
13	(3) 東立大学には、年頃的7億円の一般財源である現金が投入されている。また、平成18年度の銀配マルトを考慮した学生一人当たりの一般財源投入額は約750万円に達する。これだけの税金を投入して、沖縄県の医療、福祉サービスを担う者譲縮という人材育成事業を行うことの是非を検討する必要がある。		**			扇しよ駅である本販においては、 地域医療を支える質の高い香機機 地域医療を支える質の高い香機機 の養成に県が取組むのは不可欠なこ である。 一般財源の投入については、毎年 度の予算網級及び予算軟行の面で見 直しを行い、経費の節線に努めてい る。	抽象的な政策性を理由に、採 算性・事業性の判断を避けるの は不当である。一方、経費削減 だけを強調するのも、サービス
14	(4) 工事請負契約について、競争入札によるという原則を摘ま えて、例外としての随意契約の適用要件は厳格になされるべきで ある。また、随意契約による場合でも相見積が形骸化しないよう に自主ルールとして金額基準に比例して3社以上に増やすべきであ る。		有			自主ルールは作成していないが、 コスト管理を高めるために、優終、 業種等により見積業者数を2社以上 とするように努める。	措置を課じたとは評価できない。 (努める。」というだけでは、客製性がない。自主ルール を作るべきである。
15 州立農業大学校 『県立農業大学 校』	(1) 典立大学という一つの事業体の収支の状況を適切に把握し、その活動状況を評価して、経営責任を明確化、コスト意識を高揚させるためにも黒立農業大学校を一つの会計単位とすべきである。	2-6 2-99	<u>₩</u>	**		は、平成18年に策定した「沖縄県立農業大学校改革プラン」に基づ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	い。 報費制能な対象では、サービス等には、サービスになり、 を検討しているでは、サービスにない。 サービスになりで、要素が関係しているでは、サービスになり、 サービスになり、 サービスになり、 サービスになり、 サービスになり、 サービスになり、 サービスになり、 サービスになり、 サービスになり、 サービスになり、 サービスには、

H16年度 措置状況一覧表 沖縄県立大学等の経営管理状況について

番	項目		報告書の	措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年
号	【所管課】	指摘・意見の内容	ページ数	の有無	講じた措置の具体的内容 ²	公表の 有無	措置を講じていない理由	度包括外部監査人による評価
10	1999 1 3 4 1 A 4 2 A 4 2 A 4 4 A 4 4 A 4 4 A 4 A 4 A	(10) 整学の精神を踏まえた、例えば、武道学科設置等、新たな専攻駅の設置も含めた県立芸術大学のあり方を修訂すべき時期、外部委員も入れたワーキンクグループを早急に立ち上げるべきである。	2-4 2-48	**		無	Hill 8、5.16公職 (第2455号)] 11200、5.23公職 (号外第225号)] 11200、5.23公職 (号外第225号)] 11200、5.23公職 (号外第225号)] 11200、5.23公職 (号外第225号)] 11200、5.23公職 (号外部 (号)	
11)	具立看護大学 【県立看護大学】	(1) 真立看護大学の会計は、一般会計に取り込まれており、大学独自の譲、歳出の状況が把鍵できない状況にある。しかし、とれては超線大としての経営機が欠如し、コスト意識の欠如を生み出している。 そこで、経営責任の明確化、コスト意識高級のために、県立看護大学を一つの会計単位と扱うべきである。その上で、県立看護大学も独立行政法人化すべきである。	2-5 2-69	#			県立看護大学を一つの会計単位と することは、大学を拡入化するので ま現ませていく予定だったが拡大化 は先送りになった。 大学としては経費節減等職員の意 物流人化が必定していくとともに、大学と が生くがとともに、大学と 後とも法人化について関係者の選解 を得るように努めていく。	い。 行財政改革プランとの整合性 をとりつつ、組織のあり方につ いて評価することが今後の課題 である。これは、大学自体別 定権限をもっていない事項であ
12		(2) 県立省議大学は、従来の官庁会計による現金主義の単式権 配により会計処理されているために、正確なコスト負担額を計算 することは不能となっている。 そこで、発生主義による複式権記方式を採用すべきである。そ して、現金は背幕の赤字について、費用対効果を評価するツール としての公共サービスの評価法部を作成して、予算股階での事前 財価、決算不能保険所での事後所を実施する数更ある。こ のツールである評価法準の作成のために「公共サービス評価検討委員会」等の設備について検討すべきである。	2-69	無			発生主義による模式簿記方式の導 人については、法人化が先送りにな り実現できないこととなり、会計に ついては徳前の予算・決算体制でい 。「公共サービス評価検討委員会」 の設置については主管課と觀差して いく。	い。 県立看護大学は公共的なサー ビスを提供する役割を担ってい るが、その一方で、業務の進め 方には採算性や効率性が求めら

H16年度 措置状況一覧表 沖縄県立大学等の経営管理状況について

※ 項目		報告書の	措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年
号 【所管課】	指摘・意見の内容	ページ教	の有無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を躊じていない理由	度包括外部監査人による評価
19	(5) 大学校の建物、施設、設備の管理、修繕、精修に関しては、土木店総設整設選等との連禁による専門的資理を行う等しは、土木店総設整設選等との連禁による転動した解析的かつ計画的な有効管理、利用が必要である。	2-6 2-103	有	施設の建築や修繕・輔修については、土水建築部及 び農林水産級機センター農林水産発開等の関係部署 の選係はり実施している。 農業大学校では、教育様、学生祭、現場営金など総 設の老朽化作り 規特管理費の捻出が遅至より 変の老朽化作り 規特管理費の捻出が遅まして なっていることから、日頃より点検を実施し、適正な 管理に努めている。			情優を譲じたといえる。しか しな、公表がいまだになされてい ない点は、県民によるを設備能 の確保という観点から問題であ る。早急に公表すべきである。
20	(6) 農業大学校の乾職率向上のためには、卒業生の乾農支援体制をより強化する必要があり、関係各機関の協力体制、ネットワークの構築が必要である。また、既存の認定農業者制度を活用したり、農業を自会学はよる農田総の利用の集積の支援(土地ベンク制度)を活用する等の工夫が必要である。	2-6 2-104~	有	農業大学校の放農率の向上については、農業改良普及センター、農業会議、JA等限係機能と連携した飲 原支提及び農業生産法人等を祀いた年2回の放農相談 会の開催など、必要な対策を輩じた結果、優美大学 校改本プラン」で定めた就農率目標の50%を平成計 8年度以降速度している。(H18:54.1%、H 19:64.1%、H20:62.9%、H21:61.	**		措置を開じたといえる。 外部院を扱いない。 外部院をは人の指指・意見に 沿った対応がなきも観りまっること は妥当である。ただ、経営成常にも たが代の農業を括別を書杯を営木 方針に沿っていいるも 作業は必要がある。 公表がいまだになられていない は点は、県民による監視機にある ないはな、県民による監視機にある ないななが、まだになるなれて彫た。 権保という規点から問題である。 会表が必まだになるとれて彫た。 を記述のを を記述を を記述を を記述を を記述を を記述を を記述を を記述
21	(7) 展業、畜産の教育効果の観点から全寮制にして、男女を間 わず学生全具に男子寮、女子寮への入寮を義務づけているが、こ れが社会人の農業大学校への入学動機の障害となっている可能性 が高い。 企全寮制を廃止するか、例外的制度を散けて多様な社会 人の受け入れ体制を整えるべきである。	2-107~	有	歴楽大学校においては、協調性や自主性を育むという報点から全寮耐を基本としているが、校長が特に認 が起場合について、沖縄県上海農文学校規則第23条 の2但し書きにより、入寮総務を免除ける旨平成19 年度に規則を成正し、社会人の人学の障害とならない よう配慮している。 なお、平成22年度入学生のうち社会人経験者等8 名については、当該規定の適用により自宅・アパート からの通学を認めている。	無		措能を講じたといえる。しか し、公表がいまだになされてい ない点は、現民によるを退場権 の確保という観点から間頭であ る。早急に公表すべきである。

H16年度 措置状況一覧表 沖縄県立大学等の経営管理状況について

4		報告書の	措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年
「所管課】	指摘・意見の内容	ポージ数	の有 無	課じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	度包括外部監査人による評価
	(2) 東立魔薬大学についても、発生主義に基づく模式障配を導入して、民間企業と司様の会計や理を行うべきである。但し、選切の公共サービスを評価を付ける意味を作る「公共サービス評価検討委員会」等を設置すべきである。		無		無		指置を講じたとは評価できな
7	(3) 真立農業大学における磯出に占める人性費の割合である人 作費に申込むバーセント、成入に対する人件費の割合は10.9倍と 高コスト体制となっている。費用対効果の仮点から人件費の削減 について検討すべきである。		有	人件費の削減については、「神縄県農薬大学校改革 プラン」に基づき、専門科目の拡充皮が必要性の高い 環義科目に保定したカリキュラムの見重しを行い、こ れまで外部講師に依頼していた教養年間について、報 借コストの削減を行っているで採引15年度:2、42 2千円 → 埋成21年度:1,021千円)。また、受益率利10%の平成18年度:2、42 また、受益率利10%組合シ甲成18年度に提業料の成立を行った結果、歳入に対する人件費の割合は1 0,9倍から、平成21年度において約6倍に改善されている。	4π		措置を課じたといえる。 ただし、改事のレベルを単な るコスト制能とおくと、低い なのエチベーションが低いないと、低い がある。それすることのでするから けでは認識である。それずることのでするから いま効率に気づかず放便するから に対してある。といなでするから には、外部の者をおさば、いった がある。を表して変形するがら には、外部の者を制定し、いった 外部の者を制定し、いった がある。これで、とのできる。 大手の者を参加された。 大手の者を参加された。 大手の者を参加された。 大手の者を参加された。 大手の者を参加された。 大手の者を参加された。 大手の者を参加された。 大手の者を参加された。 大手の者を参加された。 大手の表し、手が、 要である。 「農業太学校のようながートナーシップを活用す 、また。 をある。
8	(4) 工事補負契約について、県の財務規則第138条によると、契 約金額 (100万円以上) からして指名職争入札によるべきところ、 随意契約とする款行伺いのないままに随意契約によっているのが あり、違法な財務の執行となっており、合規性の観点から問題が ある。 強意契約によるべき場合でも、複数見積による手続が必要であ る。	2-100~	有	農業大学校における工事請負契約については、沖縄 別財務規則の規定法書づき、契約金額250万円以下の頼 の場合は競争人表により業者を選定し、それのような については、複数の実者から見積りを構成したうえで 施業列を子でいている。 なお、委託契約については、複数要者の見積書を徴 収していない事例(食堂の開契約)があったことか ら、平成18年度契約から改善した。 今後とも、財務規則他関係法令に沿って適正に執行 していく。			措置を譲じたといえる。しか し、公表がいまだになされて ない点は、果実によるを最初機能 の確保という観点から問題であ る。早急に公表すべきである 1。

別紙 13

平成17年度 措置状況一覧表 沖縄県警察本部の警察費の執行状況について

監査テーマ			報告書	措置	措置を禁じた場合		措置を講じていない場合	平成22年度包括外部監査人による評
大テーマ	項目	指摘・意見の内容	のペー ジ数	の有無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	特置を勝じていない理由	(iii
公佐委員会の任り方 について【警察本部 総務課】		事状の必求委員会の選定は形骸化しており、警察を管理 する機能の機能を実現しているとは言い難い、公安委員会 の他り方を保外的に見直す必要がある。 或修策として、 。公委委員会会等数の事務の都郷に異さない組織体制、 選力が、具体的行動の場合について管理することが明書さ あたいるという問題を指するため、警察事務に展り 規模体制、選者方針、具体的行動についても対象事項に含 めること。 b、大概だけに耐まらず、細部にわたる指針についてまで策 定できるようにすること。 b、力料の策定に留まらず、個別の問題について具体的指示 の現出ができるようにすること。	19, 80 ~81		-	平成19 年5月18 日公報 (号外第	あ、b、cについて 都適有所企業員会による都道所県警務の管理は、専門的・ 技術的製品から行われるものではなく、警務行政の大幅力針を 返め、警務行政の運営がその大編力計に別して行われるよ別別と 追用別等解に対して奉申等後の監管を行うことが、一般別別と こは用別等解に対して奉申等後の監管を行うことが、一般別別 として、当該大師がは、別した。 本だし、警察務の表所が表現がは、別した。 に、当該大師がは、別した。 に、当該大師がは、別した。 に、当該大師がは、別した。 に、当該大師がは、別した。 に、当該大師がは、別した。 は、当該大師がは、別した。 は、当該大師がは、別した。 は、当該大師がは、別した。 は、当該大師がは、別した。 は、当該大師がは、別した。 は、当該大師がは、別した。 は、当該大師がは、別した。 は、当該大師がは、別した。 は、当該大師がよりない。 は、当該大師がよりない。 は、当該大師がよりない。 は、自然の事物に選が、 、当該大師がより、当該大師がよりない。 とは、「他の事が、とは、 、「他の事物、の事物、選が、 、「他の事が、とは、 、「他の事が、とは、 、「他の事が、とない。」 をは、 は、「他の事が、とない。 は、「他の事が、ないい、とない。 は、「他の事が、ない、 は、「他の事が、ない、 は、「他の事が、ない、 は、「他の事が、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	的な改善策を挙げている。左の説は原則及び現行制度の説明であり、 未措置の理由としては分かりにく
		4 沖縄県公安委員会運営規則において委員会が会議体と して規定されており、各委員による自発的、部動的決策を 施が制御きまれてめるという開発を指するため、単なる 会議体ではなく、独自の商業活動権限を有する自立執行機 関にすること。	1				はについて 都道府県公安委員会は、警察行政の民主的運営の保障と政告 防中立性の保険のため、合議制の機関とされており、その役割 は、個々各体的な警察を務め発行におら当たることなくある 者的な立動はいて警察体験が行き燃管することはあるた め、沖縄県公安委員会が変換に調業活動を行うことは適当でな い。	ろんのこと、そのメンバー個々に 一定の調査権が与えられていなけ ばならないし、通常は当然に与え
	- 19	- 専用の会議生、事務金、事務金、事務会、権助者(権 務からの出向権社協議) 等を配置し、それに伴う数個費や 人件費の予集措置を譲じること。					。について のような がような があった。 があった。 があった。 があった。 があった。 があった。 があった。 があった。 があった。 があった。 があった。 があった。 があった。 がはずればいればいた。 がはずればいればいた。 がはずればいればいた。 がはずればいた。 がはずればいた。 がはずればいればいないでは、 がはずればいでは、 がはずればいでは、 がはずればいでは、 がはずればいでは、 がはずればいでは、 がはずればいでは、 がはずればいでは、 がはずればいでは、 がはずればいでは、 がはずればいでは、 がはずればいでは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 が	ではなく、公安委員会に事務局を けることでも回避できると思われ る。監査人の指摘・第る。現行の 安委員会の活性化におるる。現行の 佐がが、より効果的なあり方はない か継続的に検証することが必要 かが経験的に検証することが必要
		委員は常勤(護6日出勤)としたうえで、個人的休根、 研究、学会出席、海外観察等に対応するため、長期休根 を利用の日日以付するる等の事業でを嫌じること。 は一分な報酬を支払うとともに、3人の委員のうち1人は 現役を引達した人材を信用する等の人事制度を導入すること。					【、 Kドーンいて 都道所県公安委員会の委員は、社会各界の有識者が完てられることとされており、概定い場所と場外職見に基づいて大局的 見地から警察を監督することが開始しているとこと、これをが 常動とした警察を監督することが開始しているとこと、これをが できる道圧者を都道所単位で得ることが困難となるおそれが かなは、3人のうち1人は、現象を引退した人が4を活用する だいては、委員の任命について根定した警察技能の9条で 前歴のない事であることとされており、警察を退場を行る場合の がは、3人の事業を表して選をとは職務を予想をは 電が得られれば、現役を引退した方の任用も当然予想されると ころである。	未得度の理由限別に一定の合理 を影めることができる。

H16年度 措置状況一覧表 沖縄県立大学等の経営管理状況について

展 項目		報告書σ	措置の有	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年 度包括外部監査人による評価
房 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ベージ数	の有無	誰じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を轉じていない理由	
22	(8) 農業後継者を育成するという大学校の主要な日標を実現するためには、近文権格及科に働けるのではなく、専門家教育になく、専門家会の物化すべきであり、この観点から教養科目は最小限にして、専門科目を充実させるべきであり、カリキュラムの見虚しに早急に取り無むべきである。		有	カリキュラムの児童にたついては、平成18年に突 定した「無素大学校を選ぶラン」に近よづき。経営成務 の優れた担い手の帯流のため、実習時間の割合を5 4.3たから89ペーセボルといる。 4.3たから89ペーセボルといる。 4.3たから89ペーセボルといる。 4.3たが、数差券1日にいいては、農業経営に必要な情報と が変勢1日にかいては、農業経営に必要な情報と が変勢1日に対しては、農業経営に必要な情報として、放農サービーで、放展サービーで、放展サービーで、放展サービーで、放展サービーで、放展サービーで、放展サービーで、放展サービーで、放展・大学の大学を存むにある。 先速展業経営をから経営サインドを学なことを目的とした「農業特別が動き」を新たに加えなど、教育カリ キュラムの充実・強化に努めている。			措置を課じたといえる。した し、公表がいまだになるいまだ。 し、公表がいまだになる監視機能 の確保という視点から問題であ る。早急に公教すべきである。

平成17年度 措置状況一覧表 沖縄県警察本部の警察費の執行状況について

m 監査テーマ			報告書	措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	平成22年度包括外部監査人による前
大テーマ	項目	指摘・意見の内容	のページ数	の有無	講じた措置の具体的内容	公表の 右継	指置を禁じていない 連由	6
駐在所の傷力家族に 教する略優の支出 の在り方について 【警察本部地域機】		協力環接の服務内審等について展新日軸を作成させて業 膝との開連を中側にする。 解との開連を中側にする。 が、 の が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、	37, 83	有	・ 技工所を勤務責務を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	平成19 年6月18 日公報 (号外第 26号)		接塵がなされたといえる。
					○ 支給基準を、これまでの2段階から3段階へ見直す。 見直す。 見直す。 したついて改正した。 なお、平成17年12月1日付けで旧郷令を全部改正 し、平成18年1月1日に施 行している。			
職員の勤務時間管理 と残業手当の支給 を残業手当ので を を を を を を を を を を を を を を を を を を を		①白飯稀の押印制からタイムカード制への切り替えによる 勤務時間の適工管理が必要である。	2-39~ 42, 84 ~85	無		日公報 (号外第	措権事項の改善方策や滑電力針等の対方に関し、平成18年4 月から関係所属での検討を行い、警察本形長、公安委員会によっち報告、展見を踏まえてその対応方計を決定している。 また、楽秀長に応じた職権の配置や組織、実務の別庭しから 毎年度各所属長のヒヤリングを行い、薬物県に応じた組織 定員配置の民息しを行っているはか、強官、無警察的部の性が 委員会(県警察選ぎ総合対策委員会等)の開催により効率的が つ効果的な組織・業務運営をのための検討を行っている。 ①警察事業~の即時対応という不規則な影響を強いられている。	を認めることができる。
							じ 責義が幸く マジョル・ウルして ソファルがよいを向てかいっさい いくとと いう 等様である。 タイムカードを導入できない。 員が多いため、タイムカードを導入できない。	
		②時間外駆動が常盤化しているが、動側外手当の支輪が進 正に行われていない実態は、対象法の精神に提加している ことを指摘すざるを得ない、警察業務室の違正把握がなる しまれておらず、未来どの租赁のコメトがかかるのが正確に 把握し、無数を除くことに努めることが求められている。					②警察事象への即時対応という不規則な動勢を強いているということを論ま、 在年度、所属に対して時間外動勢の実績に振ら悟性を水的、正体光発養の一般に表して時間外動勢の実績に振ら悟性を水の、正体光発養の一般に表する。 一般に対している。 一般に対しないる。 一般に対しないる	との困難さは容易に理解できる。また、ヒヤリングの実施や実績報信をは 情報開示などの取り組みも開発の動物の常態化のであるため、 の常態化のである状態の取りにくさは、 最近の心身の使いたくさは、 最近の心身の使いた。 最近の心身の使いた。 最近の心身の使いた。 最近の心身の使いた。 最近の心身の使いた。 最近の心身の使いた。 最近の心身の使いた。 ないりない。 ないりない。 ないりない。 ないりない。 ないりない。 ないりない。 ないりない。 ないりない。 ないりない。 ないりない。 ないりない。 ないりない。 ないりない。 ないりない。 ないりない。 ないりない。 ないりない。 ないりない。 ないりない。 ないり、 ないり、 ないり、 ないり、 ないり、 ないり、 ないり、 ないり、

平成17年度 措置状況一覧表 沖縄県警察本部の警察費の執行状況について

**	監査テーマ			報告書		措置を講じた場合		措置を講じていない場合	平成22年度包括外部監査人による副
8	大テーマ	ЯR	指摘・意見の内容	のべ- ジ数	の有 無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	# # T
						100 100 100 100 100 100 100 100 100 100	628	(姜考) 輸報に第10年に際しての「都道府県公安委員向けアンケート 材果」から の公本書員の介案と搭性はが関られてきた~74.4% の公本委員会の相性体制は十分である~80.0% の公安委員会・の都道所具警察による監察報告は適切に行わ れている他の8% (「H 2 2 9 総合評価者<警察改革)関家公安委員会・警察 庁」別派参考資料)	
在	警察署、交番、駐 所等の統廃合につ て【警察本部警務 【		各審報票、交票、駐在所について開機して報酬。 すべきである。とりわけ、①の川警務報は、さらを中心とした幹部交客にするなどして報合を進める ある。また、②仲良部島の仲健定所がた佐泉を進める ある。また、②仲良部島の仲健定所がた佐泉で 合すべきである。さらに、②中機交番は塞朝警務非 か、他の交番の管轄に移管すべきである。	ま警察署 29、82 5べきで 生所は統	①無 ② ② 無	②学成19年度の組織定員 見直して破しし、特殊 佐良証は代所を守見郷交 毎に開金度でするとも 前所として選用してお り、旧佐及総比在所の定 員は他の新書に配置して 選用している。	日公報	①石川警察書とうる主警報書は、それぞれ広大な米軍基地及り参数の集が地を管轄で添りに抱えているとから、需警報等を持めたと総合、石川警報署等所の住民の不安艦の増大、住民の利便性等が総合されるいませい。 うるま市に合きされない事材が指定対等・の職職が生じることから、現時点での統合の必要は公地のと考える。 ②警察書と交響の機能は全く異なっており、予備交話は警察事業が多い地域を管轄し、また、住民の強い要望で設置された経緯から、現民情で転換合することは適当ではない。	未措置の理由説明に一定の合理性 を認めることができる。 ②について 措置がなされたといえる。
在建庫に	警察署、交番、駐 等察署、交番、駐 防物連禁に対する国 補助金の返還問題 ついて【警察本部 計課】		現行制度上は耐用年数前の次番廃止に合理的な功 あった場合でも、国庫補助金を国へ返還しなければ いというルールになっており、ルール自体に問題 考えられる。 あっと弾力的な運営が図れるように/ 体を変更するように、独自で検討機関を設けて返床に 正を求めて型案する等模様的に行動すべきである。	ぱならな 30、82 があると レール自 こ制度改				・「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき、適正に行っている。	監査人の意見は監査対象である。 に向けられるものというよりも、 名 を を を を のとも考えられるが、 原に り に 所 庭 が に が に 対 に が に 対 に が に が に が に が に が に
0	変費の支給・支払 在り方について 警察本部会計課】		提査費に実計について、現行の現金方式を改め り込み方式を限用すべきである。 仮に、正規 式への配換ができないとしても、現行の現金方式で でも、認力者等への支払かっな社を事後的に関 め、支払売が仕所・氏名・連絡光等の情報を上切る 名等の様々な改替策を実施すべきである。	り込み方 36、82 下であっ ~83 するた			日公報(号外第	競変製は、犯罪機変等に維筆する警察官の活動に乗りる該 能費及び情報化率、推塞部分者等に対する部を費等効金を 更し、又は報路を要するため、正規の支出手動きによっては警 鉄(部)上支援を来すことから、原発原の実力的られているもの であり、制度上、それを口吸短込みによることとすれば、 繁格活動に支援という実得を生じることとなる。 繁格活動に有理を明明に関しては、支払先や支払い状況等 に、程定費の動行に関しては、支払先や支払い状況等 について、支払証額書類に記載するとともに、 捜査幹部がそ の都度、報告を受け組織的に管理している。	を認めることができる。

平成17年度 措置状況一覧表 沖縄県警察本部の警察費の執行状況について

監査テーマ		報告書		措置を講じた場合		措置を講じていない場合	平成22年度包括外部監査人による》
大ナーマ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	指摘・意見の内容	のペー ジ数	の有 無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を跨じていない理由	Arran Carlotte
丁事発生や変形薬 称、リース契約の法 規選合生について 「響蘇本部保生議、 会計課、選転免許 課、交通規制課】	機能素等系形、확減本部庁警局必定業務委託、運転気度 更新時間第一般を称、パーキングメーター・パーキング テケット発給機管理業務の契約について、随意契約の見追 しの必要性の報点から、一般競争入札によるべきか再検針 すべきである。	47、85	有	・臨床警察会院 収成17年接付部外側 配支前規模の事を受け て、規制について総計 見底しを行い、平成18 年度から駆命入机によ を頼めを関係していては、 契約と振した。 契約単価については、 平成18年度に同年度を上 にのかが、平成19年度 以降に下降、平成29年度 以降に下降。 第一次2年度は削額であった。	19年5月 18日 報 (号外) 26号平2月 8日公 (第54 号)		排機がなされたといえる。
				・警察本部『方舎警信保安 業務委託 『行舎警保安業務の重 要性に優分、平成19年辰 は指名競争力私を実施 し、同時中に一般競争力 礼に向けた入札参加資本 「位置警修員の警備業法 に基づく資格等)を定 数・平成20年度から一般 動争力利を実施してい る。			
				・選転免許更新時器智(一般)条託 を記が一整金の指摘を 受け、平成20年2月8日付 月)により、選転免許弱 積勝等切失乱参加資格に開け る規程。を入れ参加資格に開け を規事の大北参加資格に現 年2月29日付当族入北公告 を現事のホーベージで 企業の大・平成20年度から ・投煙・入北を ・大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
				・パーキングケク・アート マーナー・バーキングケク・アート 中 一 神 一 神 一 神 一 神 一 神 一 神 一 神 一 神 一 神 一	沖警ホペにて19月公 標察ーーお平年か表 のでは19月公表		

平成17年度 措置状況一覧表 沖縄県警察本部の警察費の執行状況について

器	監査テーマ			報告書		措置を講じた場合		措置を講じていない場合	平成22年度包括外部監査人による評
身	大テーマ	項目	指摘・意見の内容	のペー ジ数	の有 無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	搭費を講じていない遅由	d d
			30外項の取りにくい機場は労務等側上も危機する必要があり、業務能に立た機員数の配置の創幹さは10分割を り、業務能したと機員数の配置の創幹さは10分割。業務政 普及び業務の見重しを行い、環場環境を安等し「成力ある 報酬」として有能な人材療保に資する環境づくりが求めら れる。					②商年度定金所属其に対するヒアリングを実施し、業務業に応じた た開業物の起題、業務の見まじ参を行っているが、興撃報のよう り業齢)と、日々処生する事件事故への対応等、限られた人員と 成しい時間的解め中で集中して警繋がた動員して必要すべき ものが多く、必然的に時間が顕勝を行わざるを得ないものと なっており、集後側板の業券を利却透電ななっており、年次有 給休暇の取得率の向上に至っていない。	
			また、長期休職制度の一筒見面しが必要である。すなわち、本来休職1年日は総4の80%が支給される有給休職となり、2年日は総約の休職となるが、制度上では、1年日の最終日に開催機制し、1日出動すれば、その日に1年間の対象休職を取得する報告が選生する。このようた今型を是正する報点から、有給休職をの復帰後は最低でも3カ月の場務を条件づけることが必要である。					(6) 異等額においては、他の任金標者削減「州力公務員法」及び ・行義乳機員の分別に関する条例」等の既定に基づき、機員が 心身の故障のため長期の休暇を必要とする場合。公務實準の維 物力ため休憩の計理を吸ることとしており、現代中の休憩前後に おいては、休機から復産した後に再度休暇を取得する場合、前 団の休職取得期がリヤットお、再度新たな休職として取得 、のため、保養やもしているない。 このため、保養やもしているとの場所である。 変で場入されている政特別問題が 度で場入されている政特別の適差規定等の対理とついては、特別状態制 度で場入されている政特別の適差規定等の対理とついては、 事活局との課業を行い、他の任命権者との整合性を保持したい と考えている。	り、具体的な取り組みが必要である。

平成17年度 措置状況一覧表 沖縄県警察本部の警察費の執行状況について

*	監査テーマ			報告書		措置を講じた場合		措置を講じていない場合	平成22年度包括外部監査人による評
号	大テーマ	項目	指摘・意見の内容	のペー ジ数	の有 無	講じた指置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	(6)
11	警察業務の風管化に ついて【警報本稿交 通指導駅、交通規制 課】		運転経歴即業際、交通率水証明業験に、平成16年度に 展開業件をいかるというが、特定の業能は対する要託で は真の民界化とは高い環境、徒って、放耀駐車第2度単同の 動か、保管業態、バーキングメークー・バーキングチケッ トに関する業務等も含かて、一般飲命入札を推進し、民間 活力を環体がに活用することにあって、コストバッナーマンス、(費用対効果)の高い業務推進を行うことが求められ る。	67, 86		・成置整正遠反車両の移動・保管を持った。 ・成型を持たのでは、 ・成型をは、 ・成型をは、 ・成型をは、 ・でとな、 ・で、 ・でとな、 ・でとな、 ・でとな、 ・でと、 ・でと、 ・でと、 ・でと、 ・でと、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で	平成19 年5月18 日公報 (号外第	運転基準医門業務及び空間事故証明業務については、自動車 交金運転センウーは、役割500年と推物等のそり、別900条第1項前 4号の限定により、平成16年10月に近人化された自動車安全课 鉱土セクーの業務とされており、運転センターが蓄勢と委託契 約を締結してこれらの業務をおこなっているのではない。	相関がなされたといえる。
12	米軍人、軍属に対す る日本法の適用の在 り方について【警察 本部】		米屋当局から公務証明書が発行されても、興奮は交通事 故現場における初勤残棄原機から公勢中か否かに限する情 報を人手する等して内容の真偽についても確認すべきであ る。	73、87	無	人札を実施している。	平成19 年5月18 日公報 (号外第 26号)	・被疑者の事情聴取等必要な捜査の中で行っている。	鑑査変見の内容がはっきりせず、 包括外部整査制度の議旨 目的から も的確な整金差見であるとは言いづ らい。
13			起訴前の身柄引き渡しを一枠に制限している日米地位協 定17条5項はわが国にとっては不平等、不合理であるか ら改訂を要求すべきである。		無			・地位協定の改定の必要性について見解を述べる立場にない。	監査意見の内容がはっきりせず、 包括外部監査制度の趣旨・目的から も的確な監査意見であるとは言いづ らい。
14	テロ対策について 【警察本部】		県警は、政治目的の参力主義行為に対しては、整然とし た対応をすべきである。住民調かであっても連絡を犯罪行 為に至ったことを実際したなら、被操者を逮捕する等して 環境的複数をすべきである。テリリズムの考えは、身近な ところに潜んでいることを知るべきである。	79、88	無			・	監査意見の内容がはっきりせず。 位抗が将路金削度の縁節: 目的から も的確な監査意見であるとは言いづ らい。

平成17年度 措置状況一覧表 沖縄県警察本部の警察費の執行状況について

・ 監査テーマ		報告書	措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	平成22年度包括外部監査人による記
大テーマ 項目	指摘・意見の内容	のペー ジ数	の有 無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	持畳を講じていない理由	価 価
交通信号機新設・改 負工事における联合 の可能性について 【警察本部警務部会 計課】	平成14年度~16年度信号機新飲・改良工事について業者 収工書会が行われていたと無わざるを得かい、発通得号域 だけでなく道路機械などその他の発注工事についても分析 を行い。異常な結果となっていないか検定サーシをである う。現状分析を輸まえたうえで、これまでの結果に対する 今後の防止場合について検討を行う必要がある。その中で、 総合を認めた場合は賠償金を軽減するなど措置を設けるこ とも検討してもよいと思われる。	63, 86	有	平成18年度から、一部 の交通安全施設工事について、順次、一般動争人 札を導入し、平成19年4度 域中(平成19年1月30月 以降)から、全ての入札 委件についている。 事物を取りた所要、数合の 事実は配慮されなかっ 事実は確認されなかっ	平成19 年5月18 日公報 (号外第 26号)		措度がなされたといえる。公報 も詳細に内容が説明されている。
				だ。 防止対策等について は、「沖縄県警報館争ら は、「神縄県警報館争ら 神神別産第1号(下成19 神神別産第1号)(下成1 年5月19日 中・地線県第4公 第45月19日 中・地線県第4公 第45月19日 中・地線県第4公 類(収成19年5月19日沖 特別全第3号)」の関係現 類を定め、更なる入札の 適正を図った。			
警察業務の民党化に ついて【警察本部選 振免幹課】	会許関係事務を行うのに必要かつ選切な組織及び値力を を行うと公安委員会が認める法人とする」とあるが、 でとのような組織かに、「そのような能力が必要か」、その 内容を公表し、他の原則法人でもあんできるようにすべき である。一定の側が別局を設けて、他の原例法人が参入で きる環境づくりを推論することが求めれる。	67、86	有	(告示第173号)で当該入礼	· 平成 19年5月 18日 (号号公 (号号) 成号平公 19年3月 9日 (告7年3月 1773月 1773月		措置がなされたといえる。
○ 警察業務の民債化に ついて【警察本部選 転免許額】	「発育更新手機料が取合で全国一億1,000円で挟められている」ということであるが、長間巻付ければ全国一様にする必然性はなくなら、使って、各都道房県の自主的決定に参加さいことが適切となり、その対応に取り触むことが求められる。	67、86	無		日公報 (号外第	民間に委託できる更新事務については、「道交法108会に定 める事務。運転請性権者の結果判断等を除く事務)の全部又は一 部を法人に委託できる」と定められているため、免許支援の を全てを民間委託する」とは受ける規一機関をある。ただに、更 新時における指導等業務の一部については、以前から民間委託 している。	く、費用対効果を高めるための取り 組みを求めている。

監査テー	₹		報告書	-tit-res	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	
番 大テーマ	項目	指摘・意見の内容	報言者 のペー ジ数	の有	講じた措置の具体的内容	公表 の有 無	措置を講じていない理由	平成22年度包括外部監査人による評価
3 首里厚生園の 未収を管理、 「高齢者福祉 「介護課】		入所者の預金をその家族が管理する場合、未収金が発生するケースがある。 施設 による管理の提案等を行い、未収金の発生 を防止する取り組みが求められる。	1- 33, 138	有	利用料の未収発生防止のため、利用者の預金通帳については家族に理解と協力をお願いしてできるだけ施設で管理させいただくとともに、家族が管理している場合については納付状況を確認して早急に督促し、新たな未収金を発生させないように改善した。【平成21年5月22日公報(号外第19号)】	有		措置がなされたといえる。しかしながら、公表までに時間がかかり過ぎている。
4 首里厚生瀬の 利用契約書に ついて【高齢 者福祉介護 課】		サービス利用契約の締結に関し、利用者の意思能力が欠けてくる可能性があるし、 身元引受人や後見人がいないケースもある。このようなケースに対し施設として対 広が先送りされている。利用者の責任も騙 われている以上は、実売引受人に関しても 同意書を入手することが望ましい。さち に、成年後見制度を模様的に活用すべきで ある。	1- 33, 34, 138	有	身元引受人がいない利用者については保険者(又は指 債権者)である市町村と調整し、他の家族又は保険者 (措質権者)に身元引受人となっていただくようにし た。【平成21年5月22日公報(号外第19号)】	有		措置がなされたといえる。しかしながら、公表までに時間がかかり過ぎている。
5 於網典社会稱 社事樂团【福 社·雙灣縣】		現行の給与水準は同種類機種の全国平均、沖縄県の約与支給額の平均額と比較しても著しく高い水準にあり、人件費については大幅な圧縮も考えるべきである。	1-70~ 74, 140		平成18年度の民営化にあたって、興内社会福祉法人の 実態調査を基に検討を行い、基本於の1割カット、上限 額設定、諸手当額の見直しを行った。【平成19年5月18日 公稼(号外第26号)】	有		措置がなされたといえる。

7-	監査テー	₹	en de Sangago de la reside de la recollect		hans Mark	措置を講じた場合	121.004	措置を講じていない場合	
番号	大デーマ	項目	指摘・意見の内容	報告書のページ数	の有	講じた措置の具体的内容	公表 の有 無	措置を講じていない理由	平成22年度包括外部監査人による評価
1	育里厚生園の 受通 高齢製 工作 登 経 、		非常難職員~文館される通勤手当に関し、通勤期面の違征により布合理が生じた。 し、通勤期面の違征により不合理が生じいるのは明らかである。 正職員同様距離に 応じて支給することが妥当であり、通知等 の改訂が求められる。	1- 30, 137	有	非常勤職員及び勢可順の非常勤職員の通勤費捐出当額 注、人事職からの通知に基づいて支給されており、監查 結果で指摘する通知準の改定は、沖縄県として対応すべき 含金庁的な問題として、大事経係部局において行われる ものであることから、当該部局の考え方及び現状を確認 した。[平成20年5月23日公報(号外第22号)] 当該部局においては、今後、非常勤の通勤費用相当額 について必要な調査等を行い見直しについて検討する予 定である。	有		「人事関係部局の考え方及び現状を確 態した」、「屋住しについて検討する 予定である」との説明では、排置を違 たたとは認め難い、少なくとも、検討 の実施予定時期などを明示すべきであ る。
2			県の厳しい財政状況下にあって、毎期1 億円超の一般会計からの持ち出しは、県財 数を圧迫させる要因となる。財政負担軽額 の観点からみると、早急な民営化の導入が 求められる。			曾里厚生園を平成21年4月を目流に民間移離するとの方 針を平成19年度に決定し、当該方針に基づき、額差に係 る課題の解決、融会手能を、観察先法人の多別、選定を 達的、翻談先法人とのスムーズな運営引継ぎに向けた作 奏を行なっている。【平成21年5月22日公報(号外第19 号)】 首里年園については、民間の介護サービス事業所が 表実し、東立の介護老人福社設け設立当初の先帯的党 大実し、東立の介護老人福社設け設立当初の先帯的党 が位置づけられ、廃止、民間移識等について検討されて ちた。平成18年3月に策定し、評規側系行政改基プラ から位置づけられ、原止、民間移識等について検討されて 会と、平成18年3月に策定し、評規側系行政改基プシ ショで首里厚生園に制務していた策交母については、①到泰 歌から行政策への薩種で要談とよる転用、②輸金変更を を発しない考文は佐力の実証が得られかい書へ必定向 開種変更することが調整された。平成17年度から平成20 年度までの職種変更更終による転用、②輸金変度 開種変更することが調整された。平成17年度から平成20 年度までの職種変更更終による第欠時の合格者に、19名 とかっている。 単成19年度に、当里年園は平成21年4月を目途に民間 係る課題の解決、議会手続き、譲渡法法人の必察、選定 係る定題の解決、議会手続き、譲渡方針に基づき、譲渡 係る定題の解決、議会手続き、譲渡方針に基づき、譲渡 係る定題の解決、議会手続き、譲渡方針に基づき、譲渡 係る定題の解決、議会手続き、譲渡方針に基づき、譲渡 係る定題の解決、議会手続き、譲渡方針に基づき、 環定 を進めてきた。 本のより計を決定し、当該方針に基づき、 議選を行なってきた。 本のとの方針を決定し、当該方針に基づき、 議選を 後の必要がによりましている。 第2年度	有		措置がなされたといえる。

監査テー	7		報告書	LH- mm	指置を講じた場合		措置を講じていない場合	
番 大テーマ	項目	指摘・意見の内容	報言書 のペー ジ数	の有	講じた措置の具体的内容	公表 の有 無	措置を講じていない理由	平成22年度包括外部監査人による評価
10 社会福祉協議会会の生活協議会会の生活協議会会の生活協議会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会		既存の貸付金が回収不能となり不良債権となることが予想される。新規の貸付金についても、当該貸付金制度の應言からすると、回収は厳しく不良債権化することが予報される。 投入を表していないが、以下の動物である。今後は、債権評価に対していないでは、は、不良債権化することが予備。 例引当金が設定されていないが、以下あり、債権が回収可能性を評価し、債権評価に関係と数なる。今後は一個を数格をなる。と債権管理も、関係となるはである。と債権管理もより取り、政・政・政・政・政・政・政・政・政・政・政・政・政・政・政・政・政・政・政・	1-85、 142	有	・指摘を受け、貸飼引当金を設定したことで、適切な債権経腎価が可能となった。 ・ 国収については、形質帯納者への法的指置の実施、困難で未収額の圧縮に努めている。【平成19年5月18日公額で未収額の圧縮に努めている。【平成19年5月18日公額で未収額の圧縮に対している。【平成19年5月18日公園で、10月19日19日、「連帯保証人要件の緩和」「資金種類の統領、大幅に対して、1連帯保証人要件の緩和」「資金種類の統領、大幅に対して、1を表表として、受情類の統領、大幅に対して、1を表表として、分子イネットとしての機能が強化される形とななり、セーフティネットとしての機能が強化される形とななり、セーフティネットとしての機能が強化される形となった。今後、「低所得る不可欠である賃置率の向上を踏まえて適正な運営を心掛けて参りたい。	有		措置がなされたといえる。
11いさいさふれ あい好団の人 見配屋につい て【高齢者福 祉介護課】		専門的ノウハウの蓄積による業務な効率化という拠点から、プロバー職員を採用するように人事政策を改める必要があると考えられる。また、プロバー職員の機会が集集中するという開墾、プロバー職人の機会が発集中するという開墾、プロバー職人の指導を持ちれる。同財団は平成18年度より東北線に統合される予定であるため、統合にあたってこの問題を十分に検討し、統合後の組織体制の構築に反映させることが必要と考える。	1-98 ~99		沖縄県社会福祉協議会と統合したことにより協議会職員の活用ができるようになった。しかしながら、プロパー環員の新規解用については、その必要性は認められるものの財政的な負担が大きいため臨任職員で対応している状況である。 終合により法人管理にかかる業務が集約され、「いきいき長寿センター」の高齢者施策にかかる執行体制は向上したと考えている。	有【成年5 平月18公 号第 入26 】		結果的に措置がなされた形にはなっていると考えられるが、それが外部監 でいると考えられるが、それが外部監 での指摘・選見を受けてのものなのか 評価しづらい。
12 いかきかまかれ あいきいけんと 神社 多い 対 仕名 社 神社 容 議会 いか イ 一 本 で ー 本 で ー		リットとして財団の高齢者福祉政策が埋没	1-99~ 101, 143	有	統合後、旧財団は沖縄県社会福祉協議会内の独立した 部署、「いきいき長寿センター (旧財団 神楽駅)」及び 「高齢者総合相談センター (旧財団総合相談限)」として 短線された。 (「高齢者総合相談センター」は平成20年度をもって廃止 された。)	有【成年月日報(外26 118公 号第 1		排置がなされたといえる。

	監査テー		昔置状況一覧表 高齢者福祉事業及び障害者			措置を講じた場合	JII NEUR M	措置を講じていない場合		
番号	大テーマ	項目	相橋・意見の内容	報告書のページ数	の有	講じた措置の具体的内容	公表 の有 無	措置を講じていない理由	平成22年度包括外部監査人による評価	
6			給与体系の在り方を年功序列式から成果 式など今後の時代にマッチする方針へ転換 するべきである。	1-74~ 75, 141	有	平成18年度からの自主経営が目前に迫る短期間で、給 方水準の引き下げと年均序列式から成果式への変更の双 方の結論を出すことは困聴との判断で、成果式について は平成18年度以降検討することとなった。【平成19年6月 18日公報(号外第26号)】 民営化の際に給料表を職務を基本とした給料表に改正 し、民営化後は年功序列とせず能力実績の評価を取り入 れた人事を行っている。	有		措置がなされたといえる。しかしながら、措置の具体的な過程が判然としない。	
7			民営化後の経営にあたっては、経営管理 者の能力及び責任が非常に重要なものとな るため、外部からの人材の登用、経営判断 に責任をも支援的に機能する理事会の 方などガバナンスの体制を強化していく 必要がある。	75,		自主経営移行後の平成18年7月に行われた理事・評議 員の任期満了による改選においては、中小企業診断士・ 弁護士・税理士・企業代表者・大学教授等が専任され多角 的規点で経営にかたる体制が精繁された。【平成19年5月 18日公報(号外第26号)】 民営化後は、評議員、理事構成を大幅に改め経済界(民 関企業経営者、銀行役員等)から選出、経営コンサル等 の導入を行い、自立経営強化に取り組んでいる。	有		特置がなされたといえる。	
8			福祉事業においては、女性が重要な役割を 果たしており、他人を思いやる気持ちが サービスの機能に要求される。 が主意で、サービスの本質的な部分で女性的 な要素が実められるところが非常に大きい といえる。しかしながら、現状は幹部職 り、理事等に女性のメンハーは多いとはい えない。今後は、積種的に女性を役員等に 認用し、女性的なやさしさの視点を活かし たサービスの完実を図るべきである。	1-74~ 75, 141		平成18年7月に行われた役員改譲により、理事1名、監事1名の女性役員が選任された。【平成19年5月18日公 報 (号外第26号】 女性幹部議員は多くはないが、将来の幹部職員育成に向けた介護主任、サービス提供責任者等で女性を登用している。	有		拷價がなされたといえる。	
9			人件費の圧縮などコスト削減の努力を行 う一方で、収入の増大も積極的に目指して いくべきである。居宅介護事業分野のさら なる開拓などがあげられよう。	1-74~ 75. 141	有	新規事業の開拓については、事業団事務局に新規事業 策定委員会、核施設においては新規事業施設検討委員会 を設置し検討している。【平成19年5月18日公報(号外第 26号)】 民営化後は、在宅関係の新規事業を開始するととも に、月単位で移働率等をチェックする体制を整え、収入 増につながっている。	有		措置がなされたといえる。	

100	監査テー	7		報告書	歩層	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	最合		
番号	大テーマ	項目	指摘・意見の内容	がべージ数		講じた指置の具体的内容	公表 の有 無		平成22年度包括外部監査人による評価		
15	職員の保証を変われています。 は、		職員人件費を加えた結果、平成16年度で	1- 119、 144	有	行財政改革プランに基づき、出先機関の地域における 役割を念頭に、組織・機構や事務事業を見雇し、県民本 位の成果・効率重視のスマートな行政運営に努めてい る。【平成19年5月18日公報(5分外第26号) 県の設置義があり、相談も無料で行っているため、収 入がなく、民営化はなじまないと考える。	有		組織・機構や事務事業の見直し」 「成果・効率重振のママートな行政運 官」の具体的な内容が不可で、措置を 講じているとは認めにくい。 少なくとも、高人件費の原因分析(類 似症設との比較や当該施設業務の特殊 性の有無の検討等)に基づく具体的な 説明をする必要がある。		
16	身生常会に発生を受ける。		検討委員会のメンバーはすべて興庁内部 の職員である。検討委員会は、独立性と 定性を兼ね備えることが必要と考えられ る。したがって、外部の有識者をメンバー に加え、独立性及び公正性を確保すること が必要である。	1-122 ~ 123 146		検討の過程において、県内の有職者から意見徴収を行いて、日常化を審まえて検討委員会を実施した。さらに、民営化を実施する際には社会福祉帯総会に請り各申を受けた。【平成19445月18日公銀(号外第36号)】その後平成1949月に民党化し、社会無地法人が移築、運営している。民営化にあたり、身体障害者福祉関係団体から意見を徴収した。	有		措置がなされたといえる。		

	監査テー	7		+n el- afa	10 00	措置を講じた場合	i de la composição de l	措置を講じていない場合	
番号		項目	指摘・意見の内容	報告書のページ数	の有	講じた排置の具体的内容	公表 の有 無	措置を講じていない理由	平成22年度包括外部監査人による評価
133	財団法人老人クラブ連名会【高齢者福祉介護課】		現状では、公共性、財団性という理論 的・理念的な問題点のほかに、会員数の低 下という現実的・実験的な問題点がある。 これらの解消のための一案として、中間法 人の新設や、会員制を廃し誰でも研修や行 事等に参加できる制度へ移行が必要と考え る。会費に代わる収入版は、各付金を募る こと等で賄えるはずである。	1-107 ~ 110, 143		沖縄県老人クラブ連合会においては組織財政検討委員会を立ち上げ、今後の組織のあり方や自主財源の強化にかかる検討を行っているが、なかなか奏りしていない。現法人としての存続等については、公益法人制度改革の趣旨や、団体内部での十分な検討を踏まえ、対応を考えていくこととしている。	有【成年月日報(外26号】 平19518公 号第		具体的な方針が決まっていない以上、「検討を行っている」「対応を考えていくことしている」「対応を考えていくこととしている」段階では、 措置を講じたとは認めにくい。
	直近3カ年の更 身体報談の状況 は一次では、 は、 でのでする。 でのでは、 でのでは、 でのいて、 でのいて、 でのいて、 でのいて、 でのいて、 でのいて、 でのいて、 でのいて、 でのいて、 でのいて、 でい		身体障害者更生相談所は一般会計に取り 込まれており、独自の歳入歳出の状況が理 旗できない状況にある。際員の人件要が歳 出に含められていないため、単純に歳入歳 出活領を出してみると、37百万円から49百 万円の歳員の人件費を含めると多額の歳出起 が成成(無字)となって知る。しか し、職員の人件費を含めると多額の歳出起 がある。と多額の歳出起 れる。身体障害者更生相談所という一つの 組織体の収支が状況を設所という一つの 活動状況を評価するためにも身体障害者 生相談所を一つの会計単位とすべきである。 一つの会計単位とすべきである。 一のの情報が成立と呼ばない。 を必ずりである。 とができると考えられる。	1- 118, 144	有	行財政改革プランに基づき、出先機関の地域における 役割を念頭に、簡素で効率的な組跡・機構を確立する観 高等から、出先機関の組織・機構や事業を見直すこ ととしている。【平成20年5月23日公報(号外第22号)】 見の設置義務があり、相談も無料で行っているため、収 文は赤字となる。職員費は県の規定に基づき適正に算出 しており、連営費は毎年10%ほどの削減に努めている状 況である。	有		措置を講じたとは認めにくい。監査人の指摘・意見の應言は会計単位を独立させることで、経営責任会明確にし、コスト意識を高めることにある。左記の説明では、簡素化・効率化の具体的な取り組みが見えてこない。運営費10%削減の努力についても、正確なコストの把握なしには評価は難しい。

	監査テー	7		報告書	F1F 183	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	
番号		項目	指摘・意見の内容	教育者 のペー ジ数	の有無	詩じた指置の具体的内容	公表 の有 無	措置を講じていない理由	平成22年度包括外部監査人による評価
18	羅書者差別禁 止条例索 以示【除害保 福祉課】		興は障害者が自己の意思に基づき生活で さる社会を実現するため、差別禁止条例家 を提出し、際害者が出生、医療、教育、伝達、飲労、居住、移動、などの面で差別さ は、飲労、居住、移動、などの面で差別さ が完成した。 等力すべきである。また、解除者を創定に 努力すべきである。また、解除者を創定に なにより、 変化に基づきしませた。 なには消極的に差別的扱いを差別解消措置 を購じる作為義務を課す必要がある。	1-132 ~ 133, 146		「障害者差別禁止条例」の制定については、他所興の状況も参考とし、調査・研究していきたい。【平成19年5月18日公報(号外第26号)】 障害者の差別禁止については、国連の障害者権利条約の批准に向け、現在国の集中的な障害者制度改革の検討がく行われており、関告当事者を含んだ推進金騰の場で払く行われており、関であるところである。県においても、「第3次沖縄用障害者基本計画」に基づいて障害者の社会参加、権利騰騰を推進するため境々な取組みを進めており、国の勤命を踏まえながら条例制定について慎重な検討と十分な議論を行っていきたい。	有		左配の説明では具体的な行動がみえたい。ただ、意見の内容が、送的検討かい。ただ、意識の内容が、送野する種類が、実見意識のも思います。というないとまではいえない。。

監査テー	7	A District of the Control of the Con	報告書	40.00	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	
野 大テーマ	項目	指摘・意見の内容	報言者 のペー ジ数	の有	課じた措置の具体的内容	公表 の有 無	措置を講じていない理由	平成22年度包括外部監査人による評価
7 総合性2 を含せる3 を含せる4 できる5 できる6 できる7 で 「 (場 を) で (で (場 を) で (で (で (ま を) を) で (で (で (で (で) を) を) で (で (で (で) で (で) で (で (で) で (精神センターでは、デイケア事業として一般デイケアとうつ物デイケアとうつ物デイケアとから、現所デイケアを実施した。このうち、平成17年8月から、明から、明が行実施している。このうち、平成17年8月から、明が存実施の方では、民間の人技術移転を図るためにも、また服務の需要になる方がいた。当分の間は維持センターが主体となり実施するの無要になる方が開味したという。当分の間は非様とするの事態になる方が開味していませんとり実施するの要性が振りである。一般デイケアを廃止することは行事として評価できるが、それに伴って東が実施する必要性が痛いかつ病デイケアまで廃止することは不合理である。	126, 126, 145~ 146	有	総合精神保健福祉センターで実施しているうごがデイケアについては、これまで大きな冷療効果とけるなどの実施しているうでは、これまで大きな冷療効果とけるなどの実質の受入や狭く検験の情報提供を行うなど、県内医療機関への技術を転を図るべて、取り組んでいる。現では、平成19年度末を期限としてうつ時所所ので、場内に対しているの場合では、平成19年度といるが、それまでに特殊の保証するなど、場内に対しているので、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、	有		監査人の指摘・意見に沿うも的からとない。 必ずしも言えないが、予算の制約のなかで、技術を振つ取り組みを行うないが、予算の制約のないで、技術を認めることができる。

番	監査ラ			報告書	措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外
号	大テーマ	項目	指摘・意見の内容	のペー ジ数	の有 無	講じた措置の具体的内容	の有	措置を講じていない理由	部監査人による評価
4		原則としません。 での入札によ のことと	約は競争入札によるこ	35~36		報定管理者制度算入協設については、民間如業者参入により、経費制 機効果が見込まれる取組は実施されていると考える。(平成22年12月24 日付け沖縄県公報号外第38号に登載)	有		未構度、指定管理者制度導入施設であっても、理由限即が不十分であったと思われる関策製約がなされているケースも依然として存在する。契約に関すいる解理については、税金制度自禁に直接関わるところであり、感心も高い、ためかわから十四巻が長後的でない。なは、随葉製制をぞう理由としてよく「技術的、専門的な事情から他の質者に表現することは困難である」の影響があるのかったというない。現上を収集していない県民一般にはその説明に売出性があるのかった判断できない。理由は一般にはその説明に売出性があるのかった判断できない。
5		改革を踏まえ 公社等外郭団 体の見直しを 進めること	相定を重要者制度の趣旨 を効果的に速度できるのは、 外出しました。 が構立という。 が相方という。 が相方という。 が相方という。 が相方という。 が相方という。 が相方という。 が相方という。 が相方という。 が相方という。 を取りまる。 を取りまる。 をかいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがまる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 とはいるをがいる。 をがい。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがい。 をがいる。 をがい。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがい。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがい。 をがいる。 をがい。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがい。 をがい。 をがい。 をがい。 をがい。 をがいる。 をがい。	36		①各公社等については、第公益法人制度改革の越言を踏まえ、平成25年度までに今後のあり方等について検討を行う。 (新沖縄県行財政改革プラン (64~106頁) 平成2245月 預定) →沖縄県行政改革推造課ホームペーンに掲載。 ②上配内容を平成20年5月23日沖縄県公領(号外第22号) 搭載。	有	:	プランに盛り込まれ、取り組みの端 緒についたという意味で、指置がなさ れたといえる。
	源定手機の公 近生・近年 で ・ が で ・ で で で で で で で で で で で で で で で	定委員会の構	県職員が選挙数と占め る選交委員会では、結果体 の管理機会には には、 のでは、 には、 のでは、 では、 のでは、 では、 のでは、 では、 のでは、 では、 のでは、 では、 のでは、 では、 のでは、 では、 のでは、 では、 のでは、 では、 のでは、 では、 のでは、 では、 のでは、 では、 のでは、 では、 のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	37~38		①平成17年11月騰会での指摘を踏まえ、平成18年6月に、委員構成については外部職者を4人以上とし、かつ委員総数の選半数とすることとした。 ②平成19年3月に「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」を策定し、委員全員を外部職者とした。→枠棚県行政改革推進機ホームページに掲載。			措置がなされたといえる。

器	監査デ			報告書		措置を購じた場合	措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括タ
号	大テーマ	項目	指摘・意見の内容	のページ数	の有 無	講じた措置の具体的内容 の有	措置を講じていない理由	部監査人による評価
1	設管理コスト		本の職態の管理選回 のでは、大学のでは、 のでは、	34		①平成17年11月類会での指摘を断まえ、平成19年3月に「公の蒸散の相定」有 管理者制度に関する選用力が「平成19年3月)」を策定した。→沖縄県行 管理者制度に関する選用力が「平成19年3月)」を策定した。→沖縄県行 段改革推進費ポームページに掲載。 ②同力分針により、公施設については定原則として指定管理者制度を導入 すること、指数管理者の謝定については公募を原則とし広く募集を行う 等、民間事業者等の参入を促進している。 ③上記内容を平成20年5月23日沖縄県公報(号外第22号)搭載。		措置がなされたといえる。
2		モニタリング 機能を兼ねた 「公の施設員会 (仮称)」を	要の対する場合では、 を上や十二のでは、 を上や中では、 のだすンパな、となるが、 のがする場合が、 のがする場合が、 のがであるが、 のが、 のでは、 のでいるが、 のでいる	34~35	無		①公の海野社広範に及び、個々 の高数の機能も多岐にたることから、選近の大きなとから、選近から、一般になってメランク的な 情景や単常が出る節が立つな形で大力です。 一般では、一般では、一般では、一般では、 できまり、一般では、 の全庁的な検討委員会について は、本検は、必要性も含めて今後 検討したい。	左記の説明は、現状説明にとどまっており、理由は述べられていない。 査人の提言がほったらかしにされていると言わざるを得ない。
3	3	政コストを把 握し県民へ公 表すること	立れています。	35	有	公の施設の管理に係る行政コストについては、沖縄県行財政改革プラ ン (平成17年度から平成21年度まで)、に基づき、推定管理者制度の構入 等を進捗管理として、指定管理をよる管理により節減されたコストを 担難し、公表している。果としては、新神縄県行政政政事プラン(平成 22年度から平成25年度に対して各公の報政の管理にととしており、 より選切な行政コストの出票を法でいても公の権政を見聞すこととしており、 より選切な行政コストの出票を法でいても、情報収集を行っていると ころである。 (平成22年12月24日付け沖縄県公報等外第38号に登載)		措置が至れたとは認められない。 学校では、一般である。 対しているというでは、 は、 は、 は、 は、 ないるというと、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は

番	監査す	·		報告書	措置	措置を諱じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外
号	大テーマ	項目	指摘・意見の内容	のペー ジ数	の有無	講じた措置の具体的内容	の有	措置を講じていない理由	部監査人による評価
9		ける指定程 様 推案 種 作 を が が に で が に に で が に に で が に に で が に に で の に に で の に の で の に の で の に の で の に の で の に の で の に の で の に の で の に の の の の の の の の の の の の の	公理など、 で関係を表する。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	41	無			①例とされている神飆県男夫共 同参顕型とかーにいては、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	左記の説明は、現状説明にとどまっ
100		応募者の財務での主要をはいる。 応募者を性に変数をはいる主要をはいる。 は、企業をはいるでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	にかかる行政負担の削減 を図るべきである。	42	無				未増置。 未増置の理由の明示もなく「今後の 検討課題としたい」とするのでは、監 金人の提言をないがしろにしていると 評価せざるを得ない。

番	監査テーマ		報告書	措置	措置を護じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外
号大デ	-マ 項目	指摘・意見の内容	のページ数	の有無	講じた措置の具体的内容	の有	措置を講じていない理由	部監査人による評価
7	資格要件を立 の変当性につ いて	指、近季等と一点で、 ・ で、 ・ で し、 ・ で で、 ・ で し、 ・ で で、 ・ で し、 ・ で で、 ・ で で、 ・ で で、 ・ で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	38~39	A			今後の検討課題としたい。	未排置。 未排置の理由の明示もなく「今後の 検討襲難としたい」とするのでは、監 金人の提言をないがしるにしていると 肝値せざるを得ない。
8 瀬定基準に 受当性 で (行政 改進課)	つい な利用の確 保」を再発 目とし、 芸推 方式による 点をしている	「いては、指標性を定しています。 「いては、指標性する協力計 「なった者」を対しています。 「かった者」を対しています。 「神場、原理をしています。 「神場、原理をしています。 「神場、原理をしています。 「神場、原理をしています。 「神場、原理をしています。 「神場、原理をしています。 「神場、原理をしています。 「神場、原理をしています。 「神場、原理をしています。」 「神場、原理をしています。 「神場、原理をしています。」 「神場、原理をしています。」 「神場、原理をしています。」 「神場、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	39~41	*** *********************************			①適定基準については各施設の 特性に応じ設定されており、設 特性に応じ設定されており、設 野団体の考え方や取組に創窟 大があるか効果的かを評価して いる。 ②例とされているつかでは、 同参画センターについては、 のでは、「100点から平成の中度は5点 /100点に分子成の中度である。 (3) 審査項目としての適・不適に ついては今後の検討課題とした い、	左記の説明は、現状説明にとどまっており、理由は述べられていない。

平成18年段 指置状化一見衣 公の應款の旨理及い應款管理者との取り寄たついし

番	監査テ	- -		報告書	措置	措置を謀じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外
号	大デーマ	項目	指摘・意見の内容	のペー ジ数	の有 無	講じた措置の具体的内容	の有	措置を講じていない理由	部監査人による評価
	相変管理料に 関係の 関係 関係 関係 関係 関係 関係 対の がかで は で は で で は で が が が の で で が が の で は で が が の で で が が が で で が が で で で で で で で で で で で で で		公司を対しています。 本のはでは、 を対しています。 を対しています。 を対しています。 を対しています。 を対しています。 を対しています。 を対しています。 を対して、 をが、 をが、 をが、 をが、 でいる、 をが、 でいる、 でいる、 をが、 でいる、 で	57	無			今後の検討課題としたい。	来情報、指定管理者の利益獲得目的 に限定した監索人の分所にも一部、違 和感があるが、未常値の理由の明示も なく「今後の検討機関としたい」とす るのでは、変称を にしていると評価せざるを得ない。
14			正確に原循分析するたを 機信されてきた を を を を を で に に に に に に に に に に に に に		無			今後の検討課題としたい。	本帯震、指定管理者の利益獲得目的 に限定した整査人の分析にも一部、違 和感があるが、未措置の理由の明示も なく「今後の検討課題としたい」とす るのでは、監委人の報音をないがしろ にしていると評価せざるを得ない。
15			乗当な指定管理斜の水 準を模乗している段階に あるはずの現状において は、指定管理料は毎年見 直しを行うべきである。		無			今後の検討課題としたい。	未ቸ震。指定管理者の利益獲得目的 に限定した監査人の分析にも一部、連 和感があるが、未措置の画由の明示も なく「今後の検討課題としたい」とす るのでは、監査人の提言をないがしろ にしていると評価せざるを得ない。

番	監査テーマ		報告書		措置を講じた場合		・ 措置を課じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外
号	大テーマ 項目	指摘・意見の内容	のペー ジ数	の有無	講じた措置の具体的内容	の有	措置を講じていない理由	和監査人による評価 の監査人による評価
	C. APAC LA MA LA PARTICIPATA DE PROPINSION DE SANCIENTE	審定 12 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2	42~43	無			今後の検討課題としたい。	未措置。 未措置の理由の明示もなく「今後の 検討課題としたい」とするのでは、監 金人の発言をないがしろにしていると 評価せざるを得ない。
12	指定手続等に 関する条例に	の場合であって、企会の の場合であって、企会で 地震が発生を関する。 程度が発生を関する。 程度が発生を関する。 程度が表現した。 程度が表現した。 程度が表現した。 程度が表現した。 程度が表現した。 は、に関すとも、地方と同様が は、に関すとも、地方と同様の は、に関すとも、地方と同様の は、に関連を主義なといる。 をは、対象を例にある。 をは、表現の原則を表現なのが をは、ないて、のが をは、ないて、のが をは、ないて、のが をは、ないて、ないで、なども のが至ましいとい える。。	43~47	無			①「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針(甲成19年3 月策定)」において、公募の原 明等、指定管理者制度に関する大力を実施方法を示 している。 →沖縄果行政改革推進課ホーム ページに掲載。 ②条例化については措置を講じていない。	左記の説明は、現状説明にとどまっ ており、理由は述べられていない。

1	監査ラ			報告書		指置を講じた場合	i i i i i i i i i i i i i i i i i i i	措置を講じていない場合。	措置状況等に対する平成22年度包括外
1		項目	指摘・意見の内容	のペー ジ数	の有無	蹲じた措置の具体的内容	公公 の有	措置を講じていない理由	部監査人による評価
	20	NT	神橋県人性総合センタ 中域用の大学を付等の場合 では用いています。 中域用が可能をあない。 の場合したの場合 の目的できるがからいます。 が関連を表するが、いかでは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の		有	平成18年度からは「沖縄県男女共即参順センターの設度及び管理に関する条例」に基づき、当財団が県から指定を受け管理を行い、施設利用の許可については、「正当な理由がない限り、施設利用を拒むことはできない」とあるほか、「施設を利用することについて、特定な個人や団きない」とあるほか、「施設を利用することについて、特定な個人や団とないこと」となっており、これらを贈まえ、別団においては、利用者とないこと」となっており、これらを贈まえ、別団においては、利用者とないにとしては、募集要項に基づき資館業務マニュアルを作成し施設管理を行っているところでありますが、次期の相定管理申請において対応を検討してまいります。【平成20年5月23日公報号外第22号】・平成18年度の指定管理者制度を導入した際、利用料金設定の見直しを行い、通切に対応しています。	有		来指量、 整査人は、ているるの影響目的を規 定している条例との関連を考慮して、 ているもの利用を制限する場合との関連 にすべきであると指摘している。 の利用を制限する場合を明確している の利用を制限する場合を明確化した かどうかが問題である。 ところが、左記の説明は、この点に 答えていない。監査火の指摘での 高とずれている。料金設定の見直しも 直接応えるものではない。
	1	後の管理運営 のあり方につ	施設管理は民間に委 12、財団は男女共同参画 李葉に物セラる方向で検 討することが求められ る。		有	当財団としては、散立目的の推進と財団経営を念頭に覆きながら、県の募集要項に基づき応募し、管理を受託している状況です。男女共同参配社会の実現に向けた活動の拠点施設である計構県別また制御自じクーを管理することは、男女共同参画事業の効果的、効率的な権道に必要であると考えています。 当財団としては、今後の財団のあり方、次の指定管理・の広募等を含め、対応を検討してまいります。【甲成20年5月23日公報号外第22号】・平成21年度から民間企業との共同企業体を構成し、指定管理者の受託者の一構成員となっています。集団は、県からの委託事業及び自主事業を実施しています。	有		未措置。「対応を検討してまいります」では、未措置を公は明らかである。 しかし、左記の整金意見は、同財団のありようそのものに関わるものであり、同財団及び所管調が抵抗するある。 すもそも、同財団は、ハコ物を管理された。日間が日本のを管理された。同財団は、大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大
-		施設の利用状 況について	公園の利用率向上に向けて事業計画を着実に実施していくことが必要である。		有	①毎月事業報告を提出させるとともに定期的に巡回指導を行い、進捗状況をモニタリングしている。 ②利用者ニーズを把握し、事業に反映させるため、ご意見箱を設置した。 ③製化機密、森林公園まつり、グランドゴルフ大会等の自主事業を行い、集客を図った。	有		措置がなされたといえる。適切な取り組みである。
-	3	況について	施設管理に不備があ る。管理を記者は見上 分配を設置した 遺類がないようにする必 要がある。	113~	有	① ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	有		措置がなされたといえる。措置の公 表方法については、回答がなく不明で ある。

番	監査ラ			報告書		措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外
号	大テーマ	項目	指摘・意見の内容	のペー ジ数	の有無	講じた措置の具体的内容	公政 の有	措置を講じていない理由	- 加重なパイチにカナット (ASS) 千尺 (3月) / イス (
	沖縄県男女共 同参画セン ター 【平和・男女 共同参画課】	施設利用率が 示すもの	(施設稼働率の計算方 法が合理的ではいこと、 利用状況が悪い施設が悪い施設があることを指摘したうえ で)施設の設置目的選成に 方をしているか明らかに すべき。	84, 100~ 102	有	施設利用の向上を図るために、ホームページでの利用の予約状況が、 利用者から確認できるようにプログラムの開発を進めています。 実態を把握し公表する工夫について、現在所有するデータを元に利用団 体をグループ分けし、男女共同参画推進団体の利用率との比較等利用実 態を公表できる方法を検討しています。 [平成20年5月23日公報号外第22 号] ・ホームページから利用の予約状況が確認できます。 ・利用団体ごとの利用実施は、財団の業務被要の冊子で公表していま す。	有		措置がなされたといえる。 しかし、男女共同参順に関連して利 用されているものは、実際にどのくら いであるのか、実際をみる必要があ る。そうしたうえで、同センターの存 練意義を説明すべきである。
17			リスクのある金融商品 を取得していることにつ いて、リスクの発生予想 について十分な検討が必 要である。		有	当財団の事業は主に東からの管理運管補助金と密発事業に伴う委託料で賄っている状況であり、財団独自の自主事業を計画するための財滅が乏しく、自主財滅の確保が課題でした。 そのことから、自主財源の確保に向け充分検討を重ね今後の財団の運営等を考慮し長期で設計されている債権を購入しました。 今後、基本財産の運用にあたっては、リスクの発生しない債権を購入するなど、健全な運営に努めて行きます。 [平成20年5月23日公報号外第22号] ・健全な運営に努めるため、元本保証の外国債を購入しています。	有		措置がなされたといえる。
		.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,							
18		観点契約の妥当性	委託契約のほとんどが 総書契約であり、鎌や入 利を導入すべきである。 また、業者指名方法等を 文書化し、渡列性を高め る必要がある。	84. 103~ 104	有	施工業者以外の業者が保守点検をすることで、管理業質に支障をきた。 方ため、随意契約としました。 今後、委託業務に係るおきなわ女性財団会計規模の適用にあたっては、 競争原理を念頭に契約締結に務めます。また、類似施設より情報を収集 し選定基準を設け、入札手続の適明性、効率性を図ることに務めます。 [平成20年6月23日公報号外第22号] ・三重被合同庁含全体に関わる委託に関しては、毎年人札を行っています。 ・ホール舞台関連に関しては、設置メーカー独自の機構的に他社メーカー でいるため、他社での点検による業務委託では、最終的に他社メーカーの機構及び部品等は保証ができないという理由があることから、設置業 者による保守点検を随意契約で行っています。	有		未普要・ 整在人は競争入札にすべき、業者指名方法等を文書化さべきと指摘している。左距の回答では競争入札にしたと 認められないし、業者指名方法等を支 着化したとも認められない。 なお、競争契約締結の理由説明については不合理であるとまではいえない が、本当に施工業者以外の業者には保守点検ができないのか、専門知識を有 していない限年、最にはその説明に合 理性があるのかどうか判断できない。 その意味で断に落ちないところがある。 週由説明は十分すぎると思われるく らいがよい。
19		展派遺職員人 件費支給方法 について	東に相対の 東京は 東京は 東京は 東京は 東京は 東京は 東京は 東京は	104~	有	県から財団への職員の派遣は、公益法人等への一般職の地方公務員の 派官がに関する法長及び沖縄県公益法人等への職員の派遣等に関する条 例に基づき行われています。 また、財団における派遣職員の船与は財団法人おきなわ女性団の役員 及び職員の移与及び派費に関する規程により、沖縄県職員の船与条例に 希ずると定められています。 派遣職員の終与については、派遣法により原則として給与を支給しない 定ととされています。 派遣職員のあため名種業務を委託していますが、委託をついては委託 業務の内容等を勘案して積算しており、人件費相当額についても県派遣 職員に付給した義務的経費ではなく、委託を務め口骨な推進を図るため の財団職員の人件費相当額と考えております。 「甲成20年5月23日公報号 中平成23年度から、派遣職員の給与は、沖縄県公益的法人等への職員の 派遣等に関する条例の規定に基づき県が直接を給することになります。 また、同条例に規定する手当以外の諸手当等については財団が支給する ことになります。	有		来推開。 整査人は、派遣性、県条例を前提 に、財団を騒曲しないで直接支給でき る場合は県派遣職員に県から直接に給 与名支給できであると言っている。 この意見に対し、左記の説明は直接支 終しないた。の理由づけに全くなっていない。 なお、平成23年度から、直接支給することになったとのことであるので、 その経過は得来緊査・点検されるべき である。

番	監査デ				措置	措置を課じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外
늉	大テーマ	項目	指摘・意見の内容	のペー ジ数	の有 無	講じた措置の具体的内容	の有	措置を講じていない理由	部監査人による評価
28		現金等の収受 手続について	自販機 コインロッカー等の現金の収受手続に関し、現金事故的止の 、他関し、現金事故的止の 観点から自販機収入につ いても複数分による立ち 会いが望ましい。		有	平成21年4月から複数名による立ち会いを実施している。	無		措置が立されたといえる。 公表新しとしているが、平成20年5月 23日公韓号外22号で措置の内容が公表 されており、監査対応が不適切であ る。 また、号外では平成20年1月から立会を する旨、説明されており、左配説明と の整合性が図れず、措置実施の経緯が 把握できない。
29			あるので、重複予約を解 消する努力が求められ	84,	有	平成21年4月からは、原則重複予約を認めていない。	無		措置がなされたといえる。 公表無しとしているが、平成20年5月 28日公報号外22号で措置の内容が公表 さる。 また、另外では平成19年度から重複予 約を行わない旨、説明されており、左 記配明との整合性が図れず、措置実施 の経緯が把握できない。
300		施設利用の破免 免に係る実費 相当分につい て	現在、施設利用用料が高 除になった場合、同時になった場合、同時になった場合、同時になった場合、同時に突襲を数を分れる。 実費を数を変かされる。 所述は一個では、一個では、 一般では、 一般で、 一般で、 一般で、 一般で、 一般で、 一般で、 一般で、 一般で	130~	*			沖縄県都市公園条例第15条の 規定による事項であるため。 規定管理料を算定するにあたっ て考慮している。	措置を際じたとはいえない。監査人の意見の趣旨は推定管理者制度の目的からすれば、実費については利用者から徴収することも検討すべき、とするものである。左配の級別では、措置を講じない理由としては的確性を欠く。

番	監査デ			報告書		措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外
号	大テーマ	項目	指摘・意見の内容	のページ数	無無	講じた措置の具体的内容	の有	措置を購じていない理由	部監査人による評価
24			指定管理者による管理 事業計画の履行状況は未 達成部分が多い。県は指 定管理者の計画履行状況 のモニタリングを適切に 実行する必要がある。	114~	有	基本協定第23条により四半期毎に提出する業務報告以外に、毎月の事業報告を求め、事業の進捗をモニタリングしている。また、定期的に返回し、公の施設として適切に管理運営されるよう指導を行っている。	有		措置がなされたといえる。指置の公 表力法については、回答がなく不明で ある。
25		間か官か	森林組合運合会は県からの出質や出向はないも のの、異や引向がなの邸職 は要や開向はないも のの、現や引向が必事機とついている 点などを考慮すれた概な おびけらがある団体であ おびは今がある団体であ なといえる。同連合会は、 指定期間満年的経営を目 指す必要がある。	115~	無			総務部長より改善措置事項に 挙げられなかったため。	未措置。左記の説明は、監査人の意 見をないがしろにするものであるし、 措置対応に係る統制に問題があること の証左といえる。
26			指定管理者において適切な会計処理がなされるよう県は指導を徹底することが必要である。		有	森林組合連合会の運営の健全性、財務処理の透明性確保に関する指導 については、森林組合指導方針に基づき指導を行っているところであ り、その中で、追職給与引当金については毎年度計上するよう指導し た。	有		措置がなされたといえる。しかし、 包括外部監査制度における指置の公表 はなされていない。
		施酸の利用状 況について	自転車競技場は一般の 利用を 想定したもので はないが、無の施設である な以上、有効利用に努め るべきである。		有	平成18年当時自転車競技場は、建設後20年を経て舗装店に亀裂や凹凸が生じ走行に不適切な状況にあり、利用状況が悪かったと考えられます。そのため、平成21年度に改修工事を行った。 自転車競技場は、最大路面傾斜角度が32度あり、一般の利用は危険であることから、具自転車競技運選に所属する選手及が連盟が適当と認めた選手等の利用に限定することを、本課と自転車競技運盟とで合業しております。自転車競技の普及・振興を図ることにより、利用率の向上に繋げていて所存であります。 公表の方法について 平成22年1月に日本自転車競技連盟の公器検定を受け全国的に公表された。	有		未措置。どのようにして自転車競技 の替及・振興を図っていくのかの方針 や力策が明示されておらず、措置を課 じたとはいえない。

番	監査テーマ		報告書	措置の有	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外
号	大テーマ 項目	指摘・意見の内容	ジ数	無	講じた措置の具体的内容	の有	措置を講じていない理由	部監査人による評価
34	事業計画の幾 行状記について	具はIVの掲げる事業計 画が着実と課員していく ようにモニタリングを選 切に実施していくととも に、取り組みに対してけっている 後極的に協力すべきであ る。また、地元とIVの傾向 現を役としての検削も 果たすべきである。	85, 137~ 138	有	平成21年からは、モニタリングを適切に実施しているとともに、取組 に対しても積極的に協力している。	#		措置がなされたといえる。 必素性としているが、平成20年5月 23日公報号外22号で措置の内容が公表 されており、監査対応が不適切であ る公報号外では、個別とアリングの調査 方定や地元調整についての指定管理者 への指示について説明されており、一 定の措置がなされたものといえる。
35	事務委託経費 勘定の適正列	TVでの経理処理に関し、旅設管理に係る支出	85, 138~	有	平成19年からは、JVでの経理処理に関し、施設管理に係る支出額は 実費額を基に適切に処理させている。	無		措置がなされたといえる。 公表無しとしているが、平成20年5月
	がルビッ 地 エス 種 方法	類は実験を含むという場合 する必要がある。予想報 をもとに対象された必要を をして事務委託経費と して報告することは適切 ではない。			天黄の花園に海がにだから、「いつ。			公式が高いた。こので、十級以下のの 25日公輔号外22号で措置の内容が公支 されており、監査対応が不適切であ 公公報号外では、今後の委託契約につい では積薄根拠を明確にするよう指導し た旨、説明されており、一定の措置が なされたものといえる。
36	指定管理者の 狭嚢内容の検 対		139~	有	平成19年からは、譲切に処理させている。	無		接管がなされたといえる。 態金人が意見として述べたものでは ない指摘であるが、適切に処理させた のであれば、その内容を具体的に説明 する必要がある。
37	式の統一を図	県への報告書の記載宴 傾が指定管理者によって ばらつきがあり、全体的 はちのきがあり、全体的 に不統一なことから指定 管理者間の支出内容の比較 較可能性が損なわれてい る。果は、支出報告書の 書式統一を図る必要があ る。	140	有	平成21年からは、報告書の書式配一を図った。	無		搭置がなされたといえる。 公表無しとしているが、平成20年5月 28日公養号分22号で措度の内容が公表 されており、監査対応が不適切であ る。サイトでも、左記と同趣旨の説明が なされており、一定の措置がなされた ものといえる。

番	監査7	HZ		報告書		措置を講じた場合		措置を講じていない場合	
号		項目	指摘・意見の内容	のペー ジ数	の有無	講じた措置の具体的内容	の有	措置を講じていない理由	部監査人による評価
3		財団の今後の あり方につい て	指定管理者の(財)沖 編集公園・スポーツ振興 協会は、3年後の再特定 までは管理の効率化を図 ることは困難である。県 の行財政改革プランに 沿って解散する方向で検 計する必要がある。			平成21年解散 官報平成22年 6月17日号外第126号	有		未措度、予報整率の指摘に対してど のような対応をしたのかの過程が明示 されず、措置がなされたとは評価でき ない。
3:	パンナ公園 【都市計画・ モノレール 課】	況について ・台風被害の 影響	・編木が生じていた。逆間 ・編木が生じていた。逆間 ・解の管理者(県の外邦応等 を選切に実施しておら ・学理がきんであったことが18年9月の台配分 に要なる。 ・平成18年9月の台配分 のでは、一年の大学を構造を構造を を発験を生している。 りなりに議議を を解験を生せしている。 が多と修練がを理者のどち が多と修練がを理者のどち がなりなった。 はは指定管理者のどち がなりなった。 はは指定で管理者のどち がなりなった。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	136	有	聖業花の橋・県が改修工事をし、平成21年12月から通行再開した。 多目的お祭り広場:指摘後直ちに原明設備を修繕した。 展望広場:平成19年には老朽化した屋根を敷去して通行止めを解除した。 名蔵遠見台:平成19年には屋根を敷去した。			一部末措置。早期の修縛が必要である。
33		況について ・ずさんな設 計図の保管状	設計図の保管がずさん である。一部が紛失して おり、万一、災害等によ る緊急事態が起きた時に 配大等や力での配置を 確認できず混乱する恐れ がある。		有	配水管の関面は、平成21年には対応済み。ガス管はプロパンガスで対 応している。	#		措置がなされたといえる。 公変無しとしているが、平成20年5月 23日2報号外23号 中間四の内容が公支 されており、監査対応が不適切であ る。 公報号外では、平成19年度中に関係機 関は問い合わせ、保管状況の確認を予 う旨、説明されており、排置がなされ たといえる。

番	監査ラ	-	指摘・意見の内容	報告書のペー	措置 の有	排置を講じた場合	L A	措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外
号	大デーマ	項目		ジ数	無	講じた措置の具体的内容	の有	措置を講じていない理由	部監査人による評価
4	2 県営運動場・ 奥武山運動場 【保健体育 課】	施設の利用状況について	設もある (ライフル射撃		有	競技団体と連携し、競技の普及・振興を図り、また、平成21年4月1日 には利用料金の改定を行い、取人の増に努めています。 公表の方法について 利用料金の改定については、平成20年10月の沖縄県広報にて公表し、施 設の概要や利用時間及び料金については、ホームページで公表していま す。	有		措置がなされたといえる。
4		十分であった	(公園遊校内での湯水 やスポーツセンターの老 竹がに 前類な足、ブール の地面の強値を見た。 が地面の強値を見たが、 の地面の強値を の大輪が振ったが、 なった。 ないた。 をであるが、 は、 ないた。 な、 ないた。 ないた。 な、 な、 な、 な、 な、 な、 な、 な、 な、 な、	163~	有	前管理者と異は委託契約に基づき、施設の状況把握や運絡調整を行っていました。 施設の老朽化に対し、修繕、煙替え、撤去など予算確保を含め対応方法 の設置を造め、その後、友愛スポーツセンターは解体撤去、美武山プー ル社全而改築、美政山テニスコートには5面を変化しました。 なお、平成18年成以降は、現と指定管理者とで、月1回の任何連絡会議を 実施し、施設の管理選営状況や耐間超について適宜対応するよう努めて います。 公表方法について 施設の解体撤去や改築、改修については、ホームページで公表し、月例 会議については、即内行事予定表に載せネットワークにより教育庁全職 員に公表されている。	有		指量を禁じたとは評価できない。 定っで吸電金人の意見の趣旨は、体 超が変更ではもとより、このような間 種が放置と乗り、このような間 権能し、今後の施配運営に生かすとい うところにある。 「前管理者と異は季託契約に基づ でい」たのであれば、なぜこのような 間関本波量され続けていたのか、説は関 財産が成置され続けているか、説は間 関連が渡きがあるし、た記の説明では間 関連が変更があるし、た記の説明では間 にいない。そのにははべられ されたものとは言いにくない。 施設の補修・改修・推去についての 措置は頭なされている。 をだ、渦水 については左記に説明がない。
4			著朽化した施数 (友養 スポーツセンター、水砂 ブール等) への対応。		有	友養スポーツセンター: 羊成21年3月に解体療主し駐車場に整備済み。 水泳プール: 平成22年2月に改築完了。 公表の方法について 友愛スポーツセンター: 平成21年3月26日に友愛スポーツセンター跡地 に配念碑を設置し、除幕式を挙行、マスコミにより報道された。 水泳プール: 平成22年2月12日に幕成式を行い、マスコミによって報道された。	有		措徴がなされたといえる。

番	監査5	7		報告書		措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外
号	大テーマ	項目	指摘・意見の内容	のページ数		講じた指置の具体的内容	の有	措置を講じていない理由	部監査人による評価
38		委託料積算根 拠がないこと について	植栽等の再委託に関して、従前の管理者には委託料の積算根拠がなく、 管理上の不備があった。	85、 140	有	平成19年からは、作業員の単価と作業時間数の積算機拠を適切に处理 させている。	無		措置がなされたといえる。
								·	
4	音里城公園 【都市計画・ ミノレール 異】		実験の管理区分と経費の負担が一致していない。実施にあった適切ない。実施にあった適切ない。実施にあった適切ない。実施にあった適切ない。実施にあった適切ない。実施にあった。	152~	有	平成19年からは、実際の管理区分にあった部門別管理を選切に行なっている。	無		措置がなされたといえる。 公表籍ととしているが、平成20年5月 23日公報号外22号で措置の内容が公表 されており、監査対応が不適切であ る。 なお、公報号外での説明についていえ は、適切に部門別計算が行われている とするが、どのような点で適切とした のか監査人の意見に応えるものとなっ ておらず、明確性に欠ける。
40			権定管理系の選定に関 、国管理の分と県管理 部分の一元管理を理由と して、近年の 、一元管理 、日本の 、一元管理 、日本の 、一元管理 、日本の 、一元管理 、日本の 、一元管理 、日本の 、一元管理 、日本の 、一元管理 、日本の 、一元管理 の 、一元管理 、日本の 、一元管理 、日本の 、一元管理 、日本の 、一元管理 、日本の 、一元管理 、日本の 、一元管理 、日本の 、一元管理 、日本の 、一元管理 、日本の 、一元管理 、日本の 、一元管理 、日本の 、一元管理 、日本の 、一元管理 、日本の 、一元管理 、日本の 、一元管理 、日本の 、一元管理 、日本の 、一元管理 、日本の 、一元管理 、日本の 、一元を明 、日本の 、日本の 、日本の 、日本の 、日本の 、日本の 、日本の 、日本の	153~	有	平成21年からは、公募を実施している。	有		措置がなされたといえる。 平成20年1月3日と編号外22号での公 表内容と左記の説明の内容が一致して いない。監査対応が不適切である。 なお、公倫分外では、一般公务によっ で他回答が選正に行えるかを慎重に 検討したうえて判断すべき旨、説明が なされているが、左記ではある。 ことになった結果が記載されており、 その間の過程が不明確である。
41			部門別原値計算を整備 するなどして、財団を取 り巻く経営興境を検討 し、競争に負けない体力 をつける必要がある。		有	経営環境を引き続き検討し、適切に処理させている。 ・	無		公表無しとしているが、平成20年5月 23日公報号外22号で推審の内容が公表 されており、販金が広が流過0である といわざるを得ない。 なお、公報分外では、運営業務の効率 性向上と競争両数形のための調査を 行っている目の説明がされおり、一 定の措置がなされたと判断できる。

r k	テーマ		報告書	措置	指置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外
大テーマ	項目	指揮・意見の内容	のペー ジ数	無	講じた措置の具体的内容	の有	措置を講じていない理由	部監査人による評価
18 万国津樂館 【観光振興 課】	現頂金等の出 納管理状況に ついて	現理金の出納管理状況 に関し、通報と日鑑は 別々に保管すべきであ る。また、小口現金の金 種類を存成し、上司の火 裁を受けるべきである。	86、185	有		有(20月日沖県報外22月日沖県報外22月日沖県報外22日に公表)		措置がなされたといえる。
9	経理区分の状況について	指定管理に係る部分は 区分額理処理されている が、期中においても破存 で区分額理を切らかにす べきである。	185~	有		有(20月日沖県報外22月日沖県報外22付縄公号第号~ に公)		措置を譲じたといえる、監査人と県 との間で事実験職に食い違いがあるも のとみられ、期中においても本社で区 分配理処理がなされているものと判断 した。
50	委託契約について	季託製物について、予 定価格額書の部付が漏れ ているものがあった。計算 切な部付に加えて、計算 校拠も記載しておくべき である。	186~	有		有(20月日沖県報外22日表) 成55 成55 成45 成55 成55 対縄公号第号~ に公)		措置がなされたといえる。ただし、 指摘を受けて不備の発生を防止するた めにどのような方質が取られたのかの 説明がない。

	監査テーマ しゅう	Barrellander (Barrellander)	報告書	措置	措置を講じた場合	oriust de	措置を講じていない場合	ntakan da sing palamakan da da sa
番号	大テーマ 項目	指摘・意見の内容	のペー ジ数		講じた措置の具体的内容	公政の有	措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外 部監査人による評価
45	集にあたり沖 縄県から基本 的な考え方が 明示されてい	指定管理者による事業、 計画は大きなである事業、 外イドで指定・理解が 対イドで指定・理解が 対イに対して、事・制作を連定を担合である。 は実践がある。また、事を実計 ので、現代をでは、する学計 がで、また、事を受けて、 をである。 をでる。 をである。 をでる。 をである。 をである。 をである。 をである。 をである。 をである。 をである。 をである。 をである。 をである。 をである。 をである。 をである。 をである。 をである。 をである。 をである。 をである。 をでる。 をである。 をである。 をである。 をである。 をでる。	85,	有	①平成18年度に指定管理者制度を導入したばかりで、県及び指定管理者 双方に準備が不足していたため、指摘の状況が生じたものと思われま す。なお、その後、事業計画は達成されています。 ②利用料金については、要項に「沖縄県立美池は給产運動運の設度が 管理に関する条例の別表に立める基準期に100分の710を乗じて得た額の設定額から 当該基準額に100分の710を乗じて得た額の範囲がで、指定管理者があらかとめ敷容長全の承報を乗で決定すること」と定めておま また、減免については「美式山総合運動場利用を機欠基準」を設けております。(平成18年12月)。 ③事業計画書において求めた「県民の公平な利用を確保できることとのでの 項目は近来の管理運営の枠にとらわれず、来彼な発想に基づいた民間事業者のノウハウが発揮されることとを期待してあえて抽象的に書いたもの であります。 公表の方法について 就要要項については、数音委員会のホームページに掲載したほか、県の 広報総(美ら島沖縄)にも掲載した。また、減免基準については平成 18年12月に県の部局長、県内各市町村教育長あて通知した。	有		措置がなされたものといえる。 ただし、左記②の説明については、 窓舎人は「花敷サイドで「具体的」な 眼騒を与え、その職を造成するため の方法を指定で到者に求めるべきで含 の方法を指定で到者に求める「見のから、 適いがある。で従来の管理基づかた民 間事業者のサイドで、 を断待してあえて排除的に輩がた。 を期待でしてある。 を期待でしていた。 を割待でしていた。 を割けてした。 を割けていた。 を割けていた。 のであれば、その制令が現れた具体例な とをわれず、柔軟な手間によりいとこ を対けて脱骨的に説明がほしいとこ ってある。
46	されている売	公園内設置の売店について、業者選定は公平に する必要がある。		無		無	次期避定は公募する方針であ る。	左記では排優を禁じていないとしているが、公募による適定方針の決定は 排倒がなされたと考えることができ る。
47	とその構成員 との契約内容	指定管理者が「Vの場合、 会、その業務を」Vの構成 規具に優先して発注する。 実地がある。」V構成員、 人体費や委託料の他に事 別リース料も含まれている。 現は、これらの発注が する支出のより、「V構成員に対している。 では、」、「V構成員に対している も含め、」、「V構成員に対している。 を輸子みにするのではなる。 、「大学教育の学生の文学を 、「大学教育の学生の文学を 行う必要がある。	171~	無			あり、県は出餐者ではないた。 への会社の人事、経理体ないため、 その会社の保限は、そのため、 のとは、現の権は、そのため、 のとは、まないないでは、まないないでは、まないないでは、 事業計画書、進歩いないで、 本事業計画書、進歩いて短報音を では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	たしかに、指定管理者は風から委託 を受けているので、どこの業者と契約 するかは指定管理者が決めるべきこと 反管管理者が決めるべきこと 反管管理者をチェックすることを、否定指定 を予ェックすびなら、県はおり をの金帽の要当なではなける。 をの金帽の要当な世性実務を出理するから でしたが電料の演集がからない。 とのとしているではない。 はなりない。 はなりない。 はなりない。 はなりない。 はなりない。 はなりない。 はなりない。 はなりない。 はなりない。 はなりない。 はなりない。 はなりない。 はなりない。 はなりない。 はなりない。 はなりない。 はなりない。 はなりない。 はない。 はなりない。 はなりない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 は

番	監査デー	Will he should		報告書	措置	措置を葬じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外
易	ステーマ	項目	指摘・意見の内容	のペー ジ数	の有 無	禁じた措置の具体的内容	の有	措置を講じていない理由	部監査人による評価
56	件(べき	本完新空家物件 (寮資 ・ 保護) を ・ 保護 は ・	86、 201		行うこととしている。 また、平成21年度からは空家特機者の入居に支障のないよう、その重 要度と緊急性を考慮しつつ、未完納空家を計画的に修繕している。今後 も異営住宅ストックのより一層のだ用のためにも、総続して造正な修繕 処理等を行い、新たな入居の促進を図る方針で整備を行っている。	有公H20.5 23 420.5 (外22 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4		措置がなされたといえる。
57		策について	側人情報保護について 前管理者からの引き継ぎ がある。個人情報保護対 資を徹底するべきであ る。	201~		おり、指定管理者の変更があった場合は今後も個人情報保護の対策を図る。	有 報 H20.5 .23 (外 22 号 第		措置がなされたといえる。 ただし、左記においても、公報においても、公性に審賛された個人情報保 譲のノウハウが具体的にどのように活 用されているか具体的に説明されてい ない。
	県立郷士劇場 【文化扱集 課】		事業収入が計画を下 回っている。観光客への 誘客、割引勢販売による 収入増加を促進するべき である。		有	指摘・意見を受けた朝に葬むた指置として「示聊空港クーミナル内井橋観光コンペンションビューロー窓口、県内主要ホテル等にかりゆし表前公議のパンプレットを設置するほか、モノレール形聊空港駅でのパンプレット配布を実施している。また、指定管理者が開設している第二場場ホームページの更新組度を高めるとともに、各観光関連サイトとの相互リンクを積極的に行い、もこの歴光等前はに発行されているる。場別が開始にケップアレゼント付きの広告を掲載するなどかりゆし芸能公債のPRを行っている。」 1821年度から県立郷土劇場は閉館となっている。	有 (成20 年5月 23号外 9 9 9 9		推摩がなされたといえる。ただし、 個別具体的な取り組みの前機となる包 括的な方針や計画などがあればなおよ かったものと考える。
59	資金			86, 211~ 212	無			ていたとおり備品数の多さなど	指微がなされたとは認められない。 所管機え先である県立芸大では適切な 現物管理を行うことが求められる。
60	01	役割と今後 あり方につ て	国立劇場の開場等の新 たな状況を随まえて、来 具者への沖縄衆態の夢 炎紹介の側面を強化し、第 二次文化張興計画の着実 な実施が求められる。		"	県立郷土劇場は、入居する郭朝東町会館の老朽化による開館に伴い、平成21年3月31日に開館し、同劇場で実施してきたかりゆし表能公演についても、同時に廃止となった。 しかし、文化の薫り高い沖縄具を実現するため、県立郷土劇場が担ってきた、役割、機能については、総表される必要があることから、国立劇場おきなわその他の公立文化施設の活用を考えている。 平成21年度から国立劇場おきなわにおいて、県民及び来県名に質の高い伝統芸師の鑑賞機会提供と新港奔降家等の育成を図る伝統芸能公演を実施している。	無		具体的な行動が見えないが、指摘・ 意見の内容が観括的であるため、県が 接関を講じていないとまではいえな い。

番	監査テー	7	ranta di kalanda di kalanda da ka	報告書		措置を講じた場合	duesuceta.	措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外	
号	大テーマ	項目	指摘・意見の内容	のペー ジ数	の有無	講じた措置の具体的内容	の有	措置を講じていない理由	部監査人による評価	
51	ě	らあった	公主事業において場行 時期に疑義のある取引が あった (年度米の取 引)。今後は、納品書は 表者システムより発行されたものをそのまま使用 し、検品の事業を明示す べきである。	86、 189~ 190	有	指摘後は、業者に対し納品書の提出を依頼し、検印し確認することと している。	有(平年5 成年5 日本) 日本 東京 中央 123 日本 東 123 日本 東 123 日本 東 125 日本		措置がなされたとは報めにくい、 公報では、役前の請求・審への検印に 公報では、役前の請求・審への検印に なら、とないる。 が出し、別場がは次年度に納品能するでは予 がは、別場がは次年度に納品能するでは多 ので、別場がは次年度に納品能するでは多 では、別場がはから、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	
52	ja Od	CVBのあり方 こついて	リゾートウエディング 事業など民間で行われて いる事業 財団が行われて いる事業 財団が行う必能 でおり、財団が行う必要 があるのか、指定管理者 制度も踏まえ検討すべき である。	190~	無		無	改善接債を譲じるべきものと して位置づけられていなかっ た。	措置を課じたとは評価できない。左 記の説明は、監査人の意見をないがし ろにするものであるし、措置対応に保 る統制に問題があることの証左といえ る。	
	県営住宅(宮 苑 古・八重山地 つ 区) 【住宅課】	ついて	老朽化が進む団地がある一方で、付加価値的ななる一方で、付加価値的な投資がみられるにの地も建設を含った、管理維持投資を行って、管理維持をである。		有		有 公 H20.5 .23 (号 外第 22 号)		措置がなされたといえる。	
54		港納家賃	藩納家賃の回収が進んでおらず、早急に行う必要がある。		有		有 公報 H20.5 .23 (号 外第 22 号)		排置がなされたといえる。	
55		度を利用した 効果的な滞納 収貨整理業務 関施を	指定管理者が家賃滞約 超理業務を十分に行わな かったために滞納となっ た場合の責任の所任が基 なるずに明明をおいておいておいている。 りなとなっ があります。 はがれている。 はがれている。 はがれている。 はがれている。 はがれている。 はなるでは、 はななななななななななななななななななななななななななななななななななな	86, 199~ 201	有	東常住宅の管理業務分担については、県と指定管理者間で協定書により明確にされている。 り明確にされている。 回収周離な債権は民間の債権回収会性へ委託し、指定管理者は現年度権 紛発生防止に集中して取り組むことで分担をし、収納率の向上を図ることにしている。	有 公 H20.5 .23 (号 外第 22 号)		排置がなされたといえる。	

番	監査ラ	HYLLEGIL		報告書		指置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外
号	大テーマ	項目	指摘・意見の内容	のペー ジ数	の有 無	講じた措置の具体的内容	の有	措置を講じていない理由	部監査人による評価
65			独立を表現則を表現別を表現別を表現別を表現別を表現別を表現別を表現のでは、大きないでは、大きないでは、まないでは、大きないでは、ないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、ないでは、大きないでは、大きないかでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない		有	辞編具行財設改革プランに基づき、平成19年3月に開幕別会計の中期見 通し(平成19~21年度、中止にて公開)を策定した。また、使用機度が 少なかった一般展示場を企業が使用する事務所に変更する等、用途及び 区面の月直しにより施設の有効店のであった。東京を収入調を確保した。 今後は、早初成19年度6月23日公韓(号外第22号)にて公表) 平成19年度~21年度にかけて、域内の駐車場使用が沈の適正化、駐車台 数を増やすための区画整理を行い、駐車場使用率の収益を上げた。 平成8年、9年(平成18年、平成19年に借換えしている)2階増設費用の為 に超積した信入金の償還が平成29年度までで第一することとなってお り、波済売りは繰入の必要がなくなり、単年度収支では無字に転じる 見通しとなっている。【公委無し】	無 無		失権配 製金能以は当面の収支必管ではなく、施設のあり方の技本的な騒論の必 要性を述べている。配金人の意見に正 面から対応したものとは稼めにくい。
66		について抜本	施設の設置目的が適成 されておらず、現状と今 後の在り方を現氏に説明 する必要がある。	226~	有	自由貿易地域那覇市区は、東アジアのほぼ中心に位置する本県の地理 的機位性を生かし、加工交易型産業の集積を図る目的で設置されたが、 でジアとの施上・航空物域ネットワーク等の条件がそらわなかったこと もあり、初期の事業効果が十分に57年されているとは言えない状況にあ 。しかしながら、平成18年1月より、那番福国第コンデナターミナルグ ロジェクトの一環として、国内で初めて軸に間企業により国際コンデナター ウーミナル運営がスタート、また平成19年7月には、那型空港の国際物が 地点形成に向け県と全日本空輸株式会社が基本合意する等、物は環境が ・大きく変化している。今後は、こうした新たた動きを輸まえ、アジア ゲートウェイ構設と関地域を取り着く状況等の相差・整理を行い、同 地区のあり方について検討していきたい。【平度20年5月23日公報(与外 第22号)にて公表】	有		指置したとは認められない。 を記の内容説明では、「検討していき たい」としているだけであり、実際に 検討したかどうかは分からない。

番	監査ラ			報告書	措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外
号	大テーマ	項目	指摘・意見の内容	のペー ジ数	の有 無	講じた措置の具体的内容	の有	措置を講じていない理由	部監査人による評価
	沖縄自由貿易 地域(那覇地 区) 【企業立地推 進課】	老朽化が進む 施設	施設の老朽化が進んで いるが、指定管理者と県 との間で施設保障費用の 適切な分担が求められ る。	221	有	平成19年度からの指定管理者制度の導入の際に、小規模な修繕(1件30万円未間)については、指定管理者の負担、それ以外の大規模な修繕(こついては外野事的に行うこととした。 [平成20年5月23日公報(号外22号)にて公表]	有		措置がなされたといえる。
62			一部の証憑が紛失していた。指定管理者へ証憑 類も適切に引き継ぐこと が求められる。		有	平成19年度からの指定管理者制度の導入の際に、保管場所、内容、年度等に関するデータを作成、整理し、遊切に指定管理者に引き継ぎを行った。 【平成20年6月23日公報(号外22号)にて公表】	有		措置がなざれたといえる。
63		計への繰入金 について	特別会計への縁入れが 通大であり、多額の繰越 金が生じている。次年度 機趣金を予算微した岩 できれば、その分だけー 教会計から特別会計への 終入全は減らすことがで きたはずである。必要以 しに一般会計から繰入す べきでない。	222~	有	平成19年度の指定管理者制度導入時に指定管理料を精査し、維持管理 経費を圧縮した結果、指定管理に要する経費10%縮減し、一般会計から の線入金の制制を図った。 【平成20年5月23日公報(号外22号)にて公表】	有		措置がなされたといえる。
64		数料の収入未	使用料・手数料の未収 が多額にある。指定管理 者制度を活用し、早期に 解消する必要がある。	223~	有	未収金については、平成15年度以前に発生した(120.5月時点)過去の 未収金で、債務者は現在事業実態がないため、指定管理者制度を括用しても回収が困難な状況にあることや、債務者は少数であること等から、 別が引き続き回収に努める事とした。【平成20年5月23日公報(号外第22 号)にて公義】 「要定20年5月により回収できないことが確定した債権について、平成19年 度に27,396千円、平成20年度に1,209千円が不納欠損となった。 平成22年8月末現在の未収金額は71,163千円である。【公表禁し】			一解未滑離。 適去の未収金の責任分担についての 増置はなされたといえるが、将来未収 が生した場合の責任の所在が明確にさ れていない。

番	監査ラ	í—v		報告書		措置を講じた場合		措置を講じていない場合	」措置状況等に対する平成22年度包括外
号	大テーマ	項目	指摘・意見の内容	のべー ジ数	の有 無	講じた措置の具体的内容	の有	措置を講じていない理由	部監査人による評価
70		請負契約及び 業務委託契約 の競争性確保 について	競争性の確保されてい ない契約があり、入札を 行って、管理削減を図る べきである。	244~	有	緊急時の修績に、迅速な対応が必要なため、経験豊富な業者と、また、特殊機能の修績及び下防保全業務は製造メーカーしか対応できないため、当該機器メーカーと踏意契約を行っている。 は、一人の一人の一人の一人のでは競争人札を実施しているが、今後も可能な設り競争人札を実施する。 【平成20年5月23日公報 (号外第22号)】 類念時の修繕、及び特殊機器の修繕や予防保全業務以外は競争入札を実施している。	有		推選がなされたといえる。 ただ、入場・契約の問題について は、配金の使シれ方という射視者であ る異元の問題重動に直接関わるとこ であり、総のである。 であり、後のでは、その選曲を詳細に 意明することが求められる。
71	與立博物館 【文化課】		施設利用状況について 有料入超者敷ひ減少がみ られるが、原因分析をお こなって新館の選官に生 かすべきである。	252~	有	【平成18年度改善点平成20年5月23日公報(号外第22号)】 原因分析や今後の運営については平成18年度に節約会職で検討を行った。 【現在】 平成19年11月沖縄県立博物館・美術館の開館後に、今後の活動力針として刊行物『博物館の利用の手引き』に明記し、小中高校や県内の関係機関に配布するととに、沖縄県立博物館・美術館のHPにおいても公開している。 人類常数については、平成19年度は20万人の入館常数目標に対し211、509人(10等)、平成20年度は50万人の1日報に対し、465、788人(99%)、平成21年度は同目標に対し408,670人(81.7%)の入館者数があった。 別館効果は1~2年とされていることから、新館の施設利用等については推定管理者のノウハウを括かしつつ、各種企画を実施し、勝客宣伝等に力を入れている。	有		排置がなされたといえる。
72		収集について	平成17年度末で、約8万 点に及ぶ収離資料がある が、新館の保管能力も限 られるため、資料収集の 方針を策定して、収集に あたるべきである。	254~	有	【平成15年度改善点平成20年5月23日公報(号外第22号)】 美術工芸分野では資料収集委員会を開催し、年次計画を策定し資料収集 集にあたっている。 【現在】 平成19年度に学芸員会議等において資料収集に関する基本方針を確認 を行い、計画的な収集に努めている。購入・告贈資料等の内容について は各年度に刊行している『沖縄県立博物館・美術館年報』に掲載・公開 している。	有		持賀がなされたといえる。
73		運営のあり方 について	新館では、指定管理者 制度が一部導入される が、県と指定管理者と適 切に役割力担し、効率的 な運営を図る必要があ る。	87, 255	有	【平成18年度改善点平成20年5月23日公報(号外第22号)】 平成19年11月沖縄県立博物館・美術館の開館後、馬と指定管理者の間 で定期的な経営調整会験[日间)を開催し、両者の役割分担について確認 を行いつつ効率的な運営にあたっている。	有		整変人の意見の趣旨が不明確なところもあるので、指置を博じていないと までは言えない。

番	監査デ	2		報告書				措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外
号	大テーマ	項目	指摘・意見の内容	のペー ジ数	無無	講じた措置の具体的内容	の有	措置を譯じていない理由	部監査人による評価
67	下水道施設【下水道課】		下水道事業特別会計の 中期見通しで多額の収みる 不足となる見込みである が、解消に努めるべきで ある。	87、 241	有	行機順行財政改革プラン」に沿って、平成19年から西原浄化センターに包括的民間変形試行的に導入し、民間的経音手法を導入することにより維持管理の効率化を図る。また、維持管理負担金の見直し、未利用財産の売り払い、人員削減等による経費節減を推進し一般会計からの場入を可能な限り抑制する [平成20年5月23日公報(号外第22号)] 平成20年10月維持管理負担金の改定、さらに未利用財産の売り払い、定員室正化計画により人員削減をするなど経営努力により一般会計からの輸入金を抑制している。	有		措置がなされたといえる。
68			現行の会計処理は経営 実態がわかりにくい。 係価償却費や退職給与引当 会等を考慮するなどした 企業会計的手法により、 運営状況の実施開示を進			「沖縄県行財政改革プラン」に沿って、企業会計の導入を見搬えた経営を行っていく必要があると考えるが、そのためには膨大な資産評価作業、財務会計システムの導入及び保守等多くの作業が多大な費用がかかることからそれらの課題・問題点を整理し、他府県の動向を見ながら対応したい。 「平成20年5月23日公報(6外第22号)		企業会計方式の導入には多く の作業と多大な費用がかかるこ とからそれらの課題・問題点を 整理し、他所県の動向を見なが ら対応したい	
			あるべきである。		無		有		
69			包括的民間委託により 管理費の削減が見込まれ あ施設があるが、制度が 力に廃けては、その導入 分乗を県民に説明する必 要がある。	223~	有	(中政18年度に下水道事業所に委託した『包括的民間委託を選業務後 計書(第入事前検討業務)』により、包括的民間委託導入を検討した結 来、西原、及び具志川浄化センターで導入効果がえきく、証朝、宣野商 浄化センターでは導入効果は少ないことがわかった。 ②西原浄化センターについては、平成19年度より就行的に導入している 位落的民間委託を検証し、その結果に基づき契約内容を見直し、本格的 (34年間)浄化センターは、西原浄化センターの実行的導入の効果検証結 ※と解まえ、就行的に導入し、効果が確認できれば本給に導入する。 ①到志川浄化センターは、金原砂能できれば本給に導入する。 ①到志川浄化センターは、洗剤通りの仕様発法に基づく民間委託を継続する。 【干成20年5月23日公報(号外第22号)】 西原浄化センターは、平成22年度に3年契約の本格的な包括的民間委託	有		措置を誇じたとは認めにくい。 な事的な強致に悪さの必要性を述べたうえで、その方法の導入に、効率的な強致悪害の必要性を述べたうまで、その方法の導入ことを求めなった。左配の関門では、効率化の手段として包括的民間委託を選択した経緯がありまである。はじめから包括的民間委託ありきでスタートしたとしたなく、監査人の意見に則した説明になっていない。
						を実施し、具志川浄化センターついては、平成21年度に試行的導入、平成22年度には、3年契約の本格的な包括的民間委託を行った。			

2	監査			報告書				措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外
-		項目	指摘・意見の内容	のペー ジ数	の有 無	謀じた措置の具体的内容	の有	措置を講じていない理由	部監査人による評価
	5	方(指定管理	施設の設置目的を効果 的に達成し、効率的な選 営を図る観点から指定等 現者制度等入も検討する べきである。	87、 262~ 266	無	(機能)の額果] センターの実務の中心をなす埋魔文化財の発掘調査は、国民(県民) の共有財産である埋魔文化財を文化財保護後に基づいて適切な保護を図 もたる。遺跡の現場のは、関大を表した、保管を持ついて適切な保護を図 もたる。遺跡の選切な保護の判断は行動が向り責任で成立へもものである。また、理慮文化財の調査に関する市町村への指導も業務の一貫をある。また、天都魔文化財の調査に関する市町村への指導も業務の一貫金な資料であり、これらの収度資料の保存・管理はもとより、その貸し担任や信金のり、また、発売者への方は等もの現地を得るの現地に係る市町村との事務課題をの現場が行うことにより、発掘の重なの規模が地域住民・環でおれる。 まず行うことにより、発掘の重なの限果が地域住民・環でよれる。 主の、北京・北京・北京・北京・北京・北京・北京・北京・北京・北京・北京・北京・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・		「公の施設」としての位置付けが限定的であること、制度等入による効果があまり期待できない。	
7	6 県立少年自然 の家 【生涯学習振 興課】	利用料金について		88、 272	有	当鉄施設は、児童生徒へ野外研修、集団宿泊研修等を実施することを 目的として設備されており、想定される利用者から高額な料金を徴収す ることは困難と思われる。 そのため、九州各県の利用料金の平均頼を参考として利用料金を設定 している。 なお、利用料金の免除規定について、従来は「児童生徒か主たの構成 見となる団体は免除」としていたが、「教育課程に基づく教育活動とし て利用する場合に免除する」こととして見直しを行い、平成20年度から 選用している。【平成19年11月2日 公報(第3603号)】	無		左記の内容兼明に一定の合理性を認めることができ、持置を講じていない とまではいえない。
	7		申請書の異証紙添付及 び備品を管理状況に関し、 重度使用が良いの観点から 証紙への消削印が必要で る。また機御印手続きる。 度を上げる必要がある。		有	県盃無には消印を押すとともに、金額等と併せて服合・確認作業も行い、適正に処理している。 また、備品台級等と現物の服合・確認作業を行い、適正な管理、有効 利用に努めている。	無		搾暖がなされたといえる。
	8		旅設の秘磨合、指定管 理者制度導入も検討すべ きである。		有	施設の萩原合及び指定管理者制度導入については、包括外部監査にお ける意見、沖縄県行財政改革プラン (III8年度〜21年度) における「管理 労針の検討」との方策を受け、「青少年教育施設の在り力検討会議」を 設置し、検討を行った。 その結果、当分の間は施設の税廃合は行わず、県内6施設に段階的に指 定管理者制度を導入していくことと決定した。(平成19年7月) なお、名標寺少年の家及び糸清青少年の家については、平成22年4月 から指定管理者制度を導入している。	無		措置がなされたといえる。

器	在オーマ		報告書				措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外
サー大デー	マ 項目	指摘・意見の内容	のペー ジ数	の有無	講じた措置の具体的内容	の有	措置を講じていない理由	部監査人による評価
74 累地亚州 24 国际 25 国际 26 国	用状況につい教 て	体験学習室等、利用の ほとも、から は、有効利用を である。と が、利力を は、 の が、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、		有	正月田珍郎正安社 た点 (120.6.23付号外第22号)】 ・企画順に限し、川内・県外閣係機関への案内に加え、近隣小中学校への重集的た成権活動を実施。また、1のぼり」を設置することで、一般の重集的た成権活動を実施。また、1のぼり」を設置することで、一般の運作者と対し周知を図念。また、1のぼり」を設置することで、一般の運作者と対し周知を図念。また、1のほり」を設置する。見やで以集が表で、1のよの開発を実施し、展示内容等に対する意見や要望を、は数字とは上で公開することで必果的な利活用を図念。 - 1現在・1の10年のでは、1980年のでは	有		指面がなされたといえる。

平成19年度 措置状況一覧表 沖縄県の雇用対策事業及び(財)雇用開発推進機構の財務に関する事務の執行並びに事業の管理について

-	監査テー	7	予算の		報告書		措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況に対する平成22年度
号		ÆΕ	歉・項・目	指摘・意見の内容	のペー ジ数	の 有無	路じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	包括外部監査人による評価
1	((財)雇用開発推進 機構運営費)	(財)雇用開発 推進機構エン パクトの助て	項:労政費	赤字を集の状況である。赤字の主な原因 は、基金の実用社が見込めないなど。自主財 表面がほとんどない状況で、収入維備が、事業 乗、管理整を削えないから、会称資金はで ない状況。特別会計も基金を取り崩して事業 を実施してきたため、新たな事業は実施でき ない。	2-22	無		**	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	措施事項に正部から答えている とおうない。 ページ。 とおうない。 必ななし。 、必ななし。 必ななし。 、水中決算に関しては単年度収支 票字化という改善対策の成果が示された。 しかし、新規事業に動す る現状の影明がない。
2	雇用開発推進事業費 (保)雇用開発推進 機構選進費 [電用労攻報]		項:労政費	県派遣職員人件費の費用負担については、 補助品、零部合という方法で支給、派遣法の 機能を高潔し、派遣職員とその人件費という 実態が見える形で支給する方法に改めるべ 食 意、依存率は50%を超えている。	2-22	有	これまで(坎)展用開落格準機構像員 分は補助金、沖縄県キャリアセンター職 自分は妻が長して県际電池園の人件費 を支出していたが、平成20年度から、 (財) 展用原発性連携棒球砂をとして東 とめて支付しており、休舎費の実態の把 提が容易になった(右底により公表所 たな、基金海高がむ方かで、平成19年 度以降は自主財源による年も依然ととて75% を超大が、県かな性連携体のかとして75% の大い、原外を推進機構のかた(1922.9 ついて、開放日本があた(1922.9 現在、調整金離を2回開催)ところであ る。	有成211年 5月22 1日号9号 119月 119月 報製		指揮に対して、適切に回答し、 公表している。 指置はなされた、と考える。 なお、在り方についての検討に ついても、検討プロ・エスと結果を 公表すべきである。また、「例何日 後との協議だけでは不十分、更終 的には、独立した第三者機関で結 論をまとめるべきである。
3	展用附発推進事業費 (保P)應用開発推進 機構運營 (開用分或限]		項: 労政費	エンパクトが実施する事業は、沖縄県が抱える疾業問題を解決すべく最も必要と思われる危険を実問地を解決すべく最も必要と思われる情報を持つるためであるが、 この間、失業率は日に見えるかたらでは答ういなかったことを考えると、季葉効果として はなかったことを考えると、季葉効果として 果からの姿能を受けて県の事業を代行して 果からのらには、目に見えるかたちで効 季が出せるように事業を実施すべき。 できるだけマクロ的な根点で設定すべき である。	2-22			無	びついている。 雇用対策の一義的な実施主体は国であ り、果はその補完事業として雇用対策を	着置はなされていない、公表もなし。 マクロ的清視の設定がなぜできないのか、選続できない。国にさないのか、選続できない。国におかったいるならよっての事業の必要性も関われるとになる。やないことについての「為にする型巾づけ」ではないのか。 監査結果に対して、競乗に対応しているとは、言いがたい。

番	監査ラ			報告書	措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外	
号	大デーマ	項目	指摘・意見の内容	のページ数	の有無	講じた措置の具体的内容	公衣 の有	措置を講じていない理由	が配査人による評価 部配査人による評価	
	県立博物館 - 美術館 【文化表】	美術館の行政 の行政 の行政 の 計算書 (試案)	①監査人にという。 ・ 大きな、保証の ・ 大きな、保証の ・ 大きな、保証の ・ 大きな、保証の ・ 大きな、保証の ・ 大きな、保証の ・ 大きな、 ・ 大きな、	289	有	【平成18年度改善点平成20年5月23日公徽(号外第22号)】 ①全国や九州各県の状況を調金し検討し、「沖縄県以博物館・美術館の設置及び管理に関する条例。(平成18年12月27日)において、適切な観覧料や施設利用料金を定めた。 【現在】 ②人館名数については旧博物館の人館名数と新たな施設の展示規模等をもとに推計したが、実際の有料入館者数は平成21年度は事業計画に対しま様は表づき入館者数の分析を行うとともに、モニクリングを実施し、次期の指定管理料算定の基礎資料としている。 ③平成19年11月1日の開館とともに指定管理者制度を導入・活用するとともに、利用料金制の措置を講じている。	有		特徴がなされたといえる。	
80				291~		博物館・美術館の県職員配置については、平成19年度の開館前に、指定管理者との役割分担の検討をい、教育普及の企画は県、実施運営は 混定管理者と役割分担の直線がないよう明備にし、平成19年11月の開館 と同時に、適切で必要な人員(22名)を配置し、効率的な頻運営にあ たっているところである。	無		措置がなされたといえる。	
81		契約について	すべての委託要約が随 意実約となっている。一 意実約となっている。一 定額以上の随意契約につ いては、第二者機関によ るチェックが必要であ る。	292~	無			・ 整査の指摘では「公共工事入 札等適正化委員会」の機能拡充 を建言しているため、指價を講 じていない。		
82		指定管理者制 度導入につい て	指定管理者制度を導入 したが、県と指定管理者 との役割分担が曖昧であ る。	297~	有.	【平成18年度改善点平成20年6月23日公報(号外第22号)】 平成19年度の開航準備において県と指定管理者の役割分担を検討する とともに、11月の開館後には県と指定管理者の間で運動的な経営避難会 譲(月1回)を開催し、両者の役割分担について確認を行いつつ、効率的な 運営にあたっている。	有		措置を擽じたとは評価できない。ど のような役割分担を行うことになった のが依然として不明確で、清量がな されたと積極的には認めにくい。	

平成19年度 措置状況一覧表 沖縄県の屈用対策事業及び(財) 雇用開発推進機構の財務に関する事務の執行並びに事業の管理について

番	監査テーマ	1000	予算の		報告書		措置を講じた場合	rista di	措置を講じていない場合	措置状況に対する平成22年度
号	大テーマ	項目	款・項・目	指摘・意見の内容	のペー ジ数	有無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	包括外部監査人による評価
6	高齢者・福吉者等雇 用対策事業費 【雇用労金課】		款: 勞傷費 項: 勞數費 目: 勞教総務費	県は監督官庁として、沖縄県内のシルバー人材センターの実態と積削をはいていて、その効果等を含め公表することが必要。	2-23	有	シルバー人材センターの薬薬等については、展刊が実験のホームページで企業 人間が実施のホームページで企業 している (右駆によりな液体み)。 一般的なのでは、現内が取りません。 サール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボ	有成212 5月22 日号外导典 19号典 報)		推歴がなされた、と評価する。 公表となされている。 公表データについてはさらなる 大変を基礎的な開示が要請される と考える。
7	据年者総合雇用支援 事業 【雇用労故課】		款: 勞數數 : 勞政費 目: 勞政總務費	キャリアセンターの事業別集については、 データとしては利用者数のか、このうち何 人が認識に結びついているかなどのデータは ない、ある超速の迫略関金に対きと思われる ない、ある超速の迫略関金に対きと思われる ので、そのデータを開発するさである。 実効性、利便性に疑問あり。認知ミスマッチ を防止するための専門家による、キャリアセンター 投資を出ばよいと考える。キャリアセンター 投資をおけるための雰囲気があまりに違うので敷 に取業紹介を確定ない、ハローワークが解放 しているものの雰囲気があまりに違うので敷 居が高く感じるとの印象を受けた。	2-23 2-24	有	キャリアセンラー及び開発ペローフ・クを利用しての動業者族への一の動業者族への一の動業者族への一般ないでは、平成の中度は、1930人(一般ないのでは、1930人(有成21年 5月22 5月22 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19		措置はなされた、と評価する。 公表もなされている。 具体的な取り組みについても相 かな配が対をのする。 を を なる。 データの収集等追訴調査等の 拡充とその開示が望まれる。
8	職業選化制統事業費 【雇用労攻職】		目:労政総務費	副練を終了/解除した者のうち雇用された 者の副会を示す意味率は70.2%→65.1%→ 55.9%と治療・伊瓜は年度/一年度は8年度/ 修了本のみの意味率は、80.0%→80.6%→ 98.6%(伊瓜は中度~平度は時度)。 別度としては常用層用を目的としていること から、温度度は不十分。	2-24		平成20年度から、沖縄県雇用推進員が 単成20年度から、沖縄県雇用推進員が 即線明時時及び訓練延伸回におか原則と 大海が改と程限するほか開始生や中等 と乗島状況を程限するほか開始生や中等 は、一部場里の大学館を開始を建せ、シーツ等 とでいる「大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大	有(平年 成212 日月22 日付外第神公 19号県県		排量はなされた、と評価する。

平成19年度 措置状況一覧表 沖縄県の雇用対策事業及び(財)雇用開発推進機構の財務に関する事務の執行並びに事業の管理について

番	監査テー	.7	予算の		報告書		指置を講じた場合	201 (201 (12) 201 (201 (12)	措置を講じていない場合	指置状況に対する平成22年度
号	大テーマ	項目	款·項·目	指摘・意見の内容	のべー ジ数	の 有無	譚じた推置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	包括外部監査人による評価
4	原用順発推進事業費 (以約)無用解整推進 機構運貨費) [雇用労政課]		項:労政費	なぜ、正確負はすべて 具現遺電自からな 財団を追して実を実施するを要性があるの か、理由が明確ではない。 効率性に関しては、異の財政支援をくしては 業営が成り立たない状況にある。民間ででき 合事業については、民間に委わることが「民間と毒の自立型経済構築」という具の施策に も適う。 事業の然長は、失業事改善に結びついてい ないという意楽でこれまで成長があったとは ではいたい。 斉綱県では自立を大力を対して、外海 団体を入して行う理由は見当作目の観視して、人外 団体を入して行う理由は見当作目の展現の 方が曖昧になり、責任の所在が不明確なもの になる。	2-22 	有	(契) 雇用課発推進機構設立当初は 民間からの出の職員をプロバー職員も たが、山向元団体の都合やプロバー職員 の都合により、現在の正職 明道職員のみとなった。 平成21年度以降の雇用労放機が実施する 等では、原化により季託業 者を決定しており、平成22年度以降は 展別発進機構への香たな要務 委託は行わない方針である。素形元の 者としての責任は、季託象の最小表面 なお、業務委託を行う場合、素化元の 者としての責任は、季託象の原とが で明確に対している。 (別) 雇用開発性進機構への香たな要務 等に対けない方針である。素化元の 者としての責任は、季託契約書、仕帳書 等で明確に対している。 (別) 雇用開発性進機構かでその責任区 分が健味になることはない。	有(212 5月22 1月5月22 195月 195月 4 195日 4 195 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		及所係監査人の指揮は、未開 規の外域配性としてのに対解用 発作連続機の存在業績である。 相当観から在業績である。 相当観からを表すいない。 本来とのような場合、行味の外 帯機員とりるを権力排除と、外 帯機員として学機延襲者や一般県民 を中心とした独立る。 それがなされないので、実 質的に指揮は詳しられていない、 と制度する。 したがって、実質的に公表もなさ れていない、と考える。
							事業の効果として失業率の改善に結び ついていないとの指摘であるが、(財) 雇用限発性強機的支援を事業のみで失業 率の改善に結びつけることは、法律的な 役割分組、予算や実施体制、県内の失業 者数等から考えると不可能である。			
							なお、新行財政改革プランにおいて、 平成25年度までに (別) 層用開発連機 構への県関与を設備的に見直すことが吹 定され、今年度から、行政や経常者団 体、労働者団体等関係機関でどのように 見直していくかスケジュールも含め検討 中である (H22.9実在、調整会議を2回開 (後)。			
	県外蔵職啓発促進事 業 【雇用労敦課】		款:労働費 場:労政費 目:労政総務費	平成16年3月茶~平成19年3月不の 3ヶ年平均に資料をみると、最終的定場外 企業内定者におおれて、原駅希望者が、698名の からいます。 からいますが、1951年である。 では、日本のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	2-23	有	大学・短大・車体等不要者における旅 無者温者歌を前回(平成16年3月本の 中間38年3月本の平均)と直近(平成22 中3月本)で比較すると、鉄線市経者数 は、5,508名から6,209名に増加、県外鉄 職者望者党は1,209名(総理和23年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年	縄県公		細かなデータを示して、ていま いな辞明あり。 特麗はなされた、と評価した。 公表もなされている。
							ログラムの中で、大学生等の県外就職意 職啓発のため、県外インターンシップ等 の事業を実施している(平成21年度県外 インターンシップ旅費助成者数:147 名)。			

平成19年度 措置状況一覧表 沖縄県の雇用対策事業及び(財)雇用開発推進機構の財務に関する事務の勢行並びに事業の管理について

番	監査テー	₹	予算の			措置	措置を講じた場合	C. P.	措置を講じていない場合	- 措置状況に対する平成22年度
号		項目	款・項・目	指摘・意見の内容	のペー ジ数	有無	講じた措置の具体的内容	公表の		包括外部監査人による評価
13	部逐級業能力開発校 源含費 【順用勞政課】		項:職業訓練費	マリンスポーツ科は、平成の毎の数量以 来、総総して特殊関係外第5個体(分) 沖縄駅- リンレジャーセイフティービェーローに随意 発化で発生している。 他に委託先がないとも思われず、効率性、 公平性を削索し、公募入札方式に改めるべき また、1人あたりの費用が2の7万円を超え ないる状況において、削減を制けていく 家義 がどこにあるのか疑問である。	2-26	有	マリンスポーツ科については、費用が 税実等を修打した記念、業金の総統が四 競であると判断し、平成20年度から影線 を廃止することとした。(平成21年5月22 日付け号外第19号沖縄県公報)	有	左記の精度内容のとおり、マリンス ボーツ科については、 がよりないでは、 がある必要性がなくなった。 が成れているのでは、 がある必要性がなくなった。	○極外部監査人の物種に対して、実験的線を発生した。 は製御線を発生した。 は実験的に対して、と考える。 公差もされている。 ただし、随意契約の能点は残る。さらに外郷団体との取引に対っても問題点は、複を的には、また起りうる。 この2点については、公案内容 において説明不足である。
14	女性就樂擾助事樂費 【雇用労敦縣】		歌:労働費 項:職業訓練費 目:職業加力開 名仗費	民間で実施されているコースばかりであり、駅が実施する意義が乏しい。 また最終的な設築に結びつくような取り組 みがさらに必要。	2-27	無			当センターの科目コースは、幹に、傷女を失っていない女性・傷く意欲を失っていない女性・傷く意欲を失っていない女性を始れたを報できる社会とはアースを表している。 と会権を対している。 と会権を対している。 と会権を対している。 と会権を対している。 と会権を対している。 と会権を対している。 とった、後、法を、を、法を、といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。	位括外報整差人の指摘に対していない。公司の場合を含えていない。ないないないない。
15	地域職業訓練セン クー選合費 【雇用労政談】		目:職業能力開 発校費	実質的には、源職準減職業別様センターの センター施設の資発等。 地がの一般では、 を を が は が は が は が り の が と が と が と が と が と が と が と が り の が に な っ た に な っ た に な っ た に な っ た ら た ら た ら た ら た ら た ら た ら た ら た ら た	2-27	##		THE .	センターの旧9〜H21の利用実積の平均 は、利用底と敷配合が3,9%、施設利用 率が62,8%で、厚生労働者が500 から目標 値(利用底上敷配合の50以上かつ施設利 力率50%にした大幅に上面でおり、 九州のセンターと比較しても高い状況が ある。 (91が川平均:別長上敷 ある。 (91が川平均:別長上敷 ある。 (91が川平均:別長上敷 ある。 (91が川平均:別長上敷 なお、センターは(2位)雇用設力 系操構が設置、運営している施設であ り、馬が操作とでいる方はではない。ま た、同機構の廃止に停い平成22年度末で ある。	厚生労働省がどう目標値を設定 しても、公金を使って展開企業と 並会するような。 技会である。 が表現している。 がまたる。 はたる。 はたる。 はたる。 はたる。 はたる。 はたる。 はたる。 はたる。 はたる。 はたる。 はたる。 はたる。 はたる。 はたる。 はたる。 はたる。 はたる。 はたる。

平成19年度 措置状況一覧表 沖縄県の雇用対策事業及び(財)雇用開発推進機構の財務に関する事務の執行並びに事業の管理について

番	監査テー		予算の		報告書		措置を講じた場合	1111111	措置を講じていない場合	措置状況に対する平成22年度
号	大テーマ	項目	款・項・目	指摘・意見の内容	のペー ジ数	の 有無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	包括外部監査人による評価
9	技能向上普及対策費 【雇用労政課】			接距検定合格者がその技能を県内でどのように生かしているかについてもフォローアップして公表すべき。	2-24	有	平成22年6月、東内526等薬所における 技能労働者の確保・育成に関するアン ケートを実施。136事業所(回答率 27.2%)から回答を得て、処遇を結与へ の反映、事業所への貢献に、変型等につ いての現状を把握し、フォローアップに 取り組んでいる。	無		措置は実質的になされた、と評価する。 しかし、公表がまだである。 アンケートをもとに分析をおこ ない、公表をすることが望まれる。
10	延業開発青年協会補 助李漢費 [應用労政熙]		款: 勞傷費 減築 頭 員 日 款項 日 務費 數 換 額 類 被 整 朝 被 整 朝 被 を 的 を も の を も の を も の を も の を も の を も の を も の を も の を も の を も の を も の も の	昭和30年に開始されたプロジェクトで、もとも海外移民を希望する次男、三男を対象にしたもの。事業の前が現代に適合するとでしたもの。事業の必要性によい、作機は「行政改革プランによって、平成19年度中には「精助企文結立なくなる予定」、 ※7年の規模率は、現在は第530%に落ちこんでおり、事業の実効性に疑問が残る。	2-25	有	社会情勢の変化により設立当初の目的 が事業内等に合わなくなったことから、 第年等に定めの成立とかった。 在者等主接格の登成と書かせい、現在の有的 を関るというな監性をもった設立目的。 「作用のでは、 にあった。 に本づき、異様的に制度するととが決定している。 「で、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	無		措置はなされた、と評価する。 公表がされていない。公表すべき である。 なお、この包括外部監査人の指 捕は、夢楽費についてなされてい 高が、別の面からいえば、(総数 機能業業開発中級の存在をは、(化対負 体が関われていることになる。級的 な発子高く数を散置し、数巻で のなが存在に関する評価をなすべきで
11	清旅職業能力開発校 運営費 [雇用勞政課]	施設の今後 (の) あり方 について	款:労働費 項:職業 職業 能力 開 発 校 費	無急変和経験のコース内変を見ると、ほと とび事等いで等、民間歌等「離構機器です。 にどか事でいる。 にと変を対象をは、 大が多いともないるから、 不するがあため、 不するがあため、 不可が多いともの人が現場である。 のもでの金融を対象があるのが、 のでは、 をきずのながまなが、 をいるから、 をいるから、 をいるから、 のでは、 のできるが、 のでが、 のでが、 のでが、 のでが、 のでが、 のでが、 のでが、 のでが、 のでが、 のでが、 のでが、 のでが、 のでが、 のでが、 のでが、	2-25 2-26	有	平成22年5月に策定した第22次神順東立 東京に対象を行為。 東京に対象を行為。 東京に対象を行為。 東京に対象を行う。 東京に対象を行う。 東京に対象を行う。 東京に対象を行う。 東京に対象を対象を行う。 東京に対象を対象を行う。 東京に対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	有	無金委託訓練とは、民間教育訓練機関の人的。物的資源を指用している。 が表現であるため、民間教育訓練機関ですで に実施している料目となっている。	を元外部監査の指揮 意見に対る
12		が明確でない 学科があっ	項:職業訓練費	プログラミング科の訓練委託選定過程について監査を行った。 委託先の選定は指名競争人共により行っているが、業者の中から、設備率等を襲業してさらに設り込んでいるため、指名される者がいつも同じであるなど偏りが全しており、公平性に欠けている。指名の基準を改めるべきである。	2-26	有	指摘内容等を踏まえ、現在は、跳職率 等を翻案して絞り込むことはしておら す、雲託訓練実施可能としている者は全 て指名し、入札に参加させることに指名 の基準を改めた。	無		措置はなされた、と評価する。 ただし、公表がされていない。 公表すべきである。

平成19年度 措置状況一覧表 沖縄県の雇用対策事業及び(財)雇用開発推進機構の財務に関する事務の執行並びに事業の管理について

番	監査テーマ	予算の		報告書		措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況に対する平成22年度
号	大テーマ 均	賞目 款・項・目	指摘・意見の内容	のペー ジ数	の 有無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	包括外部監査人による評価
	製財産業人付育成支 使事業 [應用労政課]		毎年度、一定数の新規採用職員の研修のために利用されているが、交付企業のよっと あに利用されているが、交付企業が始んでいる。 たる限分、無理関心を制度の登録が始めている。また、管得させる技能や知識の等円性の 支援や報酬が提供、人材資金にどれたけ貢献 しているか疑問である。	2-27	1 ME		無	本事業は、平成18年度で事業を終了している。 ・ 中級の原理を発展している。 ・ 中級の原理を発展している。 ・ は、対象を実施している。 ・ は、対象を実施している。 ・ は、対象を実施している。 ・ は、対象を実施している。 ・ は、対象を変施を必要を発している。 ・ は、対象を変施を必要を必要を必要を必要を必要を必要を必要を必要を必要を必要を必要を必要を必要を	包括外部整連人の指摘に対する 指體がなされていない。公安もな し。 「推置を限じていない認由」項 の記述は、単に制度の誤判に終 も、教育は、単に制度の誤判に終 を表して、特定複数を整め 数等におたって、特定複数を整め ならば、それら限られた企業のみ が外の様に対したが、それら限られた企業のみ ならば、それら限られた企業のよ のなりに、それら限られた企業のよ のなりに、それら限られた企業のよ のなりに、それら限める結果となった 可能性もある。数像、違定プロセ スの公平性にも疑問がある。
19	全国東部を設立ったという。	家。労働政 項。勞政費 項:勞政(輸務費 目:勞政(輸務費	定着状況廣奎から、競職率の高さは一定の 評価。 一方、調査で当明した追職者 6 6 人のうち。 少なくとも 9 人 (87.5%) が鉄職後半年最 たずに追職しているのは、注目すべき調金結 実である。 定着率の向上にも努めることが求められ る。	2-27 2-28	有	本事実は平成18年度で禁了している。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	有成月22(平年2)月代外等体的,但是一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个		指摘は、砂糖後短期での処職を に対する課金間してである。程 自をあげて、追除調査は困難との 回答をしている。 定着率についても、その後の別 事業についても、ていねいに説明 がある。 個人情報保護の面からも、追称 造者の服産が及歴であることは理解 る。 実質のに判断して、推度はなされ、公表もむれている、と考え る。

平成19年度 措置状況一覧表 沖縄県の雇用対策事業及び(財) 雇用開発推進機構の財務に関する事務の執行並びに事業の管理について

番	監査テーマ	予算の		報告書		措置を講じた場合	j. y 05 - 07.	措置を講じていない場合	措置状況に対する平成22年度
易	大テーマ 項目	豚・項・目	指摘・意見の内容	のペー ジ数	の 有無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	包括外部監査人による評価
	地域發源在用型事業 (七文種事業 (七文種事業 [雇用分數報]	次: 労働會 項: 労政會 日: 労政総務員	適定基準は、素性性、経済体別、発展性等といった前線的なもの。さらに申精審報の範 関や量も今を発しまってまさまさ、実際にあ 関や量も今を受けたが赤字となった企業もあ り、事業の効果については疑問。	2-27	有	本事業は平成16年度で終了している。 本事業に当代には、主に限りたら原発を 本事業に当代して他主会とは、18年の、18年の、18年の、18年の、18年の、18年の、18年の、18年の	有(平 成21年 5月22 日付け 号外第 19号神	選定基準は、左駆にあるとおりであ の異ない。 具体的な学科については、戦武等で、 のいて既存取事件については、機変等・ でないている。 に基準されがは変形。 を持ちたけ、のといては、大型を があったが、不足解析にから、 選定基準にいいては、大型を があったが、不足解析にある。 事業化文理等が助成金が世報館が今に等 会をがいたは全て優っている。 事業化文理等を助成金が世報館が今に業等 会をがいたは全て優っている。 事業化文理等を助成金が世報館が今に業等 会をがいたは、、単級規模等 全会、地域報節所用型。等化、単級規模等 全会、地域報節用型、等化、 連続標準等が決定し、事業規模等 を発して、当体制機構発を がある。 なお、事変効果をあげるため、専門る (別)・特殊用経験が上に経営を を含むしての業績を を含むしている。 経営・ を含むしている。 を含むないる。 をなななななななななななななななななななななななななななななななななななな	通志の事業に対する指案に対してでおないよう。 説明もくかれています。 説明もくかれいます。 説明もくかれいます。 には関連を関いていない。 (「仲置を講じていないます。 等たようとする。 著たようとする。 著たようとす。 海佐 直側の 説明)。 答えようとなり。 海佐 直側の 説明)。 特別に参れていない。 このある・このある・このある・このある・このある・このある・このある・このある・
	並 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京	款: 労働費 (本) : 労政費 日: 労政政総務費	あえて外報以水である(伊) 曜月開発推進機 構に委託する必要性が乏しい。 発言スト別総交方も国際、 から、この事業が特徴機における影響率の向上に ちもしているかの調査は不可能だと思われ る。	2-27	有		有成2122 15月付外号排入 19網報		この事業の存在意義目体に疑問がある他との影響体験を支援し、職業を必要との影響体験を支援し、職業を基地がある目的でも動物である。「ローベに参加する民間の動はつがのプレゼンテーションをおこなうと思われる。」。 そうでなければ公金を使う必要性は支しい、事業を廃止すべきである。

平成19年度 措置状況一覧表 沖縄県土地改良開発公社の財務に関する事務の執行及び事業の管理について

番 監査テー 見	7	子算の		報告書	排量	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況に対する平成22年度
大テーマ	項目	漱・項・目	指摘・意見の内容	ジ数	の有 無		公表の 有無	措置を講じていない理由	包括外部監査人による評価
3公社の公有地取得事業及びあっせん事業 実及びあっせん事業 について (あっせん事業) 【新石坦空神課】			新石垣空無用短取得事姿について、土地賦 発公社はあった4事実だけを変形されている が、沖縄駅から支給される事務費が低いた め、赤字となっている。相信等例行率は 32.9%と権助で低い数値に止まっている。	1-68 1-69	<u>*************************************</u>			公社事務費の計算については、既存の な社事務券の計算だは、日東定を行っ ていた。 しかし、同計算方法には可能要されない対する人具や交渉人数等がある。 サきる人具や交渉人数等があると対象、要なれない方は、 事券た。費が企を行えないかると対象、要なの公会を は、原以上し管ナイスをであると対象、要なの公会を か、その考えないようで、とないます。 したが、事務を関系式によりで、生まれないで、 か、その考えないようで、とないます。 か、その考えないとので、は、 のこのため、用地製へ事務・費等数をの会会を か、その考えないとので、は、 が、ままれないで、など、 などと質が方式といて、など、 など、 など、 は、 に、 に、 は、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に	本監査デー研究とは、 を発力を を主人の能である。 整金人の能である。 を主人の能である。 を主人の能である。 を主人のになった。 を主人のになった。 をでイスはは否から、 をでイスはは一点では、 でイスはは一点では、 でイスはできない。 でイスはは一点では、 でイスは、 でイな でイな、 でイな、 でイな、 でイな、 でイな、 でイな、 でイな、 でイな、 でイな、 でイ
4 貯務状況と会計処理 について 豊豊崎ゴロジェクト の原価計算について 「特別法人沖縄県土 地開発公社」		該当なし。 公社予算上では、 収益的支出 款:事業原価 項:土地造成事業 原価	売価の19%が利益になるように、土地壺成 原価を確定している。 原価の強定している。 原価の割算は、売価から逆算して行われる ものではなく、実際の発生したコストを積上 打で行うへ乗である。 最適の土地造地コストは、区域/用地種別が とに集計されておらず、そのため、各区域/ 権別の用地の造成にどれだけの費用がかかっ たのか・把握できない。	1-70	有			機量減市場先開発事業については、3版 域に分け観水等エしていったが、砂糖人 については、2位域に時に実施したこと。 たこのでは、2位域に時に実施したこと。 していると等、区域、用地標別毎の集 している度を等、区域、用地標別毎の実 計は周度であったため、原価について は、毎期、総分価格と総計事を行うよう努め ている。	報酬がなされたとは判定できない、公表がない。 い、公表がない。 くさもそも推歴の趣明がない。公 をもそも推歴の趣明がない。公 表の有無も不明。空欄のままである。 指摘に対して、正面から等えず に、説別をずらして、旧次の方法 に従うことをあからさまに回答し ている。
5 戸鉄状況と会計処理 について 一条機の引当会について いて いて に特別法人計縄県土 地開発公社		神種県と別会計で 鉄当なし。 公村・万美 - では、 安本的支出 家・資本的支出 項・土地造成事業 月日・土地造成事業 月日・土地造成事業 「平成22年度予算 には該当なし」	がない。 運営軽費引当金は、引当額に合理的な根拠がない。	1-71	有 (一 部)	特別整綱引当金については、今後、特別な修練が基準される可能性が近いことから、平成21年度に取り廃した。 「神縄県土地開発公社の印で決算書を公表】	有	特別條綱目当金及び運運保証費引当会 は、関め近て工事を実施している各務道 解異土地網界公社の各引当金を調査し引 当率を重かた。 運営経費引当金についても、平成22年 度取り崩す予定である。	配案に対する基本的な対応に関 類がある。 増置はなされたか、なされつつ ある。しかし、対応が認い、対応が認い。 対応で明確な形で公表する必要 がある。

平成19年度 措置状況一覧表 沖縄県土地改良開発公社の財務に関する事務の執行及び事業の管理について

監査テーマ	予算の		報告書	推置	措置を詳じた場合		措置を講じていない場合	措置状況に対する平成22年度
大ゲーマ	款·項·目.	指摘・意見の内容	のペー ジ数	無無	講じた措置の具体的内容 公表 有物	気の	措置を講じていない理由	包括外部監査人による評価
那事業としての要 プロジェントの適 神別法人が総典土 開発公社」	神輿果と別会計で 酸当なし。 公社予算とでは、 資本的支出 類、資本的支出 項:土地造成事業 目:土地造成事業	に鑑みれば、豊崎プロジェクトは、本来沖縄 県自身が行うべき事業であった。 用途変更時点において、申請以前に議会の事 前の議決が必要と考える。 企業用地の選定手続については、複数年度	1-24	無	42	THE PERSON NAMED IN STREET SECTION SECTION SECTIONS	車筋プロジェクトは、社芸第17条第3元 郷外の別述でき事で、公社の画正な事 業と考えている。 業と考えている。 業ともないでは、その軒可権服 は、公社が画理ジ站第20条第1項の規定 は、公社が画理ジ站第20条第1項の規定 に基づきの無機を「側知事」の軒では 大きり、 間合変更:平成21年5月22日広報号外第 1月絵変更:平成21年5月22日広報号外第 1月絵変更:平成21年5月22日広報号外第 全業建定については、公有水面埋立法 に基づき用地の処分に関づる要研を制定 を実建定については、公有水面埋立法 に基づき用地の処分に関づる要研を制定 を実施である。 に基づき用地の処分に関づる要研を制定 では、 では、 は、 では、 のでいたが、 のでいが、 のでいたが、 のでいが	し。 排量がないことについての 表がない。 用途変更については、議会の 決不要との見解も成り立ちうる しかしそれについての根拠づけ
社の公本地取得事及びあっせん事業ついて、収集事業 公本地域事事業) 砂別法、計構興土 開発公社】	沖縄県と別会計で 該当なし。 公社・予算上では、 該、資本的大田 東京 で、公本地取得事 日:公有用地取得 費	原と土地開発公社で損失補償の念書を締結しているが、適切でない。 連切でない。 また、会計上は保有土地の評価損計上の有無 も問題になる。	1-58	***		1	参奪の解離は蓋切ではなかった。今後、先行取得事業を実施するにあたって、多託先の程序保証を受けてから事業を受託していく方針である。 士地の処分性係は、鑑定評価となっているため、今後、評価機を計上する可能 性もあるが、現時のの収支計算 格十葉料・取得価格「確価」)では評価 服子性の心かいため治量を請する必 要はなかった。 なお、土地の処分は平成24年度に完了。 「平成21年5月22日広報号外19号P15」	指摘を認めている。しかし、 火槽復の念書をその後破棄しい か不明。このな合めて、指 とるべきである。そして、こ につき公妻する必要がある。 土地の評価相別士の有無に では、情報でいねいな説明に でいる。本ケースは、措置を でいる。本ケースは、措置を でいないとして理由づけを付 公妻した事例とも考えうる。

平成19年度 措置状況一覧表 沖縄県土地改良開発公社の財務に関する事務の執行及び事業の管理について

番 監査テーマ		予算の		報告書	措置	措置を講じた場合	0 (75) (4)	指置を講じていない場合	措置状況に対する平成22年度
大テーマ	項目	数・項・目	指摘・意見の内容	ジ数	無無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	包括外部監査人による評価
7会社の組織のあり方 について 【用地課】		費 目:道路橋りょう 総務費 ※法律に基づく公	公共事業の大幅な削減により、事業の前提 となる用地質の自体が減少しいるなかで、 今後も公社がその自実施を担っていく必要性が としくないまして行うは、相来的には、名 としくないまして行うは、相来的には、本 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	1-89	有(一部)	・土大塩薬部は、平成20年11月に「土地 開発公社の活用について」を取りまと め、今後も専門的ノウハウを有する公社 を、現の権定機関として所用することと ないの権定機関として所用することと ないのな情で機関として所用することと ないを対象される。 では、であるとのでは、 に対すれるとのでは、 に対すれるとのでは、 に対すれるとのでは、 に対すれるとのでは、 に対すれるとのでは、 の季託業務の創整を行う「土地関系公社 活用調整会職」を設置し、同年4月に、 がある。 では、 があるといる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	無	東は、散立団体として、公社があっせ、人体事業で収支の均衡が扱わるよう公社に推議を行うとともに、委託示として、 水停業で収支ともに、委託示として、 ま事務要の見直しを含めた所要の指定を情ずる責任があるが、県 では、事務を見返しを含めた所要の指しな。 を情ずる責任が起代文化による人件単位 を情があるところであるが、県 でルへ理費の批社の大化による人件単位 が出たの理費が設けた。また今後はフ でルへ理費の地代文化による人件単低 か会社の自動力を優先し、その結果を出 定いる理費が魅力を優先し、その結果を と使い及21年月22日広報号外19号P16~ P1 現まである。 といる事業を主づとして、公共の集字を行取得そのは 事業を主づとしてるる。 と他的集字を行取得を信 が表している。 を検討している。 が表している。 を検討している。 は、の過元についても検討してい きたい。	和孫外那匹蓋人が、土地開発公社の本任義権を開展したのよう。 の本任義権を開展したのよう。 は、その点には第十といない、 計をすらしないを細かな手続や規 程等性の的器所に無効する。 持置はなるも内容がになった。 を対 が立ったが、と考える。 かった。 が立った。 が立った。 がはなるものになった。 になった。 になった。 がない、 になった。 がない、 になった。 にな。 にな。 になった。 にな。 にな。 にな。 になった。 になった。 になった。 にな。 にな。 にな。 にな。
8 公社の組織のあり方 について 【用地課】		公社への負担金と して、上記の款項 目あり	公社の今後の組織のあり方については、県 公社以外の第三者を交えた組織検討委員会等 を早急に立ち上げ、公社の今後のあり方を獲	1-91	無			公社のあり方については、部の方針として平成20年11月に「土地開発公社の活用について」を取りまとめ、今後も専門	指摘・意見に対する対応とはい えない。存在意義を問われている のに、現址を大きく変えないこと
		平成23年度会 中り方と 大会 で で で で で で で で で の た の た の た の た の た も 大き で 会 の た も 大き で 変 は : 道 遊 後 に 当 に 道 変 は に 道 変 は 、 道 変 は 、 道 変 は 、 道 変 の で の 変 の で の 変 の で の 変 の で の 変 の の の の の の の の の の の の の	論する必要がある。					的ノウハウを有する公社を県内補宗機関 として福井ることとし、近社の活用ここととり、近社の活用ここととり、近社の活用である。 といる基本方針」を定めた。同力的に基 づき、これまで平成23年2 月上公社への 参加概整を行う「土地開発公社活 月に公社への金彩基度を明文化した「沖 精理基金融」会彩基基度を明文化した「沖 神構具土地開発公社の金彩基度を明文化した「沖 神構場土地開発公社変形基準を開定するなどの取り組みを行ってきた。 担償のあった第二座できた。 担償のあった第二座で表で支えた検討につ いては、包末の影響を音を交交えた検討につ いては、包末の影響を音を交交えた検討につ いては、包末の影響を音を享受されていて第二度を 、果の用地系の影響を音を享受に設めて 、果の用地系の影響を音を表した検討を で、現の用地の影響を表した検討を で、現の用地の影響を表した検討を で、現の用地の影響を 、現の記述を 、現の記述を 、現の記述を 、またい、 、またい 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	を大前機とする、外部第三者を入 れない組織かで決定した起うで決定した場合で 限別している。したかって、措置 はなされていない。 公表もなされていない。 第三者を交えと組織権制を責任 でついても、別者が必要い、特置が かされていない。公表もなし、 第一名を交えかの一部としての助 別のみで(しかも用地段格のおの 練のあり方に関してで、関していてい、)。とない、 に、これではない。 なされていない。 なされていない。 ので、これでは、 は、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に

平成19年度 措置状況一覧表 沖縄県土地改良開発公社の財務に関する事務の執行及び事業の管理について

番 監査テー・	4	予算の		報告書	措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況に対する平成22年度
大テーマ	項目	数・項・目	指摘・意見の内容	ジ数	の有 無	霧じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を博じていない理由	包括外部監査人による評価
6 財務状況と会計処理 について 【用地課】	事務費の計算方法と事 動力ではと事 かっせん事 での損益に ついて	予算指置なし。 ①道路 物路製) ・ 物路製 が 場路製 が 最 が 最 が 最 が 最 が 最 が 最 が 最 が 最 が 最 が	事務費は沖縄県との運知で開新に規定されているが、公社担当者の事務作業量に応じてでいるが、公社担当者の事務作業量に応じてではなく、参写業業費予算により、あらかじめ快変される仕組みになっている。あっせん事業は今後も利益をあげることは困難である。		の無有(一部)	霧じた推棄の具体的内容	無	措備を博じていない理由 現行の素件事務費の発度正確では、月 現代の素件事務費の発度正確では、月 現実のが原施であればあるはどの社としては経費がからみ、赤ボカが増える構造と なっており、日本規模な要素があるとか、 という間がない。 してあるない。 してあるない。 してあるない。 してあるない。 してあるない。 したするなかで、現としてはながの専門性 ととりかいを期待してあっせん等の見度し とりかいを規格している。 があまるが、公社による経りの表現をした。 等の自主が1の結果を見近めた上で、を 等の自主が1の結果を見近めた上で、 まり指数を博じたい。 【平成21年5月22日広報号外19号P16】	
	-	項:空港費 目:空港建設費 ※ 用地線は多能度 多能なものを託は私的なものを託は私的なものを託は私的 実際が全社と実施し でいる。							

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

	監査:	ī−₹		***	措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22
番号	大テーマ 【所管課】	項目	指摘・意見の内容	報告書のページ数	の有無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人による再 評価
6	総論 補助金改革に向けて	よりいっそう造めること	②外郭郎体の選別性商家について 未だに、全計処理に妥当性を欠いている団体が多い、このような粉飾まがいの行為が 放置されていることは極めて問題。 一定の基準を見える外部団体については毎年、それ以外の団体においても3年に1回程 度公認会計士等の第二者による会計整金を義務づけるべきである。 会計整度の程度、団体の会計的、複数分間既にからいまして制題。点が目らかにな リ、早息に対策を禁じることが可能。結果的に損失拡大を防止できる。 つの点について、概念人は特性悪見として整合機能している方、側がらなからラク ションがよい。 大きない、大きなは今日の最高な音や一部の体域に、このような次では、 対当体の個素に行か後ろかたいことでもあるのかと開練りたくなる。なお、外部団体の のいては、民態を受け、日本のなが、日本のなが、 の中門性からは、現状では十分とはいえない。 の専門性からは、現状では十分とはいえない。	31~32					未権置 甲急な対応が攻められる。
7	総論 補助金改革に向けて		外郭団体と異との役争の担が振めてあいまいである。 県は外邦団体に、解午参観の事業費権助予選営費権助を実施。しかし、実態は、さま ぎまな事業を無頼の承遣を決合わせて外郷団体に押しつけてきたという点もあ る。この点に関して、ある外那団体から、補助事業として行っている事業は、本来、 県が行うぐき事業であって、県から委託事業として行わせるべきものであるという意 見もあった。	32					未搭置 早急な対応が求められる。
8	総論 相助金改革に向けて	る全般的意見について (1) 公社等外郭団体に対 する県派遣職員人件費補助	外邦団体へ残渣されている県職員給与に関し、直接職員に支給するのではなく、一 上別から人件費相当報が運営費等制助金として外邦団体へ交付され、外邦団体から 派遣職員へ給をとして支給されている。 特戸地級判核、その認等審である大阪高裁判決での達法とされた事例がある。 とな性があるのか、職員派遣が、果として客観的に妥当か、を再模割することが必 要。	33					未措置 早急な対応が求められる。
9	総輪 ・	2. その他の種別金に関する金融管理について の主義を使用されて(2)外等団体における遺 服給付引当金の計上不足に ついて	100万円型の引当不足の外郭団体を調査したところ、以下の適りであった。	33~34	有	沖縄系列李書育選興会職員に対す 立機職会化・いては、当会から総付を受 する追職養金化が事業から総付を受 対で対応し、足分についてはとしていま が引当金を取り出て足ではありませ、 施工をではありましたとしていま 成立、現立学校販売立なに計算が 成立の場合では、当会が が開発を含むなどで、 は、当会が は、当会が が用ませ、 は、当会が は、は、当会が は、当会が は、当会が は、当会が は、当会が は、当会が は、当会が は、は、当会が は、は、当会が は、は、当会が は、は、当会が は、は、当会が は、は、当会が は、は、当会が は、は、当会が は、は、当会が は、は、当会が は、は、当会が は、は、当会が は、は、は、当会が は、は、は、当会が は、は、は、当会が は、は、当会が は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、		計画報光シンペンシン。 ・	服勢五学報・李楽書学報・李楽書祭として再確報し、 ・李楽書祭として再確報し、 計上不足 ・指文を構立なながか水水 ・指文・会 ・指文をはまれなが水水水 ・指文をはまれる。 ・指文をはまれる。 ・指文をはまれる。 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、

	監督	きテーマ		+11 Ale 200 an	措置	措置を講じた場合	Carrier San	措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22
番号	大テーマ	項目	指摘・意見の内容	報告書のページ数	の有無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人による円 評価
	総論 補助金改革に向けて	1. 大胆な発想の転換が必要である。 要である。 (1) 補助金の政策評価を 徹底すること	ただ優然と相助交付するという投入直視の姿勢から、植助金の成果の評価を優先 し、補助金の必要性を参える成果直接の姿勢への起激が水わられる。 指動金の役人販売の開催があいまいなものが書作とか、建来として、その植助金 け温存されていく。 規が補助効果をどのように評価しているか検証してみると、ほとんどが、相談件数が 何存で、前年度より何中増減したとか、申込み件数が何件あったとか、液理人数が何 人場えたかなく、およそ政策目標機械皮を判断する指揮と目まないものが多い。 人場えたかなく、およそ政策目標機械皮を判断する指揮と目まないものが多い。 機構の金板を全推進していくためには、現権な数所目標の設定と、効果の間に、連成度 の候証が必要である。そのためには、現在の事等業計幅以入よるを台よ男を体の行 政策任命や、政策評価を整施的かつ競性に実施するための指針を策定し、それらの評価 に関する情報を無民と必要して思明 責任を果たすとともに、効果的かつ効率的な行成 運営の実現を関っていくべき。	24~26					未措置 早急な対応が求められる。
	総論 補助金改本に向けて	1. 大胆な発想の軽減が必 要である (2) 補助率 (上乗せ補 助) について見直すこと	上乗せ補助は、途界度より取廃的に実施されているものであるが、今まで大きな是 度しは行われていない。 水土加算 予め、車として一律に予算に加算する方法は、合理的なものとは思われない。 暇島加算 服務で決策されている事業の多くは、戦島振興のためのものである。その上さらに一 様に補助なる上乗せする今の方法では、地元長長それお外の作品との条形で不知の が他に補助なる上乗せする今の方法では、地元長長それお外の作品との条形で不知の は一般に相助なる上乗せする今の方法では、地元長長それお外の作品との条形で高の限 は相助をの中にも、国の植助金と機関して、あるいは上乗せするかたちで、植物金が かと上げきたいるものがある。 、最と受益者(仲町村民)との役割分組をどのように開整するのか、ということにな る。地方が構造められている男状において、公平かつ適正な補助率の在り方につい て彼めて精動する必要がある。	27~28					来指置 早他な対応が求められる。
3	総論 補助金改革に向けて ・	1. 大胆な発想の転換が必要である 要である (3) 原存の補助金の整理 練廃合を促進すること	○補助開房後10年以上規続しているものは、目的の遺成の有無/物度目体の機能化な と、その返居性を十分物計し、原則して見道をすった。 あかっストや効果との関連 性を十分分裂している。 を発生している。 があたりのは、は、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の	28~30					未措置 早急な対応が求められる。
4	総論 補助全改革に向けて	要である	前年度の予算額を基準にシーリングが次められ、前年度と同様が、マイナス10%程度といった形で次められたいる。不要な事業であっても返車の中であれば、あまり変定を寸道保され、シェアの固定化を招いている。効果が影例できる事業であれば、あまり第一度を引信した。 果に見合った費用を支出するのは当然、予算的な理由やシーリングに 左右されずに、補助金額を決めることが望ましい。	30~31					未措置 早急な対応が求められる。
5	総翰 補助金改革に向けて	要である (5) 公社等外郭団体の経 営合理化及び透明性確保を	①外郭団体の全般的運営状況について 効率的な電差がなされておらず、実務管理上の問題点も多い。 / (中編集工能定長事限団等基金会や (別) 沖縄駅ホコンペンションビューローなど、職員 遺職金企ら報の引当かたがある。現状のままでいけ、団体国有環員が将来退職をある。 (表別に、規定通り 遠隔金が支払われない切れかる。今後の団体運営に大きな影響をこのことは、今まで運営弊植動として、銀具人体事を管理書等を交付しても、団体の効率的運営による大型保証のでいないことを要求している。 これらの団体はついては、このような状況に至った原因と責任の所在を明確にすべきである。よわいるそうの報営合連化が求められるとともに、県においても財政支援を含む対策が単急に必要。	31					未接置 早急な対応が求められる。

	監査-	テーマ	and the second of the second o	報告書の	措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22
番号	大テーマ	項目	指摘・意見の内容	報告書の	の有無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人による再 評価
	総論相助金改革に向けて		4. (府)沖縄県面撃	b E a		指摘後、早起2年度水等上り、その 海室時度で比発生した機とは 開総付債勢)の金額を追離終付引当 金として計している。なお、 透過総付引当金の予算化を図るべく 存在検討している。なが、20年度 は予算化を実現するに至っていない。 「異立学校教育課」		知義事業としており、 はませえん地帯の通常の通常の通常の通常の通常の通常の通常の通常の通常の通常の通常の通常の通常の	京立学校教育課 ・未清隆であるが正確的の結 ・未のであるが正確的であり、不 生、受益さなが、 は を経験が ・未代指 で ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	総論 相助金改革に向けて		当甲成20年度包括外部整査収納にも、甲成16年度に精助金が整査テーマだった。開 態なのは、前回の整査対象にならず、今日30分で対象となった構動金一、前回回線の 開風が自用線では、つまり、前回の包括外部整金の問題点なり支管機を、発生 として情報を共有する体制ができていたことを複雑する。 として情報を共有する体制ができていたことを複雑する。 起力がないていて、確認が国際をの結果が影響をの結果に対する場の改 起力がないていて、確認が国際とかして、過去の経済が影響をの結果に対する場面が、タイムリー くからら年も、前の密金被果が保護費を入れてい。 よりからはも、前の密金被果が保護費を入れてい。 よりからはも、前の密金被果が保護費を入れてい。 よりからは、前の密金被果が保護費を入れている。 な宝金製力交流が、担害しているに は電金製の金製・用り 、中のでのできまれたのであればその理由を、密を練果に対する措置については、 は置するのかるが、担害しないであればその理由を、密を練果を類様タイムリー の表する必要があるう。そうしないと、せっかく包添外網整金を実施しても、それ、 を役の金製造しなる。 また、評価したらから含めて、県全体でデータイニス化するなりして、よ者する相 知が経度である。他の自然なではホームページ上で次表している事例もある。 包括外部整金の整金模果がどのように果り施算に示かされ、どのような効果をもたく してきたのか、異の見解をぜひ具民に公表していただきたい。	2 2 3 3 8 3 8					未増置 早急な対応が求められる。 緊急人の指摘は措置対応の遅 さや指摘に付属しての塩山は は、相撲にの塩山は で、の迅速性、必要性の指摘 で、の迅速性、必要性の指摘

			関する財務事務の執行について)		1000000	1			
番	監査	テーマ		報告書の	措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22
号	大テーマ	項目	指摘-意見の内容	ページ数	の有無	請じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人による再 評価
						措摘後、平成21年度外算より、そ の算定時点までに発生し度物。(通 職給付債物)の金額を追職機計 会として計上している。なお、県は 連額給付買約の予算化を図るの子第化を図る (1年度)であるが、20年度、21年 度は予算化を実現するに至っていない。 (1年度)であるが、20年度、21年 度に予算化を実現するに至っていない。		別当不足額の縮小に努めているところの紹小に努めているところのである。 なお、将来的には、特定反強の欺诈等法として、退職統領 時間 当 (資本) 出資付金の他、退職権制も必要と考えている。 H22年3月末	
	総輪補助金改集に向けて	る全般的意見について	原交付補助金の一部が、国所管の特殊法人、公益法人等へ選流している仕刻みが多い。 本市市村 (合外新団体) → 国所管法人 本たは、県市町村 (合外新団体) → 国所管法人 本たは、県市町村 (合外新団体) → 国所管法人 本			土地改良事業団体連合会は、経営 企化取り組んでおり、その中で 透離作与引きの計画的積み立てを 指導している。 [村づくり計画版]		て、船舶老朽化に伴う 代船建造は、離島航路	企画部・交通政策駅 ・未措度状況であるが、離島 新添維持のための政策として 不当とは言えない。
			2. 遠格無別助収補 がは乗りの方出 全置かラック協会 「係からの再放 期なし」 助金 会 一/沖縄県バス協 一 の公益法人」 (企1000万円 会 の公益法人」 「個からの再放 期なし」 おりつカリ 「個からの再放 数り」 3. 沖縄県土地改良 一 沖縄県土地改良 全国工会改良率 「係からの再放					を を を を を を を を を を を を を を	企画部・交通政策等 ・未措置状況であるが国の制 変と関連することであり、不 当とは言えない。 農水部 未非措置 早急な対応が求められる。
				34				必要な補助を行っている。 「交通政策課 2. 出捐金は、全国を 単位となる公益法人で ある(社)・全国 パス協会が行う全国 パス協会が行う企を交付	

_	監査	テーマ			措置	措置を請じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22
号	大テーマ	項目	指摘・意見の内容	報告書のページ数	の有無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人による再 評価
21	補助金アンケートについて	収入に占める補助金の割合 が50%以下で、かつ決算剰 余金より補助金が少ないも の (41件)	自律が可能か否かを再検証し、期限を決めて廃止していくべき。 ・	58					未措置 早急な措置が求められる。
22	補助金アンケートについて	1980年以前から制度がある もの (89件)	リストは、創度開始が1980年(昭和55年)以前からの補助金を古い順に並べた。遠 去の見直しがされていないものはなおさら、見直しを継続的に実施しているものにつ いても、その必要性等絶えず検証していく必要がある。	59					未措置 早急な措置が求められる。
23	補助金アンケートについて	補助金について以下の6つ の観点で、補助金評価のア ンケートを取った。 ①事業の公益性	すべてのアンケート回答は、補助金に公益性あり、としていた。 第3名による厳格な存储が必要。 また、沖縄観異計画などの上位計画となるものとの整合性があるので、事業の公益性 が認められるとする記載が多い。	60					未措置 早急な措置が求められる。
1	補助金アンケートについて	②事業の効果性	<u>効果が</u> なるとしながらも、具体的な効果をあげているものはほとんどなかった。 回答例 「地元産業の援興・活性化に害与」「介護保険事業が円滑に炭塩されている」「離 島・遠海地域等の援限及び離島住民の生活の安定及び産業の援票」等抽象的な記載ば かり、数官目標を客機的に設定し、そこから間の目標値を出してくるような方法 で、補助金の効果を具体的に創定できるような方法を集ることが必要。	60					未措置 早急な措置が求められる。
24	補助金アンケートについて	③補助対象者の適格性	団体等において会計処理及び使給が選切に執行されているか、という質問に対して はすべて適切になされているとする回答 ⇔ しかし、監査を結果、開題専事も見受 けられた。物に会計地悪に関しては、専門性の製点から、県後自の評価は凋慮。公認 会計士による外部のチェックが必要である。	60					確認が必要
25	補助金アンケートについて	④補助対象経費の明確化	明確化されているとの回答がほとんど。 しかし、会計検査院の指摘で是正されているケースもあった。	60					未措置 早急な対応が求められる。
26	捕助金アンケートについて	①補助目的の達成度	既に廃止が決定しているもの → 目的が達成されたという回答。 現在機嫌中の50 → 目的が適成されたという回答。 近在機体の50 → 目的が適成されたという回答はなかった。 団体への補助金交付に関して、既に自立が可能と関係ではないが同うたが → 自立 可能と団体ではあるが、機動金の交付が必要であるとの回答為り、 団体側助については、機助金が逆に自立を阻害するという面も見られるので、再検討 の必要あり。	61					未推置 早急な対応が求められる。
27	補助金アンケートについて	⑥情報公開と説明責任	票への限明責任が補助金交付の条件となっていないとする団体からの回答も一部見られた。補助金という公金を受けるからには、団体側に徹底した情報公開と認明責任を求めるべきである。	61					未措置 早急な対応が求められる。
	補助金アンケートについて 【雇用労政課】	過去3年間の県監査委員と 会計検査院による指摘事項 の有無と改善状況等につ き、アンケートした。 ①会計検査院からの指摘事 項	今午底、合計検査部が実施権変と、たと証明を認識真実の機業能力限系数余のうち2 ・で予適かな計場が開発された。これを受け、以外のかっての都道所負職業能 力開発協会に対すて審査が構造された。人体では、利助企立選には至らないが、補助 対象外の練費を対象としており、会計検査能に報告許である。	61	有	左記の指摘・意見の内容のとおり	無		措置済と言える
29	補助金アンケートについて 【経営金融課】	②県監査委員からの指摘事項	人件票に係る各種手がの支給要件確認手続について、毎年度各額負及び各手当毎に 支給要件を確認するよう改善を求められた。 ・小規模等発送5支援業業度とおける各種協会について規程または事務決裁等により単価改定を行う必要があるとの指摘あり。なお、補助金返還等には至っていない。	62	有	指摘を受けた当該団体において、 各手当の支給与要件の確認を実施。 謝金については、事務決裁で処理を 行っている。	無		措置済と言える

	監査	テーマ			措置	措置を講じた場合	1,000	措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22
带号	大テーマ 【所管課】	項目	指摘・意見の内容	報告書のページ数	an abr	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人による再 評価
12	補助金アンケートについて	少額補助金 (64件)	少額補助金 (ここでは100万円以下を集計、) は64件あり、補助実績がゼロのものも 84年の 会力せて、少額補助金の事務に係る職員人件費をみると、補助実績額を大き 人上回る人件費がかかっているの事務といる。 費用対効果も勘索し、その必要性について再検討すべし。						未措置 早急な対応が求められる。
13	補助金アンケートについて	根拠法令なしの補助金 (1件)	要綱等もなく支出するのは問題である。	52				当初から『沖縄県補助金等の交付に関する 規則』に基づいて補助 金を取り扱っているため	未措置 規則に基づいて取り扱ってい るため不当とは言えない。
14	種助金アンケートについて	知事が補助変付先頭体の代 表になっている補助金(3 件)		52				植門 大学 (1987年) 本語 (19	監査人の指摘の主旨は権 限・責任等の職点から別機に すべきとのようとであり、そ で、息をおえたディスクローズ か求められる。
15	補助金アンケートについて	補助交付団体等の事務局が 県にある補助金 (26件)	交付する側と受領する側が同一(又は近接)により、権助業務が適正に行われない 恐れあり、改善すべきである。 また、業務変行上、内部管理に問題が生じないよう留意する必要がある。	52					未措置 早急な対応が求められる。
16	補助金アンケートについて	適去の見直し状況が無い か、アンケートに記載がな い補助金 (170件)		54					未措置 早急な対応が求められる。
17	補助金アンケートについて	補助の形態が「その他」と する補助金 (54件)	補助率等を定めず、その他の方法で交付されているものについては、どのような基準で補助交付しているのかについて、分かりやすく住民に説明する必要がある。	55					未措置 早急な対応が求められる。
18	補助金アンケートについて	補助金算出根拠なしとする 補助金(45件)	根拠を明らかにする必要がある。	56			+		未措置 早急な措置が求められる。
19	補助金アンケートについて	補助金交付に伴う特定財源 が有り、とする補助金 (43件)	同一の事業に対して、補助金以外に特定財源も使用されているものについては、補助金と特定財源との割合等合理的なものか否か、検討が必要。	57					未措置 早急な措置が求められる。
20	補助金アンケートについて	補助金の効果がないとする 補助金 (8件)	廃止するか、見直すべきである。	57					未措置 早急な措置が求められる。

#	監査	〒 ─₹		報告書の	措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22
号	大テーマ 【所管課】	項目	指摘・意見の内容	松一ジ数	の有無	禁じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人による再 評価
			展先5の回選 (要約) 「計画販売高速返興網からリースする項由 (予事業者には船舶建造の借入に見合う担保力がなく教行等からの借入が困難。このため国、県、市町村、公康を中心に輝倉総務対策としてのリースが式の大社が設定また。 (3 年代、別内の市町村 (株) 作は、戸塚県、戸塚光・茂 (東)					離島航路事業者さい、 熱船を購入するのか、 リース方式でするのか、 リース方式でするのがして を個々で判断し事業者以 して、世島地では、 という機能を維持するために必要な 行っている。	
			・工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工						
33	難島鉄路補助金	(4) 殊の調査(監査)体制について	平成18年度の監査実施状況 → 11月から翌年1月にかけてほぼ街道国(内閣舎将機給令事務局)及び県会な名の計4名で間幾(1治2日、2部3日)。 これだけのコストをかけて憲定する必要があるとは思われない。離島机路合権計算者が適正に作成できるような体制の登場を事業者能に使けべき。 状本的には当該計算者自体の選手機解とりも、職島机路の整盤改善に資源を投入する状本的に対象が対象をして国、解か実向して販査・のではなく、分益するなど会整金にかしての監査でニュアルはなく、先輩のようはも検討する。 効果的、効率的に監査するためには、チェックリスト方式を取り入れた監査マニュアル等の整備が必要。	77	有	県の航路補助金における補助対象 振費社に国の補助要計しの無空に とれており、経験を設めている。 に国の場合を表示を表示を表示としたという。 に関い場合を表示を表示としたという。 は、国の場合を表示を表示とした。 は、国の場合を表示を表示とした。 は、国の場合を表示を表示とした。 は、国の場合を表示とした。 は、国の場合を表示とした。 は、国の場合を表示とした。 は、国の場合を表示とした。 は、国の場合を表示とした。 は、国の場合を表示とした。 は、国の場合を表示を表示を表示とした。 は、国の場合を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を			措度を探じたとは評価できない。整在の心要性は理解で ない。整在の心要性は理解で さるが、外部態度人が求めているのは能管の効率化なび事 は警の効率化なび事 表すの機準処理力の向して あり、これらに対する精量が 必要である。

	監測	₹ 7 -₹			措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22
番号	大テーマ	項目	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	の有無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人による再 評価
30	相 應航路補助金	(1) 経営改善5ヶ年計画 作成について	期高級務事事業者に及して経営改善の4年計算を提出させ、現社計画の連行状況を 構造し、履行状況等を場合には走出措置を求めることになっている。 しかし、この制度そのものが、ほとんど機能しておらず、形骸化している。 計画質を上回っている業性は対すから考。その41 1 業者はすべて計画値を下回って [7]] (伊丁屋が7年成19年3月に 具一処担した「経営改善の年間、1 無確立、2 次後で したところ、計画通り漁歩しなかった理由として、外部環境の場化(低級抽締の高 環境の場合は、終末により事業の強後をしているが表現の場合がなる環境となったが、外部環 度の現代は、終末により事業の強後をしているがあるの場合がなる環境となったが、外部環境 度の現代は、終末により事業の強後をしているがあるの場合がなる環境となったが、外部環 度の現代は、終末により事業の強後をしているというなど 含改善を実施していくのか、同報台書を見る限りからない。 ももも、熱急性が多数であるがはないませないのだから、こ こともも、数色放路事業とのかほとんど世境の政乱る事業ではないのだから、こ のような経営改善を実施してみてもほとんど効果がなく、当業権助事業に係る制度上の 故年的な見記しいが必要、これに関連して、電影観的の場合は関連をを制 付っているのよりが必要、これに関連して、電影観の機能を発 付っているのようなと可能にたして、電影観の場所は同様のはは関係を見 し、成本型のを実施といるの、第二、電影観の場合は関係を発 し、成本型のを実施している。	67~69	有	離島抗器事業者の経営環境上配任していることから、等業をのため、等業をの経営改善等を図る所とな取組みとして、財務政会計等門家にお経営散場、合計等門家にお経営散場、海路の環境を開発した。日本の環境の関係とは、中心では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	S. S		増展を探じたとは言えない が、特置対応中である。
31	縣島荒路補切金	(2) 県準欠損額について		69~	有	原準欠損額は、全額の販売事業を の平均貨物や配置の平均性値等を用 数で、 19 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10			措置を課じたとは言えない が、措置対応中である。
			機學査定の具体的内容は、裏の担当者も伊是名の担当者も詳細不明。また今まで標 管査定の内容について様よい間い合わせをしたことがない。 の事故とより、現代に切けるというない。 の事故とよる。 を確認とより、 を確認とよる。 を確認とよりでもさぎま状が表れるのに、全国・権の方式を模ること は理解し難い、其としてもこの点については、強く医に求めていく必要がある。						
32	離為紅路補助金	(3) 創館のリースについて 大神縄県麓島海運振 興味の存在模能	(中長々行は使用する動態を、沖縄県職島海運集興制からリース(ファイナンスリース)している。 している。 は、10年の大学、「神経、世紀の別)は決殊法人である、沖縄開発を整心室で、沖縄県も持 株比率12.6%の株主、同社社医は沖縄階発を整め返出等で、沖縄県も持 株比率12.6%の株主、同社社医は沖縄限発を施設出出すで、沖縄県も非常販売を出 している。また平成19年4月から沖縄県の元企業局長は、同金施公連理事に就任して 49.4男、平成19年4月から沖縄県の元金業局長が、同金施公連理事に就任して 49.4男、平成19年4月が「中国・アルマ域20年9月別)からみると、布年経常部位を 約900万円十上、また時、平成19年7月別は700万円計上している。 兼報告書記載の従業員は6名のみで、役員は代表取締役社長1名のみが実質上の常勤役 員と思われる。	72~76	無				未措置状況である。巻しく 不当とは古えといれ、県の別 改雑全化に宴するよう詳細検 對は必要であろう。

番	監査:	r ₹		報告書の	措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22
号	大テーマ 【所管課】	項目	措摘・意見の内容	ページ数		講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人による再
3	生活べ又路線確保対策補助金金	(1) 補助対象路線について	この規則会は、バス運行対策事制別金の要件を緩和し、異が地域の実情にあった相 助ができるように定めため、 しかし、思い境和した要件自体が明確でむく、原本財務であればほとんど例外なく対 実になっている。相助対域影響選定は地区高騰会等の騰齢を経て決定されているが、 職職をのものの中味が明確でない。 すべての赤ざ動が対象となりる可能を要件を改め、真に必要なバス路線が対象と また、異の交流級要のまったの整合性がとれるような交通体系を構築するために も、現在の補助金の仕組みを再検討する必要がある。	81	<u>*************************************</u>			本族のカウェルので、 本族のカウェルので、 を表している。 本族のカウェルので、 を表している。 を、また、 を、 を、また、 を、また、 を、また、 を、また、 を、また、 を、また、 を、また、 を、また、 を、また、 を、また、 を、また、 を、また、 を、また、 を、また、 を、また、 を、また、 を、また、 を、また、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を	末措展状況である。適性 公正な交流体系の博鰲・収集 の遊戦であり、早念と対応が 求められる。
38	潮 喻振興助成補助金	(1) 沖縄県トラック協会 への相助金の使途について	①沖縄具トラック協会への権助金は胃筋会で基金として積み立てられていたが、平成18年実に取り削し(総分)も行って、この基金も信用し協会本部を責ねた所修センターを新観人たけ当たっては、国ー州機能会事務の展明を建しいるものの、要様でならない。根本等の可以基本では、「国ー州機能会事務の展明を建しいるものの、要様の企会に成立事では基本にいなかった。要機遇反の天下りが自然のである。この主なない、展示の不足能・プラン協会のと同じないの天下りが行われている。またパス協会、トラックを全では、それでも限分の番目の場で、トラックを全では、それでも限分の番目の場合では、デスマは、日本の関係の会別には相対している。そももも、この関係の会別に権助することに重要があるとは思えない。展長の現金が、パス協会、トラック協会の全国団体へ出措されていることとない。原長の現金が、パス協会、トラック協会の全国団体へ出措されていることと、同能会の健物政務に充てした。といて、日本の関係の表別に表示している。また、権助の単拠も当時の自治事務が巨及び運輸省自動車局支援・支に表示したいることとなり、日本の関係の関係を出力していることとない。「国を受けるという」とないます。「国金の関係という」というにより、日本でより、日本でより、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では	86~87	***			日本の主ない。 一年の大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大	未指置の状況である。 基金 取り別しの薬精準なされている。 に対する特置がなされている。 が変化に、伴うな事業の 必然性、発生と関しても検 封を要する。

_	監査	! テーマ			措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22
番号	大テーマ 【所管課】	項目	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	の有無	請じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人による刊 評価
34	難為抗跨補助金	(6) 伊是名村の離島航路 事業について	(中)是全計額無裁別事業施益に、平点10年度種助申請時及び與(国)監査統別(億2,000万円の投票、額抄として金数拠化等にるご額が立弦数少率総本機能が出たした。また、当別、輸送能力を大きく見限り、大阪のフェリーを修造したことにより毎年のリース単位組が他間へを超えるなど、円納の機合効が原間を約まている、粉員要について影談会施を質問したが、船員法により給与水南が定められているため、減減は隔壁のことであった。 また組島就倒技計算をはは、店費(てんび) 設定という一般には図を貸れない料目かある。これは企業会計の一般管理費のような化税の利目であり、当該款前等某時の会計で処理する打職員の人件費等管理費が含まれている。職員共済組合地企もこの享要で負担してい場でを終めている。 (報ご採済事業が大幅な赤字であるが記でも公務員に対しては、手厚く保護されていることには保険としない。新集として、県の補助金が計職員の連載金になっている。材としてもより一層の整金合理化が強く求められる。	77~78	有	伊是名称第12ついても原動を認改 部組織のが明めたの子がこの 等組織のが明めたの子がこの その中で経改改替に取り組む予定で ある。また、使是名材館に取り 組んでいるところである。	無		措度を課じたとは言えず、 持僅対応中である。
35	バス選行対策費補助金	(i) 補助対象路線について	が網別バス選行支援費権助企交付業額によれば、経常費用金体に対して少なくとも 55年に対しておれていることが必要となかいる。 19年に対している。 19年にはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいる	79	**			線における国・県の補助の上限を経常経費の30%までとしていたが、平成13年度から創設された新制度では、	未持度状況であるいべる違う 登入の意思がある。 を入の意思がある。 を発表 のをである。 をのとしてある。 をのとしてある。 をのとしてある。 をのとしてある。 をのは、 をのは、 をのは、 をのは、 をのは、 をのは、 をのは、 をのは、
36	バス選行対策費補助金	(2) 地区監議会の役割について	権助に市町村負担がある場合、市町村の判断で路線廃止か否かの結論を出し、市町村の見解を設定え、地区協議会で関土対象路線とするかにつき議論され、金体会議で 地区協議会のフレバーは十十年行政協議者(利用者が入っていない。)。利用者たる 生氏の意見を反映させることが必要。	80	無				来措置状況である。適性な 来措置状況である。 連性ないでは当初 から利用者があられる。 使内が水められる。

	監査	7र			措置	措置を講じた場合	46.00	措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22
号	大テーマ 【所管課】	項目	指摘・意見の内容	報告書のページ数	の有無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人による再 評価
39	石游製品輸送等補助金	(1) 補助効果の検証について	報送費等減額分が、難為事業者の過度な利益になっていないかなどの検証は振当機では行っていない。検証が必要である。	90	有	現では、報助金の算正において、 実が算定した物とで、 現が算定した機能としており、 現が直接した機能としており、 ので、 実が変化した機能としており、 が方を植物が起きとしており、 はあり、 はあり、 はあり、 はあり、 はおえられると、 が、 が、 はあり、 が、 はあり、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので			増屋が様とられたと比評価できない。或が様面した時 できない。或が機面した制 界ではなく、総実の考えを様 動で対応しているだけだと言 える。
40	石油製品輸送等輸力金	(2) 補助金の軽遅について	植助金種理の確認も担当酸では行っていない(変産姿質が実施しているとのことで ある。)。相助金が確定に使用されているかどうか、サンプリングでの解認が必要。 また各事実者から改算量の提出を受ける必要がある。	90		原では、一般の表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表	無		措置を構じたと言える。
	国原補助对象離島 航空路 級 選航費補助金	(1) 補助金交付の方法について	実際は、補助対象航空機に係る部品の購入代金として行われている。つまり、補助 金額は連接費(原空機時乗、機体維持費、整備費、果務員人件等等)をもとに算出さ れるが、交付自体は稀的の機力へ企っの補助として交付。 なぜこのような交付方法を獲用したかについて、担当者から明確な回答なし。事業者 からは使いるかいという意見があった。 部品購入代として補助せず、直接運動費として補助するシステムに改められないかド 考が必要。	91~92		航空のインフラ整備を目的とする 空港整備機制会計を財政している を地、欠損をわめてはなくが局品 を補助の対象としている。県としるよう を補助の対象としている。県としるよう 活動を貼け方法の兄児し等による 別度の試形について、解析遺典と遂 携し国に要請している。	無		指置を購じたとは評価できない。 指置対応中である。

#	監査	- र			措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22
3	大テーマ 【所管課】	項目	指摘・意見の内容	報告書のページ数	の有無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人による 評価
								国会管を発生を表す。 「国会では、 「日会では、	
								地方で保存しています。 地方では、本及の位 が内臓が、大変の他 が内臓が、大変の他 が内臓が、大変の他 が内臓が、大変の他 が内臓が、大変の他 が内臓が、大変の他 が内臓が、大変の他 が大変なから が大変なが、大変なが、大変なが、大変なが、大変なが、大変なが、大変なが、大変なが	

	監査	7₹		meteo	措置	措置を請じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22
号	大テーマ	項目	指摘・意見の内容	報告書のページ数	の有 無	請じた措置の具体的内容	公妻の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人による再 評価
48	興費補助金	(1) 補助金支出の必要性 について 別団法人単熱帯総合研究所 の事業活動の収支について	事業所能収支だけを見ると、本件補助金がなくともマイナスになることはなく、財 回線自の事業成人で削い得る。 したがって、本件補助金がなくとも財団の自助努力により事業運営していくことが可 能ではないか、検討すべき。	98	無		無	事主が表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表	末指電状化である。今後の 自立的事実運営が求められ る。
46	沖縄県亜熱帯学術 <i>研究等接</i> 興費補助金	(2) 実績報告について	県は、計団から全体としての事業実績報告を受けているが、補助対象事業ごとの実 積報告は受けていない。また、信別の事業ごとの評解な内訳(事業以入、事業支出) についても報告を受けていない。 構動を支出の必要性と補助を支出の遠正性を判断するためには、各事業について詳細 な実績報告を受けるべきである。	98~99	有	平成21年度より、補助対象事業ご とに純費明細を含めた評練な実績報 告を受けるなどの措置を講じた。	無		特置を講じたと言える。
47	服島一過底地域自立/使酒等 別等業補助金	(1) 幇助金支出の必要件 にでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	本作」は耐か全行の本業区分は、生活環境無償本業(ごみ犯事施設作事施家、火精 排改体等、生活環境に係る施設時候(代油強影響を含体く))及び既存施設所 産業(任利の遺代指数)(②き家、型き店総等)を借り上げて、公共の目的に利居用す 産業(任利の遺化指数)(②き家、型き店総等)を借り上げて、公共の目的に利居用す ための策定器(無金維等の必要拡張数のパリアフリー化いるの 上配各年業がどの程度、開島・退燃性域の自立定認に費するのか、難島・当鉱地域の 自立度温密のため他の有効な起致がないのか等について、十分検討をしているかが 尿わしい、他の公共施設(図書館、公民部等)についても整備も考えられるところ、 なぜごかり知識が、大海域が転等や等がでいるから中間の地でない。またこれら施 質のために補助金を支出けるのでもかは、当該施設の地震状況。支継が広について強 変した。とした、「運動機等を終し、一般な設定の場合を表した。 と開きすることが、、選集を経験を終し、 を提出していては、別年業による機能のかあり、本件権助金は、それら補助金の関策 設す業については、別年業による機能の金があり、本件権助金は、それら補助金の関策 変更にないませ、というに、運動を経験を終した。 を埋めるための事変とも見える。 このようなことからして結助金体系に問題があると言わざるを得ず、本件補助金の必 要性に疑問がある。	100	有	南馬・湯佐徳島自立保護学訓・産産 は、顧島・海体市町村が実施を含在 だは、顧島・海体市町村が実施を含在 だは実施数の整備及び既存施数の前 が低用のための事業に対し下級 が低用のための事業に対し下級 しかしなかとどころである。、 しかしなかしてきたり、環集制である。 ものして表現のもの手数を重してきた。 15 年間、季度した。の当該事業産までお 3 年間、季度がある。 は、第4 日本のは、10 当時事業産までお のは、10 年間、20 当時の場所はである。 しかしなからいの当該事業産までお のも、日本のは、10 年間、10 年間、10 年間、10 年間、10 年間、10 年間、10 年間、10 日間、10 日間			平成19年度に事業終了したが、事業の締括は必要であ ろう。
48	縣島·遊頭地域自立促進特別李樂·禮助金	について 事業実績について	本件事業は早成17年度~早成19年度まで年間各2件。平成20年度においては市司村からの設備がなく、当初は平成21年度で終了予定が、平成20年度まで終了。 とかも4年業は、全て在高環境機件事業で、表件銀貨利信用事業については一切実施 よかも4年業は、全て在高環境情等を表で、表件銀貨利信用事業については一切実施 本件組助金を使用しないで整備されているところもあると思われる。そもそも本件結 助金の必要性はなかったと言わざるを得ない。	100~101	有	魔島・湯波地域では、 ・選ば地域で開発している。 ・選ば地域では、 ・選ば地域では、 ・選ば地域では、 ・選ば地域では、 ・選ば地域では、 ・選ば地域では、 ・選ば地域では、 ・選ば地域があります。 ・選ば地域があります。 ・選ば地域があります。 ・選ば地域があります。 ・選ば地域があります。 ・選ば地域があります。 ・選ば地域があります。 ・選ば地域があります。 ・選ば地域があります。 ・選ば地域があります。 ・選ば地域があります。 ・選ば地域があります。 ・選ば地域があります。 ・選ば地域があります。 ・選ば地域があります。 ・選ば地域があります。 ・選ば地域があります。 ・ 第10年間があります。 ・ 第2年間が、 ・			平成19年度に事業は終了 したが、事業の厳格は必要で あろう。

_	監査	7−₹		+0.4- = =	措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22
番号	大テーマ	項目	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	の有無	講じた指置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人による再 評価
42	抗空機購入費補助金	(1) 補助対象額について	新笠機構及金延行製鋼によれば、機体制的金の鋼は、機体制的が整整度(対 象数空機代金+その部品線入極費)から10/100階級した機販の28%以外となった。 到えば26%を下 回って補助することが可能が等、検討する必要がある。	92~93	無			更新に注うの500以内を の場合とは食とる を持ち、大きない。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 でのでなどのでは、 をおいる。 でのである。 をおいる。 でのである。 をおいる。 でのである。 をおいる。 でのである。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 でいる。 をおいる。 でいる。 をおいる。 でいる。 でいる。 でいる。 をおいる。 でいる	未措置の状況であるが不当 とまではする、新貨改書計 画の着文な女行を指導してい く中で対応することが求めら れる。
43	航空機購入賽補助金	(2) 経営改善5ヵ年計画について	権助金の交付を申請しようとする権助事業者は、経営政務の非計画を策定し、知事 に届け出る、製作のわた、構造を契付がたかた出常し、権助等実定了事業年度以等 の3事業年度のそれぞれで経営機夫が見渡りの経営電子を与うること、がある。 収慮は年度から中庭2年度(イベリス)の最初を対する中間では、南大東一北大東 区間と宮古 一石垣区間の両路梯について、植助金交付のない方が、植助金交付のある 方よりも提送以外計画となっていた。 これは、視益を不適切に強分計算しているためで、この計算方法は路線どとの模益を 識別に反映といるとはいえない。このようなの自然計画書の場助金交付決定が行 われていること自体、経営改修5ヵ年計画が重要視されていないことの配左。	93~94	有	経営改善5ヶ年計画の作成については、事業を事業計画にしている。事業の事業計画にしては、事業を事業計画にしている。早級はあるとう。考生版となるといる。早級は1年度から来来動態にいる。早級は1年度にあり、参加のではいけ成(180人乗り)を収収(394年乗り)を収収(394年乗り)を収収(394年乗り)を収収(394年乗り)を収収(394年乗り)を収収(394年乗り)を収収(394年乗り)といる。		and the second s	十分な財産を設定したは言 えず、残在がは中であり、今 後しっかりした経営改善計画 の策定とその常実な実行が求 められる。
	沖縄県重集衛学衛行死等 質 更費 葡助金	(1) 補助金支出の必要性 について 対対団 上人理熱帯総合研究 所	使用料、消耗品費等)、③事業費(学術調査研究事業、国際学術交流事業、広報・研	95~98	有	(中国) は、本美のの野科機関を大きない。 中でである。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 では、 である。 では、 である。 では、 である。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、			措置を課じたとは計算外ででは では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、

_	監査	Fマ	SCORE STATE	報告書の	指置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22
番号	大テーマ 【所管課】	項目	指摘・意見の内容	報告書のページ数	の有無	講じた措置の具体的内容	公装の 有無	措置を購じていない理由	年度包括外部監査人による再 評価
52	沖縄県青少年交流体験事業 4組功金	(1) 補助金の使念について	団長、事務長という構成を具直し、出来るだけ多くの児童等が参加できるようにすべた。また、民参等の終背費用も機能を含またかっている。職長費用等については、団体で支出し、浮いたその部分を参加児童の費用にあてるべき。	118~119	有	団英、郵研長・事務局長の構造に かいては、平成202年度に事務の長 副団長を兼ねるように見直しを行っ た。 団長等職員の旅行会の「自己収入が ウなく、果からの運営責備の自己収入が ウなく、果からの運営責備のる。 の、では、整議できる項目等を持る 、可能な使しまり多くの児童が参 加できるように努める。	沖縄県 広報 H22.3.3 31 号外 第9号		格型を課じたと言える。
	强立行政法人福祉医療機構 資金借入金利子-補給金	(1) 補助金の交付基準等 について (対保育関運営主体)	49、50の制助企と西藤吉のもので、こちらは保育園の重数整備供入利子対象。保育園を選出している法人の終済が終本書世子、一律の交付となっている。相助金削減の組点からも、何らかの基準を定めてボ戸・補給する方法に改めるべき。 野規駅可法と当初から金剛をか1,000万円を組入ているところかり、収支券額で乗りが多いところの利子補給に廃止するだと、何らかの基階を定めることも必要、機構から借りよる際に、県市町内の変見を求める時になっている。 ⇔ しかし、この意見を求める前に、ナでに審査金で審査済となっている。 どのような審査を行っているか實所とない。 けんに、 はたとが実づ好なものにとどまっている。 ごのような審査を行っこのような形骸化した手続は廃止すべき。	1	有		沖縄県 広報		
54	沖縄県土金福祉·第編会運営 費相助等	(1) 沖縄県社会報社協議 会の事業について	計構系社会福祉協議会は、沖縄系の世事等性なく、外別原体ではない、しかし、系の輸助金、素が金、人間関係などから極めて出た。と前後に関係であり、景としては、東の連携を代行する団体として位置づけている。 事業が多数にとたるため、現の機動金、素化金がどのように使用されているか非常に分かりづらい、現の植物金、表化金板とと事業女団との関係が明らかになるような、例えば事業前の次算書を別途成するなどして必ますべきである。 プロバー職債の人件費は、給与規程で見程に応ずることになっており、選客量がかかる要因となっている、実施系について一部時間といかにある実践となっている。実施系について一部時間とかれる。	124	有	特別会計、収益事業の名事業区分の 次算につか、受情化財悪火・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大			措置を構じたと音える。
						このため、平成13年度以降、職員 の採用にあたっては社会操性・貴格 者に限定している外、その他の職員 に資権政格を実施し、現在、7015人 は受権政格を実施し、現在、7015人 また、集の給本については、足関企 実の給与解注、あづき状をということに関企 実の給与解注、あづき状をということでは している。 に、これまで県に増じた給与を連用 している。			

_	監査7	v			措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22
番号	大テーマ	項目	指摘・意見の内容	報告書のページ数	の有無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人による再 評価
	強立行政法人福祉医療機構 伊入金利子相給金	(1) 補助率について (対本社会福祉法人)	権助率3分の2は補給金灰付規程に定められているが、根拠は不明。 一様に結結(機切)するのではなく、各社会編社法人の経営実施を踏まえて維助する 方法が謀よしい。	103	有	独立行政法、福祉主席機構傳傳十入院 利工補給金について、中庭之年度以及 東京 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	有 沖縄県 H22.3. 31 号外 第9号		帯匿を講じたと言える。 情優を講じたと言える。
50	孤立行政法人福祉医療機構 僧人会利子補給金	(2) 補助のあり方につい て	各社会類社法人によって世際内容はまちまちであるが、ほとんどの法人の純資産ドプラスで、また当期収支票額(収入・実出)もプラス。仮に補助を受けていないとしてもプラスとのでいると思われる。 交付元用体の経営内容も考慮しないで一緒に補助する必要性が乏しい。他の影響、県全体の利子指金を削度のありる計算と表しませているが、経営の実施工院券込んで裁計している。経営の実施工院券込んで裁計しているが、経営の実施工院券込んで裁計しているが、経営の実施工作者の表して組みまっているい。	103~105	有	実際者人ホールを経営する社会福祉 が入以外の力を福祉法人 対象法人: 8 法人			
51		指定管理者側度と輔助金女付について	この希部かには、県から時間市へ交付 一 沖縄市は、四額をそのまま運営主体である対断法人供加を入場連とでも未来が、上巡路性間へ交付している。 野棚上は、県から沖縄市への補助金交付だが、実施は、当該財団に対する補助金である。 「同財団は沖縄市の外郭団体であり、沖縄市からこの旅費の指定管理者に選定されている。 「の利助金のように、頻准管理者に指定管理科以外に補助金を交付すると、利用料金と指定管理料で購入さたがある。 「から、利力・利力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力		無		無	とした施設ではなく、 児童の知識や情操を豊 かにする教育的役割を	未推廣状況であるが「特権 こども未来ンーン」が、その 主目的を達成することと経費 健全化へ向けら自助努力をすることを指導していくことに 求められる。

_	監査	テーマ		報告書の	措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22
番号	大テーマ 【所管課】	項目	指摘・意見の内容	報告書の	の有無	調じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人による再 評価
57	換補助等	(4) 報社保養販売管の社会基本体制を基本体制を基本を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現していません。	東西共会報総法人に忠する福祉保護院監査体験について担当者からヒアリングを実施、監査の経済機能が放送とんどフィードバックされておらず、監査上実効性がなく、極めて不適切である。各級では、所管する法人の規范調査が毎年行われているが、その結果が利用されている形跡がほとんどなく、制度が形核化している。別務のチェック担当を提出に依頼しているが、(1人で年間6日社会主り担当)、深度ある監査がよされているとは思えず、実効性が極めて乏しい。一定規模を超える大きた団体には無、団体などと直接の利害関係のない独立した第三者による外部監査導入を検討すべきである。	126~128		現在、			
						おいて公園会計士等を居用し自主的 に選官権制の機化を図っている法人 を、モデルケースとして、他法人、 周知していくなどの方法により、外 彩監査の信用による法、基準体制の 機化を促して行きたいと考えており ます			指債を譲じているが十分と は官えず、今後、指導体の 充実と併せて、その指導の継 統・強化が求められる。
58	児童機全育成補助事業	(1) 民間児童館活動事業 につかて	本件事業は影響市のみ(児童館」が所、児童センター2か所)で行われている。当該 児童館、児童センターは那覇市によって運営 - 市は収支を把握している。 しかし、神楽馬に対しては兄童館、児童センターごとの収支性の報告は全くない。 事業がどのような収支になっているのか、その事業によってどのような効果が得られ ているのか(支出した補助金額に見合う成果が得られているのか)等について検証を 行うべきである。	131	有	120年度の実績報告からは、各事 第万年の収支計算書の歴出を整合付 けると共に、正確な実実地感を付け するように指導しており、改善措施 を課じた。	無		排濯を講じたと言える。

		テーマ			措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22
福号		項目	扫摘・意見の内容	報告書のページ数		講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人による再 評価
5		(2) 旭橋再開発事業への 参順について	存業の法人異常の自主財政とするため、起籍所開発事業への参面を決定したが、可 あにつき、理事金、評議金の正式な議決を経ていなかった。同会への製告のみで済ませていた。 会組や法人は、固定資産の原料ができ、収益事業を行うことができる。しかし、とれ は私くまで本気の事業を変たさない範囲内である必要がある。このような観点から、 同事業への参画内容、将来の見通しなどの実態携示が必要。	124~125	有	期間考支援管をについては3成20 作り月の間度が正体って「独会支 資金会」へ終金され、今校の経済等 場所と対応したしたり3円の経済等 場場的に増大した。原質な特殊等に は始め措置と実施する一方、10mm 村配ととに復選滞納者への別り、 呼び出し指導に努めており、平成21 年度は、271mp村で849件の債選指 湯を行った。	無		指優を講じたと言える。
56	沖縄県社会福祉協議会運営 費権助等	(3) 以務内容の適明性確 後について	及集書が極めて分かりづらい。基準通り作成していれば食いというわけではなく、利用者はじめ、具に、利害関係者等に分かりやすく関示することが求められる。 現代の側示者様では、一般を対し、形象的は、成場を実の分割性等をで聞することがないされる。 現代の機合業をつかませ等をで聞することにおいて、実内社会基地法人の財務内容等の一元的などは行うでいない。透明性機体の構成から公表できる報田で一元的に公表する体制が必要、というない、公園性の機体の構成がある。 との様は大きない、公益性の高いが成人して十大金の情報性を表えられらは、反明を全場が有機関の機能を完全さるともに、近人の内容管理解をを成立する必要がある。 財務書類の開示の点でいえば、法人要率の監査に加えて、利害要領のない第三者による外部監査の導入も必要不可欠。	125	有	社会個法集権に対してもよに等等は、 は、関係していてもよに等等は、 は、関係していてもないできないできないできないできないできないできないできないできないできないでき			措度は講じているが十分と は言えない。今後はその指導 体制の確底化が求められる。

	監査	F—₹		報告書の	措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22
号	大テーマ 【所管課】	項目	指摘・意見の内容	ベージ数	の有無	請じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人による再 評価
64	児童競全育成補助事業	(7) 放觀後児童対策事業	本件事業は、放展後児屋クラブ塩の倍線に乗する延費を補助するもの。補助基準額 はお別添わり20万円。この20万円の最勢が不明である。 本件事業では実際に修修に要した費別が重要であり、これを正確に把握することが必 要。 支援、 ・ はかる企業を動が回額となっているところが教見された。あまりに不自然で、架 空の金額と思われ、様分でも当。 実践報告については、県は報収証などの確認も行っていないようである。	135	有	20万円の機製は「沖縄県放票後子 どもプラン事業権助金交付要綱」に 拠る。 B20年度以降、予算特置しておら ず、事業を実施していない。	無		事業終了と判断するが、事 業の総括は必要であろう。
65	劳別保育県單植助事業 (原 客児保育)	(1) 植助金額の策定方法 について	本件補助金の基準額は、月額3万7,820円×各月初日現在障害児敷×入所月額。 これは、保育園が軽度の障害児を受け入れる際には、改めて保育土を周用する等人件 費が増えることからこの人件費負担を前の施りである。月額3万,820円という金額は 九州各県のおおよその平等によって実出されている。 上記金額に合併とがあるとは言い縁に、保育園の特度原管者を受け入れた場合に、実 額に保育土を増やしているのか、それによってどの程度の負担があるのの等十分な信 医を行っている。 保育園の実績関数を行い、負担を細かく計算するとともに、再町付から網別金の交付 保育園の実績関数を行い、負担を細かく計算するとともに、再町付から網別金の交付 を受けた保育値から、定期的に人件費負担等についての幹細と報告を受けることが必 要。		有	特別保育事業の見直しにより、県 半線補助の解έ児保育事業 軽度簿 特別については、地方交付のでは、地方交付ので で開催されているため、早成20年 戻から廃止している。	無		事業廃止。
	抖繩県青少年育成県民会職 運営費補助金(県 費 分)	(3) 交付規程について	算定基件額は、「予算の定めるところによって真出した朝」となっている。 あってないに等しい基件である。軽無な算定基所を定めるべきである。 また、補助対象経費と補助金の対応が明らかでない。	139~140	有	神縄県青少年育成県民会議運選告景 特組県青少年育成県民会議運選告景 イッ年報金育成が東美権助金交付規 根制に基づき支出されているが、 社の代報規定が明確でないこと等か ら、規程の見直しを進めている。	無		排置を購じたとは評価できず、今後の早急な対応が求め られる。
67	沖縄県青少年育成県民会議 運営費補助金(県費分)	(b) 実績報告について	本作場形をについては、「沖縄馬事から育成労務要権助金」として実務報令を受けている。実務機能を発きに対する被害やニョアかがない、異民会職を外収支については、以支投資事によって報告を受けているが、補助対象事業以外の事業、支出については、詳細な優性を受けているが、補助対象事業以外の事業、支出については、詳細な優性を受けているが、 現民会議の選信受徴、「以ば本件補助金によって前っているのだから、この補助金は実 関係には限尺金額の指衛金体に対するもの。現は、界民会職を必の活動、全ての事業 内容について、詳細な報告を受けて、数しく整査すべきである。	141	有	知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する公益法人の設立及び監督に関する規則第15条に第一づく公益法人の棄務及び財産の状況について、平成22年6月18日に検査を実施し、必要を要する事項についての指摘・指導を行った。	無		措度を講じているが、本指 薄効果の継続を図る必要があ る。
	新すこやか保育事業	(3) 実績報告について	現は、各市町村からの受付申請書に基づき、形式上の確認をするだけで補助金交付を行っているものと思われる。 を行っているものと思われる。 実績報告についても、野湖の確認はなく、各市町村において確切な運用がなされているかについて、実質的を審査はなされているか、またいまでは、本件事選が運到に選用されているか、現民の期待と更情に十分応えられているか等を検証するためには、市町村の本件事業実施状況について、より詳細な書金をすべき。	143	有	担の確認から対象となった米代的 低については、実績報告時に「給食 の充実方法・内容」を記載し、提出 してもらっている。 また、他の助法についても、市町村 が製の外系が設定へ助なする際には 製収書の写しを確認してもらい、県 への実績で報告させている。	**		措置を請じたと音える。

	監査	⊤− マ			措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22
番号	大テーマ	項目	指摘・意見の内容	報告書のページ数	0 1	請じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人による再 評価
59	児童機全育成補助事業	(2) 地域組織活動育成事業	本作事業は職類クラブ・助成を行うもの。 維助を欠付施に、基準値(いか中極組5月9,00円×規模数)+ (対象経費実支出類一 若付金その他の収入)を市町村ごとに比較してゆない方の額×2/3の合計額である。 このように算由する以上、対象機力の実と目標で連れた規算することは必須、 しかるに、平成19年度調書では、全て東支出額に推動光帯環影が同額となっている。 まりに不自体が、実職を戻せた金便ではない、実支出額は、あくまでも実際に事業 運営するにあたり要した変出額でなければならないにもかかわらず架空の金額が影破 されており、他とでおりましたが制度を(指動を命ではつ前簿について」FP2-27) この点に関して平成16年末に大が、実施されていない。 どのような経験が発生したの、機能などが記載によって実と出類を正確に把握する必要がある。そして、経費が発生していない事業であるならば、植物金支出を廃止 すべきことは当然である。	132	有	出的年度の実際報告からは、市町 村から各事業所向の攻支計量が向の攻支計量が 出を維勢付けると共に、正確な実支 出を維勢付けると共に、正確な実支 出機を報告するように指導してお り、改善滑便を請じた。			将墜を霧じたと宵える。
60	児童舞全育成補助事業	(3) 地域子育で拠点事業	事業主体は市町村や認可外保育園等の民間団体である。事業主体ごとの収支については、市町村が把握しているとされるが、県におしては市町村から事業を終の合計額の報告だけ。果としての整定はないに等しいが確定する。 原は、補助金交付を行った事業主体ことの評和ご店制報告、収支計算の報告を受け、 足出した補助金額に見合うだけの成果が得られているが等について終えず検証を行うべき。	132~133	有	股の年度の実績報告からは、市町 村から各事業所由の設立計算書の実立 出版を報告がもと共に、原体を実立 出版を報告すると共に、原本に乗せ、 に、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、			措置を課じたと言える。
61	児童健全育成補助事業	(4) 放課後児童健全育成 事業	本件事業は、放理発児療クラブへ助放を行うものである。 植物を交付間は基準額と、代数影響を変と削雪・幸や合その他の収入額)を市町村ごと に対して設立力の個に植物事を表して(算出する)からながである。 に対している。 のように思サーク以上、実文出版を指数・運転を指数で調解となっているところが、単位10年実際事によると、実文出版と他助基準機が可能となっているところが、単位10年実際事によると、実文出版と他か基準機が一般のである。そして、経費が発 生していない。事業であるために、報節を支出を提出する必要がある。そして、経費が発 生していない。事業であるために、報節を支出を握しているととは始、 現は、植助金文付を行った事業主体ごとの詳細な活動報告、収支計算の報告を受ける べきである。	133	有	四の年度の実施報告からは、市町 村から各事業所信の収支計算の収支計算の 出金機器付けると共に、正確な実支 出額を報告するように指導してお り、改善相談を得じた。			措置を講じたと言える。
62	児童健全育成補助事業	(5) 放襲後子ども環境幣 偏事業	放製後児童クラブの設置推演事業、環境改資事業等を行うもの。平成19年度においては、補添引と北中域付において基地。 では、前添引と北中域付において基地。 のは、日本の大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大	133~134	有	120年度の実績報告からは、市町 村から各事業所毎の収支計算審の提 出金義務付けると共に、正確からと共に、正確と 出類を報告するように指導してお り、改善措置を課じた。			措度を課じたと言える。
63	児童健全育成補助事業	(6) 放鞭後児童グラブ支援事業	交付養網上、補助基準額は1市町村当たり年額54万4,000円。ところが実際には、対象児童指導員の人数によって補助基準額が定められている。 を児童指導員の人数によって補助基準を進出しており、後かて同盟。交付委綱の成訂 なく補助金額を海定すべきではない。 また、たとえが表人数によって制助基準額を決めるのであれば、対象人数の確認が必 要なはずだが、交付甲額の段階で襲撃の人数雑数を行っているだけ。正確な実績権告 を受けているとは言い遅い、確認が社選で、権めて不当である。	134	有	H21年度に「沖縄県放課後子ども プラン事業補助金交付要綱」を改正 し、人数に応じた補助基準額を定め ている。	無		措置を課じたと言える。ただし、人数把握の徹底が求められる。

番	監査	テーマ		報告書の	措置	措置を誘じた場合		措置を講じていない場合	
号	大テーマ 【所管課】	項目	指摘・意見の内容	ページ数	の有無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人による再 評価
74	地球部社基金補助金	(1) 交付規程について	平原が最近から飛声が最近が勝を変更したにもかかわらず、交付環境の見直しを行っていなかった。 (県所は資格的できることになっており、実際にそぐわない状況にある。)。 見直しが必要。	158	M			本等は、大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大	未措権の状況であり、交付 規程の見重、近くその機能に 基づいた運用が求められる。
Ш	地域福祉基金補助仓	(2) 補助率について	補助率は原則4/5で、例外として知事が特に必要と認めるときは、5/5までの範囲で		無			うことを求めている。 本補助事業は、県社	事実上、未措置の状況であ
75	(15年) 18日本 (18日本)	10/ 市の分子に ノベ・し	機関でいるがいない。 がかとしてルチルでに必要とありることは、からか、いか思いと、 を並わっ事実が悪を検閲すると、からいも長寿モンターとして実施している事業に関しては、 では、ほとんどが5万で相助金が受けされていた。いきいき長寿モンターだけな場で結 例外的な5万での補助金交付になっているのかに関して、異からは明確な回答は得られ なかった。 民間福祉団体への助成事業と取扱いに差異を設けることのないようにすべき。	158~159	2710			協が行う高齢者の健 康・生きがいづくり等	を受けられています。 の形式的と関した評価を行うことが求められる。

_	監査を	r-7		I	措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22
番号	大テーマ 【所管課】	項目	指摘・意見の内容	報告書のページ数	の有無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人による再 評価
69	母子家庭等逐黨費助成事業	(1) 補助金のあり方について	新国家経たた。母子家庭等でなくても、児童に対する医療費別成の必要性は順様である。児童ので動からして出子家庭等からかによって差異を設けることに合理性があるとは言い間。 日本家庭等に対する助成というより、低所得家庭への助成ということが重要。 貧困家 後の児童のためにいかなる助成が必要かを検討すべき。	144~145		母子家庭等のひとり東京政社、 が千音でとかり担い手という二宮の役割を負っているため、 が千音でとかっているため、 が大音でとかっているため、 の役割を負っているため、 にある。また、現内なると、 を変しましていませい。 大変成としいでは、大変成といる。 では、 大変成といる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	2227724122		排置を排じたと言える。今 後も世子破を使実確応の実 観を把握しながら助成してい くことが必要であろう。
70	班子家庭等医療貨削或事業		本件権助事業の実施主体は市町村。県は、各市町村からの交付申請書に基づき、形 式上の確認をするだけで補助金交付を行っているものと思われる。 また、実績物を行っている。別典の確認はなく。各市町村に起いて適切な遅用がなさ おているのかについて、実質的な競性はなされていないようである。 本件補助金を付か渡上に行われているか、本件が裏切に選用もないないのから るために、市町村の事業実施状況について、より評細な審査をすべきである。	145		本件補助金は、毎年各市町村において受給者の資格審査のうえ発行された受納者をもって、受給者が明 私た受納者をもって、受給者が明 場から発行された個別な者を 総している。男人は、市町村がわらの実た 後している。男人は、市町村からの実た 費用のうち」/2 以内な市町村に対 費用のうち」/2 以内な市町村に対 世別を受けている。 世別を受けている。 世別を受けている。 世別を記述されていては、実験への が沢の地理については、実験への の事類審要の事態を多く。今年度より、 数値所実施する予定である。			排置を謀じたとは言いされず、対応中である。
71	妊婦HIY母子感染防止事業	(1) 自己負担額の調査に ついて	検査費用の「一部」を補助するという事業の趣旨からすれば、検査(件あたり」,450 円という新物報に当た、平成20年度からこれが150円に物類になったが、自己負担額の 機工会計のこれが、 検査を行っていない。 を受け、おいる様の趣をなったが、自己負担額の秘密的な関 を全行い、あいる性の趣をなることが必要。またこれは、練額後の自己負担額 の動向を調査する上でも必要であろう。	149	有	・妊婦のHIV検査については、平成20年度から市町村が実施する公費 による妊婦除藤舎の基本のなを 項目となり、国から市町村へ交付引 排壁により事業実施されている。 妊婦肝17母子感染筋止事業につい ては、肝1枚者が妊婦健康診査の基 本検査項目となったことから平成21	無		H20年度より事業実施体制の変更。 (国から市町村へ交付)
72	妊婦HIY母子感染訪止事業	(2) 事務手数料について	HIVが応給を注は民国原機機関と国立なの実際機関で行われている。 かれ、医貯金 非幕手要性を検索するのに民間影解機関からのみ。 一民間東海機関は企業にかり 1930日と仮能会におっているわけで、民間要機機関と公的医療機関で輸助金の実質的な 受取額が展えている。 是正から要すかる 毎年必ず事務手数料と同額の (人件費及び需用費)が発生、きわめて不自然、沖縄県 は人件費及び無用費の的容について確認をしていない。経費についても精査を行い、 余剰金があるのであれば、権助金を契頼するのが本来の姿である。	149~150		年度より廃止となった。			事業廃止。
73	妊婦HIV母子感染坊止事業	(3) 交付申請警の確認に ついて	沖縄県は医配会が取りまとめて提出する申請書に基づき補助を行っているが、申請 件数について保別にチェックをしていない。 診療契欄の不生消攻もある時やチェックができる体制にする必要がある。受診無を作 成する場合、同時にカルテにも記入するはずだから、医療機関が不正を行うことはし ないだろうと果から関列を受けたが、そのカルテをチェックすることを県及び医師会 も行っていない。チェック体制に問題があると思われる。	150					事業廃止。

墨	監査す	∀		MA	措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22
音号	大テーマ 【所管課】	项目	指摘・意見の内容	報告書のページ数	n =	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人による再 評価
	[商工板與緊]	(1) 輔助金交行雷線どおり手般がなされていない	交付票据によれば、事業者は権助事業表了日金計率度終了兼公日区内に企業化等状 仮にのいて効率に借金を行から対ければならない。(6年間)。しかしたおがらられてい いケースの徴見られた。また、6年間の事業化造捗状況を検証するようになっている が、具体的など的はない。 実施はやりっぱなしが現状となっている。	170~171	有	当該事業は記点20年度で事業を したが、単次21年度よりであり、 ではたが、単次21年度よりであり、 第一次21年度よりであり、 第一次21年度よりであり、 第一次21年度よりであり、 第一次21年度よりであり、 第一次21年度は、管理ができた。 第一次21年度は、管理ができた。 第一次21年度は、管理ができた。 第一次21年度は、管理ができた。 第一次21年度は、管理ができた。 第一次21年度は、管理ができた。 第一次21年度は、管理ができた。 第一次21年度は、管理ができた。 第一次21年度は、 第一次21年度は、 第一次21年度は、 第一次21年度は、 第一次21年度ができた。 第一次21年度ができたができたができたができたができたができたができたができたができたができた	(22月課置を済報成2事措況告公登		廃止はなされたと評価。 しかし、公表がなか、 また、今後の選用について 付えまだ勝念が残る。 行政内部でします。 な知の禁止其体的で、ていねいである。他の項目と比較す とと、担当難の破差は低じと れる。
80	海外事務所運営事業補助金 【産業政策報】	(1) 海外事務所のあり方 について	極物の利用状況が非常に悪い(客窓8窓、入居2窓) スペースが有効利用されておらず、今後の海外事務所のあり方を見直すべき。海外事務所についても、コストとの関連で、事業効果を審領的に関定しうる方法も検討すべし。 書務所以支のチェック体制に関しては、現在は、内貌の者によるチェックがされているだけ。数年に一度は外部第三者によるチェックがあったほうがよい。	174~175	*		無	○福雄沖縄友好会館に ついては民間関係等へ の移行に同じ係等へ の移行に同じ条件中。 (○事業効果参考に検討 してい支に関するチェッ (○収入に関するチェッ 考慮していきたい。	増度はどられていない。 公表もない。 「検討してきたい」「考慮 していきたい」「表していきたい」「考慮 していきたい」」「考慮 していきたい」」「考慮 していきたい」」「表していきたい」「表していきたい」」「考慮 していきたい」」「表していきたい」「表していきたい」「表していきたい」」「またい」」「表していきたい」」「表していきたい」」「表していきたい」」「表していきたい」」「表していきたい」」「表していきたい」」」「表していきたい」」「表していきたい」」「表していきたい」」「表していきたい」」「表していきたい」」「表していきたい」」「表していきたい」」「表していきたい」」「表していきたい」」「表していきたい」」「表していきたい」」「表していきたい」」「表していきたい」」「表していきたい」」「またい」」「またい」」「またい」」「またい」」「またい」」「またい」」「またい」」「またい」」「またい」」「またい」」「またい」」「またい」」「またい」」「またい」」「またい」」「またい」」「またい」」「またい」」「またい」」」「またい」」」「またい」」「またい」」「またい」」「またい」」「またい」」「またい」」「またい」」「またい」」」「またい」」「またい」」「またい」」「またい」」」「またい」」「またい」」「またい」」「またい」」「またい」」「またい」」「またい」」」「またい」」「またい」」「またい」」」「またい」」「またい」」」「またい」」「またい」」」「またい」」」「またい」」「またい」」」「またい」」」「またい」」」」「またい」」」「またい」」「またい」」」」「またい」」」「またい」」」「またい」」」」「またい」」」「またい」」」」
	通信コスト低級化事業制助企 [情報産業無美額]	(1) 補助金の効果について	事業効果に関連して、評価検討参算をによる評価が行われているが非公策しされている。 いる。原則として公表して、事業にとのような問題品があり、メリットがあるのか明 らかにすべきである。 遠信事業者等だけ特別扱いするのは妥当ではないと考える。	177~179	有	1	(平成 22年2 月人へ課 業 報 を 報 を 報 を 報 を 報 を 報 を る の の の の の の の の の の の の の の の の の の		措置は実質的に取られていない。と評価した。 公表もない。 また、指摘専項の内容につ いて、論旨をメラした回答としている。 で価結果を公表したくないと いう行政協協の意図が見え離 ない。 なお、な話外部監査人(何 度)と既在委員(制度)の区 別ができていない。

	整査	テーマ			措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22
番号	大テーマ	項目	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	の有無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人による再 評価
76	観光誘惑対策事業 (イベント補助金) (観光振興報)	(1) 補助先の譲定基準 金額の算定基準について	財団法人枠機額送コンペンションビューローラび募実施上体であり、間接相助とかっている。新か会の中には運営管理書も含まれている。 当社団への相助会文付生類には、相助対象団体や相助対象イベントの選定について規定はない。以同僚で一歩の基準を設けている。 しかし、基準自体が指数を別(明確な整備基準があるわけではない)。一定を打基準のいる。 選定表が押をされているが、最終的には担当者の判断で決まっており恋霊性が入っている。 原郷大綱引きやツール・ド・おきなわに対する精助は過去10年以上継続的に実施されているが、条では知名度を高く、異がいつまでも支煙するようなイベントではない、イベントと振行を向目なを使すためにも、軌道に乗っていると思われるイベントへの相助に外がを決めて廃止すべき。 本件相助をよ、廃止を含めて見直すべきである。	161~162	有	審査した。 交付基準を「原則として最長3年を	(平成 22年12 月24日 付沖縄 県公第		相関はなされたと評価する。 タイミング的には1年以上軽減 タイミング的には1年以上軽減 しており、対立が遅い。 公表もなされた。 しかし、公表使用から見感 会が、過去の指摘事項、について行便がされたかの チェックにとりかかったた がなされた可能性がある。
77	フィルムオフィス運営費補 助金 【観光振興集】	(1) 植助金の有効性について	実施報告書を検討したが、ゼロ諸算(年度末で収入=支出となるように予算を使い 切る)をしている。 実務報告からから、実際に事業に要した費用のみに予算を使用すべき。 また、今後は、民間等業者との等集の積み分けが必要。	166	有		(平成		措置がなされたとは、評価できない。 せっ精集という悪しき慣行 が廃止された、とは強闘できない。 推摘の勝旨をズラした回答で あっちで、公報が出されて も、公表とは評価できない。
78	ちゅら島観光地形成推進事 業補助金 【観光派興課】	τ	本件権助金な、民団法人料構製光コンペンションピューローへの間接機関である。 等製は、①ショシ島予機関発性過事業、②光素観光憩会音点を第、②観光研修等第、 ②音光の情景光影対策事業からたる事業、国して、日前かある法人化がまだなされていか このうち、の受験制度発音を有数に国して、毎年た戸機能と権助交付している。また観光 第会の中には、財政的に対象的条合のあるところもあり、交付先団体の自立を促進す る機点から、用練もしくは廃止していくべき。 また、この事業に関しても、実績報告はいわゆるゼロ消算がなされていた。	167	有				廃止により、実質的には措 関がなされた形になった。 しかし、演然を使用した。 を交付している。と何包括外 部監査人の指導には何ら答え ていない。役人的答弁の典型 である。 ゼロ精算についての回答はない。

	監査ラ	- -4		M 4- 4	措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22
骨号	大テーマ 【所管課】	項目	指摘・意見の内容	報告書のページ数	の有無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人による再 評価
84	沖縄展企業立地促進条例に 基づく組動会 【企業立地推進】	(1) 補助金の必要性について	この事製は、特別自由家園地域を中心とした工業関地、工場高地等に立治する販売等等の企業を以供物業間需要製造地は、20世ポンシノトラニを等の企業を対象を 業物の企業など特製で開業を開発し、20世界により、企業の立地企業・工場等の連正配度と 位別用の創出を図り、また電影器では生態の中間や1の立地会社を個分への加速をする ことにより、工業団工業遺址等の支援整備の内温をはかるものである。 ことにより、工業団工業団工業の対象を提出ができていないのが現状、過去 しかし、刑事のとおり、当内の計画語とには全要批出ができていないのが現状、過去 世界的に経ちが悪化している中で、今後も工場勢変を進めていくような方法が妥当な のかどうか、再検討する必要がある。	186	有(部善置み)		無	在東京 を	接異性なされていない。 公表もない。 一般輸売が開生に終始する。 常に「絶称しておりま ・」「の形形はており、 を先送りにしていると評価せ を先送りにしていると評価を がるをえない。 第三者独立評価委員会によ る評価と一般への公開が必要 である。と考える。
1 1	樂) 補助企 【報光企画課】	(1) 補助金の必要性について	運営業制助は、県航運職員及びプロペー職員の人件費、管理等の一部維助である。 遠年度の起外が航空報件等でも指揮している。と、原の水原原体でありから 並法人たる神機観光コンペンションピューローが、足間が実施している事業(例一リ ゾートウェディング事業)を報館の注着していてことは実予けない。 県の支援を受けながら原理企業額収の事業を行い、団体を維持していてことは、県の 外制団体としての必割を超えているこちえる。 今後もこのような体制で事業を実施していくのであれば、異から自立すべき。県としても、自立を優計する観点から、遊客費権のかれば、異から自立すべき。原としても、自立を優計する観点から、遊客費があたわいては、設備的に対し、廃止するべき。 また、現在達められている公益法人改革と合わせて検討すべき。	188~190	置中)	新公益比人態度において、安定 か、推総的な金目的事態の実施と が、大きな金目的事態の実施を が、大きな一般である。 は、早月の東の東地 を を が、は、早月の東の東の大きな を を が、は、早月の大きな を が、また。 は、日の大きな を は、日の大きな を が、また。 は、日の大きな を が、また。 は、日の大きな を が、また。 は、日の大きな のが、また。 のが、日の大きな のが、日の	(22月付県号38号) 平年12月付県号38号 23)		

	監査	7 −₹			措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	年度包括外部監査人による再
番号		項目	指摘・意見の内容	報告書のページ数	の有無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	
82	ングナベンチャー企業研究 開発支援事業費権助金 【新産業経典課】	(1) 補助金の効果について	輔助企業の中に比較年先に株式公開が「期待される」企業があるとのことであった が、其体的な成果はない。 事業の効果について厳レくチェックしていく必要がある。	181	無		22年2 月人・指 置 状 税 を 済。公	る会計年度の終了後5年 間にないます。 一般では、 一般では の と で は り、 を を は り、 の と の と り と の と の と の と の と の と の と の と	措置はなされていない。 公表もない。 来だ、補助企業が株式公開された事例はない。その意味 での成果はない。 それならば、この回答の 「事業効果についての確認」 は、一体何をどう確認してい 担当課の言い様は、責任逃れ の言辞としか思えない。
83	地域結集型共同研究事業桶 別金 【新産業授獎器】	(1) 補助金の効果について	この事業のスキームは非常に複雑、事業の中級機関として株式会社トロピカルテク / センターが位置がられている。 補助金効果の視点で考えれば、最終的には、異核済の発展に結びつくものでなければ 費用の無駄、この点について、異は具体的に限明をする責任がある。株式会社トロピ カルテクノセンターに対する補助金執行体制の報認検査を異は厳格に実施していく必 要がある。	183	無		22年2 月人事 課へ措 置状況	丁時に補助事業確認検 査を2名体制で実施し厳 格な検査を行った。事 業終了後は、最終報等 書の提出や(練)科学 技術振興機構による専	措置はなされたと評価する。 ただし、公妻はまだない。 ただし、公妻はまだない。 なお、評価については、一般にわかりやすい形で、HP などで、全文を開し、広とで、住HP などで、全文を開し、などで、会文を開し、ない。 県民やその他利害関係者にようにすべきである。

	監査・	-			措價	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22
番号	大テーマ	項目	指摘-意見の内容	報告書のページ数	の有無	請じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人による再 評価
90	沿横馬馬索交號推進獎補助 金 【交號推進課】	(1) 植助金変田の必要性 について について (対(別)前編集国際交流・ 人材育原即回 (3)植助故健尊楽・精助金都 の相当性について	補助金であるから、その支出の必要性、補助事業が相当性を慎重に吟味すべきである。 る。職員を派遣することと、当該職員の結合分を補助するかは別問題。県職員が派遣 されたからといって、補助金支出の目的を達成するために、県が給与を支給する必然	193~195	無		22年2 月本 月本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	財団の実施する事業 は、経済的効果の事出 は、経済的効果の事 しかしながら、事業実 本・サローの選素が 関係力、経済的効果に 新化から、国際効 関係力、経済的効果に が がない。 を が に の に が に の に が の の ま を の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま	措置はなされていない。
	沖縄東国際交流推進費補助 企 【交流推進駅】	について	補助金の交付申請の設備では、財団の事業収支について、本件事業にかかる人件費の金額と利出金体としての収支予算が起敏されているだけ、交付申請の設備で、補助金支出の必要性があるが、支出するとしていくらを支出するのかを検討することが必須なはずである。にもかかわらず、本件においては、そのような検討を行っておらず、不十分。 中半事業の収支からすると、機助金がないと本件事業の選挙は減り立たないように見えるが、財団全体の収支は、予成は中度は終り、118万円の属字である。このようなことからすると、財団全体の収支は、予成は中度は終り、118万円の属字である。このようなことからすると、財団全体としては、自助努力により、補助金がなくとも運奮できないわけではないと思える。	195	無		22年2 月人へ排 置状状 を報告		措便はなされていない。 公表なし。 できないことに対する「た めにする理由」づけに終始。 指摘に対する動意ある取組 (2全く感じられない。
	沖縄県国際交流推進費補助 金	(2) 実績報告について	現が間に特別会を定出している以上、財団でどのように構造会が使われているのか、その検証は総かて重要かる。また、構造会支出の必要性を判断されたいには、個別の必要はとなり、では、対している。は、対している。または、対している。または、対している。または、大きな事業が特別を受けていい。なべまで、対し、大きな事業が表現を受けていない。また財団会にので事業報告、心支援を受けていない。また財団会にので事業報告、心支援を受けていない。また財団会にので事業報告、心支援を受けていない。これでは内容の養務をしていない。これでは内容の養務をしていないに等しい。	195~196	無		22年2 月人 課 報 報 表 表 表 表 表 表 表 表 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	果と財当年度に財団の連絡行会 通し旅する。 連りをはいます。 をいてなが、実計を発すたでいてなるが、実計を解析を できませいない。 できませいない。 できませいない。 できませいない。 できませいない。 できませいない。 できませいない。 できまませいない。 できませいない。 できませいない。 できませいない。 できませいない。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまできまする。 できまできまする。 できまできまできます。 できまできまできます。 できまできまできまできます。 できまできまできまできます。 できまできまする。 できまできまできまできまできます。 できまできまできまできます。 できまできまできまできます。 できまできまできまできます。 できまできまできまできまできまできまできます。 できまできまできまできまできまできまできまできまできまできまできまできまできまで	措置は振られていない。 公表もない。 「今後を持っる」ではこの 文章のみを公表し、なんら改 音手続も振らなかからしました。 ない。そのような意図も感じ もれる。手様や頻繁ガイドウ インを望走する気持ち ですったる。 また、下量さえ来行すれ ば、あとは故便されている現 状に対する気を質はない。
	ハワイ神輿ブラザ雄改補助 平業 【交流推造報】 【交流推造報】	(2) 交付要欄について	交付要額が存在しない。期間限定の補助金交付であっても補助金交付の適正性を担保するため、交付要額を定めるべきである。 	196~197	有				精量は取られてない。と評価する。 位する。 公表もない。 交付要構があるか否か、一 扱りな父付要構の制定がなされたか、この文章では分からない。

_	監査	テーマ		***	措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22
7	大テーマ	項目	指摘・意見の内容	報告書のページ数	の有無	講じた措置の具体的内容	公妻の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人による# 評価
86	(財) 屬月開発推進機傳補助 金 【雇用労政製】		昨年度(平成19年度)の包括外部繁金対象としている。時に追加する指摘事項はない。 事実の効果に関連して、異は、同財団のあり方を引き続き検討していく必要がある。	191	有		(平成 22年2 月人書 提状況		具体的な構催はなされていない。 ない。 公表もない。 一般熱、抽象め声自づけ、 新行政改革プランを傾の得象に にするこのようなな事合、 にするこのようなな にするこのようなな にするこのようなな にするこのようなな にするこのようなな にするこのようなな の には、ほとない には、ほど、 に対して に対し に対して にが にが にが にが にが にが にが にが にが にが
87	沖縄東東陽州 有年 協会費補 助金 [屬用勞攻裝]	(1) 補助金交付の必要性 について	この補助金は、社団法人神縄産業開発青年協会が実施する技術前線専業等に対して 相助金を支加するもの。 相助金を支加するもの。 は13年行政の変化大綱において、平成19年度縮小額で終了となるはずだった。しか し、異議会からの経験を開があり、補助金額を1,100万円上積みした。 平成13年にかって補助金無担の向に対けらないでもれていた。とからすると、自立の 準備をなしたたはす。素機や長である平成19年度において予度をおていたり上の補助 金をの収入れて単元19年度約1億名,000万円かり、1,800万円の補助金は1/10にも満たない。 第金の収入れて単元19年度約1億名,000万円かり、1,800万円の補助金は1/10にも満たない。 ・ 相助金に仮存しなくとも十分運営可能だったといえる。	191~192	有	(社) 沖縄産業開発青年協会への確 が急については、「沖縄成打放定し ブラン」において、当協会が改定し デジランには、「中縄成計を成立した には、1000円に をは、1000円に が	(22月課置を済報載 平年人へ状報。へ予成2事措況告公登		措置がなされたとは評価機関を さないまたまたまった異体的 や点が打切らたのただけである。 会なもなし、 の客は、今までの経験を 期しているだけのこと。 もなし、 の客は、今までの経験を 期しているだけのこと。 もなりのこので、 のではいるだけのこと。 もなりのこので、 のではいるだけのこと。 であるは、 であるないで、 であるなれていないで、 でないていていていていていていていていていていていていていていていていていていて
18	沖縄産業開発青年協会費補 助金 [電用分攻興]	(2) 補助金額について	この補助金においては、合計でいくら補助金を交付すべきかという最終金額だけを 格計し金額を選出しており、個別の母等(人件費、事業費、政備部債券及び維持管理 費、その他治事が必要と認める経費)の機計を一切行っていない。 機助金交付の必要性を判断して補助金額を算出しているとは言い難い。	192	有		無(22月課置を済報載定) 平年人へ状報。へ予) 成2事措況告公登		措置は課じられていない。 では近外が影変表人の相談 に対して何の応答も、計画 からない(空欄のまま)。 公表もなし。
89	沖續應業開発青年協企費補 助金 [雇用労政課]	(3) 報告について	環は、協会からの報告について、甲甲酸素を行っている。 しかし後金ーューアルをどなく、微学位かのご確定性をが行われていたか疑力しい。 またこの補助金は、技術実験事業等に対して補助を行うものであるから、当該事業等 についての収支を破謝すべきである。しかし総会の収支計画書では、収入は事業ごと に算出していない。	192~193	有		(平成		措度はなされた、と評価する。 ただし、公表はなし。

	監査	r− マ			措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22
番号	大テーマ	項目	指摘・意見の内容	報告書のページ数	の有無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人による再 評価
98	沖縄G I X 博築事業 01X = 国際インターネット・エクスチェンジ 【情報産業扱興駅】	(4) 費用対効果について	本作事製は、事業開始後、事情整化によって想定している経済的効果が得られなく なる可能性も気定できない。そのような場合であっても制力を登離していたと とのないよう、事業の進齢が投ぐ社会情勢、経済情勢を絶えず調査し、期待していた効 実が得ちれないとが途中で判別した場合には、迷やかに事業内容の見直しを行える よう、常に報意する必要がある。	200	有	節減に努めることができた。	無(22月課置を済報載定 平年人へ状報。へ予) 成2事措況告公登		措置はなされた、と評価した。 企表はまだない。
	沖縄産業級興基金事業補助 金 [应类政教報]	(1) 基金の意義	沖縄県では、国の場別を受けて「計機県産業接険基金」を制設。この基金の選用な 入を財源として「計機県産業接興基金特別会計」を設置し、産業接興に費する補助事業を実施している。 事業実績によると、事業においては、基金の運用益だけでは事業費が削いされず、一 税会計からの輸入れが何年も続いている次茂となっている。原設の一つは、トロビカ ルテクノセンクーの強度倒進金(技術・情報基礎信事業)が参観のことが執げられる。 一般会計からの輸入れが恒常的に続いているのは好ましい次況ではない。	201~204	有		有(22月政日「県振金会中通に載 平年産策ト沖産集特計期し掲) 成9 業課の縄業基別の見」		指復はなされた、と評価する。 公表もなされている。 分えると、迅 連な対応がなられたと考えられる。 ただし、公表がやや悪い。 また公女を保に問題が最ら。 また公女を保に問題が早めばんる数 すべきであった。
	內遇廣葉振興基金事業補助 金 [廣義政實課]	(2) 北部地域産業振興事 美について	計画特別張興対策観整章(辺野占に舒基地確較をする見返りとして、毎年100億円を 向こう10年形投入することとなった事実費。なお、計縄県はあくまで基地盟後の見返。 りではかいとの立場である。) のうちや成11年と呼ば18年に本た線で長速振興集金 としたことにより意限された事業、基金化する際に、国と沖縄飛は、総事業要名。000万 相助金少村は、真に必要な、そして産業振興に効果のある事業に対して行うべき。総 事業費が応じためられているのは間度である。 しかも、薬用基の鉱門で事業を行っているたちまだしも、国との取り決めに従って基 企の運用が30,000万円を下回っているため、一般会計から構填している。これは実急 の返用が30,000万円を下回っているため、一般会計から構填している。これは実急 ではない(県租当者の裁門によると、このような仕組みについて、要綱等正文大書は なく、当初のメモが残っている観度ということである。)、 要網を整備し、補助事業の効率的な実施及び一般会計からの極入金の削減の方針に 位って早急な次番が必要である。		有		有(22月政日「県坂金会中通に釈平年産策P沖産興特計期し掲)成9 業課の縄薬基別の見」		措置はなされた、と評価する。 公表もなされている。 タイミングからみると、迅 連な対応がなされたと考えら れる。 ただし、公主問題が必要されたと考えら たた公妻手段に関節が残る。 通例と同様公表で早めに公妻 すべきであった。

	監査7	' ∀			措置	措置を請じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22
番号	大テーマ 【所管課】	項目	指摘・意見の内容	報告書のページ数	n+	請じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人による再 評価
94	ハワイ沖縄プラザ雄設補助 事業 【交流推進課】	(3) 収支予測について	補助金が相当な金額であるのか、十分な物的を行ったのか疑わしい。 女代生であるのフィ神機を全かからは機能な影響が開催のみりか機団されておらず、 非核な事業報告や空前の実績報告を受けていない。連合金の活動、収支の機能が不十 がである。 乗用対効果の総計が不可欠であり、センター機能に伴う事業計画、収支予制を検証し なければならない。しかるに、本件事業操行なかめる事業計画を、収支予制を検証し なければならない。しかるに、本件事業操行なかる事業計画を、収支予費が出いと言わ で簡潔体ものである。十分な検討を行っているとは言い難く、収支予測が出いと言わ が選供をしている。 世界を役じて環境を造ったものの、思うようなテナント収入が得られず、多人な損失 を被る、というようなことがあってはならない。	197	無		無(22月課置を済報載定 平年人へ状報。へ予) 成2事措況告公登	今後植助命交付院定 ・ 今後植助命交付院定 ・ の際支手 が成立 ・ のので ・ のので	措置位款られていない。 公表もない。 たまたま、実施されなく なっただけ。 問題点を未然に防止するような内部チェックは取られて いない、と思われる。
95	ハワイ沖縄プラザ建設補助 事業 【交流推進課】	(4)実績報告について	ハワイ沖縄連合会から実験報告を受けているが、症態等による経費等の確認を行っておらず、十分なものとは言い難い。	197~198	有		無(22月課置を済報報定) 平年人へ状報。ヘ予) 成2事措況告公登		措置が取られた、とは評価できない。 公表もない。 公表もない。 延源等による経費の確認を することになっているのか不 明のままの回答である。
96	沖縄GIX標繁事業 GIX=国際インターネット・エクスチェンジ 【情報産業板興味】	(2) 事業主体について	事業主体は、ファーストライディングテクノロジー映式会社。本件補助会は、民間の一般企業に支出されるものである。県民の税会によって断われる補助会が、等定の企業の利益のみに先てられることのないよう特に社意しなければならい、機加事業者にアーストライディングテクノロジー映式会社登録するにあたっては、外郷委員も入った世衆コンペなどを行うなど、一定の選正な手続を経たものではあるが、潜定基準を明文化し、業者選定手続を一層透明性あるものにする必要がある。	199	有		(平成 22年2 月人事		措確はとられた、と評価する。 を呼はまだなし。 なお、包括外部監査(制度) と監査委員(制度)の区別が出来ていない。
97	沖縄GIX棒築事集 GIX=国際インターネット・エクスチェンジ 「情報産業振興課」	(3) 実績報告について	県は、実績報告を受けてはいるが、証要等による経費等の確認は簡素なものであ り、十分とはいえない! 本件補助事業の進捗状況についても、随時検証する必要がある。	199	有		(平成 22年2		措置は取られた、と評価した。 公表はまだない。 公表はまだない。 公表外発配金(側度)と監査 委員(側度)の区別が出来ていない。

Ţ	監査:	7 −₹		報告書の	措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22
番号		項目	推摘・意見の内容	ページ数		講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人による再 評価
10	沖網規模化指導事業費補 助金 (資料機果中小企業団体中 大会) [基當金碰樂]	見直しを進めるべきである	補助を交付先は、附属県中小企業所体中央金、甲点19年度では事業費のうち約78% が人件養機の。一人当さり人件養植物間は約55万円で、中央金環員の人件費について は、ほぼが抱えになっているものと思われる。 つまり、異の機能や外郷回体でもない団体に対して人件費等の補助金をほぼ丸抱えで 交付している。 長外の事業をも存在し、組合と利率が衝突することもあり、この点については公益性 があるとは言えないとも考えられる。また事業費について沖縄の実情に即した(人件 夢動か風についても102で述べたように展内中小事業者の利益がどれだけ増えて馬経済 の発展にどのくらい客与したのか。という親んから検討すべきである。 なお、特徴機関と、中央会に対する相効金交付理由として、資利事業がでない中央会 なお、特徴機関性をおげている。しかしこの成についても、北来の変は中央会の会 たる各組合が等しく負担すべきではないだろうか。 飛ば、従来からある事業だからといって、そのまま継続するのではなく、すでに県単 事業となっているのであるから、その必要性、有効性の観点から見直しを進めるべき である。	220~223		その結果、H22年度よりパソコン教 室の常設の廃止、研修会数の減、受 購入数の半減に伴う経費削減等を含	(22月課置を済報載の23年人へ状報。へ予成2事措況告公登		東質的に、権産は取られていない。と呼信する。 か終現ま中心企業団体中央会を廃止すべきである。 か終現ま中心企業団体中央会を廃止すべきである。 外郭町体の繁化の、研究の、研究の、研究の、研究の、研究の、研究の、研究の、研究の、研究の、研究
109	1:地改良觀查計画費 (精 助) 。団体営調查設計事業		団体学事業とは、国政技制事業の10-つで、市町村あるいは土地改良区が事業主体とおり投始する土地改進事業をおう。 とおり投始する土地改進事業をおう。 この事業は、団体営土地改良事業が行われる子が建場において調査測量等を行い、土 地改良社に進力く土地改良事業計配と全体実施要かを行うものつある。土地改しるため、 電位ではいる地区においては独自に調査計画ができる技術者が必分でないことから、土 地改良事業所を含金計画機をを行い、事業産を図っている。一参後の対応策を 具体的にデオッキである。そうでないと事業実施を図っている。一参後の対応策を 具体的にデオッキである。そうでないと事業実施における責任徒分析能表生の をなさないし、事後所を制度そのものが形骸化して高速をなななくなる。 また、そもそも、仲側板の外部は下るの計構出と地及事業の経過合会が、事業保 状中情時点での費用を建分析を実施している仕組みが妥当とに思われない。 費用便益 分析は、異の外系団体とは異なる第二者が実施すべきである。	229~232		- 早速辺年度に、団体等事業の「元 放在地路づく更対金」とつい、 日標や速滤率、評価結果を、県のお い・ジーで公表している。		価は無いない。 そのでない。 そのでない。 そのでない。 そのでない。 そのでないる。 またはほからいる。 またははない。 または、はない。 または、はない。 または、はない。 または、はない。 または、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	事情に対する形式が出する おきな、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は

aur	监查	∄ −₹		90 At 40 -	措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22
番号	大テーマ	項目	指摘・意見の内容	報告書のベージ数	の有無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人による再 評価
10)	(対商工会議所、商工会等) 【経営金融課】	(2) 真の支遷額の妥当性 について	特徴は、補助額が興出して多いことで、異単維則会を体でなるも最高度、かち、 人件要補助を必要率である。これは民内すべての第工会優所、都工会等のEMを 開業2828年の人件界を主として補助しているからである。一人あたり人件費補助順は、 約482万円にものばる。 場が482万円にものばる。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	213~215	有		22年2 月人事		措置はなされた、と評価するただし、公妻はまだなし。 は関連を評価したが、時期 についての説明が不十分である。 公表の際には、必要十分な 説明を行うべきである。
102	神縄馬小規模事業経営支援 事業費制的金 (対南立金編所, 南工会 等) 【経営金融課】	(3) 植助金の効果について	この事業による効果がどの程度あったのか、客報的に示す必要がある。 担当限からのアンケート結果から、抽象的な回路にとどまっていることが判別した、 定量実験についても、およそ事変の効果にはは芝油りのが実施とした場合もれてい た (例 巡回相談件数、間等会回数、企配の斡旋件数、/ (終定の結果の) 受行能 切。 この事業がどのように経営基盤の強化につながり蒸業振興に役立っているのか、より マクロ的な視点から、その効果を客観的に示す必要がある。	215~216	無		22年2 月人へ指 置状況 を報告	援による効果のみを要 因とするものではな	措度はなされていない。 公表もなし、 行理をしないことに対する ためにする理由しを連発、最も は、得意法の「引腕さぬ替した。 いて動かくる。が、指揮の 位位だ外形型電グとかした。 かち、この勝名を受けて、 から、この勝名を受けて、 い、
103	沖縄県小規模事業経営支援 事業費輔助金 (対商工会職所、商工会 等) 【経営金融課】	(4) 今後の補助金のあり 方について	商工会等の事業改革が必要との枠縄県の見解がある。 しかしながら、より技术的な機構は、この等業により前こ会議所等が実施している要 数の内容有合称、提在でも考別かという点におる。 関は今まで過ぎの方弦とて、の事業 はなった。 実施があるという点におる。 関は今まで過ぎの方弦とで、の事業 地震により、 実際基が辿っているのか、より具体的かつ客観的に示す必要がある。 最後に、アンケートへの枠組具の回答で、あくまで制度維持が大前提となっている (典型的な)次のものがあったので紹介する。	216~219	有	既存事業の見担し、二一本の ・事業の必要度を把握し、二一本の高、 ・事業の必要度を把握し、二一本の高、 ・事業を直流(物サービスの質の加取り 利用者への支配が、以上のような加取り 組みを事業主体と対すめており、こ しおにより、補助額の削減、事業の にの適正化を受り手の外別利用各の 加速により、他の事業主体の自立を が出こより、他の事業主体の自立を	(22月課置を済報載平年人へ状報。へ予成2事指況告公登		具体的な措置はなされていない。と評価する。 公表もない。 指置状況の検証において も、本件に関し、平成20年度 の包括大約電面した り返された。 一般的、抽象的な場出付け
			○ 補助務却の見호し 補助金・交付金別外での支出が適当と思われるなど、支出科目等見直しする余地はないが 人 沖縄県の回答 現在のところ金面的な見直しを行う予定はない。なお、沖縄県以外の各都道府県において 原境に補助事業を実施していることを申し超える。			図っていきたい。	定)		で、制度存在、事業存納が図 あれる。「ためにする理由」が 延々と役人而実で述べられてい いる。とれでは、他が行っっているからっているからうでいるようなついでは、 ないと言っていておようなします。 東氏語が中心となります。 東氏語が表したは到底思え の質性ある考えとは到底思え
			これでは、他が行っているから当然とちらもやって良いと言っているようなもの。 で、この間等には異れてしまう。 展長婦社向上を担う方成の責任ある考えとは刻成 えない。 だ放担当者であれば他県がおこなっていても、異民にとってより良いものは何がある か、たえず自間自答していくのが責任ある態度ではないだろうか。						ない。 行政担当者であれば他県が おこなっていても、県民に とってより良いものは何があ くなったよず自問自答してい するか、たえず自問自答してい だろうか

	監査	7 −₹	999	報告書の	措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	持置状況等に対する平成22
番号		項目	指摘・意見の内容	報告書のページ数		講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人による再 評価
107	土地改良聚茶計画費 (精 切) · 团体营酬查設計事業		異の外科団体に該当、実質上のトップである事務選率と事務局長は民からの派遣職 関であり、現の財政支援と相当で、 果と確認を解例のある関係である。 収入のほとんどが国、限、市町村からの委託金などで、自主財優がごと、財政に権 めて確原体している。このような財務構造はもかかわらず、波をめた対策後とも、 経ばしたしてきたため始9億円という大幅な退職金の別当不足が生じている。そのため 系本総、責争者と大幅にカットせざるを得か、状況である。 が潜している片端真ち、指導監督する立道としての責任に重いと言わざるを得ない、 は当何代も事務理事、事務局是を派遣しておきながら、このような状態に至っている ということは、何のための事務場等、事務局長かと言いたくなる。 は当何代も事務主事を表の事業が開発を会議となる。 ということは、何のための事務場等を会議というというとなる原盤があり、果として ということは、何のための事務場等を会議とある。 ということは、何のための事務場等を会議というということは、会議との ということは、何のための事務場等を会議というということは、全国を ということは、何のための事務場等を会議といる ということは、何のための事務場等を会議といる ということは、何のための事務場等を会議というというというというというというというというといる。 というたちには、おしているの、会後は、ローテーションで実質上のトップ が交代する今のやり方は、根本的に改める必要がある。 できたりでは、日本のよりでは、は、ローデーションで実質上のトップ が交代する今のやり方は、根本的に定める必要がある。 できたりでは、100万円(後値質対象、液骨伝報 は他値、400万円)で、取得場を目はは他、200万円)と 退機をの財務を との年3月未確に、土地が2億名、400万円、建物のの万円。と選集をの財務を と変性があったとは到底患えない、不動産の政務(6億2、800万円)と選集をの財務を と変性があったとは到底患えない、不動産の政務(6億2、800万円)と選集をの財務を との対象とに対する質性に違いものがあるとが考える。 、これもの事実もも含めて、 果の経営に対する質性に違いものがあると考える。	240~244				・難然加粱について 、 戦島がなどは、 、 戦島がある。とため 、 は、 、 は、	タイミングが選手ぎる。 公表である。、公表 すべきである。 (完全に平鉄砂線解起したくと も、広く異誌に情報り に名からは、多なすべきであ に、指置を公表すべきであ る。)
103	土地改與類素計画費(輔 現)。 団体岩陽金設計事業	(4) 土地改良区のガバナ シスについて	土地及長区は、土地及集業のいわば標本的事業主体であるが、一方で総統的性格の他の旧状であるから開始的であり、は「は「北平等等が更大けられる。極」、特急・阿南市の「阿市東部土地を支及区」の秘典担当の必認の元素が融資の女性が交良区の原列和金金物では、上級新館信用を発展・計算規則では富古島市間積が支援を受け、大事件で、伊良部町二地改長区の資金も模領(任ましたとして再通浦町土地改長区では、総金が信用とよとが開始によると伊良部町土地改長区では、総金がほとんど開かれていないことや、内部・展別が機能とていないなど、組織管理体制が協めて不十分、東京、再度、土地改良区への検査を確定するなど、組織管理体制のチェックを強化する必要がある。検索は「土地改良区等検査機関」第7条に基づき施通告検査とすべきである。	244~246	有	土地改良区の検査については、土 地改良施により開または界が実施し ております。	無		相限は損じられていない。公 並もされていない。公 ましたしていなが、 これはどの必要格質がありました。 とおったいる外等別同時にも明度にも も頭度の外が別切て見ぬふのでは、 長期間と続けてしなるない。 長期間と続けてしなるない。 をもた立関金を表しない。 をもた立関金を表しない。 は関する現本的な検討を存在業はこか。 も変更なが進い。

*	監査-			報告書の	措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成2:
号	大テーマ 【所管線】	項目	指摘・意見の内容	報告書の		請じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人による再 評価
	地放及顕素計画像(繪),団体書調查設計事業	② 赤土加算・難島加算 について	・ 単純のの動物率算定かた組みがある。それは国地方的る補助率(通券ガイドライン)に上張せる形でや輸換をの業上がを繁まする。 赤土加算については、異の条例を提集としているが、植助率により事業費者質度する のではなく、季素要の貨業放射でまた出出的に上部に係る工事を見残もの、予算化 するほうが無解しやすい(単で湍上げする方法では、実験の券上提出的止工事費との 輸品加算については、温上げ率に特別の根拠があるわけでなく、改策的に決壊ってい 電子のではなく、李葉の必要性、効果の検証などを実施していく中へ、必要額を下算化していくなかで、液上が補助率によって自動的に予算が決定するの ではなく、李葉の必要性、効果の検証などを実施していく中へ。必要額を予算化していくべき。 つまり率による自動配分という固定的かつ機械的な方法は止めて、ゼロベースによる 予算配分に戻し、予算配分過程に救後性を持たせるべきである(予算概成の公平性が 高まり、果良全体の過熱がいっそう得られる。)。		無				相関がなされていない。とし の 回 の で の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が
			包括外部堅登人の産見 (以下が最も適切であると考え 赤土加算、離島加減ほともにいったん廃止する。かつガイドラインに基づかない部分については、「負担の公平」や県・市町村の役割分担の明確化の観点から、県と 市町村が1:1で負担することを基本とする。					赤土加算について 東公工加算について 東公工地域 本名為原来、その内容 に占した要素の担心で に出した要素が加速を が加速を のの発性にして ので表しいで ののある。 のので ののの。 のので ののある。 のので ののの。 ののの。 のの。 のの。 のの。 のの。	

4	監査	7—₹		報告書の	措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	
a uje		項目	指摘・意見の内容	ページ数	の有無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人による再 評価
1	香盛担→宇育成総合整備事 業会 (宋)村び法人神橋県農業開 発公社)	(2) 事業効果について	計画政階において事業効果を算定。 他技能と参考を表すいるようである。 されていると考えているようである。 これは当然必要な最低ワインであり、かかる値だけで費用対効果を判断しているのは 疑問である。	255~256	有	部内で検討中である公共事業事前 評価制度により今後は事業効果を検 証していく。	なし		審号107~108の指摘の内容から を判断すると、地域及及の専門能力が高 にも、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には
									検査については、回答の記述 では採置ありとさ知る。しか し水実高見違の補助を 正受熱問題が発覚した時点 で、検討体制を見直すべき かった。沖縄の対応が進い といわざるをえない。また公 表がされていない。公表すべ きである。
	帝恵担い手育成総合整備事業費 (対別団法人沖縄果農業開発公社)	(3) 実績報告について	(2) の事業効果単定の数値は計画段階での格定性、それが、実際に事業操行後に予定 されていた効果が実現できているかのチェックが認めて重要となる。 この効果を判定するには、施設の事業収支を辞解に確認する必要がある。ところが本 件事業の実報信告音は、施設の事業収支を辞解に確認する必要がある。ところが本 件事業の実報信告音は、他での事業を事業をの転像のみ、実等の収益の監備がいなど事業収支を軽解に確認しているとは言えず、効果について正確に事後評価できて いるとは言い遅い、詳細かつ正確な実績報告を受けることが必要である。	256	有	毎年12月の東番飼養頭羽教調金に より事業計画の達成状況を把握して いく。	なし		措置はなされた、と評価する。公教の手段が明示されていないが、公教の手段が明示されていないか、公教もされたと思われる。 説明は簡潔・明瞭で、わかりやすい。 包括外部監査人の指摘に対して減実な姿勢でこたえている。
1	人材育成推進事業費輔助金 (対財団法人沖縄県国際交 流・人材育成財団)		内容を検討したところ、財団の事務局職員1名の費用(護航費、日当など)も当該 制助金で開かれている。 引率等の事務局体制を検討し、できるだけ簡素と構成とすべきである。 また、近年は、減減費がほとなど育品に限定されており、請利国との国際交流拠点の 形成を図るという目的からは不十分。護航先も含め事業のあり方については再検討する必要がある。	266	無			県和 6 年底からは 16 年底からは 16 年底からは 16 年底からは 16 年底からは 18 年底からは 18 年底からは 18 年底	まだ検討中で、具体的記述もない。それを持盟あり、としている。公表はない。この記述にまる限り、指揮等にに対するが認定はある。 はに対するができまるでは、は、 ない、共変を表し、対するない。 は、対するでは、対するない。 は、対するでは、対するない。 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
11	人村市成推進事業費権助金 (資料団路人沖縄県国際交 党 - 人材育成財団)			296	無			現外学・東地区のいて は、具備を出して は、具備を出して は、具備を出して は、具体で は、現代 は、現代 は、現代 は、現代 は、現代 は、現代 は、現代 は、現代	指置として不十分である。 は、 実施手能を実行したう えて、公権で公表すべきである。

.m.	監査	テーマ			措置	措置を購じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成2:
骨号	大テーマ 【所管課】	項目	指摘・意見の内容	報告書のページ数	の有無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人によるF 評価
	県営畑地帯総合整備事業費		この事業は、受益而領101%。以上の現場衛において、反重整理、無道整備、かんが い地水電傷を変加し、無象産業性の向上を無差者で安定を図るなど、 最重要付整備事業の一つであり、基本的な問題点等は、土地改良報金計回費(輔 切)、当体管制建設計事業で必たことと同様である。赤上加多度解島加海参り、事 業所係の仕組かが国立定められているが、その結果が現において今後の事業にどのよ うにフィード・バックされているか明確でない、(本業評価は、事実被状の前壁になっ いる。)。 事業所である手機であるが、当初実績との比較を行っているか 考案所である年後に事後評価する仕組みであるが、当初実績との比較を行っているか どうか明確でない。		有	国が行う事後評価は、農林水底省 股策評価基本計画に基づく事業評価 となっております。	無	-	考える。 独立調査委員会の構成として は、沖縄県職員やOBは権力 持終し(定員なしが記集と 特別利害関係のない複数の非 度土、複数の公第会計工 機能の主、複数の大学教授等学権 経験者と一般県氏によるもの が望ました。
109				246~247					6億円の退職金不足と8億2,86 万円の土地建物版構物、会員の同意のもと、妥当な事業計 間としておこなわれた、と再 機器したい気は起こるが、 当部様の回答どおりならば、 沖縄具は監督責任を果たして いない。
									会員の同意をさほどに重視するならば、外郭団体から離散する方向で、会員の自主運営 と自己責任に任せることも、 検討すべきである。
LIO	基幹水利施設管理事業費	(1) 補助事業の効果について	この事業は、要するに、大規模国営大加強数のメンテナンス乗用である。 管理等許先は、土地取及以下があり、随意等がは、この主義が主義が表している。効 単年銀級の報点からは、随意要終によらず入れするなど、委託先の再検討が必要。指 定策量者制度適用の適合などを執行すべき。 検査調書のあり方について、市からあかってきた書類(検査調告)を書類を並のみで 書面といいるが、問題である。過去に、官占島のほ為の種助金不正受給問題などがあ り 一定金額以上のものは、呉でも現地観査(未被工がないかどうか)を検討すべき。	251~252	有	平成3年度からは市事的管事業の 検査については、すべて書面及び規 港検査を実施している。		者が土地改良な法により 特定管理ない。 特定管理ない。 特定管ない、 はなるによる。 はない。 ない。 はな、 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はな。	措置はなされているが、不一分である。公表はなされているが、不一分である。公表はなされていい、問題である。不平準のを事例から判断場をすると、これにサナウスが認い、組織なる。 無えを地を上に2回の割るできるる。 (2年に1度の検査なり、総全が2年度2回とも開催されてなくでも、見述されてしまう。)
									また、このような団体につい ては、公路会計士の会計監査 を義務づけることが、ガバナ ンスの改善の面からは、非常 に有効である。検討すべきで ある。
111	農業経営構造対策事業費	(1) 補助事業の効果について	本件補助金の目的は、認定農業者等の担い手の南成・確保と地域農業の担い手とな ふさき農業経営の育成・確保にある。本業の実施は原則が年間で、5年度目が目標年度 だとされる、死犯19年度は6歳8、823万円と北砂的(新盤な制造が支出されている年度 であるから、費用対効果については数しく検証すべきである。 業業の施行状体管について、9時間の事業保険器、5年目の目標年度における実績 報告については交付要綱に何ら定めがない。明確に規定すべきである。	253~254	有	・平成22年度より、土地改良区の検 表及び精導の強化を図るため、3年 11度行っている土地改良区の検金 2年に1度の割合で実施している。 また、無適合検査は、出た管轄内 で各1件は実施するように計画して いる。	H.		回答の文章が不明瞭で、指 がなされたか、確認できない。したがって、公会された か、も確認できない。 日本国の事後評価についてて はなく、沖縄県の事後評価と そのチェック体制が関われて いるのに、説明がない。

_	監査デ	∀			措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22
番号	大テーマ	項目	指摘・意見の内容	報告書の ページ数		講じた措置の具体的内容	公数の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人による再 評価
118			超当版としては、当鉄線制金の効果に関して、政策目標似は一応あるが、どの権助、 必がどのようが無実があるか、統任のけて考えることは職しいとのことである。 たった。このような事実は、本家が主導するのではなく、民間が自主的に行うものである。事 実の立ち上げ感情では、官がすポートする必要はは繋めるが、一定年数たてば自主的 な選営に委ね、県は補助金を廃止すべきである。	276~277	<u></u>			いくこととしている。 現民間では、廃止は復 難と考える。	担連軍 正正 東 正 東 正 東 正 東 正 東 正 東 正 東 正 東 正 東 正
119	対沖縄県中学校文化連盟	(1) 補助金のあり方について	中学収接合文化祭に東する経費権助で専任となっている(休職深遺)。事務員2名はそれぞ 実務房2名の数部3項場を離れて専任となっている(休職深遺)。事務員2名はそれぞ 実積報名たので、双文内別と胚紙事類との派合を行っていない。 また、事業効果算存指導も特にない。	277~278	有	平成2 1年底末、中文重車委員に 定ても64、文化機にて平成2 20 書左 定分の制助事業費に係る書類の書を を行った。 を移りた。1年度分の収支を行った。 では、1年度分の収支を対した。 を指した。1年度分の収支を対した。 書類は大金運動の形立を引動である。 を指した。 を指した。 での実施から1 8の形でが開始に での実施から1 8の形でが開始に での実施から1 8の形でが存む。 での実施から1 8の形でが存む。 での実施から1 8の形でがある。 1 6 を成果機能と定めた。 2 1年度に入業者機がある。 1 6 を成果機能と定めた。 2 1年度に入業者機がある。 につれたが、再発した。 1 6 を成果機能を定めた。 1 7 を成果を成果を成果を成果を成果を成果を成果を成果を成果を成果を成果を成果を成果を	有	21年度県事業棚知 し(10月実施)の 際成果指導等、記載 された資料を一般の傍 聴人に配布した。	認明が不十分、指摘、意見に が対して、正角の対応とない、 を対して、正角の対応を がい、必要なし、 との表なし、 を対して、正角のであり、 を対して、 を対した。 をがした。 を

#	監査	r⊣₹			措置	措置を講じた場合	100000	措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22
	大テーマ 【所管課】	項目	指摘・意見の内容	報告書の ページ数		講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人による 評価
-	人对實施推導等襲勢衝動企 《对財団法人物構集国際交 流・人材育成財団)		県民の報学方向上を図るため、影学策及精液及び実用構態から、専門性の高い同時 治療法確認度が新限業販提票まで、一般界比に向けて広、管理能を開設している。 同時追釈、蓄飲など等別な設備や技術を要する機能はまだしも、通常の英額構度を財 団で実施する意義は乏しく、民間に変ねるべきである。	267	有	平成25年を開設とした公益が団務 定に伴い語や譲歴の輸小を検討して いる。			事実的変ががあれている。 人 を
7	沖縄県社会教育活動費補助 金	(1) 補助金のあり方について	度は補助対象団体は5円株で専助総轄は200万2,000円、 受付外の油定は、開情等で要請があれば、事業等所等が最近に合食するかどうかの検討 を行い、数省庁内で一位代置という手機を経て、財政議に対して予算表求、最終的に は社会教育は正式く社会教育委員の事業を任び使している(せざるを得ない)状況 である、平成り中様に実態の動物の確安付団なは、過去から10年組織的している。 特別はご報であり、輸助金算定額に確認っな者根拠はない。 を業践党は下る割合立実や付加によってきるまって、同年の公平性に欠ける。 を実践党は下る割合立実や付加によってきるまって、同年の公平性に欠ける。 がある(120年度を)(自主財権があり、特別権助しなくても実験なが可能である。 思われる団体にこのような少額な場合金を実付、検討る団は対策値でない。 また、輸助を受価体の中には、助助金が代表す。事務局長が40世出議長である団体 がある。即即事代表に専助金変付することは、機助金の整定を行う個と、要ける側が がある。即事代表に報助金変付することは、機助金の整定を行う個と、要ける側が がある。即事代表に報助金変付することは、機助金の整定を行う個と、要ける側が	273~275	有	期知事が代表となっている団体は 中域21年度で頻繁し、補助か会も廃业的 はた。 また、その他の自主財産が以際等 機能である団体への補助について また、その他の自主財産が以際等 機合わけに対対し、社会を形成の が表し、対政状況に対し、社会を を合けに対対し、社会を が表します。 が表しているでは があるり力については がない。 なお、平成21年度における実績知 がにのいては、 では、 がまな、 が、 では、 が、 では、 が、 では、 が、 では、 が、 では、 が、 では、 が、 では、 が、 では、 が、 では、 が、 では、 が、 では、 が、 では、 が、 では、 が、 では、 が、 では、 が、 では、 が、 では、 が、 では、 が、 では、 が、 で、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、	.		チェックを経て、事実調整なかられたが、 事業の対して、 なる事業の打した。 大きの手が、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は

	监查	テーマ	The second secon		指管	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22
番号	大テーマ	項目	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	の有無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人による再 評価
122	(京) 中國原產業區與公社 [在業章集]	(2) 公社の事業更施状院 について ②パイオペンチャー企業研 党開発支援事業	この事業については、初期の目的とおりの効果が上がっているとは言い難い。事業 成果についてのフォローも必要できる。 ・ 結動会文代学企業の選定委員金の構成を見ると、財務関係に精適しているものが少ない状況にある。選定委員の構成を再発討する必要がある。	296	有	事業成果のフォローについてけ、 の长1 NAMの温度第テクタの温度第テクタで開発 (平成20・21年度)により行っている。 また、選定委員の再検討に関して は、平成20年度で事業が終了してい さため行っていないが、以後の事業 における選定委員会委員の選定の 前構成については専門性等を組かく (検討のうえ)満定している。			用薬に対して、具体的かつ迅 派に対応り無いている。 源に対応り無いで、後等につい かり中では、後等につい かりを対しては、人 なお、公表と呼ばしては、人 なお、公表と呼ばしている。とか である。 なお、公表と呼ばしている。とか なお、公表と呼ばした。 なお、公表と呼ばした。 なお、公表と呼ばした。 なお、公表と呼ばした。 なが、などをなる。 のようが、公表に関しては、人 など、人 など、人 など、人 など、している。とと がしている。とと がしている。とと がしている。とと をなる。 のなりの変か は、一般 など、一般 に、している。とと をなる。 のなりの変か は、これで、とを は、これで、とを は、これで、とを は、これで、とを は、これで、とを は、これで、とを は、これで、とと としている。とと に、これで、とを は、これで、とを は、これで、とを は、これで、とを は、これで、とを は、これで、とを と、これで、とを に、これで、とを と、これで、とを と、これで、とを と、これで、とを と、これで、とを と、これで、とを と、これで、とを と、これで、とを と、これで、とを と、これで、とを と、これで、とを と、これで、とを と、これで、とを と、これで、とを と、これで、とを と、これで、とを と、これで、とを と、これで、これで、とを と、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで
128	(財)沖縄県産業振興公社 【産業教策課】	(2) 公社の事業実施状況 について ③のKINAWA型産業応 援ファンド事業 (新規)	中小企業所整額無機 - 泉が6億円借入(無利子) - 泉の6億円と合わせ、 4億円を - 公社に貸付(無利子)。民間から6億入6億日と合わせて、公社は繰撃 50億円の基金を造成。基金の運用果実で助成いていく仕類かできる。 総額50億円を貸け入れしている金融機関は1柱のみ、ベイオフ等もあり、保全面で検討 を関する。		有	ベイオフ等の非常時への対応については、元金の保全が図られるより 別間内での保全が図られる女勢 別間内での保金の解約が可な女勢的 となっていることから、金融機関の 財務が気等を注視しつつ、その保全 に努めている。			措復済と評価した。 公表なし。公表すべきである。 同答の内容がわかりにく い。公表の既には、条件等実 搬に即した具体的な開示をす べきである。
124	(以) 計構展產業販興公社 [產業政策雜]	(3) 創造的すみ企業創出 支援事業について	会計処理の助り、有底証券の評価額の元換紙、簡外債務の存在、引当合の取的し未 特別等、客能以助した財務請表になっていない点が多々あった。特に改養権に関して の辿りが目立つ。 展売の閉りに今まで館も気づかず数年にわたり放置されていた。内部チェック体制に に対しておりまませた。 (回数があったと言わざるを得ない。 公立との投資先企業が比較の保護ができなかった場合の損失負担限合は、ベンチャー キャビタルのか、会社が5%、保険金額35%。ところが、公社は保険金額をインイで収入 として処理し、貸借申請表には収受金等を一切計止していない。そして、火債権・ には損失負担難の35%ではなく、代位・斉頼の50%を基準に負性対損を計しませい。 (日本収金については不免権権化しており、賃貸利当金を計止し、長期(延常)未収金 として富定費の付款を会により、機高がマイナスのままのケースあり。 (日本収金については不免権権化しており、貸貸利当金を計止し、長期(延常)未収金 として富定費の付款を会によってから、個がに収を起こすことが望ましい。 (日教授者信託を保護)の投資をごから、個がに収を起こすことが望ましい。 (日教経企業の前拠の起記)がつくケースあり、)。株式の評価練等の前をのさま (「経験に実施の前拠の起記」がつくケースあり、)。株式の評価練等の前地を記し 「保証日金を固定負債に計止している。しかし、普遍預金と特定財金が明確に公分し 「保証日金を固定負債に計止している。しかし、要当所金が開発を表明して対している。 「保証日金を固定負債に計止している。しかし、要当所金が開金が開金に対している。 「経歴日金を固定負債に計止している。」のも、単常に収金を収益して対している。 「現在日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	296~306	有	旧300分類において指摘について 他正処理を与う。 監査人(御郎監査人)に確認を依頼 し、了解が大 決算書は公址即で公開 (H20年度分はH22.5月まで掲載)	有		措優は実質的にはない。 上野されて、 上野されて、 なったします。 なったします。 なったします。 なったします。 なったします。 なったします。 なったします。 なったは、 ないましたは、 ないましたは、 ないましたは、 ないましたは、 ないましたは、 ないましたは、 ないましたは、 ないましたは、 ないましたは、 ないましたは、 ないましたは、 ないましたは、 ないましたは、 ないまでは、 ないまでは、 ないまでは、 ないまでは、 ないまないまでは、 ないまないまないます。 ないまないまないます。 ないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまな

er.	監査	7− ₹			措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成2.2
番号	大テーマ 【所管課】	項目	指摘・意見の内容	報告書のページ数		講じた指置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人による# 評価
120	(役) 沖縄県産業振興公社 [産業政策課]	(1) 県からの財政援助額 について	公益比人、事業は、異核則事業、気怯害業等(候領・貸与・破害業/中小企業支 技センター等業/選等旨は旧所保健者業/インキュベート支援教育事業/中小企業支 ナャービジネスサポート事業/対外経存交換事業)参岐にわたる。 く財団の防禁値器/(年度の18年) 土な資産(到預金9條門、割賦整備等資産18億円、投資有価能等・出資円)によ 助する財源は、ほとんど県等からの借入(現代人会20億円)、大の他長列催人会9億円 によるものであり、財団の正映財産は(値円程度である。 く対団の収益検急/(平保20年の19末) 青菜実施に成接実する費用(事業費18億円)と開接专用た各管理費(6,000万円)は、 特助会(7億8,000万円)を表性の(86億7,000万円)で期えないため、主に自主事業 ともいえる役債・機械開発資子事業による事業収益(6億7,000万円)でカバーする構 使つある。長と公社の借かれた版しい財政状況のもとで、いかに効率的・効果的に事 業を実施していくかが最大の課題。		有	戦しい収数収定を酵まえ、地質の 加工会議庁、空道機や機局への連携・ 展開により事業関連機の強化、支援 体制の強化、支援 体制の強化と支援 は戻の検証を進め効率的・効果的な 等実実施に努かいては、 が会別については公セホームページ ジン化算・アキ事業計画などを常 時公間している。 参考: http://www.okinawa-ric.jp/			社会教育各勤養組別企の制度 自体については、 機制と 自体については、 機制と リースを リースを リースを リースを リースを リースを リースを リースを
									証憑類の服合を行った点については、措置はなされた、と 評価する。
	(財)沖縄県産業振興公社 【産業政策課】	(2) 公社の事業実施状況 について ①貸与事業等	公社の実施している事業は、ほとんどが、選、県からの補助事業、委託事業である。 後り事業は、予算に対しての執行率が2%にも満たない。創度的な面も含め、利用を供 遠する方葉を検討する必要がある。		有	設備貸与事業は、機械類貸与事業 と一体として実施しており、平成19 年度の執行率は、両制度あわせて 95%である。			自主財滅があり、事業実施力 可能の団体への少額補助の 要性を問う措摘に関しては、 総合的な判断云々との回答を している。中止したくないの して、「為にする連由」づいを 行っている。指摘に正面から 答えていない。
21				294~295		金額の上限など利便性について は、全国学典機を通じ下制度改善 を要求しているところである。 利用促進については、公社ホーム ページでの原かや布工関係開閉等へ あい気報性化型のとともに自動を 地域入居企業がどを対象に影明会な どを開催している。			対人にソース連合会の編入会については、担当課の回称に 近ついては、担当課の回称に 連邦年前におる。「資金を対象 治別に区別したがら公会計場 有の思考からしれないが、 いった人団体に入った質会に はなる資金繰りの問題とな を変し、 を表していては、目 を表していては、目 を表していては、目 を表していては、目 にないではの話である。
_		(2) 公社の事業実施状況 について ②中小企業新事業総合支援 事業	事業のメニューはたくさんあるが、ほとんど実績のない事業あり。また、事業が有機的に連携しておらず、事業の効果も研修とは言えない。 関係の事業が、神臓機能が高いの補助事業(小規模事業経営支援事業費精助金)として実施されており、それとの関係性も別様ではない。事業内容が重複している部分がないかどうか点検し、できるだけ効果的な実施方法を検討すべし。	295~296	有	県では各地南工会など通じて金 級、税務、基理、労働等の基本がた相 版・指導を行ない、公社は企業個別 の監督課題の解決や専門的なアドバ イスなど、より高度な支援を実施 し、企業の一一大に適応した形で支 援内等を区分している。	無		包括外部監査人は、当該権取金の必要性=存在意義について関うている。 で関うている。 に関うして、担当部駅は、「検討していく」としつつ 「為にする理由」で制度延令 策を説明している。独立第三 茶委員会による事業評価が必 変である。

	監査	7 —₹			措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22
番号	大テーマ 【所管課】	項目	指摘・意見の内容	報告書のページ数		請じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人による再 評価
128	(財) 幹賴県 溫葉製農公社 [密東政 │	導監督状況はどうであった か。	包括外部監査人は、今までの整査の中で、県と展外類団体とのおまりの緊急機会のなどを実慮してきた。そして、その最大の原別は、展別を対象外別では、今まで見たのできた実態してきた。そして、その最大の原別は、展別を対象外別では、今まで見たできた。」ときれている。しかし、現実は、野の大型になっては、今まで見たでは、今まで見たでは、今まで見たできた。」ときれている。しかし、現まで見たでは、今まで見たでは、今まで見たでは、今まで見たでは、今まで見たでは、今まで見たが、日本のよりないだとなり、今までは、今までは、今までは、今までは、今までは、今までは、今までは、今までは		有	産業長男公社在り方については 採実的に自立いた。主体的とは、 特実的に自立いた。主体的とは、 明を目指すものであるが、果内発金 の99、9%をとある中小企業の発見未完化的 でも、ベンチャール企業の変更も未完化的は「マチル は今後も必要では、 は今後のようなでは、 は今後のようなでは、 は今後のようなでは、 は今後のようなでは、 など、 が関係している。 が関係している。 が関係している。 では、 のでは、	**		措置はとられていない、と 評価する。 公表もなし、 数では、 を を が は を が は の の の の の の の の の の の の の の の の の の
129	(択) 冷飆県産業損失公社	(?) 計構県高東坡県公社 選営基盤機化貨付金につい で	公社は、平成6年度・平成16年度の年間、3億円の作人と返茶を毎年編り返していたなお、この作人は毎月80年ある。)。 っまり、実施は先期後の作人、3億円もの作人と返茶を年度内で繰り返すのは、結局のところその部分の資金が不足しているからに他たちたい。 東積赤字の性移と借入金の状況がほぼ一髪しており、異からの作人が実質的に公社、いかにもまったく問題がないような回答であり、種かして不誠実で不適切である。)。 当時の理事や実化の形在が硬板のまま処理がなされていると言わざるを得ない、次、公社の実態や實任の所在が硬板のまま処理がなされていると言わざるを得ない、次、公社の実態や責任の所在が硬板のまま処理がなされていると言わざるを得ない。 東右、大田、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、	309~311	焦		焦	機械事等等の貸貸与事業等等付権 領域事等等付権を 行って、 を の の の の の の の の の の の の の の の の の の	公表なし、 不適切な理が長期間稀較 し、それが事実上容認されて きた。この事態に対する時間 規模のの (特に 足)と と確論会 無 機のあり少な間い、責任を明 らかにする姿勢は全く認めら れない。

and.	監査	テーマ	The second secon		措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22
番号	大テーマ 【所管課】	項目	指摘・意見の内容	報告書のページ数	の有無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人によるP 評価
13	【産業政策課】	(4) 海外事務所活動支援 事業について	本件は、当初の種助事業を、管理運営については種助事業のまま残し、活動支援に ついては透析業をしたもの。 しかし、このように事業を分ける密始が利用、実際に必要が受託金なのかの吟味が不 十分。なお、(3) 戸棚線形にコンペンションピューローとも協力あり。しかし、本件 事業と厳密な活動区分をすべきである。	306~307	有	本限のリーディンが整文もある観光変楽についても称外事務が、10年間、10年間、10年間、10年間、10年間、10年間、10年間、10年間	無		措度はなされた、と評価する る公表なし。公表すべきである。
124	(財)沖縄県産業援興公社 【産業政策課】	(5) 事業効果について	公社は、今まで、産業販売に係るさまざまな事業を展開してきているが、どれだけの効果があったのか十分修訂しているとは言い際い、泉の外利団体の多くは、事業実績というと、貸付件数、貸付金銭、事間実派性電販を用域外報など、およそ事業の人の実践が、受ける場合では、当時で事業にはその目的があるわけであるから、事業実施の効果はその目的に沿って放定し、実施を助したという事業にはその目的に沿っていくべきである。 販売し、実施を助し数を行っていくべきである。 現状をみていると、とりあえずやらないよりやったほうがましてあるう。 産業展開は、現まの表次の目前にから、事務等実はに準欠かないし、県の支援も受けられるだろうというけまの構造が見える。明確な事業効果日報の設定と必要権との関心を行い、一定期間経過後の事業効果がよりない場合は、事業発出するなどの消費が必要である。	307	有	事薬効果の検証については対象企 製にアンケートを行うなど過去が ら6年の複巻を機を報にまとめ、年 に印度事金・評職員会に報告して いる。	無		措置はなされていない、とも呼ばれる。 が表なし、 対数法人としての存在意義を 関われているのに、「報告している」というのが、 でいる。」というのが、 の場である。知識の薄の「かめにする理由づけ」というが 強立第三者委員会による財 のの基本的見にが要請されている。
127	(財)沖縄具産業複製公社 【産業政策課】	(6) 過去における県の指導監督状況はどうであったか。	公社は、過去30年にわたり、人代費等管理部門の延費のほぼ全額を資与事業の収益で第ってきた。そのため、本来引当処理すべき貸与事業に係る不良債権処理を行わずに、先送りしてきた。このような不適切な処理や、公社の財務状況が問題になったことから、平成16年3月に収本的な対象再避計画(常定し、集効してきた。以上の経典を受対する過密で成のような問題はがあることがわかった。	307~308					ている、と考える。 【この項目につき、全く回答 がない】
	NO. 0.	①県の指導整衝実態はどう であったか	戸機県の所管製は、平成15年度の県監査委員監査(財政的援助団体等監査)による 指導事項を増まえて、財政再婚か年半時危険定し、欠社とともに財政再動計画に取り 組んできたとする。しかし、本来、沖縄県電産委員監査の指摘を持たず、所管地 して公社の実施出標を随時すれ、このような状況に至る前に返害措置を停するべきで 送去の理金額事録を開覧したが、理事会ではこの間の経緯の記載がなく、議論、後 がされていないと判断せざるを尋なかった。当時果から所信された政力がたわけたから、 当会公社の財務が原の実施に関いまるとうであるが、それが定されていから、 は当会公社の財務が原の実施に関いまるとうであるが、それが定されていから。 当会公社の財務が原の実施に関いまるとうであるが、それが定されていから、 ものようなが、それが定されていた。 する公社の財務が定律の実施に関いまるとうであるが、それが定されていから、 事業者する立場としては集めて不上のであった。その結果、技术的な経営改善策の関 定が遅れたため、沖縄県自体が人件費等の財政的支援を行わざるを得ない状況に至っている (一方、公社自身自自らの経営合理化を先延ばししてきた責任も大きい、のは当然の とである。)		有	具体的な経営改善策として、平成 20年度に中期経営計画を規定して公 社職員の基準文本部の向上が が、数本的な経営の改善に努めるて いる。	有		措置はなされていない、と 評価する。 な表もされていない、と 評価する。 な表もされていない、と 語する。 過去の取組の問題点に対して、一般の 過去の取組の問題がしたない。 の情報がして、一般の では、の情報がある。 といる。の解子では、の解子では、 になって、一般の になって、 の解子である。 の

	監査:	テーマ	2 22 24 25		措置	措置を講じた場合	10 (10 (10)	措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22
番号	大テーマ 【所管課】	項目	指摘・意見の内容	報告書の ページ数		講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人による再 評価
133	(好) 种编典国际交流。人 材育成股团	(1) 高枚要学金菁返者について	また、市町村窓口で要学会と生活保護費のうちの授業料相当分は、二素に受け扱れ ないと書かれて容渉しているケースがある。 生活保積行成を所管する原生労働省の政権指針(Q&A)を見る限り、受けられるも のと考えられる。一部の市町村では上部の成款いがなされている(報酬り行波の等 等)。 東として市町村に連切な指導をする必要がある。	331~332	無			短性の では、	措度はほじられていない。 公表なし、 現状を確認しているのみ。 そももも包括外都監査人の 投票に答えていない。理由散 男不偏。
	(材) 神錦鳳園鄭交流・人 材育成財団	(2) 奨学金の貸与状況について	財団が実施する理学を事業のなかには、ほとんど応募実種のないもの。[特外 体化者予算学会)、学身も及動か少ない事態。 在中間実施設・区域内大学 選学会一平点19年度学月、員2名)がある。 財源が限られているわけだから、実施事業を見直し、選択と集中を図っていくべきで ある。	332~334	<u></u>			当該制度の存転については、 では、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 に	持層は実質的になされた。 と評価する。 企業すべきである。 位担外が開発しれてのだから、明確な選出づけ付して、 公表すべきである。

_	監査	テーマ			措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	指置状況等に対する平成22
番号	大テーマ	項目	指摘·意見の内容	報告書のページ数		講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人による 評価
130	(財) 計構則意義振興公社 [產業政策職]	ては、派遣職員を含め、県	公社等の港瀬監督集御 (平成18年11月19日新版: 平成18年12月1日 - 朝政正) には、 「7 公社等への興義後の派遣、単興豊の公社等への派遣は、指導条例に基づき場合 ものであるが、当該派護職員が公社等の役員に駆任することは、公社等の経営に常接 に関わることとなるから、公社等の役員が名性の に関わることとなるから、公社等の役員が名で、当該派遣がなければ、県の鉄策の推造に 実際が生にるおよれがある法人である道会に投資や行うものとする。」と定めている。 しかし、実際には、他の外部団体でも公社同様、果倒から、専務選事と事務局長の2を 体制で派遣しているケースが多く、実施とこの招導監督要綱は大きくかい難している。 と概とおりの取扱を進めるべきである。	311~313	有	平成22年度から事務局及を公社プロベー職員とし、要網に即した体制とし、要網に即した体制となっている。	無		措置は課じられた、と評価 する。公表なし。 公表なし。 公表すべきである。 その際、指摘事項を正確に 記述すべきである。 天下時に 都を混存させ、過去の責任を 閣寸ような公表はすべきでない。
131	(排) 沖縄風震薬展製公社 【産業政策報】	(8) 公社の組織体制について、 いて ②理率長の兼務状況は改め る必要がある。	公社理事長(非常勤)は、もともと関内展別企業の展覧者であったことから、その 民間人としての経営事務を期待されて終任しているものと思われる。 しかし、理事長は多数の理体の現在を兼ち、世外外頭団体についても公社も含めると3 団体のトップを貸ねている((は))規門循発性連構規事長 / (別) 国工創場おきな か選客財団を人卒年(別) 神郷製品とは事長)。 いくら経営的ノウハウがあり、非常製とはいえ、沖縄県居営市協会の金金融に加え、 これだけの団体の大力を対しまる。その手間が充分に発揮されるかどうかは発用 これだけの団体が良金装的とがら、その手間が充分に発揮されるかどうかは発用 っまる。社会最終状況が揺送を深める中、公社をはじめ多くの県外部団体が、将来に向 けて最要なかに取りをととめられる状況ででは、このような推断のありかけ北民で きである。 沖縄県は、役員の港籍のあり方について取扱いを定める必要がある(今後 は、単なる条子電差し思われるような方法ではなく、実質的が経営トップとして機能す る体制を構築する必要がある。)。	313~314	無			公計理事長機は公社等 の日立化を保護するため の日立化を保護するため リマ成20年月年に変更し、 関から、全社の経の財政的なが 関もあり、理なう。 関もかり、理なり、 関もかり、理なり、 関もかり、理なり、 関もかり、理なり、 に関・動としては毎月まかは、 で理事機にするとしてはの場合といてのは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	措置はなされていない、と 評価する。 公表もなし。 公表もなし。 相摘に対して、正面から答 えていない。
132	(例) 沖縄県面際交流・人 材育成財団	(1) 高校奨学金修連者に ついて	帝道理由で最も多いのは、保証人が見つからないことによるもの ← 勉学に励ら うとする生徒の教育の機会は当然確保されるべきであり、なんらかの対策が必要である。	329~331	有	現在、真内に対するとは、 保証を請するう機のないことは、 像別を請するう機のないことは、 を動機関等からの情報受性に、 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 では、全国が国際のである。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 では、全国が国際のでは、全国が国際のでは、 では、全国が国際のでは、全国が国際のでは、 では、全国が国際のでは、 を国が国際のでは、 を関する要となっている。 では、全国が国際のでは、 を関する要といい。 では、全国が国際のでは、 を関する。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、			措置を課じたとはいえない。 公表なし。 要望している事業のみ、 保証人に関する性が発発され、 保証人に関する他が発発され、 の場合は正面から終発える。 まえるなら、 をすべきである。

#	監査	テーマ		報告書の	措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22
骨	大テーマ 【所管課】	項目	指摘・意見の内容	松一ジ数		講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人による再 評価
139	(排) 沖縄県国際交流・人材育成財団		財務会計上は、今まで貸付に伴う入出金の都度伝展起展 → 仕駅 → 貸債対照 表質付金金額。両者の配合は、今までまったく実施したことがないとのことであっ た。かない問題が大きい。また、この奨学金管建システムでは、ある一定時点での 貸付金銭高合計が把握できない。 そのため、貸債制額最上の賃付金額とも服合できないことになっている。 もし実際の貸付債権程と賃借対照表の貸付金残高に大きな誤差があった場合など は、関係の財務状況に多大な影響を与えることは必定 は、関係の財務状況に多大な影響を与えることは必定 「果然にシステムを吸着するなどして、貸付金銭減の実在性を確認する必要がある。	339	有	指摘を受け、平成21年10月にシス ケムの改善を図り、貸付金券に別 合かできるよう改め、毎年度次第等内 た会計上とシステム」の金額を することとした。 36千円(システム場の物) 数数が生じていることが年間し、 発数が生じていることが年間し、 近代であるが、今年度中に適切 な会計が最後である。			措置を購じたと言える。 公数すべきである。
140	(財) 沖縄県国駅交流・人 材育成財団	(7) 財務会計及び消費税 等の賭問題について ②貸付金(奨学金貸与額) に対する貸倒引当金の設定 について	財団の貨情が頂表では、貸付金に対する貸削引当金の計上がなされていない。 回収良込みが始めてとしいと思われるケースなどについては、その実施を走舞し、予 想される貸賃見込み額を予め会計上引当するのが、健全な会計処理である。	340	有	平成21年度決算で、貸倒引当金を 計上し、財団ホームページにて公開 している。			措置を講じたと言える。 公表については、通例にし たがい、公報では、公表すべ きである。
141	(対) 沖縄集国際交流・人 材育成財団	(7) 財務会計及び消費税 等の諸問題について 30賞借料、光潔水費及び人 作費の計上について	描学センター事業において 信僧科 → 全額總額 (人材育成事業) で計上 ⇔ 部学センター事業では一切計上な 光系次費 → 総務 (人材育成事業) での計上なし ⇔ 静学センター事業で全額計上。 七して、食信料>光振復のため、差額調整として、人材育成事業計込命の人件費を 一 語学センター事実で計上している (理由は、事務的簡便位からとの原則あ り。)、事業実施を適じに反応しておらず、機全計算署 (収支計算器) の令事業利益 が正しい金額になっていない。	340	有	指摘後、公益器定に向けて、平成 22年度予算書より各事業業額を反映 した作成をしいる。平紀20年 算においても各事業実題を反映した 次算处理を行った。			措置を課じたと言える。 通例に従った形で公妻すべ きである。
		(7) 財務会計及び消費税 等の諸問題について ③受託事業における消費税 の処理について	消費税の限税対象にならない経費 (部外原費、学費、厚生費、実託員賃金、社会保 原料)にも、消費税の5%を素じた金額で、沖縄県に受託料を請求していた (海外留学 生受入事業)。沖縄県から過大に受託料を受け取っており、不当である。	340~341	有	指摘後、平成21年度より、消費税 の算出についてご指摘のとおり課税 対象経費を見直し、正しく算出した 消費機額により契約をし直した。			措置を譲じたと言える。 公表なし。これについても 公表すべきである,
143	(於) 計構與国際交流・人 材育成財団	足について	財団は、保律対派表に、退職給付引当資産に対応する金額のみ (3,595万2,000円) を財職給付引益をとして計上している。 と対域能付付益をとして計上している。 これは関った処理であり、会計上は、引当資産の転に解係なく、その資産地点までに 発生した信息、は職給付債務とを閲覧して、→ その金額を迅速給付引当金を計 上する必要がある。これによって平成19年度の退職給付引当金を事定すると、1億 (734万1,000円となり、9,138万9,000円が引き元となっている。 現時点で1912世に反びあるため、別信に、財産の確保をどうするか確認したところ、許確認から財産が増化したもあり込むであるとの回答があった。 機事に回体の対談不正が補てんされるというような措置は影められない。まずは財団 の自動等力が必要である。	341~342	有	指摘後、学成21年度水東上り、 の裏性時点をに発生した機能・従 職給付債勢)の金額を迫職給付引当 をとして計上している。 なお、県よ貨職給付引当金の予算、 なお、現よ貨職給付引当金の予算、 なを関るべく世報では、 20年度、20年度は予算化を実現する に至っていない。			措置を課じたと言える。 公表なし。 外の対応については財政状態を考慮しながら早急な対応 が求められる。
	(財) 沖縄県国際交流・人 材育成財団	(7) 財務会計及び消費税 等の報問題について ⑥適別保有目的の債権について	適原原省主的の債権は、政務種類と権権金額との盗額について、債期原施設に基づいて算定された値載をもって債債対限表値額としなければならない(公益法人会計器 億(注1) し、財団の決算書では、差額について何ら会計処理がなされていない。	342	有	指摘後、平成21年度決算より、満 期保有目的の債権は、取得価額と債 権金額との蒸転について、償却原価 活に基づいて算定された価額をもっ て賃借対照表価額として会計処理を 行っている。			括置を講じたと言える。通 例に従った形で公表すべきで ある。

番	<u>監査</u> -	- -7		報告書の	措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22
号	大テーマ 【所管課】	項目	指摘・意見の内容	報告書の		隣じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人による再 評価
136	(於) 沖縄県国際交流。人 付育成制切	(3) 奨学金の滞齢状況について	平成16年度から平成19年度の年間返還順等の推絡をみると、海熱額は増加しているが、 環境では、一般では、一般である。 では、一般では、一般では、一般であるが、できるとなった。 ますます場が増えるとでも思うないが、というでは、コルあら当然を書きまった。 で、一個以業者に貸付業券以上の労力を要している面もある。 回収業務をサービサーに 委ねることも検討しても良いと思われる。	334~335	**			回使・学生を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	来措置の状況である。導入 検討期間が必要であるなら していまして対したして関 していました。 は、その間、対したして関 的な回収信動が求められる。
	(財) 沖縄県国際交流・人 材育成財団	(4) 国外留学生派遣事業 について	助成を受けている者の中には異立病院医師や東戸職員も含まれていた。 限られた予算のなかでみ的助成をするわけであるから、財産的な余裕があると思われる者に対してまで助成する必要はない(何らか必罪や登けるようである。)。 また、衛宇生派遣事業の効果については、帰護後、目的どおりの成果が出ているかな どのフォローアップが不十分。	335∼336	有		e		措置はなされた(異状権 持)と評価する。公表すべき である。 ただし、包括外部監査人の 意見と正反対の結論を出した のだから、明確な理由づけ して、公表すべきである。
	(財) 沖縄集国泰交流・人 材育成財団	(5) 高校留学生派遣事業 について	事業費の内容を検討したところ、財団法人ワイ・エフ・ユー日本国際交換財団(外 務省、文部科学省共等の公益法人で、選率長は元外務省大使)に対する1,260万円の参 配料が含まれていた。使途について財団に質問したところ明確な回答は発われなかっ た。また同財団から契頼報告も入事にいてなかった。 企業年間時型から契頼報告も入事にいなかった。 全年間時型から実施報告は、現分を表していなかった。 この等業は国の補助な受けている監修上、国所管公益法人に対して便宜を扱っている を疑われても仕力がない。他に適当な団体がないのかも調査し、理由を引権にした上 で変能すべきである。	336~337	無				指置はなされた, 評価する。 明確な理由を付して, 公 変すべきである。
	(时) 神織県国際交流・人 材育成財団 ・	(6) 県退職者の理事長就 任について	従来から、財団の悪鬼長は尿教育庁出身者が近くられており、多くは、教育庁の職にあった者が、果を退職物面別に再設施している。 にあった者が、果を退職物面別に一段動している。 このように半ば当然のこととして、教育委員会出身者が一神にトップに就くのは適切 とは思われない。一般展院にとっても公学性を大体となって設置する公社等の 県退職者の委員総任に関して、「計機県教育委告会が主体となって設置する公社等の 情薄配管要順「平成1年3月8日制定、平成2年7月19日配丁には、県外利団体の 常動役員には、県退職者が就任することが当然のごとく取り扱われており、問題である。	337~338	無			財団の理事には、本 集の物能に動かれている。 東の税性豊かな有為国政化の発性豊かな有為国政化の務合、 東の税性豊かな有為国政化の形態に動いての 前、特別取いるだられ、理事 通しより選手をできまった。 はは、 はは、 はないるが、 はないの形態に はないの形態に はないの形態に はないの形態に はないの形態に はないの形態に はないの形態に はないの形態に はないの形態に はないの形態に ないのの形態に ないのの形態に ないのの形態に ないののの形態に ないのの形態に ないのののの ないのののの ないののの ないののの ないののの ないのの ないのの ないのの ないのの ないのの ないの ない	措置はなされていない。 公表なし。

--21-

第3章 沖縄県における包括外部監査の結果に対する対応

1 過年度の措置状況一覧表からみえてくる問題

前章では、過年度の措置状況を総括して次のことがわかった。

- (1)「措置を講じた」とはどういうことを指すのか、とらえ方がバラバラ。
- (2) 措置を講じた場合でもその対応時期が遅い。
- (4) 措置を講じるかどうかという結論を出す過程が不透明である。
- (5)制度の改訂を要する事項、政策判断を要する事項については、対象部局や外郭団体からはすれ違いの対応が多い。
- (6) 外部監査報告の表現、趣旨が不明瞭なものがある。
- 2 措置をとりまとめる部署
- (1) 外部監査事務を所掌する部署

平成11年度~平成21年度 総務部人事課

平成 22 年度~ 総務部行政改革推進課

(沖縄県行政組織規則第21条第6号)

(2) 行政改革推進課の非協力

平成 22 年度、行政改革推進課は、包括外部監査の遂行に極めて非協力的であった。具体例をあげると次のとおりである。

- ① 包括外部監査人は、テーマ選定後、平成11年度以降の全ての包括 外部監査における指摘・意見を網羅的に「措置状況一覧表」として整理した。そして、それに対する対象部局の回答をもらうべく、平成 22年7月から行政改革推進課に事務作業を依頼した。ところが、行政改革推進課は、措置状況一覧表を対象部局に投げるのを失念したり、対象部局から回答が来ているにもかかわらず外部監査人にそれを渡さなかったり、相当期間経過してデータを渡したりする事態が頻発した。
- 対象部局への連絡が不十分であったため、対象部局のヒアリングが

成20年度	措置状況一覧表	(補助金等に関する財務事務の執行について)

	監査	7 − ₹		***	措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22
号	大テーマ 【所管課】	項目	指摘・意見の内容	報告書のページ数	の有無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	年度包括外部監査人による再 評価
145		⑥満期保有目的の債権につ	(具有機参の中に、パワーデュアル度 (外貨艦の仕組み債) 取得値額3個円があった が、期末日では、含み規約に急な円列発生していた 当初の利回りが良いとはいっても、このような超光期の仕組み債を保有することは好 ましくない。	342	有	獲期保有を前提として国債よりも 有利な利回りでは組債の運用を行っ速 でいるところであるが、他財団の運 用状況や運用実例をを参考に財産運 用の販扱いについての検討を行う。			措置を講じたとは評価できない。 公表なし。 公表なし。 厳格な資産運用基準を第三 者の意見を経た形で設定すべ きである。
	(財) 沖縄県国際交流・人 材育成財団	(7) 財務会計及び消費税 等の諸問題について ⑦定期預金及び国債につい て	定期預金及び国債は金額的に多額であり、秩算時に未収利息を計上する必要がある。 大変事書では何る会計処理がなされていない。 結果として利益が576万7,000円計上不足となっている。	342	有	指摘後、定期預金及び国債はについては、平成21年度決算より、未収利息を計上している。			措置を講じたと言える。 公表なし。公表すべきであ る。
	(財) 沖縄県国際交流・人 材育成財団	(7) 財務会計及び消費税 等の銘問題について ③内部統制上の問題点について ア 実査	定期預金証券及び出資証券について、担当者のみで実査している。通知ではない。 決算日において上長の立会いの下で実査をおこなりべきである。	342	有	措摘後、定期預金証書及び出資証 再加のいて、公益法人移行に向けて、公益法人移行に向けて、公益法人移行に向けて 当即回と契約している公益計士の 指導を仰ぎながら、内部奉酬を取り 入れた実査方法を検討のうえ、改強 を関りたい。			措置がなされたとは、評価できない。 公表なし。方針を決めただけであり、措置を課じたとは 評価できない。 早急な対応が 束められる。
148	(財) 沖縄県国際交流・人 材育成財団		次算における会計処理方法と次算書の開示項目が、公在法人会計基準等に照らして きわめて不十分なものになっている。 財団として必要な知識を身につけるよう努力する必要がある。	342	有	指揮後、平成21年度より、各月何 に各経理担当者が財団と委託契約を している公認会計士から指導を受け ている。今後はその指導内容を畜獲 して財団としての会計処理のスキル のアップに努める。			排置を課じているが、公費なし。今後はその仕組みを定着させる必要がある。

予定どおりに実施できないことがあった

ろが、行政改革推進課は拒否した。数度の提出要請を行うも態度を変 の反応もなかったため、同月 13 日沖縄県知事宛にほぼ同内容の文書 監査委員から、公表段階における監査委員の役割を聴取するとともに、 監査業務遂行のために応援要請を行った。自治法 252 条の 33 第 2 項 を記した冊子(マニュアル)が存在することがわかった。包括外部監 平成22年11月2日沖縄県 総務部長宛に善処方を求めて内容証明郵便を送った。それでも、何ら 「代表監査委員は、外部監査人の求めに応じ、監査委員の監督の事務 に支障のない範囲内において、監査委員の事務局長、書記その他の職 員又は第180条の3の規程による職員を外部監査人の監査の事務に協 行政内部において包括外部監査報告を受けた後の事務処理の流れ を内容証明郵便で送った。さらに、包括外部監査人は、同月 25 日、 査人は、平成 22 年8月にその提供を行政改革推進課に求めた。 力させることができる。」を根拠とする SOS である。 えなかった。そこで、包括外部監査人は、

- 監査委員から人的応援は得られなかったが、行政改革推進課から、 平成 22 年 12 月 10 日に、事務マニュアルの提供があった。 4
- ⑤ 平成 23年1月17日、行政改革推進課課長が担当者を主査クラスか ら班長クラスに変更した。

行政改革推進課に対する監査

- (1) 措置に関する業務処理のルール
- ① 問題の「事務マニュアル」

事務マニュアルが存在するだ けである。これは、平成17年度に当時の包括外部監査担当部署であった である。包括外部監査担当者の事務処理の便利のため作成されたもので 外部監査事務マニュアル」 沖縄県においては、包括外部監査に関する条例は定められていない。 総務部人事課行政管理班の担当者によって編纂された冊子である。 な標題は、「外部監査の制度概要と運用状況 事務処理要領や要綱といったものはなく、

あり、現在も使用されている。

第2 包括外部監査人の選任手続、第3 包括外部監査契約の締結手続 第5 包括外部監査結果に基づく措置状況及び評価、第6予算及び支出 関係)と附属参考資料からなる。全体的に編者独自の文章による説明や 解説はなく、外部監査制度の解説などのさまざまな外部資料と契約書や 通知文、伺書といった過去の実際の文書の写しなどを集約したものとな (補助者の選任手続を含む。)、第4 包括外部監査の実施及び結果報告、 構成は、全 181 ページで、6 つのテーマ (第1 外部監査制度の概要、 っている。 措置に係る手続に関しては、「第5 包括外部監査結果に基づく措置状 「2 監査委員への措置状況の通知」において、それぞれ各部長あての改 善措置の報告依頼文書と監査委員への改善措置通知の文書の写しが掲載 担当者はそれを見て、通知文書の発送時期や発送先、記載 況及び評価」の中で触れられている。「1 各部等への依頼[改善措置]」、 内容を知ることができる。 されている。

②措置に関する業務の流れ

,							,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,															1
(必要時)	*		-	*********											椒	FF.		院明顯末	(252条の34第1項)	悪光を表している。	75-75-K-00-C-	***************************************
12月2~3月	11111000	000000000000000000000000000000000000000	*******				指置状況の通知	(252条の36第6項)							■ 措置状況の公表	(252条の38第6項)			(252\$0	78030)	O SE TIPE	*************************************
				*******			\$E.	3-					口結果及び意見の公整	(252条の38第3項)								
EC.			第5項)		第2項)								口結果及	(252条の								-
4 E		□髂寒器品	(252条の37第5項)	口意晃の提出	(252条の38第2項)								1			***********						harmonement
の 田			(25		33		•					-	_+									*************************
6月~2月			監査実施	-	N. 49886.	-		. to . reason. N		**.***********************************	N. 49906./06. 9			第2項)								re-ann er ann er ann er er d
ent.	補助者の協議	(252条の32第1項)							-		NC 1000NG NC 1		権助者の告用	(252条の32 第2項)								¥*************************************
10世	**						契約及び告示	(262条の36第5項)						***************************************			 	(252条の36第1項)	. ,			
er er					rrenanair		外部監査人の選任 一					意見跳取	(252条の36第1項)		0*00100		1	(25)	***************************************			-
CI BEC	103	un			 el 48s6		*	53				800) deal	^~~~	*60	8/H		-					7

上図は事務マニュアル7ページに記載された包括外部監査に係る事務の流れ図である。上図において措置に関する事務は、知事による「措置状況の通知」と監査委員による「措置状況の公表」のみである。この2つは、自治法 252 条の 38 第3、第6項に規定された法定手続である。それらに前後する行政改革推進課及び措置対象部局の関わりを読み取ることはできない。行政改革推進課展及び主査に対するヒアリングと事務マニュアルの内容を総合すると措置に関する業務は次のようになる。

	手続	実施時期	決裁権者
\mathcal{Z}	包括外部監査人から知事等への監査結果報告	監査実施年度の3月下 旬	
	\rightarrow		
(n)	総務部行政改革推進課から各部長 へ報告書を送付	(イ)の直後	講
	\rightarrow		
3	行政改革推進課から監査対象部局 へ措置状況の報告を依頼	監査実施年度の翌年度 9月下旬	単
	\rightarrow		
<u> [</u>	行政改革推進課で取りまとめ作業		
	\rightarrow		
(本)	取りまとめ内容を知事名で監査委員へ報告	監査実施年度の翌年度 の 12 月~ 3 月	総務 統括監
	\rightarrow		
?	監査委員が措置状況を公表	監査実施年度の翌年度 3月	

(2) 措置に関する業務は、適時、適切に行われているか

① 平成21年度とそれより前の3年度分の外部監査結果に対する報告と 措置に関する決裁起案書とその添付資料を入手・閲覧し、実施時期の 適時性、承認手続の適切性等について検証した。その結果は次のとお

りである。

手続内容	投資	事務実施年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
(ロ)	腎査報告書の送付	殿	Δ (18)	O (19)	O (20)		0 (21)
		光機口	(H19. 3. 28?)	H20. 3. 26	H21. 3. 30		H22. 6.16
3	措置状況却在在超	承認		(18) ▽	O (19)	O (20)	O (21)
	世 文 理	田織氷		(H19, 11, 22	H20. 12. 15	H22. 2. 9	H22. 11. 26
(*	智 本 次 四	展		O (18)	O (19)		O (20)
	へ戦告	決裁日		H20. 3. 31	H21. 2. 31		H22. 11. 17

()内は監査対象年度((ホ)については、過年度の報告も含む)。〇は決数権者の承認があることを示す。

__0Z___

- ② 平成18年度に関しては、包括外部監査報告書の送付と措置状況の報告 依頼については決裁起案書が保管されておらず、添付書類だけが保管されていた。監査報告書送付決裁の添付書類の日付は平成18年3月28日 となっているが、平成19年3月28日の誤りだと思われる。
- ③ 平成19年度以降の分については監査報告書の送付、措置状況の報告 依頼、監査委員への報告、どの段階についても、事務マニュアルに基づ く業務の流れのとおりには行われていないことがはっきりとわかる。

(3) 行政改革推進課に対するアンケート

総務部長、行政改革推進課行政管理班班長、同課主査に対して、業務体制等に関して照会を行った。その目的は、包括外部監査の事務が、事務マニュアルどおりに行われていない実態を前提に、事務マニュアルの捉え方と運用状況等に対する自己評価を行わせるとともに、業務執行過程における違法ないし不当な処理を防止する体制が備わっているのか、またそれが有効に機能しているのか(内部統制)を検証するためである。その結果は、次に示すとおりである。

行政改革推進課 主査	ない。なお、 必選において上 回と共に対応して ています。	事務マニュア ル以外にはあり ません。	かん なる なる なる なる なる かる のの かる のの があたったが では、 を の の の の の の の の の の	認識していました。
行政改革推進課 行政管理班 班長	専従の担当者 として、主査を 1人配置してい ます。	事務々ニュブ ル以外に事務危 囲の手順等を定 めたものはあり 放子が、過年 度に作成した文 産で作成した文 書や資料を参考 たして事務処理 を行っています。	事務マニュアルは、国女」であり、「国女」であり、事務の組存的で事務の理で数から、事務がはまれたれた。これでもいるのと認識しておりります。	当職は平成22 年4月から現職 にあり、同年8 月ごろ、事務マ 月ごろ、事務マ を知りました。
行政改革推進課 課長	は、 は、 な、 な、 な、 な、 なっと かった ので のので のので のので のので のが、 のの のが、 のの のが、 のが、 のが、 のが、	「外部監査事務マニュアル」 は、平成17年度 、一般17年度 一般の事業の事業を表現し、過去 の事務を関の例 を対策とあたもの です。	事を を を を を を を を を を を の の の の の の の の の の の の の	事務を選に かったがの かったが、 かったが、 がきてをあれてする。 かれに終めるがにする。 かだが、 中だなとしましま。 がいていたになりません。 かってたが、 がってたが、 がっていたが、 かっていたが、 がっていたが、 かい、 がっていたが、 がったが、 かったが、 がったが、 がったが、 がったが、 かったが、 かったが、 がったが、 かったが、 がったが、 かったが、 かったが、 かったが、 がったが、 かったが、 がっが、 がったが、 がったが、 がったが、 がったが、 がったが、 がっが、 がったが、 がったが、 がったが、 がったが、 がったが、 がったが、 がったが、 がったが、 がったが、 がったが、 がったが、 がったが、 がったが、 がったが、 がったが、 がったが、 がったが、 がったが、 がっが、 がったが、 がっが、 がったが、 がっが、 がったが、 がったが、 がったが、 がっなが、 がっなが、 がっ
総務部長	務事を を を を の の の の の の の の の の の の の	-	て細心間 はしら感	認識してい 法せんでし た。
質問內容	五世人 大 大 様 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	2 車 サース カース カース カース カース サース サース	。 (できませた) (を) (できませた) (できません) (できまなも) (できまなも) (できまなも) (できまなも) (できまなも) (できまなも) (できまなも) (できまなも) (できまなも) (できまなも) (できなも) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (*	4 「事務マ ニュプ ル」の存 たとの存 でやかっ でいたか

	L	
2	\propto	
٠	ľ	
	П	

行政改革推進課 主査	示 か か	承知しています。	過年度の工程	取扱いは同じです。
14-	事務の流れと タイムスケ ジュールが図表 されており、 たれており、 たれており、 海知文書等の作 選択が分かる 資料が掲載され でいます。	知っていま う。配本意記に ひいては、必能 場合は、指摘を 場合は、指摘す 近と可様に公表 しています。	年度当初において、過去のメケン。 イン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	各部の を を を が を が が が が が が が が が が が が が
行政改革推進課 課長	作業工程はないものの、 の文書の毎、 はなら、 でから、 ければならない 作業は把握でき ると考えます。	対。つていま	毎度当初に、 な人が、 なみが、 の構成で、 の構た、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に	計画 本名 本名 本名 本名 本名 本名 本名 本部 で た、監 を かる で で で た、監 で で で た な な で で た な な な な な な な な な な な な な
総務部長		者っています。		
質問內容	5 「事務マート ストーン クレー の内 なに つい ない こう かん こう かん かん こう い かん かん こう い かん		7 <u>解</u> 査スケ ジェール たっいた	8 対象部の 2 本級部の 2 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3

行政改革推進課 主査	会たらまには得載には余女す、のとまには得載なす。のとまたは得録なす。のの通上にの最初対回の発生にとは発酵を対回を発展を持ちままでは、ままなををないませまない。ないは、ないは、ないは、ないは、ないは、ないは、	各部等からの の監査を関いまと め配合を関いまと がつっための事 がよったとの事 はなれた時期より はれた時期より 遅れました。	中急に取りま とめ監査参加に 通知するよう 長から結示を受 けていました。
行政改革推進課 行政管理班 班長	あります。あります。	も 年 で	作業が遅れている場合には、 いる場合には、 中心に対応する よっ 指示しまし た。
改革推 課長	会とをすはらがけるとままれるをではらなかから四回のめ受が、よのななとりの回のけり、現のななとなっなと終てとないないなりを終りまりまりまりまりは、まの職・民族とはは、まままんとはは相、ままえんははない。 ひいいい	神楽寺・藤のの 海外・神楽・神楽・ 田 神楽・ 田 神楽・ 名の 多名 を 発 を 発 を 発 を を か な に を か な か な か な か な か な か な か な か な か な か	たる な場かで でいる。 な場か、 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 では、 ない。 でいる。 でいる。 でいる。 では、 でのに、 でのに、 でのに、 でのに、 でのに、 でのでいる。 でのに、 でいた、 でいた。 でいた。 でいた。 でいた。 でいた、 で
総務部長	のののの別のでは、 ののな別のでであるなるののでの別に課めるがめ員となるのでいけるの頃かけらをはいいなりのではは、後とはないない、後のとは、なりとは、なりないない。 とは、なりないとは、なりないないない。 とは、なりないない。 とは、ないないない。 とは、ないないない。 とは、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、	を を を を を を を を を を の の の の の の の の の の の の の	
質問內容	6 乗 かい で が の に が の に に の に に に に に に に に に に に に に	l .	11 職やの 薄地の 12 乗り 12 乗り 12 乗り 12 下 12

1	
	>
~)
Ī	
-1	
- 1	

行政改革推進課 主査	分す の流のたアジャは検時いす 組だ。 包一れにのイ威が記式問とう。 様と 指連を時でのだ、間に問と。 も日 外の時ででした。 他の 本の理とでは、 部のは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	当職が起在してから検討したいとなるりを対したいとなるりません。なお、過去の検討状況は承知していていません。 か。ないまは、過去ないでしていません。 か。これには、
行政改革推進課 行政管理班 班長	の でいない できます できます できます できます できます できます できます できない かん ない かん できな から から から から から から ない アント アン スク ない アン スク ない アン スク ない かん ない かん は ない は まる ない まま しょう は まま は	組織体制については、毎年度が計しております。 すっこっアルに カーコンアルに ついては、特に 後計したにとは ありません。
行政改革推進課 課長	は部約施まとつ自れ 行よた構で年来事て 効れ現職務なはうべえ包、監にさたのい治て県体う役棄あの、務お県率て状員処場、組きま年県査基れ、関て法おの間に割さら削こをらに性いかの理なですがと人づて監係はにり現は定にれ、度の行きおがるらみが、やであ。部包ときお査な、規ま在、め基だ平創体っすい求と、で不ま課対る監括の、り委ど地定すのこらづも成設制で。てめい担は十ずと応と査外契実、員に方さ。執のれきの1以でき もらう当事分 いす考	馬の組織体制 中保険を記されば、毎 いか、時代の変化 いか、時代の変化 などにて、必要 な組織体制の現 直しを行ってい るととろです。
総務部長		にてたとまるまただろうまままない。できたとうないないないないないないないなられなったながらなるとなるなどを受けるををなったなが、一般をなったないないないないないないないないないないないないないないないない
質問內容	21 民織事ニのつ評職在体務コ内に価値である制マア客で・	13.現在 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)

\(のして緒で何外告ので学さめるみのえ	L	
総務部長	を ない を を は の の に の に が ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら り ら り り り り り り り り り り り り り		
質問內容	14 現在の 用 の 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記	15 現在の運 用状況の 改善検討 について	
行政改革推進課 主査	を を を を を を の の の の の の の の の の の の の		になる になる が が が が が が が が が が が が が
行政改革推進課 行政管理班 _{班長}	の		組織体制については、毎年度する。 いては、毎年度する。 す。 マニュアルについては、特になっては、特になったは、特になったが、特になったが、特にないでは、対したことは対したことはがりません。
行政改革推進課 課長	は部約極まとつ自れ 行よと難で年来事と母、疑問於極まとつ自れ、監にされるとのの事性を基本を異い治との所と、数解のの、務にとれて明にとなるのの、務に見るなどのの間になるのでは、現のは、のないのは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	を を を を を を を を を を を を を を	無い (1) の組織体制 (1) に、 (1) に、 (1) に、 (1) に、 (2) に、 (2) に、 (3) に、 (4) に、 (5) に、 (5) に、 (6) に、 (6) に、 (7) に、 (7) に、 (8) に、 (8) に、 (9) に (9) に
総務部長	組っておも考す を見いむのえ。事人、ロ気や軽が難しなった。 様けしなでと、 様は一名十十十分のと、 を見いなのと、 をには、 をには、 ない、 でいるがななながれる。 でいるまして、 でいるまして、 でいるまして、 でいるなどと、 でいるが、 でいが、 でいるが、 でいが、 でいるが、 でいが、 でいるが、 でいが、 でいが、 でいが、 でいが、 でいが、 でいが、 でいが、 でいが、 で		に た た た た た た が が が が が が が が が が が が が
为容	の当なななる。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。		の男となる としてを検がい 、

現行の運用状 況については十 分だと思いま す。

行政改革推進課 | 行政改革推進課 | 行政改革推進課 | 課長 | 行政管理班 | 主査

班長 概ね十分だと まえています。

(4) 監査の結果

- ① 行政改革推進課内では、事務マニュアルはあくまで包括外部監査担当者の事務処理の便利のための目安という程度の位置付けとなっている。強い拘束性を有するものではないと認識されている。
- ② 目安であるから事務マニュアルを守らなくても平気、守れなくても非難される筋合いのものではない、という意識が暗黙裏に前提とされている。法令に定められている責任さえ果たしていればよいという消極的な意識の裏返しである。
- ③ 事務マニュアルでは、行政改革推進課の担当する事務として「各部長へ報告書を送付」すること、「監査対象部局へ措置状況の報告を依頼」すること、「監査対象部局へ措置状況の報告を依頼」すること、「所政改革推進課で取りまとめ作業」を行うこと、「取りまとめ内容を知事名で監査委員へ報告」することとその実施時期が大枠として定められているにすぎない。その中で行政改革推進課が、対象部局の改善策について確認したり検証作業を行ったりすることは全く予定されていない。取りまとめ作業というのは、次のステップである監査委員へ報告するための形式的な整理作業を指している。それ故、措置状況の報告するための形式的な整理作業を指している。それ故、措置状況の報告を依頼するということも、単純な督促であり、報告書の指摘・意見内容を対象部局とともに確認することは含まれていない。つまり、措置が迅速かつ適切に講じられるように対象部局に積極的に働きかける司令塔の役割は担っていない。各部局の取組について内部モニタリングを行う役割を負っていない。行政改革推進課は、対象部局と監査委員への単なるつなぎ役と言っても過言ではない。
- ① したがって、報告書を受け取った対象部局が措置に向けて動き出すかどうかは、もっぱら対象部局の任意の判断に任されている。行政改革推進課が回答期限を区切って、対象部局に改善計画の作成を急がせたとしても、「まだ検討中」という回答で乗り切ることは容易である。誰も、対象部局の怠慢な対応を見抜けないから、包括外部監査で指摘された業務等部局の怠慢な対応を見抜けないから、包括外部監査で指摘された業務等率の向上は図れないし、環境変化への対応が後手後手に回る結果と

- なる (リスク対応の組織活動がない。)。
- ⑤ 真実措置がなされたのか、措置に値するのかというチェックは行政改革推進課の職務外である。したがって、対象部局が、中途半端な対応をしたり、あるいは、包括外部監査の趣旨とは違った活動をしても「措置した。」と報告すれば、そのまま通ってしまう。
- ⑤ 包括外部監査で全庁的に対応しなければならない問題が提起された場合、それを所管する部署がなければ、行政改革推進課は困ってしまう。勢い、自ら情報収集をして回答役を買って出る。
- ③ 担当者一人に包括外部監査のサポート役を丸投げしており、問題が起こっても、行政改革推進課組織全体として対処する体制になっていない。担当者に対する教育・研修も特に行われていない。内部統制の組織ができていないし、機能していない。

! 包括外部監査報告を受けた後の対応に関する制度が極めて粗雑

- このように、沖縄県においては、外部監査報告を受けた後の行政の対応の仕組ができていない。その原因としては、次の点があげられる。
- (1)「措置を講じた」とはいかなることを指し、いつの時点のことを指すのかについて、対象部局だけでなく、包括外部監査を所筆する部署でも明確な理解がなされていない。そのために、現実的な結果を重視するのではなく、それに向かっていく努力が過度に重視されている。定義付けが不明確のままであるため、集計した措置率には信憑性が乏しい。
- (2) 沖縄県においては、年度末に(副)知事、県議会議長への報告書の提出とプレスへの簡単な発表をもって、包括外部監査人はお役ご免となる。以後は、行政内部において、報告書が対象部局に投げかけられ、対象部局が指置をとった時に、行政改革推進課に報告がなされる。進捗管理は行政改革推進課が行うが、その役割は、単なる督促にすぎない。したがって、包括推進課が行うが、その役割は、単なる督促にすぎない。したがって、包括外部監査の意図したことが全て対象部局によって検討されている保証が

—34—

ない。また、検討されている内容が、包括外部監査の趣旨に適合しているかどうかは、読み手(対象部局)の判断如何にかかっており、第三者の目による検証がなされない。

- (3) いったん、包括外部監査人の手を離れた後は、行政改革推進課が進行管理を行う。その内実は、連絡役、督促係であるため、当の対象部局には、外部監査の結果・意見に対し、真剣に、かつ迅速に対応しようとする動機付けが弱い。対象部局の上部機関(部など)はなおさら措置の検討に関与することは少ない。論点外しの対応がなされたり、長期間経過してようやく措置を講じたとしても、上部機関(部等)は、その理由を説明したり、怠慢を指摘されたりする場に立たされることはないから、措置の有無・時期等に切実な関心をもたない。
- (4) 早期にあるいは適切な時期に回答するよう促す役目は、行政改革推進課が担っている。しかし、一担当の真面目な勤務に頼る傾向が強く、外部監査の措置状況が適切に行われるように、組織として牽制する仕組みがないし、また運用もなされていない。
- (5) 首長はじめとする行政トップの包括外部監査に対する取り組みが弱い。 包括外部監査で浮き彫りにされた課題が、対象部局から上部組織(部)へ、 そして上部組織(部)から行政トップへという情報伝達ルートが仕組みと して確保されていない。そのため、勢い、対象部局としては、問題解決の ための方策やアクションプランの立案に熱意を抱くことは少ない。職員は、 包括外部監査とは、1年に1回、外部の者がいろいろ指摘して去っていく お客様くらいの意識しか有しないのではないか。

5 包括外部監査人が心がけること

(1) ただでさえ行政の側の措置対応体制が不備なところに、明確さを欠いたり、趣旨が不明瞭な包括外部監査結果が出されると、包括外部監査制度は機能しなくなる。包括外部監査人は、行政側が使いやすいように報告書を工夫すべきである。監査結果及びこれに添えて出す意見は、できる限り具

体的かつ明確に述べなければならない。その理由部分(検証過程と監査の視点)も示す必要がある。制度の効率性、有効性に疑問を呈し、あるべき方向を示そうとする場合も、可能な限り具体的な提案をすべきである。内容面だけでなく、形式面においても、以後の行動計画の出発点となり、進捗管理の対象となることを意識して、総まとめとして、一覧表をつける等の工夫が必要である。これまでの包括外部監査報告書の中にはこれらの点の配慮が少ないものがみられる

(2) 監査結果(指摘事項)と意見の区別については、種々の考え方がある。 また、対応を同じにするか(東京都、北九州市、三重県、長崎県、東京都 町田市等)、異なる扱いにするか(静岡市、横浜市、東京都八王子市等。なお、青森市は区分するとしながら、運用面では可能な限り意見を反映させている。)も、自治体により異なっている。しかし、沖縄県においては、従来から、両者を区別せずに取り扱っている(つまり、どちらにしても真摯に受け止め、検討することになっている。)から、包括外部監査報告書において、神経質に区分けする必要はない。ただ、包括外部監査人、行政側、離会、県民等にとり用語法には共通の理解があった方が望ましい。本書における監査結果(指摘事項)と意見の意味内容は、「各章を読む前に」で整

6 議会による監視

- (1)包括外部監査の措置状況については、外部からも検証を行う必要がある。 この点、議会に期待されるところは大きい。実際、平成16年度の「重要港湾である中城湾港を中心とする沖縄県港湾・埋立事業の財務に関する事務の執行及び事業の管理状況について」において指摘されたことが議会で取り上げられたことがある。その意味では一定の成果があったといえるが、問題はさらなる活用が期待できるかどうかである。
- (2) 包括外部監査が広く活用されるためには、包括外部監査人の立ち位置や包括外部監査の果たす役割が県議会議員に正確に理解されていることが前

-32-

提となる。そこで、当外部監査人は、平成 22 年8月に、県議会議員全員に対しアンケートを実施した。その内容と結果は、以下に示すとおりである。

本アンケート数は、議員総数48名(当時)に対し、回答数35名、回答率約7割であった。

回答にあたり、氏名・所属委員会について無記名回答を可としたところ、記名での回答は8名であった。

選択肢の末尾のカッコ内の数が回答数である。

問1. 包括外部監査制度を知っていますか。

- 1. 名称はもちろん制度の内容も詳しく知っている。(5)
- 2. 名称はもちろん制度の内容もある程度知っている。(12)
- 3. 名称や制度の存在は知っているが、その内容は詳しくは知らない。

(17)

4. 知らなかった。(0)

(無回答 1)

問2. 過去・現在の包括外部監査人が誰かを知っていますか。

1. 全員知っている。(0)

2. ほとんど知っている。(2)

3. 何名かは知っている。(17)

4. ほとんど知らない。(14)

5. 全く知らない。(1)

無回答 (1)

問3. 議会は包括外部監査人に対し、質問することができることになっていますが、そのことを知っていますか。

1. 知っている。(9)

2. 知らなかった。(26)

(欄外のコメント) 予算・決算委員会での代表監査委員への質問だ

けかと思いました。

無回答 (0)

→知っている場合、質問しようと思いますか。

1. 思う(9)

2. 思わない (7)

6

無回答 (19)

→質問しようと思う場合、どのようなことを質問したいですか。

・県政の課題を直接うかがいたい。

・指摘・意見に対して、詳細、他事例等への関連質問など。

・特別会計、事業の費用対効果、天下りによる県財政への影響。

問4. 包括外部監査制度における「措置」とは何か知っていますか。

1. 知っている。(3)

2. ある程度知っている。(11)

3. 余り知らない。(15)

4. 全く知らない。(5)

無回答 (1)

問5.県に対して措置状況を確認していますか。(措置状況を確認したことがあ

りますか。)

1. 詳細に確認している。確認したことがある。(0)

2. ある程度確認している。(5)

3. ほとんど確認していない。(23)

4. 全く確認していない。確認したことがない。(6)

無回答 (1)

→あるとした場合、具体的にはどのような事項ですか。

泡瀬埋立事業

・代表質問・一般質問の中でさらに決算特別委員会で包括外部監査から

指摘されたことを真摯に受けとめるべきと追及した。

問6. 包括外部監査の監査報告書を入手していますか。

- 1. 毎年、欠かさず入手している。(11)
- 2. ほとんど欠かさず入手している。(13)
- 3. あまり入手していない。(8)
- 4. 全く入手していない。(1)

(2)

最近入手していない (20年度21年度)。 (欄外のコメント)

- 問7.包括外部監査の監査報告書を読んでいますか。
- 1. 毎年、欠かさず読んでいる。(5)
- 2. ほとんどの報告書は読んでいる。(14)
- 3. あまり読んでいない。(14)
- 4. 全く読んでいない。(2)

(無回答 0)

- 間8.包括外部監査報告書を読んで、日常の政務に役立てていますか。
- 1. 大いに役立てている。(4)
- 2. ある程度役立てている (16)
- 3. あまり活用していない。(11)
- 4. 全く活用していない。(4)

無回答 (0)

- ・役立てている場合は、具体的にどのように役立てていますか。
- ・詳しく報告がされているのと、客観的な視点での指摘もよく参考になる。
- · 調查、研究、議会質問等 (同旨計3名)。
- ・泡瀬埋立て事業や外郭団体について議会の一般質問や決算委員会等で活

- ・所管の委員会で討議する情報として利用している。
- 予算委員会、決算委員会(同旨計4名)
- →「あまり活用していない」「全く活用していない」の場合はその理由
- ・現場の課題を中心にテーマが多かったため。

- ・独自のチェック体制に頼り過ぎているのかもしれない。
- ・関心のある点(項目)について活用している。
- ・当局の承認機関ではないかという疑問がある。
- ・読む時間がない。
- ・当局の意向を受けている制度であるとの認識に立っている。
- 問9. 包括外部監査制度は県政に役立っていると思いますか。あるいは、機能
- していると思いますか。
- 2. ある程度役立っている。機能している。(21)

1. 大いに役立っている。機能している。(6)

- 3. あまり役立っていない。機能していない。(4)
- 4. 全く役立っていない。機能していない。(2)

無回答 (2)

- →役立っていない、機能していないと考える場合はその原因・問題点。
- ・県政の内部のチェック機能などに役に立っている。
- ・執行部は都合により尊重しないケースが目立つ (従う義務はないとの立

- ・監査報告を遵守する制度がないことに問題がある。
- ・指摘・意見に対して当局の姿勢に疑義がある(同旨計2名)。
- 問10. 包括外部監査の監査報告書において複数回にわたって取り上げられる
- これに対してどのように考えますか。あるいは、実際に対応した事例はあ 指摘・意見があります(たとえば、談合が疑われるような取引の存在等)。
- りますか。
- ・社会通念・常識的な自由競争による金額の設定等については、判断がか
- なり厳しい。指摘は受けとめる。
- ・度合いによるものが大きいと思うが、複数回の指摘を受ける事案は組織 の仕組みづくりに(原因が)ある。
- ・専門的視点からの指摘があり、速やかに対応すべきである。

—40—

- ・意識的に行われた談合は制度を変えない限り改善できない。
- ・慣例や行政の方針が優先され、改善しようとする行政側の献意がない。
- ・行政側が外部監査を重視していないことが問題である。議会ともっと連携して取り組むことも重要ではないか。
- ・社会福祉法人への無利子。
- ・複数回の指摘でも改善がない場合は、マスコミで県民に知らせ、世論に訴える。
- ・是正勧告を知事及び執行権者に提示し、県議会にも報告していただきたい。
- ・泡瀬干潟の「経済的合理性」に対する指摘を取り上げた。
- 問11. 包括外部監査に対して思うところがあれば自由にご記入下ください(期待する監査テーマ、制度のあり方、就任適格など)。
- ・天下り(慣行の実態と見直し)、指定管理者の運営に実質的に影響をも つ県との関係、財団などへの職員派遣のムダ (越権的指導体制)。
- ・措置状況は単なる報告書になっている。チェック機能を果たしていない。
- ・第三者的知見からの監査のあり方、意見・指摘等、よく参考になります。 専門的な立場からの意見もよくわかりやすいと思います。
- ・制度のあり方に問題がある。改善する姿勢がなければ、監査制度の意味がない。さらに巾広い分野からの人選も必要では。
- ・県内版「天下り」、無駄な事業仕分け、外郭団体の調査
- ・制度について勉強します。
- ・包括外部監査の独立性(当局に対し)、当局の指摘・意見に対する真摯な姿勢を求めたい。その事が確認できれば積極的に報告書を活用してみたい。
- ・説明会、報告会を開催してほしい。今後勉強したい。
- ・議会との意見交換等ができれば良いと思っている。
- ・包括外部監査の良さを活かすように努めていただきたい。 監査人1名と

4名の補助者で、チェックする態勢には限界がある。態勢強化、報告書の PRなどに期待したい。

・包括外部監査が当局とは全く独立した制度であるということが担保されれば認識を改め大いに活用したい。当局が包括外部監査の意見・指摘を真摯に受けとめていない様子が多々伺える。これまで必要があれば読むといった報告書でした。今回のアンケートで改めて目を通してみました。今後活用させていただきます。監査人に対し質問することができることを恥ずかしながら初めて知りました。新人議員研修等で周知しておくことも大切ではないでしょうか。

- (3) アンケート結果からみえてくること
- ① 包括外部監査の制度趣旨を知っている割合が低い。行政から独立した 立場で業務を遂行する専門家であることが知れ渡っていない。県庁当局 の承認機関あるいはその意向を受けている制度であると理解して者が いる。
- ② 包括外部監査の監査報告書を入手している議員の大多数は、議会質問や委員会審議で活用している。
- ③ 県に対して措置状況を確認した事項があるものとしてあげられたのは、泡瀬埋立事業についてであった。泡瀬埋立事業については、平成16年度の包括外部監査の対象である。
- ④ 包括外部監査制度は県政に役立っていない、機能していないとの回答も少数だがある。その理由として、監査結果について県に対して措置をさせる強制力がないことがあげられている。
- ⑤ 総じて、包括外部監査の理解に対する議員の認識にはばらつきがあり、 行政の措置状況に対するチェックが十分になされるだけの土壌作りが ャキアいない。
- (4) そこで、包括外部監査の結果を当該包括外部監査人が直接議会に報告する仕組みを作るべきである。1年間にわたり専門家が調査した内容を直に

聴くことができるから、これにより、議会の監視機能が強化され、議会や委員会での議論を促進することができる。

7 包括外部監査の危機(指摘事項)

- (1) 沖縄県においては、包括外部監査は、報告書の提出がなされれば、役目は終わり、後は、行政内部だけ、しかも対象部局の適宜の判断で外部監査によって提起された課題に対応していく仕組みになっている。総務部人事課行政改革推進課は、措置に向けて活動促進や措置内容の検証には関わらない。このような仕組みに止まっていることが、包括外部監査制度を危機に陥れている。
- (2) 自治法は、包括外部監査人は、監査の結果に関する報告を議会、長、監査委員等に提出する(自治法 252条の37第5項)、報告の提出があったときは、監査委員がこれを公表する(同法 252条の38第3項)、長等が監査の結果にもとづき、または監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知し、監査委員はこれを公表する(同法 252条の38第6項)と定めている。措置を講じるために行政がどのような体制をつくるのかについては、自治法は何ら触れていない。これは、自治体の自主的な判断に委ねられている。どのようにして包括外部監査の結果を活かすのかは各自治体の意識と創意工夫にかかっているのであり、腕の見せ所であるといえる。

沖縄県においては、法定事項は遵守されているのであるから、現体制が自治法に違反するとは形式的には言えない。しかし、これまで検討してきたように、包括外部監査制度は危機に瀕しているというのが実態である。改めて整理すると次のとおりである。

① 包括外部監査の存在意義は、外部の視点から、行政の財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理を監査し、改善点を述べることにある。これを受けた行政側がいかに真剣に対応するかが、もっとも問題である。

- ② ところが、沖縄県においては、対象部局ないしその上部の組織(部)は、包括外部監査で指摘された課題の解決に向けてどのように取り組むのかについて、行政トップに説明することは求められていない。改善計画の進捗がどうであるのかについても同様である。
- ③ 具体的に改善措置を講じるかどうか、どのような計画のもとで行動するのかの決定は、ひとえに対象部局の判断に委ねられている。課題解決が対象部局内部で閉じられている。措置を講じたといえるかどうかも対象部局が自己診断を下している。これでは、取組に緊張感もスピード感もない。
- ④ 監査委員によって公表されるのは、このような自己評価結果である。

8 危機を脱する方策 (意見)

- (1) 危機を脱し、包括外部監査が有効に機能するためのキーワードは、知事のリーダーシップによる推進体制、当該包括外部監査人による措置の検証、改善プロセスの公開の3点である。
- ① 知事が関与する形の中で、対象部局の上部組織(部)によって、外部監査で指摘された事項についての改善の方向性が説明されるべきである。進捗状況の報告についても知事の面前で行われる必要がある。当該包括外部監査人は、これらについて意見を述べることにする。包括外部監査で述べられた事項に対する権威付けを高めるのである。
- ② 改善措置を講じたかどうか、どのような改善措置をとるかは、対象部局の自己評価・自己処理だけに任せてはいけない。問題の所在と改善の方向をもっとも良く知っているのは、当該指摘・意見を述べた過年度の包括外部監査人である。したがって、契約期間終了後も、対象部局の考える改善策に対して、当該包括外部監査人による検証を加えることが適切である。進捗についても、当該包括外部監査人が、対象部局とともに追跡していくことが必要である。東京都はこの方式を採用している。

他方、検証役を包括外部監査を担当する部署が担う青森市のような例も

ある。ただ、このように、行政組織内部の自己評価(対象部局)+内部検証(包括外部監査担当部署)」方式が有効に機能している背景には、改革に取り組む自発的な組織風土が根底に形成されていると推測される。沖縄県においては、総務部行政改革推進課のこれまでの活動実績をみる限り、同課に検証役を任せるには心ちとない。

③ 当該包括外部監査人の検証のもとで進められた改善措置は、公開されるべきである。これにより、透明性が確保されるだけでなく、「具え消し」が明らかとなり、追跡が可能となる。同じ議論の蒸し返しも防止することができる。

(3) 議員に対しても、直接当該包括外部監査人による報告がなされ、問題の共有化を図る必要がある。

(2) このような観点から具体的に以下の方策を講ずるべきである。

※包括外部監査で取り上げられた課題の改善計画を対象部局のトップが 県知事に直接報告する体制を確立すること》

《県議会(委員会)に対しても同様の体制をつくること》

《上記の報告会に監査に携わった当該包括外部監査人を出席させ、改善計画に意見を述べる体制をつくること》

《対象部局の改善計画の策定段階から、実行段階まで、当該包括外部監査 人の検証を受け、意見を反映させること。当該包括外部監査人の関与は、 契約期間満了後2年程度とすること》

(措置周期は、予算編成に対応できるよう1年に設定すること》

改善措置は、進捗管理シートといった形で、公開すること》

なお、包括外部監査で取り上げられた課題で、緊急的対応を要するもの、沖縄県の財政的事情から早期かつ継続的な改善が必要と思われるもの等については、包括外部監査の措置の進捗管理では十分でないこともあり得る。そのようなケースについては、トップダウン型のアプローチで個別に改革を推進させることが効果的である。その仕組としては、第

三者委員会(行政外の者で構成される。)を設置して、新たな枠組みの中で、PDCAサイクルに基づいた改善活動を行うことが適切である。たとえば、外耶団体や地方公営企業(病院事業)等が考えられる。包括外部監査による指摘・意見や検証が、その端緒となるのであれば、包括外部監査の役割は十二分に果たしたといえる。

以上のような意見を形成するにあたっては、以下のアンケートと視察が 大変参考になった。

9 措置状況に関する自治体アンケート

(1)全国市民オンプズマン連絡会議発刊の『包括外部監査の通信簿』で、平20年度、21年度に活用度が総合A評価だった自治体及び沖縄県に対し、平成22年10月、措置状況に関して、次のアンケートを実施した。1 市を除き、回答があった。

1 包括外部監査報告を受けた後の貴自治体の対応について、規則や規程、書式、マニュアルなどの明文化されたルールはありますか(ある場合、ご提供いただけるとありがたく存じます。)。

・ない(北九州市、静岡市、横浜市、長崎県、山口県、青森市、東大阪市、三重県、長崎市)

・豊田市監査結果に基づく措置に係る通知及び公表実施要綱(豊田市

・マニュアル等は作成していないが、報告書内容を各部局に通知し、 監査の結果や意見について各部局にて対応するよう通知を行ってい

る。 (高槻市)

・包括外部監査の結果に対する事務処理要領(町田市)

・包括外部監査の結果及び結果に添えて提出する意見に対する事務処理要領、指摘事項に対する事務処理フロー(当該年度)、指摘事項に

・毎年4月に過年度分すべて、10月に前年度分のみの包括外部監査における指摘事項又は監査意見に対する担当部署の措置状況を調査し、措置がとられたものについては、措置状況を公表しています。※調査時に担当部署に送付している調査票及び調査票作成要領を添付します(相模原市)

- ・マニュアルはある。(沖縄県)
- ・八尾市外部監査契約に基づく監査に関する条例 (八尾市)
- ・要綱 (「外部監査の結果に関する報告書の取り扱いについて」)を 定めています。(新潟市)
- 2 包括外部監査により指摘された事項について措置をとることに期限を設けていますか。

・措置そのものについては、期限を設けていません。 措置状況の提出 については、結果報告から約3か月としています。 (北九州市)

- - ・設けていない。(静岡市、横浜市、山口県、相模原市、八尾市、大阪市、長崎市)
- ・監査委員への措置状況の提出期限:翌年度の12月末まで(長崎県
- ・報告書の提出後おおむね2か月以内(豊田市)
- ・監査の結果や意見の内容によっては、すぐ対応できる事項とできない事項があるため、統一した基準等は設けていないが、監査の結果 (指摘事項) に関しては、原則、過年度分に関しても措置済等、一定の結論が出るまで対応する。 (高機市)
- ・進捗状況報告書に「措置の完了(予定)時期」欄を設け確認している。(町田市)
- ・期限というわけではないが、指摘事項のそれぞれについて改善に向けた取組方針と共に、その実施時期を所管に示させている。(八王子)

- ・特に期限を定めていないが、制度の主旨から可能な限り速やかに措置することとしている(青森市)
- ・設けていない。(沖縄県)
- ・監査意見報告提出後、措置を講じているかを調査している。(1年以内に調査実施)ただし、正当な理由がある場合においては、後年度に繰り越す場合もある。(三重県)
- ・外部監査の結果に関する報告が市長に提出されてから6か月以内に、市長が監査委員に措置状況を通知することとしています。(新潟市、
- 3 包括外部監査を受けた後の対応を統括する部署はどちらになりますか(過去に対応部署の変更があった場合は、過去の担当部署名もご教示ください。)。
- 総務市民局総務部総務課(北九州市)
- ・行政管理部行政管理課(各所属が措置した内容のとりまとめ)(
- 国市)
- ・市長部局のとりまとめは、総務局しごと改革推進室。措置内容の確認等は、監査事務局監査課(横浜市)
- · 総務部総務文書課 (長崎県)
 - ため 引をひん 一郎 (大河)・監査委員事務局 (豊田市)
- 市長公室行政経営室(高槻市)
- ・政策経営部経営改革室(2008年4月組織改正により企画部行政 管理課から変更) (町田市)
- ・財政課(平成11~15年まで)経営管理課(平成16年以降)行 政経営部経営管理室(平成19年以降) (八王子市)
- ・総務部人事課(H22~。H21年度までは総合政策部政策企画課で担当。(山口県)
- ・平成18年度~19年度の監査結果への対応 総務部自治体経営課

(組織改編 総務部人事課 平成20~21年度の監査結果への対応 により自治体経営課廃止)

- 平成13年度~20年 総務局総務部総務法制課 総務部行政システム課(相模原市) ・平成21年度~
- 総務部 平成22年度 総務部人事課 ·平成11年度~21年度 行政改革推進課 (沖縄県)
- · 行政改革課 (八尾市)
- 経営企画部行財政改革室 (東大阪市)
- · 総務部経営総務室 (三重県)
- · 総務部行政体制整備室(長崎市)
- 制度導入当初は総務局総務部総務課が統括していましたが、現在は (新潟市) 監査委員事務局が統括しています。
- 3で統括部署が決まっている場合は、明文化された規則等の根拠がありま
- ・統括部署を定めた規定はありません。ただ、「市長の権限に属する 事務を委員会等に委任し、及び委員会等の事務局長等に補助執行させ ることに関する規則」で長の権限に属する事務の監査事務局による補 助執行を規定していますが、長が行った措置の監査委員への通知は 適用除外としています。 (北九州市)
- ・ない。(静岡市、横浜市、長崎県、高槻市、山口県、三重県、)
- ・地方自治法第252条の38第6項において「措置を講じたときは 監査委員に通知し、監査委員は当該通知に係る事項を公表しなけれ (豊田市) ばならない。」とされているため。
- ・包括外部監査の結果に対する事務処理要領 (町田市)
- 「八王子市組織規則」の中で経営管理室の分掌事務に「外部監査に (八王子市) と規定している。 関すること」
- ・青森市行政組織規則第5条人事課の項第15号「事務の改善及び事

(青森市) の解釈による。 務専決その他事務管理に関する事項」

- ・相模原市行政組織及び事務分掌規則(平成19年度相模原市規則第
- において、外部監査に関する事務を分掌することが規定され (各99
- (相模原市) ています。
- (沖縄県) ・根拠は沖縄県行政組織規則第21条第6号である。
- · 八尾市事務分掌規則 (八尾市)
- 東大阪市事務分掌規則
- ・当市組織規則で「行政改革の推進に係る総合的な調整に関すること
- (長崎市) と定めています。
- (新潟市) ・問1で回答の要綱で定めています。
- 包括外部監査の指摘事項と監査意見について、対応を区分せずに措置をと どのような理由からですか。 っていますか。対応を区分している場合は、
- 区分せずに措置をとっています。(北九州市、三重県)
- 対応を区分している。(自治法の規定に基づき、指摘事項に対して

のみ措置をとっている。)(静岡市)

- (横浜市)
- 対応を区分していない。(長崎県、町田市、山口県、新潟市)

監査の「意見」については、措置を求めないなどの区分をしている

- (豊田中) ・区分していない(措置通知及び公表実施要綱第2条)
- 監査の意見は、包括外部監査人として考える意見を述べたものであ り、見解の相違がある場合など、必ずしも措置を強制するものではな 包括外部監査人からの指摘で措置を求めるものであり、監査の意見よ 指摘事項)については、原則、過年度分に関しても、措置済等一定の いが、監査の結果(指摘事項)は、法令や条例に違反しているなど、 る重大なものと解釈している。そのため対応を区分し、監査の結果 (高槻市) 結論が出るまで対応する。
- ・区分している。法の趣旨や合規性の観点から判断される指摘事項は

迅速な対応が望まれるのに対し、監査意見については措置改善等の決定まで一定の時間を要する場合もあるため。監査委員の監査と同様の区分扱いをしている。 (人王子市)

・指摘事項及び意見については、ともに措置をとるべきものとして区分せずに対応を行っています。(相模原市)

・対応を区分せずに措置をとっている。(沖縄県)

・なし (東大阪市)

・対応を区分しています。指摘事項は、主に合規性準拠性に則った包括外部監査人の結論であり、指摘内容に沿って早期に措置を講じるよう努めています。一方、監査意見は組織運営の合理性に資する観点からの所見として、指摘内容に沿って対応するほか、市としての判断により対応方針を確定するなどの措置を講じています。(八尾市)

・指摘事項のみ措置を求めています。 (長崎市)

6 措置状況の有無の公表についてルール化されていますか。

・ルール化していません。措置状況の有無にかかわらず報告されますので、そのまま公表しています。(北九州市)

・されていない。(静岡市、長崎県、三重県、東大阪市)

・措置状況は市報に搭載することとなっている。(横浜市監査委員条例第6条)

・監査の結果及び意見について提出された措置等(未措置も含む)の状況通知はすべて公表している。(措置通知及び公表実施要綱第4条

・ルール化はしていないが、直近5年分の措置状況については、ホームページにおいて公表している。

(豊田市)

・概算予算要求時と決算資料が出揃う時期に措置状況の確認を行っている。(概ね半年に1回となっている。)(町田市)

・様式、措置の記載内容、通知時期等については、要領などで規定している。 (八王子市)

・全ての指摘事項・監査意見に対し、監査後、約1年経過時点(監査翌年度の予算成立後)での措置状況を取りまとめ、県報に搭載。未措置分については、毎年度、改善状況を所管課に確認し、早期の措置に努めている。(「措置済み」となった時点で県報に登載)(山口県)

・特にルール化してはいないが、一覧に取りまとめ、すべての項目への対応状況を公表することとしている。(青森市)

・地方自治法第252条の38第6項に基づき、措置を講じた通知が あった場合、監査委員全員の連名で公表を行っています。(相模原市 ・包括外部監査結果に対する措置状況の有無は把握しているが、公表についてはルール化されていない。(沖縄県)

・地方自治法第252条の38第6項及び八尾市監査委員条例第8条の規定に基づいて公表しています。その際に、特に規定はありませんが、意見への対応状況も公表することとしています。 (八尾市)

・地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項に基づき、措置を講じたとき公表しています。なお、公表した措置状況は、市のホームページに掲載していますのでご覧下さい。(長崎市)

・措置を検討するとしたものや、措置を講じないこととしたものについても、その旨を公表しています。(新潟市)

7 措置したとされたことについて、実際に履行をしたかどうかを確認していますか。

- ・書類等で、ある程度の確認はしていますが、特別な確認作業はしていません。(北九州市)
- ・確認していない。(静岡市、高槻市、東大阪市)
- ・確認書類の提出を求める場合もある。(横浜市)
- ・監査実施年度の翌々年度に監査調書に措置状況を記載させ、関係書類等の確認を行うなど履行の確認を行っている。(長崎県)
- 監査委員事務局職員による定期監査の際に確認している。(豊田市
 - ・事務事業見直し、行政経営改革プラン等の進捗確認に併せて確認している。 (町田市)
- ・指摘事項又は意見の対象所管に対し、年2回(4月、10月)の措置状況調査を行い、対象所管からの報告によって履行確認している。(八王子市)
- 可能な範囲で、履行確認を行っている。(「要綱に記載した」とされていれば、要綱を確認する等)(山口県)
- ・措置の履行は担当部局の責任において実施すべきであることから、
 - 確認は行っていない。(青森市)
 - ・監査委員事務局では確認を行っていません (相模原市)
- ・確認していない。(沖縄県)
- ・確認している。(三重県)
- ・履行確認のための実地調査等は行っていません。必要に応じて関係 課へ問い合わせるなどの対応を行う程度です。 (八尾市)
- ・取りまとめを行っている行政体制整備室から監査対象化へ証拠書類|の提出を求め、監査事務局への回答の際添付してもらい、履行を確認しています。 (長崎市)
- ・必要に応じ、監査委員が定期監査などにおいて確認しています。(
- 8 (7で確認をおこなっている場合)その確認は、担当課から一定程度独立

した部署や監査委員等が行っていますか。

- ・地方自治法252条の38第6項では、「当該監査の結果に基づき 、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。」と規定しています。 措置の確認は、この公表する事務処理の一部として監査委員が確認をしているものです。(北九州市)
- ・監査事務局職員が行っている。(横浜市)
- ・監査委員が確認を行っている。(長崎県、三重県、新潟市)
- 監査委員事務局 (豊田市)
- ・経営改革室(包括外部監査事務局)で行うほか、法務所管課が行う
- こともある。監査委員は行っていない。 (町田市)
- ・独立した部署が行っている。行政経営部経営管理室。 (八王子市)
- ・行っていない (人事課で行っている)。 (山口県)
- · 行政改革課 (八尾市)
- ·監査事務局 (長崎市)
- 9 措置をとった場合に当該監査をした包括外部監査人の検証を受ける等の対応をしていますか。
- ・していません。(北九州市、静岡市、横浜市、長崎県、高槻市、八王子市、三重県、東大阪市、八尾市、長崎市、新潟市)
- ・包括外部監査契約に措置についての検証作業は含まれておらず、対応はしていない。(措置等の状況通知は包括外部監査人に情報提供している。)(豊田市)
- ・包括外部監査人には、措置の進捗状況をホームページで公表しているので、改善等に関するアドバイスがあればいただきたい旨、お願いしている。(町田市)
- ・検証は行っていませんが、昨年度、包括外部監査を実施する中で過

去の同様のテーマでの指摘事項への措置状況についてフォローアッ

プを行っており、今年度も監査テーマに係る過去の指摘事項のフォロ (昨年度のテーマは公有財産(土地 ーアップを予定しております。

(中口県) 建物)の有効活用)

・措置の履行は、担当部局の責任において実施すべきであることから

(青森市) 行っていない。 ・監査委員事務局では対応していません(相模原市)

(沖縄県) ・
対応していない。 全庁レベル、複数の部署にまたがる指摘事項について、どの部署がどのよ うに対応されていますか。

所管局が複数にまたがっていました。この際の措置として、外郭団体 を統括する財務局が、外郭団体を所管する全ての局を集めて研修をお ・指摘の内容にもよりますが、例えば、昨年度の包括外部監査の例で 言うと、「外郭団体のモニタリング」について意見が出され、対象の こなっています。 (北九州市)

指摘事項に対する制度を所管している課が対応している。(静岡市

(横浜市) ・個々の部署の対応となっている。

指摘事項の内容により、どの部署が対応するかその都度検討を行っ

ている。 (長崎県)

・当該業務のとりまとめ部署が統一的な指針を示して対応している。

(豊田市)

・複数の部署にまたがるような事項については、統括すべきと考えら れる課において対応している。全庁レベル、複数の部署にまたがる事 (高槻市 頃への対応については、本市でも課題として認識している。

・指摘内容ごとに、対応すべき部署について経営改革室が調整してい

(再田中)

・関連する各々の部署で対応し、主となる部署でとりまとめを行う。

(八王子市)

県の総合的な政策を司る部 複数部署にまたがる 指摘については、関係する全ての部署を人事課で取りまとめ、対応。 署や、当該制度やシステムに所管部署等が対応。 ・全庁レベルに係る指導事項については、

(山口県)

・主担当課がある場合は当該課、無い場合は事務管理担当課(総務部 人事課)など、事前に対応する部局を調整し、それぞれ各部局に実施 させている。 (青森市) ・指摘事項について、関連部署相互に対応を調整した上で、連携して 措置をとることとしています (相模原市) ・全庁レベルの指摘事項については、当該指摘事項を所管する部等が 対応し、複数の部署にまたがる指摘事項については、それぞれの部等 が対応する。(沖縄県) ・行政改革課より指摘事項の取りまとめに想定される部署と調整の上 決定しています。 (八尾市) ・基本、複数の部署で調整して対応することになっていますが、未調 当室で調整しています (東大阪市) 整の場合は、

・総務部経営総務室において、関係部署ごとのとりえる措置をとりま とめている。 ・全庁レベルの指摘事項は実績がありませんが、複数課にまたがる指 包括外部監査人の報告書で指摘事項の対象課が特 定されていますので、それぞれの課から措置を講じた旨の回答を出し (辰崎市) てもらうことになります。 摘事項については、

・全庁レベルの指摘事項に対しては、本庁の所管課が対応し、複数の 部署にまたがるものに対しては、複数の部署それぞれが対応していま 寸。 (新潟市)

- 11 10 について、どの部署が担当するかについて明文化された規則・規定等の根拠はありますか。
- ・ありません。(北九州市、静岡市、横浜市、長崎県、豊田市、高槻市、町田市、八王子市、青森市、相模原市、東大阪市、三重県、長崎市、新潟市)
- ・包括外部監査の対応時のみに限定したものではないが、県の組織や担当業務等を定めた「山口県行政組織規則」により対応している。(
- ない。(沖縄県)
- ・明文化された規定はなく、事務分掌規則等を判断材料として調整を 行っています。(八尾市)
- 12 包括外部監査に対する措置に関して、貴自治体独自の工夫がありましたらご教示ください。

(設問12~14について、特にないという回答の場合は、沖縄県を除き、無記入とした。)

- ・ 木楷置についても状況通知を提出させ、公表している。 (豊田市)
- ・監査の結果(指摘事項)に関しては、原則過年度分に関しても措置 済み等一定の結論がでるまで対応する。(どこまで遡るか課題である
-) (高槻市)
- ・措置が講じられたものについては、告示及びホームページでの公表を行い、併せて改善に向けて事務を進めているものについても、その進捗状況をホームページで公表している。(町田市)
- ・監査人と対象所管との間で報告書作成段階で指摘事項及び意見について充分内容確認する機会を設けているので、対象所管は、報告書提出前から措置に対する取組みが行えるような仕組みが出来ている。(八王子市)

- ・庁麓に報告することにより、指摘された部局のみならず、庁内全部局への水平展開を図っている。(青森市)
- ・上記1のとおり、定期的に措置状況の調査を実施することで、担当部署の取組の進捗状況を把握し、措置に当たって課題となっている事項を整理することにつなげています。(相模原市)
- ・なし。 (沖縄県)
- ・指摘事項に対して担当部署に任せきりにするのではなく、措置内容に対する情報共有を密にするなどの対応に取り組んでいます。(八尾市)・監査委員事務局と連携し、定期監査及び財政援助団体監査の際、監査確認事項として監査項目に含め、監査委員事務局において措置を確
- 13 包括外部監査を受けて、監査方法、報告書の記載、その他についてご意見がございましたらご記入ください。

悶している。

- 報告書の多くは意見で占められており、更に踏み込んだ指摘等をいただいた方が今後の事業改善につながると考える。(高槻市)
- ・設間12~13について、措置状況の回答にあたっては統一的なものはありませんが、担当としては以下を心がけております。・時点を明確にする(〇年〇月等)・なるべく具体的な記載とする。・一般県民に分かりやすい記載とする。(山口県)
- 報告書が、指摘と意見を区分して記載されていた方が、対応しやすい(青森市)。
- ・なし。 (沖縄県)
- ・指摘の根拠を事務局にも示していただくことと、指摘事項と意見の区別がなされていることで、事後の措置に関する事務が円滑に運ぶと思います。(長崎市)
- 14 その他、意見・アドバイス等がありましたら、ご記入ください。

- ・本アンケートの集計結果について取りまとめましたら、参考資料として経営管理室宛に提出願います。 (八王子市)
- なし。(沖縄県)
- ・指摘事項が長文になると、措置のポイントがぼやけやすい。重要な部分を的確に把握し、講じた措置に反映させることを念頭において、作業を実施している。(三重県)

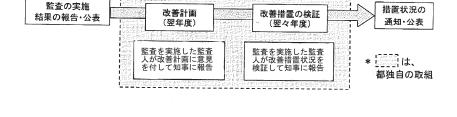
(2) アンケート調査結果からうかがえること

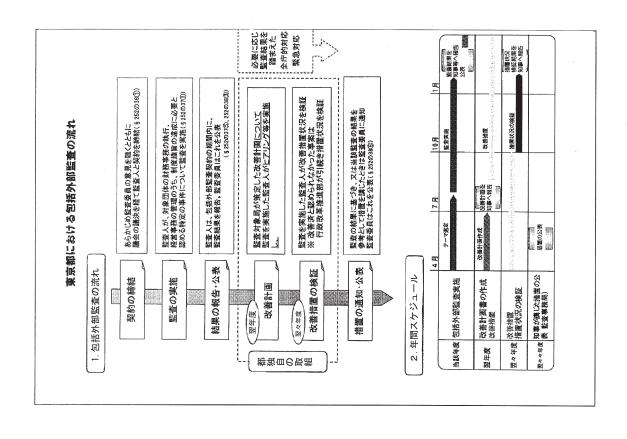
- ① 措置対応について要綱、要領等の形でルールを明確にしている自治体がある。監査に関する条例を設けている自治体もある。沖縄県には事務マニュアルがあるが、規範性のない目安という位置づけである。
- ② 他自治体では、措置対応に一定の期限を設けようとする工夫をしている。沖縄県は、期限を設けていない。
- ③ 監査の結果(指摘事項)と意見とで明確に措置対応を区別している自治体がある一方で、両者ともに措置をとるべきものとしている自治体もある。沖縄県は後者である。
- (3) 指置状況の確認を実施している自治体がある。確認主体は、監査委員、監査委員事務局、包括外部監査事務局、独立した部署(行政経営部経営管理室)等である。当該監査をした包括外部監査人に検証を依頼している自治体は東京都のみであり、目を引く。沖縄県は、確認対応なしである。
- ④ 全庁ないしは複数部署にまたがる指摘事項については、どの自治体でも問題意識を持ちながらも、対応を工夫している。沖縄県も同様である。
- ① 報告書提出前から措置に対する取組が行えるような仕組ができていたり、庁譲に報告することにより庁内全部局への水平展開を図ったり、改善の進捗状況をホームページで公表したりと、自治体それぞれが、包

- 括外部監査を活かそうとする工夫が多く見られる。沖縄県には独自の工 夫はない。
- ⑧ 報告書には、内容の深み、具体性、分かりやすさ、指摘事項と意見の区分等が求められている。

10 先進自治体の取組

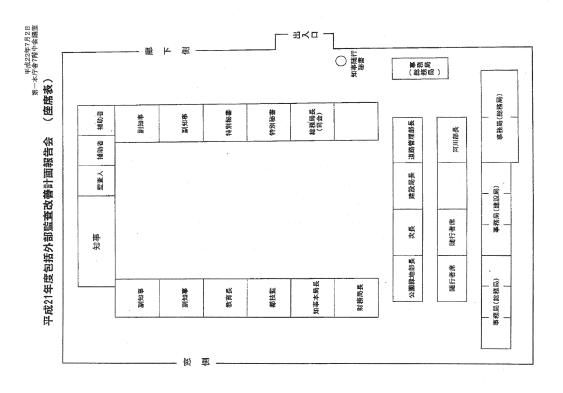
- (1)次の自治体においては、外部監査報告を受けた後の行政の取組が『包括外部監査の通信簿』(全国市民オンブズマン連絡会議出版)において、特徴的なものだと評価されている。
- (2) 東京都の場合





平成 16 年度 包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

		指摘等	措	置状	況
テ ー マ	監査対象(所管局等)	件 数	改善済	改善 中 一部改善済	未 措 置
水道事業の経営管理	水 道 周	46	46	0	0
社会福祉法人東京都社会 福祉事業団の経営管理	社会福祉法人東京都社会福 祉事業団	22	22	0	0
民間文化団体への補助金 等について	生活文化局	7	7	0	0
合	計	75	75	0	0



-62

財政効果等の根拠表

更

畔 尔

惄 ×

報告書 数 导 梅

○○○の実施について

平成16年度包括外部監査

水道事業の経営管理について

〇〇〇行動の実施件数(回数)

〇〇〇の実施度合い

□

0 0 0

平成△年度

П п

平成△年度 平成△年度 回播

0 II

п 0

1

□

0

財政効果

水道局

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約		措置の	概要		措置状況
1-1 (23)		財務目標数値を設 定した収益性と生産 性の向上	語がゆうじいこの、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	策加ラ新よ設画をえイたら定にまた。違翼成立の作第を見いまたのでは、シーのでは、シーのでは、シーのでは、カーの	三12月に次明経営計画「見 指標について注、これ。 追サービス(事業)の国の 総指標及と呼楽を的確。 とした東京都独自の指標。 それま京都独自の指標。 それま京都独自の指標。 がいる。 、この経営計画の数値 移効率化の一層の向上を 指 概 職員一人当たりの給水件数 職員一人当たりの右収水量 企業債及高 自己資本構成比率	をで局が公表し 内規格である水 に把握・管理し の中からして、 に を と と の の と は の に に の に に の に に の に に の に の に の に の に の に の に の に の に の に に の に に の の の の の の の の の の の の の	てきたものに 道事業ガイド ていくために ば以下の表の れに目標値を 施策を経営計	改善济

東京都監查事務局 IIP「平成 16 年度包括外部監查報告書」より

-64-

問い合わせ先メールアドレス S0000014@section.metro.tokyo.jp

沖縄県と対比したとき際だっている点は、①都知事の面前で、当該包括 外部監査人が出席し、意見を付せて報告をなすこと、②①を中身のある形 にするために、早くから対象部局において改善計画が作成されること、③ その改善計画策定に当該包括外部監査人の意見が反映されること、④全庁 の対応等が必要な事項に関して、包括外部監査を所掌する部署(総務局行 ⑥実際に改善がなされたかどうかを当該包括外部監査人が検証し、その結 治法では取扱いが異なるが、対応を区別していない。この点は沖縄県と同 政改革推進部行政改革課)がとりまとめの役割をし対応すること、⑤実際 の際、改善の成果は、可能な限り客観的に測定可能な数字で示されること、 に改善がなされたかどうかを当該包括外部監査人の目で検証すること。 果を知事に報告することである。監査結果(指摘事項)と監査意見は、 じである。 なお、このような仕組は平成11年度から都知事の強いリーダーシップの もとにスタートしたとのことである。

(3) 青森市の場合

平成 22 年 12 月 14 日 青森市総務部人事課

青森市の包括外部監査結果への対応について

1 本市の包括外部監査の状況

(1)包括外部監査制度の導入経緯

平成17年4月1日 旧青森市及び旧渡岡町の合併により新青森市設置。中核市移行の要 「青森市包括外部監査契約に関する条例」の制定(10/1 施行) 件を満たす。(人口318,732人、面積824.56km) 平成18年6月28日 「青森市包括外部監査契約に関する条9 平成18年10月1日 中核市移行(包括外部監査制度の実施)

(2) 包括外部監査人の選定

日本公認会計士協会東北会の推薦

(3) 年度毎包括外部監査テーマ

平成19年程 一般会計の負担金、補助及び交付金の財務事務の執行だついて平成19年度 下水道事業等に関する事務の執行及び事業の管理について平成19年度 (1)「安心して産み育てられる環境の充実」施策に係る事務事業(2)「教育環境の充実」施策に係る事務事業

エーション振興財団および株式会社アップルヒル)が指定管理者として管理・運営している文化・スポーツ及び観光・レクリエーションに関する公 の施設の運営状況並びに当該外郭団体の財務に関する事務の執行、事業の 平成21年度 市の外郭団体(財団法人資森市文化スポーツ振興公社、青森市観光レクリ

自動車運送事業及び青森市交通事業振興株式会社の財務に関する事務の執 行及び事業の管理について 平成22年度

2 青森市における「包括外部監査結果に対する対応」

(1)スケジュール

ダージ

平成 22 年 12 月 14 日 青森市総務部人事課 視察資料 も形をしなくしどに結構

|-法定手続 監査結果の公表 (法第252条の38第3項) ①に係る改善措置の公表 (法第252条の38第6項) <u>監査結果の報告</u> (法第 252 条の 37 第 5 項) ①の通知 3 A 30 B ◆常任委員会協議会への報告 ①結果への対応状況について ②意見への対応状況について ◆常任委員会協議会への報告

平成 22 年 12 月 14 日 青森市総務部人事課 視察資料

(2) 対応区分 1 指摘事項 (結果)

対応の区分	対あるみを
屋田	不適切な処理について修正するための処置を講じた(講じる)もの
個別改善	担当部局固有の問題として、当該部局においてより適切な事務制行のための改善策が 既に整理済み又は今回糖理され、当該改善策に基づいて今後の事務を行うもの
全庁改善	全庁的な問題として、関係部局においてより適切な事務執行のための改善策が既に整理済み又は今回整理され、当該改善策に基づいて今後の事務を行うもの
個別改善検討	今後改善策を整理するに当たり、担当部局固有の問題として、当該部局においてその 検討を行うもの
全庁改善検討	今後改善策を整理するに当たり、部局機断的な課題があることから、全庁的にその検 討を行うもの
機	包括外部監査人の影識とは異なり、市では適切な処理であったと影識しているもの

2 意見

	担当部局固有の事業として、当該部局においてより効果的・効率的な事務執行のため の设置策が既に整理済み又は今回整理され、当該改蓄策に基づいて今後の事務を行う もの	全庁的な事業として、関係部局においてより効果的・効率的な事務執行のための改善策が収に整理済み又は今回整理され、当該改善策に基づいて今後の事務を行うもの	今後の事務執行に当たり、担当部局固有の事案として、当該部局においてその検討を 行うもの	今後の事務執行に当たり、祇局楊斯的な課題があることから、全庁的にその検討を行 うもの	包括外部監査人の意見とは異なり、市では現在の手法が効果的・効率的であると認識しているもの 又は、現時点では、包括外部監査人の意見どおり実施することが根據なもの
対応の区分	個別改善	全庁改善	個別改善検討	全庁改善検討	相違

- 2 -

平成22年12月14日

		- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1		

平成 22 年 12 月 14 日 青森市総務部人事課 視察資料

民間において監査を業としていることや企業会計に関する専門的知識が地方公共団体の 監査に有用であると考え公認会計士を包括外部監査人に選任していることから、監査結果 及び意見は可能な限り尊重した対応とすへき。 (4)調整の考え方

(5)監査基果等の水平展開 包括外部監査結果のうち、既に規則・規程・マニュアル等により全庁的なルールを定め ているが遵守されていないもの等については、庁譲に報告するとともに、各部局に通知し、 自律的に事務の制行状況を検証するとともに、必要に応じ改善等の検討を行うなど、適正 な事務製行を図る。

—71—

問い合わせメールアドレス: jinji@city.aomori.aomori.jp

特徴は、①外部監査報告がなされた翌年度すぐに庁議への報告と議会(常任委員会協議会)への報告がなされること、②その報告役は外部監査の所管部署(総務部人事課)であり、当該包括外部監査人は出席しないこと、③外部監査報告を受けた翌年度の早い時期において、改善措置の方向づけの結論を出していること、④外部監査の所管部署(総務部人事課)が迅速に対象部局から改善予定の策定には対象部局だけでなく総務部人事課が調整役として関わること、⑥その後の措置の履行は担当部局の責任において実施され、履行の確認は行われていないこと、②指摘事項と監査意見とは対応を区別していること、⑧庁議に報告することにより、指摘された対象部局のみならず、庁内全部局への水平展開を図っていること、である。

(4) 沖縄県にふさわしい形態

東京都、青森市とも、包括外部監査で問題となった事務・事業を継続的に評価し、問題点を抽出して継続的に改善に取り組んでいる。優れた PDCA (CHECK (評価) →ACTION (改善) →PLAN (計画立案) →DO (実施)) のマネジメントサイクルを確立しているといえる。沖縄県は残念ながら、「指摘されたことの開きっぱなし」というのを許す体制になっており、包括外部監査を活かしているとはとても言えない。

沖縄県の現状をみるとき、基本的枠組みとしては、東京都方式を採用することが最も適切である。

第4章 前年度包括外部監査の指摘・意見に対する宇堅海浜公園関 係諸当事者の対応

- 包括外部監査に対して、迅速な対応がなされ、改善対策を実施中。 認められる事例-

1 施設について

(1) 概要

名称	金武湾港与	金武湾港宇堅海浜公園(宇堅ビーチ)
設置根拠	沖縄県海沙	沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例
設置目的	宁堅海沙	宇堅梅浜公園は、金武港湾の「美しい海づくり」とタイアップ
	した海辺づく	がくりとして、自然とふれあえる日常的な親水空間と、
	海洋性リン	ゾートとしての保養空間の創出により、本地域を含めた
	中部地域の	中部地域の活性化と、産業の振興に寄与する新たな海洋都市の創
	造を目的と	:して、海岸保全施設と合わせて人口ビーチとレクリエ
	ーション加	施設が整備された。
所在地	沖縄県うる	るま市具志川字宇堅 644-3
供用開始	平成 17 年度	度
施設概要		
駐車	滑	252 台
日 中 田 光 小 店	ţ.	管理事務所、売店、男女更衣室(シャワー、トイレ含む)
Υ Κ	₹	鉄筋コンクリート2階建て
北色田光分苗	Ŷ Ţ	男女更衣室 (シャワー、トイレ含む)
田宮大文	₹	鉄筋コンクリート平屋
休題	所	東屋 9 箇所
安全情報	安全情報伝達施設	外部機器 (円形電工表示板)、内部機器 (PC 等)
照明	灯	水銀灯 17 基
举	聖	鉄筋コンクリート1基
機械	(M)	鉄筋コンクリート

(2) 目的・沿革

金武湾港天願地区宇堅海岸は、沖縄県うるま市に位置し、沖縄本島中部東海岸沿いでは2箇所(平成2年現在)の海水浴場があるが伊計ビーチの他はシャワー施設がなく自然海浜だけのビーチである。宇堅海岸の海水浴場はシーズンともなると市内及び周辺市町村(合併前の勝連村、与那城町、石川市等の現うるま市)からの海水浴やレジャーを楽しむ人々でごったがえしている。

しかし、近年高波などによる海岸線の侵食及び砂の流失が著しく、海水浴場としての海岸線及び砂浜がなくなっている。

金武湾港宇堅海岸は、近年西海岸沿いの大型観光ホテルの完成や、海水浴場の整備により利用客が減少しているとはいえ、市内及び周辺市町村(現うるま市)からの夏場のレジャー拠点としての中心的位置は少しも変わるものではない。今後も沖縄本島中部東海岸沿いの発展に伴い、宇堅海岸の果たす役割は、高まるものと見なされ、その整備が期待されている。

このような観点から、港湾管理者である沖縄県は、第6次海岸事業5ヶ年計画 において、前述の設置目的の各点に重点を置き、宇堅海岸の環境整備を図る。 (以上、平成2年具志川市長(現うるま市)の宇堅ビーチの早期整備について(要請)における「埋立ての動機」より抜粋)

字堅海浜公園(海岸環境整備事業)として以下の経緯がある。

日本では	- 刊寺欠け西(寺千米名用宮中米) ロフ・マーク 軒弄 ごうら
平成2年4月	宇堅ビーチの早期整備要請趣旨について(要請)「具志川市長」
	〇具志川市内では数少ない砂浜であり、市民や近隣市町村の住
	民の海水浴等に利用されている。
	〇しかし、海岸保全施設が未整備の為に砂が流出し、具志川市
	が補充を行っている。
	〇また、休憩所等の施設整備が不十分な為、利用者のニーズに
	対応できない状況である。
	○このような状況を改善し、具志川市の観光振興に大きく貢献

	する宇堅ビーチの整備を要請する。
平成3年度~平成17年度	海岸環境整備事業「沖縄県」
\ - - -	「国土保全と併せて、自然環境と調和を保ちながら海浜地のレ
	クレーション機能、快適な生活環境を創造するため、護岸、砂
	浜等の整備を図る。」
平成17年10月	沖縄県梅浜公園の設置及び管理に関する条例第2条梅浜公園
	の名称及び位置に金武湾港宇堅海浜公園を追加

2 指定管理者について

(1) 第1期(平成17年4月1日~平成20年3月31日)指定管理者

名	称	具志川市 (うるま市)
 代表	を	具志川市長 (うるま市長)

(2) 第2期 (平成20年4月1日~平成23年3月31日) 指定管理者

名	110	茶	特定非営利活動法人 金武湾を蘇生させる会
代表	1144	布	比嘉秀明
所 在	-#4	型	うるま市石川石崎2丁目1番
設立年	Я	ш	平成16年6月15日
設置	Ħ	名	金武湾をはじめとする豊かな自然環境を誇る沖縄県の環境
			の保全を図る為、金武湾の生態系や水質の保全事業、県土の
			環境美化事業を推進し、子供たちの未来へ青い海を残し、美
			しく住みよい沖縄の創造に寄与することを目的とする。また、
			自然と共存していくという意識を子供や住民へ広め、理解を
			深めるための啓発活動を行う。

3 平成21年度の包括外部監査による指摘事項及び意見に対する措置状況

(海岸防災課)

_						
1	当時の設計では、中間の設計では、 関立分を200人としており、中級21年度の200人としており、中級21年度の計画である。 参数は45,000人であり、簡製の開発計画は必要が正確ののの人であり、簡単の12年度の12年度の計画は変計という。	治定管理者が行う事業やインントにないて、対象に うなまにないて、対象に ためたにないて、対象に ためたは に登録者を はる日本なに はる日本ない はる日本ない はるない はるために はない はない はない はない はない はない はない はない はない はない				, .
#			単成22年度の水期指定管理 を 有公業ではア人のみの応義 (力)であったが、判断が甘く次 (力)であったが、判断が甘く次 であったいよう制度維用条員会 で考定し候補等を選定し (会をした単一段報等を選定し (会を、(公表準備中)	平成21年度より委員4人才ベイが外部者の構成となっていか	指指定管理者から提出される 相別の対面が影響が、上半 知期後もなび時状影響が、上半 出期後の表現を下記 し、施数の高級や部盤 し、施数の高級や部線をイ 大、施設における問題点など 、「の情報を共有化し幸潔団際 に配らなった。少校。して、 下部らな中様の収支は、1,011 平成31年度の収支は、1,011 千円の黒字となっている。	管理運営状況を製揚巡視や に関え機などで情報を共有 がにし助った指導を継続して で、。
1	国発計画の妥当性に疑問がある(指摘)。 本種数の開発は、状況をにの場合に、観りるま形) 長の要請から はじまった。 西海岸沿いへ大型製出杆(観うるま形) 長の要請から はいまった。 西海岸沿いへ大型製出杆 が発出し、 観光地として 本にあった。 大型の大型の大型の大型の大型の はいたからその計画において観光な、レジャーなの動向置並、施 数の郵便・共型等は行われていない。 実際国域散態が再ば市体の軸の整備 がなおれただけで周辺への面的技がりがく、観光・レジャー施設と しては整力に入りる。 利用者を68833人 平成成に指示の整備 がなされただけで周辺への面的技がりがく、観光・レジャー施設と にはい年度) ショスの4730人(平成20年度)と減少種向にある9,410人 「平成19年度) ショスの40人(平成20年度)と減少種向にある9,410人 に上から、本施設の開発主旨、開発コンセブト、開発方向柱、開発 機構等の計画の甘さを指摘やどろを得す、国池計画の契当柱に採用	中籍県とうるま市の事業への関わり方の見直しが必要である(徳 本題のは、この目的を有している。一つは、防災面からの海岸機嫌 整備、もう一つは、レジャー整設。海岸線の防災に関しては、半離 場のでは、その受益者自治体であるが、レジャー施設の管理 運営に関しては、その受益者自治体であるが、アンギー施設の管理 運営に関しては、その受益者自治体であるが、アンギー施設の管理 運営に関しては、その受益者自治体であるが、アンギー施設の管理 運営に関しては、その受益者自治体であるが、アンギーが設の管理 選出の表別に表して、存取をできます。 選出子級に作から平成19年までの4年間、うるま市(旧具志川市台 む) に指定管理をして入事数を管理選出ていたが、3年間赤牛 運営が線を、指定権と無の第四目に抗応撃していたが、4年間赤牛 本権数の選生は実施に乗し、うるま市の製造・機関に大きく買款す る状況には至っていか、上記の経験を考えれば、本施設の百性化 に関し、うるま市と神経県と職盤する必要があると考える。 に関し、うるま市と神経県と職盤する必要があると考える。 いのは、神経県職をの要請だけを行い、その後の管理選貨に関わらな いのは、神経県職をの要請だけを行い、その後の管理選貨に関わらな いのは、神経県職会の要請だけを行い、その後の管理選貨に関わらな いのは、神経県風をの要請を行い、その後の管理選貨に関わらな	指定者理者側の影響のかり方に疑問がある(指摘) 平成を発生させる会」が指定管理者に選択なりてもめ、その団体「金 者の 取減を発生させる会」が指定管理者に選ばされたが、等策感行能力できる。 の事本において背面11の点流体与の点で、50%以下であった。種 らえ 正な評価と言えるが疑問である。 一時体のみの応募ということで判断が出てなっていないが、又離会た。 の課題のかり たして適工であったから疑問が残る。 その後結束的には、美裁計画で能示した自工事業に非常に振躍で、 収支状況及び選茸の業務状況は非常に驚しく、離検が倍がまれる状 及びたある。	適定委員の構成の見直しが必要である(指摘) 協係管理者通信を表向の機能は8人で、保藤員は委員長を含め4人(土 本船関係者)で、親光・レジャーの専門家は委員に入っていない。 民間括力を導入しようという指定管理者の適定委員会にあって、関 係業種の専門家がいなくて、専門外の行敗関係者(防災の関係部署 でとは言えない。	関佐の指定管理者の財務体力からみて早期の危険性除去ないし、指 管理業務の離廃への対抗が必要であく(意見)。 国際指定管理者の平成の時期があれ、正联即産∆4,406千円 の情務機遇、電性状況に関しても収入14,935千円、支出19,065千円 で収支整額入4,130千円の赤ギ。 このような状況で今後継続して指定管理が行われるのか、非常に大 さたリスクがある。沖縄泉は指定管理者が事業機機属に陥らない、 うに適正な処置、指導を行っていくことが求められている。	モニタリングの適正な実施を行う必要がある(意見) 中里海病が応囲のキニタングの報告者をみると、本事業の重要な収 と対策がある自主事業の実施状況が非常に悪いにも関わらず、ほとん ど対策が打たれていない。 華素者の事業遂行能力の伝さと合わせて、神縄県の管理体制、 チェック体制の甘さを指摘せざるを得ない。
0	E I	N	m	4	വ	9

4 措置後の運営状況

(1) 利用実績

(単位:人、目)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成21年度	平成 22 年度 (12 月現在)
利用者数	49, 410	39, 730	46, 150	31, 593
稼働日数	322	333	365	271

(2) 収支状況

(単位:円)

(1:1)	平成 22 年度 (12 月現在)	17, 971, 000	3, 832, 200	2, 886, 000	946, 200	14, 138, 800	14, 867, 101	3, 103, 899
	平成 21 年度	15, 244, 310	4, 268, 300	3, 096, 500	1, 171, 800	10, 976, 010	14, 229, 506	1, 014, 804
	平成 20 年度	14, 934, 845	4, 220, 400	3, 164, 000	1,056,400	10, 714, 445	19, 065, 483	-4, 130, 638
	平成 19 年度	11, 981, 303	2, 789, 303	1, 932, 000	857, 300	9, 192, 003	29, 391, 058	-17, 409, 755
		极入	利用料金	駐車場	シャワー	利用料金外	文 田	収支

(3) 管理状況

上水道の加圧給水ポンプ交換(指定管理者対応) 浄化槽の汚水移送ポンプ用器具交換(指定管理者対応) 植栽植え込み、砂飛散防止ネット設置(中部土木事務所対応)	4月~9月の海水浴シーズンは毎日清掃 10月~3月は週2回、その他必要に応じ対応 うるま市内の社会福祉法人によるビーチクリーンが週1~2回 國内外草刈を年2回実施		平成21年度までは、委託していたが、平成22年度は指定管理 者で対応	海水浴シーズン6~7名体制で対応	外部委託、月2回点檢
①施設維持 の修繕状況	②清掃業務	③管理事務所 駐車料集金	④夜間警備	⑤監視員 マリンレジャー	⑥浄化槽点檢
					上水道の加圧給水ポンプ交換(指定管理

(4) 施設使用状況

- ・カヌー競争大会及びカヌー練習(年間)-----(新規取組み)
- ・ビーチフェスタ in 宇堅ビーチ------(拡充)
- ・ビーチライブ-----(拡充)
- ・県警本部機動隊訓練------(新規取組み)

(5) 指定管理者側の対応

- ・公園の全面道路に駐車禁止看板の設置------ (新規取組み)
- ・チラシをコンビニ等に配置-------(新規取組み)

(6) 管理運営にあたっての改善計画

- ・事業計画に沿ったイベントや体験学習の実施に努める。
- 事業計画外の事業も指定管理者と県、地元のうるま市の協力を求め積極的な実施に努める。
- ・海浜公園利用者の増加を目指して、満足度を高める運営に努める。
- ・県は指定管理者と情報共有化を目的とした定期的な意見交換の場を設けるよう

(7) 指定管理者制度運用委員会の変更

努める。

従来の委員構成

		H21 年度からの委員構成	委員長 琉球大学教授	→	7/委員 沖縄県中小企業家 同友会専務理事	委員 沖縄県女性の翼の会 副会長		
	上木建築部 土木整備統括監	琉球大学教授	税理士	沖縄県中小企業家 同友会専務理事	沖縄県女性団体	土木建築部 土木企画課長	土木建築部 海岸防災課長	士木建築部 港湾課長
•	委員長	委員	委員	委員	委員	委員	委員	委員

5 前年度包括外部監査に対する措置の現状の検証

(1) 楷置対応の迅速性

平成21年度の包括外部監査において指摘された7件中6件が既に措置済み(一部は平成21年度中対応)、あるいは措置対応中ということである。対応の迅速性は高く評価でき、包括外部監査の意見の趣旨が活かされた好例といえる。具体的には次の点である。

1) 指定管理者制度選定委員構成の見直し

平成 21 年度ヒアリング中からの検討事項ではあるが、平成 21 年 10 月に見直しが行われ、委員を外部委員のみとしている。

2) 指定管理者制度の評価のあり方

平成 20 年度の指定替え時の応募者は1団体のみで、評価点が 50%未満であっても採用せざるを得ない状況であった。

今回(指定管理期間平成23年4月1日~平成26年3月31日)の応募者も1社ではあるが、従来からビーチのイベント企画事業に参画している事業者で、運営に協力的で、かつ、企画力、活動力のある事業者を各委員の厳しいチェック・評価の下で候補者として選定した(点数等評価については公表準備中)。

3) 指定管理者の財務面のチェック

現指定管理者に対しては、平成 22 年 4 月(指摘を受けた直後)から海岸防災課内で方針を検討し、毎月月報による収支状況の確認(電話及び現地での確認)を行うとともに対策を検討している。その結果、平成 21 年度に引き続き平成 22 年度も黒字の見込みである。

次年度以降の指定管理者(候補者)の評価に際しても財務体力面を重視した と説明を受けた。

4) モニタリングの適正な実施

県のモニタリング方針に基づいて実施し、確実にチェックを行い、事業等の内容把握に努めている。

情報を共有化し、助言・指導等を行うべく、現場巡視や意見交換を行ってい

<u>81</u>

ŵ

5) 沖縄県とうるま市の事業への関わり方の見直し

施設開発、事業開始の背景に鑑み、お互いの役割を再確認し、対応方を協議 している状況である。

平成 22 年 5 月にうるま市に協力を要請し、ビーチフェスタにはうるま市長 さらに市の観光パンフレットに掲載された。 も出席した。

平成 23 年 4 月の指定管理者の指定換え時にも、指定管理者との協定書を交 わす際に、県としてうるま市に協力要請を行うことになっている。

(2) 管理中断の危険性を低減する措置の実施状況

平成 21 年度の監査意見では、指定管理者の財務内容の悪さから、撤退の危険が あると指摘された。今年度の監査では、この点が一応除去されていた。 利用者数は、平成20年度の39,730人から平成21年度の46,150人と6,420人 これは7月、8月の台風襲来等の天候不順が大きな要因であるが、収入面では 平成 21 年度の利益 1,014 千円に対し、平成 22 年 12 月現在で,3,104 千円の利益 増加したが、平成 22 年度は 12 月現在で平成 21 年度比△12, 945 人となっている。 となっており、前年比 2,090 千円の増加になっている。 利用者数の大幅減にも関わらず収入は大きく伸び、利益も過去最高となってい ることは、経営努力が効果を上げてきていると評価できる。

利用者数の推移

(単位:人、

 $\overline{\mathbb{H}}$

	平成 20 年度	平成 21 年度	半成 22 年度 (12 月現在)
利用者数	39, 730	46, 150	31,593
稼働日数	333	365	271
1日当たり 利用者数	120	127	117

収支の状況

(単位:千円)

7.1
17,971
15,244
14,934
収入

支 出	19,064	14,230	14,867
型料	-4, 130	1,014	3, 104

(3) 開発の妥当性についての沖縄県の回答に関する批判的検討(指摘事項)

年間利用者見込みを32,000人としており、平成21年度の年間利用者数は、46,000 1) 平成 21 年度の指摘に対して措置を講じていない理由として、当初設計では 人であり、施設の開発計画は妥当と判断されるとしている。

当初設計計画

①平成2年度金武港湾海岸環境整備委託業務

9,595人(観光客を考慮せず)事業着手前の基本計画

②平成6年度金武港湾(宇堅地区)公有水面埋立

32,000人(観光客を考慮)日最大利用者数÷日集中率で算出

平成6年度に平成12年推計の圏域利用者数と入域観光客を考慮 ③平成13年度金武港湾海岸(宇堅地区)緑地実施設計報告書

32,000人(観光客を考慮)日最大利用者数÷日集中率で算出

平成13年度に人口等実績を照査した結果、差がほとんどないため平成6年 度の数値を採用したとしている。

- 2) しかし、当初計画が年間利用者数を 32,000 人とした開発規模ならば平成 18 年度の年間 68,833 人の利用者実績は計画の 2.15 倍となり相当の混雑があった はずであるが、現地ヒアリングではそのことは指摘されていない。
- ければ、施設の魅力が乏しくなり競争力が弱いということである。本年度包括 3) 平成20年度の包括外部監査人の指摘は、西海岸の観光・レジャー施設への 利用者流出を防ぐのであれば、当該施設も周辺施設との運動や連携を構築しな 外部監査人も、上記監査意見と意見を同じくする。当該施設の開発コンセプト の見直し(現実的にはその位置付けの見直しということになる)、周辺施設と連 携する方向性、運営体制等について、観光エリアマーケティングの観点から見 直しする必要がある。

-83

第5章 財団法人おきなわ女性財団に関する監査上の問題点

- ハコ物(「てぃるる」)と財団を峻別し、財団の存在意義を検証する-



三重城合同庁舎全景(沖縄県のホームページより)

1 概要

(財)おきなわ女性財団、及び沖縄県男女共同参画センター(愛称「て いるる」。以下「ているる」という。)は、平成12年度(同年度包括外部監査結 果報告書 67 ページ以下)及び、平成 18 年度(同年度包括外部監査結果報告書 89ページ以下)に、包括外部監査の対象となっている。平成 18 年度当時のてい るるの指定管理者は同財団であった。 (1)

平成21年4月からは、同財団と株式会社エー・シー・オー沖縄が沖縄県男女 共同参画センター管理運営団体を構成し、同団体がているるの指定管理者とな っている。 いわゆるハコ物としての「ているる」と、法人である同財団とを分けて論じ ることをお断りしておく(過年度の包括外部監査報告書において、ハコ物の話 と法人の話とが混乱しているかに思える箇所があった。)。

(財)おきなわ女性財団 (2)

設立目的(平成5年12月設立) K

沖縄県における男女共同参画型社会の実現に向けた意識啓発、女性に関

する諸問題の調査研究、女性の社会活動に対する支援等を行うことにより女 性の地位向上及び社会参画の促進を図り、もって男女共同参画型社会づくり に寄与すること。

平成 22 年度事業計画

(ア) 自主事業

①男女共同参画社会推進助成事業

②アサーティブネス¹講座(有料)

③女性のためのセルフディフェンス講座 (有料)

④ているるパソコン教室 (有料)

⑤支援者スキルアップ研修

⑥DV防止支援事業

⑦人材育成事業 (女性の翼派遣事業)

8全国女性会館協議会助成事業

・経済的に困難な状況にある女性のためのパソコン講座事業

・農山漁業等に携わる女性のためのITを活用した起業支援事業

⑨賛助会員の募集

(イ) 受託事業

①相談事業

②啓発学習事業

③DV対策事業

④指導者派遣事業

ているる (3)

ア 施設概要

がですく ているるは、那覇市西3丁目 11 番1号所在の三重城合同庁舎内にある。 同庁舎は、ているるの他、沖縄県自治研修所、沖縄県県民生活センター、 沖縄県労政・女性就業センターとの複合施設である。

敷地面積 6,396.8 m²

¹素直な要望の仕方や受け止め方の気持ちを大切にした言葉での表現方法

- 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、地下1階、地上8階 (男女共同参画セ ンター部分地上5階
- 延床面積 15,823.5 m² (男女共同参画センター部分 7,826,1 m²)
- 総事業費 66 億 644 万円 (男女共同参画センター部分 34 億 4700 万円)
- 一 平成8年3月 城川 建設工事 着工 一 平成6年7月、
- 供用開始 平成8年7月27日
- 男女共同参画センター施設内容

ų れあいサロン、コインコピー室、印刷・コピー室、ているる事務室 1階 ホール、展示コーナー、フィットネスルーム、こどもの部屋、 2階 図書情報室、会議室 (1・2・3)

3階 研修室(1・2)、和室(でいご・ゆうな)、茶室、創作室、 実習室、講師控室

4階 研修室(3)

5階 特別会議室

設置目的等

ともなう叙事的歌謡のことで、照り輝くような美しいことばとも解されてい 男女共同参画センターが理想とする性別にとら われず、相互に尊重し、認めあえる社会をめざすにふさわしいということで 「てぃるる」とは、琉球の古謡、いわゆる神遊び(集団の祭式舞踊)に る。「ているる」の愛称は、 選定されたとされる

により、女性の地位向上及び社会参画の促進を図り、もって男女共同参画社 女性に関する諸問題の調査研究、女性の社会活動に対する支援等を行うこと 発表、交流、自立促進等の諸活動の拠点として、施設を提供し、各種事業を 推進する事により、女性問題の解決を図るとともに、男女がその個性と能力 を十分に発揮し、平和で豊かな社会を共につくる男女共同参画社会の実現を ているるは、沖縄県における男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発、 会づくりに寄与することを目的とする。啓発・学習、相談、情報提供、創造 めざすとしている。

ウ 平成 21 年度利用状況

(ア) 平成 21 年度の稼働率(利用時間数を、利用可能時間数から準備に必要な 時間を引いたもので割ったもの)については、以下のとおりである(同財団 からの提出資料による)

最も高い稼働率は、会議室1の61.0%(利用時間数1214時間を、利用可能 ホール、会議室1~3、特別会議室、研修室1~3、創作室、生活実習 室、和室(2室)、茶室、フィットネスルームの全体では、47.7%である。 時間数 3480 時間から準備時間数 210 時間を引いたもので割った割合) 最も低い稼働率は、茶室の 26.7%であった。 (イ) 平成 22 年 4 月 1 日から同 24年 3 月 31 日までの登録期間で、ふれあいサ た。このうち、活動目的に男女共同参画に関するものがあるのは、同財団を ロン (団体交流室)の使用を登録した団体は、同財団を含めて19団体あっ 含め7団体であった。

平成 12 年度の包括外部監査結果

(1) 監査意見①

監査意見 (同年度包括外部監査結果報告書 73 ページ)

実質としての管理委託費がどれだけで、いくらが援助であるのか、県民 に対して明らかではないので、援助の方法について県民に明らかになるよう な方法に改められるべきである。

措置状況 (担当課の平和・男女共同参画課からの回答)

地方自治法の一部改正を機に、より一層の効率的・効果的なサービスを 平成 18 年4月1日より「管理委託制度」から「指定管理者制度」へ移行し 提供することを目的として沖縄県男女共同参画センターの施設管理業務は、 ました。 平成17年10月26日に開催された指定管理者選定委員会の結果、申請が あった5団体の中から、当財団が指定管理者に選定されましたが、これによ り、これまでの施設管理委託料は、指定管理者としての施設管理業務を対象

とした指定管理料と、相談事業や啓発学習事業を対象とした事業委託料とに 明確に分離されることとなりました。

これにより、一定の業務の対価として支払われるという本来の委託料のあり方とすることができると考えます。【平成19年5月18日公報号外第26号】

平成22年度現在、指定管理制度が導入され、施設管理の経費は、指定管理料で崩われています。指定管理部門(貨館業務・図書情報業務)に係る人件費は、指定管理料から支弁されています。また、県から委託を受けて行っている、啓発学習事業及び相談事業に係る人件費は、その委託料から支弁されています。財団組織の管理業務を行う職員は、運営補助金から支弁されています。

(2) 監査意見②

ア 監査意見 (同年度包括外部監査結果報告書 73 ページ)

使用料の値上げ・舞台操作管理委託料の見直し・会議室などの利用方法 の見直し、について検討されるべきである。

- 「 措置状況 (担当課の平和・男女共同参画課からの回答)
- (1) 平成 18 年度からの指定管理者制度の導入に伴い、類似施設の利用料金と均衡を図るため、利用料金の改定を実施しました。 【平成 19 年5月 18日公報号外第 26 号】
- (2) 平成16年度、客席の収納システムを稼働させない条件で競争入札を行い委託費を節減しました(当初予算額15,107,400円一契約額10,489,500円=節減額4,617,900円)。

しかし、客席の収納システムの稼働について県民からの強い要望があることから、再度、システムを稼働させるために必要な経費や、システムに対する県民のニーズ(システムの利用状況)等を勘案しながらシステムの維持についての判断をしたい。【平成17年5月17日公報第3357号】

(3) 会議室を含めた施設の貸館業務については、指定管理者の業務となっていますが、今後は、指定管理者制度の利点を活かし、施設の効率的な活用、適正な管理運営が図られると考えます。平成 17 年度の会議室の利用状況(使用日数/使用回数)は、会議室1が63.0%、会議室2が54.9%、会議室3が52.3%となっています。

なお、沖縄県行財政改革プランでは、県単独事業により整備する、いわゆる大規模ハコ物等については、原則として設計や建設に着手することを見合わせることとなっています。【平成19年5月18日公報号外第26号】

①平成22年度現在、使用料については、時間単位の使用料となっています。また、使用料の改定は、条例事項であり、県において検討がなされるものであります。

②平成 22 年度現在、ホールの客席を収納している催事は、年間数件でありその為の保守点検料金との費用対効果を検討した結果、平成 23 年度からは、客席を固定することにしました。

③平成 22 年度現在、指定管理者制度が導入されて、会議室等の利用件数は増加しています (平成 21 年度:5,024件、平成 20 年度:4,635件、平成19年度:4,224件)。

(3) 監査意見③

ア 監査意見 (同年度包括外部監査結果報告書 73 ページ)

PR の方法・利用状況の改善・駐車場の確保、などが検討されるべきであ

NO.

イ 措置状況 (担当課の平和・男女共同参画課からの回答)

施設の利用料収入はこれまで県の歳入となっていましたが、平成 18 年度からは指定管理者の収入となりました。利用料の向上がそのまま指定管理者である財団の収入につながるため、経営努力による利用率の向上が期待されます。 具体的には以下のとおりです。

-98-

- (1) PRについては、自主事業を積極的に展開し、施設の情報提供を行うほか、ホームページの充実を図っているところです。
- (2) 利用状況の改善については、施設玄関前や敷地入り口等の看板等掲示の依頼が、利用者からあった場合は、消防法の抵触や他施設の利用者への妨げがないような看板等であれば、利用者との打ち合わせ時に許可しています。
- (3) 平成18年度から、庁舎地下駐車場は、職員の利用を禁止し、利用者及び公用車のみを対象とし、利用者のための駐車場として配慮しているほか、自主事業を開催する際、近隣の駐車場(無料)を確保し、多くの来館者が駐車出来るよう工夫しています。【平成19年5月18日公報号外第26号】

(4) 監査意見④

、 監査意見 (同年度包括外部監査結果報告書 73 ページ)

当初計画 10 億円の資金造成計画の達成に向けて、なお一層の努力をなすべきである。

イ 措置状況 (担当課の平和・男女共同参画課からの回答);

平成16年度第一回理事会において、基本財産を確実かつ有利に管理・運用する観点から、金融機関への預け入れの他に、国債や政府保証債、地方債等の債権を購入し、財産の管理運営を適正に行うための「財団法人おきなわ女性財団基本財産管理基準」を制定した。

現在は、この基準に従い国債や地方債等の購入に向け、調査中です。[平成 17年5月 17日公報第 3357 号]

平成 22 年度現在、基本財産の増資を図るため、これまで通り募金活動を 行っています。

- (5) 上記措置状況等に対する本年度包括外部監査人による評価(指摘事項)
- ア 平成 12 年度包括外部監査結果報告書 70 ページに次の記載がある。

「おきなわ女性財団の目的とする男女共同参画に向けた取り組みの必要性、また『ているる』の男女共同参画社会の実現を目指す諸活動の拠点としての必要性には、いささかも変わりがないのであって、これをいかにして維持していくかということが議論されなければならない。」

しかし、「男女共同参画社会」のような正面きって反対しづらい概念が目的とされたときには、その目的の美名のもとに思考停止に陥り、そもそもその目的が必要なのかの問題の議論がなされなかったり、また、当該団体や当該施設の存否や活動の必要性の議論が目的の必要性の議論にすり替えられてしまうおそれをなしとはできない。

おきなわ女性財団及びているるに限らず、県関連の施設や団体については、存在目的の検証や目的と施設・制度の存在に合理的な関連性があるかどうかを今後も検討し続けるべきである。その説明責任は、沖縄県にあるものというべきである。

イ 平成12年度の包括外部監査結果報告書は、平成13年3月末日までには、 県知事等に提出されており、また監査中に監査結果報告書で指摘される問題 点を担当部署は相当程度認識できたはずである。 しかし、平成12年度の包括外部監査結果に対する指置は、上記のとおり 平成16年度ないし平成18年度になされており、監査結果に対して3年以上 も期間を空けていたことになる。監査結果に対する措置を放置していたとい わざるを得ない。このような無責任なことを許す原因のひとつは、包括外部 監査に対する対応の仕方について、沖縄県においては、制度として整備されていないことにある。

3 平成 18 年度の包括外部監査結果

(1) 監査意見①

ア 監査意見 (同年度包括外部監査結果報告書 84、100~102 ページ)

(施設稼働率の計算方法が合理的でないこと、利用状況が悪い施設があることを指摘したうえで、) 施設利用がどれだけ施設の設置目的達成に寄与

--68-

しているか明らかにすべき。

イ 措置状況 (担当課の平和・男女共同参画課からの回答)

施設利用の向上を図るために、ホームページでの利用の予約状況が、利用者から確認できるようにプログラムの開発を進めています。

実態を把握し公表する工夫について、現在所有するデータを元に利用団体をグループ分けし、男女共同参画推進団体の利用率との比較等利用実態を公表できる方法を検討しています。【平成 20 年 5 月 23 日公報号外第 22 号】

ホームページから利用の予約状況が確認できます。

(2) 監査意見②

・ 監査意見(同年度包括外部監査結果報告書 84、102~103 ページ)

リスクのある金融商品を取得していることについて、リスクの発生予想について十分な検討が必要である。

イ 措置状況 (担当課の平和・男女共同参画課からの回答)

当財団の事業は主に県からの管理運営補助金と啓発事業に伴う委託料で賄っている状況であり、財団独自の自主事業を計画するための財源が乏しく、自主財源の確保が課題でした。

そのことから、自主財源の確保に向け充分検討を重ね今後の財団の運営等を考慮し長期で設計されている債権を購入しました。

今後、基本財産の運用にあたっては、リスクの発生しない債権を購入するなど、健全な運営に努めて行きます。【平成 20 年 5 月 23 日公報号外第 22 号】

健全な運営に努めるため、元本保証の外国債を購入しています。

(3) 監査意見③

ア 監査意見 (同年度包括外部監査結果報告書 84、103~104ページ)

委託契約のほとんどが随意契約であり、競争入札を導入すべきである。 また、業者指名方法等を文書化し、透明性を高める必要がある。

イ 措置状況 (担当課の平和・男女共同参画課からの回答)

施工業者以外の業者が保守点検をすることで、管理運営に支障をきたすため、随意契約としました。

今後、委託業務に係るおきなわ女性財団会計規程の適用にあたっては、競争原理を念頭に契約締結に務めます。また、類似施設より情報を収集し選定基準を設け、入札手続の透明性・効率性を図ることに務めます。【平成 20年 5 月 23 日公報号外第 22 号】

三重城合同庁舎全体に関わる委託に関しては、毎年入札を行っています。 ホール舞台関連に関しては、設置メーカー独自の機器及び部品も扱って いるため、他社での点検による業務委託では、最終的に他社メーカーの機器 及び部品等は保証ができないという理由があることから、設置業者による保 守点検を随意契約で行っています。

(4) 監査意見④

ア 監査意見 (同年度包括外部監査結果報告書 84、104~105 ページ)

県からの派遣職員人件費に相当する額が補助金、委託金の中に実質的に 含まれている。財団で支給される人件費が財団での業務内容等を勘案したも のではなく、県での給与相当額がそのまま 100%支払われている現状では、 実質的には、県からの派遣職員の給与を県が支給していることと同じである から、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の趣 旨を勘案し、財団を経由しないで直接支給できる場合は直接派遣職員に対し て支給すべきである。

イ 楷置状況 (担当課の平和・男女共同参画課からの回答)

県から財団への職員の派遣は、公益法人等への一般職の地方公務員の派

遺等に関する法律及び沖縄県公益法人等への職員の派遣等に関する条例に 基づき行われています

また、財団における派遣職員の給与は財団法人おきなわ女性財団の役員 及び職員の給与及び旅費に関する規程により、沖縄県職員の給与条例に準ず ると定められています。

派遣職員の給与については、派遣法により原則として給与を支給しない こととされています、財団へは、県の男女共同参画社会の実現に向けた施策 の実施のため各種業務を委託していますが、委託料については委託業務の内 容等を勘案して積算しており、人件費相当額についても県派遣職員に付随し た義務的経費ではなく、委託業務の円滑な推進を図るための財団職員の人件 費相当額と考えております。【平成20年5月23日公報号外第22号】

平成23年度から、派遣職員の給与は、沖縄県公益的法人等への職員の派 同条例に規定する手当以外の諸手当等については財団が支給することにな 遺等に関する条例の規定に基づき県が直接支給することになります。また、 ります。

(5) 監査意見⑤

監査意見(同年度包括外部監査結果報告書 84、105~106 ページ)

指定管理者からの申請を受け県が承認した利用料金には施設利用者が入場 料を徴収する場合の利用料金も設定されている。これは、利用者にとっての 営利行為にあたらないかが問題となるが、留意事項の規程が曖昧である。利 用は公益目的に限定すべきであり、利用を制限する場合はその基準を明確に 用が営利目的である場合などは受付できない旨、規定されているが、一方で、 「沖縄県女性総合センター使用許可受付等留意事項」の4には、 すべきである。

措置状況 (担当課の平和・男女共同参画課からの回答)

平成 18 年度からは「沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関す

る条例」に基づき、当財団が県から指定を受け管理を行い、施設利用の許可 あるほか、「施設を利用することについて、特定な個人や団体等に対して有 利あるいは不利になるような不当な差別的な取り扱いをしないこと」となっ ており、これらを踏まえ、財団においては、利用者が公平に施設を利用でき については、「正当な理由がない限り、施設利用を拒むことはできない」 るよう周知を図っているところです。

財団としては、募集要項に基づき貸館業務マニュアルを作成し施設管理 を行っているところでありますが、次期の指定管理申請において対応を検討 してまいります。【平成 20年 5月 23日公報号外第 22 号】 平成 18 年度の指定管理者制度を導入した際、利用料金設定の見直しを行 い、適切に対応しています。

(6) 監査意見⑥

監査意見(同年度包括外部監査結果報告書 84、106~107 ページ)

財団は男女共同参画事業に特化する方向で検討 施設管理は民間に委ね、 することが求められる。

措置状況(担当課の平和・男女共同参画課からの回答)

当財団としては、設立目的の推進と財団経営を念頭に置きながら、県の 男女共同参画社 会の実現に向けた活動の拠点施設である沖縄県男女共同参画センターを管 理することは、男女共同参画事業の効果的、効率的な推進に必要であると 募集要項に基づき応募し、管理を受託している状況です。 考えています。

当財団としては、今後の財団のあり方、次の指定管理への応募等を含め、 対応を検討してまいります。【平成20年5月23日公報号外第22号】 平成 21 年度から民間企業との共同事業体を構成し、指定管理者の受託者 の一構成員となっています。財団は、県からの委託事業及び自主事業を実

施しています。

- (7) 上記措置状況等に対する本年度包括外部監査人による評価(指摘事項)
- ア 上記監査意見①及び②については、措置されたものといえる。
- 「監査意見③は、競争入札にすべき・業者指名方法等を文書化すべき、という指摘である。措置状況についての回答では、競争入札にしたと認められないし、業者指名方法等の文書化をしたとも認められない。したがって、末措置と評価せざるを得ない。未措置になっている理由も腑に落ちない。説明責任を果たしていない。
- ウ 監査意見倒については、未措置である。

平成18年度包括外部監查報告書104ページ~105ページでは、以下のように指摘している。公益法人等への一般職員の地方公務員の派遣に関する法律(以下「派遣法」という。)で原則として地方公共団体からの派遣職員の給与を当該地方公共団体が支給しないとされている。例外的に、派遣法は、地方公共団体の委託を受けて行う業務に従事する場合等には、条例で定めるところにより派遣職員の給与を地方公共団体が支給できるとしている。そして、派遣法を受け、沖縄県公益法人等への職員の派遣等に関する条例が制定されている。この法律・条例が制定されていることを前提に、監査意見④は、財団を経由しないで直接支給できる場合は県派遣職員に県から直接に給与を支給すべきであると言っているのである。

この監査意見④に対し、公報で公表された指置内容のように派遣法の原則を述べても県派遣職員に給与を直接支給しないことの理由付けには全くなっておらず、措置を講じたとして公報で公表した県の対応は、議論のすり替えと言わざるを得ない。

平成 23 年度から、監査意見④で指摘されたように県が直接支給することになったとのことであるので、その経過は将来監査・点検されるべきである

エ 監査意見⑤については、未措置である。

平成 18 年度包括外部監査報告書 105 ページ~106 ページでは、以下の旨

の意見を述べていると思われる。

ているるの利用は、「女性の地位向上を図り、男女共同参画社会の形成の促進に資する」というているるの設置目的に沿ったものでなければならず、ているるの利用は公益目的に限定されるべきである。そして、ているるの利用を制限する場合、つまり公益目的ではない場合には、その判断基準を明確にすべきである。しかし、沖縄県女性総合センター使用許可受付等留意事項の規定が曖昧である。そこで、監査意見⑤は、ているるの設置目的を規定している条例との関連を考慮して、ているるの利用を制限する場合を明確にすべきであると指摘している。

したがって、監査意見⑤について措置したかどうかは、ているるの利用を制限する場合を明確化したかどうかが問題である。

ところが、公報で公表された措置内容は、この点に答えていない。公表された措置内容の言う、利用者が公平に施設を利用できるよう周知を図っているとか、貸館業務マニュアルを作成し施設管理を行っているとかは、監査意見⑤の指摘する問題点からずれている。利用料金設定の見直しも監査意見⑥に直接応えるものではない。

- オ 監査意見⑥については、未措置である。監査意見⑥の趣旨は、施設管理は民間に委ね、財団は男女共同参画事業に特化する方向で検討をすべきというものである(平成18年度包括外部監査報告書84ページ)。したがって、措置したかどうかは、この検討をしたかどうかで判断される。しかし、公報で公表された措置内容は、「対応を検討してまいります」とのことであり、未措置なのは明らかである。。
- カ ○一⑤の監査意見は、同財団運営上のいわば技術的な各論についてである。ただし、監査意見⑥については、設置目的に合致した財団・ているるのありようを求めることになり、財団・ているるの存続の可否の問題につながりかねないから、財団自身による判断は困難であると思われる。

しかし、監査意見®については、同財団のありようそのものに関わるものであり、監査意見®に従えば現在行っている施設管理業務を同財団から

手放すことになるのであるから、同財団及びその所管課が監査意見⑥に抵抗するあるいは答えが出せないのは自然である。

そもそも、同財団は、いわゆるハコ物を管理することを目的として設立されたものではない。同財団の存織を前提とすると、本年度包括外部監査人も、平成18年度の上記監査意見⑥に意見を同じくするものである。

4 本年度の包括外部監査の結果

(1)(財)おきなわ女性財団の事業縮小と、その存在意義を再検討すべきである(指摘事項)

同財団の設立目的は、上記のとおり、男女共同参画型社会の実現を目指すというものである。しかし、平成 22 年度の事業を見ると、男女共同参画を拡大解釈して事業内容を広げているように思われる。例えば、D V 被害者支援は、家庭とその周辺支援組織の問題というべきであるし、パソコン教室は職業訓練の事業である。それぞれの事業の社会的な必要性あるいは重要性は高いと仮定しても、その事業を同財団で担うべきかどうかは別問題である。事業内容を拡大しようという動きは、同財団の設立目的である男女共同参画型社会のための活動内容は現実には少ないので、財団の存続のために事業拡大を図っているものと評価できる。

したがって、同財団は、男女共同参画社会推進助成事業といった同財団の設立目的の実現といえる事業や、同目的を果たすために同財団を存続させるのに必要な賛助会員の募集以外の事業の廃止を検討すべきである。

なお、上記平成 18 年監査意見⑥に関しても、財団の存続自体が自己目的となってはならないと指摘されている(同年度包括外部監査報告書106ページ)。(2) ハコ物「ているる」の廃止、民間売却等を、独立の第三者委員会を設置して検討すべきである(意見)。

ているるの平成 21 年度の稼働状況は、同財団から示された資料によっても全体で 47.7%となっており、施設の半分以上の期間は空の状態であるといえ

また、ふれあいサロン (団体交流室)の平成 22 年度の登録団体名簿を見ると、登録団体は 19 団体ある。それらの団体の活動目的で男女共同参画に関連するものが掲げられているのは、7 団体に過ぎない。

このような状況では、男女共同参画の施設として存続の必要性に疑問があると言わざるを得ない。

県としては、県民財産確保の観点から、ているるを廃止して貸し会議場等とするか民間への売却する等の方策を検討すべきである。

第6章 教育支援のあり方と、中間的自治体である沖縄県の果たすべき役割(財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団)

-パブリック・プライベート・パートナーシップ理論 (PPP理論)を参照して、教育支援のあり方とその「公益性」について検証する-

14

財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団は、本県の教育・文化の振興及び産業発展に寄与するための国際性豊かな人材の育成と国際交流・協力の拠点形成を図ることを目的に、次の事業を実施している。

①県内に住所を有する者の子弟のうち、優秀な学生又生徒で経済的理由により就学

困難な者に対する学資の貸与・給与事業

②留学助成・研究助成その他必要な事業

③外国語教育事業

④海外からの留学生の受入れその他国際交流・協力に関する事業

2 沿車

財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団は、昭和 28 年に設立された(特)琉球青成会を前身としている。

本土復帰の昭和 47 年に、同会を財団法人沖縄県育成会が継承し、昭和 57 年に復帰 10 周年を記念して財団法人沖縄県人材育成財団と改称した。

平成元年に、英語センターを前身とする財団法人沖縄県語学センターと統合した。 さらに、平成 12 年に財団法人沖縄県国際交流財団と統合し、名称を財団法人沖縄 県国際交流・人材育成財団へ改称した。

3 事業内容

(1) 育英・奨学事業の充実 (奨学課、総務課)

経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学金の貨与・給与及び学生寮管理運営事業を行う。

①奨学金給与事業 (奨学課)

a 高校、大学・大学院委託給与奨学生

②奨学生貸与事業 (奨学課)

a 高校、専修学校 (高等・専門課程)

高等専門学校、大学、大学院貸与奨学生

b留学生貸与奨学生

c 在沖米軍施設, 区域内大学貸与奨学生

d 沖縄県出身海外移住者子弟貸与奨学生

③学生寮管理運営事業 (総務課)

a 南灯寮 (男子寮:東京都狛江市)

b 沖英寮 (女子寮:東京都世田谷区豪徳寺)

c 大阪寮 (男子寮:大阪府吹田市)

(2) 留学事業の推進(留学課)

国際化時代における本県の振興発展を担う多様な人材を育成するため、留学

生・研究員派遣事業を行う。

①国外留学生派遣事業 (県費)

a 博士課程、修士課程、1年課程、6 か月課程

②小渕沖縄教育研究プログラム

(日米共同プログラム)

③高校留学生派遺事業

④専門高校生国外研修事業 (台湾)

⑤在沖米軍施設, 区域内大学就学者推薦事業

(3) 語学関連事業の拡充 (語学センター)

語学力の向上を図り、本県の振興発展に寄与するため、語学講座を開設する。

①午前集中英語講座

a上級、中級、初級クラス

②同時通訳基礎講座

a 英語(レベル I、II、II、II)、中国語

③翻訳者養成講座

a 英語

-86-

-66-

- ④留学対策講座 (レベルI、II)
- ⑤TOE I C対策講座
- ⑥ビジネス応用英語
 - ドラダン ナイコン
 - ⑦実用英語講座
- 8実用中国語講座

(4) 国際交流・協力事業の推進 (国際交流課)

地理的・歴史的特性を生かして、諸外国との交流を推進し、国際交流・協力 拠点の形成を目指して、諸事業を行う。

- ①外国人による日本語弁論大会
- ②国際交流員等の学校派遣事業
- ③日本語読み書き教室
- ④海外留学生受入事業
- ⑤私費外国人留学生奨学金給付事業
- ⑥新ウチナー民間大使活動促進事業
- ⑦ J I C A 沖縄国際センター研修員受入事業
- う」:Offiredのドン、 でのほべハサボ ®国際理解・協力のための高校生の主張コンクール
- ③国際理解・協力のための中学生の作文コンテスト
- 4 過去の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況で問題があると考える 車面
- (1) 奨学金の滞納状況について
- 7 指摘内容

平成15年度から平成19年度の年間返済額等の推移をみると、滞納額は増加しているが、返納額は逆に減少しており、奨学金財政に大きな影響を与えかねない問題となってきている。

今後ますます滞納者が増えると予想される状況下にあって、コスト面も当然考慮すべきで、回収業務に貸付業務以上の労力を要している面もある。回収業務をサービサーに委ねることも検討して良いと思われる。

イ 楷贋状況 (措置を講じていない理由)

回収に係る外部委託(サービサー(債権)回収会社)の導入は、平成20年度に債権管理回収業に関する特別措置法施行令の一部改正が行われ、高等学校等奨学金についても、財団においても活用が可能になったばかりであり、平成22年9月時点において全国6県、九州1県が導入したのみである。まだ導入事例が少なく、導入による利点、弊害も十分明らかになっていないことから他県の動向も踏まえ、今後3年間を目途に導入の可否について総合的に検討中である

ウ 現状

初年度平成17年度新規採用者の貸与(3年間)が終了し、平成20年度より 「高等学校等育成奨学事業」の返還業務が本格的に始まったにもかかわらず、当 該奨学金事業に対する返還業務要員が配置されておらず、本務職員の採用及び嘱 託員採用を要求している。(平成22年3月に採用試験を実施する予定) 今後、返還対象者は毎年約1,000名増加し、平成22年には3,000名以上になることから返還業務要員の正規配置が必要である。(平成29年度には返還対象者が1万人を超えることになる)。

平成 21 年に債権回収管理規定を作成したがまだ十分機能しておらず、平成 22年度で滞納額が 1 億 2 千万円を超える状況である。(平成 21 年度までの奨学金貸与状況は次頁の表のとおりである)。

奨学金貸与状況

H17 H18	61	H20	H2.1	itini
H18	19	H20	H21	l a
				4,388
				507, 666
740 1,583 2	2, 562	2, 689	2, 933	10,507
(740) (862) (1,	,016)	(1, 154)	(1, 239)	(5,012)
171,858 365,882 592	2, 745	618, 261	675, 734	2, 424, 480
24 66	73	78	80	321
(42)	(44)	(47)	(41)	(198)
24,015	6,340	27,030	28,050	114, 135
129 125	133	106	95	842
(45) (49)	(47)	(20)	(32)	(325)
28, 086 28, 020 30	0, 408	24, 327	21,366	187, 725
	10	12	6	52
(4)	- 1		- 1	
2, 604	ر.			12,810
	56	25	25	218
(25) (12)	\sim $ $	\sim $ $	\sim	(119)
290 19, 590 1	4	4,	- 1	123, 420
556	260	499	447	13,850
(165)	(166)	(119)		
495 312, 870	6, 550	282, 105		6, 291, 220
	20	18	19	704
	(10)			(390)
18, 900 17, 280 15	5, 300	15, 480	15, 180	443,830
	28	. 28	28	160
	(10)	(10)	(8)	(283)
19, 980 15, 280 12	2, 460	13,520	13, 480	342, 555
5 6	7	ro	0	163
(3) (3)	(2)	(0)	(0)	(99)
1,520 2,000 2	2, 200	1,000	0	39, 567
0	0	0	1	47
(0) (0)	(0)	(0)	(1)	(30)
0 0	0	0	480	18,684
1, 565 2, 439	3, 419	3, 460	3, 637	31,852
.	,311)	(1, 375)	(1, 448)	(12, 391)
707	000		, , ,	10 506 009
(1, 545 (1, 545 (1, 545 (1, 545 (1, 545 (1, 545 (1, 545 (1, 545 (1, 525 (1,	H17 H18 H8 H8 H9	H17	H17 H18 H19 H20 740 1, 583 2, 562 2, 689 (740) (862) (1, 016) (1, 154) 171, 858 365, 882 592, 745 618, 261 171, 858 365, 882 592, 745 618, 261 171, 858 365, 882 592, 745 618, 261 17, 858 365, 882 592, 745 618, 261 17, 86 365, 882 592, 745 618, 261 18, 700 24, 015 27, 030 18, 700 24, 015 27, 030 18, 700 24, 015 27, 030 18, 700 14, 760 14, 280 18, 764 2, 604 2, 520 2, 898 28, 290 19, 590 14, 760 14, 280 18, 900 165, 90 166, 90 18, 900 18, 900 17, 280 15, 300 16, 480 18, 900 17, 280 15, 300 16, 480 18, 900 17, 280 12, 460 10 <	4,388 H17 H18 H19 H20 H2 4,388 (1,549) (1,549) 2,662 2,689 2,7 607,666 740 1,583 2,562 2,689 2,7 (0) (740) (862) (1,016) (1,154) (1,124) (1) (1740) (862) (1,016) (1,154) (1,124) (1) (1740) (862) (1,016) (1,154) (1,124) (1) (1740) (862) (1,016) (1,154) (1,124) (1) (17,888 365,882 592,745 618,261 675,61 (1) (12 73 78 78 78 78 (1,20) (24) (44) (47)

注: 人数は延べ人員 / () は当該年度の新規採用分 / 大学は新国費学生を含む

(2) 県退職者の理事長就任について

ア 指摘内容

従来から財団の理事長は県教育庁出身者が充てられており、多くは教育長の職にあった者が、県を退職後同財団に再就職している。

このように半ば当然のこととして、教育委員会出身者が一律にトップに就くのは適切とは思われない。一般県民にとっては公平性を欠く。 界退職者の役員就任に関して「沖縄県教育委員会が主体となって設置する公社 等の指導監督要領」(平成17年3月25日判定、平成20年2月19日改正)では、 界外郭団体の常勤役員には、県退職者が就任することが当然のごとく取り扱わ

措置状況 (措置を講じていない理由)

7

れており、問題である。

財団の理事には、本県の教育、文化、産業の発展に資するための国際性豊な有為な人材の育成並びに国際交流・協力拠点の形成という財団設立の趣旨に精通している人物が財団により選任され、理事長は理事会で財団寄附行為に基づき、理事から互選されているところである。

未措置(現状を容認)である。

1

外部監査人の指摘の真意は県教育庁出身者の天下りポストのごとく、県退職者が一律で理事長に就くのは好ましくないという指摘である。

5 楷置状況に対する平成 22 年度包括外部監査人による評価

(1) 奨学金の滞納金対応体制(回収業務体制)を強化すべきである(指摘事項) 平成22年度で滞納額が1億2千万円に達し、さらに今後返還対象者が毎年1,000名ずつ増加していき、3年後には3,000余名、平成29年度には10,000名を超えることになり、景気動向と管理業務の増加を考慮すると滞納者も増加することが懸念される。 滞納初期段階から積極的に督促業務を図り、計画的な奨学金の返還を図らなければ長期滞納につながり、不良債権が増大することになる。ひいては奨学金制度に支障をきたすことになる。財団はかかる状況下で、回収業務を外部委託化するかどうかを今後3年間を目途に導入の可否を検討するとして

いるが、その間の体制強化も必要であろう。

しかし、当財団法人においては中核人材が県に引き上げられ、組織体制が弱くなることが懸念される。貴重な奨学金制度を維持し、本県の人材育成の制度を継続発展させるためには、人員補充をはじめ専門家の育成等、体制の強化・充実が必要である。

(2) 理事長及び職員体制のあり方について (意見)

平成 20 年度の外部監査報告書において「理事長ポストに教育長にあった者及び教育庁出身者が一律に就くことは適切とは思われない」と指摘されて

しかし、沖縄県の理事長が県庁出身であるということは必ずしも不適切とは言いきれない。この点、本包括外部監査人は、平成 20 年度の包括外部監査人とはやや見解が違う。問題は、就任する際のプロセスの透明性の確保である。理事長就任後に、氏名、就任先、就任の必要な理由等を公表することが必要である。こうすることによって、県民への説明責任を果たすことができる。必要な理由が具体的でないとき、行政側の視点と県民の視点とが乖離することが明らかとなり、組織全体に気付きを与える良い契機となる。

職員体制においては、中核人材の派遣取り止めという手法だけではなく、 県との十分な連携の下で人材育成を担っていくためには、人的交流・人事交 流は必要であり、派遣法(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に 関する法律)に抵触しない方法を研究し、財団法人の強化を図り、沖縄県の 人材育成事業を拡充することも重要である。

他県の事例も十分に研究し、組織人事・体制のあり方を検討する必要がある。

(3) 学生寮の運営について

1) 老朽化対策の必要性

学生寮は県から建物を借り受けて運営しているが、建物(南灯寮、沖 英寮、大阪寮)の老朽化がすすんでおり、修繕が必要な状況になっている。 今後、その必要性はさらに増していくことが十分予測できるにも係わらず、 現状においては県の予算制度上、修繕計画及び修繕引当金は積立てること

ができないということである。

現状では、壊れてからでないと修繕の予算確保が難しい状況であり、財産 管理上、非常に不都合である。壊れる前に手当することによって財産の保 全を図り、その価値を維持することが本来の姿であり、壊れそうになって も壊れるまで手当できない制度というのは改めるべきである。 壊れてからの手当・修繕ということになれば、住人に不都合や支障が生じ

ることになる。 現に、南灯寮においては水回りで不都合が生じたにも係わらず、即対応

ができなかったという事象も起きた。

修繕計画を立て、修繕引当金に相当する予算を確保し、適切に管理する 事が必要である (指摘事項)。

2) 長期的対応

長期的には学生寮の建て替え時期がくるであろうことは十分予測される。 利用者のニーズ把握は当然のことであるが、寮活用の需要と併せて建設コスト及び維持コスト等の算出と家賃補助制度で対応する場合の比較シミュレーションを行ない、学生寮の建て替えが良いか、バウチャー的に家賃補助制度が良いか、検討することが求められる(指摘事項)。

-104-

- 5 教育支援のあり方と、中間的自治体である沖縄県の果たすべき役割
- ーパブリック・プライベート・パートナーシップ理論 (PPP理論)を参照して、教育支援のあり方とその「公益性」について検証する-
- (1) パブリック・プライベート・パートナーシップ理論 (PP 理論)の基本的 老シ ħ

パブリック・プライベート・パートナーシップ理論 (PPP理論)は、行政、地域住民、民間企業との間の役割と責任のあり方を見直し、基礎(的)自治体である市町村からの公共性・自発的公共関係に支えられた「公共サービスの質的改善」を実現することを第 1 の目的としている。(宮脇淳編集代表『自治体経営改革シリーズ1 自治体戦略の施行と財政健全化』、ぎょうせい、106~107ページ参照。)

参考文献を引用すれば、まず、基礎自治体優先の原則として、

(3) 下からの公共性と基礎自治体優先の原則

下からの公共性・自発的関係を考える上で重要となるのは、地方分権議論で基本原則として位置づけられている基礎自治体優先の原則である。

基礎自治体優先の原則は、各段階での行政機関の責任を明確化にし、国が無原則に地方自治体に対して介入することを排除する上で事務の配分に当たっては市町村を優先することを原則とする考え方である。基礎自治体優先の原則は、日本の終戦後の地方自治構想にむけて示されたシャウブ勧告でその内容が示されている。

ジャウプ制告では、「①能う限り、または実行できる限り、三段階の行政機関の事務は明確に区分して、一段階の行政機関には一つの特定の事務が専ら割り当てられるべきである、②それぞれの事務は、それを能率的に遂行するため、その規模、能力及び財源によって準備の整っている何れかの段階の行政機関に割り当てられるであろう、③地方自治のためにそれぞれの事務は適当な最低段階の行政機関に与えられるであろう。市町村の適当に遂行できる事務は都道府県または国に与えられないという意味で、市町村には第一の優先権が与えられ

るであろう。第二は都道府県に優先権が与えられ、中央政府は地方の指揮下で は有効に処理できない事務だけを引き受けることになるであろう」としている。 戦後日本の行政体系は、中央集権型を基本としておりシャウプ勧告に基づく 基礎自治体優先の原則が結実することなく推移してきた。

しかし、地方自治の基本として受け継がれ、1990 年代以降本格化した地方分権改革の議論においても、基礎自治体優先の原則は根底に位置する原則として位置づけられている。近接性・補完性の原則の下、地方自治の源泉が基礎自治体にあることは、単に権限や財源、そして行政機能面だけで語られるものではない。その根底には、地域の民主主義に支えられた下からの民主主義、下からの公共性・自発的公共関係の形成を優先する理念が流れている。

が明らかにされる。(同書42~43ページ)。

さらに、パブリック・プライベート・パートナーシップ理論の基本的考え方と

PPPの基本的な考え方には、第1に公共サービスの提供は行政に独占されるべきではなく、地域住民や民間企業も公共サービスを提供する主体として認識すること、すなわち、公共選択アプローチの思考をより多く取り入れ、公共サービスの在り方を考える際は多様化が重要とされる。

第2に、公共サービスの単純な民営化、すなわち民間資本 100%に移行することは重要とせず、単純に行政から民間への移行を目指す考えを持たないことである。行政か民間かの両極端の思考ではなく、その中間に位置する多様な選択肢を重視していく考え方である。

第3は、行政の役割として地域住民のニーズに根ざした公共サービスの質的 改善を実現するモニタリング機能を大きく位置づけることである。モニタリン が機能を大きく位置づけるためには、個々のパートナーシップの展開において、 何を目標にするのか曖昧な公共性の言葉に依存せず明確にすることが前提とな る。それにより、形式的な手続主義による「公共性を達成したはず」という推 測で評価するのではなく、客観的なものさしを行政と民間で共有したモニタリ ングを行うことが可能となる。

とされる (同書107~108ページ)。

00 -

当平成 22 年度包括外部監査にあたっては、この P P 理論は地方自治の本旨論とも連結するものとして、具体的監査テーマに関して参照している。

(2) PP理論と前平成 21 年度及び本平成 22 年度包括外部監査の監査テーマの関連

1) 平成 21 年度包括外部監査

「公の施設」の管理運営のあり方(特に指定管理者)について

第5章 地方自治法における市町村と都道府県の権限分配(43~44ページ)において、基礎的自治体である市町村優先の原則につき明示した。さらに、

第6章 監査の視点とチェック項目(45~52ページ)において、この基本的視点にもとづいて、監査が実施されたことを示した。

具体的な監査項目としては、特に

第14章 沖縄県立図書館

5 宮古・八重山分館の存在・廃止をめぐる議論について

6 運営主体のあり方について

7 監査の結果(指摘事項及び意見)

で、包括外部監査人の見解を明らかにしている。

2) 本平成22年度包括外部監査

過去の包括外部監査の措置状況について

特に、具体的な監査項目である、

本第6章 教育支援のあり方と、中間的自治体である沖縄県の果たすべき役割(財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団) と、

第7章 県立病院(県直営)に関する監査上の問題点

で、個々の問題状況に即して、包括外部監査人の考え方を明らかにした。

3) PPP理論の具体的ケースにおける基本的枠組の再確認 参考文献を以下引用して、基本的枠組を再確認したい。

ア 構造的対立の意味 (同書62ページ)

たとえば、地方自治体内の唯一の公立病院を維持するべきという地域住民の声が大きい一方で、地方自治体の財政危機が深まり、地方財政健全化法による再生団体等に陥る危険性がある場合、あるいは少子化によって小学生の数が減少し複式学級の解消、耐震性の充実等が必要となる中で小学校の統廣合を進める考えの一方で、地域にとってのコミュニティの中核的存在たる小学校は残すべきとする強い反対意見が提示されるなどの状況である。いずれも、一つの地方自治体の中で相互に排他的な解決点が存在する状況である。

構造的対立の克服 (同書63~64ページ)

① 耐えられる対立の領域

第1の「耐えられる対立の領域にとどめること」とは、議論を通じた新たな創造性を限定化し現在の対立による損失を最小化することで「現実的」な解決策にまず手を伸ばす戦略をとることを意味する。

たとえば、公立病院について廃止ではなく、とりあえず規模の縮小等によって最低限の地域の医療機能は維持し、財政負担も一定の軽減を実現する等の方法である。この方法の重要な点は、単なる妥協を模索するのではなく、将来の地域における医療機能の新たな姿等に結びつく第一歩としての妥協点を形成することである。このことによって、新たな創造性の一部は一時的に負なわれるものの、手を伸ばした耐えられる領域の解決策が将来の方向性について予測可能性と確実性を高める存在となり、そのことが将来的に意図した創造性を確実に実現する一歩となる。公立病院の規模縮小を実現したことにとどまるのではなく、将来における周辺地方自治体や民間病院等との医療ネットワークの形成とその利用を便利にするための移動方法の整備等役割分担によるパートナーシップ展開への取り組みを提示すること。あるいは、小学校の統廃合の例では、統廃合に伴い空室となる小学校施設の活用について地域とのパートナーシップを展開し新たなコミュニティの中核機能を形成することなどである。

耐えられる対立への解決策の誘導に関する重要なポイントは、足元では妥協的産物に見えても将来に向かった創造性を高めるプロセスを発掘し提示できるか否かにある。それがない場合、新たな創造性だけを限定化する一方で既得権益を温存し、問題点を先送りするだけの戦略となる。こうした状況に陥ると将来の方向性が後ろ向きとなり、当初の議論自体が形骸化する。創造性を高めるプロセスは、二項対立の視点だけでは見だし得ない。公立病院の廃止・存続という二項対立の構図の中間領域に地域の医療を維持充実させる多くの選択肢の存在を積極的に意識することである。

さらに重要な点は、公立病院や小学校を残すことが目的なのか、地域の医療機能、地域のコミュニティ機能を維持し充実させることが目的なのか十分議論することである。主体論的思考では公立病院、小学校という施設を維持しても、機能が維持されるとは限らない。むしろ関係論的思考で地方自治体内や周辺地方自治体等に存在するさまざまな資源を掘り起こし相互に活用する関係を形成することで医療機能、コミュニティ機能を地域に維持し拡充させることが重要となる。

このような基本的枠組をふまえて、本件の財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団について検証していく。

- (3) 教育支援のあり方と財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団の存在意義
- 教育支援のあり方とその「公益性」について検証する一
- ア 教育支援のあり方について
- (ア)まず、参考のため、平成21年度包括外部監査「公の施設」等に関する 監査の「チェック項目」を別紙に掲げた。

別紙

監査のチェック項目

直 宮 踊 殿	指定管理者導入施設
公の施設として県が経営	公の施設として県が経営していく価値があるか
必要性は何か。 、現在でも通用 目的どおりに最 者の実態からみ	客廳的な菓づけをもっているか。 するものなのか(見直す必要性はないのか)。 大堰利活用されているか。 で公の施費と扱うにふさわしいか。
雅が担えばより	ፈ ًደኑ ወሎ
1 直営とする必要性・合理的理由はある	1 公平で透明性のある選定がなされて
か。 2 住民サービスは充実しているか(民営	いるか。 選定委員の構成、指定基準(公募・非
化せずとも官でもできているか)。 3 沖縄県の歴史的特性を取り込んだ施	公募の別)等。 過去の管理実績を有利な事情とすべ
数の運営のあり方はどうなっているか。	きか。 2 指定管理者の力を最大限に引き出す ように、サポート体制がとられている
	か。 3 指定管理者の業務運営の適正を確保
	to
	されているか。
	5 発在者側において監査業務がルール 化(見える化)されているか。
情報公開 <県民	<県民の参加が必要>
1 沖縄戦の歴史的意味を訴える業務の決定過程は公開されているか。非公開ならその理由は何か。	1 沖縄県情報公開条例に指定管理者の 管理業務に関する情報の公開規定があ るか。協定書には定めが層かれている
	か。 2 協定書の内容は必要十分か。
指置状況 <離が改善	<誰が改善の努力をしたか>
1 過去の監査で指摘された点は、どのようか。	どのように措置されたか。いかなる判断過程を経た
個人情報保護 くこんなは	くこんなはずではなかった・・・>
	1 沖縄県個人情報保護条例に規定があるか。協定書はどうか、 るか。協定書はどうか、 と 協定者の定めは十分が (必要かつ適切 な安全管理指置が構じられているか)。 3 県の実際の監査、調査体制は十分か。

財団についても、ほぼ同様の視点を監査のチェック項目にした。

特に、「誰が使えばよいのか」

- 1 直営とする必要性・合理的理由はあるか。
- 2 住民サービスは充実しているか (民営化せずとも官でもできるか)
- 3 沖縄県の歴史的特性を取り込んだ施設の運営のあり方はどうなって

を参照し、次のように評価した。

いるか。

(イ)(財)沖縄県国際交流・人材育成財団の各事業についての監査の評価は以下のとおりである。

財団における教育支援の態様
 投学資金・育成会事業 ← 中間的自治体である沖縄県で実施する必要はない。(ただし、日本育英会の解散という経緯がある。)
 商という経緯がある。)
 商という経緯がある。)
 再空センター事業 ← R間でよできる。かえって民業圧油の

語学センター事業 ← 日間でもできる。かえって民業圧迫の 可能性あり。 国際交流事業 ← 中間的自治体である沖縄県で実施す る必要はない。 学生寮の運営 ← そもそも民間事業。事業の存在意義が

問われる。

イ (財)沖縄県国際交流・人材育成財団の存在意義(意見)

財団の諸事業について、民間営利事業と異なる性質を持つのは、奨学資金・育成会事業と一部の国際交流事業と考えられる。沖縄県の外郭団体としてありかた(存在意義)が問われることになる。

財団は、監査時において、公益法人化を目指し、公益認定の申請手続中で

あった。

公益法人か、一般財団法人が妥当か、の論点はあるにしても、包括外部監査人としては、すべての外郭団体等について、強力な権限を持つ独立第三者委員会の評価と外郭団体等の改革計画の中で、これを解決していくべきと考える。

5 で述べた指摘事項等についても、この外郭団体改革の中で、再度問題となり、外部チェックを経て措置がなされるべきである。

県立病院(県直営)に関する監査上の問題点 第7章

沖縄県立病院の概要

(1) 沿革

昭和 47 年 5 月 15 日 (本土復帰の日)、琉球政府立病院を引き継ぎ、沖縄 県立病院事業として5病院(名護、中部、那覇、宮古、八重山)としてスタ 一ト。その後昭和48年4月沖縄精和病院が県へ移管され、沖縄県立精和病 院に改称され、現在の6病院体制の骨格が固まった。

以後の病院組織の大きな動きをたどると以下のようになる。

八重山病院新築移転 (石垣市字大川へ) 昭和 55 年 4 月

南部病院を設置(県立糸満療養所から) 昭和 57 年 4 月

環境保健部に病院管理局を新設 昭和 58 年 4 月 精和病院新築移転(南風原町字新川へ) 昭和 61 年 3 月 那覇病院改築移転 (旧琉球大学附属病院跡へ) 昭和 62 年 5 月

名護病院新築移転、県立北部病院へ改称 平成3年12月

中部病院新築移転 (具志川市字安里 281 番地へ) 平成 13年 10 月

[上記は、平成 15 年度包括外部監査結果報告書に記載済。その後の動きに ついて補充する。

中部病院が日本医療機能評価機構から認定書受ける 平成 15 年 2 月

南部病院を民間へ移譲 平成 18年 11 月

那覇病院を廃止し、南部医療センター・こども医療セ

ンターを開設(南風原町新川へ)

地方公営企業法の全部適用へ移行 平成 18 年 4 月

病院事業局を設置

そのため医療施設の水準は全国レベルにも近づきつつあるが、現在でも民間 沖縄県は、他都道府県と比べて、当初かなり立ち後れの状況にあったた め、琉球政府立一県立病院主導の医療提供体制が形成された、とされる。 病院等よりも、県立病院に対する依存度が依然として高い。 平成18年4月1日には、(従来より続く)赤字体質からの脱却と経営の

抜本的改革を目指して、地方公営企業法の全部適用へ移行した(出所:『平 成 21 年度版沖縄県立病院年報』)。

(2) 沖縄県立病院の特徴(指摘事項)

ア (1)沿革で述べたように、日本復帰当時の沖縄県の医療事情は、全国 に比べて民間医療機関も未発達で、また県立以外の公的医療機関もすく なく、また離島が多い等の地理的条件も重なって県立病院主導の医療提 供体制が続いてきた。 イ 平成 15 年度包括外部監査結果報告書は、県立病院事業が慢性的な赤字 している。その後の年度も含めた損益計算書の推移の概略は以下のとおり が続く厳しい経営状況にあることを平成 14 年度まで損益推移として記述 で、平成 21 年度まで慢性的赤字は続いている(医業利益の赤字金額を左 から右へた どるとわかる。)。

損益計算書推移

(単位:億円/億円未満切捨表示)

	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成19年度	平成 20年度	平成 21年度
医業収益	360	358	363	367	364	352	358	357	342	, 373	375	384
医業費用のうち 給与費	241	240	241	242	243	238	243	253	246	249	247	243
医業利益	▲ 38	€ ▼ 38	▲ 34	▲ 40	▲ 54	€ ₹	▲ 43	69 ▼	▲ 71	▲ 62	▲ 43	▲ 29
経常利益	▲ 21	▲ 18	▲ 15	▲ 24	▶ 38	▲ 22	▲ 28	▲ 46	▲ 50	▲ 34	▲ 21	7
未処分損益金 (いわゆる累積損 失)	▶ 266	▲ 285	▲ 302	▲ 328	▶ 366	▶ 390	▲ 421	▲ 468	▲ 518	▲ 216	▲ 238	▲ 231

18年度と悪化。その後平成19年度に再び下げどまり、直近の平成20年 平成17年度、平成 医業赤字は、平成 15 年度以降やや下げどまるも、 度、平成 21 年度と赤字幅が縮小したように見える。

補助金の増減による影響が大きく、実態は見かけほどは改善されていない。 しかし、収益項目と費用項目の細かな推移をみると、他会計の負担金や

	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
医業収益のうちの 他会計負担金	L+	L+	L+	8+	8+	6+	6+	+4	L+	+10	+11	+11
これがないとしたと きの医業利益	₹ 46	▶ 46	▲ 42	₹ 48	Z9 ▼	▶ 48	▲ 52	▶ 64	₽ 78	▲ 72	▶ 54	▲ 41

さらに大きく表面上の決算数値とかけ離れる原因が医業外収益の項目である他会計補助金と負担金交付金である。この2項目によって、経常利益は大きく変動する。

(単位:億円/億円未満切捨表示)

	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
のうちの 助金	+7	+12	+11	+11	6+	+12	+5	+4	+4	2+	& +	+16
掛のうち 交付命	+22	+22	+20	61+	+20	+17	+22	+23	+28	+31	+20	+26
項目がな ときの経	▶ 52	₽ 53	▶ 48	₹ 55	69 🔻	▶ 52	▶ 56	▶ 73	▶ 82	₽ 73	▶ 50	▶ 36

他会計負担金、他会計補助金、負担金交付金を含む一般会計から病院会計への繰入(民間企業の企業会計とはことなる考えによる、利益のいわばカサあげ要因)は、「一般会計繰出金」として損益計算書の末尾に表示される。

(単位:億円/億円未満切捨表示)

	平成	1-1	平成	平成	平成	平成	平成	1-1	平成	平成	平成	平成
	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
一般会計繰出金												
(民間企業の企業												
Š.	+38	+42	+40	+39	+38	+38	+37	+32	+40	+48	+40	+55
上・利益の増加表												
示要因)												

平成21年度病院決算は、在庫削減プロジェクトの実施等による経営改善要因があったとされるが、医業利益29億円の赤字でも、経常利益が7億円の黒字とされる大きな要因は、前年度比実に15億円増である一般会計繰入金による部分も大きい、といわざるをえない。

エ 後の項目でくわしく説明しているが、一般会計繰入金(別の立場からは 繰出金)が公益にもとづく適正額ならば、決算数値にもとづき、県立病院 の経営状況は良好かをチェックすることができる。しかし沖縄県において は、この損益計算書の一般会計繰入金(収益的収支予算の3条線入金と通 称されている。)だけでなく、資本的収支(病院の建物・土地などの固定 資産に関する会計)に関する一般会計繰入金(資本的収支予算の4条線入 金と通称されている。)においても、相互の金額の流用を含む恣意的な数 値操作がおこなわれている。この基本的問題点が解消されなければ(手続 やチェック体制が整わなければ)、そもそも決算等の基礎データが信用で きず、赤字体質からの脱却も、経営の抜本的な故草もありえない。 このような問題状況がほとんど改善されていない(よって抜本的改革にはほど遠い。)のが、沖縄県立病院の特徴である。

- 過去の包括外部監査の指摘・意見に対して、沖縄県はどう対応したか
- (1) 平成 15 年度包括外部監査で「沖縄県立病院の財務に関する事務の執行及 び経営管理について」が監査対象(「特定の事件」)となった。

監査テーマとして選定した理由を、毎期多額の損失を計上し、平成14年 度末の累積欠損金は367億円で、ほぼ売上に相当する医業収益と同額であ り、この累積欠損金比率100.5%は、都道府県立病院平均57.7%の約2倍 であり、経営状況が厳しいこと、また全国的にも、沖縄県においても自治 体病院のあり方が議論されていることとして、適法かつ効率的な運営がさ れているか、の監査が実施された。

- (2) 外部監査の要点は、以下とされた。
- ・経営状況は良好か
- ・病院事業の会計処理が「沖縄県立病院財務規則」に準拠して行われてい
- 収納事務、契約事務及び支出事務は関係諸法令等に準拠して適正に処理 されているか
- ・医業未収金の回収管理は適正に行われているか
- ・給与(退職金含む)の支給は規定等に基づき適切になされているか
- ・医薬品、医療消耗品の管理は適切か
- ・減価償却、引当金等の決算手続は適正になされているか
- ・業務委託は適切になされているか
- ・固定資産の購入手続、管理は適切か
- ・一般会計からの繰出は関係諸法令に準拠し適正になされているか
- ・各病院の利益管理は適切か
- (3) 監査結果は、「監査意見」として次の7項目の指摘がなされている。
- 1長期延滯未収金 ①長期滞納先の病院管理局による一括管理について
- ②死亡した長期滞納者について

- 2人件費について ①医師の初任給調整手当 ②勤勉手当 ③特殊勤務手
- ④能率給等の導入(の検討)
- 3 退職給付債務について
- 4 材料費について ①薬品の滞納状況について ②診療材料の購入単価決
 - 定方法について
- 5減価償却の開始時期について
- 6 医療機器の稼働状況管理について
- 7 一般会計繰入について
- 8診療科別原価計算の導入が必要である
- とに本平成 22 年度包括外部監査人が評価した結果は、以下の措置状況一覧 (4) 上記の指摘に対する改善措置がなされたか否か各担当課からの回答をも 表のとおりである(指摘事項)。

番		予算の		報告書		措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度
号	項目	款·項·目	指摘・意見の内容	のページ数	の有無	講じた措置の具体的内容 公	表の 有無	措置を講じていない理由	包括外部監査人による評価
5		激:病院專業費用 項:医業費用 目:給与費	③特殊勤務手当に関して、たとえば使間看護 節等手当が給与条例第21条の要件を充たす ものか、再検討する必要がある。	1-58	なし				措置を講じたとは評価できない。 検削プロセスが示されている し、時期についても明示している のは奏当である。 しかし、対広がきわめて違い (平成15年度特権。平成22年度に なっても措置なし。公表な し。)。
6		旅: 病院¥業費用 旅店: 海	②給与に関して、一定以上の効果に貢献した 担当者又は組織に対して、和応の見返りを与 える仕組みを作るべきである。たとえば、龍 事給の導入、動勉与当の労力的選用、給与体 系の技术的変更。地方公賞企業法全面適用も 検討課題である。	1-58	なし		- 1	なお、県病院事業は平成18年4月1日から、いわゆる全選企業へ移行した。	地方公営企業法を全面適用した のだから、その平成18年度で、こ の点には措置があったとして、公
7	退職給付債務につい で 【県立病院課】	歌:病院事業費用 項:医業費用 目:給与費	①地方公賞企業法施行令第9条第6項には健全な会計処理がうたわれている。県所落事業 伊務規則第129条には、連絡結今引当金の計上について規定がある。沖縄県布除市業会計に さいて、退職給与引当金を計上すべきである。		無				い。これは指摘事項である。この 指摘事項に対する対応がきわめて 遅い (平成15年度指摘、平成22年

平成15年度 措置状況一覧表 沖縄県立病院の財務に関する事務の執行及び経営管理について

平成15年度 措置状況一覧表 沖縄県立病院の財務に関する事務の執行及び経営管理について

44		予算の		報告書		措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度
号	項目	款・項・目	指摘・意見の内容	のページ数	の有無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	包括外部監査人による評価
	長期延褥未収金について いて 【県立病院課】	項:医業収益	①長期滞新先に関して、回収率が極端に低下する1年半〜2年を経過した滞留だといいては、消除管理所で一括管理 回収 (注応射電 を含む)を、外部委託を含めて行った方が能率的である。	1-57	無	【外部奏託】については、平成18年度2月 から債権回収サービス集者と委託英能を総 動し、平成19年度は全無上が防で回収委託 をおこなっている。 また、平成20年1月から大収金発生初期 また、平成20年1月から大収金発生初期 をおこなっている。 とないまける債権回収委託(サービサー)を を北部病院院、南部医療センター・こど のよりに に は いからは中部病院、南部医療センター・こど の 4 病院にも導入している。 【法的措置」については、平成15年度から 支払い替促を申し立てており、平成22年7 万末までに42年の支払い毎年の で、うち26中の債務名義を取得してい る規制所行は、平成19年度において強制執行 、八重山12の債務者について強制執行 手段として、債権差押命令申立てを実施した。	**	一,指管理については、各病院が効率的に 業務を行ううえで困難と考えている。	措置を課じたといえる。しか し、タイミングが遅い。 公表がなされていない。 公表がなされていない。 (本のでは、実効性ある 国政措置を譲りることにある。 そうだとすると、保値回収を対した。 にお持種と特別しなかったこと が、不当といえない。しかし、 一括管理を採用しなかった。 一括管理を採用しない。 しない。 (本のでは、 (本のでは (本のでは (本ので (本ので (本ので (本ので (本ので (本ので (本ので (本ので
2		歌:病院事業費用 項:医業外費用 目:維損失	②多項薄熱者に関して、本人が死亡してお の、保証人がいない場合でも、時効期間の5 年が経過しないと賃却をしていない例が見ら おた。この核な様に回収が望めない情熱者 の場合は、早期に不能欠損処理をすることを 検討する必要がある。	1-57	有	当該権権については、沖縄県民族規則第 52条第6号により、不能欠損処理を実施し で、 ・ 平局:17年度の最高裁判法により、公立第 所の個人医業未収金等の債権の削減時効の 援え方が、公法上の債権(6年、時効の援 用の必要なしかか5、指法上の債権(53 年、時効の援用が必済になった。 ことに伴い、海動情報による不続欠損が、 施少している。 【平成21年5月22日号外第19号】公表			措置を課じたといえる。 公表がきわめて選い、平成15年 度の指摘・意見に対する措置公表 が、何と6年後になされている。 包括外部監査への対応に問題があ る。
3	人件費について 【県立病院課】		①医師の初任給調整手当に関して、沖縄県全 依を離島その他へき地とする扱拠は見いだし がたく、再検討の余地がある。	1-57	なし			医師不足等の中、初任給凋極手当のエリア区分に差を設けることは困難と考えています。	
4		滅:病院事業費用 項:医業費用 目:給与費	②動勉手当に関して、給与条例、期末手当等 規則では、任命権者が一定の範囲内で定める 兌境定されている。ところが、実際上会員同 じ成績率が適用されている。条例等に沿った 運用ができるのではないか。	1-57	なし			包括外部監査意見も参考に、動勉手当の 成績率の運用ができるよう評価制度を整備 し、具体的な選用できるよう取り組みま す。	

平成15年度 措置状況一覧表 沖縄県立病院の財務に関する事務の執行及び経営管理について

#		予算の		報告書		措置を講じた場合	ECEMENT.	措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度
号	項目	款・項・目	指摘・意見の内容	のペー ジ数	の有 無	講じた措置の具体的内容 公	公表の 有無	措置を講じていない理由	包括外部監査人による評価
		項:医業収益 目:入院収益・外 来収益等 (平成22年度予算	各有院の責任者は、高額医療機能に関して 定期的に経験が決を把握するとが発生し しい。そして、利用率の向上を方策を検討する とが有用である。具体的には、高額医療機 器が有効に利用されている場合、定期的な力 シファレンス等の場で現場です。利用 率が低下している場合は、迅速な対応を考え る。	1-60 1-61	有	1 平成18年11月に「今後請じる措置の予算」表を作成の子質」表を作成の子質の子質の子質の子質のでは、	無		措置を講じたといえる。各有院的 信に具体的女宗がとられている。 しかし、他然外宿監査への対応 かやや趣い (平成15年度) 一元成昭 情間が、実質上なされているのなら、公妻すべきである。

平成15年度 措置状況一覧表 沖縄県立病院の財務に関する事務の執行及び経営管理について

番		予算の		報告書		措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度
号	項目	款・項・目	指摘・意見の内容	のペー ジ数	の有無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	包括外部監査人による評価
8	材料費について 【県立病院製】	款:病院事業費用 項:医賽費用 目: 材料費	①薬品の階留がある。 病院管理局において、 各県立病院の滞留に関する情報を共存化し、 必要に応じた転送、消費が望まれる。	1-59	有	選品の嚮留への対応については、整査の 措施に基づき、平成16年度から各県立病院 間において、期限切り良込み選品、不要 島の情報を共有し、必要に応じて転送。 得 りしている。 一番見報もりに併せて、金県立病院院によ 月品目を報表を作成しているため、当時 展上の が表している。 が表しているため、当時 が可能となっている。 【平成20年5月23日号外第22号】公表	有		措置を博むたといえる。指導に 対して、サスやかに措置がとらず ている。 たとし、この点について公表に なされていない(または平成20年 公表?)。
9		款:病院事業費用 目: 材料費	②診療材料の購入に際し、単独の見積もり提示となっているものがある。 単独見積もりは 例外とし、それしか得られない場合は合理的 理由を検討すべきである。	1-59	有	各病院における見積もりや、平成13年度 から県立病院膜において実施している一括 がら県立病院膜において実施している一括 元市をく見られたため、整査の引指図を によるなく見られたため、整査の引指図を によるなケールメリットを生から診療材製に によるスケールメリットを生から診療材製に によるスケールメリットを生から診療材製に によるスケールメリットを生から診療材製に はより付けけるため、果実施し、低 のより付けった。果実施し、低 調みに移めてきた。 中では日本の大きた。 のまました。外部民間コンサルタクト と変形した。 が表がまた。 かを活用した診療材料ををと数である。 その形式はは、果立病院課において、多まを 会社と契約を修飾している。 となれ、果な所に課している材料をとと数かに か、一括見積もり合わせに付け、様を提示し なお、年度積もから外形とから、 とないては一括見積もを徴している。 なお、年度積もから外形とのよるに かいては一括見積もを徴けるとなる品から なお、年度積もから外形とのよるに いては一括見積を かいては一括見積を から、一括見積もをしている。 なお、年度積もから外れるため、 となれ、年度積もから外れるため、 かいては一括見積を がないため、外部コンドルクを交渉をは、 がないため、外部コンドルクを交渉をは、 がないため、外部コンドルクを交渉をは、 がないたり、同種間動しの提案を検討 がたペンチーの種間をある場合には切響を検討 がたペンチーの種間をある場合になり、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、			措置を課じたといえる。 ただし、対応はやや遅い(平成) 15年度、平成19年度、中成19年 度)。公表もやや遅い、と思力す 活動の内容については、具体が かっなかりやすい説明がなされて いる。
10	減価償却の開始時期 について 【県立病院課】	款:病院事業費用 項:医業費用 目:減価償却費	資産を取得した年から月割候却するよう会計が針を変更することが望まれる。	1-60	無			内部検討の結果、通年度との比較分析 観点から、財務規則に基づいて取得の整度からの被価値対を継続することとし、 計ルールの変更は実施していないが、今 は、新公常企業会計基準の導入に合わせ て、月割償却する方針で検討している。	手い。 会 後

105

28:		予算の 款・項・目 指摘・意見の内容	報告書	の有		措置の有			括置を講じていない場合	- 措置状況等に対する平成22年度
号	項目	款・項・目	指摘・意見の内容	のペー ジ数	の有無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	指置を講じていない理由	包括外部監査人による評価	
14		項: 医業外収益	②変定基準と積算基準との整合性は必要である。 が、同時にそれぞれの具体的な基準の理論 が、同時によりでは、全性では、 が、同時によりでは、全性では、 が会変をは、全国平均にないかでは、のの同時間 申が見からない。なぜならは、医師等の人 特別では、全国平均にないからである。 後急を変には、全国平均にないからである。 を発している。②空間ではないからである。 の能測がにおきまる代勢ではないからである。 の能測がにおきまる代勢ではないからである。 場合と同様で、表間勘勝手当の分性種のの費用とでかる。 場合と同様で、表間勘勝手の分性をのでは、として、空疾機(経費)用を控験しているような。 経域が一般である。②空間をいるが、その場合からは、 経域が一般である。 経域が一般では、 を表している。 を表して、 のではないから、 のではないから、 のではないか。 のではないかれ。 のではないか。 のではないない。 のではないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	1-61~ 1-63	有	平成16年度線入金から、金定基準と標準、 集電の整合を図るため情報ルルを定めて計算するなど 吸管の荷値手当を全国平均で計算するなど の合理的海道が見当たらない方法は廃止 し、直接経費の計上と関接経費の接分計上 等、合理的な方法により積算することとし た。			公表の時知報な記述は見え	

平成15年度 措置状況一覧表 沖縄県立病院の財務に関する事務の執行及び経営管理について

來	I. I. de Martin	予算の	in in a communication of the second s	報告書	措置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	
是	項目	款・項・目	指摘・意見の内容	のペー ジ数	の有 無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	包括外部監査人による評価
	一般会計級入について 【果立病院製】	項:医業外収益	①早急に一般会計線入基準 (積算基準)と財 政策による査定基準間の不一安及び不確実性 を解消し、一般会計が負担すべき負担金や補 助金を明確化する必要がある。	1-61	有	を登の結果に基づき、平成16年度当初練 を登の結果に基づき、平成16年度当初練 入金から、財政課と協議の上、総務省繰出 基準の解釈について一定のルールを定め た。	有		公表の時期等詳細の記述がない。 包括外部監査への対応は迅速である。 しかし、措置を講じたとは評価できない。 しかし、措置を講じたとは評価できない。 医査手続じたとは評価できない。これでは意見が骨抜きになっている。 事人事が表意的であるか、選大事では、大事のの後の運用が表意的であるか。 東大事では、見が骨抜きになっていない。 本事例は措置が、業績監的に応じた、プロの専情がある。 本事のは措置がなだに等がないた。 、後元のより表示との等が表述が応じに戻るようなら、組織を必信報鑑を引てなった。、 をの後数とが大きがよいたことになる。 東との大きなのだ。 対域になる。 対域になる。 対域により、対域により、対域による、なが、対したと、大力になる。 対域により、対域による、大事に、との情報を対して、といるのでは、なる。 対域は、対域によると、対域になる。 対域は、対域により、対域には、ないないないないないないないないないないないないないないないないないないない
13		項:医業外収益	②法17条の3に基づく補助金は、病院事業 (物別会計) にとって不可抗力的、臨時的そ して異常な原因から発生した費用であり、理 申は厳格に頼されなければならない。よっ 、監室の無限に記したように、終析管理費 として一括して措置化された補助金は避ける 必要がある。	1-61	有	平成16年度線入金かち、それまで一括して措置されていた統括管理費は原止した。	有		措置を講じたといえる。実質 には、包括外部配査への対応は 遠である。 公表の時期等の詳細の記述がい。

特に、大きな制度上の問題点になると、「取り組みます。」「検討している。」

労働コスト」等の具体性のない理由づけをする等、現状維持か、時間かせぎの組織防衛の姿勢が強く出ている。毎年度『沖縄県立病院年報』の冠頭に述べられている「経営の抜本的な改革」と「赤字体質からの脱却」に積

極的に取組む意欲はうかがえない。

等で指摘内容への対応を明確に記述しないか、「医者不足等」「多大な時間、

指摘・意見全15項目のうち、措置を講じたと評価したものは8項目で、

やや半分を上まわる程度であり、措置を講じたとは評価できないものが7

項目もあった。

	予算の		報告書	指置	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度
項目	款・項・目	指摘・意見の内容	のペー ジ数	の有 無	講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	包括外部監査人による評価
参康科別原価計算の 構入が必要である 【県立病院課】	(平成22年度予算 には該当なし)	参療将別原価計算の導入が必要である。	1-63 1-64				当該指摘事項を実践するためには、課産内 客から、病院全部門において、多大な時 問、労働コストが必要となり、現在の所、 活用することは困難である。	い。包括外部監査に対する対は、一応なされた。と思われるしかし、傾下プリシアの成身対して、なぜ措置をおこなわな。とにしたのか、その項目ができない。公表もなし。コンサルを全とはいるないにしたり、保証ができる。果介育院の実情を欠ができる。果介育院の実情を必ず

- 3 県立病院のあり方について、過去にどのような検討がなされ、沖縄県は検討結果に対して具体的にどのような取り組みをおこなったか
- (1) 医療をとりまく外部環境の変化と沖縄県立病院の動き(指摘事項)
- ア 平成10年頃から現在に至るまでの医療をとりまく外部環境の変化と、それに対応したと思われる沖縄県立病院の動きを制度・報告等の形で簡略にまとめたものを別紙図表としてかかげた。

地方公営企業としての沖縄県立病院も、病院事業を営む以上医療法の改正によって大きな影響を受けることが、はっきりと見てとれる。特に平成13年3月施行の第4次医療法改正により、診断報酬が引下げられ、経営状態が従来より悪化した。他府県の自治体病院同様平成17年度、平成18年度、平成19年度は過去最悪レベルの赤字が続いた。

 ${\cal A}$ 対応する沖縄県立病院の動きとしては、別紙図表からは3 つのパターンに分類できそうである。

(ア) パターン1 赤字決算の解消→経営健全化計画・再建計画等の立案 ** 本むたご理角を助にはこれが配合細節が、自体的な対策が指令的ながる

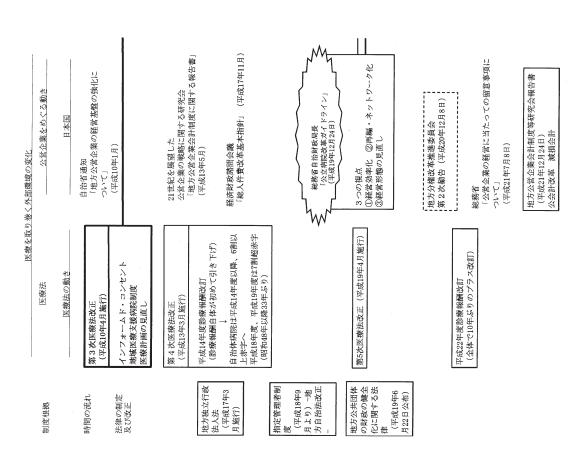
本来ならば現象的にはこれが緊急課題で、具体的な対策等複合的で総合的な計画書やプランが作成されそうに思われるが、実際は全く逆である。各報告書(沖縄県立病院改革プラン、沖縄県行財政改革プラン、新沖縄県行財政改革プラン、市・のに対して財政改革プラン、市・のであかというように並ぶ。さらに具体性に欠ける工程表が付く。

- ① 「県立病院経営再建計画(平成 21 年 3 月 25 日)」は、病院事業局が独自に作成したもの、との説明を受けたが、実質的にはたった 2 ページ。図表はわかりやすいが、本質的な内容はほとんどない。「新沖縄県行財政改革プラン」(平成 22 年 3 月)の159 ページ「推進項目 県立病院改革の推進」に続く「効果(1)不良債務の解消(2)約100億円の資金不足の解消(3)絡常収支の黒字化」の事前説明(準備)資料としか考えられない。
- ② 「沖縄県立病院改革プラン」(平成 21 年 3 月) も、拙速で作成してい

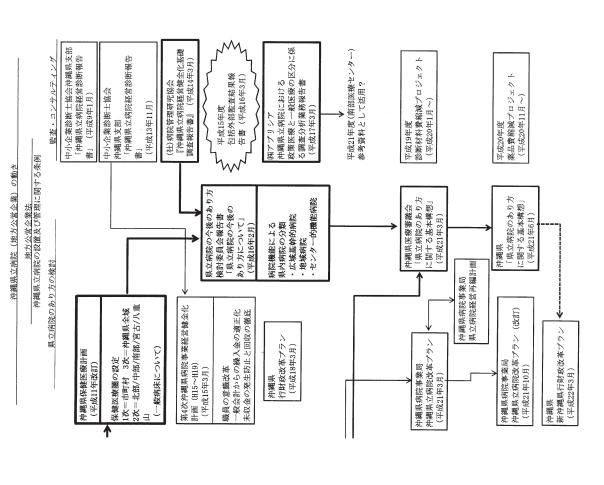
ることは明らかである。概要(いわば総論部分)には、フォーマットに従った文章と数値が入っているが、病院ごとのものは極めて不十分。どの病院の記述についても、みな同じ文章がずっとコピーして並んでいるだけである。フォーマットのみで地の文章が全くない。

③ その後の「沖縄県立病院改革プラン(改訂)」(平成21年10月)では、フォーマットのみではなく、冒頭から21ページまでは、ようやく普通の文章が起案されているが、総論的な説明は2ページのみ(第1 県立病院改革プランの目的、の部分が約1ページと2/3、第2 県立病院が果たすべき役割及び機能、の部分は、何とたった1/3、本文で7行である)。その後は、いきなり各病院の診療科目・病床数等の説明となり、次に一般会計負担の考え方の項目で、「平成21年度から平成23年度までの3年間については、一般会計からの繰入金を毎年度約86億円の定額とし、病院事業の再建を図ることとする。」との記述がある(通常このような繰入金の計算方法はあり得ない 一包括外部監査人)。その後は日標数値の設定等が続き、経営形態の見直しと再編・ネットワーク化では、検討後の要約事項的な説明がなされている。

-130-



(注)自治体病院経営研究会編集『自治体病院経営ハンドブック』ぎょうせい、平成15年度沖縄県包括外部監査報告書等を参考にして作成した。



平板ではなく、内容的な深さ、広がりが感じられるのは、パターン2の東立病院のあり方の検討とリンクする部分くらいである。

「パターン」で感じることは、病院事務局は、各県立病院との連携が十分でなく、県立病院ごとの実情にどれほど立ち入ってこれらの報告書を作成しているか、疑念が大きい、とういう点である。他の「パターン2」とパターン3」のものは各県立病院の分析と総論部分がかなりのボリューム(ページ数)で記述され、現場に入り込んだ報告である点は実感できる。ところが「パターン1」にはこれがほとんどない。

病院事務局が、いわば事務官僚として、各県立病院の組織としての実態と遊離して独断専行する危険性が存在する、と考える。

(後の項目で詳述するが、県立病院のあり方に関して、経営形態の見直しの基本構想の検討プロセスにおいて、病院事務局が情報操作をして、地方独立行政法人化の方向へ誘導している可能性がある。総務省の「公立病院改革ガイドライン」の基本的な考えを、いつの間にかズラして論議が進んでいる。)

(イ) パターン2 県立病院の今後の基本的なあり方の検討

県立病院のあり方を原則に立ち返って考えており、この方向こそが公共 病院の基本的な役割を地域のなかで絶えず考えていくことになり、妥当な 方向である。第3次医療法改正の趣旨、すなわち保健医療圏を設定し、地 域医療の変化に対応して公共病院のあり方を絶えず見直していくこと、及 び総務省「公立病院改革ガイドライン」に沿うものである。 報告書に関しては、県立病院の今後のあり方検討委員会「県立病院の今後のあり方について」(平成16年2月)は非常にすぐれている。総務省「公立病院改革ガイドライン」(平成19年12月24日)に先立つ3年前にこの報告書が作成されたことは、県立病院の組織的な品質の高さを示している。

簡単に、パターン2]の基本的な枠組を示すと、以下のようになる。

基本的枠組 具体的内容 ① 第3医療法改正 インフォームド・コンセント (平成10年4月施行) 地域医療支援病院制度/医療計画の見直し ② 沖縄県保健医療計画 保健医療圏の設定 (平成11年改訂) 1次=市町村、3次=沖縄県全域 (平成11年改訂) 2次=北部/中部/南部/宮古/八重山 (一般病床について)

病院管理局等管理・会計部門の組織上の問題点 <u>県立病院の役割の明確化</u>

> (社)病院管理研究協会 『沖縄県立病院経営健 全化基礎調查報告書』

<u>@</u>

①法令等により対応すべき医療(医療感染症対応/精神科教急対応/災害時対応等の医療)

(平成14年3月)

- ②一般医療機能等によるサービス提供が欠けている分野等への対応(難病、障害者歯科医療/ 島嶼医療等保算性が低く民間の取組みが困難な医療/そのほか、周産期医療(NICU)、難治性が 心医療、三次教急医療など)
- ③先導的医療への取組み(エイズ医療、小児精神科医療)

これからの県立病院のあり方

- ①広域基幹病院(複数のセンター的機能を保有し、幅広い医療に対応しうる総合的な機能を有する形の方の病院)
- •••果立中部病院/現県立那覇病院
- ②地域病院(専門的な医療のウエイトは必ずしも高くはないが、利用者の地域的分布をみると、病院の近隣地域からの利用が少なくなく、地域内の他の医療機関との連携を図りながら、

_
窕
祣
10
to
世
堤
48
療
医
次
2
٢
۲
ĄJ
$\overline{\mathbb{H}}$

・・・北部病院/南部病院/宮古病院/八重山病

③センター的機能病院

•••精和病院

一般会計等からの繰入と負担区分の明確化

事務能力の向上

第 4 次沖縄県病院事業

職員の意識改革/病院管理局の機能強化/病院経

営の専門職の確保と育成/平均在院日数・病床 利用率・医業分業実施率の目標設定/一般会計 からの繰り入れ金の適正化/診療報酬請求漏れ 等の防止/未収金の発生防止と回収の徹底/医

(平成15年3月)

経営健全化計画 $(H15 \sim H19)$ 人件費の縮減/業務委託等の推進/薬品・診療材

療機器の整備/患者サービスの向上

料の購入管理

健全化計画は「単年度赤字の漸次的解消」を基 本目標とし、計画期間においては「減価償却前 全般的に抽象的で、紋切型の文章が続く。経営 の収支均衡に向けた単年度赤字の解消」を図る

とする

[平成 22 年度包括外部監査人の評価(指摘事項)]

でいない。学識経験者4名を含む10名の沖縄県立病院経営健全化委 員会によって、健全化計画が取りまとめられ、答申されているが、③ との関連からいえばきわめて優れた③の報告書が棚上げされ、事務官 経営健全化の目標も、きわめて微温的で、根本的な問題にふみこん ③の基礎調査報告書の判断の基本的枠組を全くふまえていない。 僚にとり込まれた側面が大きい、と考えざるをえない。

各委員は、果たして③の報告書を読んでいるのか、疑われる。

事業の運営形態の見直しについて)、当報告書は、 病院についての基本方向を全体像として示した。 地方公営企業法全部適用が適切であるとするが、 (前半部分で)各2次保健医療圏について分析 次に県立病院の役割・機能について基本方向を そのあと機能再編に関する基本方向として、病 機能による県立病院の分類)したうえで、各県立 院の機能 (病院の性格) を広域基幹的病院/セン また、運営形態の変更について(図表12 病院 医療機能から見た提供主体(経営主体)の考え 方について、さらに突込んだ考察を行い、基本 的な考え方として整理。(図表14 医療機能か ター的機能病院/地域病院に分類(図表9 病院 (図表8 県立病院の役割・機能の基本方向) (図表10 県立病院の機能再編の基本方向) ら見た提供主体(経営主体)の考え方) 「県立病院の今後のあ 県立病院の今後のあり 方検討委員会報告書 (平成16年2月) り方について」

[平成 22 年度包括外部監査人の評価 (意見)]

き機能さらに、基礎的自治体である市町村と、中間的存在としての県 今後も、県立病院のあり方を、医療の役割と地域においた果たすべ の役割を見直す際にまず立ち帰って参照すべきものと考える。 ③の報告書の基本的枠組をふまえた、優れた報告書である。

以下に、図表8~図表14を今後の議論のためにも再掲(引用)

_130__

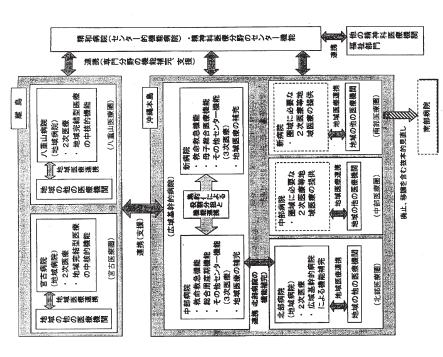
図表8 県立病院の役割・機能の基本方向

役割の基本方向	医療機能の基本方向	内容等 (例示)
民間医療機関で対応	高度医療	・3次(教命)教急医療
の困難な医療の提供	(高度な医療技術、多くの専門的ス	• 周産期医療
	タッフおよび高度な医療機器を用	・がん医療
※現に民間医療機関	いて行う医療)	・心および脳循環器系疾
で行っている医療		患医療 等
を除く	特殊医療	·精神科身体合併症医療
	(一般の医療機関では対応が困難	・触法患者を含む重症精
	な特殊な医療)	神障害者医療
		· 難病医療 等
	不採算医療	• 小児医療
	(採算性の面から他の医療機関で	・へき地・離島医療等
	は対応が困難な医療)	
圏域の地域特性や医	地域医療の確保	・充足率の低い診療科
療機能を踏まえた医	(地域で量的・質的に不足する一般	•2 次救急医療 等
療の提供	医療)	
その他公的医療機関	法令等の位置づけがある医療	· 結核·感染症医療
として担う必要があ	(法令上または歴史的経過から、行	精神科教急医療
る医療等の提供	政の積極的な関与が期待され、行	· 災害時医療 等
	政が主体となって担うべき医療)	
	先導的医療	・エイズ医療
	(新たな医療課題に対して、先導的	・小児(児童・思春期)
	に取り組む必要がある医療)	精神科医療
		· 臟器移植 等
その色	地域の医療レベルの向上のため	· 卒後臨床研修 等
	の、教育・研修機能	
	予防・健診への対応等、保健行政	

対類 病院機能による県立病院の分類 病院機能(病院の性格) 広域基幹的病院 複数のセンター的機能を有し、県 センタ 全域(複数の2が医療圏)を対象 原則と に、3 次医療に相当する高度・特 ること 殊医療と、それを支える総合診療 医療圏機能を有する病院 52 秒 センター的機能病院 専門の医療分野に機能を特化し 主として3次医療圏を対象に、圏域内の他 一般医の医療機関との連携を図りなが 足して6、主として2次医療を提供す は、中		的医療の支援	
病院機能(病院の性格) 複数のセンター的機能を有し、県 全域(複数の2次医療圏)を対象 に、3 次医療に相当する高度・特 殊医療と、それを支える総合診療 機能を有する病院 専門の医療分野に機能を特化し た病院 2 次医療圏を対象に、圏域内の他 の医療機関との連携を図りなが ら、主として2次医療を提供す		9 病院機能による	の分類
複数のセンター的機能を有し、県 全域(複数の2次医療圏)を対象 に、3次医療に相当する高度・特 殊医療と、それを支える総合診療 機能を有する病院 専門の医療分野に機能を特化し た病院 2次医療圏を対象に、圏域内の他 の医療機関との連携を図りなが ら、主として2次医療を提供す			備考
全域(複数の2次医療圏2対象 に、3次医療に相当する高度・特 殊医療と、それを支える総合診療 機能を有する病院 助機能病院 専門の医療分野に機能を特化し た病院 2次医療圏を対象に、圏域内の他 の医療機関との連携を図りなが ら、主として2次医療を提供す	広域基幹的病院	複数のセンター的機能を有し、県	センター機能については、
に、3 次医療に相当する高度・特 殊医療と、それを支える総合診療 機能を有する病院 助機能病院 専門の医療分野に機能を特化し た病院 2 次医療圏を対象に、圏域内の他 の医療機関との連携を図りなが ら、主として2 次医療を提供す		全域(複数の2次医療圏)を対象	原則として1箇所へ集約す
殊医療と、それを支える総合診療機能を有する病院 機能を有する病院 専門の医療分野に機能を特化した病院 2次医療圏を対象に、圏域内の他の医療機関との連携を図りながら、主として2次医療を提供す		3次医療に相当する高度・	
機能を有する病院 的機能病院 専門の医療分野に機能を特化し た病院 2次医療圏を対象に、圏域内の他 の医療機関との連携を図りなが ら、主として2次医療を提供す		殊医療と、それを支える総合診療	医療圏において必要とされ
的機能病院 専門の医療分野に機能を特化した病院 た病院 2 次医療圏を対象に、圏域内の他の医療機関との連携を図りながら、主として 2 次医療を提供す		機能を有する病院	る2次医療の一部について
的機能病院 た病院 2次医療圏を対象に、圏域内の他 の医療機関との連携を図りなが ら、主として2次医療を提供す			も担う。
た病院 2 次医療圏を対象に、圏域内の他 の医療機関との連携を図りなが ら、主として2 次医療を提供す	ンター	専門の医療分野に機能を特化し	
2 次医療圏を対象に、圏域内の他の医療機関との連携を図りながら、主として 2 次医療を提供す		た病院	対応が困難な機能を担う。
の連携を図りなが 2 次医療を提供す	地域病院	次医療圏を対象に、	
、主として2次医療を提供す は、		の連携を図	足している地域において
		、 計	は、中核的役割を担う。
る病院		る病院	

図表10 県立病院の機能再編の基本方向

病院事業の経営・運営の課題



外部委 医療 ・病院機能に応じた医療機器の整 経営努力等に起因するもの 購入管理(薬品・診療材料、 ・診療報酬請求漏れ等の防止 退職金の各年度平準化(注) ·人件費縮減(時間外縮減、 ・未収金の発生防止・回収 ・スタッフの確保・育成 ・職員の経営意識向上 ・患者サービスの向上 業務効率化 託化等) 機器)等 ・一般会計繰入金のルール化(必要額 ・会計処理の明確化(独立採算部門と ・病院施設(7病院)への設備投資負担 離島医療等の実施に伴う経費負担 公的負担部門の明確化等、客観的な 経営評価、経営比較を可能にするこ ・病院管理局(統括管理部門)の機能 ・運営に係る権限と責任の明確化 病院事業の構造に起因するもの ・職員定数・配置の適正化 医師等の過重労働の改善 ・人件費比率の適正化 ・経営専門職の確保 の確保) の軽減 強化 **₩** その色 収入 英田 運営面 施設面 連 囲 粱

(出所:県立病院の今後のあり方検討委員会報告書「県立病院の今後のあり方について」(平成 16 年 2 月) F.32)

(注)この表現には問題がある(いわんとすることは理解できるにしても)。

平成15年度包括外部監査で指摘されているが、本来かくれ債務としての退職給付債務を認識して決算書に計上する退職給付会計を導入し、この会計システムのなかで、退職金発生時の決算数値の不合理な側面を是正すべきである。

公立病院の果たすべき役割の明確化

総務省自治財政局長

図表 14 医	療機能から見た打	医療機能から見た提供主体(経営主体)の考え方
 医療機能	提供主体	華
高度・特殊医療分野	県等	大部分は3次医療機能を持つ広域基
(民間で対応困難な医		幹的病院またはセンター的機能病院
療)		対対
不採算医療分野	県、市町村等	公的負担が可能な経営主体で対応
地域医療の確保	県、市町村等	1 次医療、初期教急 → 市町村で
(地域で量的、質的に不		位 衣
足する一般医療)		2 次医療、第2 次教急 → 県で対応
法令に基づく医療、先	県等	広域基幹的病院またはセンター的機
導的医療分野		能病院を中心に対応

(出所:県立病院の今後のあり方検討委員会報告書「県立病院の今後のあり方につ

いて」(平成16年2月) P.38)

図 丰 1	2	病院事業の運営形態の見直しについる	-
¥ 	7.	- 液流事業())東境が彫() 見用しについ	١-

	図表12 病院	事業の運営形態の見直しについて	
運営形態	特 徴	経営への影響	役割・機能への影響
地方公営企業法	・行政部門からの独立性が低く、経済	・経済性を追求する点からは制約が	・公的役割は担保されるが、経営及
一部適用	性が発揮されにくい	あり、抜本的な経営改善は困難	び運営面の制約から、効率的な機
	・公共性については、一般会計繰入等		能発揮が確保されるかは疑問
	により担保される		
地方公営企業法	・行政部門から一定程度独立してお	・経営責任の明確化、自律性の拡大	・公的役割は担保され、効率面の向
全部適用	り、経済性の発揮の点で優れている	による効率性の向上等により、経	上も期待できる
	・公共性については、一般会計繰入等	営改善が期待できる	・経済性確保の観点からの機能見直
	により担保される		しも必要になる
地方独立行政法人	・行政部門から独立した別法人であ	・経営責任の明確化、自律性の拡大	・公的役割は担保され、効率面の向
(公営企業型)	り、経済性の発揮の点で優れている	による効率性の向上等により、経	上も期待できる
	・公共性については、中期目標のチェ	営改善が期待できる	・第三者機関の評価により、機能見
	ック及び一般会計負担等により担	・第三者機関の評価により、業務運	直しも必要になる
	保される	営の見直しが行われる	
公設民営	・運営者(受託者)の採算性の確保が重	・経営は受託者によって行われ、自	・病院運営は受託者によって行われ
	視される	治体(開設者)は予算に基づき、委託	るため、公的役割についても契約
	・公共性については、委託契約の範囲	契約を行う	の範囲内であり、限定的
	内で担保される		

- 注1)一つの自治体が地方公営企業法一部適用病院と全部適用病院を併せて設置することは、制度の趣旨として想定されていない。
- 注2) 地方公営企業法適用の自治体立病院と、同自治体が設置者である地方独立行政法人病院が併存することは、否定されていない。(併
- 注3)公設民営方式は、地方公営企業法の適用を受けて運営する方法と、適用を受けずに(一般会計で)運営する方法がある。
- 注4) 公設民営方式は、他の運営形態との併存が可能。

「公立病院改革ガイド

~ - ソ (平成19年12月24日)

「公立病院をはじめとする公的医療機関の果たすべき役割は、端的に言えば、地域において提

面から民間医療機関による提供が困難な医療を

供されることが必要な医療のうち、

提供することにある。」と明言。

公立病院改革の3つの視点

(1)経営効率化 (2)再編・ネットワーク化

(3)経営形態の見直し

対象期間は、(1)は3年程度、(2)と(3)は5年程度を標準とする。

当該病院の果たすべき役割及び一般会計負担の 考え方 「公立病院として提供すべき医療機能の確保に係る指標の中から、数値目標を設定する。これらの指標は、当該病院が一般会計からの繰入に見合った医療機能を十分に発揮しているか否かを検証する趣旨を含む・・・」

「・・・一般会計等からの繰出は、独立採算原 則に立って最大限効率的な運営を行ってもなお 不足する、真にやむを得ない部分を対象として 行われるものであって、現実の公立病院経営の 結果発生した赤字をそのまま追認し補てんする 性格のものでないことは言うまでもない。」

カ) パターン3 スポットでの監査、コンサルティング報告書

各報告書の経緯・位置づけと、さらに、沖縄県が検討結果に対して、具体的にどのような取組をおこなったか、きわめてわかりにくい。

他の報告書の調査報告書の結果を受けついでさらに調査がおこなわれたものか、についてもほとんど確認できなかった。担当者も 2~3 年で人事異動となり、調査が困難との回答だった。

包括外部監査人補助者が沖縄県庁4階の県立病院課の書庫を閲覧し、回答にリストアップされていなかったコンサルティング報告書を複数発見した実態からみても、コンサルティングの報告書がその後組織として受容・検討されるしくみは定着していない。

組織にとって都合の悪いと考えられる報告書が棚ざらしされたり、一定の報告書のうち都合のいい個所をつまみ食いされて、他の行政目的に流用される危険性は十分にあると思われる。

スポットでのコンサルティング報告書の内容が、後の沖縄県の病院事業 に与えた影響が推測できるのは、以下であった。

①中小企業診断士協会沖縄県支部

『沖縄県立病院経営診断報告書』(平成9年1月)

, 中小企業診断士協会沖縄県支部 『沖縄県立病院内部環境調査報告書』(平成13年11月)

沖縄県『沖縄県病院事業健全化計画』(平成15年度~平成19年度)

平成 15 年 3 月)

実施機関や担当者、各委員は同一人であるので、判明しやすいが、内容的には項目として利用はされるものの、改善されたか否か、の製告書も見当たらないし、手続も確認できなかった。

報告書作成者側からすれば、指摘事項について、担当部門がどう対応し、どう改善対策や検討の動向も知りたいと思われるが(本包括外部監査の監査テーマである措置状況の検証も同趣旨といえよう。)、何らの手続はなさそうである。

②中小企業診断士協会沖縄県支部

『沖縄県立病院経営診断報告書』(平成9年1月)

第2編財務分析と改善提案(公認会計士グループ担当)

 \rightarrow

宮里善博 『平成 15 年度包括外部監査結果報告書』(平成 16 年 3 月)

→ (株アプリシア『沖縄県立病院における政策医療と一般医療の区分に係る調査分析報告書』(平成 17 年 3 月) 調査実施者が同一人であり、指摘項目も類似なので判定しやすい。 ただ㈱アプリシアのコンサルティングと平成15年度包括外部監査が関 連性があるか、は確認できなかった。ただし、検討事項の指摘があり、 これを受けて別の調査に取り組んだか、又は無関係に取組んだとしても、 病院事業局の組織としての迅速な取組は評価できると考える(意見)。 ③(社)病院管理研究協会『沖縄県立病院経営健全化基礎調査報告書』
(形式的には、)
沖縄県『沖縄県病院事業経営健全化計画(平成 15 年度~平成 19 年度)』
実質的に
県立病院の今後のあり方検討委員会報告書『県立病院の今後のあり方

すぐれた第1次のコンサルティングの調査報告書が、なぜかその基本的考え方も枠組む、無視された悪例と、この第1次調査報告書をもとに、さらに補充補強しつつ第二次の提案が報告された優秀事例が並列した。

(2) 報告された検討結果が正面から受止められず、別の形で対応がなされた

かまたは実質的に無視・歪曲されたと考えられるケース

(第 4 次 [沖縄県病院事業経営健全化計画』(平成 15 年度~平成 19 年度))

(平成15年3月)

各病院ごとの課題と改善策についてはそれなりに対応したとも考えられるが (しかし、別の中小企業診断士協会沖縄県支部『沖縄県立病院内部環境調査報告書』(平成13年11月)の列举した課題の方がストレートに取り入れられている。)、後半部分の県立病院のあり方 (県立病院の役割と機能別3タイプの整理)の項は全く採用されていない。そうかといって別の基本的視座が提示されてもいない。

イ 県立病院の今後のあり方検討委員会報告書『県立病院の今後のあり方 | たついて』(平成 16 年 2 月) | 総務省自治財政局長「公立病院改革ガイドライン」 (平成 19 年 12 月 24 日) | 中縄県医療審議会「県立病院のあり方に関する基本構想」 | (平成 21 年 3 月) | 沖縄県「県立病院のあり方に関する基本構想」(平成 21 年 8 月) | 沖縄県「県立病院のあり方に関する基本構想」(平成 21 年 6 月) あり方検討員会報告書で非常に明確に設定された、県立病院の役割機能 についての基本方向と、機能再編に関する基本方向は妥当と考えられる。 その枠組をもとに、総務省「公立病院ガイドラインについて」とそれに つづく総務省通達「公立病院の再編等に係る財政措置の取扱いについて」に 従い、再編・ネットワーク化は、「当該地域(二次医療圏等)全体における 医療提供体制の確保の観点から抜本的に見直す」ことになるはずである。 ところが地域医療と二次医療圏等からの議論は全く何の言及もなく、いき

	沖縄県	日本国	自本国	沖縄県	沖縄県
	県立病院の今後のあり方 検討委員会報告書 「県立病院の今後のありガについて」 (平成16年2月)	総務省 「公立有院ガイドラインについて」 総財経第134号 (平成19年12月24日)	総務省 「公立病院の再編等に係る 財政措置の取り扱いについて」 総財経95号 (平成20年6月6日)	「一概系 保証機能 保証機能のあり方検討部会 保証機能のあり方に関する基本構想 (平成21年3月)	沖縄県 「県立病院のあり方に関する基本構想」 (平成21年6月)
基本構成	第1章 沖縄県の医療環境 1. 医療を必要を支援 2. 医療制度及び解析の状況 3. 集内内の整体状の状況 第2章 東京の大阪東の現状と展開 1. 東立病院を業のの現状と展開 1. 東立病院を業の現状としませの役害 2. 東立病院を業の形立としませの役害 3. 東立病院を業の形立としませの役害 3. 東立病院を業の形立としませいの役害 1. 東立病院の自分のあり方 1. 東立病に対しる役割を 第3章 東立病院の自分を経過を、業者のあり方 2. 年のよび病性のありた。 4. 東立病に対しる役割を 3. 東京の大阪のよりを 4. 東京のよりを 4. 東京のよりを 4. 東京のよりを 4. 東京のよりが 5. 日本のよりが 5. 日本	前 公立病院改革の少差性 1.公立病院改革の少差性 2.公立病院改革の見指すもの (1)基本的で表え方 (2)公立病院改革の月指すもの (1)基本的で表え方 (2)公立病院の東たすべきを割の明確化 (3)延賀階級の東たすべきの現成 (2)写編・ネットワーク化 (3)延賀階級の見道し 4.公立病院改革ガイドライン資産の機管 第2.地方立分所依にあげる公的病院改革デラン 1.世帯でランの内容 第2公立病院改革プランの内容 第2公立病院改革プランの内容 第2公立病院改革プランの内容 第3公立立病公費を表した。 1.世帯が方公共団体における点検・評価・公妻 2.世帯が方公共団体における点検・評価・公妻 3.世帯が方公共団体に対ける点検・評価・公妻 3.世帯が方公共団体に対ける点検・評価・公妻 3.世帯が方公共団体に対ける点検・評価・公妻 3.世帯が方公共団体に対ける点検・評価・公妻 3.世帯が方と対応の変更組 第4.財政支援指置 第5.世界の大学院の支援を表	ま式がき部分で、公立病院の再編・ ネットラークに、経音形態の見度し等を 「新編等」と定義。 別:来編等計画の東亞出内容) 1、平編等計画の東亞出内容) 1、下編等計画の東亞出内容) 1、下編等計画の東亞出内容 、代地域の医療需要の現状及び開院の高級と、 一、代本の主義と等)及び会内院 のあり方についての。 が、一、大部編等の人を対しての。 カー、共編等の人をジェーク・ 、再編をの人をジェーク・ 、再編等の人をジェーク・ 、再編等の人をジェーク・ 、再編等の人をジェーク・ 、再編等の人をジェーク・ 、手続きを開催。 ・、財産計算に ・、財産計算に ・、財産計算に ・、財産計算に ・、財産計算に ・、財産計算に ・、財産計算に ・、財産計算に ・、財産計算に ・、財産計算に ・、対産計算に ・、対金計算に ・ 、、対金計算に ・ 、、対金計算に ・ 、、対金計算に ・ 、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	前) 東立南陸改革の目的 1.東立南陸改革の目的 2.東立南陸改革の目的 2.東立南陸次立本の目的 2.東立南陸次立本の北京 第2.東立南陸次が東たナートを 第2.東立南陸が東たナートを 第2.東立南陸が東たナートを 第2.東立南陸が東大・ナート 第2.東立南陸の東京 1.連番佐綱のの開頭と 2.経営を開西の立立南陸等 の再幅 - ネットカータ化 (一甲夏目に並示「名略」 東近南陸の今後のあり方について (村帯寛見] (平平改21年3月23日)	はじかに 株殊事業の経営状況 (17年度/18年度/18年度) 第1 東江所院改革の目的 1. 東江所院改革の目的 2. 東江所院改革の印度 第2 東江解院が東上すーでき役割と医療 機能等 第2 東江解院が東上すーでき役割と医療 機能等 第2 東江解院が東上すーでき役割と医療 機能等 第2 東江解院が東上すーでき役割と医療 機能等 第2 東江解院の機能力に 1. 連貫体制の問題を 1. 連貫体制の問題を 1. 東京体制の問題を 1. 東京体制の問題を 2. 東京体制の問題を 1. 東京体制の機能の 2. 東京体制の機能を 3. 東京体制の機能を 3. 東京体制の機能を 4. その他の変質体制の見近し 第1 附部保健医療関の立立開院等の再編 (一中項目は要示者略)
包括外部 監査人による 評価	医療圏が議論の大前提 病院の役割、機能から県立病院を分類 優れた分析	医療圏を前機とする 公的病院の役割を明示 枠組の提示 (公立病院改革の3つの視点)	医療圏が議論の大前提 公立病院の役割について具体的に言及	地域の医療圏の含及なし 地方独立行政法人を是とする理由は抽象的	医療圏についての議論なし 2つの形態しか言及なし
あり方/経営形 態の見直しの	まず東立病性の受動・機能について 基本方向を受定 ②要象)。 大に機能再構に防する基本方向として、 所では一般であった。 大のでは、 たっと たっと たっと たっと たっと たっと たっと たっと たっと たっと	第12、②公的病院の果たす~全役書の 明確化において「公的医療機関の果たす、 特別を指す。 特別をおいて 特別をおいて 特別をおいて 特別をはいることが必要な医療機関によった。 は異性等の国から長間医療機関によった。 は異性等の国から長間医療機関によった。 と明確にとして「民間的医営手法の構入の医の 関連などして「民間の医営手法の構入の医の人代や相定 管理者制度の購入などにより、頻素が幅を改 管理者制度の購入などにより、頻素が幅を改 のある。 の、事業のシャナを数本的に見直すことが求 かられる。」とする。	第22 「再編・ネットワーク化」とは、 地域において必互所除が基本すべき 化制を、値々の開発にとEとちえるの では立く、12世域に関係を運動し 全体における影響機械を制の機体の 単位のには、地域によける公面機等 (日本機十字社場が設置する公面機等 (日本機十字社場が設置する公面機等 (日本機十字社場が設置する公面機等 (日本機十字社場が設置する公面機等 (日本機十字社場が設置する公面機等 (日本機十字社場が設置する公面機等 (日本機十字社場が表現を (日本機一字を (日本 (日本 (日本 (日本 (日本 (日本 (日本 (日本 (日本 (日本	第3-2では建設の医療圏の重及はなく (二次医療圏型との機能は全く無し)、 (1 経資帯観別の物像として、地方公営、 化学版の金剛選用/地方が立行後改出。 化学版の金剛選の場入(民間調度が誘導、 地方を登場が関係の場入(民間調度が誘導、 に関係している。 (2 経資形態の月度しに関する。 に設度の対している。 (2 経資形態の月度しに関する。 である場の変見が述べられる。 である場の変見が述べられる。 である場の変見が述べられる。 である場の変見が述べられる。 である場の変見が述べられる。 では、限別部分は極めて少ない。 (2 経資形態の景度といびへいるのの強立 中院などの表である。 中院などの表である。 中院などの表である。 (2 地方地立をでは、 (3 地方地立をでは、 (3 地方地立をでは、 (3 地方地立をでは、 (3 地方地立をでは、 (5 と) を の影響を得て、地方地立行改抜人へ の発行に伴うの発出と関係が高をにより、 達やかに質金不足の解決を図るべきで (3 長では、 (3 と) を (3 と) を (4 と) を (5 と) を (5 と) を (6 と) を (6 と) を (7 と) を (7 と) を (8 と) を (8 と) を (9 と) と (9 と) を (9 と	極はほとんどを上間文だが、 沖縄展光療療能の(集立病院のあり方 に関する基本機関、(単成21所院のあり方 に関する基本機関、(単成21所院のあり方 と第3・1-2は大体に支援。 の機能として、 製行の地力を設定金の企業を 地方性な行政法人について機能。 (情報管理者等所候 東入と配置施設は (情報管理者等所候 東入と配置施設は (信報管理者等所候 東入と配置施設は (信報管理者等所候 東入と配置施設は (信報度上の表現をしませい) (3)並为性は行政法人への移行に (3)並为性は大学を (3)並为性は大学を (3)並为性は大学を (4)、 起電す本記ラン・世帯東県(で)、 起電す本記ラン・世帯東県(で)、 起電す本記ラン・世帯東県(で)、 起電す本記ラン・世帯東県(で)、 起電す本記ラン・世帯東県(で)、 起電す本記ラン・世帯東県(で)、 起電すを 地方性と作うとしたかった。) 地方型立たの移行に 地方型立たの移行に 地方型立たの移行に 地方型立たの移行に 地方型立たの移行に 地方型立たのを にの対して を を を を を を を を は の を の は の の の の の の の の の の の の の

なり全県単一の地方独立行政法人が望ましいとの結論が明示される。その理由としては経営マネジメント改革実現(経営の自律性/迅速な意思決定/事務部門の強化等、経営企画力の向上)と経営基盤の強化、を言う。

しかし到底有力な理由とは考えられない。

中途半端な形で、沖縄県の関与を完全には排除できない地方独立行政法人化よりも、上記理由だけなら、圧倒的に社会医療法人の方が優れている (そもそも比較にならない程である。)。

151

各報告書の基本構成とその報告書ごとの各県立病院のあり方/経営形態の見直しの内容(要約)とこれらに対する包括外部監査人の評価については、別紙対比表で該当部分を見比べていただき、読者自身でぜひ考えてほしい。図表10県立病院の機能再編の基本方向、の枠組が、事務官僚等の情報操作により(二次医療圏の分析など実質的に無視されて)、見るも無残な沖縄県単独の(3次医療圏!)地方独立行政法人の決議に至る態様がはっきりと見てとれるはずである。体系的にも精和病院に関しては、きわめて不整合になっていることもわかる。

表3-1 県立病院長ヒアリングで指摘された運営体制の問題点(要約)

- ウ なお、沖縄県医療審議会「県立病院のあり方に関する基本構想」(平成 21 円 3 月)32~33 ページには県立病院長ヒアリングで指摘された運営体 制の問題点(要約)が表3-1(以下引用する。)として掲げられている。
- (ア)各県立病院長が、各々の病院経営で何を悩み、地方公営企業法全部適用で何が改善されたか、何が改善されないかが率直な形でまとめられている。

項目	県立病院長の意見	間類点の所在
音用符字		□ / ■郑曲 - 近落
6 4 7 z	で大声 マギー・コギー イン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ 単二 サンド・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
000	時間を要し、 ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・	規制、予算管理
	部病院長)	□経営形態
	・現場に決定権がない。方針を決めても病	□人材確保、育成
	院事業局に提起するだけ。どうなったか	
	は待たないと分らない。局にも権限がな	
	いからだと思う。(中部病院長)	
	【ヒアリングシートに記載された意見】	
	・予算、人材確保の方針決定は、病院事業	
	局との交渉に時間がかかる。→病院現場	
	への権限委譲、責任の所在の明確化(八	
	重山病院長)	
	・診療報酬の改定等に臨機応変の対応が困	
	難→病院事業管理者への権限委譲(中部	
	病院長)	
人事管理	[医節確保]	
	・離島は医師確保が厳しい。(宮古病院長)	(医師確保対策)
	・医師確保に苦慮している。(八重山病院長)	
	[看護節確保]	
	・看護師不足のため、33 床休床。7 対1看	□定数規制
	護に移行すべきところ、現在 10 対 1 で、	□経営形態
	なお9名の久員がある。(中部病院長)	□採算性
	[専門職種の職員の確保]	
	・臨床工学士等の専門職は、委託や嘱託で	□採用試驗職種
	は応募者がいない。(北部病院長)	口定数規制
	・臨床心理士、理学療法士、臨床工学士な	□経営形態
	どの採用が、嘱託では厳しい。(宮古病院	

		,																					-					
	□人事管理	□採用試驗職種	□人材育成、確保	□経営形態		□採用試驗職種	□定数規制	□人材確保、育成					□人事管理	口財務面の健全性	の回復	·					/	/	/	/	/	/		
英	[事務部門の強化]	・事務職が慣れたころ一般会計に戻る。病	院運営の重要部門が強化できない。(八重	山病院長)	【ヒアリングシートに記載された意見】	・事務部門で医療に精通した人材が育たな	0,5	→局独自の職員採用の実施(中部病院長)	[その街]	・国の政策、診療報酬の変化に迅速に対応	できない。職制、定数とも問題(精和病	院長)	・一部適用とほとんど変わっていない。局	長権限で人事を強力にできたのでは。赤	字のため局長権限まで規制されている。	(北部病院長)	【ヒアリングシートに記載された意見】	・現場としては人事権、財政権が自由とい	うことが感じられない。(八重山病院長)	・民営化して機能が継続できるのか考えな	ければならない。(北部病院長)	・理論的には、独法が病院運営はやりやす	いと思う。問題は人材確保(北部病院長)	・独法化には、離島における人材確保で不	安がある。経営基盤の強化も必要(宮古	病院長)	・独法化の前に、累積赤字をゼロにするこ	とが第1点だと思う。(中部病院長)
													全部適用	の評価						経営形態	の見直し							

	□事業計画	ロマネジメント	□人材確保、育成	□組織風土		
【ヒアリングシートに記載された意見】	・少ない資金と過大な費用、投資で返済の	計画性もなく、また現場への適切な財政	状況の情報開示もなく行われてきた医療	行政の結果が今の姿であると考えます。	(八重山病院長)	
自由意見		-	-			}

(出所:沖縄県医療審議会(県立病院のあり方検討部会)「県立病院のあり方に関 する基本構想」(平成 21 年 3 月)P. P. 32-33) (イ) さらに同報告書の50ページには、地方独立行政法人化に対する県 立病院長の統一見解として以下の記述がある。

北部病院長からの説明

県立 6 病院長が協議し、取りまとめた地方独立行政法人化に関する県立病 院長の統一見解について、北部病院長から説明があった。

我々院長は、県立病院の役割、使命として、是非守らなければならな い医療があると考えている。それは、①教急医療の確保、②離島医療の 確保 (医師等人材確保が不可欠となる。)、③小児、周産期医療の確保 ④政策的精神科医療の確保である。 独法化に関して、いくつか不安がある。一つは、人材の確保。離島や へき地の県立病院では、現在でも人材確保は容易でない。独法化したら、 人材確保は可能になるという保証はない。また、公的医療の維持に必要 な繰入が確保されるのかについて、不安がある。

我々は、経営改革に向け、一丸となって努力している。また、人件費 の見直しを含め、一時借入金の解消計画を作成中であり、独法化しなく 経営形態がどのようなものであれ、我々は、県民に対する公的医療を ても良い状況を、2、3年以内に作り出せるのではないかと考えている。 守っていくということに誇りを持ちたいと思っている。 (出所:沖縄県医療審議会(県立病院のあり方検討部会)「県立病院のあり方に 関する基本構想」(平成 21年 3月)P.50)

- これらの部分について、事務官僚等の情報操作により、一定方向へ結論が誘導されてはいないか、を検討する(指摘事項)。
- (ア)運営体制の問題点の「項目」の「経営形態の見直し」について、対応する列「問題点の所在」欄には何と斜線が引かれ、問題点が存在しないがごとき表示となっている。

しかし、列「県立病院長の意見」欄では、個々の病院長ごとに地方 独立行政法人化への疑問とか民営化への不安が述べられる。 地方独立行政法人化に関する県立病院長の統一見解について、明白に不安があるとし、業績が回復すればこの方向を回避できるのではないか、という希望も述べられる (50ページ)。

(イ) その後各委員の意見があって、「教科書的には地方独立行政法人だと思う」の発言も記載されている。また、「職員の公務員に対するプライドを考えると」云々、の意味不明な文章もはさみこまれている。そのあと理由は明示せずに(医療圏に関する記述なし)県立6病院が一体となる見解が示される。すぐ後半で、「平成24年度を一途として、一の地方独立法人を設立」との決議が記述される(51~53ページ)。そのあと53ページから54ページにかけて「(4)地方独立行政法人化を決議した理由」がのべられているが、別紙対比表のように、きわめて説得力がない。

この理由だけなら当該報告書の43ページから46ページに記載の「表3-4 経営形態に関する制度比較表」では指定管理者(例えば日本赤十字社が運営管理する。)や民間譲渡(これも長崎県の事例では日本赤十字社もある。県立南部病院は民間医療法人。ここでは理論的には公益性を有する形で新たに制度化された社会医療法人を設立又はそこへの譲渡を考えたい。)の方がずっと優れている。この理由づけは非常に説得性がない、といわざるをえない。

(ウ)また、このような流れについては、この報告書の構成について言及しておく。経営形態の見直し (39~42ページ)では、地方公営企業法の全部適用/地方独立行政法人 (1ページ+2/3ページ 58 行)/指定管理者の導入 (4行)/民間譲渡 (たった 5行)の説明があるが、民間譲渡 5 行のそのうち 2 行の記述は「民間譲渡の対象となる病院は、自己収入が十分に見込まれ、原則として独立採算による経営が可能な病院であることが前提条件となると考える。」である。

次に 4 つの経営形態の比較表が提示される (43~47 ページ)。記述ボリュームは地方独立行政法人が圧倒的に多く、次が地方公営企業法(全部適用)である。指定管理者については斜線が入った空欄(2 行)があるが、それなりには説明がある。民間藤獲欄の説明は、きわめてすくない。斜線空欄3ヶ所、全くの空白欄3ヶ所で、1 行のみの説明が7 ヶ所で圧倒的に多い。

次の47~48ページでは、経営形態の見直しに関する審議の経緯でまず民間譲渡 (47ページ)と指定管理を除外 (47~48ページ)して

(エ)「民間譲渡については、各県立病院が、教急医療及び周産期医療など、一般的に不採算と言われる医療において地域の中核的な役割を果たしており、民間譲渡を選択できる病院は(下線一包括外部監査人。元手の各病院ごとに判断しているが如き記述である。)、自己収入が充分に見込まれ、原則として独立採算による経営が可能な病院であることが前程条件となることなどを考慮し、検討部会として、<u>すべての県立病院について</u>(下線は包括外部監査人)、民間譲渡は行うべきではないとの認識で意見が一致した。」指定管理者の除外については、各病院ごとの理由づけがおこなわれている(これは、民間譲渡の場合も同様に各県立病院の医療圏(2 次医療圏)を実際上考慮していると考えられる。一包括外部監査人)。

まずこのように民間譲渡と指定管理者を除外して、いきなりタイトル及び他の文章で「地方行政法人への移行については」云々として先

に述べた部分へ至る。

(オ) 民間譲渡に対する扱い、及び売手としての個々の県立病院の売却制約条件を課していること(第三セクターのリストラ等の場合、売手側に制約条件がつくことなど到底考えられない。買手側の条件に大幅に依存するであろう。)、またその理由づけが妥当とはいえないこと、教急医療、小児医療及び周産期医療など一般に不採算といわれる医療を担っても民間の社会医療法人は運営可能であることから、民間譲渡とさらに指定管理者についても制度に則して公平な説明はなされていない。

一定方向の結論への誘導がおこなわれた可能性は非常に高い。

なお、本報告書 (提出コピー)には各委員の属性・氏名等の表示がない。 不適切である。 オ ㈱アプリシア『沖縄県立病院における政策医療と一般医療の区分の係る調査分析業務報告書』(平成 17 年 3 月)

沖縄県側の対応が認められない。実態は放置されているに等しい扱いになっている(指摘事項)。

担当課の回答は、「南部医療センター・ことも医療センターにおける<u>平成 21年度</u>(下線は包括外部監査人)に実施した「原価計算」の参考資料として活用」とある。しかし詳細な説明資料は提出されていない。

本報告書は地方公営企業である県立病院の他会計等からの繰入基準(下の表参照)を明確にすることを大前提として、県立北部病院と県立宮古病院の診療科別原価計算をパイロット・スタディとして実施したものである。以後類災の調査はなく、経営実態に即した貴重な調査結果といえる。

なお、本報告書では、具体的に一般会計繰入金を以下のように整理してい

õ

独立採算の例外	地方公営企業(特別会計)	左のうち県立病院事業
一般会計繰入金		(特別会計)の具体例
(収入)		
他会計から負担金	(1号経費)	(他会計負担金=1号経
を受取り、地方公	その性質上当該地方公営	費)
営企業の収入とす	企業の経営に伴う収入を	(特)に救急医療経費
S & O 1	もって充てることが適当	
	でない経費	
他会計から負担金	(2号経費)	(負担金交付金=2号経
を受取り、地方公	当該地方公営企業の性質	(基)
営企業の収入とす	上能率的な経営を行って	精神医療経費
5 8 0 2	もなおその経営に伴う収	高度医療経費
(定義がない。	入のみをもって充てるこ	周産期医療経費
よって実はあい	とが客観的に困難である	附属診療所運営経費
まい。)	と認められる経費	建設改良に要する経費
他会計から負担金	地方公営企業法 17条の3	(他会計補助金)
を受取り、地方公	の補助金(他会計補助金)	経営基盤強化対策費
営企業の収入とす		基礎年金拠出金経費
5603		退職給与経費
政策的で、あいま		統括管理費
いな側面のある特		↑(約6億円と巨額で、
別補助		監査上の指摘があっ
(一包括外部監査		た。あいまい。)
7		

(3)各種のコンサルティング報告書の指摘事項と平成15年度包括外部監査の

-157-

沖縄県立病院経営	沖縄県立病院内部環	沖縄県立病院経営	平成 15 年度	㈱アプリシア	平成 22 年度
診断報告書	境調査報告書	健全化基礎調査報	包括外部監査結果	政策医療一般医療	包括外部監査
		告書	報告書	区分調査分析業務	-続行中-
				報告書	
(平成9年11月)	(平成13年1月)	(平成14年3月)	(平成 16 年 3 月)	(平成 17 年 3 月)	(平成 23 年 3 月)
	〇 未収金管理		1長期延滯未収金 -		措置あり
					一部措置なし
〇 医師給与削減等			2 人件費		措置なしが大半
〇 退職給与引当金	〇 退職金会計		3 退職給付債務		措置なし
の計上					
	○ 薬品診療材料の		4材料費 -		措置あり
	在庫管理				
			5 減価償却開始時期		措置なし
	○ 医療機器管理		6 医療機器管理 -		措置あり
〇 一般会計繰入金		〇 一般会計繰入負	7一般会計繰入	◎ 繰入基準明確化	措置とは認めず
増加について		担区分の明確化			
○ 部門別損益計算		·	8 診療科別原価計算	◎ 診療科別原価計	措置なし
				算	
				パイロットスタディ	

消されたのか?平成15年度包括外部監査で指摘された事項は、以前にも 問題視されたが放置されていた事項か、また平成15年度後の措置状況に より指摘事項は解消されたか?

ア 過去にコンサルティング等を受け報告書に指摘された問題点は改善、解

つながりはあるのか? (指摘事項)

それ以前のコンサルティング、それ以後のコンサルティングの指摘項目 を、平成 15 年度包括外部監査の指摘事項と対比、要約すると別紙のよう になる。

イ 特徴は

- (ア) 平成9年1月に問題点が指摘され、さらに平成15年度の包括外部監査で指摘されても、平成22年度においても、まだ改善されていない事項が多いこと
- ---人件費をめぐる諸問題/退職給付債務/一般会計繰入基準/診療科別原価計算
- (イ) 平成13年1月に問題点が指摘され、さらに平成15年度の包括外部 監査で指摘された後に改善対策がとられたものも多いこと ---未収金管理(平成15年末/平成18年)/材料費(平成16年度/平 成20年度)/医療機器管理(平成18年)
- (ウ) 明示はしていないが、改善対策が取られても、公表時期はかなり遅くなること等である。

詳細な対比と分析は別紙を参照されたい。

ウ 通常のコンサルティングで問題点を指摘しても、沖縄県側にはそれを真摯に受け止めて改善していこうという姿勢はほとんど感じられない。 特に、制度にかかわるような基本的問題になると特にその傾向が強まる。

したがって、通常のコンサルティング案件では、沖縄県サイドの、特に事務部門によって無視されたり、つまみ食い的に調査結果を利用されたりする危険性は強く存在する。実際にそのように扱われた可能性の高い事例についても言及した。

情報公開条例等何らの形で一定の調査報告書を広く沖縄県民や利害関係者に周知させ、監視の眼が行き届くよう手だてを講ずる必要がある、と考える。

エ もともと、包括外部監査制度は、地方自治体の「官官接待」「カラ出張」 「裏金問題」が大きな社会問題となったことから、急遽平成9年に地方 自治法が改正され、平成11年4月から実施されたものである。行政に

対する監査機能強化が制度の趣旨である。沖縄県においてはその導入が義務づけられている(地方自治法 252条の36第1項1号)から、監査の指摘に対しては、行政側は改善策 (「措置」)をとらなければならない。

担当部署の大半に、外部監査を受け、自らの業務についてチェックを受ける必要があるのだとの認識さえ希薄なケースがある。包括外部監査人のヒアリングに対して、何で呼ばれたのかわからないという態度をあらわに出し、指定管理者の情報開示が必要だという指摘に対する質問に対し、指定管理者制度とのみ回答し、時間(しかも包括外部監査の直接の担当課である行政改革課との打合と言う。)だとして早々とヒアリングを自ら打切った課長もいた(総務私学課)。

包括外部監査の担当窓口である、この行政改革課においても、別章で論じているように、本年度は包括外部監査に対する実質的に大規模な業務遅延行為があった (指摘事項)。

オ 包括外部監査の実効性維持と制度を手続的に担保するため、別章で東京都方式を参考とした外部監査方式を提言している(意見)。

_	۲,
-	_
9	_
_	_

あとの単元的院の経営参斯を実施。		平成元年から8年以上経過した	左の調査報告書(平成9年1月)を内容的			
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##			には引き継いだものと考えられる。	ての住民アンケート調査」(平成14年3	の12回の包括外部監査の中で、唯一	ター(旧那覇病院を廃止、平成18年4
新展 一方の一方の方の一方の方の一方の方の一方の方の一方の方の一方の方の上で、			約4年後の調査で、同じ中小企業診断士協	月)と実質的に一体のものとして、第4	この年度に監査テーマ(2つのうち1	
類点		計658ページ。	会沖縄県支部が実施。全58ページ。	次経営健全化計画(平成15年3月)の基	つ)になった。該当部分は目次を含。	
詳細方を含化ペースのデータあり。		L	各病院共通の課題として21項目をリスト			
加 消除経営の環境変化では、機能 及び診療圏にかいて分析。工水保 健医療圏と患者需要の状況を記述。 現内医療機関と患者需要の状況を記述。 現内医療機関と異立病院について、 決後の他の報告書で見られないほど詳細。 各病院と胸末後の表を掲載。 アンケート調査の結果の分析あり。 WからXまでは病院情報システム。 についてこれも詳細な分析あり。 WからXまでは病院情報システム。 についてこれも詳細な分析あり。 更に財務分析に基づく会計上の 改善機業をした文言 で明示及び指摘している。 第2			アップし、指摘。	の回答あり。全361ページ。	平成22年度包括監査人による過去の	あり。(しかし、この回答内容には「
及び診療圏について分析、二次保 健医療圏と最著書の外表を習意の外表を記述。 泉内医療機関と異立部院について、 以後の他の報告書で見られないは ど詳細。 各病院と病族構物とみつかると構像。 アンケート調査の結果の分析あり。 IVからXまでは病院情報システム。 についてこれも詳細な分析あり。 第22届 主に制勢分析に基づく会計上の な善機薬をはっきりとした文言 で明示及び指摘している。 第22届 主に対象分析に基づく会計上の な善機薬をはっきりとした文言 で明示及び指摘している。 P24 を保告書に対すた所能質を指摘した。 を提案をはっきりとした文言 で明示及び指摘している。 P25 で明示及び指摘している。 P26 を保告書に対すた所能質を指摘した。 を提案をはっきりとした文言 で明示及び指摘している。 P26 を保告書に対すた所能質を指摘した。 を保告書に対すた変質をはないる。 を保告書に対すたの変質を表して、セーフライ・ 本規合書は、一般会計からの繰入基 集立病院のあり力の記述は別様で 現立病院の教験として、セーフティ・ 内院医学部との連携の必要性の指摘は、 た無的である。 P26 で明示及び指摘している。 P26 で明示及び指摘している。 P26 で明示及び指摘している。 P26 で明示及び指摘している。 P26 で明示及び指摘している。 P26 で明示及び指摘している。 P26 を保告書に対すた変質を表しままで的か解える。 P26 で明示及び指摘している。 P26 を保告書に対すた変質を表しままでの強化を対象を表している。 P26 で明示及び指摘している。 P26 を保告書に対すた変質を表しままでの強度を表しままでの強度を表している。 P26 を保告書に対すたの強度を発している。 P26 を保告書に対するためのは多に対象が要ととままで的か組みを前提としている。 P26 を保告書に対すている。 P26 を保告書に対するにはによるを変質として、セーフタイ・ を表しままで的外組とと認められない。た たに通った負担区分の関連なでひいの強質・ で現りの指摘をまった時間に対象のでの関連はは で表して対象の関連な を表にあるがは使用でするとの関連は を表にあるがは使用ですると、 では、15年度包括外部監査の指摘事項 のよれていないことが判別する。 P26 では、15年度包括外部監査の指摘事項 のよりに対して、半数近くが指 のよりに対して、半数近くが指 のよりに対するとのである。 P26 を表にあるでは、一般会計機入のの関連な 表による字 の、神縄県の担当課からの回答(措置 状況・質表)に対するとなった。 包括外部監査の法言を表し、 の、25名 の、25名 のにずるとれていない との評価となるた。 のと、そのとれている。 との語の検討・ 大保護事ができれている。 P26 を表にあるがはでいると、 でいずもして、そのでは、との評価となるた。 のと、そのとれているいと、そのと、でいがなされていない いい、その後は、なぜが必定されている。 いいまれていると、 しいするとは、でするとは、でいるとまな、 のと、まれていると、 には、これでよるでは、これでいると、 として、するとは、では、を表として、これが必定する。 のと、これでよるとは、でいるとまなでは、などが、と、 のと、そのとは、なぜが必定すると						疑義を感じる。―包括外部監査人)
・			病院ごとに詳細な指摘がある。			
関内医療機関と巣立病院について、 以後の他の軟件書で見られないほと注稿。 各類にと排床数の表を構象。 アンケート調査の結果の分析あり。 、対域市町村の責任の開痛化と国立 、対心らなまでは病院障解システム。 についてこれも詳細な分析あり。 整理集をはっきりとした文音 で明示及び指摘している。 - 2		及び診療圏について分析。二次保		て、平成9年1月と平成13年11月の先行		
別後の他の報告書で見られないほと と辞組 各類院と病味数の表も構裁 不力・両重の結果の分析あり。 下ンカート調重の結果の分析あり。 下ンケート調金の結果の分析あり。 下ンケート調金の結果の分析あり。 下ンケート調金の結果の分析あり。 下ンケート調金の結果の分析あり。 下ンケート調金の結果の分析あり。 下ンガート調金の結果の分析あり。 下ンガート調金の結果の分析あり。 下ンガート調金の結果の分析あり。 下ンガート調金の結果の分析あり。 下ンガート調金の結果の分析あり。 下ンガート調金の結果の分析あり。 下ンガート 不力・対して、たって、		健医療圏と患者需要の状況を記述。	県立病院の組織のあり方に重点を置いた	する2つの報告書と類似する指摘が続		
空経機 各病院と病床数の妻を掲載。						
各病院と病味数の兼を掲載。 アンケト・開露 合結果の分析あり。 1 下がら X までは病院情報システム についてこれも詳細な分析あり。 1 下がら X までは病院情報システム についてこれも詳細な分析あり。 第2編 主に財務分析に基づく会計上の改善提案をはっきりとした文言で明示及び指摘している。 第2編 主に財務分析に基づく会計上の改善提案をはっきりとした文言で明示及び指摘している。 「中間 P で				第3 県立病院のあり方の記述は明解で	沖縄県地域医療計画(平成11年改	一般医療を区分して原価計算(診療
アンケート調査の結果の分析あり。 「状から又までは病院情報シンテン。 「だいちでは、では新文件報シンテン。 「流変腫」でいてこれも詳細な分析あり。 一般についてこれも詳細な分析あり。 一般に対象が存化とした文音 で明示及び指摘している。 「発光腫」で明示及び指摘している。 本で明示及び指摘している。 本で明示及が指摘した。 本で明示及び指摘している。 本で明が多がいたで表では、一般会計等からの繰入し食性を明確しておための負担区分の考え方の導入・これからの明確化で以下の課題・事項が記述されている。 ・・経言質性を明確してうための負担区分の確立の検討・根拠に基づいた医療(EBM)事項では、監査意見と 「おしている」は、7年前の指摘をまた再度指摘した。 本で明ら年度2月の平成15年度包括外部監査観告を使うのうまの表にといる。 ・・経言質性を明確してうための負担区分の確立の検討・根拠に基づいた医療(EBM)事項では、監査意見と 「は同内容の改善能表がなされている。 ・・解音を作へ会が、表では、表に表に表に表して、主な、表に表に表して、主な、対象に表している。 ・・教会計様入金の問題は改 本で記述であれていない。 本で表して、主な、表に表に表して、主な、表に表し、表に表に表して、主な、表に表して、表に表に表して、主な、表に表して、表に表していない。 本で表して、主な、表に表して、主な、表に表し、表に表して、主な、表に表して、表に表して、主な、表に表していない。 本で表していない。 本で表しているい。 本で表していない。 本で表して、主な、表に表して、主な、表に表します。 本で表して、まな、表に表して、まな、表に表して、まな、表に表していない。 本で表しているい。 本で表していない。 本で表しているい。 本で表しているいるに表している。 本で表しているいるいるに表している。 本で表しているいるいるに表しているいる。 本で表しているいるに表しているいるに表している。 本で表しているいるに表している。 本で表しているいるに表している。 本で表しているいるいるいるに表しているいる。 本で表しているいるに表しているいるに表しているいるに表しているいるに表しているいるいるに表しているいるいるに表しているいるに表しているいるに表しているいるに表しているいるに表しているいるいるに表しているいるいるいるに表しているいるに表しているいるいるに表しているいるいるいるいるに表しているいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいる				「県立病院あり方検討委員会報告」	訂)、沖縄県福祉保健計画(平成14	科別原価計算)を実施しようとする
WからXまでは病院構築システム 「たいのである。				(平成16年2月)に先駆する。	年10月)、第4次経営健全化計画(平	もので、自らパイロット・スタディ
定のいてこれも詳細な分析あり。 第2編 王に財務分析に基づく会計上の 改善機能をはっきりとした文言 で明示及び指摘している。 本に関係の対抗・主に関係をはっきりとした文言 で明示及び指摘している。 本に、という。 ないう。 ないました。 ないう。 ないました。 という。 ないました。 という。 という。 という。 という。 という。 という。 という。 という						
空級 アルス アル						
東京		についてこれも詳細な分析あり。	先駆的である。			
まに財務分析に基づく会計上の 改善機業をはっきりとした文言 で明示及び指摘している。 W. 提言している。 平成15年度包括外部監査人の監査意見との関連はほとんど認められない。た だ、田 財政的支援基盤の見直しよいな 程営力の強化 1) 一般会計等からの繰 事項が記述されている。 ・経営責任を明確にするための負担区 の考え方の郷外 ではいるの報酬 ・提覧は任を明確にするための負担区 の考え方の郷外 ではいるの機 ・経営責任を明確にするための負担区 の考え方の郷外 では、企業の考えが関係した。 ・経営責任を明確にするための負担区 の考え方の郷外 平成15年度包括外部監査・人(平成9年前の布指摘をまた再度指摘した。 ・経営責任を明確にするための負担区 の考え方の郷外 果たすべき役 対し渡った負担区分の確立の検討 ・提集に基づいた医療(BBM)事項ごとの検索方向の妥当性の検討 ・提集に基づいた医療(BBM)事項 を担任を関係した。 ・経営責任を明確にするための負担区 ・経営責任を明確に対している)は、7年 前の布括権を表加している)は、7年 前の中指摘をまた再度指摘した。 ・経営責任を明確にするための負担区 ・経営責任を明確にするための負担区 ・経営責任を明確にするための負担区 ・経営責任を明確にするための負担区 ・経営責任を明確にするための負担区 ・経営責任を明確にするための負担区 ・経営責任を明確にするための負担区 ・経営責任を明確にするための負担区 ・経営事件を制定するといるといるなどの情報が表しましている。 ・経営責任を明確にするための負担区 ・経営事件を制定するといるといるといを対している。 ・経営責任を明確にするための負担区 ・経営事件を制定するといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといる					て監査を実施。	
改善提案をはっきりとした文言 で明示及び指摘している。 平成15年度包括外部監査人の監査意見 早成9年度に15円内容の 指摘が、7年後に15円落きれる。 た、Ⅲ 財政的支援基盤の見直しおよび 経営力の強化 11ー般会計等からの繰 事項が配述されている。 を整責任を関連にほとした列落される。 ため、川 財政的支援基盤の見直しおよび 経営力の現化 11の開稿で というの場で 1月の調査に参加している)は、7年前の指摘をまた再度指摘した。 事項が配述されている。 ・経営責任を開催にするための負担区分の考え方の導入・これからの県立内部企の検討・投拠に基づいた医療(BBM)事項ごと の考え方の導入・これからの県立内区分の確立の検討・投拠に基づいた医療(BBM)事項ごと を管責者に定立って年前に、監査意見と 責任書に先立っ7年前に、監査意見と 責任書に先立つ7年前に、監査意見と 責任書に先立つ7年前に、監査意見と 自15年度包括外部監査を関係といいないことが判明する。 同じような課題が指摘されている。 ・ 沖縄県の担当課からの回答(措置状 25年度包括外部監査の指摘事項 のうち、影乗科別所優計算、人件 置かなされていない(問題が先達り されている)との評価となった。 のうち、影乗科別所優計算、人件 置かなされていない(問題が先達り されている)との評価となった。 包括外部監査に載実に対応がなされている。 (いずれも潜電がなされていない)に係る重要な報告書でもある。 しいない。その後は、なぜか放置されていない。人の人・不移会計録への人・で終る計録への人・で終る計録への人・で終る計録のよりに対して、半数にてが措 ではなされている)との評価となった。 包括外部監査に載実に対応がなされている。 も述外に対応を対して、25年のと表している。 と述外に対応を対している)との評価となった。 も述外に対応を対している)に、15年度包括外部監査と関係が、一般会計録の人・で表しましている。 と述外に対応といる。 と述外に対応を対している)に、15年度包括外部監査と関係が、一般会計録へのうち、影乗科別所優計算、人件 置かなされている。 と述外に対応といる。 と述外に対応を対している。 と述外に対応を対している。 と述外に対応を対している。 と述外に対応を対しませない。 と述り、15年を記述されている。 と述外に対応と対している。 と述述を対している。 と述述を対応を対している。 と述述を対応を対している。 と述述を対応を対している。 と述述を対応を対している。 と述述を対応を対している。 と述述を対している。 と述述を対応を対している。 と述述を対応を対している。 と述述を対応を対している。 と述述を対応を対している。 と述述を対応を対している。 と述述を対応を対している。 と述述を対応を対している。 と述述を対している。 と述述を対している。 と述述を対応を対している。 と述述を対している。 と述述を対応を対している。 と述述を対している。 と述述を対応を対している。 と述述を対している。 と述述を対している。 と述述を対応を対している。 と述述を対応を対している。 と述述を対している。 と述述を対応を対している。 と述述を対応を対している。 と述述を対応を対している。 と述述を対している。 と述述を対述を対している。 と述述を対している。 と述述を対している。 と述述を対している。 と述述を対している。 と述述を対している。 と述述を対している。 と述述を対述を対している。 と述述を対している。 と述述を対述を対している。 と述述を述述を対している。 と述述を対述を対述を対している。 と述述を対述を対述を対述を対述を対述を対述を対している。 と述述を対述を対述を対述を対述を対述を対している。 と述述を対述を対述を対述を対述を対している。 と述述を対述を対している。 と述述を対述を対述を対述を対述を対述を対述を対述を対述を対述を対述を対述を対述を対						
を報告書に対する。 で明示及び指摘している。 との関連はほとんど認められない。ただ、即数的支援基盤の見面によれび 経営力の強化 1)一般会計等からの繰 入と負担区分の関値化 で以下の課題 事故が記述されている。 ・経営責任を明確にするための負担区 分の考え方の変化 2年 前の指摘をまた再度指摘した。 ・経営責任を明確にするための負担区 分の考え方の変化 で以下の課題 ・提供に違った負担区分の確立の検討 ・提供に基づいた医療 (EBM)事項ごと の積算方向の妥当性の検討 ・提供に基づいた医療 (EBM)事項ごと の積算方向の妥当性の検討 ・提供に基づいた医療 (EBM)事項ごと の積算方向の妥当性の検討 ・活動に適から発力に対して、学数近くが指 を紹告書に対するでは、監査意見と には同内容の改善能素がなされている。 人、沖縄県の担当課からの回答、指述 同じような課題が指摘されている。 人、神縄、内担当課からの回答(特置状 のうち、診療科別原価計算、人件 置がなされていない (問題が完造) されているとの経済を含むして、学数近くが指 置がなされていない (問題が完造) されているとの評価となった。 と他外部監査に数実に対応がなされていない (問題が完造) されている。 名、神縄、原力担当課からの回答(特置状 のうち、診療科別原価計算、人件 置がなされていない (問題が完造) されているとの評価となった。 と他外部監査に数実に対応がなされていない (に根の評価となった。 と他外部監査に数実に対応がなされていない (に係る重要な報告書でもある。 しいずわれ措置がなされていない (人の評価となった。 と他外部監査に数実に対応がなされていない (人の手術となされていない) (に係る重要な報告書でもある。 しいがない、これであると						
だ、Ⅲ 財政的支援基盤の見直しおよび 経営力の強化 1)一般会計等からの線 入と負担区分の明確化 で以下の課題 事項が記述されている。 と発管責任を明確にするための負担区 分の考え方の導入 ・ 社能賞長年を明確にするための負担区 分の考え方の導入 ・ 社が、に医療(EBM)事項 ここでも、一般会計繰入金の問題は改 書籍書に先立つ7年前に、監査意見と 度包括外部監査を指揮率項 さる平成22年 度包括外部監査を指揮を対している。 主法に同内容の改善提案がなされている。 主人による評価 には同内容の改善提案がなされている。 主人による評価 のうち、影像科別原価計算、人件 優がなされている。 、 神縄、中域16年度2月の平成15年度包括外部監査の指揮事項 でうる平成22年 度包括外部監査を持续を対して、半数近くが措 さいていないことが判別する。 には同内容の改善提案がなされている。 、 神縄、中域16年度2月の平成15年度包括外部監査の指揮事項 でうる。 神縄、中域16年度2月の平成15年度包括外部監査の指揮事項 を対して、半数近くが措 でうる。 神縄、中域16年度2月の平成15年度包括外部監査の指揮事項 を対して、半数近くが措 できるれていない。(問題が失造する) と、中域16年度2月の平成15年度包括外部監査の指揮事項 を対して、とない。(問題が失造する) にはば同内容の改善提案がなされている。 のうち、影像科別原価計算、人件 優がなされていない。(問題が失造する) と、中域16年度3月の平成15年度包括外部監査の指揮事項 でうる、神縄、中域16年度2月の平成15年度包括外部監査の指揮事項 でうる、から、影像科別原価計算、人件 優がなされていない。(問題が失きする) と、中域16年度3月の平成15年度包括外部監査の指揮事項 でうるといることが判別する。 には「中域2月を対して、半数近くが増 ・ 対して、半数近くが増 ・ 対して、20年の大がなされていない。 と述が対度されている。 包括外部監査に敵実に対応がなされていない。 こに係る重要な報告書でもある。 しいない、20様に、なぜか放置されていない。 と、20様に対応がなされていない。 と、20様に対応がなされていない。 と、20様に表述などが対している。 と、20様に対応がなどが対している。 と、20様に対応がなどが対している。 と、20様に対応を表述している。 と、20様に対応を表述している。 と、20様に対応を表述している。 と、20様に対応を表述している。 と、20様に対応を表述していることが対応を表						
経営力の強化・1)一般会計等からの操作を表している)は、7年前の指摘をまた再度指摘した。 - 経営力の強化・1)一般会計等からの操作を表している。 - 経営技術の選加・ア以下の課題 - 東項が記述されている。 - 経営技術の選及の輸入している。 - 経営技術の選及の輸入の場合という。 - 経営技術の選及の検討・根拠に基づいた医療(EBM)事項ごとの検験するとの検験するとの検験をは、一般会計構入金の問題は改善を報告書という。 - 「おいている」は、7年前に年度包括外部監査を報告書を(平成16年度包括外部監査を報告書を(平成16年度2月の平成16年度包括外部監査を関係を表している。 - 接触に基づいた医療(EBM)事項ごとの検験するとれている。 - 海縄県の担当課からの回答(指置状質・2015年度包括外部監査の指摘を項目の多いを音楽がなされている。 - 海縄県の担当課からの回答(指置状況・一般会計構入の4つ。 - 海縄県の担当課からの回答(指置状況・一般会計構入の4つ。 - 海域内担当課からの回答(指置状況・一般会計構入の4つ。 - 海縄県の担当課からの回答(指置状況・一般会計構入の4つ。 - 海縄県内部と教育といる。 - 神縄県内部と教育といる。 - 神縄県内部と教育といる。 - 神縄県内部と教育といる。 - ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		で明示及び指摘している。				
・経営責任を明確にするための負担区分の明確化・で以下の課題 ・経営責任を明確にするための負担区 分の考え方の導入 ・経営責任を明確にするための負担区 分の考え方の導入 ・経営責任を明確にするための負担区 分の考え方の導入 ・提供に基づいた医療(EBN)事項ごと では、一般会計繰入金の問題は改 ・提供に基づいた医療(EBN)事項ごと を複告書にた立っ7年前に、監査意見と を包括外部監 を目標となった。 を自書にた立っ7年前に、監査意見と を目標となった。 を自書にた立っ7年前に、監査意見と には同内等の改善提案がなされている 。 沖縄駅の担当課からの回答(措置状 のうち、影象科別原価計算、人件 置がなされているい。間類がた当り されているい。との評価となった。 の、神縄駅の担当課からの回答(措置状 のうち、影象科別原価計算、人件 置がなされているい。間類がた当り されている)との評価となった。 包括外部監査に繊実に対応がなされている 、 や神縄駅内部で検討された痕						
事項が配送されている。 ・経営責任を明確にするための負担区 分の考え方の導入 でこれから原立の解於すたすべき役 割・投胞に基づいた医療(EBM)事項ごと の積算方向の妥当性の検討 する平成22年 責報告書に先立つ7年前に、監査意見と 当項に16年度3月の平成15年度包括外部監査報告書(平成16年度2月の妥当性の検討 する平成22年 責報告書に先立つ7年前に、監査意見と 「はぼ同内容の改善機大がなされている」 る。 神縄県の担当課からの回答(措置状 中3月)に先立つ約2年半前の報告書。 同じような課題が指摘されている。 、 神縄、の担当課からの回答(対理 では、10年度2月の平成15年度包括外部監査の指摘事項 では、10年度2月の平成15年度包括外部監査の指摘事項 を発行事態に対して、半数近くが措 同じような課題が指摘されている。 、 神縄、中20年の日本の回答(対理 がなられていない。(問題が完造 されているい。(同題が完造 されているい。(同題が完造 されている) (いずれら措置がなされている。 2括外部監査に載実に対応がなされている。 2括外部監査に載実に対応がなされている。 2括外部監査に載実に対応がなされている。 2括外部監査に載実に対応がなされている。 2も、10年度2月の平成15年度2日を持続しているいことが利用する。 には、10年度2日を10年度2日						
・経営責任を明確にするための負担区 分の考え方の薄入 これからの県立病院が果たすべき役 割に適った負担区分の確立の検討 ・提覧に基づかた医療(EBM)事項ごと の積算方向の妥当性の検討 ・ 基程告書に先立つ7年前に、監査意見と 年3月)に先立つ約2年半前の報告書。 同じような課題が指摘されている。 査人による評 価 「現現の担当課からの回答(措置状 中成15年度包括外部監査を報告書。 でも、一般会計線入金の問題は改 か、一般会計線入金の問題は改 か、一般会計線入金の問題は改 か、一般会計線入金の問題は改 か、一般会計線入金の問題は改 か、一般会計線入金の問題は改 か、一般会計線入金の問題は改 か、一覧表)に対して、半数近くが指 のうち、影象科別原価計算、人件 のされていないに 間囲がなされていない 間間がなされていない 間間がなされている の、一般会計像入をのとまり、この改善程素がなられている。 か、神縄県の担当課からの回答(措置 状況・質求)で見る限り、この改善推奏がなる地で、 の、一般会計を入作を表しました。 と、 と、 と を					前の指摘をまた再度指摘した。	
分の考え方の導入 ・これからの県立病院が果たすべき役 制に適った負担区分の確立の検討 ・投拠に基づいた医療(EBM)事項ごと の資 方向の学成15年度包括外部監査機告書(平成16 を報告書に対 する平成22年 (室相告書に先立つ7年前に、監査意見と 定包括外部監査を指摘す項 ・注は同内容の改善程素がなされてい ・ 法は同内容の改善程素がなされてい ・ 法、 神飆県の担当課からの回答(措置状 ・ 年3月)に先立つ約2年半前の報告書。 同じような課題が指摘されている。 ・ 古人による評 ・ 大小 電表り に対して、半数近くが措 でいないことが判明する。 には同内容の改善程素がなされている。 ・ 中縄県の担当課からの回答(措置がなされている。 ・ 大小 電表り に対して、半数近くが措 でいない、 に関節が先送り ・ されている)との評価となった。 ・ 包括外部監査に截実に対応がなされている。 ・ 化・すわら措置がなされている。 ・ とび外部監査に截実に対応がなされている。 ・ に、 (に等も配置がなされている) ・ (に等も理解がなされている) ・ (に等も理解がなされている) ・ (に等も理解がなされている) ・ (に等も理解がなされている) ・ (に等も理解がなされている) ・ (に等も理解がなされている) ・ (に等も理な対応がなされている) ・ (に等も理な対応がなされている) ・ (に等も理ながなされている) ・ (に対しながなどれている) ・ (に対しななどれている) ・ (に対しななどれている) ・ (に対しななどれている) ・ (に対しななどれている) ・ (に対しななどれている) ・ (に対しなどれている) ・						
を報告書に対 平成16年度3月の平成15年度包括外部監 平成15年度包括外部監査報告書 (平成16年度2月の平成15年度包括外部監査報告書 (平成16年度2月の平成15年度包括外部監査報告書 (平成16年度2月の平成15年度2月の平成15年度包括外部監査報告書 (平成16年度2月の平成15年度2月の平成15年度包括外部監査報告書 (平成16年度2月の平成15年度2月の平成15年度包括外部監査報告書 (平成16年度2月の平成15年度2月の平成15年度2日活外部監査報告書 (平成16年度2月の平成15年度2日活外部監査2月と2日活動を10分割を10分割を10分割を10分割を10分割を10分割を10分割を10分割						
格報告書に対 平成16年度3月の平成15年度包括外部監 平成15年度包括外部監査報告書 (平成16 する平成22年 産程告書に先立つ7年前に、監査意見と 年3月) に先立つ約2年半前の報告書。 同じような課題が指摘されているいことが判明する。 情報のな善提案がなされていない (問題が先達り たいないにも 一般会計線入金の問題は改 カー 一覧表) に対して、半数近くが措 のうち、影象科別原価計算、人件 度も括外部監査 には同内容の改善提案がなされている。 沖縄県の担当課からの回答 (措置がなされていない) 信息がなされていない (間節が先達り されている) 6、沖縄県の担当課からの回答 (措置がなされていない (間節が先達り されている) 2 (いずれも措置がなされていない (間がなされていない (間がなされていない (間がたき などの) (いずれも措置がなされていない) に係る重要な報告書でもある。 でいない。 では、日本学科学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学		i				
・根拠に基づいた医療(EBM)事宜ごとの積算方向の妥は16年度3月の平成15年度包括外部監 平成15年度包括外部監 室報告書(平成16年度3月の平成15年度包括外部監 平成15年度包括外部監 室報告書(平成15年度包括外部監 を登見と 年3月)に先立つ約2年半前の報告書。 同じような課題が指摘されている。	1					
を報告書に対 平成16年度3月の平成15年度包括外部監 平成15年度包括外部監査報告書 (平成16 さる平成22年 産租告書に対する平成22年 産租告書に先立つ7年前に、監査意見と 年3月) に先立つ約2年半前の報告書。 同じような課題が指摘されていないことが判別する。 間隔は改 治性 つうち、影象界別原価計算、人件 度包括外部監査の指摘事項 さんによる評価 大小の電波 一般会計線入金の問題は改 か、一般会計線入金の問題は改 か、一覧表)に対して、半数近くが特 つうち、影象界別原価計算、人件 のされていないには関節がなされていないに間関がなされていないに間関がなされていないに間関がなされていないに関節がなされていないに関節がなされている。 沖縄県の担当課からの回答 (措置 状況・質求) で見る限り、この改善権 家が迅速に持続する。 では、日本のとは、大小のとは、なぜか放置されていないない。 に係る重要な報告書でもある。 でいない。		-				
各報告書に対する現立2年度包括外部監査報告書(平成16年度2月の平成15年度包括外部監査報告書(平成16年度2月の平成15年度包括外部監査報告書(平成16年度2月の平成15年度包括外部監査3月)に先立つ約2年半前の報告書。 (国は同内各の改善経験がなされている) というな課題が指摘されている。 (国は同内各の改善経験がなされている) というな課題が指摘されている。 (中國人の担当課から回答、特置 大小、電景) で見る限り、この改善程 状況・電景)で見る限り、この改善程 水沢・電景)で見る限り、この改善権 (いずれも構造がなされていない) (に係る重要と報告書でもある。 というない。 (いずれも構造がなされていない) (に係る重要と報告書でもある。 いい) に係る重要と報告書でもある。 いい し、 し、 し、 その後は、なぜかが度されていない。 (し、 し、 し、 と でいない。 し、 と でいない。 し、 と でいない。 し、 し、 と では、 と でいない。 と できない と でいない。 と できない と できない と でいない。 と でいない。 と できない と でいない。 と できない と でいない。 と できない と でいない。 と ではないない。 と でいない。 と でいないない。 と でいないない。 と でいないない。 と でいないない。 と でいないないない。 と でいないないない。 と でいないないない。 と でいないないないないないないないないないないないないないないないないないないな	1	1				· ·
する平成22年	1			の積昇力回の安ヨ1生の検討		
する平成22年	タが生まにも	現代に左連り日の現代に左連与長は効能	 	マンボナ - 航入社場1人の服師はお	沖縄国の担求細かりの同僚 (推爆化	
度包括外部監 ほぼ同内容の改善提案がなされている。				ここじも、一散云町櫟八金の問題は以	作開系の担目隊かりの凹合(指直仏)	十成10十度63日/「印監査の指摘事項」
査人による評 る。 沖縄県の担当線からの回答 (措置 状況・質求) で見を限り、この改善権 ※が迅速に沖縄県内部で検討された質						
価 状況一覧表」で見る限り、この改善程 包括外部監査に誠実に対応がなされ い)に係る重要な報告書でもある。 案が迅速に沖縄県内部で検討された痕 ていない。 しかし、その後は、なぜか放置され			門しような眯短が指摘されている。			
案が迅速に沖縄県内部で検討された痕						
MINATORY'S				1	C A . 197 A . 9	
		PMTは元コたりはV '。				TOTAL OF THE TOTAL
	L	1				

(注)本件以前に、(社)病院管理研究協会『沖縄県立病院の経営診断報告書』(平成元年3月)(主に昭和58年度から昭和62年度が対象期間)があるが、今回の包括外部監査の目的に照らし除外した。

	中小企業診断士協会 沖縄県支部 「沖縄県立病院経営診断報告書」 (平成9年1月)	中小企業診断士協会 沖縄県支部 「沖縄県立病院内部環境調査報告書」 (平成13年11月)	(社)病院管理研究協会 「沖縄県立病院経営健全化 基礎調査報告書」 (平成14年3月)	平成15年度 「包括外部監查結果報告書」 (平成16年3月)	(構アプリシア 「沖縄県立病院における政策 医療と一般医療の区分に 係る調査分析業務報告書」 (平成17年3月)
基本構成(目次)	第編 医療環境分析と経営診断	1 各病院共通の課題と取り組みの方向性 (細目は21項目、関連すると考えた 項目のみを列挙した。 3.公平な人事考課制度の轉入 4.病院経管性の轉門感動性の 6.医療機器・監理の報子を 5.病院管理の報告を 6.医療機器・監理体 7.薬品、診療通能を必要性 7.薬品、診療通能を必要性 7.薬品、診療通能を必要性 6.病院の管理の被応が必要 9.未収金音を理の被応が必要 12.委託業者の機能との他質問 の徹底及び計の期間を の徹底及び計の期間を の徹底及び計の期間を 15.辞理部門の職務とのの概 6.お院地の職務 20.その他のとの報題 20.その他のでは、 20.その他の報題の 20.その他の報題の 20.その他の報題の 20.その他の報題の 20.その他の報酬の 20.その他の報酬の 20.その他の報酬の 20.その他の報酬の 20.その他の報酬の 20.その他の報酬の 20.その他の報酬の 20.その他の報酬の 20.その他の報酬の 20.その他の報酬の 20.その他の報酬の 20.その他の報酬の 20.その他の報酬の 20.年の明確 21.出籍所述 22.日期報 23.見立方 24.総評 II 各朝院の課題 24.と明報 25.と計算が 26.といる 26.といる 27.といる 27.といる 28.といる 28.といる 28.といる 28.といる 28.といる 28.といる 28.といる 28.といる 28.といる 28.といる 28.といる 28.といる 28.といる 28.といる 28.といる 29.といる 29.といる 29.といる 20.といる 20.との明確 20.といる 20.	第1 医療環境について 第2 各集立病院結正で病院管理局の現状院・ の現状院・ II 東海病院・ III 中部病院・ III 中部病院・ III 中部病院・ III 中部病院・ III 中部病院・ III 内部の明確化 ショウス を表しているののでありり方。 1. これからの場でののようが、 1. これからの場で、 1. これからの場で、 1. これからの場で、 2. 医療機能の集約化と機能・ 2. 医療機能の集約化と機能・ 2. 医療機能の集約化と機能・ 2. 医療機能の事態 1. 反立域系列院 2. 医療機能の事態 1. 反立域系列院 2. 医療機能の事態 1. 工立域系列院 2. 世域系列院 2. 地域系列院 2. 地域系列 2. 地域系列的 2. 地域系列的系列的 2. 地域系列的系列的 2. 地域系列的系列的 2. 地域系列的系列的 2. 地域系列的系列的系列的系列的 2. 地域系列的系列的 2. 地域系列的系列的系列的 2. 地域系列的 2. 地域系列的 2. 地域系列的系列的系列的系列的系列的 2. 地域系列的系列的系列的系列的 2. 地域系列的系列的系列的系列的 2. 地域系列的系列的系列的系列的系列的系列的系列的系列的 2. 地域系列的系列的系列的系列的 2. 地域系列的系列的系列的系列的系列的系列的系列的系列的系列的系列的系列的系列的系列的系	第1 外部観査の概要 第2 沖縄東立病院 第3 監査費で 1. 医療状でないて 2. 未収金についてて 4. 材料料料ではいてでいたの地での地でのでは、 5. 委託僧前座の神子にのいてのでは、 6. 政権のでは、 7. 固一般分別の 別 第4 民神会にのいての地でのでは、 第4 民神会にのいてのでは、 第4 民神会にのいてのでは、 第4 民神会にのいてのでは、 3. 追嫌者にのがでしていてが、 4. 材料料像でしていている。 5. 女性の神子にのいては、 4. 材料料像がでは、 5. 女性のというでは、 4. 大神会にのいては、 4. 大神会にのいては、 4. 大神会にのいては、 5. 女性会別別の 別条のでは、 4. 大神会のは、 5. 女性会別別の 別条のです。 4. 大神会別ののです。 5. 女性会別別る 6. 医療が、 6. 医療が、 6. 医療が、 6. と変でである。 8. 影響である。 8. 影響である。 4. 大いにのいて、 4. 大いにのいまでは、 5. 女性のいでは、 5. 女性のいでは、	《本編》 (他にて資料編》あり) 1. 調査分析の概要 II. 院内調査結果の概要と考察 III. 院向調査結果の概要と考察 III. 原面計算の方法 (1) 方法維 (2) 胸定的 (2) 胸定的 (2) 原面 (2) 原本 (2) 原

- (4) 措置が長期間放置されている指摘事項 (人件費(退職給付債務を含む)、
 - 一般会計繰入基準、診療科別原価計算)についての分析
- ア ㈱アプリシア『沖縄県立病院における政策医療と一般医療の区分に係る調査分析業務報告書』(平成 17 年 3 月)を再び分析する(指摘事項)。
- (ア)本報告書は、県立北部病院と県立宮古病院の診療科別原価計算をバイロット・スタディとして実施した結果報告である。

一般の民間企業の原価計算のコンサルティングならば、まず損益を把握する単位(セグメント)の設定と共通費の集計手続のチェックがなされ、共通費の配賦手続が検討される。売上については通常日常業務レベルで売上はその企業ごとに、内部管理の必要上区分されているので、特段問題とならないのが普通である。

ところが、この報告書では、いきなり冒頭で、一般会計よりの繰入金金額 (実際の繰入金額)と、その適正額をいかに算出するかが議論されている (これは通常人にとって、きわめてわかりづらい。)。

(イ)その理由は(やや強引だが一般民間企業と対比する形で説明すると)、 この一般会計よりの繰入金は県立病院会計(公益企業会計)では、第2 の売上高と同様に扱われるからである(しかもその金額は何らかの基準 で客観的に計算される訳ではなく、それなりの計算方法はあるのだが、 裁量の余地は大きい)。 それに加えて(さらに今回の監査で判明したように)別種の(固定資産取得等に関する一般会計繰入金"4条繰入金")数値が流用され、加減されるケースもありうる。つまり、この"第2売上高"は、経営実態を正確に反映したものとはいえず、経理部長や社長の意図(サジ加減)でかなりの幅で操作できるような取扱いがなされている。

民間企業でこれをやれば粉飾決算であり、経理部長・社長の解任自由となる (このような企業の決算書は企業の損益を適正に反映していない。違法である。) が、公営企業会計である県立病院会計 (特別会計) で、同様なことがなされても、問題とされることはあっても (現実に平成 15年度包括外部監査では、詳細に計算基準の内訳項目の内容を検討して、指摘事項としている。) 合規制違反とはならない。従って沖縄県病院事業局長の解任事由とはならず、行政の「長」たる沖縄県知事に対する訴訟事由もない (こちらも念のため言及しておくと、このような県立病院の決算書は、県立病院の経営の状況を適正に反映しているとは言えない。ただし、公認会計士の監査を受けていないので、不適正意見が付されることもない。)。

遺憾ながら、これが沖縄県県立病院事業(特別会計)の"第2売上高" に相当する一般会計繰入金経理の現状である。

- (ウ)社会的常識からは非常に違和感を覚えるこのようなやり方がまかりとおるのは、総務省が通知した積算基準 (「自治体病院への繰出基準」) にはよらずに、自治体病院の事務部門がきわめて広い裁量をもつ査定基準で繰入をおこなえるように運用ができるためである。これに加えて、たとえこの運用が認められても、権限逸脱と考えられる3号繰入金と4号繰入金の流用さえもしばしばおこなわれている。
- (エ)参考文献とした金川佳弘、『地域医療をまもる自治体病院経営分析』(自治体研究社)では、損益的収支線入金(3号線入金)と資本的収支線入金金(4号線入金)を意図的に操作して、見かけ上、医業収益が好転することを実例で説明している(同書101~104ページ)。

青森県西北中央病院では、自治体病院の標準的な繰入方法を採用しているが、青森県鰺ヶ沢町立中央病院は収益的勘定の医業収益部分に意図的に繰入れを行い、医業収益が増額し、見かけ上、医業収支比率が好転する (見かけ上、経営状況の良い自治体病院となる。) ことを示してい

ĸ,

さらに、これに続けて、見かけ上、経営状況の悪い病院を作り上げることもできるとし、自治体当局が見かけ上、経営状況の悪い病院に仕立て上げ、経営形態の見直し(地方公営企業法の全部適用、地方独立行政法人化、PFIなどの公設民営、民間移譲など)を逆提案してくる可能性があり、繰入先の分析には十分注意を払う必要があると指摘する(同書103ページ)。

オ)この青森県鰺ヶ沢町立病院の事例にしろ、沖縄県の事例にしろはっきりしているのは、一般会計よりの繰入金の適正額が事業部門によって算定されていない、ということである。しかもダブルチェックをしたり、内部監査でチェックされる手続は保障されていなさそうである。

沖縄県では、一般会計繰入金の適正額とはいえない決算数値をもとに、 県立病院のあり方に関する基本構想の検討(平成21年3月、平成21年 6月)が進められた、と言わざるをえない。

イ 診療科別原価計算と一般会計繰入(収入)[ただし適正額]は、各県立病院ごとの損益把握のうえで、密接不可分な関係にある(指摘事項)。

(ア) ㈱アプリシアの調査分析業務報告書(平成 17年3月)が、一般会計繰入金の適正額の算出手続とその査定基準の設定をまず課題とせざるをえなかったのは、これが実質的には第2売上高[ただし適正額]となるため、他の医業収入や医業原価・費用が適正でも、差額としての各県立病院ごとの損益が計算できないからである。

つまり、各病院ごとの適正な損益を把握するためには、収入側では、一般会計繰入金の適正額を定め、コスト(原価・費用)側では、損益を把握する単位(セグメント)である診療科別原価計算が必要となる。これに加えて、特にセグメントの原価面において、沖縄県立病院にお

いては人件費の適正額 (退職給付費用の把握、諸手当の算定手続の適正化) の確定も、結果としてほぼ併行して要請されることになる。

(イ)別の言い方をすれば、公営企業たる県立病院事業の各病院ごとの損益を正確に計算するためには、その大前提としてまず実質的な第2売上高である一般会計繰入金(収入)の適正額の計上が必須であり、同時に対応する原価・費用も、各病院ごとの基礎データにもとづいて適正に計上されなければならないことになる。この収入と費用・原価の適正額の算定過程で、広く人件費に係る諸手当や退職給付費用の見積→会計システム内への適正額による計上が実際上は要求されることになる。

(ウ) 一般会計繰入金(収入)と診療科別原価計算は密接不可分な関係にある。その適正額の算出過程において、人件費の適正な把握が要請されることから、人件費の問題も実質的にこの2者と密接不可分である、と考えられる。各病院ごとの損益を把握するためには、一般会計繰入金(収入)の論点と診療科別原価計算の論点と人件費の論点は、いわば実際上三位一体の関係上にあり、問題点を改善するためにはこれを一挙に解消する必要があるのである。

平成9年11月の『神縄県立病院経営診断報告書』で改善提案の内容とされ、約5年半後の平成16年3月に『平成15年度包括外部監査結果報告書』で指摘事項となったこの3つの重要問題は、5年後である本平成22年度包括外部監査時点でも改善されていない(措置がなされていない。指摘があってから実に10年以上問題点が先送りされている。

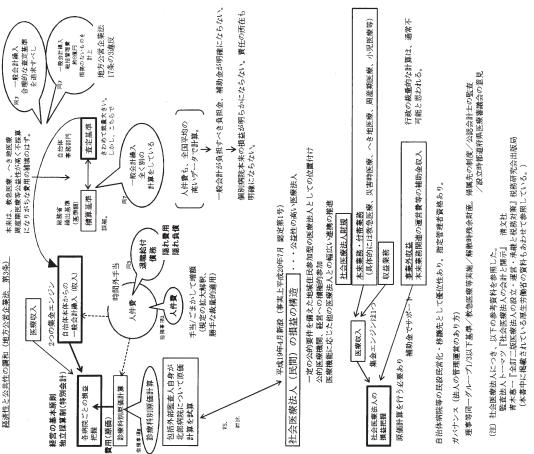
(エ)各県立病院の病院長が、自らの病院の損益把握と1号経費と2号経費に係る不採算部分の実態を理解することに消極的で事態の先送りを続けているとは、到底考えられない。沖縄県庁内で各病院とは離れた形で存在している沖縄県病院事業局の事務官僚の長期間にわたるほぼ一貫した先送り体質によるものと考えられる。

県立病院(地方公営企業)の損益の構造 (平成15年度 包括外部監査の指摘事項の位置付け) 経営の基本原則 独立採算制(特別会計) 診療科別原価計算 診療科別原価計算 各病院ごとの損益 費用(原価) 入金の査定基準というツールを使って操作していたのは、各県立病院の 病院長ではなく、沖縄県病院事業局の事務官僚(組織としてのうごきを さしている。)であろう。そしてこの密室における業績数値の操作とい う自らの職域の実態が明らかになり、長期間にわたってふせられている 問題点が大きく露出するのを防ぐために、自らの組織防衛に走る可能性 高"により、県立病院の損益数値を、少なくとも10年以上一般会計線 そして、このような体質には十分理由があると思われる。"第2売上 は大きいからである。

- ウ 県立病院(地方公営企業)の損益の構造と平成 15 年度包括外部監査の指摘事項の位置づけ
- (ア)措置が長期間放置されている本件指摘事項について、その全体の構造を理解するために別紙に図解を示した。

さらに、県立病院事業(県直営の地方公営企業)と対比で、新しく制度化された社会医療法人(民間)の概要も示した。

(イ)ここまでの記述では説明不足となっていた社会医療法人と地域の医療提供体制とのあり方について、厚生労働省の報告も抜粋した。



医療法人制度改革の考え方(報告)

~ 医療提供体制の担い手の中心となる将来の医療法人の姿 ~

平成 17 年 7 月 22 日 医業経営の非営利性等 に関する検討会報告

医療法人制度をめぐる考え方の整理

3.今後の医療法人と医療法人を監督する都道府県との関係の見直し

我が国の医療提供体制を考えると、病院の 61.3%、病床の 50.2% は医療法人が担っており、数字の面からだけでも民間非営利部門の医療法人が中心となっていることは明らかである。厚生労働省や医療法人を監督する都道府県は民間非営利部門の医療法人を中心として地域の医療提供体制を考えなければならない。そのためにも、従来の公的医療機関が担ってきた機能についても、民間非営利部門の医療法人が積極的に担うことが求められる。

従来は、「教急医療など収益性の低い医療は、公立病院でなければ実施できない」といったことが暗に前提とされていたが、今後は、どのような医療サービスであっても、地域で効率的に提供されるためにはどうすればいいのか、という観点から医療提供体制のあり方を考える必要がある。また、財政的な支援を行う場合は、教急医療やへき地医療など地域社会にとってなくてはならない「公益性の高い医療サービス」の実施を支援することを基本として考えるべきである。。

以上を踏まえると、今後は、民間非営利部門の医療法人と都道府県との関係が重要になってくる。今後の都道府県の役割は、自らが自治体立病院を設置して直接的に医療サービスを提供する役割から極力撤退し、医療サービスに係る

ルールを調整する役割、医療サービスの安全性やアクセスの公平性を監視する役割等へ転換することが求められる。このため、医療法人を監督する都道府県や医療法人制度を所管する厚生労働省においては、

- (1) 医療法人の設立認可や合併等の事務については、都道府県知事部局において行い、設立認可等に係る審査基準及び審査に要する期日についてあらかじめ明確に定めておくこととし、行政による不透明な裁量が権力及ばないようにするべきであり、民間非営利部門の医療法人が円滑に事業展開できるようルールを明確にする。
- (2) 民間非営利部門の医療法人が今後とも効率的に経営できるよう、例えば、療養環境の向上を制限しているような合理的でない規制について、行政において見直しを引き続き行っていく
- (3) 医療法人の経営が今後とも透明性が確保され、効率的に推進されるよう医療法人制度の不断の見直しを行う

ことが必要であり、今後とも断続的な対応が求められる。あわせて、病院や診療可などの活動をしていない、いわゆる体眠状態の医療法人については、医療法第 65 条に基づき、都道府県において速やかに医療法人の設立認可取消を行うよう、引き続き努力すべきである。

Ⅲ 今後の医療法人制度改革に向けた新たな医業経営のあり方の確立

1. 効率的な医業経営を支える人材の養成

今後、都道府県の役割が、自らが自治体立病院を設置して直接的に医療サービスを提供する役割から極力撤退し、医療サービスに係るルールを調整する役割、医療サービスの安全性やアクセスの公平性を監視する役割等へ転換することに伴い、各医療法人においては、従来以上に医業経営について効率的に行うことが求められる。

言うまでもないことだが、経営を良くするための特効薬はなく、日頃からの絶え間ない経営者をはじめとした現場の努力の積み重ねが重要であり、そのために必要になってくるのが、医業経営を支える質の高い人材の養成である。

このため、今後は、医業経営を支える人材の養成について、厚生労働省は関係省庁と協力しながら、そのあり方を検討すべきである。

透明性の高い医業経営の推進

医療法人制度改革は医療法の改正だけにとどまるものではない。制度創設以来50年以上経過した医療法人のあり方に関しては、医療法、医療法施行令、医療法施行規則のほか、これに関する通知・解釈等で規定されているものである。

厚生労働省においては、透明性の高い医薬経営を各医療法人が遂行できるにするため、医療法人制度について、継続してそのあり方を見直すべきである。その際、医療サービスの提供と医業経営は車の両輪であることから、医業を経営する者が医療サービスを効率的に提供するため、自らその経営実態を把握することは不可欠である。経営規模において中小企業と同程度の医療法人に十分配慮しながら、医療法人に必要な会計はどういうものがいいのか、今後とも医療関係団体の意見を踏まえながら、検討を深めていくことが求められる。

また、当該医療法人の経営実態について、他の公的医療機関や同種の医療サービスを提供している医療機関と比較等を行うことを通じて、より客観的に把握することも重要である。

公益性の高い医療サービスを安定的・断続的に提供するための新たな支援方 第の検討

[名 略]

(5) まとめ

- ア 県立病院のあり方について過去になされた検討に関しては、以下のように評価した。
- ① 県立病院の今後のあり方検討委員会報告書「県立病院の今後のあり方について」(平成 16年2月)の見解が、きわめて優れている。将来にわたってこいま本姿勢を尊重・維持すべき、と考える。特に本報告書中の「図表10 県立病院の機能再編の基本方向」を繰り返し参照すべきである(意見)。
 - ②㈱アプリシア『沖縄県立病院における政策医療と一般医療の区分に係る調査分析業務報告書』(平成17年3月)は、具体的に各々の病院の経

営状況を解明するための、先駆的取組といえる。 ここで示された基本的な方向性をふまえて、各病院ごとに診療科別原 価計算システムを構築すべきである(指摘事項)。

- イ (ア) 法律的に強制力をもつと考えられる包括外部監査の指摘・意見についても、約半数は先送りされている。沖縄県病院事業局(特に事務部門)において、指摘に対して応えていこうという載意ある姿勢は感じられない。逆に組織防衛、やらなかったことに対する抽象的な理由づけによる自己弁護・問題回避の傾向が強く見られる(指摘事項)。
- (イ)通常の調査報告書(コンサルティング報告書)については、その改善提案や指摘に対して、包括外部監査とちがい、沖縄県側に何ら応答義務はないのかもしれない。しかも沖縄県の当局側の基本姿勢に問題があることは前述したとおりである。

したがって、通常のコンサルティング案件では、沖縄県サイドの、特に事務部門によって無視されたり、つまみ食い的に調査結果を利用されたりする危険性は強く存在する。実際にそのように扱われた可能性の高い事例も存在した (指摘事項)。

- (ウ)情報公開条例により、何らかの条件で(例えば何年後公開、調查費用 100万円以上の案件につき公開)一定の調查報告書を広く沖縄県民や利害関係者に周知させ、監視の眼が行き届くよう手だてを講ずる必要があると考える(意見)。
- エ)また、本報告書の読者に向かっての問題提起といえるかもしれないが、このように情報公開された報告書等について(例えば本件のように県立病院にフォーカスすれば、なおさら取組が容易ではないか。) インターネット上でいくつかのフォーラムを開設し、県民や問題ごとに関心がある人がボランティア的に集結し、セカンド・オピニオン的な複合的な議論の場の運営の持続も考える必要があると思われる(意

ウ 県立病院のあり方についての検討結果について、沖縄県は具体的にどのような取組をおこなったか、を分析していく過程で、派生的な論点として地方独立行政法人化について、決定プロセスに関しての検討を実施しな。

県立病院の経営形態の見直しは、総務省「公立病院改革ガイドライン」(平成 19 年 12 月 24 日)にも、厚生労働省「医療法人制度改革の考え方 (報告)」(平成 17 年 7 月 22 日)にも沿うものではあるが、沖縄県における地方独立行政法人化の実際の決定プロセスについて、大きな問題があることを指摘した(指摘事項)。

上記2つの報告で示された基本的枠組が、情報操作により変容され決定プロセスがきわめて不透明になっているからである。

当第22年度包括外部監査人は、前平成21年度に「『公の施設』の管理運営のあり方(特に指定管理者)について」を監査テーマとして沖縄県の包括外部監査を実施している。

(ア) その際、監査の視点として設定したのは、

(A)沖縄県の行財政改革の方針を徹底させること

(B)地方自治法の趣旨(市町村優先の原則のもとにおける県の果たすべき役割)を意識すること

(C)個人情報保護を充実させること

の3つであった。報告書のなかの「3 地方自治法における権限分配の趣旨、地方分権の進展」の(1)地方分権の進展、の項で

本格的な分権型社会に対応するために、市町村との関係で県の果たすべき役割・責任を明確化させる必要性は高まっていく。 行財政改革プラン(平成18年3月)ではこの点がさほど強く謳われていないきらいがある。

と指摘した(『平成 21 年度包括外部監査結果報告書』50~51 ページ)。

(2) 市町村との協働

公の施設の管理のあり方を考える際にも、市町村優先の原則を意識しつつ、広域自治体としての沖縄県の担うべき事務がどこまでなのかを検討しなければならない。

たとえば、同一地域に県立の図書館と市町村立の図書館があったとする。両施設を利用する者は、市町村の住民であるとともに県民でもある。仮に、蔵書の種類・内容が大部分重複していたり、一方にしか必要な蔵書がないとしたら、利用者側からみると、2つの施設が併存する価値は少ない。不便ですらある。利用者への十分なサービス提供を第一義的に考えるのであれば、県立、市町村立という枠を取り払って、市町村施設への統合、あるいは重複を回避した事務分担などを考えるべきであろう。そのためには、県でなければできない事務を市町村との協議・連携を図りながら担っていくという作業を積極的に行うことが重要である。

県は、本来「基礎行政」を担う市町村の「補完行政」が課題であるから、市町村とともに考える県になっていくべきである。

で自らの立場を述べた。

オ (ア) 県立病院に関する地方独立行政法人化の決定プロセスに関しては、(1)地方分権の進展、(2)市町村との協働の2 視点からみてこれらの基本的考え方が全く欠落した形で(ただ新たな「新沖縄県行財政プラン(平成 22 年 3 月)」の形式をととのえることを目標として) 手続が進行している (指摘事項)。

指摘した、行政改革プランでは、市町村との関係で県の果たすべき役割・責任が強く羅われていない面が、さらにこの新沖縄県行財政改革プランでさらに重ねて認められる。

(イ)運用面で沖縄県の行財政改革プランが地方自治法の趣旨(市町村優先の原則のもとにおける県の果たすべき役割)を軽視する結果となっている点を、監査の視点からは問題と再度指摘せざるを得ない(指摘事項)。

カ この問題の所在を再確認するため、前平成 21 年度の「具体的な監査のチェック項目」を別紙に再提示した。

「公の施設」を「県立病院」に置きかえれば、通用する部分が多い、 と考えたからである。 さらに、本平成22年度包括外部監査において参考文献とした宮脇淳編集代表、蛯子准史編著『自治体経営改革シリーズ2 外郭団体・公営企業の改革』(ぎょうせい)に、第3章1.として「病院事業の問題点と改革のポイント」の項があり、経営形態の考え方についての考え方(158~165ページ)が述べてある。

沖縄県立病院の地方独立行政法人化の検討プロセスに問題があることを示す、いわば間接証拠として、以下に説明する。

(1)国の政策変化による病院への影響

①新臨床医研修制度により深刻化した医師不足

②地方を中心とした看護師不足

③診療報酬の削減

(2) 地域住民と病院との関係

①単年度予算主義を前提とした病院経営の硬直化

「 地方自治体の病院事業は、他の行政サービスと異なり、私的病院 との競合も激しく、その経営活動には機動性が強く求められる。 また、医療技術は日々進歩するものであり、その時々のニーズにあった 医療機器の導入や診療科の設立など、関連な経営判断が必要(2)地域住 民と病院との関係

①医療サービスのコンビニ化・無料化

②診療代に係る未収金の増加

(3)地方議会と病院との関係

にある。

しかし、地方公営企業の場合、予算は議会の審議を経るために、 事業活動に関する意思決定プロセスが長期化しやすい面があり、改 革の遅れを招いているとも考えられる。」

②病院経営改革に関する議論の先送り

「 地方議会では、毎年度多額の歳出が行われる公立病院の経営について、議題にのぼることも多いが、住民感情を配慮して現状追認の議論になりやすい。」

(4)地方自治体と病院との関係

①地方自治体からの非独立性による経営自由度の低下

「 地方公営企業法の一部適用の場合、人事や組織、予算等の権限は 地方自治体の長にあり、全部適用の場合にも、予算の調整などの権 限が地方自治体の長に留保されている。 このような地方自治体からの非独立性は、環境変化に応じた弾力的な経営活動の障害となる場合があり、その一方で、病院以外の自治体職員の多くが病院経営に関する専門性を持たないために、本庁と病院との間で相互理解不足になるなどの問題を抱えている。」

②近年の財政悪化に伴う財政支援の縮小

③役所の人事異動との連動による専門性の低下

④役所の定数削減との連動による病院職員数の削減

(5)病院の収支構造や経営資源

①病床利用率の低下

②年功序列型給与体系による高額な人件費

③勤務医の過重労働による病院離れ

④病院建設における過剰投資

⑤ファシリティマネージメントの機能不全

「公立病院の多くが1950年代頃に建設されたことから、耐震化の必要性を含めて、建て替えの時期を迎えている。しかし、地方財政の悪化や国の負担削減等により、大規模な投資費用を捻出することが難しい状況にある。

これに対し、多くの地方自治体では、施設のライフサイクルを意識したファシリティマネジメント(施設の経営管理)をこれまで十分意識してこなかったことから、建て替えや改修に要する資金を蓄

⑥職員の改革意欲の不徹底

えてこなかった現実がある。」

(イ)「2.改革のポイント」として、総務省「公立病院改革ガイドライン」(2007年12月)が解説されたのち、「経営形態の見直し」について記述がある。

(2)病院経営の独立性確保と財政負担の軽減 の項で、共著者の見解が 以下のように示される。

①外部条件からみた経営形態の考え方〔平成 22 年度包括外部監査人

による要約〕

■公共主導か民間主導かの判断

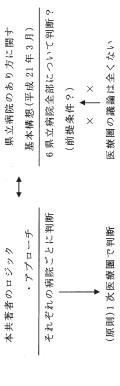
まず、当該公立病院と類似機能をもつ病院が同一地域内にない (競合・代替性が存在しない)場合 → 地方自治体が直接経営に関与しやすい"公共主導"が望ましい。 「ここでいう「同一地域」とは、患者の受診行動から病院間の競合が発生しやすい同一市町村内及び隣接市町村内 (1 次医療圏で基本的に判断している。一包括外部監査人)を範囲とすることが妥当と考えるが、特に、2 次医療圏のうち病床過剰圏については、病院間で代替・補完関係が強いといえる。」

他方、類似機能をもつ病院が同一地域内にある(競合・代替性が 存在する)場合 → 指定管理者制度や民間譲渡が望ましい。

②内部条件からみた経営形態の考え方

ここで確認しておきたいのは、独立行政法人化が妥当か否かではなく、判断のロジックとアプローチである。

この共著者は外部条件を、それぞれ個々の県立病院ごとに、かつ (原則) 1 次医療圏で判定している。



(ウ)「県立病院のあり方に関する基本構想」(平成 21 年 3 月)のロジックとアプローチは非常に異質と考えられる (指摘事項)。

170

—181—

理事等同一グループ1/3以下基準/教急医療等実施/解散時残余財産。帰属先の制度/公認会計士の監査 /設立時都道府県医療審議会の意見

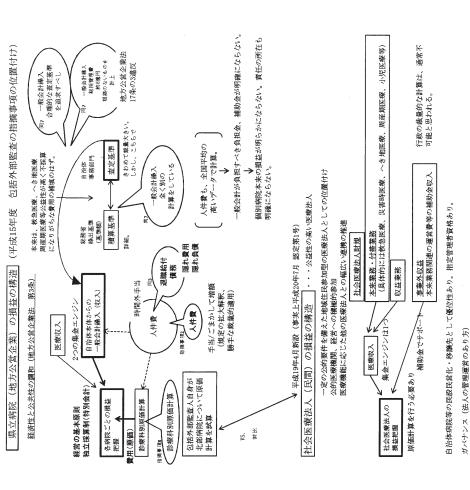
(注) 社会医療法人につき、以下の参考資料を参照した。 電査法人トーマン『社会医療法人の会計と開示』 清文社 青木島 - 全訂二版医療法人の設立・運営・承維と財務対策』税務研究会出版局 (本書中に掲載されている厚生労働省の資料とおわせて参照している。)

4 病院事業の会計についての問題点

(1) 県立病院の会計には、地方公営企業会計原則が適用される。

これによる地方公益企業会計は、基本的には複式簿記にもとづくもので、 民間一般企業に適用される企業会計基準にほぼ近いレベルのルールが適用 されると、おおまかには考えてよい。 病院経営は、民間の医療法人や個人医師の診療所でもおこなわれているの だから、一般的な地方公営企業(例えば、水道事業、工業用水道事業、鉄道 同列に考えるのではなく、医業会計の社会通念上のルールに合致する形で比 Ŋ 事業等で、7 事業が定められ、病院事業は条文上別規定で適用がある。) 散検討をすべきである。

(公会計的な予算管理よりも、経営実態を示している決算値を重視すべき である。(指摘事項))。 この基本的視点から県立病院事業(県直営)の損益の構造を、社会医療法 人(民間)と対比した形で再掲示したのが別紙である(平成 15 年度包括外 部監査の指摘事項で未改善のものとの関連にも注目してほしい。)。



どれだ

医療等によるものが、

産期日

へき地医療、

災害時医療、

رد

その赤字になる原因

されるが、

院事業では赤字になると

が、病 教急医療、

41

別の観点からいえば、

のチ

Ž,

10

に不可避なものであ

上本当 匣

公益」 Ŋ

ź

それ

9

'n

赤字にな

している

を示 (

ţ.J

されていない

どなど こなり

かなる

がほ

(3)

(特別

地方公営企業の経営の原則である独立採算制

(注) 参考文献 NPO法人日本公会計支援協会 [編]、『地方独立行政法人の会計と監査の手引き』 監査法人トーマツ [編]、『社会医療法人の会計と開示』 清文社 中央経済社

が騰

題)

業

FO!

欰

種の分析や経

谷

とづいて、

この不確かな数値にも

7

Y

しい金額か保証されない

ы

4

恕

作がす

の操(

数值(

10

4

IJ

曹

な裁り

、広範力

ックする手続が全くなく

Н

*

されている

纒

公認会計士の監査を受けていない

あげられよ

問題点4

7

2

果

出されている利益金額も、

上は算し

表面」

Ñ

各病院ごと

ŕ

 $^{\circ}$

に相当する一般会計

"第2壳上高"

ゴとおしいた、

県立病院 県立病院

框

問題)

ごとの診療科別原価計算がなされていない。

県立病院ごとの損益の正確な把握ができない

夲 夲 夲

題点1 2 က

噩

問題点

Н

 \mathcal{F}

正な金額で計算されていない

熠

Ř

繰入(収入)

続もない。)

黧

次の諸点が神

(特に民間の社会医療法人との対比から)

この別紙から

2

(指摘事項)

\ \

病院事業の会計上の問題点として浮かびあがって

般企業や民間 別項であらためて論 "第2壳上高" X 1 (F) 逐 病院事業の業績は民間の 4 単な設値 企業会計の会計基準のレベルにほぼ近いとし については、 征 10 くちがってく (指摘事項) (一般会計繰入金) のため、 について別紙で示した 医療法人の業績数値と大き (収入) 問題点3 般会計繰入金 - x 2 特に、 Ž,

414

7

Ŋ

病院経営の実態がほぼ同じとしても、数値は大きく食い違ってきているのに注目してほしい。県立病院事業においては、経営の実態とはちがっても制度の運用上、形式的に大幅な黒字決算をすることも可能であり、逆に見かけ上、巨額な赤字決算を組んで経営状況の悪い病院を作り上げることも可能となる(金川佳弘『地域医療をまもる自治体病院経営分析』(自治体研究社)は、102~103ページで実例を具体的に説明し、この部分について特に危惧している。)。これこそが(県直営)病院事業の会計上の根本的な問題点である。

(4) さらに、"消費税の損税問題"についても、病院事業の会計に関する問題点として説明しておきたい。

ア 病院事業の損益計算書推移に表示される医業外費用の維損失勘定は毎年約8億円前後。また貸借対照表の繰延資産に計上される「控除対象外消費税」勘定(簿記の知識のある人でも、一般にはあまり見かけない勘定科目である。)が残高として約7億円~13億円となっている。

これは、沖縄県立病院事業が自ら負担している (最終消費者が負担しているのではなく) 消費稅金額を示している。これが医療機関における"消費稅の損稅問題"といわれるものである。

イ 消費税は通常最終負担者たる消費者が負担する。中間的な位置にある卸売業、小売業等は、仮に預かった消費税(仮受消費税)と、何かを購入したとき等に一緒に支払った消費税(仮払消費税)を、各決算ごとに精算する。したがって消費税については基本的に損も得もしない。

ところが医療機関等とされる、消費税を大幅に負担する税計算のしくみに組込まれている。消費税がかかる取引(例えば物の売買)には消費税がかかる (「課税取引」)。また人件費を払っても、そもそも消費という概念にあてはまらない(「課税対象外」)として、消費税はかからない(税務当局は「不課税取引」と呼ぶ。)。

これだけなら全てスッキリと処理されるはずだが、種々の理由づけにより「非課税取引」という、理論的ではない区分が設定され、医療行為のか

なりの部分はこの「非課税取引」に分類される(公益性、社会性等が強調されるが、理論的には正当性はない。)。そのため「課税取引」が大部分を占めない場合、一定の税務上の計算方式に従って、その医療機関が多額の消費税負担の義務を負う。

ウ 今後消費税が5%→10%へあがった場合、このような医療機関は、今の約2.3~2.5倍程度消費税を負担することになる、といわれている。この場合自らの経営努力とは一切関係なく支出負担が急増すると予測される(指摘事項)。

最近は複数の医療団体が"消費税の損稅問題"についていろいろな提言をおこなっているが、この「非課税取引」から該当する医療行為を全て除外し、「課稅取引」と把えなおすのが、理論的な解決方法だと考える(従来の取扱いは、社会性・公益性があるという医療事業と消費税の本質を混同している。社会性・公益性があるから公共性の強い大規模医療機関は損稅として消費税を負担すべき、とは社会的常識に反する(意見))。

- 一般会計繰入金の恣意的運用と、その結果としての病院事業の業績数値の恣
- とづいて制度上運用されるなら、社会通念上当然に認められる(例えば災害 (1) "第2売上高"としての一般会計繰入金(収入)は、厳格な条文解釈にも 時医療)(指摘事項)
- で指摘された、他会計補助金のうちの統括管理費約6億円)や広大な裁量 行政による運用のため、いわば粉飾決算の架空売上に近い実態をもってい 平成 15 年度包括外部監査 ア しかし、これが全く逆な拡大解釈(例えば、 る側面について、特に注意をしてほしい。
- イ このような"第2売上高"が計上されてしまうと、各病院ごとに赤字が 出ているか、その赤字は社会的公共的に是認すべきものなのか、がさっぱ りわからないままになる。

また、そのような数値にもとづいて、地域医療をめぐる各々の県立病院 のあり方が一部の事務官僚主導のもと、一定の方向づけがなされていると したら、それは果たして、妥当といえるのか。

ウ 本報告書の問題提起は、ここにある。

そして、これに対する解決策は、すでに明確な形で示されている、と考

- (2) 参考文献として挙げた金川佳弘『地域医療をまもる自治体病院経営分析』 (自治体研究社) は、94 ページから 104 ページで繰入金の分析ポイントと して、以下の2つをあげている(「金額と繰入先に注意する」)。
- □ピンハネされていないか

(繰入額と交付税を比較する。)

税)、普通交付税は事業割、病床割などで措置されたものであっても他 「 特別交付税はその使用目的が限定されていますが (ひも付きの交付

の事業に流用できるのです。

本来は当然、病院に繰り入れるべき目的で措置された交付税ですので、 自治体当局に対して強く抗議すべきです。」との説明が述べられている。

②基準額と実繰入額を比較する

営実績を基に繰入金の基準額を算定しています。この基準額より実繰入 額が少ない場合、経営上、必要十分な繰入が行われているとは言えませ 「 自治体病院では「自治体病院の繰出基準 (総務省)」やこれまでの経 ん。」との説明あり。 (3) 包括外部監査人の立場からは、この2つのポイントは明解であり、沖縄県 病院事業局の事務官僚だけでの密室的操作を防止し、また組織としての統制 手続を強化するために上記2つのポイントについて、当局に立証責任を課し (もともと説明責任はあると考えられる)、それを何らの時期にインターネ ット上等へ公開することを提言したい(情報公開条例の追加)(意見)。 これに、インターネット上に設定された複数のフォーラムがセカンド・オ ピニオンのダブルチェックを行い、その検証結果と意見をHPで相互に公開 すれば、県民はもとより、全国レベルでの自治体病院への監視と支援・評価 が実現できるのではないか、と考える。

第 8 章 過去の全包括外部監査 (平成11年度~平成12年度 の計11年度分) の分析と評価

- 1 過去の包括外部監査の全監査テーマを分類して分析する
- (1) 平成11年度~平成21年度の計11年度分の年度/監査テーマと担当部局について分類した。次ページ以降のとおりである。
- (ここで外郭団体等については通達等より広く考えて、便宜上リストアップした。)

包括外部監査の対象団体等/瑯局別分類

中成1.1年度 「城間」以1 1.財政援助団体の債権管理 (4 (4 2.貸付金管理(平成1.0年度分) 中成1.2年度 (4	(社) 沖縄県野菜価格安定基金協会 (為) 沖縄県漁業電用基金協会 (B) 沖縄県企業機関公社 (B) 沖縄県企業機関公社 (B) 沖縄県高産級製基の公社 (B) 沖縄県保健医療協址事業団 (B) 沖縄県住宅供給公社 (B) 沖縄県住宅供給公社	
(平成10年度分)	 科 沖縄県 漁業信用基金協会 打 沖縄県 機業開発公社 打 沖縄県 企業披襲公社 打 沖縄県 企業 大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	
(平成10年度分)	(1) 沖繩県雄業開発公社(2) 沖繩県産業機関公社(3) 沖繩県在学教育援関会(3) 沖繩県保護及養福社事業団(4) 沖繩県住宅供給公社(5) 沖繩県住宅供給公社	
(平成10年度分)	(1) 沖縄県産業振興公社 (1) 沖縄県名学教育振興会 (2) 沖縄県番産振興基金公社 (2) 沖縄県保健医療福祉事業団 (3) 沖縄県住宅供給公社 (4) 沖縄県住宅供給公社	
(平成10年度分)	が 沖縄県弘学教育版製会 が 沖縄県番産振興基金公社 () 沖縄県保健医療福祉事業団 () 沖縄県住宅供給公社	
(平成10年度分)	(1) 沖縄県衛産振戦基金公社(1) 沖縄県保健医療福祉事業団(5) 沖縄県住宅供給公社	
(平成10年度分)	(1) 沖縄県保健医療福祉事業団(2) 沖縄県住宅供給公社	
(平成10年度分)) 沖縄原住名供給公社)	
		【商工労働部】中小企業高度化資金
		【商工労働部】中小企業設備近代化資金
		[機林水遊部] 沿岸漁業改善資金
		【農林水産部】農業改良資金
		【福祉保健部】香養輝等物学資金
		[福祉保健部] 母子赛姆福祉黃金
1 財政援助団体 神経	客鑑誇作やノフーラ(茶)	
差	沖縄マリンジェット観光 (株)	
5	(財) 沖縄県国際交流・人材育成財団	
9	(財) 沖縄県建設技術センター	
2 公の施設の管理関連 (債	(財) 沖縄県文化振興会	[?] 福建·沖桐友好会館
是	沖繩県公文書館	[?]香港藝務所
3	(財) 沖縄県産業振興公社 台北事務所	【 ? 】シンガボール拳を所
₩ ₩	(財) おきなわ女性財団 沖縄県女性 総合センター (ているる)	
平成13年度 [宮里善博]		
1 沖縄県信用保護協会 (余	(棒) 沖縄県信用保証協会	
2 沖縄県営住宅 沖縄	净瘾 果住治供給公札	The state of the s
(運営管理と建設契約事務)		
平成14年度 [宮里善博]		
1 沖縄県企業局 (水道事業)		【沖縄県企業局】水道事業会計
2 委託科 (限	(野) 谷盛コンベンションカリーロー	【商工労働部】
		【福祉保健部】沖縄繋青圓
		[福祉保健部] いしみね救護園
		[福祉保健部] 北衛学園
平成15年度 [宮里善博]		
一來江麓院		[企業会計] 病院事業会計

年度/監役アーマ	外的国外的	ful db:
(商工労働部、福祉保健部	(株) トロピカルテクノセンター	[商工労働部]
農林水産部)	(財) 沖縄県産業振興公社	【商工労働部】
	(財) 羅用開発推進機構	[商工労働部]
	(社) 沖縄産業開発費年協会	[政治後衛治]
	(社) 沖縄県シルバー人材センター連合	[商工労働部]
	(特) 沖縄県職業能力開発協会	[商工労働器]
	(社) 沖縄県社会福祉協議会	[[福祉保健部]
	(財) 沖縄県いきいきふれあい財団	[福祉保健部]
	(財) 沖縄県戦没者慰霊参費会	[福祉保健部]
	(財) 沖縄県農業開発公社	[農林水産部]
	(財) 沖縄県野菜価格安定基金協力会	[農林水産部]
	(社) 沖縄県果実生産出荷安定基金協会	[
	(社) 沖縄県糖業振興協会	[農林水産浴]
	(財) 沖縄県学校給食会	[農林水産部]
	(財) 沖縄県畜産振興基金公社	[農林水産部]
	(財) 沖縄県水底公社	【機林水産部】
	沖繩県漁業信用基金協会	[像林大魔路]
平成16年度 [大城純市]		[土木建築部] [商工労働部] [企画開発部]
1 湾港・埋立事業の事業評価		[特別会計]
(中城湾港新港地区,西原。	那朝港湾管理組合	中城湾港(新港地区)整備事業特別会計
与那原マリンタウン、治療地区		中域清楚(新港地区)臨海部土地造成事業
マリンシティ、那覇浩瀚)		特別会計
		中城港湾マリンタウン特別会計
2 沖縄県立大学等	県立芸術大学	[文化環境部]
	県立看護大学	[福祉保健部]
	異立機業大学	[機林水産部]
平成17年度 【大城純市】		
1 高齢者福祉事業及び障害者		[福祉保健部]身体障害者更生相談所
福祉事業の事業評価	(社) 沖縄県社会福祉事業団	如的障害者更生相談所
	(社) 沖縄県社会福祉協議会	身体障害者更生指導所
	(財) 沖縄県いきいきふれあい財団	総合精神保健福祉センター
	(財) 沖縄県老人クラブ連合会	
2 沖縄県警察本部の警察費		[公安委員会]
平成18年度 [金沢信昭]		
公の施設の管理及び指定管理	(財) おきなわ女性財団	[文化環境部]
者との取引	一沖縄県男女共同参画センター	
	沖縄県森林組合連合会	[農林水産部]
	等	

年度/監査テーマ	外黎团体等	童
	(財) 沖縄県公園・スポーツ振興協会	[七大建築形]
	→ 県総合運動公園	
	沖縄県縁化種苗共同組合→バンナ公園	[[七大部隊隊]
	(以) 海洋牌覧会記念公園管理財団	[上大肆叛毁]
	←首里城公園	
	(表) 存着観光コンベンツョンアューロー	[親光商工部]
	一万国津梁館	
	沖繩県住宅供給公社	[土木建築部]
		[観光商工部] 沖縄自由貿易地域
		【土木建築部】下水道施設
		[教育方] 沖縄県立博物館
		【総務部】沖縄県立畑蔵文化財センター
		沖縄県立少年自然の家
		県立美術館・博物館
平成19年度 [金沢信昭]		
1 沖縄県土地開発公社	冲縄県土地開発公社	[(土木建築部]
2 雇用対策事業及び(財)雇用	前落職業能力開発校	【観光商工部(羅用労政群)】
開発推進機構	(財) 羅用開発推進機構	
平成20年度 [金沢偕昭]		
補助金	(財) 沖縄県産業振興公社	【企画部】監查対象補助金9件
	(財) 沖縄県国際交流・人材育成財団	【福祉保健部】監查対象補助金16件
	沖縄県土地改良事業団体連合会	【観光商工部】監查対象補助金22件
	(社) 沖縄県社会福祉協議会	【機林水産部】監査対象補助金10件
		【教育庁】監査対象補助金6件
平成21年度 [開屋俊幸]		
公の施設の管理	沖縄県立機業大学校	[農林水産部]
(特に指定管理者)	沖縄県農業改良普及センター	[機林水遊部]
	沖縄県立職業能力開発校	[観光崩工部]
	(財) 沖縄県平和祈念財団	[文化環域部]
	沖縄県立図書館	[教育委員会]
	沖縄健康パイオテクノロジー研究 開発センター	[観光商工部]
	(株) トロピカルテクノセンター	[観光商工部]

14

情報シ ステム

0

15

福祉

0

16

その他

民営化 民間委 託〇

0

0

包括外部監査の監査対象事項別分類

公営企業 (特別会計)

0

0

0

0

0

0

0

0

0

学校教育 研修機関

0

0

0

契約 入 終 問 題

0

0

0

0

0

人件費 退職金 賞与

0

0

0

0

0

金公 支出

0

0

0

0

0

補助金 負担金 交付金

0

0

0

0

0

O

0

外郭

0

0

0

0

0

0

0

貸付金 未収金 地方債 債務保証

0

0

0

0

0

0

0

O

0

この分類を使いながら、今後に残された課題について考

次項からは、

施設管理 指定管理者

0

0

0

0

病院條條

0

目立つのは、出資、人事関係その他沖縄県と密接に関連する団体が数多	また何回も監査対象となっている外郭団体がある。) さらに、再度別紙において監査対象事項を16のパターンに分類して	各年度の監査テーマがどの領域を監査したかを追跡してみた。
出資、人事関係その他	監査対象となっている	東別紙において監査対	テーマがどの領域を監
目立つのは、1	、また何回も	りさらに、再	各年度の監査

監査対象 事項

年度と 監査テーマ

平成11年度【城間 財政援助団体の債権管 1 理・資金調達運用

(39ページ) 2 貸付金管理(平成10年度 分)(28ページ)

平成12年度【与世田兼稔】 | 財政援助団体 (1、2を含) めて全73ページ)

2 公の施設の管理 (1、2を 含めて全73ページ)

平成13年度【宮里蕃博】

平成14年度【宮里善博】

2 委託費・公の施設管理委 社団体 (71ページ)

平成15年度【宮里善博】

1 県立病院 (68ページ) 補助金(商工労働部、福 2 祉保健部、農林水産部) (82ページ)

1 企業局 (水道事業) (53ページ)

1 沖縄県信用保証協会 (30ページ)

2 沖縄県営住宅 (44ページ)

財産管理 不動産 物品

0

0

0

0

0

0

0

収入・税

国保料 手数料

0

0

0

0

0

0

0

0

(16のパターンについては、各年度の全国市民オンブズマン連絡会議 『包括外部監査の通信簿』を参考にした。

この16パターンのいずれかひと つに該当するのではなく、相当数に重複・関連していると考えるに至っ た。これをそのまま示すために、直接、主に該当すると考えたときは◎、 重複又は関連した形で該当すると考えた時は、それに○を付した。 作業にとりかかると監査テーマが、

(3) なお、別途、監査テーマを、予算とさらに部局別・予算の款別に分 さほどの関連性が明確にならなか して対比してみようと試みたが、 えてみたい。 類

ここには記載していない ったので、

2 監査リスクの大きい監査対象(外郭団体、部局等も含む)の検討

(1) 過去の全11年度分の全指摘事項・意見について、措置状況一覧表に もとづき、本包括外部監査人が評価した結果 (第2章を参照されたい。) からは、制度や組織の存在意義に関わる監査対象事項については、改善 策がたてられずに先送りされる傾向が多く見うけられた。 これに加えて、監査対象事項それ自体の性質上監査リスクが大きい (例えば不正違法行為、違法な公金支出の可能性、巨額の回収不能金額 の発生、第3セクターの巨額隠れ債務)事項も考えられる。

(2) そこで、この2つの視点から検討した場合、

・損失補償
債務保証
・出資金・
・未収金
貸付金
4

8 外郭団体等

9 補助金・負担金・交付金

10 契約・入札・談合問題

12 公金支出

が監査リスクの大きい監査対象と考えた。

監査対象	1	2	3	4	5	6	7	- 8	9	10	11	12	13	14	15	16
事項 年度と 監査テーマ	収入・税 国保料 手数料	財産管理 不動産 物品	施設管理 指定管理者	貸付金 未収金 地方債 債務保証	病院 医療 保険	学校教育 研修機関	公営企業 (特別会 計)	外郭	補助金 負担金 交付金	契約 人 数 問題	人件費 退職金 賞与	公金 支出	政務調查費 議会費	情報シ ステム	福祉	その他
平成16年度【大城純市】 1 港湾埋立事業の事業評価 (126ページ)		0		0			0		0	Ö		0				
県立大学(108ページ) 2 県立芸術大学、県立看護 大学、県立農業大学		0	0	0		0				0	0				****	•
平成17年度 【大城範市】 福祉保健部高齢者事業・ 」障害者事業 (146ページ)			0					0			0				0	
2 児餐本部・警察署 (93 ページ)	****				**********					0	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	0				公安委員会〇
平成18年度【金沢信昭】 公の施設の管理及び指定 1 管理者(301ページ+資料 12ページ)		Ö	O			0	0	0	0	0		0				
平成19年度【金沢信昭】 1 土地開発公社(103ペー 1 ジ)		0		0			0	0	0	0	0					
雇用対策事業及び(財) 2 雇用開発推進機構(92 ページ)	***************************************	aribai.aaa			***************************************	0	0	©			0	0				
平成20年度【金沢信昭】 」 補助金 (363ページ)								0	O	0	0					
平成21年度【照屋俊幸】 1 公の施設の管理(特に指 定管理者) (255ページ)		0	O	0		0		0	0		0					過年度 の措置 状況〇
平成22年度【照屋俊幸】 1 過去の措置状況の検討	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	過年度 の措置 状況〇

- 3 本年度の包括外部監査(過去の楷置状況の検証)で、完全にはカバーできず、さらに追加的な外部監査が早急に必要と考えられる監査対象(外郭団体・部局等も含む)
- (1)本平成22年度包括外部監査は、過去の全ての年度の包括外部監査で指摘事項・意見とされた全項目について、改善がなされたのか、の検証をおこなった。その結果判明した問題状況について分析し、改善提言を行っている。

これに加えて、過去の包括外部監査の結果がどのように活かされたか を整理するため、第4章以降で適切と考えられた監査対象項目ごとに分析を実施した。 (2) しかし、現実的には11年間の包括外部監査の全ての措置において担当部課の回答した措置の実施の有無についてヒアリングを行い、さらに追加の監査手続を実施するのに多大の作業工数を要した(さらにこの間、本来は包括外部監査の窓口となるべき行政改革推進課の外部監査に対する長期間にわたる遅延行為がなされた。)。

そのため、重要だと思われる監査対象について、迫加的に監査が出来なかった部分があった。

また、事柄の性質上、その監査テーマについて監査を実施しようとすれば、優にその年度の監査手続にかなりの時間を投入し、集中して実施しなければならないものもある。

本年度の包括外部監査においては、十分にカバーができず、かつ追加的な外部監査が早急に必要に考えられる監査対象は、

外郭団体等

 ∞

10 契約・入札・談合問題

× * ×

(3)今後、この2項目について外部監査を実施する際は、周到な準備と十分な時間の確保、さらにその結果のフォロー・アップまで含めた強力な権限付与が必要である。

そこで、2項目について、早急に必要と考えたものの、追加的な監査が出来なかった本年度包括外部監査人の立場から、リサーチした範囲内で、将来の取組にとって有用と考えた事例等を以下に列挙した。

まず、外郭団体等に対する包括外部監査を実施する際に参照すべき事例として以下が考えられる。

ア 有用な参考事例としての他府県の評価の高い包括外部監査報告書

(各年度の全国市民オンブズマン連絡会議『包括外部監査の通信簿』のコメントを参考にしている。)

① 平成21年度包括外部監査報告書(岡山市)監査テーマ「外郭団体の事業及び岡山市の外郭団体等に対する統制」(275ページ)

以下の60の項目のチェックリストを設定し、それを全外郭団体 に適用してチェックしている。オンブズマンから、非常にシステイ マティックな方法によっているのが特徴で応用性に富み、後続の包 括外部監査でも大いに参考とされよう、と評されている。「オンブ ズマン大賞(優秀賞のうち最上ランク)」を受賞。 さらに、外郭団体等統制委員会を設置しての重要事項に関する事前協議を提起し、提案している。

(1) 原発性を含素的性にている。 (3) 解析性を含素的性によいる。 (4) 有限性の機能的性が指性という。 (5) 数数量の機能的性が指性という。 (6) 本市の 職機の機能用は必要かつ。強正か。 (1) 本市の 職機の指揮性を対していたが、 (2) 本市の 職機の性に係性していたか。 (3) 本市の 職機の性に係性していたい。 (4) 数数量機能は発生が、 (5) 本性の 職機の性は避止か。 (4) 数数量機能は発生が、 (5) 数数量機能は発生が、 (5) 数数量機能は発生が、 (6) 数数量機能は発生が、 (7) 本等機能を使用していたい。 (8) 数数性は適正か。 (9) 本性の 機能の性に係性していたい。 (10) 数数量機能は対し、 (10) 数数量機能は対し、 (10) 数数量機能は対し、 (11) 数数量機能は対し、 (12) 数数量機能は対し、 (13) 数数量機能は対し、 (14) 数数量機能は対し、 (15) 数数量性に対し、 (15) 数数量性を使用を使用していたい。 (16) 数数量性に対し、 (17) 数数量性に対し、 (18) 数数量性に対し、 (19) 数型性の 性数性を使用を使用している。 (19) 数型性の 性数性を使用を使用している。 (19) 数型性の 性数性を使用を使用している。 (19) 数型性の 性数性を使用を使用している。 (19) 数型性の 性数性を使用で (19) 数型性の 性数性 性数 (19) 数型性 (19) 数型	
職員配業を管理は選出か、各員へにあか、各員へ関連業務を登用しているか、各員へ関連業務を登用しているか、各種員の策略的な管理とよっているか。 (365) 名籍員の策略は必要かつが正か。 (365) 名様自の議場と要かつが正か。 (367) 名様のは、アルバイト等 (365) を確認の表面をないるか。 (367) 名様のは、アルバイト等 (367) とからの様にをかっているが。 (37) 不必要なを手当はないか。 (37) 不必要な手当はないか。 (37) 不必要な手当はないか。 (37) 本年財産を養養しない。 (37) 本年財産を養養しない。 (37) 本年財産を養養しない。 (37) 本年財産を養養しない。 (37) 本年財産を養養しない。 (37) を表す財産を養養しない。 (37) を表す財産を養養しない。 (37) を表す財産を養養しない。 (37) を表す財産を養養しない。 (37) を表す財産を養養しない。 (37) を表す財産を養養しない。 (38) を表す財産を養養しない。 (38) を表す財産を養養しない。 (39) を表す財産を養養しない。 (39) の割が成るを発生を発す、変更がないのに随意契約と (39) は最を養養しているか。 (39) 自主等業を養育・実施しているか。 (39) 自主等業を養育・実施しているか。 (39) 自主等業を養育・実施しているか。 (39) 自主等業を養育・実施しているか。 (39) 自主等業を養育・実施しているか。 (39) 相談公司を責任を強保しているか。 (39) 前妻の即に、親人氏、作業を放り、大の所になっているか。 (39) 前妻の即に、様々ない造を入れ、でない。 (39) 中妻がの衛にないているか。 (39) 中妻がの衛にないているか。 (39) 中妻がの衛にないているか。 (39) 中妻がの衛生のでではいるか。 (39) 本型を表示が応りまっているか。 (39) イス・デング、資産の一種様入等に、(39) かるといがとまれ、発生のといるか。 またのかるとのがをまれ、発生のといるか。 (39) かるといがとまれ、発展の一種様大等に、(39) かるといった。 (39) かるといった。 (39) かるといがをまれ、発生の一部をかるを表示が高限のでいるか。 (39) かるといがをまれがでいるか。 (39) かるといるを表示がでいるか。 (39) かるといるがをまれがでしているか。 (39) かるといるを表示ができないまればに、をないるか。 またのを表がまだいるが、 (39) かるといるがをまればに、 (40) かるといがをまればに、 (40) かるといるをまればに、 (40) かるといるを表にないまればに、 (40) かるといるを表にないまればに、 (40) かるといがをまればに、 (40) かるといがをまればに、 (40) かるといがをまればに、 (40) かるといがをまればに、 (40) かるといがをまればに、 (40) がないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	の理事(取締役)及び
役員へ保険の業業業者を発用しているか、 役員任期・機関は適正か。 (36) が関係の発展を入りが成形である。 (36) プロバー職員の確認的な活用をしているか。 (38) プロバー職員の確認が了ルバイト等 (39) 多館な人材所用を方つているか。 (39) 本市の日職員の再組目は必要かつ適正か。 (39) 本市の日職員の再組目は必要かつ適正か。 (39) 本市の日職員の再組目は必要かつ適正か。 (39) 本市の日職員の再選目は必要かつ適正か。 (39) 本市の日職員の経過正か。 (39) 本市の日職員の経過正か。 (39) 本市の日職員の再選出に依有していないか。 (40) 基本財産を費集しない運用を行っているか。 (40) 海線を選集が上において、収入に占める収集等 をつていないか。 (40) 報告を表する単語になれていているが、 (40) 事業の指しているか。 (40) 関係を置いているのを記録を表すまでいる日本はないか。 (40) の割合が高くなりすぎている日本はないか。 (40) 事業の様についているが、 (40) 事業を検討・実施しているか。 (40) 日職を発酵しているか。 (40) の割合が高くなりすぎているの体はないか。 (40) 日職を発酵しているか。 (40) 日職を対算しているか。 (40) 日職・財産は在在するか、内容は適正か。 (50) 日本業を検討・実施しているか。 (50) 間のっているか。 (50) 日本にからを発酵しているか。 (50) 同のでいるか。 (50) 相談公司を対していているか。 (50) 相談ないの会とが出まっていないか。 (50) 日本業を検討・実施しているか。 (50) 相談ないの会とが出まっていないか。 (50) 相談ないの会とが出まっていないか。 (50) のみるからが含まれてはいないか。 (50) のみるからが含まれてはいないか。 (50) を表記のいるを表記がいるないののあるがではないないか。 (50) 本表のを表記がいるないのののあるがではないない。 (50) のかるとのが含まれてはいないか。 (50) 本表のを表記がいるないのがになか。 (50) のみるとのが含まれてはいないか。 (50) 本表のを表記が、施設の一を構み等が、 (50) のものとしているか。 (50) 本書のが、発展の一を構成がにないか。 (50) のったいとか、 (50) 本書のが、 (50) 本書のが、 (50) 本書のが、 (50) 本書のが、 (50) 本書のが、 (50) 「第40) 本書のが、 (50) 本書のが、 (50) 「50)	麻卑は適正か。また十分
(45) 保責任期、報酬に適正か、(45) 保責任期、報酬に適正か、(44) 登載と表情の推薦的な活用をしているか。(44) 登載なん材が進は、ブルバイト等 (44) (41) (42) (43) (44) (44) (44) (44) (44) (44) (44	a ^s
母業員の定年制 プロバー機性の機能的な活用をしているか。 「プロバー機性の機能的な活用をしているか。 の	評議員会の評議員の
(36)	こ十分な繊維はなされ
(186) (186	
	年により定期的から
	るか、(現金、損金、借入金
本市の	50°,) .
400 10	(佐治暦中) 体間の憲法
(49)	
(42) 財務関係1 財務関係1 財務を提供を正か。 基本財産を要換しない選用を行っているか。 (44) 著用に占める管理費と率に適正か。 (46) 著用に占める管理費と率に適正か。 (46) 素用が高に立か。必要がないのに随着契約と (48) 本のが強くないるのに 本の対象が加くなりまでいるのは基準業 を発展しているか。 (49) 事業対表とによないて、収入に占める収益事業 の類がが高くなりまでいるのはなないか。 (49) 自事業を解析しているか。 (49) 自事業を解析しているか。 (49) 自事業を解析しているか。 (50) 国のこいて時値を計算し、定期的な合み 事業配針によいるの様にないか。 (50) 日本のでしかが必要を発射、変態しているか。 (50) 日本のでしなか。 (50) 国のでいるか。 内容は適正か。 (50) 国のでいるか。 内容は適正か。 (50) 国のでいるか。 内容を行い、その向上を (50) 国のでいるか。 (51) 国のでいるか。 (53) 権権公開を順任しているか。 (54) 有機なの際を機形とれているか。 (55) 国のでいるか。 (54) 本業の等においているか。 (55) 海底のの際に整や体制がとれているか。 (55) 本業の等においているか。 (55) 本業の等においているか。 (55) 本業の等においているか。 (55) 本業のが含まれてはいないるか。 (55) 本業のが含まれてはいないが。 (55) 本業のが含まれてはいないが。 (55) 本業のがとなっていないが。 (55) 本業のが含まれてはいないが。 (55) 本業をおのが含まれてはいないか。 (55) 本業をおのが含まれてはいないが。 (55) 本業をおのが含まれてはいないが。 (55) 本業をおのが含まれてはいないが。 (55) 本業をおのがるまれてはいないが。 (55) 本業をおのがままに、必要な、設備のしているか。 (55) アクトソーシング、資産の一種購入等に、るが、ののの一点によい。 (56) たりたソーシング、資産の一種購入等に、るが、はないのしているか。 (56) カトン・シング、資産の一種購入等に、るが、 (56) のんとかいでは、対象が、対象がにないか。 (56) カトン・シング、資産の一種購入等に、 (56) 本は、 カトン・シング、資産の一部は、 (56) 本は、 本に、 かまの一部によったが、 (56) カトン・シング、資産の一部によったが、 (56) カトン・シング、資産の一部によったが、 (56) カトン・シング、資産の一部によったが、 (56) カトン・シング、資産の一部によったが、 (56) カトン・シング、資産の一部によったが、 (56) カトン・シング、資産の一部によったが、 (56) カトン・シング、資産の一部によったが、 (56) カトン・シング、音楽をの一部によったが、 (56) カトン・シング、音楽をの一部によったが、 (56) カトン・シング、音楽をの一部によったが、 (56) カトン・シング、音楽をの一部によったが、 (56) カトン・シング、音楽をの一部によったが、 (56) カトン・シン・カーによったが、 (56) カトン・シン・カーによったが、 (56) カトン・シン・カーによったが、 (56) カトン・シン・カーによったが (56) カーによったが (56) カーによったが (56) カーによったが (56) カーになったが (56) カーによったが (56	11.5 % 2 83.5
財務関係	18 7E14.38 II. 0 %
接続機構 上級機構 上級 上級 上級 上級 上級 上級 上級 上	
財務関係1 財務関係1 基本財産を製化したい運用を行っているか。 本市の財政支出に依付していないか。 利用におう管理費化率に適正か。 (44) 多形にようる管理費化率に適正か。 (47) 多形にようる管理費化率に適正か。 (47) 多形にようる管理費化率に適正か。 (48) をでていないな。 本質数性人において、収入に占める収益事業 の報告が高くなりすぎている団体はないか。 利益を計算しているか。 利益を計算しているか。 第二十年を表では入業の場でを計算し、定期的な含み 利益を計算しているか。 (49) 日本・大量配について時度を計算し、定期的な含み 利益を対算しているか。 (51) 国っているか。 第二十年を利力にないない。 (52) 国のているか。 有工がなりが、定型のた合か。 (53) 第二十年を利力にないなか。 (54) 有本のののを計算しているか。 有工がなりが高くがするがでしているか。 「ボームページの活用なきがかした。 日本のかの音がないないか。 同人情報が同を可能しているか。 第二十年を利力にないない。 「ボームページの活用ならかす。 (53) 国のているか。 第二十年を選択しているか。 (54) 有数がののをが用かりたがながでからなが、 (55) のあるものが含まれてはいない。 は対しているか。 は対しているか。 第二十年を選択しているか。 (55) のあるものが含まれてはいない。 は対しているか。 は対しているか。 は対しているか。 は対しているか。 は対しているか。 は対しているか。 はずるがのがまれているか。 はがまれてはいないか。 (54) (55) のあるものが含まれてはいなか。 は対しているか。 はなれる性のがまれているか。 (56) のるものが含まれてはいない。 (57) を認定の工作物質化及びその管理上の質圧を は対しているか。 はなれる性のなを提供しているか。 (56) のるものがなきれてはいないか。 (57) を認定の工作物質化及びその管理上の質圧を は対しているか。 はなれる性のがなをはいないか。 (56) のるものがなきれてはいないか。 (57) を認定の工作を確定しているか。 (58) ファンシング、資配の一が様よるが、 (58)	***
解療機所 解療機能が悪たが。 (44) 素朴の財政文田に依付していないか。 実出に占かる管理費化率は適正か。 (46) 薬用におかる管理費化率は適正か。 (47) 薬用におかる管理費化率は適正か。 (48) 薬用におかる管理費化率は適正か。 (48) なっていないか。 不要な親立なけないが。 不要な親立なけないが、 不要な親立なけないが、 不可能なしかいで、収入に占める収益事業 の類があるなりずでいる回解はないか。 料理を計算しているの。 (49) 自主事業を解析とにおいて、収入に占める収益事業 の類があるなりずでいる回転でかか。 (49) 自主事業を解析といるか。 構造を計算しているか。 構造を計算しているか。 構造を計算しているか。 (49) 自主事業を解析を対しているか。 (50) 個人情報保護の体制がとれているか。 (51) 個のているか。 解表的の質に整か性を にいるか。 ののでいるか。 (52) を表にの数でがないでいるか。 (53) を表にの数でがないているか。 (54) を表にの数でがないないか。 のるちものが含まれてはいないか。 再表的の質に整か性を確保しているか。 (54) を表にの数でがあるがですいていなか。 (55) を表にいるか。 (55) のるたものが含まれてはいないか。 はなされる性的リスラけないなか。 はなたれる性的リスラけないか。 はなれるないのな質問やけなどの性にしているか。 はずかの含まれてはいないか。 はがためかを整備しているか。 (55) を表にいるか。 はずいのが含まれてはいないか。 はないに特殊は及びを確にしているか。 はがないるまれてはいないか。 はがないるまれてはいないか。 はがないるまれてはいないか。 (55) を表にの数に数やはを確にしているか。 はがないるまれてはいないか。 (56) のるちものが含まれてはいないか。 はずいないるまれてはいないか。 はずいないるまれてはいないか。 はずいないるまれてはいないか。 はずいないるまれてはいないか。 はずいないるまれてはいないか。 はずいないるないののものがないか。 (55) を表にしまれてはいないか。 はずいないのはないないか。 (56) を表にしまれてはいないか。 はずいないのがまれてはいないか。 (56) を表にしまれてはいないか。 はずいないのがまれてはいないか。 はずいないのがまれているが、 (56) のるちのがながないるが、 (57) を表にしまれてはいないか。 (56) を表にしまれてはいないか。 (57) を表にしまれてはいないがないか。 (58)	1.404° 1., 4780, 25 m.
#蘇蒙薩は適正か。 本本年度を製造しない選用を行っているか。 本本年度を製造しない選用を行っているか。 利用の様式と用に依むしていないか。 利用を活躍正か。と要がないのに随意契約と 本型は超に直立か。と要がないのに随意契約と (48) 素型が上にないて、砂がにから収益事業 なっていないな。 非当前上において、砂がにから収益事業 を要がはなった時値を計算し、定期的な合か。 不要施について時値を計算し、定期的な合か。 不要施について時値を計算し、定期的な合か。 不要施について時値を計算し、定期的な合か。 不要施について時値を計算し、定期のな合か。 日本等素を練引・実施しているか。 日本等素を検引・実施しているか。 日本等素を検引・実施しているか。 日本等を検引・実施しているか。 日本等なを検引・実施しているか。 日本等なを検引・実施しているか。 「650 日本でいるか。 開発になりが、との向上を 「651 関本になり、 関本になり、 関本になり、 関本になり、 関本になり、 関本になり、 関本になり、 関本になり、 「650 日本になり、 「650 日本になりが、 日本になり、 「650 日本になりが、 日本になり、 「650 日本になり、 「650 日本になり、 「650 日本になり、 「650 日本になり、 「650 日本になりが、 「650 日本になり、 「650 日本になり、 「650 日本になり、 「650 日本になり、 「650 日本になりが、 日本になり、 「650 日本にないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	
基本財産を費組したい。 本市の財政支出に依存していないか。 (465) 補助金は適正か。 (477) 補助金は適正か。 (487) があっていないか。 (487) があっていないか。 (487) があっていないか。 (487) があっていないか。 非常対比人において、収入に占める収益事業 があっているがな。 (487) 対しているがない。 (487) 対しているがないないに関係を計算し、定期的な言うが、 (487) 対しているがないないでは適正か。 (487) 関係を関係しているが、 (487) のままを検討・実施しているか。 (487) のままを検討・実施しているが。 (487) のままを検討・実施しているが。 (487) のこているが、 のまなしているが、 (487) のこているが、 のいるとの性間を使むにしているが、 (587) が表述の関係を検討・ないているが、 (587) が表述ののを検討やいなとの性的リスクにないが、 のあるものが含まれてはいないが、 のあるものが含まれてはいないが、 のあるものが含まれてはいないが、 のあるものが含まれてはいないが、 のあるものが含まれてはいないが、 は要数の工作物質に及びその管理上の質圧を は関本からのを検討かいなどの性的リスクにないが、 は要数の工作物質に及びその管理上の質圧を はなまれる形成を は、設備等にしているが、 (588) アクトソーシング、資理の一括購入等に ななれるがは、とないが、 (589)	いて、施設の有効利用が
(46) 表出に放弃と単に施育していないか。 (46) 表出におかる程度程準に適正か。 (48) 表現に適正か。 必要がないのに随意契約と (48) をなっていないか。 (48) をなっていないか。 (48) をなっていないか。 (48) をなっていないないないないないないないないないないないないないないないないないない	
(46)	省状況に問題はないか。
(47)	者制度は適正から
本元は重正か。必要がないのに随意契約と (48) 不要を担めなけないが、	の選定方法に問題はないか。
本文ではいないな。 本質量は他なたないな、 本質剤性人において、収入に占める収益事業 の製金が進くなりすぎている団体はないか、 不動産について特価を計算し、定期的な含み 相差を計算しているか。 自生事業を特別、実施しているか。 自生事業を持算しているか。 育生産機等の製用や変数の強化を 図っているか。 種本位及が動像及性等数しているか。 有業機能のの展別を検討・実施しているか。 653) 関本に収入業の場限を検討・実施しているか。 有業機能の体制がとれているか。 (53) 関本になるか。 関本になるが ののでいるか。 ののでいるか。 ののでいるか。 は本のの場合を持て、手をしているか。 (54) 有本のの場合を持ていているか。 は、からが信用ならかて)。 (54) 有事をのの場に整合性しているか。 再奏能の配しているか。 再奏能の関わが高くなっていないが。 再奏能の工作物質化及での管理との対し、 のるちらのが含まれてはいなか。 はなされる性的メスロないか。 はなされる性的メスロないか。 はなされる性的メスロないか。 はなされる性的メスロないか。 はなされる性的メスロないか。 はなされる性のメスロないか。 まる形のからまない。 (56) のるちらが含まれてはいなか。 はなされる性のメスロないか。 はなされる性のが高なないないか。 はなされる性のメスロないか。 はなされる性のメスロないか。 はなされる性のメスロないか。 はなされる性のが高なないがあるがはないか。 (56)	に問題はないか。
不要な様立をはないか。 非常知能人において、投入に占める収集事業 の場合が高くなりすぎている同様ないか。 不参照について時度を計算し、定期的な高み 提送を計算しているか。 特別な子籍しているか。 特別な子籍しているか。 等がな収入薬の機及を終り、定能しているか。 を発展機合の解析を対す、との自上を のっているか。 を存しているか。 を存しているか。 を存しているか。 を存しているか。 を存しているか。 を存しているか。 を存しているか。 を存しているか。 を表しない。 のっているか。 のっているか。 のっているか。 のっているか。 解決関係の解析とれているか。 (53) 情報公園を制度としているか。 (54) 作用へよっの信用をあて、。 (54) 作用へよっの信用をあて、。 (55) 特別なおのをを確保しているか。 再奏能の際に整中性を確保しているか。 再奏能の際に整中性を確保しているか。 再奏能の際に整中性を確保しているか。 (54) 所謂なからのを推移がなくとの性的メスク。 (55) が表にの対しまえていないが。 所書からの者がないないないが。 (55) が表にの対しまれているか。 (56) のあるものが含まれてはいないが。 不可なためがのながないないない。 (57) では、設備を関係しているか。 (58) が表にの対しまれているか。 (58) では、数値のはないるか。 (59) を表にのからを表にいないか。 は、数値のはないないるか。 は、数値のはないないないないない。 (59)	
・ 本華利性人において、収入に占める収益事業 の報告が高くなりまざている団体はないか、 不能配について均価を計算し、定期的な含み。 指述を計算しているか。 日本・計画を検討・実施しているか。 自本・計画を検討・実施しているか。 経験経験者の採用な合きが、対容は選正か。 (64) 国っているか。 経験経験者の採用な合業の達化を の人権保護の体制がとれているか。 (63) 国っているか。 個人権保護の体制がとれているか。 (63) 国のよいるか。 「本社人人一人の方の。 用表院の割合が高くなっていないが。 (64) 用表院の割合が高くなっていないが。 (64) 用表院の割合が高くなっていないが。 (65) 用表院の割合が高くなっていないが。 (65) 和表院の割合が高くなっていないが。 (65) のあるものが含まれてはいないか。 (65) があるものが含まれてはいないか。 (65) が及れる性的リメラはないか。 (65) カルスとの企動はあいなどの証的リスツ のあるものが含まれてはいないか。 (65) オス等数を非常が高いないないが、 (65)	
の報合が高くなりすぎている団体はないか、 ・本機配について呼吸を計算し、定期的な舎み 最近を計算しているか。 [60] 日本・年度を計算しているか。 [60] 日本・年度を計算しているか。 [60] 日本・年度を持ず、実施しているか。 [61] 第二十年度を検討・実施しているか。 [61] 第二十年度を検討・実施しているか。 [62] 関本は反表の解析を持ずい、その向上を [62] 関本は反数の離性・分析を行い、その向上を [63] 開本になるか。 [63] 「日本人本一分が活用さ合かて、 [63] 用参託の割合が高くなっていなか。 [63] 用参託の割合が高くなっていなか。 [63] 用参託の割合が高くなっていなか。 [63] 用参託の割合が高くなっていない。 [63] 加及される地のリスクはないか。 [65] のあるものが含まれてはいないか。 [65] のあるものが含まれてはいないか。 [65] が表しているを開発しているか。 [65] を関の工作物質性及びその管理上の責任を [67] 加及される他のリスクはないか。 [68] アクトソーンング、資理の一括購入等に [67]	
不要施について時極を計算し、定期的な含み 事業機引 日曜・計画は存在するか。内容は適正か。 (49) 日本等業を練引・実施しているか。 (50) 自主等業を練引・実施しているか。 (50) 産業機構の解析を持すているか。 (53) 関本は反入薬の解決を検討・支施しているか。 (53) 関本は反入薬の解決を検討・支施しているか。 (53) 関本は反及薬の強化とれているか。 (53) 権権公限を開放・力所を行い、その向上を (53) 権権公限を開放しているか。 (53) 権権公保を開促しているか。 (53) 特権の対しがあるかがとれているか。 (54) 再業的解において、例えば、近輩事故や 再業にの関立はなっていないか。 (55) 非業の解しまして、例えば、近輩事故や 同様を発展を開発しているか。 (55) 非難の解しまして、例えば、企業事故や 可表にの対しまれてはいないか。 (55) 所謂をからの参集預かりなどの性の責任を (57) 随談の工作物質に及びを確にからか。 (55) 所謂をからの参集預かりなどの性の質化を (57) 加減をれる性的リスラはないか。 (55) 所謂をからの参集預かりなどの性の が認めては、経験にないか。 (55)	
#基を料算しているか。	
1	
日韓・尹順は存在するか、内容は適正か。 自士事業を持ず実施しているか。 信50 指索籍機者の採用等度素の強化を 図っているか。 職を構成を移す、その由上を のっているか。 職を構成を移す、その向上を に50 個な情報保護の体制がとれているか。 (53) (54) 精製公開を開催しているか。 (54) 有業公の際に整合化しているか。 市場的のが成れるでしているか。 市場的の原に整合化しているか。 のるためのが成れるでしているか。 市場的の原に整合性を確保しているか。 市場がのの際に整合性を確保しているか。 のるためのが含まれてはいないか。 のあるものが含まれてはいないか。 のあるものが含まれてはいないか。 のあるものが含まれてはいないか。 は24 年からからすれてはいないか。 (56) のあるものが含まれてはいないか。 は24 たものりメラリないか。 (56)	
自主事業を検討・実施しているか。 (50) 海索施療のが原皮を検討・支施しているか。 (51) 國本になるが。 (52) 國本になるが、 (53) 国本でいるか。 (53) 国本でいるか。 (53) 「日本一本へ一少の活用をあて、、その向上を (53) イ本ー本へ一少の活用をあて、。 (54) 有機公園を開放しているか。 (54) 有機公園を開放しているか。 (54) 再奏能の割むが高くなっていないが、 (55) 事業の解しませて、倒えば、定準率放や 再奏能の間に載や性を確保しているか。 (55) 事業の解しませて、例えば、介護率放や 同別表からの登録的りなどの注的リスタにないが、 (55) 相関表からの登録的りなどの注めりスター (56) 相関表からの登録的りなどの注めりスター (55) 相関表からの登録的りなどの注めりスター (55) 相関表からの登録的りなどの注めりスター (55) を認め口ば物質性及びその管理上の責任を (57) 加度される注めりメスリにないが。 (55) 不見な本業所、施設、設備等はだいが、 (58) アクトソーシング、資理の一括購入等に (57) イル・ルーシング、資理の一括購入等に (57) イル・ルーシング、資理の一括購入等に (57) イル・ルーシング、資理の一括購入等に (58) イル・ルーシング、資理の一括購入等に (57) イル・ルーシング、資理の一括購入等に (57) イル・ルーシング、音楽の一手に (57) イル・ルーシング、音楽の一手に (57) イル・ルーシング、音楽の一手に (57) イル・ルーシング、音楽の一手に (57) イル・ルーシング、音楽の一手に (57) イル・ルーシング、音楽の一手に (57) イル・ルーシング、音楽の一手に (57) イル・ルーシング、音楽の一手に (57) イル・ルーシーが (57) イル・ルー・ルー・ルー・ルー・ルー・ルー・ルー・ルー・ルー・ルー・ルー・ルー・ルー	埋な団体はないか。
第六位以前の解決を検討・実施しているか。 質素観報の採用等質素の強化を (51) 電子のでしてあか。 国へにもか。 国へは不多か。 (53) イルールーンの活用も含めて、 (54) 有限の割合が高くなっていなか。 (54) 用金配の配合の作用も含めて)。 (54) 用金配の単独体化を開じているか。 (55) 非素がたおいて、 (前文氏、 水準等点や 用業からの全級用いているか。 (55) 用業がらからずなっていないか。 (55) 用業がらからなどの他的ラスト (55) のあるものが含まれてはいない。 (56) のあるものが含まれてはいない。 (57) 加速とものが含まれてはいない。 (58) カルンシング、強風の一括購入等に まる事態の上にあり。 (58)	、役割分担、探算から
株	金は適正か。
国っているか。 顕な態度度の調査・分析を行い、その向上を (52) 個人情報保護の体制がとれているか。 イ業公園を選集しているか。 (64) イ本人ページの活用も含めて)。 (64) 月本の別台が高くなっていないが、 再奏託の際に離中性を確保しているか。 非素がおいて、例えば、分業事故や 利用者からの金銭用かりなどの注めりスク のあるものが含まれてはいないか。 (65) 地震の工作物質圧及です。管理上の責任を 通設の工作物質圧及です。管理上の責任を 通数の工作物質圧及です。管理上の責任を 通数の工作物質圧及です。管理上の責任を 通数の工作物質圧及びする管理上の責任を にが 施設・設備のサイスとの注めます。 (65)	団体及び事業開始時の
 職等議員便の業本・分析を行い、その向上を 回るているか。 情報公園を開放とれているか。 情報公園を制度化しているか。 (53) 情報公園を制度化しているか。 (54) 再条託の割かが蒸くなっていないが、 再奏託の割かが蒸くなっていないが、 再奏託の割かが蒸くなっていなか。 再奏託の間に整中性を確保しているか。 (55) 半業的貸において、倒太は、介筆率放や 利用者からの整理がいなどの性的ブラン (56) 期間者からの整理がいなどの性的ブラン (56) 第20 対してはいないか。 (57) 対してはいないが、 (58) 対してはいないが、 (57) ブウトソーシング、資産の一括購入等に (58) アウトソーシング、資産の一括購入等に (58) アウトソーシング、資産の一括購入等に (69) イルーシング、資産の一括購入等に (69) イルーシング、資産の一括購入等に (69) イルーシング、資産の一括購入等に (69) イルーシング、資産の一括購入等に (69) イルーシング、資産の一括購入等に (69) 	はないか。
国のているか。 国のでいるか。 信用人権保護の体能がとれているか。 (53) 権権公園を超度化しているか。 (54) 用奏能の割合が高くなっていないか。 (54) 用奏能の割合が高くなっていないか。 (55) 用業がちらかを設置かりなどの法的リスタ 利用者からのか含まれてはいな。 (55) 利用者からのか含まれてはいない。 (56) のあるものが含まれてはいないか。 (57) 加設の11件等度及化での管理上の責任を (57) 加設とれる法的リスクはないか。 (58) アクトソーンング、資産の一括購入等に (57) オクトジーンング、資産の一括購入等に (58)	準化することが予想され
	<i>VII</i> 0.
(株式の 1997年) (24) (24) (24) (24) (24) (24) (24) (24	類似的、又は民間企業でも
(ポームページの活用も含めて)。	*40.7
	他の外期団体と類似して
再連続の際に離中性を確保しているか。 (655) #報が前によいて、例えば、が維華がや 404 日間 おからのを整知かりなどの証的リスク (656) のあるものが含まれてはいないか。 (657) #報次で「管照して関係をできてはいないか。 (658) また。 (658) また。 (659) また。 (6	\$47.43 ************************************
事業内容において、例えば、介護率故や 利用者からの金銭指かりなどの法的リスク のあるものが含まれてはいないか。 「他数の1.1件物質に及びその管理上の責任を 「確認の1.1件物質に及びその管理上の責任を 「国及される法的リスクはないか。」 不要な事業所、施設、設備等はないか。 大手トン・シング、資配の一部課入等に 大手を募め率化を図っているか。 (58)	業の実体が乏しい規模
利用者からの金銭預かりなどの治的リスク のあるものが含まれてはいないか。 随股の工作物質氏及びその管理上の責任を 活力もおめまれるが的リスクはないか。 不要な事業所、施設、設備等はないか。 エクトンーンング、資産の一活購入等に 大事を表しているか。 (59)	ないか。
のあるものが含まれてはいないか。 施設の工作物質圧及化での管理上の責任を 動及される注的リメクはないか。 下型な主義所、施設、設備等は大いか。 アウトンーンング、資産の一右購入等に 大本を扱め事件を関っているか。 (58)	あり、かつ経営状況から
施設の工作物資化及びその管理上の責任を 加及まれる行政 200 年かかか。 不要な事業所、総職の行ないか。 アウトンーンング、資産の一括購入等に 1.4 事務の単位を図っているか。 1.4 事務の単位を図っているか。 4.6 報告 単級の当該に全種の一名購入等に (59)	が困難な団体はないか。
道及される社的リスクはないか。 不要な事業所、施設、設備等はないか。 アウトン・シング、資産の一部購入等に 大な事務的率化を関っているか。 (59)	、有限会社、财团法人、
 不要な事禁所、施設、設備等はないか。 (58) イントンーシング、資産の一部課入等に よる事務の等にを図っているか。 会な、独市・影像の基底に、を確かしています。 	が不合理な団体はないか。
アウトソーシング、資産の一部購入等に よる事務効率化全国っているか。 69)	未獲の田篠は必服から
よる事務効率化を図っているか。 4名、 雑野、 影響の雑奏に支援のこともが (69)	
今後 雑数 影像の指称に名類のコマンが	き団体はないか。
これ、 続は、 6大量の7年時1一歩後以コーベドが	き団体はないか。
popos president.	
(44) を開会を開発することがあ	

② 平成20年度包括外部監査報告書(岐阜県)監査テーマ「財政的援助団体等の財務に関する事務の執行について」(279ページ)

岐阜県からの補助金、貸付金及び県との取引が多い外郭団体計9 団体を選定し(したがって①のように全外郭団体を網羅している訳ではない一包括外部監査人)、外郭団体の統廃合に向けた検討状況を監査。外郭団体の一般会計に占める事業費と管理費の割合を計算し、事業そのものへの補助金というよりも、団体職員の給与や組織維持のための性格が高くなることを指摘(これらが区別されていない外郭団体については監査人自らが推定計算を行い、事業に対して超過補助になっていないかを確認するなど、徹底して事業の中身や探算性を問うている、とされる。)。委託料単価についても幅広い観点から適正価格を推計していることも評価できる、として「優秀賞」。

イ 有用な参考事例としての札幌市の出資団体改革の取り組み (参考文献、宮脇淳編集代表、蛯子催史編著『自治体経営改革シリーズ2 外郭団体・公営企業の改革』(ぎょうせい) 58ページー94ページ) (ア) 札幌市では平成16年度より本格的に出資団体の改革に取り組み着実な成果をあげている、とされる。特徴は、以下の3点であると、解説がある。

- ① 平成16年度から平成25年度までを視野に入れた極めて長期的な改革の枠組みが構築されていること
- ② 平成15年の札幌市の新市長誕生とリーダーシップで改革が加速されたこと
- ③ 第三者評価が最も重要として先行し、高い専門性を有する外部実務家による第三者委員会が強力な権限を有していること
- (イ) 札幌市の出資団体改革の取組みのポイントを参照した参考文献は、推進体制、情報管理、評価活動、計画の4つの観点から検証し、改革の推進にあたっての留意点等を下記のように整理している (同書83ページ~94ページ)。

- (1) 推進体制の構築にあったってのポイント
- ① 札幌市長のリーダーシップのもと、トップダウン型の推進体制で実施されていること
- ② 外部の第三者委員会を最大限に活用していること
- (2) 情報管理にあたってのポイント

第三者委員会では、原則として出資団体改革に関する全ての資料を インターネット等を通じて公開している。 (節目で取りまとめる評価報告書も、進捗管理シート、評価シート、 指導事項文書や第三者委員会活動に関する会議資料等もすべて公開。)

- (3) 評価活動にあたってのポイント
- ① 札幌市では、PDCAサイクルの期間を1年に設定
- ② 出資団体の基本情報、経営状況に加え、前年度の活動成果を進捗 管理シートと評価シートを用いて自己評価し、インターネット等を 通じて

公開。

- ③ 評価活動で活用される分析手法は、定点分析/ギャップ分析/ベンチャーク分析
- (4) 計画の進化にあたってのポイント

出資団体、公営企業の多くは、外部環境変化に敏感ではなく、対応力 も弱いのが実態→これを克服するためにリスク管理型計画(不測事態対 応計画、コンテインジェンシー計画)の展開をはかろうとしてる

第三者による評価委員会からのコメントとして、「改革の取り組みが、供給者たる行政の視点ではなく、利用者たる地域住民の視点に立つものであるかを常に意識として改革に取り組むことが求められている。第三者委員会による外部評価に加え、改革に向けた取りを常に公開し、地域住民の監視化に置くことで、改革に向けた取り組みや意見決定における透明性を担保するとともに、組織に緊張感

を与え、地域住民の目を意識した取り組みが可能になるといえる。」 を紹介している(同書 8 6 ページ~8 7 ページ)。

ウ アとイで参照した事例を学習し、現地視察やヒアリングを並 行しておこなえば、長期的視野を包合した形での外郭団体等に 関する包括外部監査が、効率的かつ深度の深いものとして実施 可能となる、と考える。

- (4) 次に契約・入札談合問題に関する包括外部監査を実施する際に参照すべき事例として以下が考えられる。
- ア 有用な参考事例としての他府県の評価の高い包括外部監査報告書

(各年度の全国市民オンブズマン連絡会議『包括外部監査の通信簿』のコメントを参考にしている。)

① 平成20年度包括外部監査報告書(豊田市)監査テーマ「工事・委託を中心とした契約・手続及び契約締結後の契約変更について」(204ページ)

平成15年度包括外部監査において契約事務等について個別問題の指摘とともに、入札契約制度の改善に向けて意見が付された。この包括外部監査は、これを受けてのフォロー・アップの意味も持つもの。

総務部契約課及び各契約所管の担当課に対して、ヒアリングと資料提供を要求。平成14年度から平成19年度までの「工事契約」(1000万円以上)、「工事委託契約」(1000万円以上)、「その他委託契約」(1000万円以上)、「そのれを託契約」(100万円以上)、「その別を調査、その増減幅が100万円以上のものと当初契約金額の1割以上増減があるものを把握。

契約「変更」という観点から、サンプリングとして、平成19年度の工事契約において4件、同じく平成19年度のその他の委託契約において4件につき、担当課へのヒアリングと資料検討を中心とした監査を実施。

監査の内容は丁寧で意見・結果は非常に活用性が高いと評価され、

過去に外部監査をしている分野でも新しい視点を加えて過去の監査を補充し、かつ行政の是正度も再点検するものとして「オンブズマン大賞(優秀賞のうち最上ランク)」を獲得。

「外部監査の取組みをさらに深く掘り下げれば、先例がある故にテーマがなくなる等ということはいらぬ心配だったと証明している点でも評価したい。」とのオンブズマンのコメントがある。

② 平成18年度包括外部監査報告書(長崎市)

監査テーマ「財政支援団体等との取引 (主に委託料・補助金) について」(156ページ)

財政支援団体等との取引で、委託料に関しては一者随意契約で有利な状況がないかを監査。さらに補助金については、長期間及び継続予算が一定額の補助に変質していないか、限られた個人・集団に特権的な利益、恩恵を与えていないかを監査し、外郭団体の統廃合や見直し状況を検証。監査結果も非常に特徴的で参考になる。(財)長崎原子爆弾被爆者対策協議会の指摘事項が突出。異常に多額な内部留保の蓄積があり、原爆行政が「聖域」化され、外部の目が届かなかったことが自日の下にさらされる。"エセ同和"ならぬ"エセ破操行政"の問題点が鋭く指摘される。

また、委託契約については、消防局総務課の指摘事項が多い。消 防団等に対する補助金の管理が杜撰であることが具体的な記述では っきりと示される。これまで包括外部監査で取り上げられなかった ためか、管理意識が希薄で、他部署への監査の指摘があったら、同 様な状態にある自らの部署でも、本来は自発的な改善が見られて当 然なはずなのに、外部監査が行わない限り、従前のままという有様 が示される。

内部監査についても興味ある指摘・意見がなされている。内部監

査人たる監査委員については、行政の組織も独立十分な監査権限を有するべきで、現状の、代表監査委員を市職員から登用していることは、監査の独立性を十分確保することが難しい。このため、特に内部監査の責任者は外部から専門家を登用することが望ましい。また、監査事務職員も他部署から配置転換されたものではなく、新規採用による専門職扱いの職員が望ましいと述べる。

この年度の監査の背景には、長崎市で発覚した大規模な裏金問題があると推測される。裏金問題では、金銭的重要性の乏しい場合の簡便的な牽削手続(例えば随意契約方式の採用や少額取引の承認手続の省略)が悪用された。改善策の策定や、新たな機構を整備しても外部の監査を導入しなければ客観性は確保されない。身内だけの対応に終始しても、これまでの組織の体質を考えれば限界があると感じられてならないとする。そしてまとめとして、裏金問題と長崎市の財政逼迫は決して無関係ではない。「予算消化至上主義」と呼称するが、与えられた予算を適法性や効率性にかかわらず使い切ることに価値があるという組織文化・組織環境がある。しかも組織内外の検証を阻み、自らを省みて改善する気風も希薄である、との指摘がなされる。

さらにこの監査テーマに関連する過去の包括外部監査の指摘に関するフォローアップも行っている。「歳出削減のための委託が市や業者の都合のいいように運用され、補助金も漫然と支給される状況が継続している。このような状況は、不正の温床であり、早急な事業の見直し、管理体制の整備が必要である。」と言い切っている。生ぬるい報告書が多い中で、際立っているとし、オンブズマンの高い評価を得て、「オンブズマン大賞(優秀賞のうちの最上ランク)」を獲

オンブズマンは続けて、もちろん長崎市だけがひどいということ はあり得ない。他の自治体も多かれ少なかれ同様の問題はあるはず である、とコメントを続けている。

長野県 横浜市

> 本事例は、契約・入札・談合問題の監査であるが、この包括外部 言い切っている点も他の外部監査報告書と大きく違う。」というのが、 監査の「外郭団体等の分析は的確に問題点を洗い出す。また、各団 体の問題点の指摘には、長崎市との人的・財政的関係をすべて列挙 独立した団体の体をなしていないことが明かにされる。特に、原子 評価できる。また、ブランド振興会に対し、不当利得に対して「今 後改善を求める」ではなく「過去に遡及して返還すべきである」と した上で検討する。これも他の外部監査報告書ではなかなか見られ 爆弾被爆者対策協議会については、「聖城」に踏み込んだもので高く ない丁寧な仕事。その結果、各団体が実質的に市の丸抱えであり、 オンブズトンのコメントである。

イ 有用な参考事例としての、談合防止に関する他府県の入札・契約

(ア) 本年度包括外部監査の作業工数上、東京都と青森市の他に、他 府県の事例を収集して、その県や市町村への視察と担当課への ヒアリングをおこなうことはできなかった。

改革』(学陽書房)には、以下の地方自治体の具体的取り組み (イ) 参考文献として参照した鈴木満『談合を防止する自治体の入札 (態様は、区々である。)が紹介されている。

静岡県吉田市(人口3万人の自治体でも入札改革が可能なこと 横須賀市(入札改革の先頭を行く、として紹介されている。) を示した、として紹介されている。) 薩摩川内市 加古川市 立川市 岡崎市 明石市 松阪市

各地方自治体について、さらにアプローチが可能と思われる。

- 4 過去の包括外部監査では、監査対象とされていなかったか、十分な監査 がなされたと思われない分野(外期団体・部局等を含む)
- 一包括外部監査の網羅性(どのくらいカバーしているか、どこが監査対象となっていないか)について検証する-
- (1) 監査対象とされていない、またはほとんど十分監査対象とならなかったと思われるものは、別紙「包括外部監査の監査対象事項別分類」によると、
- 13 政務調査費、議会費14 情報システム15 福祉
- である。
- (2) 政務調査費、議会費については、沖縄県においてはまだ一度も包括外部監査がなされていない。

今後、政務調査費に対する包括外部監査を実施する際に参照すべき 事例として以下のものがある(各年度の全国市民オンプズマン連絡会 議『包括外部監査の通信簿』のコメントを参考にしている。)。 ① 平成21年度包括外部監査報告書(山梨県)監査テーマ「政務調査費及び議会事務局の財務事務」(57ページ)

平成20年度の各会派及び各議員の政務調査費収支報告書の支出内容につき詳細に調査。部分的に批判もあるが、活用度は高いとして「活用賞」を獲得。

② 平成19年度包括外部監査報告書(広島県) 監査テーマ「政務調査費」(218ページ) 大きな反響を呼んだ外部監査であり、オンプズマンの評価で「優秀賞」を獲得。本監査の結果、不適切支出と指摘された巨額の政務調査

費が返還された。条例改正、事務処理要領の制定という成果あり。

③ 平成18年度包括外部監査報告書(徳島県)監査テーマ「議会費の執行について」(106ページ)

政務調査等についての徳島県民の疑問、批判からテーマとして選んだとして(議員報酬等と事務局人件費は県民の判断に委ねるとし)政務調査費と議員の費用弁償をチェック。議会の自己改善力の弱い問題につき外部監査をおこなったとして「活用賞」を得ている。

広島県の本格的監査は別格としても、報告書のボリュームからしても、 監査範囲と手法の点からも、これらのベスト・プラクティスを参考にす れば、有効な包括外部監査が十分可能と思われる。 (3)また、情報システムに関しても、福祉のテーマについても、上記『包括外部監査の通信簿』等で高評価を得た事例を予め検討し、ベスト・プラクティスとして参照すべき事例を学習したうえで、包括外部監査を実施することは、十分可能と考える。

5 過去の包括外部監査に対する沖縄県(長及び議会を含む)の対応を分析する

先に、第3章 沖縄県における包括外部監査に対する対応、で詳述したとおりである。

行政の「長」を筆頭に、組織としての、包括外部監査に対する取組は非常に弱い。議会(議員)においても、包括外部監査の制度趣旨があまり理解されておらず、議会による行政の監視に包括外部監査報告書が利用されることもほとんどない。

沖縄県(長及び議会を含む)の包括外部監査に対する対応はきわめて不十分である、と言わざるを得ない。

6 現行の措置(監査の指摘・意見に対する行政側からなされる改善への取り組み)に関する沖縄県の公表制度の内容面・手続面の重大な欠陥

これについても、第3章 沖縄県における包括外部監査に対する対応、の前半部分で実態を明らかにし、分析をおこなっている。詳しくは、そこを参照されたい。

7 沖縄県包括外部監査に関する問題点と課題

東京都方式を参考にした、監査された事項のフォローアップのための別途新たな外部監査制度を提言する-

第3章 沖縄県における包括外部監査に対する対応 の後半部分で、先進的取組がなされているケースとして、東京都と青森市の事例を紹介し、東京都方式の採用が適切であると提言している。具体的な内容については、第3章の該当部分を参照していただきたい。

あとがき

平成22年度包括外部監查人 弁護士 照屋俊幸



自治体と民間が共に考え、共に行動する時代です。 PP (Public Private Partnership) 理論というそうです。トップがリーダーシップをとって改革を推進していくべ

補助者 公認会計士 内藤高史

東京都・青森市、多くの公開企業と沖縄県の大き

ゆるかっ

な違いに失望した。

情報公開がとても必要だと感じます。



補助者 中小企業診断士 西里喜明



今こそ、最小の経費で最大の効果を上げ、住民の福祉の向上に寄与するという地方自治の原点を真摯に受け止め、公務の在り方を見直すべき時であると思います。

補助者 公認会計士 嘉陽宗一郎

監査は措置がなされてこそ、意味があるものになります。

本報告書をどんどん活用していただければ幸いです。



林 朋寛

弁護士

補助者



県民・マスコミ・議員等が沖縄県庁及び関連団体等をチェックする際に本報告書を存分に活用して頂ければ幸いで

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課

電話 098-866-2074

印刷所 有限会社 福琉印刷 〒 900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8